第二部 労働運動

第二部　労働運動

第一編　労働争議……二七九
第一章　概況……二七九
第二章　統計からみた争議……二九七
第三章　主要な争議……三一六
第一節　主要な争議の概要……三一六
第二節　官公労・公労協の争議……三二四
第三節　炭労・全炭鉱・全鉱連の争議……三三六
第四節　私鉄総連の争議……三五一
第五節　旭カ丘中学事件と日教組の斗争……三六七
第六節　尼崎製鋼の争議……三七五
第七節　日鋼室蘭の争議……三八五
第八節　近江絹糸の争議……四〇六
第九節　証券取引所の争議……四二九
第一〇節　銀行の争議……四四四
第一一節　駐留軍労働者の争議……四六一
第二編　労働組合運動……四七五
第一章　組織運動……四七五
第一節　総評を中心とした組織活動……四七五
第二節　統一行動の強調……四七七
第三節　全労会議・総同盟の組織方針……四八二
第二節　中小企業にたいする対策……四八五
第三節　凶作・営農資金斗争……四八七
第一節　凍霜害をめぐる運動……四八七
第二節　営農資金獲得斗争……四八七
第二節　夏季一時金斗争……四九〇
第三節　秋季賃金斗争……四九三
第三章　合理化反対斗争……四九七
第一節「合理化」の進展と反対斗争……四九七
第二節　主要労組の合理化反対斗争方針……五〇一
第三節　合理化反対斗争の諸例……五一四
第四章　労働協約と経営参加……五三〇
第一節　労働協約……五三〇
第二節　経営参加……五三〇
第五章　失業者運動……五四〇
第一節　概況……五四〇
第二節　主要な斗争……五四一
第六章　国際労働運動……五四九
第一節　概観……五四九
第二節　国際労働組合運動の特徴……五五二
第七章　主要な労働組合の現状……六〇一
第三編　農民運動……六二四
第一章　農業情勢と農民運動の大勢……六二四
第一節　農業情勢……六二五
第二節　農民運動の大勢……六二五
第二章　米価・供出斗争の展開……六二九
第三節　食管制度の転換と米価……六三八
第二節　米価・供出をめぐる運動……六四三
第三章　凶作・営農資金斗争……六四五
第一節　春季賃金斗争……六四五
第四章　土地斗争・接収反対斗争……六四七
第一節　土地をめぐる諸問題……六四七
第二節　土地斗争・接収反対斗争……六五三
第五章　農村青年運動……六五七
第一節　国際農村青年集会をめぐる動き……六五七
第二節　日本農村青年集会と国際農村青年集会……六五九
第三節　日農青年部結成全国大会……六六二
第六章　日農両派全国大会と運動方針……六六八
第一節　日農統一派第二回中央委員会……六六八
第二節　日農統一派第八回大会……六七〇
第三節　日農主体性派第七回大会……六八四
第七章　全開連総会と全日本開拓者大会……六九四
第一節　全開連総会……六九四
第二節　全日本開拓者大会……六九五
第八章　農民団体の現状……六九七
第四編　その他の社会運動……七〇〇
第一章　平和運動……七〇〇
第二章　人権擁護運動……七一三
第五編　労農政党……七二七
第一章　日本社会党（右派）……七二七
第二章　日本社会党（左派）……七五一
第三章　労働者農民党……七六三
第四章　日本共産党……七七〇

第一編　労働争議

第一章　概況

(一)

一九五四年の年頭には、日本炭鉱労働組合（炭労）の賃金闘争、日本教職員組合（日教組）の教育二法案反対闘争、国鉄労働組合の解雇反対・期末手当闘争が、労働争議の「三本の柱」であつた。二月一七日には、国鉄労組の提唱によつて、炭労、日教組との「三者共闘」が組織されている。

とくに、もつとも重要な「柱」は、炭労の賃金闘争であつた。炭労は、一月一〇日から五日間にわたつてひらかれた第九回臨時大会で、これまでの闘争の教訓に学び、新しい賃金闘争方針をきめた。それは、とかく幹部だけの闘争に陥りがちであつた従来の傾向を脱皮し、組合員の一人一人がたたかう大衆行動の組織化をめざした。そして、一月二八日の時限ストライキにはじまり、三月九日の妥結にいたるまで、運搬部門のストライキによつて、炭鉱資本家に、約一四〇万トンの出炭減と、四〇億円にのぼるといわれる損害をあたえた。この闘争は、要求の一〇%にも満たない基準賃金三〇〇円引上げで妥結したが、たとえ一歩でも半歩でも独占資本の賃金ストップ政策を押しかえし、さらに他の産業部門の労働者に、賃金闘争の突破口を切りひらいた点で、大きな意義をもつている。

炭鉱資本家は、労働者の部分ストライキへの対抗手段として、これまでのようにロック・アウトではなく、賃金カット戦術をもつて臨んだ。それは、資本家がノーワーク・ノーペイの「原則」を押しとおして成功した前年の日産自動車争議をおもいおこさせるものであつた。しかし、山元では、賃金カット戦術の採用によつて、労働組合を分裂させようとした資本家の企図にたいし、大衆行動をもつてたたかい、事実上一〇〇%の賃金支払いを獲得した。とくに、三井三池炭鉱などでは、前年の解雇反対闘争以上の大衆行動の発展がみられた。

このように、炭労は、賃金ストップ政策にたいし、ストライキをもつてたたかつたが、同じ時期におこなわれた日本電気産業労働組合（電産）の賃金闘争は、ほとんどみるべき大衆行動の発展がないまま、三月一九日の中央労働委員会調停案を受諾してしまつた。この調停案の内容は、賃金闘争を「定期昇給制」の枠にはめこみ、賃金ストップ政策の方向を露骨に示すものであつた。そして、これは、他の産業部門の労働者の賃金闘争に、きわめて不利な先例をもたらすこととなつた。

日教組の教育二法案（「義務教育諸学校における教育の政治的中

立の確保に関する法律案」と「教育公務員特例法の一部を改正する法律案」）反対闘争は、一九五四年の年頭におけるもつとも大きな政治問題の一つであつた。この二つの法律案は、第一に、平和教育を禁止すること、第二に、教育労働者の政治活動の自由を否認することをねらつたものである。

教師にたいする、そして教育そのものにたいする、反動勢力の攻撃に直面した日教組は、子供の幸福を現実にまもる活動を仲介として、父兄との話しあいを深め、ひろげることに努力した。闘争は、中年の教師、教頭、校長をも包含し、三月一四日と一五日の「振替授業」に、組合員の約七〇％が参加するという成果を実現した。しかし、闘争の末期、日教組幹部の注意が、国会工作にのみ集中する傾向を生じ、ついに五月二九日、この二つの法律案は、「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案」とともに成立してしまつた。

日教組の教育二法案反対闘争の、これらすべての成果と欠陥は、五月に発生した京都の旭ケ丘中学事件に集中的に現われた。

国鉄労組の柴谷委員長をはじめ本部四人、東京地方三人、新潟地方二人、大阪地方四人、南近畿地方二人、広島地方三人、合計一八人の各級幹部が、前年の年末闘争における公共企業体等労働関係法違反を理由に解雇されたのは、一月二二日のことであつた。これは、前年の同じケースによる解雇が、本部三役に限定されていたのにたいし、当局が五年ぶりで戦闘的幹部のねらいうちをしたものとして注目された。一月二六日から三日間にわたり鎌倉でひらかれた国鉄労組中央委員会は、「民間労組の賃金闘争と教職員に対する政治活動制限反対の闘争にあわせて平和憲法擁護の運動とともに広汎な闘争に発展させよ」ることを決定した。

しかし、闘争は、その出足の早さにもかかわらず、三月一九日には期末手当だけで交渉をまとめ、基本的要求である幹部の解雇撤回を貫徹させることはできなかつた。

(二)

三月八日に調印され、五月一日に発効したMSA協定は、日本国民の利益を、アメリカ合衆国の政策に従属させる方向を、いつそう強化するとりきめであつた。これに伴う国内の政治・経済体制の整備が、吉田内閣の手によつていそがれ、七月一日には「防衛庁設置法」が、同八日には新「警察法」が施行された。しかし、四月二一日の自由党幹事長逮捕延期を指示した法務大臣の指揮権発動、六月三日の国会乱闘事件などに表現されたように、反動勢力の腐敗と内部矛盾は激化し、政治危機はいつそう深刻になつた。

一方、石炭、造船、鉄鋼などの各部門をはじめ、多くの産業で生産が停滞もしくは減少をみせるようになつてきた。賃金切下げを伴う労働日の短縮、帰休命令、大量解雇、企業閉鎖など、労働者への犠牲転稼が広汎におこつてきた。

労働組合の側でも、賃金闘争が困難になるにともなつて、全日本労働組合会議（全労会議）などでは、「経営参加」によつて闘争に代えようとする傾向も現れるにいたつた。

しかし、前に述べた炭労の賃金闘争につづいて、四月から五月にかけ、日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）、合成化学産業労働組合連合会（合化労連）、全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）、全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）などの労働者が、賃金闘争でストライキにたちあがつた。これらの闘争は、炭労の場合にくらべると、一般に若干上廻る賃金増額を獲得し、とくに合化労連のそれは、一九五四年の春季闘争としては最高の金額をかちとつた。かくして、賃金ストップ政策は、かなりの打撃をうけた。だが、電産にたいする中労委調停案や炭労にたいする資本家の

戦術が示したように、賃金増額の成果は、定期昇給制の導入、基準外賃金の削減、賃金カット、労働強化などによって、みるみるうちにとりかえされるようになってきた。労働者階級の闘争は、いままでの労働組合のたたかいかたのくりかえしだけでは、壁にうちあたった感がもたれるようになった。「MSA再軍備反対、平和憲法を守れ」、「ファッショ勢力排除、自由と民主主義を守れ」のスローガンのもとに、戦後最大の統一メーデーに結集した労働者階級は、その闘争において、新たな発展をとげる転機にたった。

このような時期に展開され、重要な意義をもった二つの闘争が、尼崎製鋼の争議と、近江絹糸の争議であった。

尼崎製鋼の争議は、日本の鉄鋼産業が生産縮少に向かっている危機のなかで、八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管などの大企業による、中小企業の系列化、集中強化の過程での、労働者にたいする攻撃がきっかけであった。すでに前年末、その攻撃の矛先は淀川製鋼の労働者に向けられたのであるが、ついで一九五四年春には、尼崎製鋼の労働者に向けられた。

三月二九日、会社は賃金切下げをふくむ「再建案」を発表し、労働組合は四月九日の大会で、これを拒否した。しかし、そのとき、尼崎製鋼の労働者は、会社の「再建案」が、じつは独占資本の全面的な攻撃の口火であることを十分に意識しなかった。したがって、以後七七日間の長期にわたった激しい闘争も、企業内の枠をのりこえて前進することができず、会社経営の実権が三和銀行と同和鉱業の手にうつっているなかで、工場閉鎖、全員解雇という攻撃に身をさらした。尼崎製鋼の労働者は、企業内闘争主義から生ずる弱点を、自分たちの身近かな要求から遊離した「労働プラン」や、戦術としての「家族ぐるみ、町ぐるみ」によって補おうとあせったが、それは、階級間の力関係の現実を軽視した、無理なたたかいかたであった。だが、この敗北の経験は、後の日鋼室蘭の争議にひきつがれ、生かされた。

近江絹糸の争議は、五月二五日、本社従業員有志が「近江絹糸紡績労働組合」（全国繊維産業労働組合同盟加盟）を結成し、六月二日、「仏教の強制絶対反対」、「結婚の自由を認めよ、別居生活を強制するな」、「人権を蹂りんした信書の開封、私物検査を即時停止せよ」、「外出の自由を認めよ」など二二項目を要求したことにはじまり、各工場の女子労働者がいっせいにたちあがった。この闘争は、労働組合所属系統の区別をのりこえて、全労働者階級をゆりうごかし、農民や市民にいたるまでの、ひろい共感と支持をよびおこした。だれでも納得できる最低の要求で統一行動をひろげ、力を蓄積してゆく、という正しい方向をめざした近江絹糸の女子労働者は、組合幹部がいったん受諾した八月四日の中労委斡旋案を大衆的に拒否し、ついに実力をもって、九月一六日、争議開始以来一〇六日ぶりで全面的な勝利をかちとった。

(三)

近江絹糸の女子労働者の闘争にはげまされて、いままで貧困と無権利の状態におかれていた多数の労働者（とくに未組織労働者）がたちあがった。繊維産業では、日東紡郡山、東洋繊維、興国人絹八代、倉敷レーヨン西条、兼松羊毛、日本フエルト、竜田紡績、日毛加古川、鐘紡大淀、郡是製糸宇部、飯島製糸古河などの各工場の労働者が闘争に参加した。やはり、近江絹糸の争議に刺激されて、愛知、三重、京都、大阪などの各府県所在の中小繊維工場には、労働組合が結成されはじめた。

八月二〇日、大阪証券取引所の従業員が労働組合を結成し、二三日からストライキに入り、三〇日、ついに三三・五%の賃金増額とストライキ中の賃金支払いを獲得した闘争は、近江絹糸の闘争の、

もつとも明確な発展であつた。証券労働者は、つづいて八月二九日には神戸で、九月三日には京都で、一〇月五日には名古屋で、そして一〇月一三日には東京で、それぞれたちあがつた。とくに、東京証券取引所の労働者は、一〇月二六日の二四時間ストライキにさいし、一〇〇〇人の武装警官による弾圧を受けたが、これに抗して勇敢にたたかつた。

銀行労働者も、八月三〇日、全国銀行従業員組合連合会（全銀連）傘下の組織が、いつせいに賃金闘争を開始した。とくに、鹿児島、福岡、長崎、大分、広島、伊予、山梨中央、新潟第四、横浜興信、仙台七十七、青森などの各地方銀行の労働者は、時間外勤務拒否から、さらにストライキをおこない、地域の労働者と統一行動をとり、要求貫徹またはそれに近い水準で闘争を妥結した。

一方、このころすでに、日鋼室蘭の歴史的な大争議が開始されており、それがやがて、全国民的な関心を呼びおこす動きを示していた。

六月一九日、日鋼室蘭の会社側から提示された九〇一人におよぶ人員整理案は、四人に一人の解雇を意味する攻撃であり、闘争は、これにたいするぎりぎりの防衛的な性格をもつものであつた。この人員整理案が、独占資本の全面的な攻撃の口火であつた点では、さきに述べた尼崎製鋼の場合と同じであるが、ただ尼崎製鋼の場合とちがつて日鋼室蘭の労働者は、階級間の力関係の現実を軽視して高度の政治的目標を掲げるようなことをしなかつた。かれらは、防衛的な要求で、同じ条件のもとにおかれている鉄鋼産業をはじめ全労働者に統一行動をひろげるよう努力した。その結果、鉄鋼産業や、石炭産業をはじめ、多くの産業部門の労働者が、日鋼室蘭の労働者に熱心な援助をあたえた。

日鋼室蘭の労働者はもちろんのこと、この闘争に参加し、あるいは、さまざまな形式で協力したすべての労働者は、日鋼室蘭の争議が（そして他のすべての労働組合運動が）一企業を相手にたたかわれているのではないこと、その背後にある優勢な相手にうちかつには労働者階級の統一をひろげ、固め、力を蓄積してゆく以外に道のないことを知るようになつた。日鋼室蘭の労働者は、分裂して第二組合に参加した労働者にも友好の手をさしのべるまでに成長した。

一二月二六日、全員大会が、満場一致で中労委斡旋案を受諾することにより、この争議は終止符をうつたが、「一人が百歩すすむより、百人が一歩すすもう」という合言葉は、日鋼室蘭二〇〇日の闘争の教訓として、もつとも貴重なものであつた。

本年鑑は、第二部第一編第三章において、つぎの争議を詳説している。

(1) 官公労・公労協の争議
(2) 炭労・全炭鉱・全鉱連の争議
(3) 私鉄総連の争議
(4) 旭カ丘中学事件と日教組の闘争
(5) 尼崎製鋼の争議
(6) 日鋼室蘭の争議
(7) 近江絹糸の争議
(8) 証券取引所の争議
(9) 銀行の争議
(10) 駐留軍労働者の争議

第二章　統計からみた争議

一九五四年の「労働争議統計」（労働省労働統計調査部）によつて、この年の労働争議の特徴をみると、つぎのような諸点を指摘することができる。

一、争議行為を伴つた争議の件数は、戦後労働運動の一つのピークをなしている一九四八年以来の最高記録であつた。

二、争議行為を伴つた争議の参加人員は、総争議参加人員の五八・七%を占め、戦後最大の比率を示した。

三、同盟罷業（ストライキ）の件数は、一九四八年以来の最高記録で、戦後第二位であつた。

四、同盟怠業（サボタージュ）の件数ならびに参加人員は、日本労働運動史上の最高記録であつた。

五、参加人員一人―四九人の小規模争議と、参加人員五〇〇〇人以上の大規模争議が増加した。

六、労働組合の承認または労働組合活動に関する要求件数が、敗戦直後の一九四六年を除けば戦後最高記録であつた。

七、要求貫徹の争議件数が増加し、要求不貫徹の争議件数ならびに参加人員が減少した。

八、しかし、資本家の攻撃も激しく、工場閉鎖（ロック・アウト）による労働損失日数は、約一一八万日にたつし、日本労働運動史上の最高記録であつた。

以下、これらの諸点を、統計表にもとづきながら詳しくみることにしよう。

（注）　従来の労働争議統計資料　労働争議統計に関する資料は、わが国においては一八九八年以来、内務省警保局において取扱われていたが公表されなかつた。一九二二年、内務省社会局が新設されるにおよんで、同局が編集の任にあたり、一九二四年以降、「労働時報」に公表するようになり、ひきつづいて厚生省労働局（後に勤労局、労政局）、労働省労政局が編集の任にあたり、一九四八年九月以降、労働省労働統計調査局（部）へ移管され現在におよんでいる。

また資料は一九二四年以降、毎年、内閣統計局編集の「労働統計要覧」に掲載され、一般に紹介されているので厳密に比較することはできない。一例を挙げれば一九一九年より一九二六年までは、争議行為の対象を「同盟罷怠業」、一九二七年より一九四五年までは「同盟罷怠業及び工業閉鎖」、一九四六年以降「同盟罷業、同盟怠業、工業閉鎖及び業務管理」を対象としている。（「労働争議統計調査必携」による。）なお、労働省労働統計調査部「統計から見たわが国の労働争議」（一九五〇年一二月）はよくまとつており、参考になる。

（注）　現在の労働争議統計の作成方法と公表　現在、争議統計は争議当事者である使用者側と労働者側の双方より調査しているが、夫々の立場により両者の提出する報告にはくい違いがありうる。

労働関係調整法によれば争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労働委員会または都道府県知事（船員法（昭和二二年法律第百号）の適用をうける船員に関しては海運局長）にとどけ出なければならない規定になつているが、争議発生前の状況および発生後の経過、解決状況などを調査し、労働省に報告書を提出する事務は主として各都道府県の労政課が

担当し、その集計、報告書内容の規正または争議発生当事者への照合は労働統計調査部が担当することになつている。（「労働争議統計調査必携」による。）

（注）対象と単位　労働争議の統計の対象はいうまでもなく労働争議である。本来、労働争議とは「労働関係に関する労使間の紛争」であり、関係法規には拘泥しない、とされている。しかしこのような広義の争議状況を正確に全国的に調査することはきわめて困難である。したがつて調査の正確さを期するために、比較的容易に調査できる争議についてのみその範囲を限定する必要がある。そこでこの統計においては同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖および業務管理などの争議行為を伴つた争議と争議行為を伴わないが解決のために第三者が斡旋調停、仲裁等をなした争議に限定されている。

右のほか、つぎの諸点が注意されねばならない。

A　争議は労資間の紛争であるから労働者相互間の争いは労働争議ではない。

B　少なくとも当事者の一方である労働者は集団をなして資本家と対抗していなければならない。すなわち単独の労働者と資本家の争いは労働争議ではない。

C　これに対し政治的争議および同情争議は調査対象に含まれる。

次に争議の単位は調査および統計上十分考慮しなければならない問題である。この統計においては独立の工場、事業所を単位として調査することになつている。したがつて共同争議や労働組合連合団体の労働争議の場合は各々独立している工場、事業所ごとに調査する。従来この調査単位は、「企業単位」または「組合単位」、「事業所単位」が混用されていたが、一九五〇年四月の改訂によつて（同年五月より）すべて調査単位を事業所単位に統一したわけである。

しかし、集計単位としては労働組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合は何れも一件の争議として集計することは従前と変りはなく、したがつて争議件数は必ずしも事業所単位には一致しない。ただ、府県別分布の集計にさいしては各都道府県の事業所ごとに集計する。（「労働争議統計調査必携」による。）

争議件数および参加人員　一九五四年の労働争議（この一年間に新規発生した争議へ前年から繰越して継続した争議を加えたもの）は、これを総争議（争議行為を伴つた争議と争議行為を伴わない争議）についてみると、件数一二四七件、その参加人員二六三万五四二六人であつて、前年にくらべ、件数では三〇件の減少、参加人員では七六万三二四一人の減少となつている（第247表）。

総争議件数は、僅かに減少したとはいえいぜんとして一九五一年、一九五二年の水準を上廻つているが、その参加人員の減少は顕著である。すなわち、総争議参加人員は、前年にくらべ約七六万人の減少（前年は前々年にくらべ約二八万人の減少）を示したばかりでなく、戦後最低記録の一九五〇年――朝鮮戦争勃発前後の弾圧の激しかつた年――を除けば、ほかのすべての年より下廻つている。

ところが、争議行為（同盟罷業、工場閉鎖、同盟怠業、業務管理）を伴つた争議だけについてみると、一九五四年は件数七八〇件、参加人員一五四万六六一九人で、前年にくらべ、件数では一八件の増加、参加人員では一九万六六一〇人の減少となつている。とくに、争議行為を伴つた争議の件数は、戦後労働運動の一つのピークをなしている一九四八年以来の最高記録であり、また、その参加人員も、前年および前々年の水準にたつしないとはいえ、戦後第四位

第 247 表　年別労働争議件数・参加人員（発生・繰越）

年別	総争議		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	920	2,722,582	810	634,983	110	2,087,599
1947年	1,035	4,415,390	683	295,321	352	4,120,069
1948年	1,517	6,714,843	913	2,605,483	604	4,109,360
1949年	1,414	3,307,407	651	1,239,546	770	2,067,861
1950年	1,487	2,348,397	763	1,026,841	783	1,321,556
1951年	1,186	2,818,688	670	1,386,434	584	1,432,254
1952年	1,233	3,683,435	725	1,844,399	573	1,839,036
1953年	1,277	3,398,667	762	1,743,229	584	1,655,438
1954年	1,247	2,635,426	780	1,546,619	552	1,088,807

〔備考〕 1）労働省「労働争議統計」による。
2）年集計，以下とくに附記しないかぎり同じ。

つぎに、争議による労働損失日数は第248表のとおりである。すなわち、一九五四年は、戦後最低を記録した前年よりさらに約四四万日も下廻つた。しかし、工場閉鎖による労働損失日数だけについてみると、約一一万日にたつし、前年および一九五〇年の水準さえはるかに上廻る戦後最高記録を示している。これは、資本家の攻撃が、いかに激しいものであつたかを語る数字であるといつてよいだろう。

（注）労働損失日数とは、作業停止労働争議（同盟罷業・工場閉鎖）がおこなわれた期間に、じつさいに労働の「損失」となつた労働日数を占めている。

第 248 表　労働損失日数

年月別	総数	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの
1946年	6,266,255	6,093,263	172,992
1947年	5,035,783	4,894,235	141,548
1948年	6,995,332	6,879,721	115,611
1949年	4,320,688	4,252,334	68,354
1950年	5,486,059	5,133,162	352,897
1951年	6,014,512	5,972,032	42,480
1952年	15,075,269	15,012,034	63,235
1953年	4,279,220	3,853,966	425,254
1954年	3,836,276	2,659,129	1,177,147
1954年 1月	70,610	55,049	15,561
2月	74,016	73,961	55
3月	109,093	108,749	344
4月	269,974	264,489	5,485
5月	267,790	224,011	43,779
6月	352,166	261,581	90,585
7月	405,365	194,861	210,504
8月	426,013	82,272	343,741
9月	496,726	266,099	230,627
10月	121,039	42,853	78,186
11月	586,061	511,738	74,323
12月	657,423	571,536	85,887

〔備考〕 労働省「労働争議統計」による。

第249表　月別労働争議件数・参加人員（発生）

——1954年——

	総争議		争議行為を伴つたもの								争議行為を伴わないもの	
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		業務管理			
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	51	210,790	27	168,601	21	6,400	—	—	—	—	25	42,189
2月	56	102,319	36	16,380	30	14,741	1	11	—	—	21	85,939
3月	98	184,557	54	18,971	43	13,799	1	43	1	117	45	165,586
4月	99	116,854	61	78,425	44	51,179	1	225	—	54	44	38,429
5月	81	57,105	46	30,254	32	24,475	2	157	—	—	39	26,851
6月	102	199,281	59	137,180	38	64,083	3	5,551	—	305	45	62,101
7月	104	237,424	65	39,600	55	21,829	2	3,299	—	—	43	197,824
8月	89	30,761	60	18,324	51	15,579	2	142	—	—	39	12,437
9月	87	875,638	42	16,822	36	11,077	2	852	—	—	47	858,816
10月	68	27,025	42	22,983	32	10,137	4	519	—	—	29	4,042
11月	126	162,752	79	87,367	57	41,983	2	27	—	—	51	75,385
12月	234	141,440	151	109,463	120	81,364	4	1,695	—	—	94	31,977

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

た延日数の合計である。

労働の「損失」は、二種類に大別される。その一つは、同盟罷業や工場閉鎖に直接関係した労働者の延人員であらわされる直接労働損失日数である。その二つは、炭鉱における採炭夫の罷業のように、一部の労働者が同盟罷業をおこなつたために、その事業所の他の労働者が作業停止をせざるを得なかつた延人員であらわされる間接労働損失日数である。しかし、労働省「労働争議統計」は、間接に作業を停止せざるを得なかつたが事業所が異る場合、たとえば停電ストライキによる一般工場の作業停止などは間接労働損失日数に含めていない。（本年鑑は、直接労働損失日数だけを掲げている。）

労働損失日数の計算方法は、直接であると間接であるとを問わず、短期間の作業停止争議であれば作業停止をおこなつた労働者の延人員をとる。長期の場合には、作業停止をした人員に

第 250 表　月別労働争議件数・参加人員（発生・繰越）　——1954年——

月別	総争議		争議行為を伴つたもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1　月	95	257,132	36	180,252	61	76,880
2　月	96	194,433	47	37,551	50	156,882
3　月	149	447,469	72	128,062	78	319,407
4　月	166	406,748	82	185,216	97	221,532
5　月	156	368,555	71	146,030	100	222,525
6　月	174	403,746	77	231,517	102	172,229
7　月	178	456,624	90	80,369	97	376,255
8　月	157	299,131	82	36,513	90	262,618
9　月	147	1,238,319	64	135,415	88	1,102,904
10　月	143	1,036,893	66	31,911	84	1,004,982
11　月	193	1,231,291	105	526,521	104	704,768
12　月	348	1,153,547	209	520,278	168	633,269

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

可能労働日数を乗じて算定する。一九五〇年四月までは、七日以上継続する作業停止争議の場合、一律に七日につき一日を差引いて日数を計算していたが、一九五〇年五月からは、可能労働日数で計算することに変更された。可能労働日数とは、歴日の日数からその事業所でじつさいに休日ときめている日を差引いた日数である。

なお、四時間未満の罷業は、怠業に含められており、一日のうち四時間以上の罷業は、一日として計算されている。（詳しくは、労働省「労働争議統計調査必携」を参照。）

さらに、一九五四年における労働争議件数、参加人員、損失日数の月別推移をみよう。

発生労働争議件数（総争議）では、多い月から順位をつけると一二月、一一月、七月（前年は一二月、一一月、一〇月（前年は一一月、二月、九月）の順になつている（第249表）。これは、ほぼ例年と同じ月別推移のカーヴであるが、ただ、前年とくらべ、どちらかというと年末に発生件数が集中している。（とくに、一二月の同盟罷業発生件数は、前年を上廻つている。）

発生労働争議参加人員（総争議）では、多い月から順位をつけると、九月、七月、一月（前年は五月、七月、六月）の順になつており、少い月から順位をつけると一〇月、八月、五月（前年は一月、二月、八月）の順になつている。しかし、発生労働争議参加人員を、同盟罷業だけについて多い月から順位をつけると、一二月、六月、四月の順に変ることは、注意を要するであろう。

発生・繰越労働争議件数（総争議）でも、発生労働争議だけの場合とほぼ同じ月別推移を示している（第250表）。だが、これを参加人員についてみると、発生労働争議だけの場合（比較的、夏に集中

している）と異り、きわだつて年末に集中している。これは、前年にみられなかつた特徴である。

労働損失日数では、一ヵ月五〇万日を越えた月が、前々年は六回、前年は三回であるが、一九五四年は一一月と一二月の二回にすぎなかつた。

争議の形態　労働省「労働争議統計」では、労働争議をつぎのように分類している。

- 同盟罷業
- 工場閉鎖
- 同盟怠業
- 業務管理
- 労働委員会の関与したもの
- 労政職員の関与したもの
- その他の関与したもの

（注）争議行為とは、争議行為を伴うもの
争議行為を伴わないもの
が調整のため第三者
が関与したもの
ことを目的とした行為であつて、業務の正常な運営を害する行為」をいう（前掲「争議当事者がそれぞれの主張を貫徹する「調査必携」）。そして、争議行為の形態は、その戦術によつて同盟怠業、同盟罷業、工場閉鎖および業務管理の四種に区分されている。

「同盟怠業」とは、労働者の団体が、自分たちの主張を貫徹するために、作業を継続しながらも、それを量的、質的に低下させる戦術をいう。ただし、作業停止継続時間四時間未満の同盟罷業は、同盟怠業に含められている。

「同盟罷業」とは、労働者の団体が、自分たちの主張を貫徹するため、一時的に作業を停止する戦術をいう。

「工場閉鎖」とは、資本家が、労働者の争議にたいする対抗手段として、自分の主張を貫徹するために、生産活動の停止を宣言し、作業を停止させる戦術をいう。しかし、争議行為としての工場閉鎖と、休廃業を意味する閉鎖とは、区別されていることに注意しなければならない。たとえば、事業の休廃業または移譲などを目的として資本家が工場閉鎖を労働者側に通告し、そのために閉鎖反対の要求がおこつたが、資本家側が通告どおり工場を閉鎖したとすれば、それは廃業であつて、ここにいう工場閉鎖とはみなされない。資本家が休廃業と称して作業を停止した場合でも、資本家の主張が貫徹したときは作業を続行する意図のもとにおこなわれるものであれば、工場閉鎖とみなす（現実には、この判定はきわめてあいまいである）。また、資本家が、どんな目的で閉鎖をしたにしても、閉鎖を労働者側に通告し、労働者が業務管理をおこなつたとすれば、その争議行為の分類は業務管理とみなす。

「業務管理」とは、争議手段として資本家の意志を排除して労働者が事業所を占拠し、もつぱら労働者の方針によつて生産や業務を遂行する戦術をいう。業務管理には、生産管理、事務管理などがふくまれる。なお、業務管理とよばれるもののうちには、労働者による事業の運営が、資本家の承認のもとにおこなわれているものがあるが、これは争議行為としての業務管理とはみなされない。

ところで、たとえば一つの争議が、集計期間中に、最初は争議行為を伴わず、後に同盟怠業をおこない、ついで同盟罷業が発生し、しばらく休止していてさらにまた同盟罷業が発生するなどのように、数種の形態がとられることもあり、また、同時に異つた形態の争議がおこなわれることもあるわけである（現実には、とくに前者のような事態がふつうである）。

一九四六年以降、この形態別の決定方法は、集計期間中に数種の形態をもつて、その争議の形態ときめていた。しかし、一九五〇年五月以降は、数種の形態の争議がおこなわれた場合には、各形態ごとに、それぞれの参加人員を用いて一件の争議としてとりあつかい、争議行為を伴つたものの小計欄には一まとめにして一件の争議として計上し、参加人員は各形態のうち最大の参加人員をもつ一回だけ集計している。しかし、同じ形態が二回以上おこなわれたときは、一回だけ計上されている。第三者が関与した争議で争議行為を伴つたときは、争議行為を伴つた参加人員と総参加人員との差を、争議行為を伴わないものの欄に各一件として集計し、総争議の欄には一括して一件とし総参加人員を用いて計上している。したがつて、各形態ごとの件数、参加人員の合計は、争議行為を伴つた参加人員の小計と一致せず、争議行為を伴つた小計の件数と争議行為を伴わない件数の合計は、総争議の件数と一致しない。

年間総争議件数ならびに参加人員のうちで、争議行為を伴つたものの比率をみると、第251表のとおりである。すなわち、一九五四年の争議行為を伴つた争議は、件数においては総争議の六二・六％で、一九四七年を除く戦後最高の比率を記録した。また、参加人員においては、総争議の五八・七％で、戦後労働運動史上かつてない大きい比率であつた。

第251表　総争議中，争議行為を伴つたものの比率

年別	件数	参加人員
1947年	66.6%	6.7%
1948年	60.2	38.8
1949年	46.0	37.5
1950年	51.3	43.7
1951年	56.5	49.2
1952年	58.8	50.1
1953年	59.7	51.3
1954年	62.6	58.7

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

争議行為を伴つた争議をさらに各争議形態別にみると、第252表のとおりである。第一に、同盟罷業は、その参加人員においてかなりの減少傾向（前年にくらべ四一万八四〇八人減）を示しているが、件数は戦後労働運動の一つのピークをなした一九四八年以来の最高で、戦後第二位を占めた。第二に、同盟怠業は、件数・参加

第252表　争議形態別労働争議件数・参加人員

年別	同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1946年	622	510,391	80	7,024	130	75,069	170	140,569
1947年	382	212,081	88	7,693	141	62,922	93	24,039
1948年	667	2,298,530	83	6,638	136	301,576	54	6,548
1949年	511	1,117,154	53	7,447	100	128,980	25	8,322
1950年	566	761,051	45	26,588	267	409,356	28	6,446
1951年	564	1,159,740	35	4,819	184	362,114	—	—
1952年	576	1,622,549	29	8,608	241	616,717	2	476
1953年	602	1,333,519	27	23,389	261	732,118	4	271
1954年	623	915,111	32	21,846	271	967,821	6	869

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第253表　規模別労働争議件数・参加人員

規模別	総争議		争議行為を伴なつたもの									
			小計		同盟罷業		工場閉鎖		業務管理		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1～29人	251	4,066	150	2,486	137	2,248	4	66	1	20	107	1,596
30～49	133	5,121	87	3,384	77	2,980	5	208	—	—	51	1,933
50～99	189	13,086	104	7,134	84	5,805	5	318	2	109	80	5,620
100～499	353	82,813	236	55,736	179	40,886	9	1,717	3	740	121	27,780
500～999	98	70,725	68	48,806	46	33,029	3	1,857	—	—	27	20,337
1,000～4,999	100	237,085	69	156,413	57	136,707	3	6,613	—	—	26	66,473
5,000人以上	71	2,125,087	54	1,216,724	33	672,195	1	9,870	—	—	15	321,054

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

人員ともに戦後最高を記録した。第三に、業務管理は、一九五一年以来、ほとんどみるべきものがなかつたが、さいきん件数・参加人員ともに増大の傾向をたどつている。

争議の規模　一九五四年の労働争議を参加人員の規模別にみると、第253表のとおりである。総争議件数では、一〇〇人――四九九人の中規模が三五三件で第一位、一人――二九人の小規模が二五一件で第二位となつている。しかし、工場閉鎖件数だけについていうと、三〇人――四九九人の小・中規模に集中しており、また、同盟罷業件数だけについていうと一〇〇人――四九九人の中・大規模に集中している。

一九五四年の規模別総争議件数を前年とくらべて、とくに注目されるのは、一人――四九人の小規模の争議が増加している点も見失うことができない。これらに反して、五〇人――四九九人の規模の争議は減少しているのである。

争議の産業別分布　一九五四年の労働争議を、作業停止労働争議（同盟罷業、工場閉鎖）について、どの産業部門に多く発生したかをみると、第254表のとおりである。

産業大分類別にみて争議件数の多い部門は、第一位が製造業（三八一件、前年にくらべて一二件増）、第二位が鉱業（一〇七件、前年にくらべて一〇件増）、第三位が運輸通信その他公益事業（八一件、前年にくらべて一二件減）、第四位がサービス業（二三件、前年にくらべて一一件減）となつており、製造業を中分類別にみると、第一位が機械製造業（七九件）、第二位が輸送用設備製造業（四三件）、

第254表　産業別作業停止労働争議件数・参加人員・損失日数

産業別	件数	参加人員	損失日数
全産業	647	927,821	3,836,276
農業	1	37	74
林業	3	13,022	16,001
漁業	3	423	8,790
鉱業	107	127,464	663,439
建設業	11	3,860	13,095
製造業	381	292,553	2,011,089
食料品	14	6,014	23,683
煙草	2	29,649	43,853
紡績業	23	22,300	817,647
衣服・身廻品	3	318	852
木材・木製品	14	1,344	7,022
家具・建具	5	499	2,615
紙・類似品	16	8,384	21,107
印刷出版	22	6,416	20,916
化学工業	33	31,366	110,875
石油・石炭製品	3	119	295
ゴム製品	10	4,967	14,178
皮革・皮革製品	4	709	26,461
ガラス・土石	23	2,960	21,842
第一次金属	23	51,713	196,287
金属製品	22	6,375	17,212
機械製造	79	25,192	485,131
電気機器	32	38,304	50,931
輸送用設備	43	54,621	134,606
専門機械	4	1,118	14,166
その他	6	185	1,428
卸売・小売	10	12,722	26,683
金融・保険	12	5,617	31,915
不動産	0	0	0
運輸通信・公益事業	81	329,145	792,102
サービス業	23	113,453	237,733
公務	15	29,425	35,355

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第三位が化学工業（三三件）である。前年は、輸送用設備製造業と化学工業の地位が逆になつていた。

また、参加人員の多い部門を、製造業の中分類別にみると、第一位が輸送用設備製造業（約五万人、前年第二位）、第二位が第一次金属製造業（約五万人、前年第一位）、第三位が電気機器製造業（約四万人、前年第四位）、第四位が化学工業（約三万人、前年第三位）である。

さらに、労働損失日数の多い部門を、製造業の中分類別にみると、第一位が紡績業（約八二万日）、第二位が機械製造業（約四九万日）、第三位が第一次金属製造業（約二〇万日）である。

（注）　件数、参加人員ともに輸送用設備製造業の順位が高いのは、とくに造船業部門に労働争議が多かつたためである。

なお、一九五四年の産業別各月発生労働争議を総争議についてみたのが、第255表である。

争議の地域別分布　本来、労働争議統計において、この項は重要な位置を占めるのであるが、労働省は一九五四年について集計をお

労　働　争　議（総　争　議）

——1954 年——

6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
				1	37								
1	2,767					1	46,992					1	36
				3	67					2	1,856	1	10
7	13,601	9	2,647	11	4,693	5	1,877	12	3,637	11	10,316	31	25,590
2	631	2	790					1	145	6	2,183	5	1,283
3	9,758	5	1,431	9	4,567	5	1,877	7	3,296	5	8,183	25	24,260
								1	24			1	47
2	3,212	2	426	2	126			3	172				
		2	273	6	974			2	116			4	4,826
66	85,175	70	98,738	43	2,432	47	35,815	39	5,459	81	60,792	146	75,390
2	80	1	57	3	161	3	6,476	5	643	5	889	5	935
1	8,392	1	37,870										
11	14,158	9	132,435	4	160	5	2,659	6	966	4	5,470	10	11,986
1	118							1	40	1	4	2	326
4	263	1	42	2	41	2	966	2	146	2	27	5	629
1	281	4	376			1	155	2	184	1	23		
3	2,884	3	82	4	587					4	329	4	2,597
3	369	4	477	1	67	2	7,645	3	326	3	166	8	1,555
9	10,150	2	1,070	2	246	4	2,507	2	1,497	9	14,840	10	720
						2	4,906			2	2,418	1	4,873
2	4,405	1	191			1	1,765	1	408	3	558	7	1,700
		2	342							1	498		
3	73	2	85	7	626	2	36	2	76	3	245	14	3,326
2	37,716	4	684	1	47	3	3,444	1	241	2	183	8	4,272
1	256	3	883	2	394	3	1,912	3	127	3	1,094	8	3,273
8	1,344	17	8,376	12	706	8	1,461	6	320	18	2,686	35	9,814
5	758	4	155	3	351	5	208	4	337	9	25,539	4	1,382
4	2,359	11	15,609	1	23	3	1,171			6	5,430	24	27,960
4	1,485					1	440			2	296	1	42
2	84	1	4	1	23	2	64	1	148	3	97		
2	255	3	5,300			5	455	2	2,389			5	97
1	288	2	504	5	2,692	3	7,122	3	906	1	8	2	275
15	93,611	13	29,055	15	10,306	20	783,146	9	2,151	14	70,931	24	6,174
1	1,029			1	70	2	419,338						
1	247	3	20,541			2	306	2	1,221	2	3,672	1	115
5	334	4	695	5	428	6	826	3	680	5	427	5	1,099
3	276	1	60	4	248	2	126	2	84	2	678	4	1,133
				1	53	1	400					2	114
1	588	4	522	2	279	3	652	2	166	2	2,804	6	709
2	28,731					2	356,378					2	135
2	62,406	1	7,237	2	9,228	2	5,120			3	63,350	3	2,819
												1	50
7	1,781	5	907	5	8,560	6	231			8	6,937	14	6,389
										1	5,272		
												2	37
1	750	1	55	1	110					2	77	3	816
						2	72			1	20		
2	41	1	85							1	100	4	5,066
4	990	3	767	4	8,450	4	159			3	1,468	5	470
3	1,803							1	12,367	9	11,902	6	22,653

第255表　産業別各月発生

産業別	1月		2月		3月		4月		5月	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
農業									1	27
林業	2	8,818	1	40						
漁業									1	300
鉱業	7	1,193	11	8,506	9	976	13	12,016	8	19,263
金属鉱業			1	347	2	99	2	2,444	3	7,721
石炭及び亜炭鉱業	6	737	9	8,110	5	804	10	4,629	5	11,542
原油及び天然ガス鉱業							1	4,943		
非金属鉱物製品製造業	1	456	1	49	2	73				
建設業			1	283	5	118	2	67		
製造業	27	30,275	32	9,122	62	59,029	64	87,258	53	19,975
食料品製造業	1	74	2	51	1	85	1	72	3	7,411
煙草製造業	1	1,425								
紡織業	6	25,123	6	950	9	23,838	5	15,649	5	1,128
衣服及び身廻品製造業	1	79			1	118	1	8	1	21
木材及び木製品製造業	3	142	3	99	3	240	4	420	4	197
家具及び建具製造業			1	13	1	11				
紙及び紙類製品製造業	2	60	1	189	4	457	1	31	4	2,944
印刷出版及び類似業	1	73	2	3,963	10	6,560	2	185	4	137
化学工業	2	980	3	307	4	11,487	16	12,870	2	2,225
石炭製品製造業	1	11					2	108		
石油及び石炭製品製造業	2	1,829			2	1,773	1	112	1	73
ゴム製品製造業					1	86	1	245	2	181
皮革及び皮革製品製造業					2	48	3	77	5	331
窯業及び土石製品製造業	2	125	1	1,173	4	1,389	3	285	3	2,171
金属製品製造業	1	146	1	189	2	79	1	91	1	35
一次金属製造業	1	101	10	1,858	11	776	9	11,222	9	1,779
機械器具製造業	1	17					13	45,866	2	187
電気機械器具製造業			2	330	7	12,082			7	1,155
輸送用機械器具製造業							1	17		
専門サービス業	2	90								
その他の製造業			1	3	1	20	3	90	2	332
卸売及び小売業	1	12			2	1,893	2	171	1	43
不動産業										
金融保険業	11	170,184	9	81,015	13	121,649	8	1,304	12	16,424
運輸通信業	2	110,099							1	12,286
公益事業			2	458	3	115,029	2	556	1	71
その他の運輸事業	2	238	2	388	4	171	1	273	2	196
鉄道業	2	132	1	11	2	290	3	309	5	1,285
地方鉄道業					1	64	2	166	1	200
軌道業										
道路旅客運送業										
道路貨物運送業										
水運業										
航空運送業										
倉庫業										
運輸に附帯するサービス業			1	72,476						
通信業	2	46,338	2	1,882	1	6			1	2,159
熱供給業	3	13,377	1	5,800	1	5,966			1	227
水道業					1	123				
衛生サービス業	3	308	1	3,350	5	542	6	15,177	3	741
修理業					1	26	2	11,951	1	700
自動車修理業							1	26		
その他の修理業										
映画演劇業	1	6			1	27				
興行場及び興行団										
教育事業	2	302	1	3,350	3	489	3	3,200	2	41
その他の公務					1	330	1	771		

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

第256表　主要要求事項別発生労働争議件数

要求事項	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年
組合承認または組合活動に関する要求	60	24	5	—	14	14	12	26	30
労働協約の締結（または全面的改訂）	282	188	205	143	115	79	75	99	104
賃金増額	675	487	615	250	246	566	496	470	398
賃金減額反対	9	1	9	49	69	6	15	14	49
賃金定期支払い	23	38	93	252	369	114	128	86	141
その他賃金に関する要求	—	—	—	—	—	—	—	—	51
臨時給与金の要求	140	153	155	127	225	347	352	435	408
解雇休業手当および退職金制度の確立および増額	—	—	—	—	—	—	—	—	70
労働時間の変更	203	42	17	4	5	11	8	8	11
休暇休日に関する要求	217	44	19	6	3	8	9	9	20
その他作業条件に関する要求	—	—	—	—	—	—	—	—	25
労働協約の効力に関する要求	—	—	—	—	—	—	—	—	11
経営参加	241	47	44	5	12	3	3	3	13
事業休止廃止または操業短縮反対	52	47	53	67	31	19	18	21	35
解雇反対または解雇者の復職	183	113	179	347	259	102	139	127	203
その他人事に関する要求	—	—	—	—	—	—	—	—	36
福利厚生施設	110	26	23	4	3	3	9	7	15
その他	1,040	579	560	572	386	165	325	290	19
退職金	—	—	—	—	—	—	—	—	61

〔備考〕 1）労働省「労働争議統計」による。
2）1946年～1953年の「その他」のうちには，「その他賃金に関する要求」，「解雇休業手当及退職金制度の確立及増額」，「その他作業条件に関する要求」，「労働協約の効力に関する要求」，「その他人事に関する要求」などが含まれる。
3）発生争議総件数と要求事項別争議合計とが一致しないのは，争議が二つ以上の要求をもつことがあるため。

第257表　月別・主要要求事項別発生労働争議件数

—1954年—

| 月別 | 賃金および手当 | | | | | | | | | 給与以外の労働条件 | | | | | 経営および人事 | | | | | | | | |

第258表　解決方法別労働争議件数・参加人員

年別		当事者直接交渉	労働委員会関与			労政職員	その他第三者の調停	自然消滅
			小計	斡旋	調停			
1949年	件数	500	614	—	—	—	106	—
	参加人員	525,713	1,303,017	—	—	—	201,925	—
1950年	件数	603	610	—	—	—	219	—
	参加人員	470,085	358,837	—	—	—	613,408	—
1951年	件数	501	477	—	—	—	184	—
	参加人員	850,976	1,055,748	—	—	—	66,982	—
1952年	件数	482	467	—	—	—	160	—
	参加人員	1,028,439	1,417,683	—	—	—	484,283	—
1953年	件数	561	448	—	—	—	172	—
	参加人員	2,130,918	660,258	—	—	—	375,299	—
1954年	件数	621	409	373	36	58	70	33
	参加人員	1,589,921	703,137	332,479	370,658	6,948	8,564	231,428

〔備考〕　1)　労働省「労働争議統計」による。

2)　1953年のみ年累計。

第259表　解決結果別労働争議件数・参加人員

年別		総数	貫徹	妥協	不貫徹	不明
1949年	件数	1,270	137	845	288	—
	参加人員	2,030,655	24,755	1,667,176	338,724	—
1950年	件数	1,429	153	1,046	230	—
	参加人員	1,441,542	33,515	1,013,140	394,887	—
1951年	件数	1,162	92	983	87	—
	参加人員	1,973,619	40,659	1,864,400	68,560	—
1952年	件数	1,109	62	968	79	—
	参加人員	2,930,405	7,629	2,408,291	514,485	—
1953年	件数	1,208	73	1,031	104	—
	参加人員	3,090,469	61,544	2,710,628	318,293	—
1954年	件数	1,191	80	1,018	86	7
	参加人員	2,539,998	14,071	2,371,924	148,909	5,094

〔備考〕　労働省「労働争議統計」による。

あり、労働組合の基本的な権利の擁護と労働者の最低生活防衛についての要求が中心になつている。これにたいして、賃金増額、臨時給与金の要求などが、前年にくらべて減少しているのが特徴的である。とくに、組合承認または組合活動に関する要求件数が、一九四六年を除けば戦後最高を示していること、賃金増額に関する要求が、戦後労働運動のもつと

も困難な時期であつた一九四九年、一九五〇年ほどではないにしても、きわめて少かつたこと、などは注目に値いする。

なお、一九五四年の主要要求事項別発生労働争議件数を、月別にみると、第257表のとおりである。

争議の解決状況　一九五四年の労働争議の解決状況を、解決方法、解決結果からみよう。（例年掲載してきた争議の継続期間については、労働省が一九五四年分の集計をおこなつていないので割愛せざるを得ない。）

まず、解決方法別にみると、第258表のとおりである。一九五四年の特徴は、前年にひきつづき、件数において、労働委員会関与より当事者直接交渉が増加していること、しかし参加人員においては、その逆になつていることである。これは、一九五四年に増加した小規模の争議が、概してその解決を当事者直接交渉によつた結果であろう。また、「その他第三者の調整」が激減したことが注目される。

（注）労働委員会関与のうち、斡旋、調停とあるのは、それぞれの争議の最後の解決方法にもとづいて分類してある。したがつて、解決の途上で労働委員会の斡旋がおこなわれたが不調に終り、けつきよく当事者直接交渉によつて解決した場合には、当事者直接交渉に分類される。この点、中央労働委員会の業務統計とは異るから注意を要する。

つぎに、解決結果別にみると、第259表のとおりである。一九五四年の特徴は、とくに件数において、要求貫徹の争議が増加したことであつた。これは、大規模な争議における妥協が、前年と同様に支配的な傾向にあることとならんで、小規模な争議の解決結果の傾向を物語るものといえよう（要求貫徹の争議は、件数の増加に反し、参加人員が大幅に減少している）。なお、要求不貫徹の争議は、件数・参加人員ともに、かなり減少した。

第三章　主要な争議

第一節　主要な争議の概要

一九五四年中に発生した主要な労働争議を、その発生月日順にみると、次に掲げた一覧表のとおりである。

ここにいう主要な争議とは、左の二種類の争議をさし、それには争議行為を伴わない争議も入つている。

(1) 参加人員一〇〇〇人以上の争議

(2) 労働損失日数一万日以上の争議

主要な争議の一覧表を作成するため、公式の資料として利用しうるものに、労働省統計調査部「労働争議統計」がある。したがつて、この一覧表の用語も、同統計の定義に準じているが、とくに、つぎの諸点は注意する必要がある。

A　産業別分類は、「労働争議統計」の争議一覧表のままをとつている。したがつて、日本標準産業分類と一致しない場合が多いし、「労働争議統計」の集計結果諸表（第二章参照）とも、直接照合することはできない。

B　「要求事項」と「解決事項」は、それぞれの争議にとつて主要なものだけとつた。したがつて、各争議の全貌を現わしてはいない。この点については、本年鑑五一七ページ参照のこと。

C　「争議形態」の欄の略号は、つぎのとおりである。罷＝同盟罷業、怠＝同盟怠業、閉＝工場閉鎖。

なお第二節以下で詳説してある主要な争議については、左の一覧表中に＊印をもつて示しておいた。

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
1月発生分											
＊日本国有鉄道	東京	鉄道業	一・六	七・三	年末闘争責任者処分反対	地裁和解第三案受諾					
＊日本国有鉄道機関車労組	東京	鉄道業	一・七	三・一九	国鉄年末闘争責任者処分反対、年度末手当〇・五月	中労委調停案受諾	四、九三三	罷、怠		一六、四三三	
中国電力（株）	広島	電気事業	一・一三	五・一七	賃金増額		一、五三七		中労委		
三馬弘進ゴム（株）	宮城	ゴム産業	一・一四	一・一八	解雇反対（臨時工六四名整理）、退職金の増額（六ヵ月分）	解雇六四名、退職金二ヵ月分					
＊全駐労江田島支部	広島	駐留軍労務	一・二三	七	解雇反対、制裁規定の撤廃	解雇者は六ヵ月後に再雇用、人員整理取消し	一、一四五	罷			
電々公社	東京	通信業	一・二三・二七		国鉄年末闘争責任者処分反対、年度末手当〇・二月首切反対	年度末手当〇・二月					
＊農林省（全林野）	東京	林業	一・二〇三・三		国鉄年末闘争責任者処分反対、行政整理反対、MSA予算反対		七、九一二	怠			
大日本紡績（株）	兵庫	紡績	一・二三・一〇		退職金制度の改正	中労委調停案受諾	二四、一〇五				
＊専売公社	東京	煙草製造業	一・二三・二七		国鉄年末闘争責任者処分反対、業績賞与一ヵ月以上	業績賞与〇・三八月					
＊全逓従組	東京	通信業	一、二三三・二七		国鉄年末闘争責任者処分反対、行政整理反対、年度末手当〇・五月	年度末手当八五〇円	七、五四九	罷			
東北電力（株）	宮城	電気事業	一・二五五・一四		賃金増額	中労委調停案受諾					
2月発生分											
日本電報通信社	東京	通信業	二・一三・三〇		賃金体系確立、労働協約改訂		一、四〇〇	怠			
日本通運（株）	東京	運輸に附帯するサ	二・一七・二三		賃金一八、四一〇円、労働協約改訂	(1)賃金は四月以降昇給を含めて六%増、このほか現行	七三、四七六				

四国電力（株）	東京	電力供給業	二五・二六	賃金一〇〇%復元要求（現行九五%）	(2)基準賃金の二%増	五、八〇〇	怠	中労委	二一、四六〇
三菱日本重工業（株）東京製作所	東京	米軍自動車修理	二・五三・一九	人員整理反対	労働協約は一つの組合にのみ団体交渉権をみとめることは不適当				
中島鉱業（株）	長崎	石炭鉱業	二・一三・二一	賃金遅払解消		三、三五〇	怠		六、七〇〇
大阪新聞、産業経済新聞社	大阪	新聞、印刷、出版	二・一三四・七	賃金増額（二、〇一九円アップ）転勤命令撤回	一、ユニオンショップ（組合案通り）二、人事権、懲戒解雇は依願退職とする 三、団体交渉手続交渉委員一五名を一七名とする	一、二七九			三、七二八
東洋鋼鈑（株）下松工場	山口	金属製造	二・一九三・二〇	労働協約改訂	高山尚克を待命休暇とする新勤務部署については社長に一任	四、〇六七			三、七二八
同和鉱業（株）	東京	金属鉱業	二・三三・二一	労働協約改訂	今後の会社の金策に努力すると言う言を諒承して一一日午後四時解決した	二、一六九			三四七
山陽電気鉄道（株）	兵庫	地方鉄道軌道業	二・二六四・六	労働協約改訂	一、ユニオンショップについて会社と協議 二、待機制度保留 三、専従者は三五名 四、協約適用範囲は臨時職員にも適用	三、九五三		地労委	二、三四六
中島鉱業（株）	長崎	石炭鉱業	二・二六三・七	賃金増額	労働協約締結	一、四九〇	怠	地労委	六、九五三
西日本新聞社	福岡	新聞出版業	三・一三・八	本年一月以降三、一〇〇〇円アップ（現行一八、八〇〇〇円アップ）	一月より一、四一八円アップ	三、九九三	罷		一四、六四六
3月発生分						一、〇三三	怠		

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
名古屋市交通局	愛知	運輸業	三・三〇・一四		給与体系は企業職員一本とする	現行吏員作業員の二本建給与体系を廃止し、地公労法三八条の規定の趣旨に従い、企業職員独特の給与体系を定めること	四、四五三	—	地労委	—	
車輛労連	東京	車輛製造	三・九四・三		賃上げ現行の二〇％（円）		二、〇二二	—	総	—	
北陸電力（株） 黒部川電力（株）	富山	電気供給	三・一〇五・一四		雑給与体系（増額）	四月以降昇給八〇〇円、川崎車輛は五月以降昇給八〇〇円、一時金一、〇〇〇円	五、九六六	—	地労委	—	
昭栄製糸（株）	東京	生糸製造	三・一六四・二八		女子平均賃金増額一日二〇円（現行一九五円）、食費現行ベース維持		二、〇七六	—	中労委	—	
片倉工業（株）	東京	生糸製造	三・一六四・二九		女子平均賃金増額一日二〇円（現行二〇八円）、食費現行ベース維持	中労委二二一円五〇銭	一〇、五六〇	罷、怠	中労委	一三、四六三	
郡是製糸（株）	京都	生糸製造	三・一六四・二六		女子平均賃金増額一日二〇円（現行二〇二円）、食費現行ベース維持	二二一円五〇銭（定昇を含む）	八、四〇〇	罷、怠	中労委	一、〇七七	
若林製糸紡績（株）	大阪	生糸製造	三・一六四・二八		女子平均賃金増額一日二〇円（現行二〇〇円）、食費現行ベース維持	二一六円五〇銭（定昇を含む）	一、四四罷		中労委	二五、七九二	
＊私鉄総連	東京	地方鉄道	三・一八五・一五		賃金増額税込一律二、〇〇〇円＋アルファ（二、〇〇〇円基準）	中労委調停案「昇給を含めて大手七・五％以下四ランクに分け最低三％」。私鉄総連は拒否して実施。在阪大手五社は大阪地労委斡旋案「七・五％＋二・五％」で妥結。その他は各社別に「能率増進協力賞」	二〇、五一七罷、怠	中労委	中労委	二七五	

住友化学工業(株)	大阪	化学工業	三・一九六・一〇	一、労働協約の改訂　二、賃金一人平均税込三、〇〇〇円増額　三、退職手当改訂　四、男女賃金格差是正とする	一〇、〇〇〇	一、五三	一、七八三	中労委	二七、七九七
朝日新聞	東京	出版業	三・三四・一三	賃銀増額四、六二八円（本人給一・五倍十一律一、〇〇〇円）　二、〇〇〇円支給	六、〇〇〇			中労委	
三馬弘進護謨工業(株)	宮城	ゴム製履物製造	三・二六四・二一	期末手当〇・五カ月分、身分保証（協約締結迄）					
*(株)広島銀行	広島	金融・保険業	三・二九三・三〇	期末手当月収一カ月分（一八、〇〇〇円）		一、八七三	三、九六六	地労委	
東京芝浦電気(株)	神奈川	電気機器四・二四・三〇	賃金一五%増額、退職金規定改訂	一、二八年度下期臨時給与として給与月額一八、〇〇〇円の八〇%を支給、支給分については従来の慣行により速かに実施すること　一、会社は今次争議に関し組合員に対し不利益な処遇をしないこと　一、組合は一切の争議行為を中止すること					
沖電気工業(株)	東京	電気機器四・六五・一四	賃金増額	七一〇円増額		一八、一三八	三、二四八	地労委	一八、八五〇
(株)大阪製作所	大阪	農機具、バルブ製造	四・九六・二二	工場閉鎖反対					
三井化学三池染料工業所	福岡	染料、医薬品製造	四・一〇一〇・一三	賃金増額		一、〇五三円増額	三五	地労委	六、二六九
*(株)尼崎製鋼	兵庫	鋼板、形鋼	四・二七・四	会社再建案、賃金一五%減全員解雇承認		退職金は協約の定める八五%支払		地労委	一四、四〇〇
									七〇、三五

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
所		鋼製造			額反対						
*YED相模本廠	神奈川	自動車修理	四・一二	七・三	解雇反対						
(株)安川電機製作所	福岡	電気機器	四・一五	四・二	賃金増額						
日本電気(株)	東京	電気機器	四・一五	四・三	賃金一九、七〇〇円ベース・アップ(昇給五五〇円)	一、一六〇円ベース・アップ	食堂部門一四名解雇	三、八三八	罷	地労委	二三		
三菱電機(株)	東京	電気機器	四・一五	四・二八	賃金一八、七二六円ベース中元手当一九、五九〇円			一、六〇六	罷		一、六〇六		
日本化薬(株)	東京	化学工業	四・一七	六・五	賃金増額四、〇〇〇～六、〇〇〇円			一、九四〇	怠				
相模工業(株)	神奈川	自動車修理	四・一七	四・三〇	賃金一〇・四四%増額(一一月以降)			五、八九八	罷		五、八九八		
帝国石油(株)	東京	石油	四・一九	六・六	賃金体系の改正、賃金増額	四月以降基準賃金平均一、〇〇〇円増額	一時金二、五四〇円	八、一一三		地労委			
旭化成(株)	大阪	人絹	四・三七	八	労働協約改訂			三、四〇罷、怠			一〇、九三一		
東洋工業(株)	広島	機械製造	四・三四	二九	賃金三、〇〇〇円ベース・アップ			四、九三〇	罷、怠	中労委	二、三四六		
日本水素工業(株)	福島	化学工業	四・三四	三〇	賃金一律二、一〇〇円+アルファ増額	賃金一、七三五円増額、一、五〇〇万円	一時金一、七三五円	一、六八〇	罷	地労委	一、八八〇		
*板付空軍基地	福岡	サービス業	四・三二・三		賃金一六%増額			三、一六〇	罷	地労委	一、五〇一		
東洋高圧工業(株)	東京	化学工業	四・三五・七		賃金増額三、五七四円、結婚資金二五、〇〇〇円、貸付金二〇、〇〇〇円	賃金上ス一九、〇四三円税込)期末手当二五、六三六円	一、四一一円(新ベー	二、九八三	怠		一、三一〇		
別府化学工業	兵庫	化学肥料	四・三五・一		賃金増額二、五二五円(現			一、〇三一	罷		八六九		

（株）新潟鉄工所	東京	製造	四・二四五・七	四月以降新賃金ベース一、三〇〇円、一時金平均一〇、〇〇〇円	新賃金一七、七五〇円、定期昇給六％	六月一八日会社の企業整備案を発表、組合員九七六名（室蘭九一五名）非組合員二七〇名（室蘭九五名）	三、六三三	一、一五二	行一五、八〇一円） ず）
（株）日本製鋼所	東京	工作機械製造	四・二四七・一五	賃上は行わない、一時金一、〇〇〇円			五、三二一	一四、二九七	
石原産業	大阪	鉱山、化学	四・二五五・三一	賃金増額、退職金規定の改正			六、八九五	一七、一八三	
富士通信機製造（株）	神奈川	電気機械器具	四・二六五・一三	一、新賃金一四、八七四円 二、夏季一時金一八、五〇〇円			二、五八六台		
揖斐川電機（株）	岐阜	化学工業	四・二六六・五	賃金値上げ一、五〇〇円、賃上げ退職金算定基礎の据置撤廃	一、賞与一二、五〇〇円臨時賞与二、五〇〇円 二、退職金規定は別個交渉 三、スト中の賃金は支給しない		一、一七九		
雄社尺別礦業所	北海道	石炭礦業	四・二八四・二九	一、採炭夫の標準作業量の修正 二、採炭夫標準作業量差額支払 三、人員充足 四、賃金細部事項について 五、ポーリング手当	一月～三月分一時金三五万円支給、採炭夫一人当り二一、五八〇円を三、九〇〇円、七八七円を四、八八〇円に		六、七七九	一〇、九三三	
日産皮革（株）	静岡	鞣皮、ゼラチン製造	五・一〇五五・一〇	退職金規定締結、福利厚生費	全員退職、予告手当一カ月、退職金七九、〇〇〇円		二、〇八一	一四、〇三三	一三
5月発生分									
全麦連	東京	食料品	五・一六・一三	賃金増額					
神鋼金属工業（株）	山口	第一次金属	五・二五・二八	賃金増額、退職金規定改訂、労働協約締結			一、一七九	一四、〇三三	一三、〇〇〇
住友石炭鉱業（株）	大阪	石炭採掘	五・三五・一四	退職金規定締結、福利厚生費			六、七七九	一四、〇三三	一二、四〇二
日産皮革（株）	静岡	鞣皮、ゼラチン製造	五・一〇五五・一〇	予告手当、退職金完全支払、早期操業再開	全員退職、予告手当一カ月、退職金七九、〇〇〇円		二、〇八一	一四、〇三三	一三、〇〇〇

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
東洋レーヨン	東京	化学繊維	五・二六	三〇	月給者選抜基準		一、七〇〇		中労委		
三菱製紙	東京	紙及類似品	五・一八	五・二六	賃金三、〇〇〇円増額		二、四三三				
全鉱連	東京	金属鉱業	五・二四	七・三	賃金一率三、〇〇〇円増額		五三、二〇二	総			
新日本飛行機杉田工場	神奈川	自動車修理	五・二四	五・二七	三五〇名の人員整理反対		一、一四七				
＊古河鉱業	東京	金属鉱業	五・二五	六・二六	賃金三、〇〇〇円増額（坑内・坑外一律）	基準賃金坑内外平均四〇〇円増額	七、〇〇〇		中労委		
＊郵政省	東京	郵便業	五・二七	六・二〇	夏期手当一カ月		四九、二〇六	総			
国鉄盛岡鉄道管理局	岩手	鉄道業	五・二九		就業規則を越える労働時間に関する協定、団体交渉再開		一三、二八六	総	地労委	未解決	
6月発生分											
＊農林省（全食糧）	東京	公務	六・一六	二五	夏期手当一カ月	〇・七五カ月	三、三八四	総			
＊鉄鋼労連	東京	第一次金属	六・二七	六・一六	賃上四、〇〇〇円、夏季一時金二〇、〇〇〇円	富士、賃上棚上げ、夏季手当一七、〇〇〇、住友金属、賃上棚上げ、一時金一七、〇三二円、東洋鋼鈑、賃上打切り、日鋼、賃上はせず、一時金一七、〇〇〇円（二三、〇〇〇円）	五三、七三二				
＊近江絹糸（株）	大阪	紡織業	六・二九	六・一六	組合の承認、組合活動、休暇休日、人権を認めよ、労働時間の変更、その他作業労働条件		七、七四四	総	中労委	七七七、五三〇	一三八、一九六、閉六四、三二
塩野義製薬（株）	大阪	医薬品製造販売業	六・三六	六月一日より平均九〇〇円アップ	賃上二、〇〇〇円、アップ内訳一、能力給一律一、〇〇〇円　二、勤続給一年に		二、二三		地労委		

日本ゴム（株）	福岡	ゴム製品	六・三六・二四	六・七七・二九	東電最低本人給増額、能力給三%能力給三%組合はこれに勤続給を考慮する事、夏季手当二カ月分	東京電力、関西電力外	東京	電力供給業	六・七七・二九	東電最低本人給増額、能力給三%能力給三%組合はこれに勤続給を考慮する事、夏季手当二カ月分	解雇反対	三、能力給査定配分七四〇円増その他給査定配分三〇円	三、三五六、能、怠
*農林省（全林野）	東京	林業	六・四六・一八	六・七七・二七	期末手当二カ月分	*松尾鉱業（株）松尾鉱業所	岩手	非金属鉱業	六・八六・一三	一律三、〇〇〇円＋アルファ	夏季手当一カ月分	基準賃金六%の中三%は本人給、一律三三〇円、一時金一人平均五、〇〇〇円支給、期末手当二三、五〇〇円	五、九一三、能、怠
東北電力（株）	宮城	熱光及び動力供給業	六・七七・二七	六・七七・二七	期末手当二カ月分	*日本電信電話公社	東京	通信業	六・八六・二〇	一人平均約四五〇円	夏季手当一カ月分	東電能力給査定原資最高二、〇〇〇円、配分は最低五〇円、関西電力七・一三妥結、最低本人給現在の四〇〇円プラス二三〇円年令加給、九州電力六・二三妥結、東北電力七・二九妥結	一三、七七六怠
東亜紡織	大阪	紡織業	六・八八・一〇	退職金小卒三〇年勤続停年六〇歳一四〇万円	満三〇年勤続停年退職者に対する退職金九四万九七一六円	*日本専売公社	東京	煙草	六・一三六・一九	夏季手当一カ月分	〇・七五カ月分	東電能力給査定原資最高二、〇〇〇円、配分は最低五〇円、関西電力七・一三妥結、最低本人給現在の四〇〇円プラス二三〇円年令加給、九州電力六・二三妥結、東北電力七・二九妥結	四九、〇〇〇怠
日産化学工業（株）	富山	硫安	六・一五六・一三	基本給四カ月分＋一律七、〇〇〇円、平均手取三二、〇〇〇円	平均手取二七、〇〇〇円（基本給三・八カ月＋職能給〇・七カ月）	*静岡鉄道管理局（機関車労組静岡支部）	静岡	鉄道業	六・一五六・二〇	夏季手当一カ月分一五、三〇、二八円	〇・七五カ月分、一一、五	賃上は認められぬ、夏季手当として一・一カ月分（二	二九、八〇三怠
横浜ゴム製造（株）	神奈川	ゴム製品	六・一六六・三〇	二、〇〇〇円増（現行一八・四〇〇円～八〇〇円）	一								五、八六一怠
													中労委
													八六三
													一〇、四四九
													三、一〇〇
													二、四八〇
													五、三六八

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
北越製紙（株）	新潟	製紙	六・二〇	六・三	賃上二、一四〇円（一円（現行一六、五〇〇円）プラス一〇〇円、一時金平均二三、五〇〇円	賃上現行基本給の一・五%（一九、七〇〇円）一時金平均二三、五〇〇円	二、七三	罷		五、二五〇	
*炭労	東京	石炭鉱業	六・三九・七		期末手当一二、〇〇〇円（一四、五〇〇円	一、一二九円）支給					
（株）函館ドック	北海道	機械器具製造	六・二五	七・二	夏季手当基準内賃金の一カ月分、平均一五、五〇〇円（税込）	基本給の八〇%税込平均四、〇〇〇円〜六、〇〇〇円	四三、七八七	罷		六二、一〇七	
倉敷レイヨン（株）岡山倉敷工場	岡山	化学工業	六・二九	七・二	賃上一八・二%アップ（一律一〇%＋二八・二%）	賃上は八%アップ（定期昇給三%含む）実施月は四月よりとする	一、四九三	怠			
岩手窯業鉱山（株）岩手鉱業所	岩手	非金属鉱業	七・五		未払賃金の支給、賃金値上げ、人員整理反対	七、八〇〇、一律一カ月分のほか貸付金一、〇〇〇円	三七三	罷、業	地労委	一〇、八一七	未解決
民生ディーゼル工業（株）	埼玉	輸送用機械	七・六	七・八	夏季手当一・五カ月分	賃金増額はしない、夏季一時金平均八、〇〇〇円	一、〇三〇	罷		一、〇〇〇	
浦賀ドッグ	神奈川	船舶建造修理	七・六	八・五	賃金増額	賃金増額はしない、越年手当二二、五〇〇円	四、四六四	罷、怠		四、一五四	
三菱造船（株）	長崎	船舶	七・一〇	三	賃金九〇〇円増額、越年手当二八、〇〇〇円		一五、一五〇	罷、怠		九七六	
（株）大丸	大阪	百貨店	七・一二	七・三〇	中元手当一三、〇〇〇円、夏季被服支給		四、八三三		地労委		
*（株）日本製鋼所室蘭製作所	北海道	機械製造	七・一五	三	人員整理反対	九、六〇〇円、現物支給二	三、七四八	閉	中労委	四〇〇、六七七	
林兼造船（株）	山口	造船	七・一六	七・二七	夏季手当一三、五〇〇円		一、二七三		地労委		

不二越鋼材工業（株）	富山	機械器具七・一七七・一九	一時金一二、〇〇〇円											
＊私鉄	東京	地方鉄道七・一九七・三〇												
別府化学工業	兵庫	化学工業七・二一〇・三	夏季一時金基準内一カ月分											
＊専売公社	東京	煙草 七・二一三・一八	賃金増額、年末手当二カ月分											
＊三菱日本重工（株）横浜造船所	神奈川	船舶製造修理 七・二三九・一三	賃金増額											
＊東武鉄道	東京	地方鉄道七・二五七・二六	夏季手当一カ月分											
全繊綿紡部会	東京	紡織業 七・二六一・四	賃金一六％ベース・アップ											
中国電力（株）	山口	熱光、動力供給 七・二六一・六	盆手当五、〇〇〇円											
富士工業（株）	東京	スクーター、オートバイ 七・二七八・三一	人員整理反対											
8月発生分														
北陸電力（株）黒部川電力（株）	富山	電気事業八・三八・一三	お盆手当平均五、〇〇〇円（税込）	発電所開設祝金一、五〇〇円	臨時工、嘱託二七三名整理	素麺代として一律五〇〇円有扶養者については更に一〇〇円プラス（六〇〇円）（ただし上記金額は素麺券を発行する）								
九州鉱業、野上鉱業	福岡	石炭鉱業八・七八・一三	期末手当二、五〇〇円＋五〇〇円											
山口礦山（株）小城礦業所	佐賀	石炭鉱業八・九八・一〇	期末手当として八、五〇〇円～九、〇〇〇円要求			期末手当として現金二、〇〇〇円、一、〇〇〇円相当現物を支給する								
＊全駐労	東京	サービス八・一二三・	特別退職金手当八割増、人員整理反対											
徳永硝子（株）	大阪	その他				約二、〇〇〇円								
		製壜業 八・一七九・	三二八四名の解雇反対			自然消滅								

														二、九六九 怠
														四三、七三五 罷、怠
														一、一五一 罷
														三七、八七〇 罷、怠
														七、〇八八 罷
														一〇、一〇〇 — 中
														一三一、〇八三 — 中
														五、九四八 — 地
														一、八一三 罷、怠
														五、八三四 — 地
														二、〇七一 罷
														一、八九八 罷
														九七、二五 罷、怠
														一、〇六一 罷
														怠
														地労委
														一九八、五七一
														四、一五八
														地労委
														一〇、四九三
														中労委
														中労委
														地労委
														一六、〇二三
														中労委
														三三、二八六
														四二、六八九
														二、七五九
														四四四

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
関西電力（株）	大阪	電気供給業	八・一八	九・二四	一、越盆手当本人五、〇〇〇円、家族一、〇〇〇円、二、業務外死亡御供物料（初盆）一、〇〇〇円	一、解雇者に対し退職通告、解雇手当の外年給残存分に対する保障として三〇〇万円を組合に一括支給する、解雇資金に一括支給する、八〇万円を組合に一括支給する	三、三九四	—	地労委	一四、五〇四	
*七十七銀行（株）	宮城	銀行業	八・二九	一〇・七	一、昭和二九年七月以降賃金を一〇%値上げせよ（二〇、五三〇円）二、現行ベース一八、七〇〇円（平均勤続年数九年一カ月平均家族一人）×三〇（＋家族手当＋年令給）×五〇／一〇〇とする＝換算額二〇、五三〇円現行ベース一八、七〇〇円アップ率九・九四%	昭和二九年七月以降の生活補給金を本俸の一〇〇分の一〇〇（＋家族手当＋年令給）×五〇／一〇〇とする＝換算額二〇、五三〇円現行ベース一八、七〇〇円アップ率九・九四%	一、二六二	一、二七〇罷	総	一、一九八	
*日本国有鉄道	東京	国有鉄道	八・二五	八・二八	一、機関助士等の給与改善 二、石炭節約応賞制度の改善 三、旅費制度の改善	機関助士の給与は一〇号俸以上の者を一号俸引き上げる	一、二七〇	—	総	—	
*山陰合同銀行（株）	島根	銀行及び信託業	八・三〇	九・九	一、現行平均賃金を一五%増（七月以降）二、配分内訳、地域給は一律五%、一律一、〇〇〇円（二・五%）アップとし残額を現行賃金にスライドする（一二・五%）	七月分より現行平均賃金の一五%相当額を臨時給与金として毎日支給、外に業績により賞与を各則末に考慮する（配分は要求通り）	一五、四九二	総	総	一四、五〇四	
全銀連	東京	銀行業	九・一二	一〇・一七%ベース・アップ	賃金一〇〜一七%ベース・アップ	八〜一〇%ベース・アップ	四、八九二	—	調停		
帝国石油	東京	石油・石炭	九・三	九・三	非組合員の範囲に関する協	斡旋取下げ					
9月発生分											

＊国鉄機労	東京	炭製品鉄道業	九・四	二二・一六	賃金増額、年末手当二カ月分	約の解釈									
豊田工機（株）	愛知	機械器具	九・五	九・三	人員整理反対										
＊国鉄	東京	鉄道業	九・六	二二・一六	賃金増額、年末手当	年末手当一・三五カ月分＋アルファ	人員整理を承認								
＊郵政省	東京	通信業	九・七	二二・一七	賃金増額、年末手当二カ月分	年末手当一・四カ月分									
＊日本電信電話公社	東京	通信業	九・八	二二・一七	賃金増額、年末手当	年末手当一・三七カ月分									
＊大蔵省（全造幣）	東京	金属製品	九・八	二二・二〇	賃金増額、年末手当二カ月分	年末手当一・二五カ月分									
＊農林省（全林野）	東京	林業	九・一〇	二二・一九	賃金増額、年末手当二カ月分	年末手当一・四カ月分									
民成紡績（株）刈谷名古屋工場	愛知	紡績業	九・一五	二二・一五	賃金増額										
＊住友金属工業（株）鋼管製造所	兵庫	鋼管製造	九・一八	九・三〇	人員整理反対		人員整理二九〇名								
北海道電力（株）	北海道	熱光動力供給業	九・二四		冬営手当										
東洋ゴム工業（株）	大阪	ゴム製品	九・二七	二一・一二	退職金増額										
ビール三社	東京	食料品	九・二八	五五・一二	ビール三社と全麦連との間に協約締結		中労委斡旋案受諾								
＊印刷庁	東京	印刷出版	九・三〇	二三・九	賃金増額、年末手当二カ月分	年末手当一・三五カ月分									
10月発生分															
私鉄関西地連	兵庫	地方鉄道	一〇・一五	一〇・一五	一、昭和二九年四月以降退職金規定の締結 二、結婚資金の増額（現行八、〇〇〇）										

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
*アルコール専売	東京	工業薬品	一〇・九	一三・二〇	新賃金要求年末手当二カ月分（現行一五、一八〇円）年末手当一・二五カ月＋アルファ、賃金問題は未解決	一、希望退職の実施（約八〇〇名）二、昇給停止了承三、一〇月以降昇給する昇格の延期四、新規採用五、旅費の停止原則として了承（二等旅費の三割減額）	一、三〇〇	総	調停	四六三	
*農林省（全食糧）	東京	卸売及小売	一〇・一三	一〇・二五	一、二九年度米集荷に伴う諸予算の獲得（旅費、超勤、宿日直料）二、新賃金獲得（所得税の軽減を含む）三、年末手当二カ月分獲得	一、現行ベース一七、六〇〇円維持二、年末手当賞与一七、九九五円、計二三、五四円	一三、三六七	総		五、九八四	
北海道庁	北海道	地方公務	一〇・一九	一〇・二六	人件費削減反対	福利厚生施設改善について一三項目	一、五二六	総		一、三四六	
北海道炭鉱汽船（株）空知鉱業所	北海道	石炭採掘業	一〇・三〇								
三菱電気（株）11月発生分	東京	電気機器	一一・三一・八		一、現行ベース一七、六〇〇円維持二、年末手当賞与一七、九九五円、計二三、五四円	一、現行の四七円引上げ二、年末手当一九、〇〇〇	一、八八五	総	中労委		
大同毛織（株）	東京	織物	一二・四	一三・一五	夏季一時金分について組合要望が拒否されたので要求の一部が支払われたとは思わぬ三、夏季一時金については会社は一銭も支払わぬ一、賞与の配賃上、二九年四月より支払総額一六%アップ、夏季一時金斡旋案二八五万、五〇〇円一律、残りは基準賃金比例							

＊全駐労大阪地区本部	大阪	JPAに在日米軍物資調達	二・四					払わぬというのは不当である	一、四四一		地労委		
東京芝浦電機	東京	電気機器	二・六二・二四	八一七円（四％）のベースアップ、現行一五、三五五円	一、昭和二九年下期賃金は同年上期賃金を支給する二、昭和二九年一〇月より昭和三〇年三月まで賃上は延期	在日調達部（JPA）の検査員の不当解雇の撤回、病気欠勤者に発せられる六〇日目の解雇予告不撤回による解雇の撤回	一八、五二一						
＊私鉄総連	東京	地方鉄道	二・九二三・五	越年資金一・五カ月（二カ月			一三、五三三						
＊農林省	東京	公務	二・九二三・五分	給与改訂、年末手当二カ月	年末手当一・二五カ月＋アルファ、賃金問題は未解決		六、二八八						
住友化学	大阪	工業薬品	二・一〇	三・六組合は期末一時金二・三カ月を要求、期末一時金は第九七条第二項の臨時給与に該当するものとして団交による協議決定を求めた	賞与が基本給の一カ月、一カ月、最低一七歳一一、〇五〇円		一〇、〇〇〇						
中国電力	広島	熱光及動力供給業	二・一〇	土曜半休制実施、期末手当四〇、〇〇〇円、賃金本格化			四、八一五						
九州電力、中国電力、その他	東京	熱光及動力供給業	二・一二	土曜半休制の実施、期末手当基準賃金一六、三〇〇円×二カ月、越年手当基準賃金一六、三〇〇円×一カ月、中労委調停案受諾に伴う一〇月以降二・五％含む賃金の本格化	一二月一四日期末手当約二五〇円、賃金本格化二・五％		四九、〇〇〇						
相模工業（株）	神奈川	自動車修理	二・一三	二・四賃金増額二、七五〇円増（臨給一三円増）（現行一四、八四四円）	一、職務給八円三〇銭増二、特別手当として七月から一月まで一円四三銭（約		六、二〇〇	地労委	六、二〇〇	七八八	未解決		
								中労委	一〇、三一一	五、八五五	五一〇	未解決	

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
日本石油（株）	東京	石油及石炭製品	一三・一七	一二・二〇	一、平均二、〇〇〇円アップ（現行二、〇〇〇円）、年末手当平均四五、〇〇〇円、労働協約改訂	一、賃上平均一、二〇〇円、基本給六〇〇円、生活給二、期末手当組合員平均四、二〇〇円	一、九五六	怠			
東京電力（株）	東京	熱光及動力供給業	一三・一四	一三・一	一、基準賃金の二・五%引上、六一〇円、労働協約の改訂三、臨時給与金、基本給二・五カ月三五、〇〇〇円位	一、年末手当二、賞与協約ユニオン・ショップ保留一部修正して一一月一〇日協定四、一〇月以降賃金四九〇円アップ	一九、七六八	怠		一三、四八五	
浦賀船渠（株）浦賀造船所	神奈川	鋼船製造及び修理	一三・一七	一二・一	夏季手当一時金プラスアルファ（六、〇〇〇円）（夏季闘争の妥結条件として新造船の受理あつた時はアルファの支給が条件となつていたもの）	夏季一時金プラスアルファ一人平均税込二、〇〇〇円、一一月一九日支払	四、一四四			八、二三八	
三菱鉱業（株）	東京	石炭鉱業	一三・一三	一三・一四	一、期末手当一四、五〇〇円、二、対角線交渉方式大手八社に要求、外に一一月一二日四一一項目よりなる山元要求書を提出した	期末手当一三、〇〇〇円	七、九五一			二五二、六五六	
古河鉱業足尾鉱業所外	東京	銅鉱採掘	一三・一三	一三・一四	期末手当一三、〇〇〇円		二、八三三	怠		一、四三四	
石原産業（株）	三重	金属鉱業	一三・一三	一四・九六一	越年資金一人平均二五、〇〇〇円、無任所制度の撤回	越年手当一人平均二〇、〇〇〇円、無任所制度の該当者は本社に転勤させ社長は責任をもつて辞職する	二、九〇一	怠		一四、九六一	
三菱金属鉱業	宮城	金属鉱業	一二・一九	一三・九	期末手当一八、〇〇〇円		三、二五二			三、五九八	

| | | |

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
12月発生分											
浦賀船渠（株）浦賀造船所	神奈川	鋼船製造修理	一二・三一	三	年末手当二五、〇〇〇円（現行一八、〇〇〇円）	年末手当一七、三〇〇円	四、一四罷	—	—	二八、〇六九	
日本精工（株）藤沢工場	神奈川	ベアリング	一二・四一	一二	臨時工解雇に伴う餞別金など		一、五一〇罷	—	—	二、九二六	
酒六（株）	愛媛	紡織業	一二・四一	一〇	越年資金基準内賃金の一・五カ月分	一二・〇・四五カ月分	一、三八七	地労委	—	一、八六一	
富士自動車工業（株）	群馬	自動車	一二・六一	一二・六	労働協約全面的改訂						
不二越鋼材工業（株）	富山	切削工具・軸受・鋼球	一二・六一	二九〇〇〇倍	賃金増額、年末手当一三、退職金約二・五	賃金増額一九五五年四月より実施	二、九六九罷、怠	—	—	八、七九四	
川崎航空機（株）	兵庫	輸送用設備	一二・六一	二六	臨時給与		一、四五五罷、怠	—	—	一、一一三	
日教組新潟教育	新潟	教育	一二・七一	二五分	賃金増額、年末手当二カ月	賃金増額一九五五年四月より	四、二五五怠	—	—	一、一一三	
大阪読売新聞社	大阪	新聞	一二・七一	一三	賃金三九・四%ベース・アップ、非組合員の範囲について、期末手当一・六カ月二、〇〇〇円	賃金平均二、七六〇円増額期末手当一・二五カ月分＋一、〇〇〇円	一、〇六四	地労委	—	—	
函館ドッグ（株）	北海道	船舶	一二・八一三	一八	臨時給与		一、六一八罷、怠	—	—	—	
長野県職員組合	長野	地方事務	一二・八一三	一三	労働協約締結	知事と職員組合の間で協定書締結	六、二一五罷	—	—	四、二九一	
日立造船（株）	大阪	造船業	一二・八一三	一六	臨時給与		一三、九〇四罷、怠	—	—	二四、七七八	
四国電力	香川	熱・光・動力供給	一二・八一三	一六	期末手当二・五カ月分、賃金一〇〇%復元（現行九七%）	期末手当一・六カ月分、賃金復元五四・一〇〜五五・四につき三%	九、四五〇罷、怠	—	—	五、四一〇	

日本鉄板（株）	山口	金属製品	二三・九	二三・九	労働協約一部改訂、越年資金平均二一、〇〇〇円	労働協約改訂は組合案通り、越年手当平均一七、〇〇〇円	一、八九五	罷						
日亜製鋼（株）尼崎工場	兵庫	帯鋼・シートバー	二三・一一	二三・一〇	企業合理化案反対、越年資金平均一五、〇〇〇円（手取）	越年資金平均四、七五五円（手取）	一、〇〇〇	罷						
林兼造船（株）	山口	造船	二三・一二	二三・一七	越年手当二五、〇〇〇円	越年手当平均一八、五〇〇円、現物支給平均二〇〇〇円	一、二〇三	罷	地労委					
北越製紙（株）	新潟	紙・類似品	二三・一三	二三・二四	臨時給与、事業休廃反対		二、六三一	罷、怠						
静岡県職員組合	静岡	公務	二三・一三	二三・二五	賃金増額、年末手当二カ月分	賃金増額は繰越	五、一〇〇	怠						
飯野重工業（株）舞鶴造船所	京都	造船	二三・一三	二三・三〇	未払賃金の支給、年末資金一カ月分		一、八六〇	罷	地労委					
奈良県自由労働組合連合会	奈良	建設業	二三・一三	二三・三一	臨時給与、その他作業条件		一、五二五	罷						
鹿児島自由労働組合連合会	鹿児島	建設業	二三・一三	二三・一六	越年手当一五日分、完全有給休暇七日分	越年手当五日分、二二日就労のうち二日は弾力性紹介	三、三〇〇	罷						
北海道庁	北海道	地方事務	二三・一三	二三・一四	年末手当二カ月分（手取）、年末手当一・二五カ月分＋三〇〇円	年末手当一・二五カ月分＋三〇〇円	一、三六七	罷、怠	中労委					
日本特殊鋼（株）	東京	製鉄・製鋼	二三・一三	二三・一四	臨時給与		一、三五六	罷						
富士紡績（株）	東京	紡織業	二三・一三	二三・一五	期末一時金の額と配分	一時金〇・四カ月＋五〇〇円、賞与〇・六カ月	八、四三二							
久恒鉱業	福岡	石炭採掘	二三・一三	二三・一六	一〇月以降新賃金	一二月まで据置き	一、〇三三	罷						
高知県教職員組合	高知	教育	二三・一三	二三・一七	年末手当二カ月分、給与改訂	年末手当一・二五カ月分＋アルファ	三、三六六	怠						
高知市自由労働組合	高知	建設業	二三・一三	二三・一七	越年資金一五日分、有給休暇七日分	越年資金八日分＋一〇〇円＋アルファ	一、二五〇	怠						
大谷製鋼所	大阪	製鉄製鋼	二三・一九		臨時給与一二、二〇〇円―一六、三〇〇円		一、五八〇	罷						

工場事業所名	府県名	産業	発生月日	解決月日	要求事項	解決条件	参加人員	争議形態	関与者	損失日数	備考
＊山口鉱山(株)	佐賀	石炭鉱業	二・二〇	三・二六	期末手当一二、〇〇〇円		一、八六六				
帝国石油（株）	東京	石油・石炭製品	二・二二	三・二七	組合除名者の解雇						
＊小倉炭鉱(株)	福岡	石炭鉱業	二・二三		年末手当一〇、〇〇〇円						
＊貝島炭礦(株)大之浦坑	福岡	石炭採掘	二・二四	三・二四	期末手当平均一四、五〇〇円		六、二三三	怠			
＊大正鉱業(株)	福岡	石炭採掘	二・二四	三・二七	期末手当一四、五〇〇円		一、〇七五				
＊古谷鉱連	山口	石炭鉱業	二・二五	三・二七	越年手当七、〇〇〇円		一、〇〇〇	罷			
＊三菱炭鉱(株)崎戸鉱業所	長崎	石炭鉱業	二・二五	三・二五	労働条件、福利厚生施設の改善等九二項目		三、八四三	罷			
＊新屋敷炭鉱(株)新屋敷鉱業所	佐賀	石炭鉱業	二・二七	三・三〇	期末手当九、〇〇〇円	期末手当二、七〇〇円、一時金三〇〇円、出炭奨励金三〇〇円	一、〇五七	罷	中労委	七〇	ち七、九〇〇は工場閉鎖、未解決

第二節　官公労、公労協の争議

日本官公庁労働組合協議会官公労、公労協の闘争をのべる前に、まずその組織の内容を明らかにしておこう。官公労は、公共企業体労働関係法、国家公務員法、地方公務員法の適用を受けている組合によつて組織され、公企労部会、国公部会、地公部会の三部会にわかれている。公労協というのは、公企労部会をさすものである。

官公労組織一覧

日本教職員組合、国鉄労働組合、全逓従業員組合、全国電気通

信労働組合、全日本自治団体労働組合、全印刷庁労働組合、大蔵省職員労働組合、全国税職員労働組合、全農林労働組合、日本都市交通労働組合、全専売労働組合、全国水道労働組合連合会、東京都労働組合連合会、全国税関労働組合、全造幣労働組合、全電波従業員組合、全駐留軍労働組合、日本国有鉄道機関車労働組合、アルコール専売労働組合、経済審議庁職員組合、行政管理庁監察部職員組合、厚生省職員組合、全日本国立医療労働組合、全建設省労働組合、全国司法部職員労働組合、全調達職員組合、全法務職員組合、行政管理庁基準統計部職員組合、文部省職員組合、会計検査院職員組合、全運輸省労働組合総連合会、労働省労働組合連合会、国立国会図書館職員組合、日本学術会議事務局職員組合、北海道開拓局職員組合、総理府統計局労働組合、全国財務職員組合協議会、全日本高等学校教職員組合

このように官公労は多数の大組合を傘下におさめており、それらの組合の闘争を指導する上部組織であるから、まず官公労全体の闘争の経過を明らかにする必要がある。しかし傘下の組合は官公労の共同闘争でそれぞれ独自の問題について闘争を行つているので、とくに重要な闘争だと思われるものについては別の項目で扱つておきたい。

官公労の争議

春季闘争　一九五四年における官公労の闘争は、五三年末の休暇闘争責任者処分をめぐつて反対闘争に立ち上つた国鉄労組を支援する闘いからはじまつた。すなわち、官公労は春季闘争の方針を討議した第七回闘争委員会において、国鉄裁にたいする不当処分撤回の申入書を決定し、一月一三日官公労各組合代表二〇名が運輸省をおとずれて、その申入書を天坊副総裁に手わたした。つづいて一月二三日、官公労春期攻勢総蹶起大会が四谷外濠公園において組合員約一万名参集のもとにひらかれ、国鉄の不当処分反対、教育破壊法案反対等八項目の決議を行い、つぎのような闘争宣言を発した。

（闘争宣言）

政府はMSA協定の大綱をまとめ、その締結を前に再軍備への地ならしとしての二十九年度予算編成を終つた。

この予算の大要は、一見して軍事予算の一言につきた。即ち官公労にとつて一つには一割天引き首切りをおこない、二つには賃金改訂など本年度は思いもよらぬ強い政府の方針に貫かれており、さらにはまた義務教育費および社会事業費を大幅削減し民間の生活を全く無視してまでも再軍備予算の犠牲を強要している。

まさに二十九年度予算こそ吾々働く者にとつては死活を意味する予算であるとともに国にとつては破滅的亡国予算でもある。しかもこの予算の成立を阻止する闘いへの反撃に備えて、政府は国鉄の馘首を始め、組合の活動的指導者の追放をおこない、教職員には政治活動禁止法を制定し教育の根本的破壊と相まつて公労法を改悪し、その上保安庁法および警察法をより改悪することによつて、国家権力を背景に徹底した「労働組合の骨抜き」をねらい、さらに弾圧せんとする意図を前以つて明確にしている。これ等の事項は直接官公労としての今次闘争の目標でもあり、既に実力を以つて立ち上つた国鉄、日教組を中心とし、社会事業費削減反対、地方自治の中央集権化反対のたたかいは主婦連、日雇人夫、自由党員をも含めた地方議会等広汎な国民的規模において反対運動のノロシが上つた。殊に賃上げ、合理化反対のたたかいに立ち上つた民間労組もこぞつてストに突入する準備を完了しつつある。

官公労はかかる事態に「軍事予算に頭打ち」して職を失い、生

活苦にあえぐ全国民大衆の叫びを守り、働く者の要求を貫徹するために、広汎な国民運動を組織しその先頭に立つて総評の中軸として春期闘争に統一した実力行動を以つて長期を予測し「MSA粉砕、国民の生活を守れ」のスローガンの下に勝抜くものである。吾々は、大衆とともに官公労傘下一八〇万の総意を結集して「吉田内閣打倒」の旗を掲げ必ずや最後まで断乎闘い抜く決意であることを、ここに宣言するものである。

昭和二九年一月二三日

官公労春期攻勢総蹶起大会

その後、二月二日に官公労第一〇回共同闘争委員がひらかれ、二月二〇日を最大の目標とする当面の闘争方針が決定された。闘争の目標は、一割首切り反対、不当処分撤回、教育破壊法諸法規制定反対、労働諸法規改悪反対、物価引下げ、年度末報償金、年末闘争のアルファの解体、もしくは省内資金残額の確保を前提とする要求の具体化などである。闘争の方法としては、官公労の三部会との連けいを密にし、可能なかぎり部会をひらいて共闘を強化することが決定され、さらに二月中旬に地方官公労代表者会議を召集することになつた。

第一〇回共闘委の決議にもとづいて、第六回地方代表者会議がひらかれ、ひきつづき第一一回共闘委においては、三月一日から三月五日まで五日間、超勤拒否、定時退庁、定時出勤を行うことを決め、ことに三月一日の吉田内閣打倒救国国民大会には最大の動員を行うことになつた。救国国民大会には官公労傘下の組合では国鉄、全逓、全電通などが参加し、三月一〇日から二〇日までの吉田疑獄内閣打倒旬間には、官公労の多くの組合員がビラはり闘争を展開した。しかし、第一二回官公労幹事会でも確認されたように、官公労傘下で大きな目標をもつて闘える態勢にあるのは国鉄、日教組であり、他の各組合は、年度末手当、定員法を目標にして闘うことにとどまつて、それほど大きな闘争のもりあがりはみられない情勢であつたといつてよい。すなわち、公企部会では国鉄が年度末手当〇・五カ月獲得、不当処分の撤回の要求をかかげて、超勤拒否と併行して三月二日から六日までの五日間、全地方本部各二カ所の地域で運転保安規整運動、機関車労組が一八日から二〇日まで安全規正闘争、二割賜暇（非常務員）、地公部会では都市交通が職場大会、都労連が一五日から一七日まで完全定時退庁、日教組が日曜登校、国公部会では厚生職組が一五日から一七日まで定時退庁、全農林が大臣、長官と連日交渉、全建労が一五日から三〇日までリボン着用、定時退庁などであつた。

このような情勢をもりあげて第四波の実力行使を決行するために、官公労第一三回闘争委員会はつぎのような当面の闘争方針を決定した。

（当面の戦術について）

一、国会の動き

1、教育二法案は三月十九日ごろ衆議院を強引に政府与党によつて押しきられようとしている。

2、定員法改悪による人員整理は三月二十七日ごろ衆議院内閣委員会で採決される模様

3、国家公務員法改悪は現在本格的審議までにいたつていないが近く委員会に付託され審議される情勢にあり三月下旬ごろが最も重要な時期と考えられる

4、警察法改正については二十四、五日ごろ総括質問、二十七、八日ごろが山となる。

二、各組合の動向

1、年度末褒賞金または年度末手当によるアルファー精算につ

いての経済要求は部分的とはいえ官公労さん下の組合の半数以上はこれを要求し、公企部会関係は二十日前後、国会、地公部会は二十四、五日ごろを山として交渉が進められ戦術が組みたてられている。

2、一方、国会における各法案の審議状況をもにらみ合わせ十五日ごろから、二十日を一応の山として考えられた前の闘争委員会決定にもとづく第三波実力行使も各単産の大半が二十日前後を中心として実力行使に突入しまたはこの態勢を強化しつつある。

三、官公労としての調整について

1、官公労秋期闘争の山は一応各法案の審議状況及び経済要求の解決等を含めて今月末が一応最大の山として想定される。

2、この様な情勢も公企部会は経済要求を主として二十日を国会、地公部会は人員整理反対を主として二十四、五日頃を一切の要求解決の集約時期として闘争が組み立てられている。この実情を出来得る限り目標、時期、実力行使の内容等を含めて統一し、吾々の要求を貫徹しなければならない。

3、その為官公労は第四波実力行使を二十二日より二十五日まで決行し目標の集約は次の通りとする。

①　年度末手当の要求貫徹
②　人員整理反対
③　教育破壊法粉砕
④　国家公務員法改悪反対
⑤　不当処分反対、弾圧法規粉砕

しかし三月一九日には不当馘首撤回と、〇・五カ月の年末手当を要求していた国鉄労組が、一、年末手当の残を含めて〇・三を支給する、二、低額所得者（総収一万円以下）に対しては更に五百円加算、三、一九日の五割賜暇決行に対して解雇者を出さない、四、ピケで阻止されて出勤出来なかつた者は、準傷害扱として当日の出勤を認める、という条件で妥結するにいたつた。ところが全逓でも年度末手当〇・五、首切行政整理反対を要求して休暇闘争、集団交渉、坐り込み交渉と連日果敢な闘争を展開し、そのため全国的に事務に混乱を来して業務命令が出される事態も生じていたが、国鉄がすでに妥結したにもかかわらず全逓は依然として拒否されていた。そこで二二、三日二割休暇指令、二五日から二七日まで三割休暇などの闘争の強化を決定した。

全電通では三月二七日、当局との団体交渉の結果〇・二カ月分で妥結し、また全専売でも年度末手当（業績賞与）一年分の要求にたいして、二八年度は予算総則に業績賞与がはつきり計上されているにもかかわらず、大蔵省がこれを認めないので手当支給上当局と解釈の相違をきたして紛糾していたが、二七日にいたり、業績賞与等〇・三プラスアルファという線で妥結するにいたつた。難行していた全逓も、二八日に当局最終案の〇・四の線をのみ、また全電通も同日〇・二五で妥結するにいたつた。その他、印刷、アルコール、林野はいずれも〇・二ないし〇・二五で妥結した。

以上のような形で官公労の年度末手当の闘争は一応妥結をみたが、しかし定員法にもとずく人員整理の問題は未解決のままに残されることになつた。すなわち、たとえば全逓では定員法が成立すれば郵政関係で約三三〇〇名の減員が行われる結果になるが、組合側は断続勤務が禁じられれば電通関係の委託業務に当然支障が生じ、また年次休暇、週休、生理休暇などが事実上認められていないような実情なので、従来から一万六〇〇〇名の増員が必要であると主張してきた。これにたいして当局も一万五〇〇〇名の増員が必要なことを認めていたので、定員法による人員整理はきわめて大きな問題

とならざるをえなかつたのである。また全電通でも、当局は三月三一日に人員整理の対象となるべき三千余名の者に半強制的に退職賞与の受領を求め、なかには受領するものもあらわれた。この場合、受領した者は、臨時嘱託（待命）となるが、組合は当局にたいして受領を強制しないとの確約をとつたので、最終段階としてどうしてもやめたくないという組合員を守る闘いの態勢をくむことになつた。

夏季闘争　官公労では、年度末闘争の一段落した四月六日闘争委員会をひらいて春季闘争の自己批判を行い、さらに夏季闘争の方針をつぎのように決定した。

一、今までの闘いをふりかえつて

1、二十九年度軍事予算の性格からくる人員整理、労働諸法規改悪、弾圧立法制定等これが反対阻止の闘いに経済要求をも複合させて態勢を盛りあげ、われわれの闘いに万全を期し今次闘争を勝利せしめるべく努力して来た。

2、然し乍らわれわれの要求目標が政治的要素を持つていた上に各組合の共通した目標となり得なかつたこと、更に経済要求にしても補正予算編成に失敗して予算財源のない公務員関係労組、財源があつても企業別で他の特殊目標と併行して同時解決を考え闘いを仕組んだ公企関係労組等の闘いは、ついに全力を各組合が傾注しつつあるが、特殊的目標としか理解されがちな実情は何といつても経済的目標をもたない現状にあつて各組合が統一実力行動をもつて之が反対の闘争に集中し得る態勢にはない。即ち大衆行動を中心とする院内外の闘いを主としている一方、官公労傘下の組合は春期闘争の集約と次の闘いにそなえて四月上旬より五月にかけて中央委員会及び定期大会開催を準備しつつある。

3、その結果は官公労傘下各組合の共闘意識を喪失させ総体的には各組合共に自信を持つて実力行使に立ち上つていつても之を更に前進させ強固な統一行動に拡大強化することまでに至らなかつた。

4、このことが革新政党を中心とする院内闘争に呼応する院外闘争とならず、かなり動揺を予期しつつあつた政府並び当局に自信を与え、われわれの闘いの間隙をぬつて教育二法案の衆議院通過を始め二十九年度軍事予算もついに成立せしめるに至つた。

二、当面の情勢

1、国会の動き

教育二法案は参議院で十二、十三日「偏向教育の事例」の証人喚問の後本格的審議が行われるものと考えられる。各政党特に緑風会の出方如何でそれ以前に法案が通過し得る状況になり得ることも予想される。

定員法も現在参議院で審議中であり、国家公務員法も衆議院人事委員会で現在審議中であり、之等の法案審議の状況を考えるとき四月十五日を中心に院内闘争を有利に進めるための態勢を確立することが必要とされる状況にある。

2、組合の動き

定員法、教育二法案、国家公務員法改悪等の反対阻止の闘いに全力を各組合が傾注しつつあるが、特殊的目標としか理解されがちな実情は何といつても経済的目標をもたない現状にあつて各組合が統一実力行動をもつて之が反対の闘争に集中し得る態勢にはない。即ち大衆行動を中心とする院内外の闘いを主としている一方、官公労傘下の組合は春期闘争の集約と次の闘いにそなえて四月上旬より五月にかけて中央委員会及び定期大会開催を準備しつつある。

三、今後の闘いを進める基本方針

1、春期闘争の最終段階と考えられる四月中旬を目途に各組合は一切の闘争力を傾注しその態勢をメーデーに押し広め夏期闘争に発展すべき基盤とする。

2、そのため新賃金と夏期手当要求を直ちに行うと共に可能な限り、五月末日迄に各組合共に定期大会を終了して企業内交渉に併行して政府交渉を積極化し、現在長期戦を予想しつつ闘われている民間の基幹産業の賃上げ闘争との共闘態勢を確立する。

四、闘いの目標

1、定員法粉砕、不当馘首撤回

2、教育二法案粉砕、国家公務員法改悪反対

3、夏期手当一ケ月分獲得と新賃金の早期統一要求とその貫徹

4、物価引下と減税闘争展開

五、闘いの手段

1、四月十五日全国一斉に教育二法案粉砕（各組合の特殊目標貫徹を含む）のための抗議職場大会を行い、日教組が全国一斉に開催する夜間デモに居住地で積極的に参加すると共に激励を行う。

2、直ちに夏期手当要求書を提出し交渉を強化しつつ、四月十五日以降政府交渉を強化する為大衆動員による交渉を行う。（日時、動員数等については別途通知する）

3、各法案反対の地方議会決議要請を行い之を中央に反映させるため地方官公労に要請を行う。

4、メーデーには全単産が参加し根こそぎ動員を中央、地方共に行い地区共闘の拡大強化を行う。

5、新賃金要求の要求方式、時期、算出資料等をなるべく統一するため直ちに合同賃専作業に入り要求書を提出する。

右のような方針にもとずいて、賃金専門委員会で新賃金要求を作成することになつたが、その過程で夏季手当一カ月分を要求することが決定された。かくして五月一〇日夏季手当一カ月分支給について、このような申入書を福永、加藤両閣僚に手交した。

（申入書）

政府は昭和二十九年度予算の編成にあたり一兆円の枠を堅持し、誤れるデフレ経済政策を強行しその犠牲を公務員をはじめ勤労階級に押付けている。

昨年七月人事院より出された公務員の給与ベース改訂勧告に対しても、又三公社五現業職員に対する仲裁裁定に対しても冷酷にこれを無視し、八月より実施さるべきものを本年一月に繰下げ実施した事実は明らかに拙劣な無力政治の然らしむる処であり更に物価の昂騰は著るしくよつて来る赤字の累積の為単に公務員のみならず全勤労大衆の生活は将に困窮の極に達している。

官公労一八〇万組合員は昨年来夏期手当一カ月分支給を強く申入れ凡ゆる努力を重ねて来た。

然るに政府は僅か〇・七五カ月分を予算化するに止まり未だその解決を見るに至つていない。依つて左記の通り更に強く申入れるものである。

一、全公務員公社職員に対し夏期手当を月収の一カ月分支給せよ。

一九五四年五月十日

日本官公庁労働組合協議会

議長　横川正市

内閣総理大臣　吉田茂殿

右のような申入れにひきつづいて、官公労傘下の全逓、全農林、全医労など続々と要求書を提出した。さらに五月一七日に闘争委員会をひらいて具体的な闘争方針を決め、二五日から一斉超勤拒否、定時退庁及びその後における衆参両院、政府に対する動員交渉が決定された。この闘争委員会において決定された当面の闘争戦術は次

の通りである。

（当面の闘争戦術）

(1)今次国会の会期は再延長されたとしても五月一ぱいで終ることと想定される。従つて夏期手当闘争は短期決戦と理解し少く共今国会に要求への足がかりだけは造りあげなくてはならない。

(2)然しながら現在官公労傘下の各組合が直ちに実力行動をもつてこの短期間に決戦をする程の態勢は万全でない。殊に公企部会関係の各労組は国会で予算措置させることの困難性を考えむしろ各企業において、要求貫徹を期そうとする気配が見受けられる。

しかもこの考え方でゆく場合闘争は六月中旬以降が決戦の時期として闘いの計画が組まれることになろう。

(3)若しそうなつた場合現在では公務員労組の方が〇・二五カ月分予算措置が公企関係より多いとしても国会終了後一カ月分不足額を貫徹することは公務員関係労組の場合極めて困難となる。

(4)従つて官公労傘下の各組合は少く共可能な限りの努力をして今次国会閉会中政府交渉を強化し出来るならば実力行動のともなう態勢の中で最大限に闘いを進め官公労全体として五月二十二日以降六月初旬までを第一の山に、六月中旬より下旬までを最終的段階として考えなくてはならない。

(5)この場合公企関係は特に各企業内の予算財源が相違する為闘いを進めるに当つて同一歩調でゆくことが困難視されるが少く共実力行動は統一して同じ時期に行い官公労全体の統一闘争の上で勝利を獲得する様にしなければ、昨年とは変つた情勢であるだけに勝利は出来ない。

五月二三日には官公労各組合員約五〇〇名が、夏季手当獲得陳情のため国会におしかけて加藤法相と会見し、二五日にもふたたび約五〇〇名が国会に行き福永官房長官と交渉した。傘下の各組合は二五日からそれぞれ実力行使に入つたが、二七日に闘争委員会がひらかれて六月三日乃至六日頃に第二波闘争（遵法、規正闘争、超勤拒否、一割休暇斗争など）、六月一〇日及至一二日に第三波斗争（遵法、規正斗争、三割休暇）を行うことを決定し、さらに二九日には第二波斗争の端緒をきりひらくために吉田内閣打倒官公労総蹶起大会がひらかれた。

第二波斗争の情況はつぎのようであつた。すなわち全逓では一〇日から一二日まで三割賜暇、六月一日以降一〇日まで定時退庁、全電通は一二日まで集団動員交渉、また時間外労働拒否、陳情電報、全造幣八日から一二日まで定退並に一割休暇、全労働八日から一二日まで早退、全専売は一二日以降無期限全面超勤拒否、一四―一八日まで二割休暇斗争、全林野一五日以降超勤拒否、九―一二日まで、二―三割休暇、一五―一七日まで技術職員三割休暇、などである。

しかしこのような第二波及び第三波斗争は、一九回斗争委でも確認されたように、「各単産毎に最大の実力行使への努力が行われて来たにもかかわらず、政府当局を窮地において込み吾々の要求を既定方針通り貫徹せしめるだけの斗争態勢にまで至らず、しかも変則的国会となり殊に院議をして政府への攻勢も全く予期し得ない程悪情勢となり、ついに一ヵ月分獲得への前途は全く見られないままに国家公務員及び地方公務員は一五日に〇・七五ヵ月分を支給されることとなつた」のである。かくして六月二〇日までには殆んどの組合が妥結をみることになつた。

官公労の夏季手当斗争は、右に述べたように政府を窮地に追い込むほどのたかまりをみせなかつたとはいえ、しかし国家公務員法や公共企業体労働関係法のもとでいしゆくしていた官公労働者が、次第に実力行動にたいする確信をもちはじめるにいたつたことは特筆されねばならない。と同時に実力行使をめぐつて様々の不平不満が

組合員の中に生じてきたことも否定できないところである。たとえば超勤拒否期間が長期にわたつた為の手当減少に伴う不満、休暇戦術によつて休暇が少くなることの不満などがそれであり、また給与の補償、動員費などの出費によつて組合財政の窮迫を招いたところも少くなかつた。このような点は官公労第五回定期委員会において自己批判され、戦術を漸次全組合及び組合員が参加出来得るような方向に拡大してゆくことで克服することを決定した。

賃金闘争　官公労では、一、昭和二九年四月以降一八才独身男子月額九〇〇〇円の最低賃金を基礎とした一号俸八四〇〇円、八二号七万六四〇〇円の通し号俸表による給与改訂を実施すること、二、従来の職務の級はこれを廃止すること、などを骨子とした新賃金要求を六月二三日人事院に提出した。さらに七月九日には二〇名の代表が人事院におもむき、交渉を行つたが、まだ勧告のメドはないとの回答であつた。

官公労第二〇回幹事会は、一、七月三五日より三日間人事院に座り込みを決行する、二、坐り込み直前及び坐り込み解散時に大衆動員を行い、人事院交渉を行うことを決定した。かくして一五日に約二〇〇〇名を動員して人事院浅井総裁と交渉したが、席上、総裁は諸般の社会情勢を考慮に入れ勧告は留保することに決定したと言明したため、官公労はついに交渉を打切つてそのまゝ二四〇名が人事院廊下に坐りこんだ。この坐り込みは一五、一六日と続行され、一七日再び二〇〇〇名の動員を行つて人事院総裁と交渉したが、総裁の態度は依然として変らなかつたので、官公労代表は「人事院存在の意義なし」とまで極言して坐り込みを撤収するにいたつた。

一九日にいたり人事院は、従来の調査方法による公務員給与の民間給与との差は六・七%になり、標準生活費は昨年にくらべて約五一〇円の増加となつているので、公務員の給与は当然改訂さるべき段階にきていることを認めながら、他方において、デフレ政策の重要性を強調し、勧告を留保して報告にのみとゞめるという態度を公表した。こうして官公労は賃金闘争の足がかり失つたような形になつたが、要求の相手方を大蔵省にかえて一、新賃金（満一八才九〇〇〇円を最低とする個別賃金）を公務員及び公社職員に適用し、速やかに給与改訂を行え、二、年間を通じて三カ月に不足する期末手当を直ちに増額せよ、三、地域給の追加指定区域拡大に伴う予算措置を計上し速やかに支給せよ、などの一〇項目の申入書を手交した。ところが大蔵次官は「新賃金要求は今の情勢の中で応じる訳にはいかない。官公労はもつと見透しのたてられる要求を出すべきだと考える」旨の回答をおこなつた。

かくして官公労は七月二七日にひらかれた第一回幹事会において、賃金闘争を統一して闘うために、一、留保された人事院勧告を九月一杯に行わしめる、二、公企体の賃金交渉を一層強化し調停仲裁の機関を通して、裁定は遅くとも一〇月一ぱいに提出せしめる、ということを決め、また国会闘争を有利にするためには、一、経済要求を中心とする補正予算を編成させるため即時臨時国会を開催せしめる、二、万一裁定も勧告も出ない場合も予想されるだけに、従来の国会開催時期と国会依存の闘い方を改め、組合の態勢を強化することに重点をおくことを決めた。さらに八月三〇日の第五回幹事会においては戦術委員会の提出した闘争方針を検討した結果、従来の中央集権的な闘争を転換して下部で闘いうる闘争をもりあげるために、職場闘争と地域闘争に重点をおき、このような闘争のための具体策として次のようなことを決定した。

一、全国代表者会議の早期開催
二、オルグの交流派遣
三、犠牲者対策の確立

このように官公労は漸次闘争体制の確立を図りつつあつたが、三部会の情勢はそれぞれことなつていたといつてよい。すなわち、まず国公部会は、特に昇給ストップにみまわれ賃上げより先にまず侵されてゆく既得権を守らなくては先に進みえないという実情にあり、地公部会は国公部会と同じ条件の上に地方財政の窮迫から首切りと給料遅配が部分的におこつており、この闘いを直ちに組織しなければならない情勢にあり、公企部会は新賃金を調停案に提出する段階にあつて他の二部会よりやや闘いが進んでいる状況であつた。

その後九月九日に官公労代表が加藤国務相と会つて政府の意向を質したが、新賃金要求にたいしては「ベース改訂は考えていない。要求書の調査はさせているが、デフレ政策の成果は半年位みなければ解らぬが物価は下降の方向をたどつている」という回答があつた。

九月一六、七日には第六回官公労地方代表者会議がひらかれ、とくに三部会の共同闘争について論議がかわされ、ついで九月二五日には秋季闘争の足がかりをつくるために官公労総蹶起大会がひらかれて、次の闘争宣言が発せられるにいたつた。

（闘争宣言）

吉田反動内閣が強行する偏則的デフレ政策の下での収奪は、死の灰・原水爆の恐怖と共に、今や全国民の生活を根底から破壊しつくしている。即ち地方財政の窮迫は給料の遅欠配すら生じせしめ、中小企業を相次いで倒壊させ、勤労大衆へは首切り低賃金を強要し、農民には低米価をおしつけている等吉田内閣の悪政の犠牲に供されているものは枚挙に遑がない。

しかも吉田は全国民の意志を完全に無視してまで強行せんとする今次の外遊によつて、三十数億に及ぶと言われる疑獄事件を最後まで封殺せんとしている。かかる政府の謀略は断じて我々の許し得ないところである。

ここに官公労一八〇万はその団結の力を最高度に発揮し、MSA戦争政策の下で苦悩する共通した生活の窮乏を打開するため既に闘いつつある中小企業、農漁民と共に全国民の先頭に立つて吉田亡国内閣と、その背景をなす反動勢力に対決すべく闘争態勢を一層強化し、この危機に頻した国民生活の実態を打破するため最後まで頑強に闘い抜く決意であることを内外に声明するものである。

右宣言する。

一九五四年九月二十五日

生活危機突破官公労総蹶起大会

ところで公企労部会では最初に全専売の調停が出されるはこびになり、これを有利にみちびくため、公企部会組合員約五〇名は九月二八日から労働省におしかけて強力なすわりこみを実施した。しかし一〇月六日に提示される予定であつた調停案は組合員の期待に反する内容であることが知らされたため、四日夜公企部会戦術委員会で再考を促すため延期申し入れを決定した。その結果調停委もさらに検討を加えて十一日正式に調停案を提出することになつたので、組合もこれを了承して五日坐り込みを撤収した。

十一日、全専売に提示された調停案の内容は次の通りであつた。

（調停案）

一、賃金体系の変更や改訂は現段階では適当でない。

一、勤務地手当の五段階を四段階に改め、実施細目は労使団交で きめる。

一、労働の生産性を一層高めることとし、特別の賞与制度を速かに確立する。

＝理由＝　賃金体系の変更はベース・アップを前提としなければならず、物価は横バイ状態を示し、民間企業との賃金格差も少ない現在、ベース・アップを行う時機とは認め難い。

右の調停案はベース・アップは行わず、勤務地手当を本俸に組み入れ、その結果生ずる約一・九％（三〇〇円弱）の上昇を認めようとするものであつた。それは国家公務員に対すると同様の賃金ストップ政策のあらわれであると同時に、全専売にたいしてのみ早く調停を出したのは、官公労の中軸である公企部会の闘争を、各企業内の闘争に追い込み、秋季年末の統一闘争を分断しようとするものであろう。

官公労の本格的闘争がはじめられる前にはげしい闘争を開始したのは、全農林傘下の全食糧労働組合（約三万）であつた。すなわち、八月以来の一人一要求の闘いのなかで徹底してくりかえされた職場討議を基盤にして、一〇月一一日から第一波の実力行使が行われ、当局の業務命令を拒否して門前には青年行動隊によるピケラインがはられ、各支部とも完全部別三割休暇に突入し、業務は電信も電話も各部門別にすべてストップした。このはげしい実力行使は、さらに一八日から六日間にわたり反復して行われ、月末には第三波が行われた。このような実力行使の背景になつているのは、食糧の検査、買入、保管等の仕事に携わつている全食糧の組合員が、毎年供出が開始される九月末から年度内にかけてろくに食事さえとれない忙しさになつたことにある。すなわち食糧検査の一日当り平均能力は四〇〇―六〇〇俵であるにもかかわらず、早場米各期限には二〇〇〇俵に達するため、手の皮はすりむけて、「さし」（検査器具）は血にそまることさえめずらしくなつた。このような過重労働にもかかわらず、当局は超過勤務手当も業務旅費も極めて僅しか支給しなかつたので、組合員の怒りは頂点に達したのであつた。全食糧の闘争において重要なことは、労農提携の基盤がきずかれはじめたことである。すなわち、黄変米、集荷制度、米価をはじめとくに検査の民主化闘争は全食糧が卒先よびかけて闘いを進め、それらの闘いが、部落、村、郡、県の中で闘争推進の有力な支柱を形成したのである。

さて一九日には官公労約五〇〇名の組合員が人事院におしかけて強力な集団交渉を行つたが、人事院側は「勧告の義務は認めるが、デフレ経済と物価の値上りを考慮して、まだ勧告は留保している」との回答があつた。かくして組合側は不満の意を表明して、組合員一五〇名が直ちに人事院前にテントをたてて坐りこみに突入した。二三日にいたりふたたび組合員約三〇〇名は人事院側と交渉したが、依然として誠意ある回答は得られなかつたので、組合側は「これ以上人事院を頼りにせず」として直ちに交渉をうち切つて坐り込みを撤収した。一方、公企部会でも全専売の調停に強硬な反対を表明し、二一日から調停委員会前にふたたび強力な坐りこみを断行した。また以上のような賃金闘争と併行して、年末手当二ヵ月分の要求についても各組合一斉に二〇日要求書を提出し、一一月一日に回答を求めることになつた。したがつて公企部会としては、調停委員会に対する働きかけと、年末手当要求を二つの柱として官公労の中軸としての闘いを進めてゆくことになつたのである。

一一月五日、官公労二五単産一五〇〇名の組合員は、大蔵省において、新賃金、年末手当、地方財政その他の要求をかかげて交渉を行つた。大蔵省の河野次官は、ＣＰＩが八月には最低を示し、賃上げは全然たがつて実質賃金も上つてきていると思われるから、賃上げは全然考慮しない、また減税についても二九、三〇年度とも考えていない、さらに年末手当については目下の所増額する意向はないと答えた。このような交渉が行われている間、外に待機していた一五〇〇名の

組合員はデモを実施し、組合旗をかざしながら中庭になだれこんだ。そのため交渉中の大臣室にもその声が反響し、交渉中の次官もやむなく腰を下ろして三〇分の交渉時間を一時間に延長した。

一一月九日から一一日までの三日間、第一波闘争に入つた官公労三部会は、大蔵省前の坐り込み(地公部会)などを行つたのち、ひきつづき一七日から一九日までの第二波闘争に入つた。第二波闘争の主な状況はつぎの通りである。すなわち、官公労の中心勢力であるが、まず国鉄は運休三八公企部会九組合は果敢な実力行使を行つたが、八本、遅延一九四〇本六二五時間で、実施個所二七地本のなかで第一日九六個所、二日目九七個所、三日目一〇二個所に達した。全逓は、郵便物の滞貨通常二六〇万通、小包三万二〇〇〇個、外国郵便二八万通の他郵袋一九個、また貯金、保険業務にも多大の影響を与え、集配の欠便も多数出た。全電通は、電報、電話とも全国的に一―二時間の遅延が生じた。

国公部会二六組合では全農林の三割休暇、全電波の二割休暇を始め、定時退庁、超勤拒否、職場大会等各組合の自主性にしたがつて一せいに行つたが、中央ではさらに代表五〇名が地公部会と同調して大蔵省に座りこみを行つた。

地公部会は全国的な職場大会、定時退庁を実施し、さらに中央に二五〇名の地方代表が上京して大蔵省に坐りこみを実施した。

二〇日には総評主催の生活危機突破総蹶起大会がひらかれ、官公労からも多数これに参加したが、つづいて二二日には次のような非常事態宣言を発表した。

(非常事態宣言)

吾々は今日まで一方的な再軍備デフレ政策の中で国民大衆の憤激を結集して新賃金と年末手当の要求完全獲得の為あらゆる努力と誠意ある交渉を進めてきた。然るにデフレ政策に狂奔する吉田政府資本家階級は何ら反省する事なく大企業の露骨な独占化を進めつつ続々と中小企業を崩壊せしめ賃金遅欠配と賃金ストップを押付け一片の誠意をも見せぬのみか吾々の闘いに対し権力を動員して弾圧を企図し、官庁ファッショ化によつて此れを切り抜けようと策している。まさに官公労に取つては最悪非常の事態に直面した。最早や吾々は自らの生活擁護と民主主義を守る為労働基本権を保障する憲法と諸法律に従い団体行動の権利を最高度に生かし全組織を挙げて実力を行使し、政府に対決する以外に方途はない。今や実力行動は斉々と行われ、最後の段階に突入する準備は全く完了した。

デフレ政策の行きづまりとかつてないたずらに権力を乱用し狂暴化する事のみに追われ、一部資本家擁護の政策に苦悩する政府よ、反省し、目を開け、国内外の情勢を見よ、保守反動階級の混乱を見よ、労働者階級の憤怒と国民大衆の怒りを見よ。かかる情勢の中に依然として大衆の犠牲を省みないならば官公労一八〇万の全組織をあげて民間労組ら国民大衆と共に固く手を握りその先頭に立つて断乎実力行動を強化し誤まれる政策を粉砕するまで徹底的に闘うであろう。吾々はこの事態に対し、一大決意を内外に宣言し、政府及び当局に対し厳粛に警告する。

尚、この闘いによつて生ずる事態に対する一切の責任は政府当局にある事をここに声明する。

右宣言する。

一九五四年十一月二十二日

官公労共同闘争委員会

二四日午後約一〇〇〇名の組合員の動員のもとに官公労柴谷議長をはじめとする官公労代表は、首相官邸で加藤国務大臣と会見した。

席上、代表は新賃金、年末手当、地方財政の三点について政府の誠意ある回答を申し入れたが、大臣は終始「金がない」の一点ばりでそれ以上交渉は発展しなかつたため、柴谷議長は「政府がそれ以上なんらの誠意も示さないならば官公労は年末における一大実力闘争に突入する」と申し入れ、さらにさきに発表した非常事態宣言を読みあげ交渉は三〇分で物わかれとなつた。なおこの二四日には国鉄、全逓、全電通をはじめ公企労九組合の新賃金調停案が出されたが、その内容は予想の通りゼロ調停で附帯事項として給与の不均衡を是正するため両者で話し合いを進める必要があるという程度のものであつた。この調停に対して各組合は、再調停を要求し、連日交渉を行つた。

ところが一一月二五日から三日間全国的に行われた官公労第三波（公企部会第四波）闘争は、国鉄は三割の拠点休暇闘争で列車の運休、遅延等多数を出したが、当局はこの闘争に対して警官を介入させたため多数の検束者を出したばかりでなく、解雇、停職などの通告を受ける者も出るにいたつた。全逓では、全国の郵便物の滞貨四〇〇万通、小包六〇万個にのぼつた。ここでは各郵政局から業務命令が出されたが、これをはね返して闘いを積みあげた。この闘争によつて多数の減俸通告が出されたが、組合ではこれも返上して闘つた。全電通でも全国一三〇〇の分会まで完全に実力行使に突入した。

国公部会では各組合とも二割あるいは三割の休暇、早退、超勤拒否を行つた。また地公部会も二割または三割の早退、各理事者に対する波状陳情、さらに二七日には全国一斉に県大会を開催した。

一二月二日から四日まで三日間、国公・地公部会を主体とする第四波実力行使に突入し、三割あるいは二割の休暇闘争、早退、遅刻戦術および職場大会が行われた。この実力行使を背景にして二日午後五時から官公労傘下七〇〇〇名の組合員は、国会正門前に集つてデモを行つた。

このようにして年末闘争は鳩山内閣の成立と微妙な関係を保ちながらいよいよ最終段階にさしかかつたが、一四日に鳩山内閣組閣後最初の交渉が根本官房長官と行われ、それにひきつづいて三好国務大臣との交渉が行われた。一六日には国鉄が団交の結果一・三五の線で妥結し、つぎに全逓一・四、全電通一・三八、全印刷一・三五、専売一・三五、全林野一・四、全造幣一・三、などが続々妥結するにいたつた。

このように公企部会は殆んど妥結したにもかかわらず、国公・地公部会は最後まで残されて連日交渉を続け、坐り込み（全国税）、ハンスト（全財務）なども行われたが、各単産に共通していることは、現在までのリザーブ予算を整理して〇・二五カ月分に見合うプラスアルファを支給する方向を示しているのにとどまり、三好国務大臣も一大蔵省に対し、各省大臣の責任で処理する問題（プラスアルファ）については了解をとつてあり、大蔵当局と交渉をしてほしい」と答えた。かくしてプラスアルファについては各省毎に若干のでこぼこをもちながら妥結することになつた。

公労協傘下組合の闘争

官公労の争議の全体的な経過はすでに明らかにしたが、つぎに公労協傘下組合において独自の問題を解決するための闘争を行いながら官公労闘争の支柱となつた国鉄、全電通の闘争を明らかにしておこう。

国鉄労組の争議　不当馘首反対および年度末手当闘争　一九五四年における国鉄の闘争は、前年一二月二二日に国鉄当局が処分をすることを明らかにしたことにたいして反対する闘争からはじまつ

た。すなわち、一月六日から超過勤務拒否、九日からは運転保安規整運動が全国的に展開され、さらに一九、二〇日には秋田地本と千葉地方を除いて全国の各地方本部一六管理局、一五工場で五割休暇が行われた。にもかかわらず当局は一月二二日夜本部三役以下一八名の首切りを通告した。その氏名は次の通り。

〔本　部〕

中央執行委員長	柴谷　要
中央副執行委員長	土門幸一
書記長	横山利秋
企画部長	岩井章
〔東京地方本部〕	
執行委員長	歌崎藤作
新橋支部闘争委員	木田忠
地方本部闘争委員	伊藤宣之
〔新潟地方本部〕	
副執行委員長・企画部長	相田一男
書記長	大滝保
〔大阪地方本部〕	
執行委員長	広田浩三
副執行委員長	横手真夫
闘争委員	野村慶二
闘争委員	北川惣次
〔南近畿地方本部〕	
鳳電車区分会長	吉田茂夫
同副分会長	平田増一
〔広島地方本部〕	
執行委員長	植木仙次郎
副執行委員長	枝村要作
企画部長	本間大英

かくして国鉄中闘はただちに「速かに抗議闘争を起せ」との指令二二号を出し、次のような声明書を発表した。

（声明書）

国鉄当局は一月二十二日夜、柴谷委員長ほか十八名に対し、昨年末の闘争の責任者として処分の通告をしてきた。このことは当局みずからが公労法を無視し、責任を果さず一方的に権利のみを主張し、民主主義をじゅうりんした暴挙といわざるを得ない。

われわれは年末闘争が終結してから今日まで、真に国民の期待にこたえる国鉄を建設するため、将来の経営のあり方についても誠意をもつて協議をつづけ、不当処分反対闘争には良識ある行動をとり平和的慣行を樹立するため今回の処分は思いとどまらせるべく努力をつくしてきた。

しかるに当局がわれわれの誠意を無視して無暴にも挑戦してきたことは国鉄の将来のためまことに遺憾なことである。われわれはこの事実をすみやかに全組合員に訴えその総力を結集し、且つは国民各位の協力と支援を期待して、断固実力をもつて不当処分撤回まで闘うことを宣言し、内外に声明するものである。

一月二六日からは三日間にわたり中央委員会がひらかれ、不当馘首反対の具体的方針（二月下旬から三月中旬にかけて最大の実力行使を決行する）をねると同時に賃金方針も決定し、ただちにつぎのような闘争指令第二三号を出した。

（闘争指令第二十三号）

各地方本部は中闘に呼応し、各級機関の総力を結集して実力行使態勢の完備をはかれ。

一、今回のオルグは今次闘争の顛末と第三十四回中央委員会の経

過と決定を全組合員にテッテイし、将来の闘争の展望を理解させる。下部末端（とくに分会班）までの組織を整備確立し、いかなる指令にも即応できる態勢をつくること（実力行使突入開始の時期を二月下旬と予定する）、家族組合の組織を拡大強化し、今次闘争の戦列に参加できるように育成する、を任務とする。各級機関はこの任務が完全に果されるよう、派遣中闘とともに計画的にオルグをおこなうこと。

二、長崎総裁に対する信・不信の投票は二月二十日までに一人の棄権もなく確実におこない、ただちに中闘へ送ること。

三、職場内のビラはりは二月十五日からはじめ、二十五日までに完了すること。

四、新賃金の切換え措置は二月十五日までに完了し、二月二十三日精算払いができるように努力し、最低保障額の決定と年度末手当〇・五月分のカクトク闘争は、二月下旬から開始される実行行使を背景として解決する方針であるから、全組合員にこの意義をテツテイすること。

五、当面の闘争方針にもとずいて外部宣伝をオルグと併行しておこない、二月末日までに第一段階を終ること。

官公労の争議を書いた際に明らかにしたように、国鉄労組の不当処分撤回闘争は、新賃金と〇・五カ月の年末手当の要求とからんで展開されることになり、職場闘争に重点が向けられた。たとえば熊本地本大牟田支部では全組合員が職場要求を職制につきつけて闘い、ビラをはつても絶対にはがさないという確認をとつた。このような職場闘争がもり上つてきたのは三鉱連と共同闘争を行つたことに起因している。すなわち三井鉱山の引込み線がストで動かなくなつた時、国鉄の労働者はすごい過重労働となつたため、支部は大衆動員で「非番者の割当は違反である」、「超勤手当と特別手当を支払え」、「人員増加につとめよ」という要求を出し、駅長は殆ど組合の主張をいれて協定を結ぶという闘争実績をもつていたのである。

超勤拒否と併行して三月二日から六日まで五日間運転保安規整運動に入つたのはつぎの地区である。

釧路地本――根室、中標津両駅
旭川地本――北見、名寄
札幌地本――東室蘭、苫小牧
青函地本――五稜郭、函館
秋田地本――山形、新庄
新潟地本――特に重点地区を指定せず実施中
高崎地本――足利、桐生、熊谷、佐野
水戸地本――原ノ町、四ツ倉、常磐大子
千葉地本――千葉、成田
東京地本――新宿、田端、甲府、八王子、熱海、新鶴見
長野地本――長野、塩尻
静岡地本――富士、沼津
名古屋地本――多治見、中津川、釜戸
北陸地本――富山、南福井、敦賀、金沢
大阪地本――鷹取、加古川
南近畿地本――今宮、湊町
福知山地本――福知山、綾部、豊岡、利田山
米子地本――上井、木次
岡山地本――岡山、福山、糸崎、新見、津山、宇野
広島地本――広島、十日市、横川、己斐、宮島口、小郡、厚狭、下関
大分地本――豊後森
門司地本――若松、戸畑、佐世保、久留米

熊本地本――高瀬、上熊本
鹿児島地本――西都城、隼人
仙台地本――郡山、会津若松
盛岡地本――盛岡、青森
四国地本――（四日の支部代表者会議で八日から実施と決定）

（二月四日朝各地本よりの報告による）

つづいて一五日第三波闘争として電務区の五割休暇、一九日には第四波闘争として駅の五割休暇（各地方本部における駅員二〇〇名以内の特定駅が休暇に入つた）と、闘争の波はたかまつたため、国鉄当局も最初〇・一五を主張していたのを逐次譲歩して〇・三プラス・アルファという線を出し、しかも「今度の闘争に関して処分や不利益な取扱いはしない」と約束するにいたつた。

賃金及び年末手当闘争　国鉄労組では九月二四日からひらかれた第三七回中央委員会において、闘争目標と具体的な闘い方について、つぎのような決定を行つた。

（闘争の目標）

主たる目標

1、不当処分のてつかい
2、団交の再開、組合活動の自由をかちとる
3、新賃金及び年末手当二カ月分のかくとく
4、最低保障額の設定を早急に解決する
5、勤務及び休暇に関する労働協約を早急に締結する
6、一〇〇%昇給のかくとく
7、被服問題及び夏季手当の残額（〇・二五）の解決を促進する
8、適正要員のかくとくと定員削減、労働強化を裏付ける特定線区の合理化反対

一般目標

1、新共済組合法を早急に制定させる
2、公労法をはじめ教育二法、防衛二法等悪法のてつぱい
3、労働法、公務員法の改悪反対、日鉄法の改正
4、通勤列車及び長距離列車の三等車の増結と閑散線区の三等車の改善
5、生産者米価を一三、〇〇〇円にさせる
6、風水害対策、中小企業対策及び地方自治体の救済措置を完全にさせる
7、黄変米の配給反対
8、大衆課税の大幅削減と地方税の軽減
9、MSA再軍備反対、原水爆の製造、実験、使用禁止
10、労働者の国際連帯を深め、特に全アジアの労働者との提携を強化する
11、吉田自由党内閣打倒

（具体的な闘い方）

今次闘争の基底は職場闘争と地域共闘であり、徹底的な職場闘争のつみかさねによつて大衆に自信をあたえ、この闘争の発展の中で実力行使を行う。

1、職場闘争

職場闘争を単に闘争の手段として考えたり、中央の交渉をバックアップするために必要なものであるという理解の仕方は正しくない。勿論そのことも、職場闘争を強く推進させるための要素であることに間違いないが、しかし職場闘争本来の目的は、民主的自由を抑圧したり、労働の強化をおしつけたりして、敵が徹底的に収奪政策を具体的に行つているところが職場であるから職場こそ敵権力と味方の力が直接に、もつとも激しく対立するところであり、労働者の勝利の基礎である生産点での闘争に勝利するため

のものである。

したがつて職場闘争は職場要求の解決と職場の民主化を達成し、職制は少しもおそろしくないという職場態勢をつくり上げることをその使命とするものであるが、そのためにはたえず職場内で集会をもち、討論し、組合員相互の意志の統一がはかられねばならない。今日多くの職場では職場闘争の必要性と重要性についてはほぼ理解されている。しかし職場闘争が十分闘い得ないのはなぜか。それは端的に言つて職場闘争を闘う態勢がとれていないからである。

即ち、組合員の不平不満や要求事項をあつめようとしてもほとんど組合機関にあつまらない、職場集会をやろうとしてもほとんど組合員が集つてこない。職制がおそろしくて職場では業務以外のことは一切口もきけない。というようなところでは決して職場闘争は起らない。

したがつてわれわれは職場で誰もが自由に発言し、要員不足による労働強化や眼に見えない精神的な圧迫などすべての問題について組合機関に申し出るほどに組合機関が信頼されるため、組合役員を含めて組合員相互の民主化をはからねばならないし、職制の圧迫を排除するには組合機関が集中して先ず職制の不当な干渉や圧迫と闘うことが必要であり、これらの態勢の中から職場闘争を発展させなければならない。

右のような方針のなかでとくに注目すべきことは職場闘争が重視されていることである。いわゆる幹部闘争から大衆闘争へという方針が採用されたことは、年末闘争のもり上りに大きな役割を果したというべきであろう。

職場闘争に重点がおかれるようになつたのは、資本の合理化政策が職場の末端において民主的自由の剝奪や労働強化などをもたらしたからである。たとえば労働強化の一環として行われた諸競技、諸審査制度、無事故表彰規定などの廃止闘争は、職場闘争の重要な課題であつたといつてよい。東京地本などでは運輸、建築、施設関係の諸審査制度をやめさせることを決め、交渉を行つたが、当局は「管理運営事項である」という理由で実施の態度をかえなかつた。そこで組合側は実力でこれを阻止する指令を出し、まず駅関係の相互審査、保線関係の線路審査を阻止する職場闘争を行つた結果、駅関係の相互審査は不可能となり、また線路審査についても一〇月二八日の実力闘争を背景とした交渉でついに中止させた。

ところで年末手当闘争の経過は官公労の争議で明らかにしたので、国鉄労組の闘争の実態を若干たちいつて述べておこう。すなわち、国鉄労組は年末手当の回答は一ヵ月分を出ず、新賃金あつせんの状態もはかばかしくないので、第一波、第二波闘争にひきつづいて、一一月一八日順法、職場大会、職場ろう城を含めた強力な第三次闘争に突入した。これによつて貨物運休三三四本、客車のおくれ五八七本九万三〇五五分、貨車のおくれ六二八本四万二六五〇分、混合四〇本八九六分、信号機停車三八本（一一月一八日夕刻集計）の成果をおさめたばかりでなく、東京の新鶴見操車場はじめ全国の主要な操車場は貨車が満線となつて操車不能におちいつた。新鶴見操車場においては貨車が一本も入らず、本線の鶴見、品川間に貨車がジユズつなぎの有様となつたので、当局は警告書をもつて重大決意のあることをほのめかした。しかし組合はひきつづき順法闘争を行つたので、ついに警官が出動し、新鶴見に公安官一〇〇名、神奈川警察約三〇〇名が出動し、火焔放射器、催涙ガス、検束用トラック六台、消防車などを待機させた。これをきいて怒つた附近の組合員は応援にかけつけ、職場大会は八〇〇名のピケに守られながら続行した。これにたいして警官は手が出ず、かえつて組合の申し入れ

によつて退去を余儀なくされた。

このような闘争にたいして当局は〝山ネコ〟争議であるときめつけ、争議責任者や業務命令違反者を官憲の手で検束させ、地方局長の権限で処分させる各個撃破の戦術に出た。たとえば新潟地本直江津駅で地本闘争委員二名、組合員四名、長岡駅で四名を検束したが、これは組合員を職場大会に参加させるために行つた説得活動に当局が妨害を加え当局幹部との間に出来た少しのトラブルを誇大に宣伝して暴力行為に仕立てたものである。また折尾駅では駅長の非を詰問した言動を暴力的であつたとして分会役員三名を三カ月間十分の一の減俸処分にした。

二五日からおこなわれた車掌区の三割休暇は千葉地本が会議中のため実施しなかつたほか二六地本二九カ所で決行された。とくに二日目は静岡、大阪では急行貨物の運休、取消しも出、また門司、広島、熊本、名古屋、岡山の影響が大きく、九州および山陽、山陰では鳥栖、門司、下関車掌区で完全な三割休暇と頑強なピケによる貨物列車の運行は、鮮魚、野菜などの生活必需品を除いては全部立往生する事態を生み、ダイヤは全く大混乱の状態となつた。これに対して当局は各地とも車掌の欠乗や代替乗務を企画したり、業務命令で就業を指示し、違反者は賃金カットなどで処分するとして対抗したが、さらに公安官や警官まで動員して、門司では松隈副委員長ほか二一名、新鶴見でも三名を検束するなど各地で公安官と警官の介入、弾圧が行われた。一二月七日には第五波闘争が行われ、五割休暇（二六地本二七カ所）が実施されたが、広島小郡駅では公安官二〇〇名が出動して組合員三名が留置されたほか、立川でも警官三五〇名、公安官一〇〇名が、大崎では公安官二〇〇名が出動した。

年末手当は、一二月一六日から予定された第六波実力行使を強力なバックとした一五日の交渉により一・三五カ月分で妥結したが、新賃金は未解決のまま翌年にもちこされることになつた。

全専売労組の争議　一九五四年において全専売労組がとりくんだ問題は、まず新賃金の切替協定であつた。これは昇給の頭打ちを解決するための措置であつたが、二月九日次のような協定が成立するにいたつた。

（昭和二十九年一月以降の賃金の切替に関する協定）

日本専売公社と全専売労働組合とは、昭和二十九年一月以降の賃金中本俸の切替に関し、次の通り協定する。

一、昭和二十九年一月以降の本俸については別表により切替を行い、可能な限り二月分の支払より新本俸を適用するものとする。

二、本年一月分（前項の新本俸による支払が二月分について行われなかつた場合は一、二月分）の本俸、勤務地手当及び超過勤務地手当については、すでに支払つた金額と、新本俸により計算した金額との差額は二月分賃金支払後、可及的速やかに支払う。

三、従前の級別制の効果については職種別号俸の決定するまでは、なお従来の通りとする。

昭和二十九年二月五日

つぎに超勤拒否などの実力行使を背景にした業績賞与の要求にたいして公社側は、大蔵省議の決定をみないという理由で明確な回答をしなかつたが、三月二五日に大蔵省の決定をみたので、その日に団体交渉がもたれた。ところが公社側は〇・三八という線を出したので、組合側は不満の意を表明し、つぎのような声明書を発表した。

（声明書）

公社側の申し入れによつて、品川八つ山寮で再会された業績賞与の団交が、いよいよ問題の核心に入らんとしたとき、公社側は

組合員の傍聴を拒否し、あまつさえ交渉場外に留ることをすら拒否してきた。

中闘は、再三公社側に対し、静粛に別室にて待機することを条件に交渉の早急開始を申入れたのであるが、頑迷な公社側は支部代表ならびに在京組合員全員の寮外退去を要求し、その後でなければ団交の再開には応じられないと固執してきた。

この理不尽な公社側の態度に対し、われわれはあくまで団交の再会を要求するとともに、いたずらな時間のセン延をおそれ、十時半の期限を切つて公社側の出席を求めたのであるが、遂に公社側はあらわれず、団交は決裂するに至つた。年度末を控え、時間的にも早急な解決が要請される本問題の団交において、公社側のかかる理不尽ないいかがりは、明らかに交渉のセン延によつて、公社案を一方的に組合側に強引に押付ける為の策謀に外ならないとともに、交渉のセン延ならびに今後惹起される一切の不測な事態については、挙げて公社側の責任であることをここに声明するものである。

一九五四年三月二十五日

全専売労働組合

しかし二六日にいたり業績賞与は基準内賃金十〇・三八で妥結し、さらに一年半にわたる懸案であつた職種別号俸もついに妥結するにいたつた。改訂された職種別号俸の特質はつぎの点にある。

一、最高号俸を数点、二、製造技術員の分類、試験合格者の取扱については、組合の基本的なねらいである身分制打破の線にそつて職名などについてなわないように改正を検討すること。人事の取扱などにつき人事て、身分差をともの協約その他において具体的に考慮していくことを条件にして公社案をみとめた。

三、昇給については、主として出勤成績によつて決定する、出勤成績のとり方については、協議の上実施することとした。また、昇給期間は従来どおりとし特別昇給についてはさらに基準について協議の上実施すること。

さらに、「専売公社の職制機構の強化」、「定員の削減」、「生産量の引上げによる労働強化」、「専売公社にたいする大蔵省の支配」などの形であらわれている合理化政策に対しては、専売企業運営委員会設置要求の具体化をはかることや、組合の統制によつて超過労働を規制して専売企業に対する生産階級の発言権を強化する闘いをすすめることを決定した。これにもとずいて中央本部は三月三一日、四、五月における超過労働の規制に関する指令を発したが、雨切工場を有する三〇支部中完全実施支部は、東京、小田原、業平、水戸、高崎などの二〇支部にのぼつた。六月に入つてから全専売は中闘において企業合理化反対闘争を闘う職場闘争の方針をつぎのように具体化した。

（企業の合理化と闘う職場闘争）

六月八月にかけて、企業の合理化と闘う職場闘争の具体的展開とそのたかまりと共に、超過労働の規制を背景とする統一職場闘争が行われる。

1、配置定員の合理化と定員増加に関する要求、2、休息時間の完全実施運動、3、生理休暇、有給休暇の制限反対、4、機械の回転数に関する協約闘争の開始、5、該工場の転換促進に関する要求、6、職場施設の改善、事務の簡素化、労働量の軽減に関する具体的要求、7、職制の強化に対するあらゆる闘い。

さて、公労協の中で全専売にもつとも早く賃金調停案が出されたことは前にものべたが、その主文はつぎのようなものであつた。

本委員会は、昭和二十九年七月二十一日調停を開始した右当事者間の「昭和二十九年四月以降の賃金並びにその体系変更」に関する事案について、ここに調停案を提示し、その受諾を勧告する。

〔主　文〕

一、申請内容のような賃金体系の変更及び賃金の改訂は現段階においては適当ではない。

二、勤続手当は、現行の五段階を四段階に改めるものとし、その実施細目は、両当事者の団体交渉によつて決定すること。

三、労働の生産性を一層高めることを目途とし、特別の賞与制度を速かに確立すること。

昭和二十九年十月五日

小委員長　公共企業体等中央調停委員会
委　員　第三小委員会
委　員　上山顕
委　員　山本浅吾
委　員　市川誠

労組側はこの調停案にたいして「労協の中で先陣をきつて闘争に立ち上つた。

（声明書）

一、今次の賃金改訂に関する組合要求は年令給と職務給との二本建とした個別賃金の引上げによる体系の変更改善にあつた。この組合側主張は労働科学研究所算定の科学的資料を基礎とし、全国職場における労働生産性の上昇と相まつて最低生活の保障を求めたものであり、われわれはこの要求の合理性を確信している。

一、しかるに今回提示された調停案は、これらの組合側要求項目を全面的に否定し、争点にあらざる勤務地手当の操作や賞与制度について架空的な指示を行うことによつて、殊更に紛争の実態を糊塗している。

一、われわれの見解によれば調停機関の果すべき役割は労使双方の主張点の実態の上に立つて紛争妥結のための有効な調停を行うべき任務にあるにもかかわらず、今次の調停案は吉田政府の再軍備デフレ政策の一環である低賃金釘ずけ方針に迎合しそのための理論ずけに終始した感を禁じ得ない。

一、このように吉田政府の下請機関化した調停委員会に対し、強く反省を促すとともに、われわれ専売労働者は最低生活の保証を求めるため、強力な職場闘争を組織して闘うことをここに声明する。

一九五四年十月十二日

全専売労働組合中央執行委員会

とくに公労協第五波闘争においては五月一日要求貫徹職場大会、二日、三日生産、販売規制、庁内デモ、確約闘争を行い、次第に闘争はもりあがつたが、九日以降は全面超勤拒否、日当直拒否、販売押売り拒否、一人一要求交渉などが行われた。一人一要求交渉というのは職場闘争であるが、たとえば鳥栖支部では、一、年玉一千円程度の現物を支給せよ、一、消防出動を出勤扱いにせよ、一、仮眠用タンゼンを支給せよ、一、休憩室の暖房設備せよ、一、通勤服を支給せよ、一、効率表を廃止せよ、一、貴重品箱を設置せよ、一、定期券代を支給せよ、一、ボイラーマンを増員せよ、などの要求をかかげて斗争した。

国鉄と同様に全専売においても公社側の弾圧が行われたが、たとえば京都支部では高槻支部と職場交流を行おうとしたところ、高槻工場ではこれを拒否し、さらに京都副支部長のタイムカードを没収

し、就業規則違反として減俸処分にした。また金沢支部においても一一月二五日以降一人要求を出して斗つてきたが、公社側は生産規制斗争についての組合員の行動をサボと指摘したり、回転規制のための機械調整を不法よばわりし、ビラハリについても就業規則違反で処分する、といつたおどかしを加えた。いずれにせよ年末における全専売の斗争は下部からもりあがつてきたことが大きな特徴だといつてよいであろう。

全電通の争議　全電通においてもつとも問題だつたのは企業合理化（首切りを含む）であつた。すなわち、三月五日に能率向上についての次のような公社案が提示され、これをめぐつて団体交渉が行われた。

（電信電話事業能率向上対策要綱）

一、目　　的

従業員に企業経営観念を徹底させ、能力と努力に応じて報いられるが如き体制を確立することにより、経営能率の向上を図ることを目的とする。

二、大　　綱

本施策は、あらかじめ定められた計画を基準とする目標と、その実施結果とを対比して、目標達成率その他経営的見地に基く方法により、各機関、各個人の成績を評価判定し、これに対応する報償を行うものとする。

三、細　　目

㈠　運　　営

各部門における目標の設定並びに成果の判定等の審議を行うため、本社に各部門主管課長等をもつて構成する能率向上対策委員会を設置する。

委員長は経営調査室長とする。この委員会は、常に各部門と密接な関係をたもち、本施策推進上の事務的責任中核となる。

㈡　目標の設定並びに比重の決定

1、目標は別表㈠の区分に従い設定し、本社より通信局等に対し割当て指示する。比重は目標が一〇〇％達成された場合に附与される得点を表わすものとし、別表㈠のとおりとする。

2、目標の設定方法は別に定める。

㈢　成果の判定並びに成績得点の算定

1、成果の判定方法は別に定める。

2、成績得点の算定は、成果の判定に基く各目標の達成率に応じて（線型式を原則とする）それぞれ得点を算出し、その各得点の和に当該通信局等の総定員を乗じたものをもつて、その通信局の成績得点とする。

公社になつてから深刻な問題となつたのは首切りであつた。すなわち、公社側は臨時作業員六、七八一名を職員や試用員に切りかえて二、五〇〇名位にし、短期時間制賃金要員を二、〇〇〇名位にする意向であつたが、これに対して労組側は要するに無能力者や非生産部門の人々、職種転換しても役に立たない人々を追い出し、その代りとして新進気鋭の労働力を採用するのが目的であるとしていた。かくして定員斗争は全電通の斗争の背後に一貫していたのである。総評でも首切り阻止の橋頭堡として全電通の斗争を重視し、第一四回幹事会において全電通支援を決定した。

年度末手当斗争においても、首切り反対が大きくからんでおり、公社側は首切の強制はしないが懲戒はするとにげていたが、組合側は調停委員会にたいして懲戒の即時中止希望退職者公募の方法を行うべきだとの調停の申請を行つた。四月六日中央調停委員会は公社および組合の双方にたいし、「人員整理のための個人しいようよう」に関する紛争について勧告をおこなつた。その趣旨は次のようなも

のであつた。「公社側の個人しようようと組合側の阻止行為が対立のまま持続せられているやに聞き及ぶが、もしそのような事実ありとせば、正常な労働慣行に禍根を残すおそれもあり、ひいては今後における労使関係の安定のためにも極めて遺憾なことと言わざるを得ない」

ところで四月一四日の団交において公社当局は一、原則として本日以降退職しようようをはやめる、二、本日迄に退職条件などについて話し合いが続けられている者についてはさらに話し合いを継続することはある、という確認事項を認めるにいたつた。

以上のような首切り問題は労働強化の促進とうらはらであつた。たとえば電話交換手の場合は「循環勤務なので泊りのあるときは晩のおかず、朝の仕度をしていかねばならない、生活が不規則であるので身体がつかれる」「循環は疲れる、人員が少い一〇時頃まで忙しい、帰るときは疲れて頭がぼおつとする」「一〇時すぎると夜間通話があるので忙しくなる、八時から一〇時まで台につききりであり休息がとれない」「人が足りないのははつきりしている、生理、年休をのけた定員を考えていない、疲労の連続だ、夜は全くくるしい」（全電通機関紙、座談会「婦人の苦しみ」より）といつた状態であつた。

これにたいして各地方の闘争は、たとえば大牟田電話局では成績不良二名、身心障害者二名、高齢者一名という名目で強制的勧告を始めたので、同支部は連日団交をつづけたが難行をきわめ解決の見透しがないので四月二五日にはハンストも覚悟して最後的な強力な交渉を行つた結果、身心障害者名目の四名についてはしようようを撤回、高齢者一名については応じない旨の理由書をつけて上申することで妥結した。また門司では二六日臨時大会をひらき撤回、支部では二六日臨時大会をひらき撤回案を行うことを決定し、交渉を行つた結果しようようを撤回して解決をみた。広島電話局でも男子六、女子一二名にたいする首切りしようよう反対を要求して組合員六五名が坐りこみを行つた。

以上に明らかにしたような公労協の闘争は、久しく公共企業体労働関係法によつて争議権をうばわれていた組合員が、ふたたび大きな立ち上りを示しつつあることを示すものであり、画期的な意義をもつものだつたといつてよいであろう。

第三節　炭労、全炭鉱、全鉱連の争議

炭労の争議

春季賃金闘争　日本炭鉱労働組合（炭労）の賃金闘争は前年から行われていたものであり、とくに一二月二一日は三波にわたるストライキが計画されていた。しかしこのストライキは実施寸前にいたつて突然中止された。その理由は期末手当闘争が終つたばかりで下部の闘争態勢ができていないから、この指令を延期してもらいたいという九共闘の要請と、二一日から闘える態勢をやつともりあげたのに、二一日を機械的に延期して闘えとはあまりにも下部の実態を知らなすぎるという大手八社の意見のためであつた。かくして中闘は実力行使を一カ月ずらし、一九五四年一月二一日からストライキを行うことを決定した。

なお、この点について一月一〇日からひらかれた臨時大会で次のように確認され、さらに新しい闘争方針が決定された。

一、中闘委員会決定の闘争戦術及び理念については何ら変更する要素はなく、この点は各地方機関においても確認され、意志統一がなされており、この戦術が効果的であることは連盟その他

政府関係の動揺をみても明かである。しかし統一闘争として全体的な推進がなければ連盟の態度を反省せしめることはできなく、十二月十九日の第四回団体交渉においてしめした連盟の態度の如く、組合の内部態度をうかがっていることによつても明かである。

二、この戦術は闘争の日数によつて効果判断がなされるものではなく、この戦術を統一して完璧に実行することが最大の効果を得る唯一の方法である。

三、炭労内部の闘争態勢を再検討するに、期末手当の交渉経過及賃闘に対する教宣不足等よりして、下部の闘争態勢は完全ではなく可及的速かに態勢を整備するため時間的余裕を与える必要がある。

（今後の闘争方針について）

二十二号指令の完全実施が行えなかつた理由について

（1）八・六・一の分科会方式により、一ブロックといえども交渉が決裂した場合、統一した争議戦術をとり統一闘争に全力を傾けるという方針が確認されていたにもかかわらず、九共闘においては必ずしも場所の問題について下部が完全に消化しえず、あるいは啓蒙の不徹底と関連して闘争態勢が磐石でなかつた。

（2）情勢分析、九共闘が年内に闘うべきでなく、年をこしてからハラをすえて闘うという情勢分析であるし、中闘決定の考え方に立つて完全に下部に啓蒙し徹底する努力に欠けていた。

（3）とくに九共闘の期末闘争が中闘の判断する時期に解決しえず、このことが実力行使突入の準備態勢確立に支障をきたした。それと併行して九州の下部態勢は万全でなく、総体として期日延期の九州地方委員会の要請として中闘になされた。

（1）については交渉権を確立して直ちに交渉を開始する状態にある、遠からず賃金に対する九共闘経営者の考え方が明確になることによつて、この欠陥は解決できると判断する。宇部興産においても全く同じ状態にある。

（2）については、もし年内に実力行使を行おうとするならば、中闘は今日おかれたそれぞれの矛盾と言分を完全に消化し、一月より統一闘争を行おうとするならば、年内あるいは越年という情勢分析の議論をする時期的な余地がない。その見解の相違という矛盾は解決される。

（3）については、期末手当はどの社といわず賃金との関連において、その成行きが賃金闘争に影響することは当然であり、その解決が殆んど終了した今日において、一月より闘われる賃金闘には支障がないものと判断できる。

以上の分析に立つて、中闘はあくまで賃金要求獲得のために、下部態勢を完ぺきにして来春早々より完全なる統一闘争を推進し、敵の野望を粉砕する決意である。

臨時大会においては企業整備反対闘争、期末、賃金闘争のざせつしたのは何故か、ということがきびしく追求された。さらにいまでの賃金闘争は幹部闘争であり、配給ストであつたが、中闘は大衆闘争をどのようにして盛上げるつもりか、職組と中小問題をどうするか、あらゆる闘争は資本別エゴがじやましている、資本別エゴをとりのぞくためにはどうしたらよいか、などの問題が論議された。

つづいて一月一八日第三五回中闘では二八日から時限ストや拘束時間をまもる闘争をおこない、二月九日から各四八時間の第三波までの運搬系統の部分ストを行なうことを決定し、一九日附で中闘委第二九号指令を出した。ところでこのような闘争をすすめる方法については臨時大会に提出された「一号議案に関する意見集約」のなかに示されている。それは次のようなものであつた。

（闘いの進め方）

態勢の整備

1、組合員の一人一人に闘争が身につき、闘争の意義が理解され、闘争意識の把握と闘争意欲の昂揚がなされることが必要である。

いまだに賃金のきまらないことは連盟会社の責任である。

われわれの生活不安は増大している。

官公労、他産業の賃上げの事実からもわれわれの賃上げができない理由はない。

組合員一人一人が闘わない限り賃上げは不可能である。

政府の再軍備政策のため労働者の生活は犠牲にされ無視されている。

2、組織化された大衆闘争を組み立てる大衆闘争の組織。

居住区闘争組織、炭婦協、家族を含めたもの（炭婦協の育成、強化、結成をはかる）

職域闘争組織、職場毎に結成する。

地域闘争組織、友誼単産、勤労者、一般市民で結成し強力な共闘をもつ。

3、訓練された大衆闘争を組織する。

日常の一つ一つの闘いをとらえて大衆闘争にする。

福利厚生の要求、職制の撤廃、保安改善要求等

あらゆる機会に大衆闘争を組織する。

社宅常会、作業休憩時、入昇抗時、抗議デモ等。

4、闘争活動を機動的ならしめるため行動隊を編成する、職域行動隊、地域行動隊等。

教宣の徹底

特に組合員への教宣の当面の目標を請負給撤廃の意義と闘争の意義の徹底におく。

職場常会、地域会をひらく

伝単ビラ、街頭演説等

闘いの盛り上げ

闘いを大衆のものとして次の過程を組合員へ周知徹底する。

1、第九回炭労大会の意義と経過

2、各方毎の時限ストをもつて要求獲得と連盟会社への抗議を行うとともに、この間に前掲の「態勢の整備」の具体的なことを実施する。

3、要求貫徹と意思統一のため全国一斉ストを決行する。

4、既に態勢の完備した支部もこの間に更に態勢の再点検を行う

以上の過程を経て各支部は二月十日を目途に闘争態勢を完璧にし、如何なる指令にも対応し得る闘争態勢を確立する。

ところで大手一五社約一五万名（鉱職共）は一月二八、二九、二月一、二日、五、六日と時限ストに突入した。この時限ストによつて一日約三万トンの石炭が減産し、また三〇、三一日の時間外拒否によつて平常より約一万トンの減産をみた。このストライキの遂行率は九八・三%であつた。

二月九日からさらに、「出炭坑口ゼロの保安闘争運搬スト」が、沖の山、西沖の山、本山をのぞいたすべての支部で一斉に行われた。この闘争の状況はたとえば三井美唄では一番方入坑の組合員約五〇〇名がくりこみ場で二時間の職場大会をやつて気勢をあげた。こゝでは運搬夫の指名ストは行わず会員が就労しているが坑口からはひとけらの石炭もでなかつた。また三菱美唄では運搬夫を指名ストに入れ、また坑外の選炭機関係も一方扱いにさせた。

連盟側は七日にいたつて団交を申し込んできたが、大手八社、九共闘ブロックにたいしては「経費が苦しいから、ベースアップと請

負制の廃止はしない」「月手当と一時金を考えている」という回答であつた。さらに翌八日の団交において「月手当は一人当り平均二〇〇円、一時金は七〇〇円」という数字を発表した。これに対して炭労側は「賃金額のアップ」を強く要求し、団交はものわかれとなつた。運搬スト第一波に入つた九日に、連盟は「月手当二〇〇円を基準賃金にくみ入れよ」と提案してきたが、炭労はこれも一蹴した。

かくして二月一三日の第四〇回中闘は、より一層強力な闘争を展開すべく第三次波状ストを指令した。すなはちそれは、三月三、四、五日第七波七二時間、八、九、十日第八波七二時間、一二、一三、一五日第九波七二時間であり、その間の日は拘束時間を守る闘争、休日は保安要員だけが就業する闘争であつた。

これまでの闘争において資本家側のとつた手段は、賃金カットであつたが、これにたいして組合側は部分ストに加えて大衆動員、ピストンデモ、団交のほかに原炭搬出拒否、送炭拒否、時限スト、保安闘争などを行うことになつた。この闘争がもつとも成功したのは、高松労組の場合である。すなわち、組合員や主婦会の大量なピストンデモや徹夜交渉を連日にわたつて行い、その結果二月一日から一五日までの内払いを一〇〇%獲得するにいたつた。

第八波運搬ストに入る直前において、労資はついに基本的に諒解点に達し、中央八社及び宇部興産は三月九日、九州六社は一〇日調印を終つた。要求書を出してから一六日目であつた。協定の内容は次の通りである。

一、基準賃金に平均月額六〇〇円を加算する。但し出炭奨励金（三〇〇円）を廃止。

一、標準作業量は据置。

一、一時金一〇〇〇円を支給する。

一、貸付金三一〇〇円を貸付ける。但し大正は三一〇〇円とし、日炭相ノ浦は別途協議。

一、職員給与は鉱員賃金に準じ従来の慣例により、各社で協議決定する。

なお宇部興産は臨時手当を新に設け、それを基準賃金の体系にくり入れることで解決した。

炭労の春季賃金闘争は延一五日間にわたつておこなわれた運搬ストによつて一四〇万トン（約四〇億）の減産となり、政府の賃金トップ政策をうち破る成果をあげた。もとより要求金額四〇〇〇円に比較するときわめて僅な金額の獲得に終つたともいえるが、賃金カットを実質的にゼロにしたことは高く評価さるべきであろう。さらに部分ストは職制にたいする闘いなしには行われえないものであり、その点で賃金カットをめぐつて九州の三菱、北炭、古河、明治、住友、九共闘などで行われたつみかさね闘争（職場闘争）はきわめて重要な意義をもつものであつた。

なお、常磐ブロックだけは、他の企業が妥結したにかかわらず、経営者側が一時金の支給を主張していたため、ひきつづき闘争を行つた。すなわち三月二〇日から第六波七二時間ストライキ、二四日から第七波七二時間反ぷくストライキを行い、ついに三月三〇日、月極手当などの形で実質的な賃上げを獲得した上に、一時金の支給をもかちとつた。

合理化反対闘争　五二年以降石炭産業をおそつていた恐慌は五四年に入つてますます深刻化し、全国的に中小炭鉱の休、廃山が続出するにいたつた。たとえば北海道では、日曹天塩炭鉱において一〇月以降の賃闘のさいに会社側が経営不振を理由に一〇%の賃金切り下げと三〇〇名の首切りの通告を行い、浅茅野炭鉱本芦別炭鉱などが事務所閉鎖を行つた。九州でも、大川炭鉱二〇〇名、森藤炭鉱三

八名の首切りが行われたほか、賃金の遅欠配は大川、須藤、籾井、平田山、土井ノ浦、中島、向山、新屋敷、岩屋などに及んだ。これらの中小炭鉱がひどい状況におかれていることはいうまでもないが、たとえば北海道の兼松炭鉱では、従業員と家族五〇〇名が喰うに米なく、多数のものが収入の道をたたれて、困窮のそこにおちこんだ。すなわち、同鉱では昨年五月から賃金の遅配がつづき、一〇月末になつてようやく五月分の給料を受けとる状態であつた。組合側も積極的に危機をのりきる対策をたて、石炭の自売運動をつづけてきたが、事態は一向によくならず、ついに本年二月には六〇名を残して全員の首切りが申し渡された。一一〇名の組合員は失業保険をもらつて生活をしのいだが、食糧の不足が直接原因で重症脚気になるもの二六人、栄養失調一〇人、結核一二人、感冒二一〇人という状態になつた。

合理化は単に中小炭鉱をおそつたばかりでなく、大手筋のなかでも三菱、北炭では第二次首切りが行われる形勢になつた。

このような情勢のもとで炭労は四月一五日から、第一〇大会をひらき、行動方針を決定したが、そのなかの、闘いの目標、闘いの進め方、及び大会宣言は次の通りである。

（闘いの目標）

最近のような政治経済のなかで、アメリカの軍事支配が強まれば強まるほどわれわれの闘いが非常に苦しくなりむずかしくなることも覚悟しなければならない。

労働者が統一して闘うべき条件は存在している。それはむずかしい理くつや理論は必要ではない。

おのおの自分がもつているそれぞれの要求をかかげて闘いにたちあがることである。機械的な統一闘争や頭のなかで考えた画一的な闘争はほんとうの統一闘争ではない。

敵は独占資本を中心にして労働者階級に力の対決をせまつている。

これは、国の経済を軍事化して、労働者をひぼしにしても一にぎりの資本家がもうけをしぼりとろうとするための政策である。

われわれは、このカベを破るためにもバラバラではとうてい勝てない。したがつて今年の闘いの目標は次の四つにおく。

一、生活を守る闘い

1、賃金をあげ、退職金をふやし最低賃金制をうちたてる。2、労働強化をやめさせいろいろな労働条件を改善する。3、一人の首切りも失業者もださない。4、臨時失制度をとりのぞく。5、税金をへらし物価の引下げ社会保障費をひろげる。6、軍事化のための合理化に反対し、平和経済をうちたてる。7、保安を確保し、職場からギセイ者を出さない。

二、自由と民主主義を守る闘い

1、労働者の基本的な権利を守り職場を明るく民主化し組合活動の自由をおしひろげる。2、炭労の完全な統一をなしとげ総評を中心とした労働戦線の統一を闘いとる。3、権力の弾圧をはねのけ一切のダンアツ法規をとりのぞく。4、ひろく自由と人権の侵害、フアツシズムに反対し民主主義を守る国民運動をつよめる。

三、平和と民族の独立を守る闘い

1、再軍備に反対し、平和憲法を守る。2、安保条約、行政協定、MSA協定の破棄、軍事基地のテッパイ、外国軍隊の撤退を要求する。3、中国やソ連をふくめた全世界との自由なツキアイ自由なボー易および全面講和を達成する。

四、階級政党を真に自分のものとして育ててゆく。

（闘いの進め方）

1、なによりもまず生活を守り、これをひき上げる闘いに全力を

あげる。

われわれ労働者が、組合をつくつて、だんけつしている一番大きな目的は、生活を守りこれをひきあげるためであつて、組合がこの闘いに全力をあげることはいうまでもない。かんじんなことはどう闘えばよいかということである。

どこの職場にいつても、どこのいどばたにいつても、モノがたかくなつた、くらしむきがくるしくなつたというはなしでいつぱいになつている。組合はすなおにこれらの大衆の要求をとりあげて、いままでよりもハバのひろい、大衆に根をおろした、ねばりづよい、統一した行動にまとめあげる。そしてこれを中心として周辺の他産業との共同闘争から全国的、全産業的な共同闘争にくりひろげていく。これがどう闘えばよいかという方針の大スジである。

大衆に根をおろすということは組合員や家ぞくのために、シンミになつてめんどうをみることからはじまる。

（大会宣言）

昨年度の激しい闘争をのり越えてきた炭労は、闘いの批判と成果の中から、新しい年の行動を決めた。

組合運動における闘いの批判は常に友愛と信義にもとづくことが大切であり、つぎの前進に欠くことができない。それはよりよき勝利のためのものであり、大同団結の根本である。

われわれは、たゆみない日常闘争を通じて大きな闘いのためのデモンストレーションを起し、一つ一つ橋頭堡を確保しなければならない。日常闘争の勝利こそが賃闘や企闘など、われわれの柱となる闘いを決定ずけるからである。

労働者が孤立するのは何よりも危険である。まず産業別に統一されること、そのためには、ゆきがかりをすてて日鉱、常炭連、中立組合と心の底から話し合つてみよう。同じ闘いの目標のあるところでは足並をそろえてみよう。困難や障碍はその共闘の中から片付けることにしよう。

炭鉱労働者の生活は何度はげしい闘いをしても次々と物価高に追いこされ税金でまきあげられる。だから同じ苦しみを味つている日鉱、常炭連、中立組合との闘いは必ず組める。そして更にこの闘いを全労働者の闘いとつなぎ発展させなければならない。

いま日本には平和が近づきつつある。それは吉田政府のゴマカシの再軍備が一つ一つの事実によつてばくろされているからだ。ビキニの灰、保安隊の海外派遣、太平洋軍事機構への参加など、これらの事実には、いかに善良でお人良しの国民といえども、もうごまかされることはない。

だから平和への望みは、こういう全国民的な反戦平和への熱情が湧いてくる限り、これを労働者としてのわれわれが、共に闘つていき、不平不満を再軍備反対に指導することで達成できる。

炭労は闘いの中で次第に強く育つてきているが、一方闘いのたびに弱点をさらけ出すこともある。

そこで今年は組織づくりをやることが大切である。

組織づくりは組合運動に対して全組合員の足を一線にそろえることだ。一人のサボも一時のためらいも許されない、しかも闘う意識の眼は、常に炭労の指向する一点をにらんでいなければならない、赤旗の旗手は幹部だけでなく全組合員である。

平和が近づいているとはいえ、座して得られるものではない。むしろもつと辛い苦しい闘いを必要としよう。敵は最後のあがきを狂人に等しい暴挙で押しつけてくるから。

一切の労働条件の闘いと共に一日も早く独立と平和をかちとるために、われわれは勇気をふるつて起上る。

右宣言する。

一九五四年四月二十二日

日本炭鉱労働組合

第十回定期大会

炭労の定期大会が終つてから、三井は赤字を四三億円計上して、「赤字攻勢」をあふり、さらに明治では操業短縮と生産制限をうち出してきた。これは大手筋における合理化の先駆である。さらに北海道の豊里では賃金遅配が三カ月もつづき、九州の新目尾も休山したため、組合員は水ガユの中に木の実をいれて露命をつなぐという状態であつた。

かくして炭労中闘は次のような企闘指令を発するにいたつた。

（本　文）

第十回炭労大会の決定に従い、第一回炭労企業整備反対闘争委員会（企闘）（五・二〇―二一）は、会社の企業整備強行の現況に鑑み、速かに闘争を組織化する必要を認め、左記企業整備反対闘争方針により、闘争を推進することを決定した。

よつて右指令する。

尚本指令実施に当つて必要な中央八社、ブロック、地方、支部等の闘争機構は速やかに確立せよ。

（基本方針）

すべてを合理化粉砕の闘いへ

職場居住組織の強化・確立

いまの独占資本のすべての政策は「合理化」ということである。したがつて「企闘」とか「賃闘」とかいうとくべつな闘争があるのではなく一切の闘争の重点や、きそは、この「合理化」にむけられなければならない。

画一闘争の排除

まえに情勢分析でみたように、われわれの敵は独占資本であり、闘争体制も反独占包囲陣をつくりあげねばならない。そこで戦術的にも独占資本である大手その他の会社の闘いはちがつたものになる。

闘争指標

企業整備のあらわれ方は、まえにみたように一様ではない。われわれは生活と権利と自由をまもるために、ダンコとして闘わねばならない。

平和経済を闘いとる

企業整備をくいとめる闘い

具体的な闘いの指標

まず第一にはまえにあげた独占資本の「退歩の政策」に対して、労働者側からする「進歩の政策」たる平和経済政策をうちださねばならない。これは過去におけるかん念的なものからぬけだし、具体的な闘争にむすびつけることによつて、組合員全員に確信をもたせねばならない。また政府政党には、外国炭の輸入に反対し、金ゆう引しめをかんわさせ非独占資本との共闘もくまなければならない。

このためには、地方においても道や県、市町村議会にも働きかけをおこなわねばならない。

さらに「平和経済国民会議」などには積極的に参加し、具体的平和経済の推進にあたらねばならない。

企業整備をハネ返す闘い

画一的な闘いをさけ敵の間の対立を利用する。巨大独占資本に対しては、全組織をあげてていい的な攻撃を加えねばならない。

しかもハタンにひんしている中小鉱をのぞいてはいづれも後記

のような闘争態勢をもつて実力行使で闘うことはもちろんである。

ハタンにひんしている小炭鉱では共同管理、生産管理方式をとる場合もあるが、中小労組の地域的結合、合同の推進は大切である。

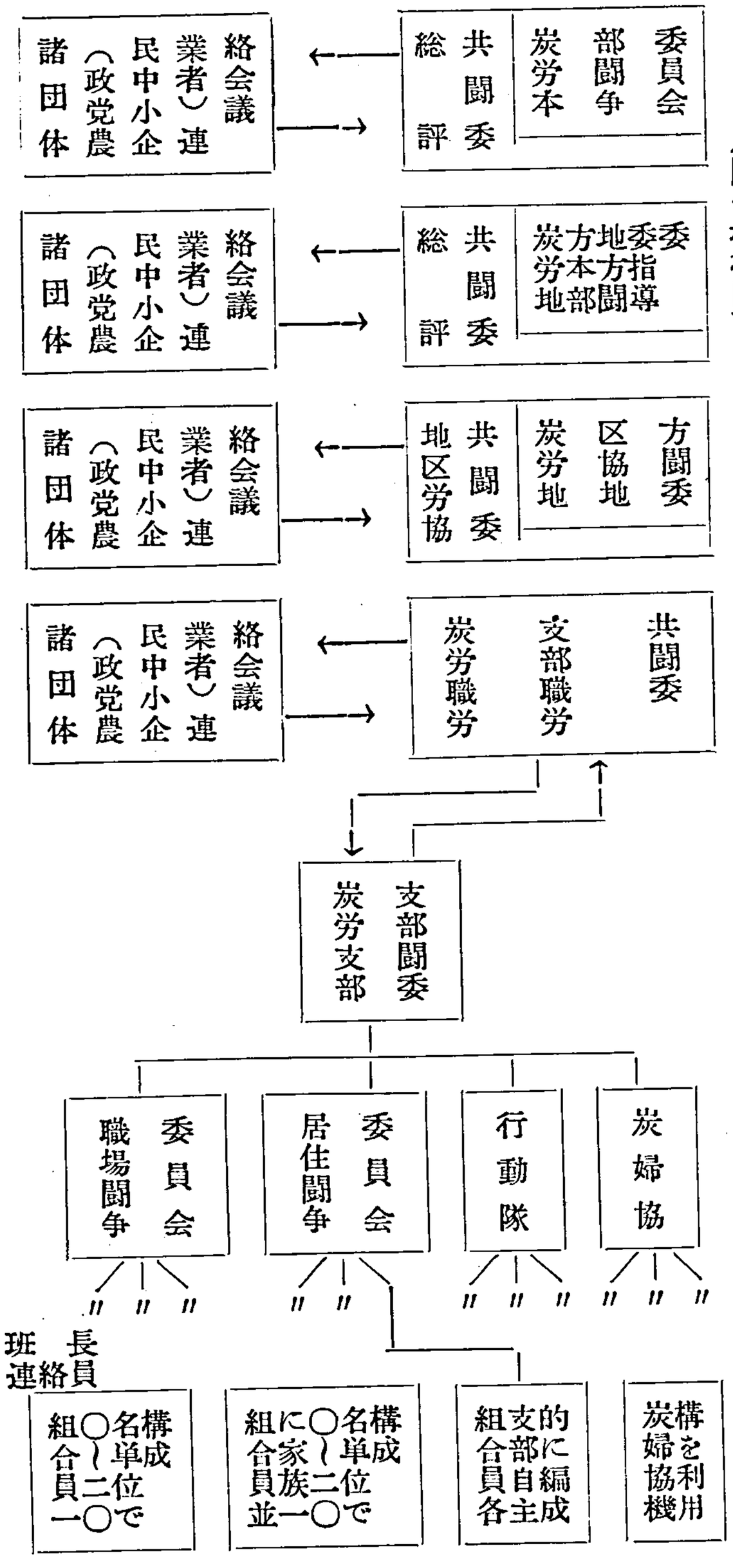
また中堅、地方大手で経営危機にある山の対策は、まえの方針に従つて、具体的条件に応じた適切な弾力性のある措置がとられるべきである。

中小炭鉱対策

とくに中小炭鉱はヒサンな状態にある。これを打開するために、現地指導としては、官労資による協議会をひらいて、諸問題を検討しいまなお残つている中小鉱の封建性をうちやぶり収奪からまもる。このため、中小労組の地域的な結合をはかり全炭鉱および中立系組合とも下からの共闘をくみ、経営者をべんたつするとともに、石炭の販売あつせんを地方自治体にはたらきかける。

また、中小鉱といえども、経営参加は公式的にやらず、まがりなりにも経営しているところは参加させることによつて、組合の反撃を参加させる会社は、経営参加させることによつて、組合の反撃をさけ、クビキリ賃さげ未払賃金のタナアゲをおこなおうとするものである。

（闘争機構図）



しかし、おこつてくる現象と実態に応じて、組合の力がつよく、かつ再建の見とおしがつき、さらに共同管理方式をとる場合は、戦術および闘争の指導をする。

このため、中央、地方に中小対策委員会をもうける。

さきに生産制限の申し入れのあつた明治の組合では、論議のすえ企業連としては休業増加はある程度認めざるをえないが、無給はなつとくでき

ないので条件闘争に入るとの結論を出した。会社の提案は、五十九月間に一六日の臨時休業、うち五日間は六〇%の保障をするが一一日間の無給、というのであり、組合側の要求は、六—九月間、月に二日休業は認めるが、保障は全休業日八〇%というものであつた。炭労中闘は、明治のこの要求を最低条件としてやむをえず認め、明治一本の闘争から八社一本の闘争を組織して、白紙撤回させるべく努力するという結論を出した。

しかるに、明治労連は、五—九月間に一三日間の臨時休業日をもうける、うち八日間は賃金六〇%保障、五日間は無給、今後企業整備をやらぬよう努力し、不況を理由とする休廃山はおこなわない、という条件で妥結するにいたつた。かくして中闘は「明治の協定は認められない、なぜならばこの協定は、明治を完全に企業整備からまもるものとはならず、また炭労の全体闘争に支障を与える」という態度を明らかにした。そして、明治の現状から、いまただちに協定を破棄させることは困難であるから、闘争態勢を確立させるために日常的な闘いを組織し、中央からもオルグを派遣するという方針をたてた。

かくして六月一日にひらかれた明九労の代表者会議では、企闘二号指令を確認し、四日の明九労大会にはかつた末、早急に闘争態勢をかため、協定の破棄闘争を推進することになつた。

期末手当闘争　炭労では期末手当要求の金額を与論調査を通じて検討し税込一万四五〇〇円と決定した。そして六月八日に各社に対して交渉の申し入れをしたが、各社とも企業連との交渉を固守してゆずらなかつた。そのため炭労は一九日正午までの期限つき回答を各社にもとめるとともに、二二日以降実力闘争を組織することを決定した。

各社は「資本別」なら交渉するが、炭労とはできない」とつつぱねたので、交渉は一向に進展しなかつた。そこで中央ブロック闘委は、二四日交渉権確立のため二日以降八社統一社内重点スト(隔日)無期限の戦術を決定した。それにもかかわらず、三井が二六日に炭労の要求を無条件で受諾したほかは、依然として炭労が交渉委員長になることに難色を示した。七月一日になつて各社は正式に回答してきたが、三菱ほか六社は「資本別と交渉することに変りはないが、交渉を円滑にするため炭労がやることはやむをえない。したがつて調印も資本別と炭労の三者でやりたい」と回答してきた。そこで炭労は七月五日から交渉に入ることを条件に、二日以降のストを中止することに決めた。

かくして五日から本格的な交渉に入つたが、各社とも要求額には到底およばない金額(北炭、明治、太平洋に四七〇〇円・古河に五〇〇〇円)であつたため、炭労はこれを実力で破ることに決定し、一五日から北炭の幌内、夕張の各労職組を重点ストに入れるよう決定した。

一四日、スト突入を翌朝にひかえた北炭交渉団は、団体交渉をつた結果、会社は最後案として五、八〇〇〇円を提示した。組合側はこれを受け入れず、ついに交渉は決裂し、幌内　夕張は予定通り一五日から整然とストに突入した。一五日会社からの申し入れで団交を再開したが、ここでの金額は五〇〇〇円増の六三〇〇円であつた。さらに会社は七〇〇〇円(一八日)、七三〇〇円(一九日)と小きざみに譲歩してきたが、二〇日に「七四〇〇円と総額三〇〇万円の一時金一が提示されたがそして最後には第七次案として七五五〇円を出すにいたつた。そこで八社期闘委は討論ののち、「七五五〇円の額は了解する。各資本別は本日より直ちに交渉を開始する」ことを決定し、スト中止指令を発した。

他の各社も二一日夜までに三菱、明治、雄別を除いて一斉に七、

五五〇円（古河のみ、七七五〇円）を回答し、三菱、雄別も二二日他社なみで妥結した。明治は、七一〇〇円の額しかひき出せず、二二日一番方から赤池と昭和が無期限ストに入つたが、二三日七一五〇円で妥結するにいたつた。

期末手当闘争（年末）　秋季賃金闘争の方針は、九月二日からひらかれた第一一回炭労臨時大会において決定され、集団交渉方式をとることになつた。大手八社ブロックでは各社に対し、それぞれ一三日から窓口（交渉方式）についての団交を重ねてきたが、各社とも「会社と企業運との間で交渉したい」という主張をゆずらなかつた。また共闘ブロックにおいても九州連盟に集団交渉を申し入れたが、これまた拒否の態度を明らかにした。かくして第六回中闘は次のような闘争方針をたてるにいたつた。

1、基本方針

期末手当を早期に解決し、職場闘争で下部の態勢をかためるとともに、期末闘争でもり上つた闘争態勢を交渉権確立に延長し、闘争態勢の万全を期し、年内に交渉権の確立をはかる。

2、期闘期間中の闘争態勢確立のすすめかた

(1)　会社、連盟との交渉の経過、総評の情勢判断等の教宣を行うとともに、賃上げの可能性を周知させ、自信をもつて闘争に起ちあらせる。

(2)　労働プラン闘争を具体化す。

(3)　交渉権確立の必要性の再認識をする。

(4)　交渉権確立のため実力行使決意の再認識をする。

(5)　要求書を速かに決定し、下部の闘争の指標をあきらかにする。

(6)　保安闘争の準備、本格的な保安闘争を行うまえに保安点検闘争を行い、保安闘争の認識と訓練を行うとともに、このことを通じ下部態勢の確立をはかる。

(7)　請負給廃止闘争の準備

「請負給廃止のたたかい方」の要領に従い、請負給廃止の闘争態勢を確立する。

(8)　職場闘争をもり上げ、十二月一日から交渉権確立のため、いかなる闘争にもたち上れる態勢の確立をはかる。

(9)　山元において交渉権確立のため大衆デモを行う。

(10)　本店（東京）に対し、交渉権確立のためのデモを行う。

（以下略）

以上のような方針にもとずき、まず期末手当の問題を解決するため、一一月一三日三菱の美唄、高島を無期限重点ストに入れることになつた。ところが会社側は依然として頑強な態度を示したので、二一日第七回八社期闘において高島支部の闘いをさらに強化するため、同一鉱業所内にある端島労組（全炭鉱加盟＝一五〇〇名）を二日一番方から実力行使に入つてもらうよう決定し、直ちに菱炭連委員長にたいしては指令、「実力行使について」を発した。このような統一行動は端島労組の組合員の申入れ書」を発した。このような統一行動はが、菱炭連のオルグにたいして共同闘争をやらせてほしいとつよい要請を行つたことをきつかけにしてつくり上げられたものであり、下からの共同闘争として画期的な意義をもつものといえよう。

三菱三山の重点ストは一カ月にわたつて行われ、この間三菱資本に数億に及ぶ損失を与えた。しかし重点ストが長期化するに伴い、重点ストの資金カンパは次第に大きな額にのぼり、一方年内解決を

のぞむ組合員の声も高まつてきたので、中央大手八社期闘委は一二月一〇日大手八社の期末手当闘争戦術の転換をはかることにより、一、調印は炭労、企業連、会社の三者で行うことを最低のものとしてすすめる、二、菱炭連の重点ストはそのままつづける、三、臨時大会を早急にひらくことを決定した。かくて一一日夜三菱は会社側と三者調印について正式に覚書をかわし、三井をのぞく六社は一四日中に覚書をかわし、額上げ交渉に入つた。そして三菱では一二日会社側から五六〇〇円支給の回答がおこなわれた。

その後三菱では一五日最終案という形で六〇〇〇円の回答を行つたが、八社闘争委は戦術強化によつて早急解決する方針をきめ、非常事態宣言を発して、会社の反省を求めた。そして一八日以降高島坑でおこなつている保安出炭をやめ、保安要員のひき上げを決行した。全炭鉱傘下の端島もこれに応じて保安要員のひき上げを行つた。会社側はつぎつぎに譲歩案を出し二七日には第二次案七〇〇〇円を回答してきた。なお、宇部興産では、二〇日一番方から二四時間ストに入る体制で闘つたが、二〇日会社側から出された七五五〇円案を受諾して、ストを中止した。

このような状態にたいして千葉労相は、労使双方にたいして、「早く解決するように」と警告を発したが、二二日にいたり会社側は第八次案七三七〇円を提示した。組合は直ちにこれを拒否したが、その直後、会社最終案を検討し、結局、前期妥結額を絶対に下回らないことを条件に三菱炭連に交渉の権限を一任した。この結果二三日に最終団交がひらかれ、同日妥結点に達したので、三山にスト中止指令が発せられた。すなわち、その条件は、年末手当七三〇〇円に総額七〇〇〇万円を加える、またスト中止の三炭鉱の従業員に対しては別に総額一〇〇〇万円を貸付ける、というのであつた。残る七社も雄別、太平洋、住友、三井、古河、北炭の順にいずれも三菱と同じ条件で妥結した。しかし明治一社のみは会社側が七五五〇円を提示したが、うち一〇〇〇円を来年まわしとし、貸付金四〇〇円を拒否したことなどから、交渉はものわかれとなり、二四日から無期限ストに入つた。しかし二四日、明治は七三〇〇円、一時金二五〇円、貸付金総額五〇万円（一人五〇円）の会社最終案を受諾するにいたつた。

全炭鉱の争議

期末手当及び賃金闘争　全炭鉱は結成以後第一回の中央執行委員会において、期末手当、炭鉱危機突破等の炭労統一申入れの件、経営参加などの問題を付議し、基本方針を決定した。とくに注目すべきは経営参加を積極的にとりあげた点であり、第二回中央委においては、「経営参加により危機突破の努力を行う」として、「一、各支部では経営参加によつて経営の民主化と、労資の協力関係を確立し、危機突破の努力を行う」、「二、経営参加は、当面経営協議会の設置、充実によつて行う。経営協議会には上部組織役員の参加を認めるものとすること」などの方針を決定した。

さて、期末手当の要求はつぎつぎに提出されたが、その主なものは、勿来、磯原八七〇〇円、麻生労連一万三〇〇〇円、明治一万三〇〇〇円　日鉄北松一万四〇〇〇円　三菱端島一万　四五〇〇円、常磐一万六〇〇〇円などであつた。これらの要求は各社毎にいずれもほぼ要求額の二分の一程度で妥結をみた。

つぎに賃金闘争については、第三回中央委において討議を行い、現協定を三カ月延長するかどうかをめぐつて活発な意見がかわされたが、結局一〇月以降賃金闘争を組織することに決定した。かくして基準賃金一方当平均額（含家族給）は特別の場合を除き、前協定の五%程度を加算する、ということを骨子とした要求モデル案が作

成された。

かくして全炭鉱では、常磐、九州、山口の三ブロック集団交渉を行うことにし、各ブロック別に着々要求書を作成し、闘争体制の強化をすすめた。ところが各ブロックとも経営者側は集団交渉拒否の態度を明らかにした。このような集団交渉拒否にたいして実力で窓口をつき破るため、常炭鉱では一〇月二〇日まで各支部のスト権の集約を期するとともに、二二日まで期限つき回答を求めることを決定した。

ところで常炭鉱傘下勿来川部地区連では一一月一三日経営者側の要望にもとずいて懇談会をひらき、窓口問題について協議した結果、ついに経営者側は集団交渉を正式に受諾した。その他のブロックでは経営者側から、交渉方法などの取扱い方を協議するため賃金協議会を設置したいとの申し入れがあり、組合もそれを受けて協議会がひらかれることになつた。

九闘では、この賃金協議会を中心として九州連盟と交渉をすすめてきたが、経過措置と適用範囲については殆ど解決し、いよいよ要求書に対する具体的検討に入つた。連盟からは炭界不況を理由に、「五%アップ要求に応じることは困難である」旨の回答があつた。

かくして常磐、九州の賃金闘争は年内解決をめざして連日精力的な団交が続けられ、闘争はいよいよ緊迫化の度を加えた。常炭鉱では実力を背景とした団交の圧力で全業者の委任を集約させることに成功、一二月一二日から団交に入つた。九州ではすでに八炭鉱が横すべりで解決し、残りの炭鉱の賃金について小委員会で交渉がつづけられた。

九闘では、久恒、田富、里山、佐々の四山にスト突入指令を出し、連盟に一二月一三日までの期限つき回答を求めていたが、依然として賃下げ、標準作業量引上げの態度をかえなかつたので、一六日から七二時間ストに入る旨通告した。ところがスト突入直前に、佐々、田富は横すべり、里山は九三%まで復元することになつたので闘争をうちきつた。このようにして九州では中小炭鉱三五鉱が全部一二月二二日に妥結し、さらに常炭鉱も、二〇日の小委員会における連盟側の賃下げの意図に対してスト準備指令を出したが、二五日連盟はあらためて現行賃金横すべりを提示したので、組合側は二六日これを受諾するにいたつた。

危機突破闘争　全炭鉱では、中小炭鉱の倒産が相ついでいる状況のもとで、危機突破対策の方針を検討していたが、まず、政府が七月に出した一時帰休制にたいして検討した結果、これを臨時応急の措置として実施することを承認するとの方針を決め、それを各地方本部、支部に通達した。一時帰休制についての全炭鉱の方針はつぎの通りである。

（基本的態度）

1、一時帰休制によつて救済可能な炭鉱に対しては臨時応急の措置として実施することを承認する。

2、実施については本制度の悪用、乱用を阻止するため本措置の実施の可否は実施方法について予め中央、地方の炭鉱危機突破対策委員会の議を経ること。

3、炭鉱危機突破対策としては、本措置はあくまで例外的臨時的措置であり本制度の安易な採用を排し、これによる全般的企業整備に対しては反対すると共に抜本的対策の樹立について全炭鉱の基本方針を貫くため強力な闘争を継続する。

さらに七月四日常磐地方、五日福岡地方で危機突破大会がひらかれ、両大会とも、国内炭生産対策、重油使用制限対策、金融対策、労働対策などについて決議を行つた。なおこの大会における決議の基礎となつたのは、六月二五日からひらかれた第二回中央委員会に

おける次のような方針であつた。

（危機突破闘争の目標）

一、綜合石炭政策の確立を図ること。
二、金融引締め政策の合理的緩和を図ること。
三、労働条件の維持確保を図ること。
四、失業対策の充実を図ること。

（闘争の具体化）

一、綜合石炭政策の確立のため政府、国会に働きかける。
　1、綜合燃料政策の一環としての石炭政策を確立せしめること。
　2、本年度国内炭需要量を四、八〇〇万屯とする国会決議を推進せしめること。
　3、輸入炭、重油の消費抑制措置を強化せしめること。
　4、北松強粘結炭の需要拡大を図ること。
二、金融引締め政策の合理的緩和を政府、国会に働きかける。
　1、金融引締め政策の独立を排して、これを経済の綜合的再建計画と合理的に結合せしめること。
　2、中小企業金融を緩和すること。
　3、大蔵省資金運用部資金の労働金庫への預託による救済融資を実施せしめること。
三、労働条件の維持、確保のための諸対策を推進する。
　1、労働条件切下げに対する反対闘争
　　(A)　従来通り各種の形をとつて現われる企業整備に対しそれぞれその情勢に応じた反対闘争を行う。
　　(B)　操業短縮による休日増加や基準労働時間の短縮に対しては反対する。
　　(C)　九州関係支部の危機突破対策委員会の活動を強化する。
　2、中央、地方、各支部の危機突破対策委員会の活動を強化する。
四、経営参加により危機突破の努力を行う。
　1、各支部では経営参加によつて経営の民主化と労使の協力関係を確立し、危機突破の努力を行う。
　2、経営参加は当面経営協議会の設置、充実によつて行う。経営協議会には上部組織役員のため政府、国会に働きかける。
　3、経営協議会における協議事項は、人事条項、事業計画（生産計画）経理計画、販売計画、生産技術等の検討をする。
　4、必要な場合は、その可能性に応じ更に発展した形の経営参加を図る。

全鉱連の争議

賃金闘争　（全日本金属鉱山労働組合連合会）では三月一五日から第二一回臨時全国大会をひらき、つぎのような賃金闘争方針を決定した。

（賃金闘争方針）

われわれをめぐる一般情勢の分析は前述の通りである。すなわち独占資本が自ら求めた従属軍事経済の矛盾から捲き起された危機をのりきるために、独占資本は、ＭＳＡ援助にすがり、再軍備経済を行い、合理化による収奪態勢を強化して一切の犠牲を労働者の肩に転稼しようとしている。

すでにして、日経連は、ベースアップ拒否の方針を打出し、職制昇給制に置き換えようとしている。この中にあつて、われわれの賃金闘争が決して生やさしいことではないことは、十分予想されることである。

賃金闘争については、前定期大会において、すでに基本的な考え方を出しておいたが、四月以降の新賃金闘争をめぐつて前大会

の方針と合せ、次の点をさらに明確にしたい。

統一闘争と画一闘争について

1、前大会でも明らかにしたところであるが、画一闘争というのは、要求日から要求内容、団交の開始、打切りの時期、実力行使の時期、妥結の時期を画一的に統一して闘う闘い方である。

2、統一闘争というのは、一定の期間に統一的目標（要求）を定め、この統一目標達成のために可能な限界の実力を行使しながら、統一行動への努力をつづける闘いである。われわれの現在の組織力をもつてしては、画一闘争が一斉攻撃をかける点で労働者の闘争方式として理想的に近い闘い方であるが、現状は実現困難な態勢であると判断する。とくに、画一闘争は、いまだ企業別の枠から脱しきれない日本労働組合の現状にあつてはその一角がくずれると全体の闘争が後退するという欠点をもつている。

統一闘争はストライキの行使も妥結の条件もまちまちであり、画一闘争からくらべれば見劣りのすることは確かである。しかしながらこの闘争方式が、経営者側にとつて、労働者が一定の時期に、統一化された要求をもつて実力行使に立ちあがることは相当の脅威であり、しかも労働者が、その本来の階級的連帯感にもとずく友義と信愛によつて闘争を推進することは、相当根強いものとなるわけである。われわれは昨年の春期賃金闘争および秋季一時金闘争までにいたる数次の経験から統一闘争をおしすすめることとしたい。

右のような賃金闘争の方針にもとずいて、「坑外鉱員は一律三〇〇〇円増し、坑内もまた各闘争ブロックで決定した賃金比率にもとずいて一律に増額する」という要求が決定された。その後各企業連では、要求書を作り、一日に住鉱連、七日に日鉱連、一〇日に古鉱連

などがぞくぞく会社に要求を提出するにいたつた。

四月二二日、大手各社から賃金要求の回答が出されたが、いずれも日本経済の不況と金詰りを口実にして、定期昇給にすりかえるか、あるいは全面拒否の回答であつた。

その後各ブロックとも交渉をつづけたが、一向進展せず、大闘（大手筋闘争委）硫黄共闘なども最後的な態度を決め、中小闘では、日窯鉱連が五月一四日の団交で交渉はついに決裂し、五月二一日から無期限部分ストに入り、実力行使の先頭にたつことになつた。また硫黄共闘では、蔵王、阿寒に特別指令が発せられ、二四日から二四時間ストに入つた。

このような情勢の中で各企業連の回答状況はつぎの通りであつた。

各企業連の回答状況（一九五四・五・二七、午後五時現在）

企業連	三月末現在ベース	アップ額	賞与・その他
日鉱連	一〇、〇〇〇円	六六三円 内訳（本給調整 昇給 家族手当引上分 六三円	二〇〇円 二級鉱員一〇、九〇八円、外に盆手当一〇〇円
三鉱連	一〇、一〇〇円	七〇〇円 内訳（一律増給 調整給	三五〇円 鉱員二、七〇八円外に盆手当八〇〇円
三金連	三、五八〇円	五〇〇円 内訳（昇給分 職種給調整給	一七五円 坑外一六、五〇〇円坑内二四、七五〇円 五〇円
住鉱連	一〇、一〇〇円	六〇〇円 内訳（昇給 調整給	三五〇円 一時金一、三〇〇円 三五〇円
同労連	一〇、一〇〇円	四五〇円 内訳（昇給 調整給	坑外賞与一、〇〇〇円臨時一律支給 三五〇円 三、〇〇〇円坑内〃二、三〇〇〇円 二〇〇円
古鉱連	一〇、〇〇〇円	（五月二十五日中労委提訴）	

六月二日にいたり、大闘傘下の日鉱連、三鉱連、三金連、住鉱連の五企業連は一斉にストに突入した。このストライキの状況は、たとえば花岡労組では二日午前七時から採鉱課第二係西部の組合員一二〇名が一人の落伍者もなくストライキに入つた。すなわち、これらの組合員は本部前に集合し、氏名点呼と同時に全員白鉢巻をし、デモ行進をしたのち、三班にわかれて坐りこみを行つた。

硫黄共闘も、生産管理闘争中の恵山労組と、スト予告期間の関係でおくれる北硫連傘下三単組、落盤の復旧作業中の鶯沢労組をのぞいた吾妻、白根、沼尻、西吾妻、蔵王、松尾　精進川、阿寒の八単組六〇〇〇名が、六月八日一番方から二四時間ストに突入した。

なお、中小企業連の回答状況は次の通りであつた。

中小企業連の回答状況（一九五四・六・一〇、午後五時現在）

企業連	三月末現在ベース	アップ額	賞与・その他
日鉄鉱連	九、八〇〇円（釜石）	坑外三五〇円（固定給） 坑内五五〇円（〃）	支柱夫道具手当日額一〇〇円地域給大泉を倍額（九〇〇円）
大日本鉱連	九、二五〇円	四五〇円（含昇給）	六、〇〇〇円
中外鉱連	九、三〇〇円（上国、八雲）	坑外三〇〇円（上国、八雲、清越、明利又） 坑内二六〇円（村上、八戸、三、三〇〇円（都茂）	三、七〇〇円
日窒鉱連	九、五〇〇円	坑外三〇〇円（一律増額） 坑内四〇〇円（世帯持） 職員五六〇円（単身）	一時金一、五〇〇円冬期燃料代一、八〇〇円 〃　九〇〇

大闘傘下のストライキは、六月二日から九日間つづけられたが、日鉱連、三全連は一〇日一時ストを中止した。その後六月一七日までに、日鉱連（六八二円アップ）、三鉱連（七〇〇円アップ）、三鉱連（六〇〇円アップ）で妥結をみたが、住鉱連は交渉が物別れとなつて依然製錬部門の重点ストが続けられ、古鉱連も一七日足尾、久根、日発がそれぞれ一番方から無期限重点部分ストに突入した。住鉱連は二二日、佐々連　鴻の舞の全山ストを中止し、別子の重点ストは依然として続行したが、二三日には七〇〇円アップで妥結をみた。

その後も古鉱連はストライキを続けていたが二八日にいたり、坑内外四〇〇円アップでついに妥結した。

全鉱連の賃金闘争は、第二二回全国大会において自己批判されているように、三全連、同労連の再加盟などという背景のもとに闘われたものであり、合議制という形の共闘だつたにかかわらず、円滑な運営が行われ、統一行動がとられたことは全鉱連として大きな前進であつた。しかし一律三〇〇〇円の要求にたいして妥結金額はるかに少額であつたといつてよい。

期末手当闘争　全鉱連では九月十日からひらかれた第二二回大会において、「前期の一時金賞与を含めた実績に一律三〇〇〇円増加したものを要求する」という期末手当闘争の方針を決定した。この方針にもとずいて各企業連はそれぞれ要求額を決定したが、たとえば古鉱連は組合員一人当り一万三〇〇〇円、三全連坑外二万円、三鉱連鉱員一人当り一万八〇〇〇円、同労連組合員一人当り二万円などであつた。

これらの要求にたいして各社は回答を行つてきたが、各社とも申し合せたように「さらに慎重審議を要するので回答日を延期してほしい」と主張してきた。その後ひきつづき団体交渉が行われ、三鉱連一万一七〇〇円、三全連一万四五〇〇円という回答があつただけで、残る四社は具体的回答がなかつた。そこで大闘は一一月一九日から無期限部分ストに突入する態勢を確立するための指令第一号を

発した。

一九日に大闘は、三全連、住鉱連、同労連のスト延期を認めるとともに、日鉱連のスト中止を認めた。この結果、三鉱連、古鉱連の二企業連は予定通り一九日からストに入つた。すなわち、三菱は秋田、細倉、大阪、直島四単組が製錬部分スト、古河は阿仁、太良、永松、足尾、久根、飯盛、日光発電所が全山一せいに重点部分ストに突入した。中小闘においても資本家側が回答を出ししぶつていたため、傘下単組にストライキ準備指令を出すにいたつた。

三鉱連、古鉱連は一九日のスト突入以来、さらに団交をつづけたがなんら進展しなかつたので、古鉱連は二七日以降第二段階ストに突入した。また住鉱連もスト延期のまま交渉をつづけていたが、二九日にいたり、ついに銅電解ストに入つた。なお、日鉱連は一九日、賞与一万〇九五五円、暮手当一〇〇〇円　臨時給二〇〇〇円　その他五〇〇円で同労連も一九日賞与坑外一万〇〇〇〇円　臨時給二〇〇〇円、三全連も一九日賞与坑外一万五三〇〇円　増資記念一〇〇〇円でそれぞれ妥結した。

古鉱連は、全山にオルグを派遣し、ストライキを強化しつつ斗いを進めたが、交渉は依然として進まず、斗いはますます難行をきわめた。一方三鉱連は、一二月七日緊急臨時大会をひらいて対策を協議し、一〇日から第二段のストライキを強化することを背景にして団交を重ねた結果、九日会社から二〇〇円の追加回答が出され（計一万四〇〇〇円となる）たので、協議の結果了解点に達し、二〇日間にわたるストライキを中止した。

最後まで残つた古鉱連は、二四日スト強化の宣言を発し、足尾久根、日発、飯盛のストを強化し、時間外拒否中の東北三山（阿仁、太良、永松）がふたたびストに入つた。古鉱連の斗争は石炭部門と密接な関連をもつているが、一五日午後からの炭労、企業連、全社の三者構成による交渉では、前回をわずか上まわる六〇〇〇円の回答がだされたが、組合はこれを不満として物別れになつた。一八日の第三次回答では六五〇〇円となり、さらに二〇日には六七〇〇円の回答を出してきたが、古鉱連では中斗委をひらいた結果、これも拒否することになつた。しかし二五日にはついに七五〇〇円という案を出したため、組合もこれをのみ、長期にわたつて行われたストライキに終止符をうつた。

第四節　私鉄総連の争議

賃金闘争

(一)　要求提出まで　この斗いは「二九・一賃金斗争」と名づけられて、日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）により一九五三年九月から準備に着手された。五三年九月七日、八日私鉄総連第二回中央委員会（北海道）が開かれ、賃金斗争の一般対策が決定された。「闘争形態は私鉄総連統一斗争として、要求論拠はマーケット・バスケット方式による個別賃金に基いて行う」こととされ、この準備のため中央委員会で、「わたくしの意見」と呼ばれる賃金調査要綱を作成し、全組合員の与論調査を行うことになつた。

一九五四年一月二五日から三日間行われた第五回中央委員会で、激しい討論の末に次のような賃金闘争方針が決定され、その線にそつて二月一〇日全国一斉に要求が出されることになつた。

（賃金闘争方針）

A　賃上げをめぐる情勢

（前略）この情勢の中で一二万私鉄労働者の統一と納得の上に立つて闘われる二九年一月以降賃金の値上げ要求は、従来のようなベース・アップ闘争に終つてはならない。名目賃金の上昇ではな

く実質賃金の向上を、ひとからげの源資のワクで、職階配分を拡大するのでなく、一人一人の値上げを勝ちとることを、しかもその見返りに一人の首切りも一片の労働強化も許さぬという闘争を仕組まねばならない。

この闘いは幹部請負を克服して職場を基点とし、家族をふくむ大衆抵抗を組織し、年末闘争での産業別共闘を発展させ、運賃値上反対、税金減免の闘いをつうじ、地域での国民各層との共闘をかため、MSA軍事予算と対決する総評を中心とした春季闘争の基幹として、組織をあげて闘わねばならない。

B　基本方針

一、要求は個別賃金方式による。

二、総連の統一闘争とするが、交渉はすべて単組を主体とする地方交渉方式をとる。

三、争議の決め手は、全国一斉のストライキとするが、その過程では画一主義を斥し、実情に即した弾力性ある戦術でゆく。

四、この闘争に関連しておこる全ての企業合理化にはさいごまで闘う。

五、この闘争をつうじ、私鉄バス企業の直面している諸問題の具体的解決を計るとともに、組織の強化を促進する。

六、この闘争を併行して、中央、地方を問わず労農市民をも含めた強固な共闘を組織する。

C　具体方針（省略）

要求については、

一、要求は「一律十アルファー」の形式に基く個別賃金とする。

二、一律の金額は二、〇〇〇円（税込）とし、これを統一闘争の環とする。

三、アルファーの金額については平均源資二、〇〇〇円（税込）を基準とする。

四、アルファーは、一律によつて充たない要求と、現行賃金体系の不備是正に主点をおき、年令給、勤続給、家族給、基準賃金比例などの増額を中心として、各単組の賃金体系に応じて個別賃金が明示されるよう決定する。

またこの要求案については、次のように説明されている（私鉄新聞五四年一月三〇日付）。

一、要求の狙いは個別賃金引上げ（要求と配分は同一であるという考えにたち、要求の時各人の値上額が明示されていること）による実質賃金の向上と職階制賃金制確立のための最低賃金の漸進的な積上げにある。

二、一律十アルファーによる個別賃金の増額は、二九・一賃金に対して、全私鉄労働者が意志統一して闘える要求形式である。

三、一律二、〇〇〇円（税込み）は、統一闘争のための統一要求と画一要求が混同されがちな従来の欠陥を克服し、アルファーを加えることにした。

四、統一要求と画一要求が混同されがちな従来の欠陥を克服し、

五、アルファーの金額については、平均源資二、〇〇〇（税込み）を基準として、一律増額で充されない要求、現行賃金体系の不備（中だるみ等）、諸手当額の改善など充当補填する。

六、アルファーは賃金水準、体系、労働慣行などによつて画一的に規制できないが、年令給、勤続給、家族給、基準賃金比例などの増額を中心として、各単組が具体的に策定する。

七、この場合、可能なかぎり地連、ブロックでアルファーの調整をはかり、統一闘争をより強化することにつとめる。

八、二九・一賃金要求における最低賃金の額は、現行最低給一二、〇〇〇円（税込み）を下回つてはならない。

九、一律二、〇〇〇円（税込は）各人の本人給に一律に加算することとする。

要求は二月一〇日、全国一斉に提出された。九七組合（北海道六、東北一〇、関東二四、中部一一、北陸四、関西二三、中国九、四国四、九州六）であつた。しかし各経営者とも拒否の態度で交渉は進展しなかつた。

三月九日、東京で私鉄総連第一四回臨時大会が開かれ、今後の闘争の強化と、闘争方式についての討論、決議がなされた。決定された賃金闘争具体化の方針は大体次の通りである。一、本大会でスト宣言を発す。二、大会以後の交渉は次の方式により、実力行使を背景とする強力な交渉を行う――大手一三組合については東京において私鉄経営者協議会を相手に中央交渉を行う。その他の組合は、従来の方針により、総連、地連の指導統制下に地方交渉を積極的に行う。三、四月中旬に闘争のキメ手としてストライキを決行することとする。

また本大会で、統一闘争参加代議員三一六対五でスト権が確立され、ストライキ宣言が発せられた。

（ストライキ宣言）

全国十二万のわが私鉄バス労働者は日毎につのる生活の窮乏を打開するため一月以降賃金引上げを要求したが、各相手会社はいずれも要求を拒否したばかりでなく、その多くは言を左右にして交渉そのものを拒みつつ今日に至つた。

この私鉄、バス経営者の態度こそはMSA受入れ再軍備を企図する政府の二十九年度予算とその弾圧政策に便乗して、賃金釘付けと労働組合の破壊をネライつつ同時に解決を遅延さすことによつて逆に賃上げ要求を運賃値上げの口実に使わんとする策謀の現れに外ならない。

わが私鉄、バス労働者は生活と平和と自由を守るために、かかる戦時経済大衆収奪の策謀に対し、断乎粉砕することを決意した。よつて、吾々は経営者側が従来の態度を改めない限り、三月二十一日以降ストライキを始めとするあらゆる実力行使を以て、要求貫徹のために闘うものである。右宣言する。

一九五四年三月九日

日本私鉄労働組合総連合会

第十四回臨時大会

(二)中央交渉の経過　三月一二日、私鉄経営者協議会に対する大手一三組合の第一回交渉が開始され、一五日には第二回交渉が行われた。しかし交渉は一歩も進まず、一八日経営者協議会は、次のような賃上げ拒否の回答を行つた。そして中労委にたいし、この協議会に交渉委任している五三社の調停申請を行つた。

（回答書）

昭和二十九年三月十日付要求につき、当協会において慎重検討しましたが、一般経済界の情勢と私鉄の現状に鑑みるとき賃金を値上げすることはできません。更に今回の中央交渉においては、交渉方式においても意見の一致を見るに至らなかつたことは遺憾でありますが、経協は既に委任を受けた五十三会社を対象として交渉を行わなければならないのでありますから、総連の要望に応ずることはできません。

右回答します。

昭和二十九年三月十八日

日本私鉄労働組合総連合会

中央執行委員長　藤田藤太郎殿

日本私鉄経営者協会

会長　鈴木清秀

（注）私鉄経営者協議会委任五三社とは次のものである。
夕張、旭川電、旭川軌、茨交、鹿島、常総、日立、九十九里、営団、京成、新京成、東武、東急、京帝、江ノ島、箱根、富山、加越能、北鉄、上田丸子、長野、松本、遠州、北恵郡、田口、名鉄、三岐、三重、江若、京福、奈良（電）、信貴生駒、近鉄、京阪神、京阪、水間、南海、阪神、淡路、神戸、能勢、奈良（交）、山陽電、野上、和鉄、和軌、広電、山陽軌、伊予、西鉄、長崎、南薩、島原　計五三社

私鉄総連は、これにたいして、一九日実力行使――第一波として大手一三組合（東武、東京急行、京王帝都、阪神急行、近畿鉄道）などの四月一八日より全国一斉二四時間スト、第二波として闘争参加全組合の四月二五日を中心とするスト決行を指令し、闘争態勢を固めた。斡旋は三月二四日から行われたが、四月一七日調停委員会は、次のような調停案を出して来た。しかしこれは、公益、経営者側委員のみ承認した案で、労働者側委員はこれに対して反対の立場をとり、意見不一致のまま提出されたものであるが、この定期昇給制度の提示は、電産調停案（三月一八日）にはじめて示された新しい傾向として注目された。なお私鉄経営者協議会はこれを受入れた。

（調停案）

昭和二十九年三月十八日、私鉄経営者協会より調停申請のあつた一月以降賃金問題に関して本委員会は、諸般の事情について慎重に審議を重ねたが、遂に全員の一致を見るに至らず、採決の結果左記の結論に到達したから、労使双方は公益事業の使命を自覚して、本案にもとづき、今次争議の円満なる解決をはかられたい。なお、労働者側委員は、大私鉄の経営は、好転しているにもかかわらず、実質賃金の確保すら認められていないこと、また、中小私鉄についても、公益事業の建前から、その最低賃金すら保障せられていないという見解を理由に、本案に賛成しなかつた。

〔記〕

一、昭和二十九年四月以降定期昇給制を実施することとし、右昇給分を含めて現行基準賃金（税込）を左の通り増額する。
但し、営団については別途協議すること。東急、東武、京成、名鉄、近鉄、京阪神、南海、西鉄…七・五％
遠州、長野、三重交、奈良（電）、伊予、山陽（鉄）、山陽（軌）、長崎、夕張、箱根、松本……六％。
旭川（市）、九十九里、鹿島、日立、茨城、常総、富山地方、加越能、北陸、利歌山（軌）、京福、神戸、淡路、土佐、島原…
……五％。
江ノ島、野上、信貴生駒、江若、水間、南薩……四％。
弘南（鉄）、新京成、上田丸子、田口、北恵那、利歌山（鉄）、能勢……三％。

二、右配分方法については双方協議して決定する。

昭和二十九年四月十七日

中央労働委員会

私鉄賃金争議調定委員会
委員長　藤林敬三

私鉄総連は次の理由からこれを拒否し、全組合の交渉を地方に移して、実力行使の背景のもとに強力な交渉を行うことを指令した。しかし一方では四月一八日予定の第一波スト、第二波スト四月二五日第一波全国一斉二四時間スト、第二波二九日を指令した。そしてこのスト延期については、その背後に、ストを一週間延ばせばその間の交渉によつて拒否した調停案以上のものを獲得できるので

はないかという観測があつたともいわれる。

（調停案拒否理由）

一、調停案の示す賃上率では窮乏に基く現在の労働不安を解消し得ない。

二、大手会社と中小会社の賃上率に差別をつけることは現在の賃金格差を一段と大きくするものであり、企業の収益性（資本蓄積）を重視して労働者の生活確保という考えを全く否定している。

三、定期昇給制の導入は職階制賃金の強化を通じて今後労務管理の上で会社の一方的支配を強め労働組合を無力化することになる。

四、賃金配分に関する明示がなされていない点は今次賃上要求の趣旨を根本から無視したものであり、従つて問題の解決策たり得ない。

五、賃金改訂の実施時期を四月以降となし、しかも遡及精算について何等明記されていないのは、ことさらに賃金を切下げる企図と思われる。

以上の理由により遺憾ながら本調停案は受諾できない。

以上

(三)スト突入より妥結まで　四月二五日、第一波の二四時間ストが決行された。闘争参加組合は九五、そのうち二四時間ストを行つたもの五五組合（北海道三、東北一、関東一四、北陸四、中部四、関西二一、中国二、四国四、九州二）。東京では東京急行、京王帝都、東武、京成など、関西では中小組合四を除いて全部、北陸では北陸鉄道はじめ四組合全部。突入後中止七組合、柔軟闘争二組合、スト回避三一組合という状態であつた（582頁の表参照）。私鉄経協はこのストライキに対し、「総連の反省を求める」声明書を発表し、調停案の線で解決せしめようと結束を固めた。そしてこの経営者の強固な態度が、争議を激化させることになつたのである。声明書（要旨）は次のようである。

（前略）私鉄賃金は基準外その他を含め年間一カ月全国平均一九、五六三円となり人件費は収入の五割前後を占める実情にあります。かかる実情にかんがみ調停案の諾否については容易に結論をえなかつたのでありますが公益事業の使命にかんがみ紛争の早期かつ円満なる解決を図るため大局的見地にたつて調停案を受諾することを決定しました。しかるに私鉄総連は調停案によつては労働者の窮乏を救い得ないものと主張してこれを拒否し問題の処理を地方に移し全国一斉二十四時間ストを行うことを決定したのであります。従来の私鉄労使の紛争を顧みるとき、私鉄総連は二十二年以来常に到底実現し得べくもない尨大なる要求を掲げ、しかも調停進行中に争議日程を定め調停案が提示されたときこれを拒否して更に地方交渉に移し、調停案を上廻る増額において妥結を図り徒らに紛争を激化するの戦術を重ねて来ました経営者は交通機関を停止してしばし公衆に迷惑をかけることを憂慮し、その都度涙をのんでこれを受諾してきたのであります。そのために私鉄の経営の現状は他産業に比べて償却率も遙かに少く、配当も低く無配の会社すらあるという実情にあります。公益事業の重大なる社会的使命を顧みるとき、私鉄の如き公共事業の労使間の紛議の解決策としては、調停案の提示あるときは労使がこれを受諾して紛議を解決する以外には労使間の安定を得る手段はないものと考えます。経営者は過去の労使関係を深く省察し私鉄の窮境にもかかわらず、上述の如く調停案を受諾し組合の反省を求めんとしたのであります。しかるに私鉄総連は今回の紛争に当つても依然としてその態度を改めず、全国的統一ストをなさん

とすることは現在の国民経済の実体と私鉄の経営の現状を顧みずして公益事業の従業員のとるべきところではなく、重ねがさね遺憾とするところであります。

経営者は一致団結して調停案により紛争の統一解決を目途としてあくまで私鉄総連年末の戦術に反省を求め一日も早く紛争の解決せられんことを願うものであります。

またこの間の私鉄経協の態度については、次のような記事からもうかがわれよう（日経連タイムス五月一三日付「私鉄ストをかえりみて」より）

（経営者の結束）

私鉄企業は全国的に百三十数社があるが、立地条件、経営規模からその内容は複雑である。過去数年間、総連から賃金要求が提出された際、私鉄経協に交渉一切を委任してきた会社は僅かに二十社、三十社に過ぎなかつたが、平均四千円アップの今回の要求に対しては、経済界の実情に鑑み期せずして強い結束の下に闘わざるを得ない決意を持つた会社が五十三社の多数に達した。経協対総連の中央交渉が決裂し、経協から中労委へ調停申請を行つたことは、全く今回が初めてのことであつて、中労委の妥当な判断の下に早期解決を図り、調停案の提示に対しては経理上拒否せざるを得ないという主張さえあつたが納得させて調停案尊重の線に更に結束をかためた。

二六日、中労委は私鉄総連および私鉄経協に対して、今回の争議は私鉄における戦後最大のものであり、労使双方調停案の内容について実質的交渉を行い、早期解決を図れと申入れた。私鉄総連は、万難を排して地方交渉を闘いとること、二九日第二波ストは予定通り行うことなどを指令した。この間、関西地連、北鉄はじめ各組合は時間外拒否、指名ストなど各種の実力行使を行つた。なお二六日までに、調停案の壁を完全に打破した東海バス労働組合（一七・七％―このうち一率分三〇％、および一時金三〇〇〇円）をはじめ一九組合が調停案の枠を破つて解決した。

二九日、未解決組合中の四一組合（北海道三、関東一一、関西二三、四国四、九州一）が二四時ストに突入、このうち京王帝都など七組合が妥結、東京急行など二組合が斡旋などのため途中でストを中止した。次いで五月三日、四日、第三波四八時間ストが行われた。関西では在阪五社（近鉄、京阪神急行、南海電鉄、阪神電鉄、京阪電鉄）をはじめ二一組合、関東の東武および茨城交通など茨城ブロックの四組合、北海道の夕張鉄道、旭川市軌（七二時間スト）、北陸の北陸鉄道、京福電鉄福井、中国の山陽電軌、西大寺、広島電鉄などがストに突入した。

この第二波、第三波のストライキを中心として、大半の組合は解決をみるに至つた。その状態はいずれも調停案の線を上まわり、とくに地方私鉄の獲得状況は、大手筋にくらべて格段とすぐれたものがみられた。また関西地区在阪各組合については、大阪地労委の斡旋案――組合は斡旋案をのむ、会社は能率増進協力費として基準賃金の二・五％相当分を支給　一時金として一人平均二〇〇〇円を支給――を獲得して妥結することになつたが、とくにこの能率増進費と一時金支給については、大阪地労委が中労委の調停案を自ら崩したものとして、経営者側は非難をあびせた。一例として次の記事を掲げておく（一〇月一三日、日経連臨時総会における、日経連専務理事（前田一氏）の労働状勢報告より）。

この春の私鉄にたいして、中労委で調停案を発表した、いわゆる十三大電鉄にたいして定期昇給を含めて七・五％の調停案を発表した。これを受けた労働側は、大阪に持つてストライキをやつた。このストライキに押されて大阪の地労委はさらに二・

五%と、二千円を追加して問題を解決した。中労委が全国的視野において一線を画した七・五%が、それぞれ地労委に持つてゆかれてさらに付加えられているということであれば、中労委の調停案は全くナンセンスである。これは全国的に見て労働委員会制度の自殺行為に等しい。こういう中央、地方の労働委員会制度の関連をいつたいどう処理してゆけばよろしいか。

なお北陸鉄道労働組合（組合員約一八〇〇）では、四月二六日から五月一二日まで駅関係の集改札業務拒否を中心とする部分スト、指名ストなど、いわゆる柔軟闘争を行い、内灘むけ軍事資材がストップする事態も生じた。

(四)　争議の成果と意義　まず私鉄総連は、この争議について次のように述べている（第一五回定期大会資料―五四年七月）

（一、二九・一賃金闘争について）

一、この賃金闘争に当りわれわれは、要求内容の基礎を大衆の輿論に求める方法を採用したが、これは、できるだけ卒直に大衆の意欲を生かし、これに交渉方法、闘争戦術をも即応さすことによつて、真に闘争を大衆のものとするところに狙いがあつた。しかして、その結果は名目賃金引上率の点で、一応最近における他単産のそれを若干上廻るものを獲得し、且つ、殆んどの単組は中労委調停案をつき破ることができたし、また、大衆の要望の一つであつた一律加給額の増大の点でも不充分ながらも認めさせることができた。更に今次ストライキが総連結成以来の最大の規模と激しさを伴い、組合員大衆に種々の反省や自覚を与えつつも敗北的傾向を生ずることなく収拾された点などは、有形、無形の成果として挙げることができる。

二、しかし、この闘争の特徴の一つであつた「幹部闘争から大衆闘争へ」の性格の切換えは、私鉄労働者の闘争において画期的な試みであつたが、そのための準備や経験の不足も原因して、充分にこれをなし得ないため幾度か不測の事態や障害に直面するに至つた。その主なものを挙げると、

イ、まず、要求内容についていかにして大衆の欲求を素直に反映するかということと、統一闘争として戦術上の要請とをいかにして適合せしめるかが問題であつたが、この点では総連本部の指導性の不手際だつた点と共に、単組における与論調査の結果を機関審議にかけ、戦術的配慮も加えて集約するという方法をとらず、いきなり総連で最大公約数的な集約をしようとしたため、要求の決定、その他闘争戦術上に相当の混乱を生じたことは反省を要する点であることは争われない。

ロ、この闘争に当つて、所謂柔軟戦術を採用することとなつたが、これを実行した組合は顕著な成果をあげ得たが、この戦術が比較的高度のものであつて、実施がむずかしいと思われている事から一般的には、充分これを活用し得なかつた憾みがある。

しかし山陽、神戸、和歌山、北陸などで時間外拒否、部分スト、指名スト大衆交渉その他多角的な戦術を適宜織り交ぜて採用した結果は、優秀な条件の獲得をもたらしたことはもとより、将来この戦術をより拡大して採用し得る確信を深め得たことは更に大きな成果といえよう。

ハ、今次闘争と関連して、われわれは、中央・地方の労農市民との幅広い共同闘争を組織することをとりあげた。

これの特徴的事項として挙げることのできるのは、尼ケ崎地区に於ける商店街との提携、北鉄に於ける「県民の足にする運動」であろう。尼ケ崎では行悩む中小商工業者と労働者の話合いが実を結び、地評協力の店が生れ、地元で商品を買

う運動が進められた。

北鉄では、利用者にアンケートを発し、これにより職場要求と結びついた人よこせ闘争が共に闘われ、乗客新聞なども発行された。これらの事は、公益事業としてわれわれの企業体のもつ特殊性に対する与論の動向を有利に導く事に役立つ事として大きく評価される。

しかしながら、今次闘争の全体を通じて見るとき、われわれが当初予期した如くの共闘の実を挙げるに至らなかつた感は免れない。

二、われわれは、今次闘争を仕組むに当り、客観情勢の厳しさと、経営者が従来にない反撃態度に出るであろうことを予想し、その想定に基いて方針をきめたのであつたが、経営者の反撃は予想以上であつて、この点一応の理解はしていても情勢に対する実感のズレがあつたことを卒直に認めねばなるまい。

この結果は、私鉄経協が中央交渉、中労委調停を十分に活用したのに対しわれわれの側は中労委に対する評価も必ずしも一致しないままに中労委調停方式に引張りこまれることをかくて、闘争の山は遷延しストライキ決行日時の変更を生じ、これまでの如く調停案をつき破るための戦術に少なからぬさてつを来したことは否めなかつた。

ホ、ここに見逃し得ないのは、今次闘争に表われた中央労働委員会の反動性である。

中労委に持ち込まないにしても、中労委に持込まれる可能性を知りつつその対策に欠ける処のあつたわれわれにも非はあつたが、中労委における調停方式の採りあげ方、調停案の内容、更に調停が不調となり問題が地方に移された場合の地方労働委員会に対する中労委の態度は、極めて遺憾であつた。

資金ストップを押しつけようとする吉田政府や、日経連の政策が強力に挺子入れされた中労委は本来の使命である争議解決よりも、賃金較差をより拡大し、定期昇給制を導入した調停案を実施させることに汲々とし、地労委にまで不当な職権を及ぼし、それぞれの地方における実情に即した地労委の争議調整の道を阻んだ事は露骨にその反動性を物語つている。

へ、今次闘争が幹部闘争から大衆闘争への転換として打出された限り、今次闘争の成否の鍵は、職場組織や家族組合を基点とした闘いがどの程度になされるかにかかつていたが、この点でも全体的には充分な展開は見られなかつた。

これを忠実に実行し、組合員や実族が心から自分達の闘争としての理解に徹し一人一人が闘争の戦列に参加するため、すべての日常活動の基点を職場におくために、この際単組の支部、分会等を細分割する方法により、これまでいわれてきた職闘組織を恒常的な組織の系列内に入れることを考慮すべきであろう。家族組合の結成についても種々な困難さはあるが、可能な処から一つでも二つでも組織化の努力を傾倒しなければならないことが改めて痛感された。

また、組合資料にも触れられているが、この争議については、政府、日経連の、トロッコのような中小私鉄にまで電報を打ちまくつたほどの激励のもとに、私鉄経協の結束は調停案を楯に極めて強固なものであつたこと。これに対して組合側は途中において、大手一三社が中央交渉に移されことにより大衆のもり上りのなかで会社側

と交渉しようという、私鉄総連第五回中央委員会で決められた正しい方針はひつくり返され、前回と同じように安易な、中央交渉――中労委調停――調停案といつた、賃金ストップコースに総連自らが身を委ねてしまつたこと、そしてこれは大手筋を目安とする幹部指導の欠陥の現われであり、これによつて企業組合意識の抜けない大組合などを安易な闘争に向わせ、中小企業をもこの中央交渉に縛りつける結果となつた、結局幹部の情勢判断が甘かつた、という批判もあつた。

なお今日の争議を特徴づける柔軟戦術について、北陸鉄道労組の経験を掲げておく（六月二三日北陸鉄道労働組合執行委員会「一月以降賃金を中心とする今次諸闘争の自己批判について（案）」より）。

とくに成果と欠陥として指摘されるのは

一、指名ストによる柔軟戦術は、組合の犠牲を少くして会社側に予想以上の出血を与えた。例えば、四月二十六日から五月十二日まで延十六日間の柔軟闘争期間における会社側の損害は、一日平均一三%の収入減で、その総額は会社側推計によれば約三百万円に上つているといわれる。この外に、貨車乗務員指名ストに伴う滞貨車両は一六一両延三三、〇三三時間で、その延滞料（国鉄払）は二二四、八九五円支払われている。これにたいし組合側の指名スト参加人員は十六日間延五七四人（一日平均三五・九人、組合員数の約二%）であり、この間のスト中賃金は約二五〇、〇〇〇円にすぎない。

二、集改札指名ストは、人員不足のため、乗務員が集改札業務をも行つている山代地区では、人よこせ闘争と結びつき、乗務員の集改札代務拒否と併行実施し、最も大きな効果を上げた。鶴来地区でも貨物列車乗務員の指命スト、旅客列車の貨車連絡拒否と併行した集改札掛指名ストは、山代、浅野川、金石とともに実質的に集改札の開放となり、半ば無賃乗車スト同様の効果を上げた。

三、しかしこれらの集改札開放によつて、果して組合の闘争が乗客の支持をえたかどうかという点は甚だ疑問である。電車が停らないだけに運休ストに比べ乗客の非難の少なかつたのは事実であるが、無賃乗車を行つたからといつて、組合の闘争が乗客から支持されるという結果にならなかつたのは、注目すべきことであろう。また逆に「柔軟戦術は客から非難を受けたが、完全ストップの時は客より案外非難は少なかつた」（片山津駅）「車掌は客から多くの非難を受けるため、つらかつた」（鶴来乗務員）という批判さえあつた。このことは極めて重要である。それは大衆がわれわれの闘争とストライキを支持するか否かは、スト戦術の形態にあるというよりも、われわれが、大衆の要求を取上げて、闘うか否か（例えば内灘向軍需輸送拒否）またはわれわれの要求が結局は大衆の要求と共通するものをもつており、そのため闘かうのだということが理解されるか否かによつてきまるのだということである。

四、柔軟戦術は全般的にわれわれの力を貯え大きな成果を収めたが、技術的になお検討の余地がある。例えば、学生、生徒の貸切自動車の拒否、事務関係者の指名ストの人選、列車運行障害を来たした指名スト、指名スト参加者の闘争業務指定の不円滑等は、今後改善すべき事柄であろう。

五、柔軟戦術は、執行部が決定し指令したというより、職場で創意を生かして編み出し、それを執行部が指令により保証を与えたことは、この戦術を効果的にした大きな原因であつたと思われる。なぜならば柔軟戦術は、職制を圧倒する職場の力でなけ

私鉄総連 29.1 賃金闘争各組合妥結および実力行使実施状況（私鉄総連調査）

地連名	組合名	組合員数	要求（1律税込2,000円プラス1人平均）	獲得状況			採用戦術					
				金額（平均）	アップ率	一時金（平均）	4/25	29	5/2	3	4	5日以降，その他
北海道	釧路湾港鉄道	180	1,000円	1,423円	9.17%	5,000円	○					
	旭川市街軌道	90	1,000	561	5.2	1,000	○	○				
	天塩鉄道	130	1,000	150	1.1	300,000※		○				
	美唄鉄道	232	1,300	422	3.4	1,100※						
	夕張鉄道	300	1,000	858	6.0	1,500※	○	○				
	旭川電気軌道	70	1,000			——						
東北	仙北鉄道	380	1,000	600	5.0	なし	◑					
	秋保電鉄	100	1,000	430	5.0	なし						
	羽後交通	370		600	7.4	なし						
	弘南鉄道	140	500	315	3.0	2,500※						
	栗原鉄道	200	232,000※	380	5.0	1,500	◑					4／21—24柔軟戦術
	秋田中央交通	60	539	119	15.2	なし						
	弘南バス交通	205	1,280	1,086	8.8	——						4／15—29時間外拒否
関東	東京急行	4,200	2,000	1,236	7.5	4,000	○	◑				
	京浜急行	3,150	1,300	1,912	7.5	2,000						
	小田急	1,600	2,500	1,200	7.5	2,000						
	京王帝都	1,950	2,000	1,090	7.5	2,500	○	◑				
	東武交通	9,000	2,000	1,080	7.5	2,000	○	○	◑			
	京成電鉄	2,610	2,000	1,075	7.5	1,000	○	◑				
	帝都高速度交通営団	1,600	2,000	1,135	7.5	403	◑					
	静岡鉄道	1,100	990	735	6.0	なし						

関東	箱根登山鉄道	510	2,000	712	7.2	なし							
	草軽電鉄	150	1,058	500	6.25	1,200							
	小湊鉄道	270	1,000	645	6.5	なし							
	小名浜臨港鉄道	146	1,500	518	5.1	なし							
	九十九里鉄道	37	1,000	530	5.5	なし							
	日立電鉄	240	2,000	810	7.28	なし	○						
	鹿島参宮鉄道	445	2,000	1,024	8.0	なし	○	○					
	茨城交通	650	1,000	775	8.0	なし	○	○					
	江ノ島鎌倉観光	203	1,000	510	5.0	なし	◑						
	新京成電鉄	51	1,000	560	5.0	なし	○	◑					
	富士山麓電鉄	200	なし	1,308	11.3	なし							
	常総筑波電鉄	680	1,953	1,033	8.171	500	○	○					
	五王自動車	60	2,000	500	3.8	なし							
	国際興業	400	2,000	1,236	8.25	なし	○						
	関東乗合自動車	300	2,000	1,390	7.5	56,000※	○						
	東海自動車	623	1,000	2,300	17.7	3,000							
	立川バス	60	2,000	745	5.9	なし	◑						
	成田バス	190	1,000	900	8.0	なし	○	◑					
北陸	北陸鉄道	1,800	2,043	1,105	7.48	なし	○	○	□	□	□	4／7.10.15.19.20.22.26.27指名部分スト，5.6.8.13日指名部分スト	
	富山地方鉄道	1,801	2,000	1,018	8.0	なし	○						
	尾小屋鉄道	65	2,000	1,112	10.0	1,000	○						
	京福電鉄福井	780	2,000	840	8.0	1,500	○		◑				
中部	名古屋鉄道	10,010	2,000	1,378	10.0	なし							
	東濃鉄道	230	300	941	8.0	なし							
	三重鉄道	1,380	1,000	1,025	8.0	なし	◑						

中部	三岐鉄道	175	1,000	1,044	8.1	なし						
	北恵郡鉄道	100	——	638	6.0	なし						
	遠州鉄道	610	1,000	1,016	7.5	なし	○					
	上田丸子電鉄	305	なし	455	4.8	なし	○	◑				
	長野電鉄	769	1,027	1,008	8.0	なし	○	◑				
	松本電気鉄道	320	500	825	7.0	なし	○	◑				
	田口鉄道	100	なし	450	4.5	なし						
	大井川鉄道	220	613	230	6.0	なし						
関西	近畿日本鉄道	10,510	2,000	1,520	10.0	2,000	○	○	○	◑		
	和歌山電軌	740	2,000	1,532	11.0	2,500	○	○	○	◑		
	能勢電鉄	121	2,000	840	7.0	2,000	○	○	○	◑		
	奈良電鉄	650	2,000	1,393	10.0	1,000	○	○	○	◑		
	山陽電気鉄道	1,430	2,000	2,289	10.14	1,500	○	○	○	○		
	京阪神急行電鉄	6,000	2,000	1,621	10.0	2,000	○	○	○	◑		
	南海電気鉄道	5,200	2,000	1,534	10.0	2,000	○	○	○	◑		
	京福電鉄京都	502	2,000	1,009	8.0	1,500	○	○	◑			
	阪神電気鉄道	4,050	2,000	1,700	10.0	2,000	○	○	○	◑	□	8日まで指名，部分スト
	神戸電鉄	610	2,000	1,285	10.1	1,000	○	○	○	○		6日時限スト
	江若鉄道	350	2,000	858	6.9	1,500	○	○	○	○		
	京阪自動車	201	2,000	1,059	8.0	1,500	○	○	○	○		
	琵琶湖汽船職員	31	2,000	1,439	13.0	1,500	○	○	○	○	○	
	阪神バス	170	2,000	973	7.0	1,000	○	○	○	○	○	6日スト，7日時限スト
	明光バス	100	2,000	848	8.0	なし		◑				
	京阪電鉄	2,526	2,000	1,587	10.0	2,000	○	○	○	◑		
	阪急バス	250	2,000	961	8.0	2,000	○	○	○	◑		
	奈良交通	385	2,000	1,300	10.0	2,000	○	○	◑			

関西	野上電鉄	90	2,000	793	7.0	1,500	○	◑	○	◑				
	淡路交通	400	2,000	962	9.1	1,000	○	○	◑					
	信貴生駒電鉄	101	2,000	550	5.0	1,000	○	○	◑					
	和歌山鉄道	124	2,000	1,493	13.5	1,500	○	○	◑					
	水間鉄道	62	2,000	1,078	9.18	1,500	○	○	◑					
	北丹鉄道	43	2,000	455	5.0	なし	○							
	熊野交通	142	2,000	1,027	8.0	なし		◑						
	丹後海陸交通	116	2,000	930	11.2	なし								
	加悦鉄道	40	——	400	4.0	なし								
中国	広島電鉄	1,550	3,316,588.60※	784	6.0	1,000								4／23—26柔軟戦術
	山陽電軌	780	2,000	990	6.6	2,000	○	◑						
	片上鉄道	360	961.60※	1,003	6.6	2,000	△							
	岡山電軌	220	1,570	823	6.6	2,000								
	西大寺		——	846	6.0	なし					○	○		5日坐り込みなど
	鞆鉄道	130	1,000	885	8.3	なし								
	島根鉄道	70	96,800※	600	9.0	500	○							
	両備バス	45	——			なし								
	中国鉄道	330	1,000	716	5.0	なし								
	長門鉄道	70	——	514	5.0	なし								5／11—12柔軟戦術
四国	伊予鉄道	1,100	1,695	802	7.16	2,500	○	◑						
	土佐電鉄	870	1,500	610	6.0	2,000	○	◑						
	高松琴平電鉄	570	1,520	628	4.6	2,280	○	◑						
	瀬戸内運輸	210	2,000	1,300	16.4	1,500	○	○	◑					
九州	西日本鉄道	8,588	2,000	1,192	7.5	3,000	○	○						
	大分交通	957	——	700	6.4	2,500								

九州	鳥原鉄道	570		1,500		688	5.0		1,000	○	○					
	山鹿温泉電鉄	100		1,000		300	4.04	な	し							
	宮崎交通	1,050		1,500		1,067	8.5		2,500	◒						
	延岡鉄道	235		2,000		1,500	10.6		500							
	長崎電鉄	430		1,500		780	6.0		2,000	◒						
	南陸鉄道	650		1,500		800	8.6	な	し	○						

〔備考〕 1. 組合員数は私鉄総連に報告された，54年7月現在員。※印は総源資。

2. 要求のうち，小田急 2,500 円は税込ベース額。山鹿温泉電鉄は家族給 20% 増額が附加。

3. 獲得―時金のうち，天塩鉄道は福利厚生資金総額。美唄鉄道は厚生資金総額6万円附加。夕張鉄道は単身者 1,000 円。弘南鉄道 2,500 円は1律。

4. 採用戦術，○完全スト，◒時限ストまたは突入後中止，□ 部分スト，指名スト，ムハンスト，坐り込みその他。関東乗合自動車は調整金総源資。

6日時限スト

れば実現も出来ず、また効果を生じないものであり、このような条件は職場によつて、種々様々であり、執行部の上からの指令により、画一的に天降り的に実施出来ないからである。

六、柔軟戦術は長期闘争には必要だが、闘争のキメ手とはならない。従つて闘争の山には二十四時間スト等の運休ストが必要であろう。

夏季手当闘争　各組合とも一カ月分を要求し、六月から七月にかけて闘争を行つた。東京ではいずれも六月末までに、〇・七五月から一カ月分を獲得して妥結した。ただ東武鉄道労働組合のみは難行し、七月二六日以降の柔軟戦術――集改札、精算業務拒否、本社関係事務スト、全職場の休日、非番出勤の拒否、貨車入換業務の遵法闘争など――を指令したが、実力行使直前の二六日、〇・七カ月分（一万一一五〇円）を獲得した。

また関東の鹿島参宮鉄道労働組合（組合員約五〇〇名）では、一カ月分を要求、七月一九日から六日間次の各種の戦術を各職場毎に単独または併合して闘い抜いた結果、二四時間スト突入直前の二四日夜、昨年の三倍以上の〇・四七カ月分（六五〇〇円）を獲得した。

柔軟戦術の主なもの――本社半日スト、完全事務スト、本社員の集改札、駅長、助役、貨物列車乗務員、貸切運転手などの指名スト、貨物立合、宿直、時間外公出、出張、一切の新ダイヤ協定などの拒否、時限スト、公休、非番者の本社座り込み、五割休暇。

関西では七月二三日から、事務スト、超過勤務拒否部分ストなどの柔軟闘争を行つて来たが、二七日に至り近鉄、京阪神急行、南海、阪神、京阪など在阪五社がいずれも〇・七カ月で妥結、その他も引続き二八日、〇六カ月から〇・七カ月で大体妥結した。

越年資金闘争　九月一四、一五日の第二回中央委員会において次のような越年資金闘争方針が決定され、二カ月分獲得を目標に、一

○月一五日から柔軟戦術を中心に闘われることになつた。

（越年資金闘争方針）

基本方針

1、傘下組合は直面する生活危機打開のため累積する赤字家計、年末調整による負担加重、年末越冬のための臨時支出増等に対する対策を含めた越年資金要求を行い実力行使を含めた総ゆる戦術を以つて要求の貫徹を図る。

2、闘争は総連の統一闘争とし、総連は総評傘下の各単産における闘争のヤマ等を考慮し、全国的見地から総合的な戦術調整を行うが、要求額及び具体的な闘争戦術については各地連毎に決定する。

具体方針

1、各組合は現行基準賃金の二カ月を基準として要求する。

2、各組合の要求領は各地連機関で決定し、総連に報告、承認を得るものとする。

3、この闘争の過程で出されることが予測される年間給与の固定化は、これを排除し、越年資金一本として闘う。

4、（省略）

5、要求提出は十月十五日全国一斉に提出し、闘争を開始する。

6、十一月一日迄に解決しない場合は直ちに労調法に規定している争議予告を行い十一月十一日以後十一月三十日を目途に柔軟戦術の積上げを始め総ゆる実力行使を以つて要求を貫徹する。

（以下省略）

九月中旬から下旬にかけて各組合や地連において要求が準備され、闘争への盛り上りが示された。一〇月一五日、各単組は一斉に要求を提出した。大企業の組合では大体二カ月分、中小企業では一・五カ月から一・八カ月分の要求であつた。私鉄総連傘下の一〇五組合が、この越年資金の統一闘争に参加した。しかしその後、団交は進展せず、そのため私鉄総連では一一月二日中労委に対し一一月一三日午前〇時以降この闘争の完全解決にいたるまでの期間の、スト通告を行つた。そして一二、一三日に開かれた第三回中央委員会（東京）において、第一波として一一月二〇日から二七日にいたる柔軟戦術、第二波として二八日全国一斉二四時間ストの実力行使を決定、次のようなストライキ宣言を発した。

（ストライキ宣言）

再軍備とデフレ政策を強行する吉田内閣の反動政治は、遂に日本経済を混乱と破かいに導き、国民生活の根底を脅かすに至つた。特に、そのしわよせを一手に背負い込まされた労働者の生活は、もはや耐え難いものとなつた。いまや都市、農村を問わず巷には仕事にあぶれたおびただしい失業者が満ちあふれており、会社や工場で働らいている労働者でも労働強化と労働条件の切下げが、一様に強制され生活を支えるために身をすりへらして働いている。

加えて、物価は少しも下らない。政府の宣伝をよそに、われわれの生活に直接響く小売物価は何も下つていないばかりか、物によつては値上りしているのが現状である。われわれの家計は、ますます赤字が募るばかりであり、年の瀬を越す為の臨時支出を予想する時、前途は全く暗たんたるものがある。わが私鉄総連は、年末輸送の繁忙期に対処し、このさし迫つた当面の生活危機を打開する為に、越年資金として基準賃金の二カ月乃至一・五カ月分の支給を要求した。十月上旬以来今日迄、われわれは問題の平和的解決を希い、鋭意その努力を続けてきた。

しかるに今日までに経営者の示した態度は、何れも不誠意極まるものであり、徒らに時日の遷延をみるのみである。ここにわれ

われは最後の決断を固めざるを得ない段階に立至つた。われわれは、頑迷なる経営者に猛省を促し、要求を貫徹し、速かに紛争の解決を計るために、断乎次の如きストライキを決行する。

第一波、十一月二十日―二十七日、柔軟戦術による実力行使

第二波、十一日二十八日、全国一斉全面二十四時間スト

右宣言する。

一九五四年十一月十三日

日本私鉄労働組合総連合会

一一月二〇日から二七日にかけて、部分スト、指名スト、超過勤務拒否など柔軟戦術が各地で闘われ、激化して行つた。とくに関西の山陽電鉄、神戸電鉄、中国の山陽電軌、中国鉄道、北陸、高山、京福など北陸地連の各組合、関東の東武、茨城交通、江の島鎌倉観光などの各組合で激しく闘われた。二八日の全面ストをむかえての、こうした柔軟戦術の圧力によつて、二七日関西在阪五社をはじめとする約三〇組合が、大体昨年を上廻る線で妥結し、さらに二八日の午前一〇時までには四四組合が妥結するにいたつた。関西は在阪五社一・六五カ月分、その他大体一・四カ月から一・五カ月分、関東では京浜急行、京王帝都、関東バスなどの一・八四カ月分をはじめ大企業は平均一・七五カ月分という状態であつた。なお中部地連の大井川鉄道労働組合（組合員約二二〇）は、水害により大打撃をうけて労働者の生活、鉄道とも極めて苦しい状態にあつたが、いちはやく復興闘争に立ち上つた労働者は「資材よこせ、生活を保証しろ」の合言葉で闘争の指導権を握り、ついに要求〇・九五カ月分（一万二〇〇〇円）を全面的に獲得した。

二八日、交渉難行を極めている中小私鉄のうち、夕張（北海道）、茨城交通、江の島（関東）、北陸鉄道（北陸）、和歌山鉄道、野上電鉄（関西）の六組合が二四時間ストに突入した。そして三〇日には妥結組合八七、未解決組合一八という状態となつて、私鉄の越年闘争も大体終了するにいたつたが、茨城交通、江の島鎌倉観光などはその後もなお苦闘を続けた。

茨城交通労働組合（組合員約六五〇）では一・五カ月分（二万〇三六五円）を要求し、一一月二一日以来駅の集改札拒否その他各種の柔軟闘争、二八日二四時間スト、三〇日には湊鉄道、茨城鉄道の時間外拒否、事務ストなどで闘つて来たが、会社側は〇・六三八カ月分（五〇〇〇円）の回答を固持し、またこれと引換えに労働時間の延張、時間外労働合理化による基準外手当の切下げ案などを提案したりして、交渉は一歩も進まなかつた。そしてまた、これには、会社側が一方的に労働協約を破棄して、採算難を理由とする三〇名の首切り通告（一〇月一三日）を行つたことに対する反対闘争、一月末で切れる労働協約の闘争も絡んで、複雑、困難な状態を示した。三〇日には地労委の立会により越年資金一本の交渉が行われたが一歩も進展せず、組合は一二月一、二日四八時間ストを決行した。そして四日の組合臨時大会で、協約と首切り合理化に対するスト権を確立（一三五対二）、「非常時態宣言」を発表、大会終了後本社までデモを行い気勢を上げた。その結果会社は次第に譲歩し、第三波ストに突入した五日朝、茨城地労委の斡旋案一・一五カ月分（一万五六五〇円）で遂に妥結するにいたつた。また時間延長その他合理化をやらないことを会社に確約せしめたが、いたが、五年三月労働協約の締結を機会に遂に撤回せしめた（首切り通告は、五江の島鎌倉観光労働組合（組合員約二〇〇）は、五二年以来会社の復興三カ年計画へ協力するとの理由で、低賃金（一万〇七四〇円ベース）と労働強化に苦しんでいたが、越年闘争を機に、私鉄総連決定をこえる二・二カ月分を要求して立ち上り、画期的な闘争を行つた。この背後には、車掌四人の首切りに対する憤激もあつて、組

合員の盛り上りは極めて大きかつた。組合は一一月二二日以降時限スト、部分スト、指名ストなどの柔軟戦術を次々に決行、二八日には二四時間ストに突入した。この間会社側の回答は一・三六一五カ日分（一万四〇八三円）より一歩も違まず、三〇日から神奈川地労委の斡旋に入つた。組合は一二月一日総決起大会を開き、地労委の斡旋経過如何では三日より四八時間スト決行の方針を決定し、闘争態勢を強固にしたが、三日に出された斡旋案一・五カ月分（一万六〇八三円）を承認してストを中止、一応妥結した。しかしその後会社側の提案した支給方法―資金難のため支給を一月にのばす、支給対象の制限、争議中の賃金不払いなどを巡つて難行したが、九日これらを打破して解決した（なお車掌四名の解雇は撤回されたが、現在休職の状態にある）。

第五節　旭ヵ丘中学事件と日教組の闘争

事件の発端　一九五三年四月二九日京都市旭丘中学校は原因不明の出火によつて八教室を失つた。この火災の原因について、保守派の父兄の一部より、進歩的教員による放火説がとなえられ、また罹災直後に開かれた校舎再建緊急区民大会において、父兄教員の保守対革新の対立が表面化するに至つた。すなわちこの大会で、寄附による校舎再建を主張した保守派と、税金による再建をのぞむ革新派が対立し、採決の結果後者の主張が通り、直ちに校舎建築対策委員会が設けられ、市当局に対し鉄筋一六教室校舎の建設を要求することとなつた。

父兄の保守革新の対立はすでにこの出火事件以前から存在し、くすぶつていたのであるが、それまでは市長、教育委員長の線につながる保守派がPTAの主導権をにぎつており、進歩的教員の平和教育に対し常に非難の眼を向けてきたものであつた。しかるに校舎再建問題をきつかけとして革新派の勢力が増大し、それは翌年二月の市長選挙を目前にひかえた旭丘校区の保守勢力にとつて重大な関心の的となつたのである。革新派の校舎再建陳情運動におされて同年一〇月には福原市教育長も八教室の建築を代表団に約するに至つたが、このころ赤化防止団なる右翼団体は旭丘の「偏向教育」を攻撃し、高山市長はまた「赤い教育」を公然と非難するなど、次第に対立はするどくなつて行つた。一一月には市内に「旭丘から赤い教員を追い出せ」のビラが貼られ、また元小学校長であり教組運動にも経験のある水上毅氏が中心となつて革新派への攻撃が強化されてきた。そしてこの具体的な動きの第一着手は、同年一二月五日水上氏ら父兄有志による校長に対する「偏向教育」排撃の訴えであつた。このようにして旭丘事件の発端がつくられた。

（注）　旭丘中学の「偏向教育」がいかなるものかを知るには、事件の中心人物の一人たる寺島教官の編集した「入道雲――旭丘教育の一年」（一九五四年三一書房刊）が、いい資料を提供している。これは一九五三年以来、事件発生までの期間に発行された学級新聞の記事を集録したものである。なおジャーナリスチックな興味をもつて書かれてはいるが、大宅壮一「二つの日本・二つの学校――旭丘事件の背景」（「週刊朝日」一九五四年五月二三日号）にも同校の民主的新教育について報告がなされている。

事件の経過　一九五三年末水上氏らを中心とする「偏向教育」排撃の運動が表面化し、市教育委員会もこれに呼応して旭丘の進歩的教員を非難しはじめた。翌五四年二月の市長選挙には高山市長が再選された。しかしこの年の春にはすでに旭丘の「偏向教育」は中央の政治問題に発展するに至つた。すなわち三月三日文部省発表の

「偏向教育の事例」には旭丘中学の教育が詳細に記載された。そして三月一〇日衆議院文部委員会より派遣された調査団三代議士のうち、自由改進両党代表委員は「旭丘中学には偏向教育の疑あり」と言明し、同月二四日には遂に市教育委員会は定期人事異動の一部として寺島、北小路、山本三教員の異動を内示するに至つた。京教組および革新派父兄はこれを「不当人事」として反対、直ちに京教委に申入れた。

この人事異動には、三月末に辞表を提出した橋本校長の進言が作用したとの噂もあり、保守派父兄、教育委員長側の工作が相当にすすんだものと観測された。同校長はのちに洛北中学に転勤し、後任として北畑氏が赴任した。

さて四月八日三教員は転任を拒否して同日の入校式に参加したが、翌九日には不破教育長は「転任要望書」を三教員に送附、あくまでこの人事異動を強行しようとした。すでにこのころ教育二法案通過を焦る自由、民主両党はじめ保守勢力は、旭丘問題を同法案成立のために利用せんと猛烈な宣伝をはじめ、同月一二日には参議院文部員委会では事件調査のため水上毅氏、福田友子氏（保守派の父兄）および教頭北小路氏らを喚問した。北小路氏は同委員会で次の様に証言した（「日本教育新聞」二六六号一九五四年五月二一日号による）。

本校の教育について申述べます。申すまでもなく、日本国憲法と教育基本法に則つて、どんな戦争も絶対になくて、世界の人がみんな仲良く、文化的な幸福な生活のできる世の中、国民に育てあげることに努めて来たのでございます。

昨年十二月、本校教育に偏向問題が起りました際、学校長は教育方針の正しいことを声明し、生徒、卒業生も自分たちが受けた教育は間違つていないことを世に訴えました。父兄は挙つて学校を支持して来たのであります。市の教育長や指導部長も去る三月衆議院文部委員会の現地調査団に対して、本校の教育方針は正しいことを言明しております。

僅か一年か一年半ぐらいの断片的な不確かな資料の中から、自分たちの意に副うだけのものを取集め、これを以て学校の教育を全般的に評価し、断定する材料として頂くことは甚だ迷惑であります。昨年十二月初めに、今回の問題が起りました時一番心を痛めたことは、子供の将来のこと、差当つて卒業時期を直前に控えた三年生の就職と進学のことでありました。併し世論は学校を絶対に支持いたしまして、就職は例年より早く完全に採用され、進学希望者はそれぞれ進学できたのでありまして、このことは過去の卒業生が職場において学校において信用を得ておることを、本校の教育が各方面に正しく評価されておつたことによるものと思うのであります。

日教組本部は三教員の人事異動は不当であるとして、京都市教育委員会に抗議文を送り、教員、革新派父兄側もあくまで三教員の留任を主張して問題はいよいよ紛糾した。教育委員会の内部も本問題をめぐり二派にわかれて対立したが、ついに五月五日、三対二の票決をもつて三教員の懲戒免職を決定するに至つた。

旭丘中学校ではすぐに生徒大会が開かれ、三教員の懲戒免反対、現校長北畑氏の辞任等を決定、北畑校長は次の諸項目を認めた上辞職願を書いた。すなわち

一、酒場で教師の面目をけがしたことはよくないことと認める。
一、三教員を守ることができなかつた。
一、平和と民主的自由を教育方針とする学校の教師としてふさわしくない。
一、自主的な行動を第一義とする中学校の指導者として不適当で

ある。

このようにして市教委と教員、保守派と革新派の対立は生徒をまきこんでますます激化し、五月一〇日には市教委は旭ヶ丘中学の休校を宣言、同時に岡崎公園内にある市立勤業館に「補習教室」を急造し、市教委事務局職員中の教員免状所有者を総動員して臨時教員にあて、あらゆる手段を講じて旭丘中学の生徒をこれに引き寄せるという挙にでた。

この補習授業の実情は、旭丘事件を理解するのに好材料となると思われるので、左に現地調査者（ジャーナリスト、教育者、文学者等）の報告を総合して記してみよう。

補習教室は千七百坪の建物の大部屋をジェラルミンの衝立てで仕切り、天井と側面に綿布を張りジェラルミンの陳列台を机にし、椅子は貸家具屋のものを臨時使用した。一教室約九〇名で授業したが騒音雑音がひびく、とても教室と呼びうるものにはならなかつた。教委側は旭丘中学前にバス二四台を送つて生徒を引きこみ、帰りも一六台を使つて生徒を帰宅させた。「バスは集合所から勤業館まで片道約十五分を要し、バス会社の無料サービスだと市教委ではいつているが、バス協会長が自由党員で、ほんとうは二千五百円くらいのところを、千円程度で〝奉仕〟することに話がついたのだともいわれている。まさに物量戦で市教委側の出血は、一日少なくとも五十万円はかかるといわれている。これでは学校側は歯が立たない」（前掲「週刊朝日」五月二三日号八―九ページ）。

補習授業の実態は次の様である。

第一日（五月一一日）。午前中で授業打切り。午後、科学技術館見学。

第二日。競技場にてアイス・スケート、リズム体操。

第三日。京都美術展覧会見学にて図工授業に代える。

なお初日はパンの無料支給、第四日目からは一、二〇〇本の牛乳無料支給がおこなわれた。これらは、調査者の見聞によると、五五年四月の地方選挙目当ての選挙事前運動の一部として、政治家や業者より提供されたものだと言われている。

この様にして旭丘中学一、七〇〇人中、「補習授業」をうけた生徒は第一日八一九人、第二日一、〇三四人、第三日一、一四七人、第四日一、一二二人と、しだいにその数を増加して行つたが、欠席者も同時に増え、また純真な生徒を一種の買収行為でおびき寄せるものだとの非難も次第に高まつた。

一方、旭丘中学では、あくまで従来の方針で平和教育を守ろうとする教師、生徒が授業をつづけ、結果においてそれは進歩的教員を中心とする「学校管理」の形となり、これに対し、日教組はじめ京都総評、全京都自由労働者組合、電通京都地区連絡協議会、洛北民主協議会、在日朝鮮民主統一戦線、日中友好協会、日本民主青年団、京都市中学校教職員組合等の諸団体が応援し、教育二法案の通過をねらう大達文政、高山京都市長につながる保守勢力に対する教育戦線の抵抗の拠点となつた。

この「分裂授業」のつづけられている五月一三日、社会党両派は次のような共同声明書を発し、合法的手段をもつて闘えとのべた。

（社会党両派共同声明）

一、事態を今日に至らしめたのは反動吉田内閣がこの問題を「教育二法案」通過の道具にした悪らつ極まる陰謀挑発の結果である。

一、しかし学校の自主管理や生徒を闘争へまきこんだことなどの闘争手段がとられたことは良識ある市民にさえ事の真相を誤解させ、その上自ら反動政府の術中に陥るものである。このような闘争手段は民主的労働組合の活動としても断じて許さるべき

ではない。

一、事態解決のためには教育の見地に立ち、まず学校教育を正常にもどし、ついで問題を不当人事と市教委のとつた反動的行政措置の粉砕に集め、合法的手段をもつて闘うべきである。

一、われわれの「教育二法案」に対する反対態度はかかる派生的問題によつて少しも変わるものではない。

一方、衆院本会議において大達文相は「この事件はわが国教育史上空前の不祥事といえる。……この事件は学校だけの範囲でみれば明らかに暴力革命である」とのべ、この事件を、「教育二法案」通過のための政府側に有利に利用しようとする動きが見られた。

社会党共同声明の翌日、市教委は三教員が学校から退出し管理体制を解けば、第三者の斡旋に応ずると言明し、京教組も「補習授業」を解消して生徒を一つにまとめるならば交渉に応ずるとその態度を決定した。かくて府教委が五月一五日京教組、市教委両者に対し、補習学校の閉鎖、旭丘中学の休校、懲戒三教員の登校禁止、第三者斡旋による交渉開始の申入れをなし、両者が受諾したので事件は急転解決するかに見えた。しかし受諾条件について府教委と両当事者側の意見は容易に一致せず、この間分裂授業はつづけられた。

五月一九日に至り、ついに府教委の作成した「了解事項」に京教組、市教委が同意し、第三者斡旋による交渉開始の運びとなり、一〇日間にわたつた「分裂授業」は五月二〇日をもつて解消した。しかしその後も、市教委側が、㈠授業は旭丘中学で行うが全教員を一新する、㈡懲戒三教員以外の教職員は業務命令に従い自宅で研修する、の二点を主張して譲らず、これは京教組の、「三教員を除く全教員で授業を再開する」との主張と対立し、授業再開までには曲折を経たが、五月三一日田辺徹崖外二氏の斡旋により、次の了解事項を両者は受諾し六月一日から授業再開となり、ここに旭丘事件は一応の解決を見たのである。

（旭丘中学の授業再開に関する斡旋案要旨）

一、現在旭丘中学に在籍の教職員は、出来る限り短期間に他の学校に転任すること。この場合、市教委は転任免に関する本人の希望を尊重し配慮すること。

二、旭丘中学授業再開は六月一日を目途として市教委が行うこと。

三、市教委は今次旭丘事件に関係した故をもつて懲戒処分を行わないこと（三教員はのぞく）。

六月一日、二〇日ぶりで、新任の教員により旭丘中学の授業が再開された。

日教組大会と旭丘事件討議　五月三一日より四日間札幌市市民会館において開催された第一一回日教組大会は、教育二法案反対斗争、教組役員のアメリカ国務省招請問題、本年度運動方針などを討議したが、とくに旭丘問題に代議員の熱烈な論議が集中し、本問題は単なる不当人事事件というよりは「平和教育に対する弾圧」であるとの結論が出された。討議の中心点は次の通りである。中執委は旭丘事件が二法案反対運動に逆効果をもたらすものとしコワレモノにさわる様な態度をとつたのではないか、との広島代議員の発言に対し中執委は「中斗は今後の指導について平和教育を守り、不当人事反対の斗いをあくまで進め、抗議と交渉をねばりづよく続けるべきだとの方針をとつた。また生徒とスクラムを組んで斗うことは全国民的支持は受けられない。生徒はあくまで斗いから切り離すべきだ」と説明、旭丘斗争の戦術と指導とをめぐり激しく論議が交わされた。結局旭丘事件は「本質的には平和教育に対する弾圧である。政府・自由党があの地域の反動勢力と手を結んで行われたものだが、地域の特殊性にひきづられたのではないだろうか」（槇枝中執）と

結論がのべられた（「日教組新聞」六月一一日号）。
大会最終日には近畿ブロック代表から「旭丘中学闘争支援」の提案があり、京都市教育長その他に対する抗議、国際的アッピール、資金カンパ、幹旋者への要望申入れ等を決定、また教員不当処分撤回につき日教組全体で努力することとなつた。
なお大会で決定された日教組の本年度運動基本方針は次の通りである。

（一九五四年度運動基本方針）

一般情勢の分析であきらかにされた通り、われわれの職場と、職場をめぐる父兄と子どもたちの生活は、ゆがみ切つた日本の政治と経済が本来の正しい姿に立ちなおらない限り、不幸のどん底におちこむであろうことは必至である。即ちいま日本の国内は、恐るべき近代戦争の惨禍をなんとかして回避しようとする世界の動きに逆行して、MSA受入――再軍備――憲法改悪の路線にそつた一連の政策が進められている。
一九五四年は、このきびしい反動攻勢に対決して労働者と農市民が固く手を結び、平和憲法のもとに生活と教育と産業をまもる国民的抵抗をすすめる秋であることを確認し、平和な明るい世界の情勢の発展にこたえて、次の基本方針を設定して運動を進める。

一、生活と労働基本権の確保

生活を守る運動は、労働者のみならず国民全体の生存権の追求であり、労働者の団結権と労働組合としての行動権は、これを擁護するために基本的に存在する権利である。しかるに反動支配勢力はこれら労働者の団結権、交渉権、罷業権を次々と剝奪或は制限し、労働者の賃上げ、首切反対の運動を、一般国民大衆の福祉に反するものの如く宣伝して労働者と農市民の離間をはかり、自らの支配体制を維持しようとしている。従つて国民各層のあらゆる要求を結合させて共通のカベを打破るための共同の運動を推進する。

二、民主主義教育の確立

かつて教育を国家権力に奉仕させ、国民を一路悲惨な戦争に追いやつた経験から、教育はあらゆる政治権力の支配から独立して真理を追求することに勇敢かつ自由でなければならない。しかるに終戦八年にして再びファシズムが抬頭し、教育をその支配下に置き、自らの政策を遂行する具に供しようとしてきている。われわれはこの事実を国民の前に明らかにし、父兄大衆と提携して真の平和と独立に直結した教育文化を建設する。

三、平和と民主主義の確保

平和憲法にさだめられた各条章は、われわれ国民が自らの力によつて封建的な、しかも好戦的な日本を平和で民主的な日本にきづき上げようとするための道しるべである。しかるになしくずしに再軍備や違憲立法の制定などによつて基本的人権はじゆうりんされ、いまや憲法は明らかに危機に瀕している。われわれはこの事実を平和を愛好する世界の良識に訴えるとともに、われわれの生活と自由と民主々義を守るための柱として、「教え子を再び戦場に送らない」という固い決意から出発し、再軍備、徴兵反対、軍事基地撤廃、軍国主義教育排除の闘いをおしすすめ労働者、農、市民を含めた国民運動として護憲運動を展開する。

四、組織の強化

組織の強化はあらゆる運動を展開する基礎条件であり職場の民主化と職場ごとの同志的結合が大同団結の基盤である。職場づくりは各級幹部がその責任体制を確立して常に職場と緊密な連繋をとり組合員の切実な要求を取り上げて組織化し、組合員の学習と

行動をたすける世話役活動を活発化することである。こうした体験のなかから組合員一人一人が支配階級の組合分裂政策を看破し、セクトをすてて労働者としての連帯感を自覚し、職場の団結から県内教育労働戦線を統一強化し、これを単位として五十万組合員を日教組に結集する。

五、労働戦線の統一と国際的提携

日経連に代表される総資本の金と力による攻勢に対して立ちむかう労働者の体制を、早急に統一強化するためには現在国内において労働者の中心母体としての重要な意義をもつている総評の組織を守り、行動の拡大強化をめざしていくことである。又国内資本が国際資本と固く結びついている以上、これに対決し、その反動化をうちやぶるには、労働者の国際的提携を一層強化する必要がある。これがため未組織労働者の組織化と共闘を通じて地評組織の拡大強化につとめ、全労働者を総評に結集し、国際的には国際自由労連の中にあつて、各国労働者の諸権利を守り、平和への運動の先頭に立たせるための努力を続けるとともに、組合員一人一人が諸外国の労働者との間に相互理解と友好の運動を展開し、世界教員会議など東西両陣営の労働者の話し合いの場には、積極的に参加し、世界の教育組織、労働団体との情報交流をはかり、特にアジアの労働者のつながりを強化する。

われわれは以上の運動をすすめるにあたつて、過ぐる戦争の苦い経験のなかから「教え子を再び戦場に送るな」と誓つた八年前をあらたに思い起し、組合員一人一人が平和で民主的な文化国家を建設する次代の社会人を養成する重大な責任を自覚して、内外の情勢を正しく認識し、政治の方向に正しい批判力をもち、しつかりした理論を身につけて地域社会において信頼される日常生活を行うことを実践のための基本態度とし、そこから平和と民主主義を破壊する勢力、国民の生活を破壊し自由を拘束する勢力、教育を統制し、文化を破壊するこれら一連の勢力に対して、父兄大衆とともに反撃態勢を組織し、平和と自由を守り、民族の独立をかちとるために闘う。

その後の経過　さきに懲戒免となつた北小路、寺島、山本三氏は、京都地方裁判所に対し「懲戒免職及び転任処分の取消し」の本訴とともに、その執行停止を申請していたが、六月一四日同地裁あて総理大臣名で執行停止への異議申立が行われたため、後者にかんする申請が却下されるに至つた。日教組本部では二二日文部次官との夏季手当交渉の席上、吉田総理に対する抗議文を提出し、また同日各都道府県教組、支部、分会、組合員に対し京都市教育委員会長への抗議運動を展開するよう指示した。一方、現地では六月二〇日、旭丘中学生徒会・同窓会は去り行く先生を激励する会を開き、また斡旋案による協定が最終的に確定した三一日には五五〇名の父兄が集合して、㈠四五教師の復帰要求、㈡福原、不破氏の退陣、水上氏の責任追求等を決定、「旭丘中学を守る会」を結成した。

さて翌一九五五年二月二〇日京都市人事委員会は、三教員の懲戒免職処分を承認制定するに至つた。しかし越えて三月五日京都地方裁判所は次のような判決を下した。

判決主文

「被告が昭和二十九年五月五日付で、原告等に対してした懲戒免職処分を取消す。原告等のその余の請求を棄却する。」

すなわち、三教員の転任取消申請は棄却されたが、市教委のなした懲戒免職処分は取消れたのである。三教員側は現状勢下に、これ以上の決定を希むべくもないとこの判決に服したが、市教委側は判決に不服として控訴し、訴訟は継続中である。

旭丘事件と教育二法案　旭丘事件が斡旋案受諾で一応終結をみよ

うとしていた五月二九日、教育二法案が参院修正をうけて衆院で可決された。

二法案の一たる「教育公務員特例法の一部改正」は、公立学校の教育公務員の政治行為を国立学校教育公務員の例によつて制限しようとするもので、また他の法案「義務教育諸学校における教員の政治的中立の確保に関する臨時措置法」は、教員の団体が児童生徒に対し特定政党を支持または反対させる教育を行うことを「教唆し又はせん動」してはならぬ、と規定したもので、これに反する時は懲役、罰金刑をもつて臨む、との罰則を附している。日教組はこれに対し直ちに次の見解を発表し、総評、他単産、革新政党、学界その他広汎な民主陣営と提携して「教育破壊法」粉砕の闘争に入つた。

日教組はまず、教育公務員特例法一部改正案は、教員の政治活動の自由をうばい、ひいては国民の基本的人権たる言論、学問の自由を奪うことになり、ことに罰則を附したことは教育の場に官憲の立入りを許すことになり、教育は破壊される。つぎに政治的中立確保の法案は、教育基本法第八条の「特定の政党を支持又は反対の政治教育その他政治活動をしてはならない」との規定だけを強調利用し、平和と民主主義を基調とした基本法の精神を尊重しないばかりか、明らかにこれは日教組の活動制限を狙つたものであり、全国の学校における自由な教育を抑圧し、政治活動を禁止するもので民主主義の根本を否定するものである。とくにはなはだ然たる「教唆又はせん動行為」を処罰の対象としたことは、官憲の一方的判断による教員の取締り、処罰を許すことになり「教員を犯罪人扱いする」ものである（「日教組新聞」二月一九日号参照）。

日教組では二法案国会上程前より反対運動を開始、総評、官公労の春季闘争の一環として不当処分撤回、教育破壊法反対に立ちあがつた。学界文化界の反対署名も二月一五日で一、五〇〇名を超え、大学教授連合、近畿地方大学教授懇談会はじめ各大学教授会の反対声明が続々と発表された。また革新派、保守良心派の代議士は両院において法案通過阻止につとめた。三月一四日には日教組は日曜振替授業を実施し、一五日に全国教育防衛大会をひらき法案撤回を政府に申し入れた。振替授業は七〇％以上実施したものが、全国で二四府県、五〇％以上九県におよんだが、政府はこの振替授業の責任者を追求し、これに対し日教組の弾圧反対運動が行われるなど、二法案反対運動は全国民的運動にまで発展した。三月末までには反対署名者は四百万名を突破した。四月に入つて参院における法案審議が本格化した。この頃、政府は偏向教育事例として全国各地の平和教育をとりあげ、特に旭丘問題が論議されるに至つた。五月六、七日に、日教組は全国一斉に昼食抜きのいわゆる欠食闘争を行いこれと呼応して東京では全国九ブロック代表、中執委計一二名のハンストが始まつた。これら広汎強力な国民の反対を前に、ついに五月二九日二法案は参院修正案のまま国会を通過した。原案にあつた刑事罰規定が削除されるなど数点が修正された。自由党はこの法案闘争において革新政党はもとより、保守良心派の反対をうけて孤立し、政府原案の通過は阻止された。日教組はこれを一応の成功とみとめながら、今後は二法案撤廃の運動を展開することになつた。

（注）旭丘事件関係文献。

○大宅壮一「二つの日本・二つの学校」「週刊朝日」一九五四・七・二三朝日新聞社

○岡本清一「旭ガ丘の赤い教育」「中央公論」一九五四・七

○田中澄江「旭丘の声々」「改造」一九五四・九

○北小路昂「旭丘はこれからです」「平和」一九五五・六

○北小路昂「判決文を読んで」「平和」一九五五・八・三一　三一書房

○寺島洋之　編「入道雲」一九五四・

〔附記〕　教育二法施行満一週年の日、一九五五年六月一三日、「大学教員教育二法反対声明世話人」は、つぎのメッセージを発した。

（メッセージ）

教育二法律が成立してすでに一年になりました。

当時、皆さま方多数の御賛成を得ました反対声明書は、昭和二十九年四月十二日に代表七名が参議院に持参いたし、各会派に伝達いたしました。法案成立を阻止できなかったのは残念でありますが、私たちとして全力を尽したことをもつてせめてもの慰めとしなければなりますまい。

ここに一周年を機会として、甚だ延引いたしましたが、皆さまの絶大な御協力に対する感謝の意を表し、あわせて私たちの学問教育の自由を守ろうとする決意を新にしたいと思います。

なお、教育二法案反対のたたかいの経過を印刷して同封いたしました。御参考いただければ幸と存じます。

昭和三十年六月十三日教育二法施行満一周年の日

大学教員教育二法反対声明世話人

代表　磯野誠一

家永三郎

教育二法律のできあがるまで

――私たちのたたかいの記録――

昭和二十八年十月二十五日、池田ロバートソン会談が発表され、日本はアメリカより軍事援助を受け、日本政府は教育および広報により自衛のための精神の成長を助長する責任をもつという意図が公示された。

昭和二十九年一月九日　中央教育審議会第三特別委員会が教員の政治活動制限の答申原案を決定した。

一月十八日　中央教育審議会総会が答申案を可決し、文部大臣に答申した。

同月二十日　日本教職員組合代が大達文部大臣と会見し、政治活動制限立法に反対の意見を伝えた。

同月二十六日　平和問題懇談会が法案反対のための「五十万教師諸君へ」「国民のみなさんへ」の二つのアッピールを全国に送つて署名運動を開始した。

同月二十七日　吉田総理大臣が国会の施政方針演説で教員の政治活動制限の必要を述べた。

二月九日　日教組が中教審の答申に対する反対声明を出した。

同月十日　東京教育大学文学部教授会が法案反対の要望書を文相国会等に提出することを議決した。

同月十一日　教育防衛中央国民大会が開かれた。

同月十六日　閣議で法案の要綱を決定した。

同月二十一日　信濃教育会が法案反対を決議した。

同月二十二日　全国連合小学校長会が法案反対を決議した。

同月二十三日　法案が国会に提出された。

同日　大学教員有志の反対声明（私たちのこの声明）が決議され、発起人から全国の大学に向い署名を求めた。

同月二十四日　東京都立大学人文学部教授会が反対声明を出した。

同月二十五日　日本学術会議が法案に対する警告決議を行つた。

同月二十六日　名古屋大学教育学部教授団が法案反対の声明を出した。

同月二十七日　全国大学教授連合が法案反対の声明を出した。

三月一日　衆議院文部委員会で法案の審議が開始された。

同日　茨城大学文理学部教官有志が法案反対の声明を出した。
同月二日　日本教育学会が法案反対の声明を出した。
同月三日　文部省が偏向教育と称するものの具体例二十四件を衆議院文部委員会に提出した。
同日　信州大学文理学部教官一同が法案反対の声明を出した。
同月八日　日米相互防衛援助協定（ＭＳＡ協定）が調印された。
同月十日　大達文相が衆議院で自分がかつて戦争に協力したことはなんらやましくないと言明した。
同日　東京大学教養学部教官有志が法案反対の声明を出した。
同月十四日　日教組が全国一斉に振替授業闘争を行つた。
同月十八日　東京大学教育学部教官有志が法案反対の要望書提出を議決した。
（諸大学教官の法案反対の声明や意見書は、以上に挙げたものの外に、東京大学社会科学研究所をはじめさらに多数を数えるが今は手許に資料のあるもののみを記載した）
四月二十日　衆議院で大達文相不信任案が上程されたが、否決された。
同月二十六日　法案が衆議院を通過した。
同月三十一日　法案反対の全国的署名運動により、署名者四百三十八万に達した。
四月十二日　大学教員有志代表が反対声明を参議院諸政党に伝達した。
五月一日　ＭＳＡ協定が発効した。
同月三日　かねて偏向教育を行つていると目せられた京都旭丘中学校の三教員が懲戒免職となつた。
同月九日　国会の会期が二十二日まで延長された。
同月十四日　参議院では反対運動のはげしいのにかんがみ法案の条文を修正の上これを可決し、衆議院に廻附した。
同月二十三日　国会の会期が三十一日まで延期された。
同月二十九日　参議院から廻附された法案が衆議院で可決成立した。
六月九日　教育二法の運用解釈に関する文部次官通達が発せられた。
同月十三日　教育二法が施行された。
七月一日　自衛隊が発足した。
十二月七日　吉田内閣が総辞職した。

第六節　尼崎製鋼の争議

日本鉄鋼業における八幡、富士、日本鋼管などいわゆる銑鋼一貫メーカーは、銑鉄・鋼材の供給を支柱としてそれぞれ自己の傘下に平炉メーカーや単独圧延メーカーをかかえ、一貫メーカーを頂点とする企業系列を形成してきた。最近、その系列の再編成と強化とが、不況の進行と兵器生産の再開によつて特に目立ち、中小鉄鋼企業における経営規模の縮少、全面的閉鎖が相次いで行われた。日本鉄鋼連盟の調べによると、一九五四年中に解雇された人員は一九社で、八四七六人に上り、尼崎製鋼と日本製鋼室蘭における労働者の人員整理反対闘争は、この年における鉄鋼労働運動のうちで最も激しく、そしてまた、その後に予想された合理化政策に対処すべき全労働者にとつても注目すべき争議であつた。
日本鉄鉱連盟の調べによる整理人員八四七六人（一九社、従業員合計四万一八九五人）の整理事由の主たるものは、生産計画縮少による定員減、若しくは会社再建の方途なく工場閉鎖のためで

ある。整理方法では希望退職によるもの三社、希望退職と指名解雇の併用五社、指名解雇六社、全員解雇に立ち至つたもの二社、不詳三社、整理に伴う組合の動向についてみると、会社の整理案を止むなしとして受諾し争議に至らなかつたもの一一社（東北電気製鉄、中央電気工業、日本ステンレス、東芝製鋼、日曹製鋼、日亜製鋼〔第一次〕、三菱製鋼、日本高周波、日本金属、新理研、日本鋳造）、ストライキを伴つたもの六社（住友金属、日本製鋼、尼崎製鋼、三機工業、日亜製鋼〔第二次〕、昭和特殊製鋼）、不明三社（栗本鉄工、山陽製鋼、日本鋼業）で、また人員整理と同時に賃金引下げを行つたところが三社あつた。

尼崎製鋼は、日本鉄鋼業が一般的な不況におそわれたなかで、一九五三年春のクヅ鉄大量思惑買の失敗、取引先商社の倒産による四億円に上る債権のコゲつきなどの事情に拍車をかけられ、その経営状態は著しく悪化していた。五三年一〇月から五四年三月までに約七億円の損失を出し、そのまま操業を続ければ毎月三千万円の赤字生産になる状態に追い込まれていたといわれる（一九五四・七・三〇、日本経済新聞）。一方、もともと一本の会社であつた尼崎製鉄と尼崎製鋼とは合併すべきことが予定されていた。しかし、甚しく業績に較差のついた両社ではことは簡単に進まない。

尼崎製鉄に対して主原料の硫酸滓を供給する同和鉱業は、尼鉄株を三割以上も握つているが、同和鉱業にしてみれば、みすみす負債過多で経営不振になやむ会社をあわてて引取る手もない、尼崎製鉄が身ぎれいになつた上で話をつけようというわけであつたろう。そこで会社は三月末、一五%の賃金引下げを含む再建案をつくり、三和・神戸両銀行に五億八千万円の協調融資を申入れるとともに、組合に通告した。

協約改訂と再建案の提示　これよりさき、組合側は三月六日に改訂新協約を締結していた。それは、

一、人事権については、同意であつたものを協議とする。

一、時間中の組合活動については、自由であり賃金保障されていたものを、時間中は機関活動のみに限定され、賃金保障はなくなり、従つて専従者一〇名が七名にへらされた。

一、尻抜けユニオンショップが押し通された。

という改悪された内容のもので、その際、井上会長はじめ会社側は「企業状態が悪化しているので、がまんしてもらいたい」が、「首切り、労働条件の引下げはしない」と言明した。

その後、鉄鋼労連の方針にしたがつて賃金引上げの職場討議に入つたが、後退した協約締結の影響は大きかつた。「協約でさえ企業不振を理由にのんだのだから、賃上げをやれば首切りを誘発し、それにトコトンまで闘うと会社はつぶれる。企業あつての組合だ」という意見が出て、賃上げ要求を出ししぶる空気が職場のうちにのこり、会社の不況宣伝に絶好の素地を与えていた。しかし、労組執行部の突出した闘いを全体の線まで引下げて戦列をひきなおすという考え方、赤字だから闘いをやめるという考え方があやまりであつたことを自己批判し、賃上げを決定した。そして、大衆に対する説得が不十分なために職場闘争委員会で否決されることもあつたが、三月二五日に至つて再度賃上げ方針を確認し、徹底的な職場討議を準備していた。

この時期に、協約締結の際の言明にもかかわらず、労働条件切下げを含む会社再建案が提示されたのである。四月七日の労資協議会で出された再建案の要旨は次の通りである。

（再建案要旨）

一、生産　1、鋼塊一六、〇〇〇屯　鋼材一三、〇〇〇屯

2、原単位　部留を良くする約二〇〇万円節減

3、補助材料の節約で　約三〇〇万円節減
二、原料　1、屑鉄　平均単価一、〇〇〇円引下げ
約一、〇〇〇万円節減
2、銑鉄　単価一、〇〇〇円引下げ
約一、三〇〇万円節減
三、労務計画
㈠、職員の整理行わず。
㈡、労務費支出約一、五〇〇万円節減
1、四月以降一年間昇給停止
2、四月以降一年間臨時給与は一切支給しない
3、職員の賃金を平均一五%減額する
三、全職場より各々五%の人員を生み出して新たに小形一交替を編成する。
倉庫部はトラック作業を廃止する（五%の上積み）
散髪所を廃止する（五%の上積み）
組合の補助金を廃止する（月五万円）
鋼塊一〇、〇〇〇屯、鋼材九、六〇〇屯の場合は日雇者（四百人）の整理を行う。

翌八日、執行部はこの再建案に反対の態度を打出したが、闘争態勢確立を背景とする交渉は一一対八で否決し、職場討議の末、四月九日全員大会を開催した。大会では一般投票によつて一〇二五対五〇六で「再建案をのまないこと」をきめ、さらに一〇四一対三七一で「スト権」を確立し、闘争組織大綱として最高闘争委員会、技術統制委員会、財政部、教宣部、渉外部、組織部、書記局を構成した。

そこで会社は一週間に及ぶ（さらに三日延長し一〇日間となつた）臨時休業と出荷部門の就業命令をもつて闘いをいどんできた。組合はこれに対し部分スト（出荷部門）をもつて対抗した。また、会社は一部職制、非組合員を通じて職場並びに社宅での組合内部攪乱のデマを流し、一方では文書戦に出て来た。こうした状態の中で第一次投票結果に疑義があるとの攪乱工作を粉砕して、「基本方針（首切り、賃下げ、労働条件切下げ反対）を堅持し、再建案を拒否し作業再開を闘つてゆく」ことを再度確認する第二次一般投票を四月一六日に行つた。その結果九〇一対六八七で基本方針通り進むことを決定し、長期戦に備えて部内体制の強化をはかるため一局五部の専門部に拡充し、組合を大隊編成にした。編成表は別表の通りである。

賃下げ再建案の徹回と人員整理発表　会社側は四月一九日の団体交渉において、賃下げ再建案を徹回して、「二〇日より業務再開と同時に人員整理案について組合と審議する」と発表した。組合側はあくまで基本方針を堅持して屈せず、会社側の二二、二三日工場閉鎖申入に対しては全面ストライキをもつて応じた。

一方、尼鋼支援のため関西地協傘下組合による対策委員会が結成され、また四月二七日東京で開催された鉄鋼労連第六回定期大会は「尼鋼争議支援に関する決議」を万場一致で採択、一人二〇円の第一次カンパを含む支援対策を決定した。この頃、組合は「尼鋼の現状と今後の方向について」大衆殊に家庭の主婦達に次のように訴えた。

（尼鋼の現状と今後の再建方向について）

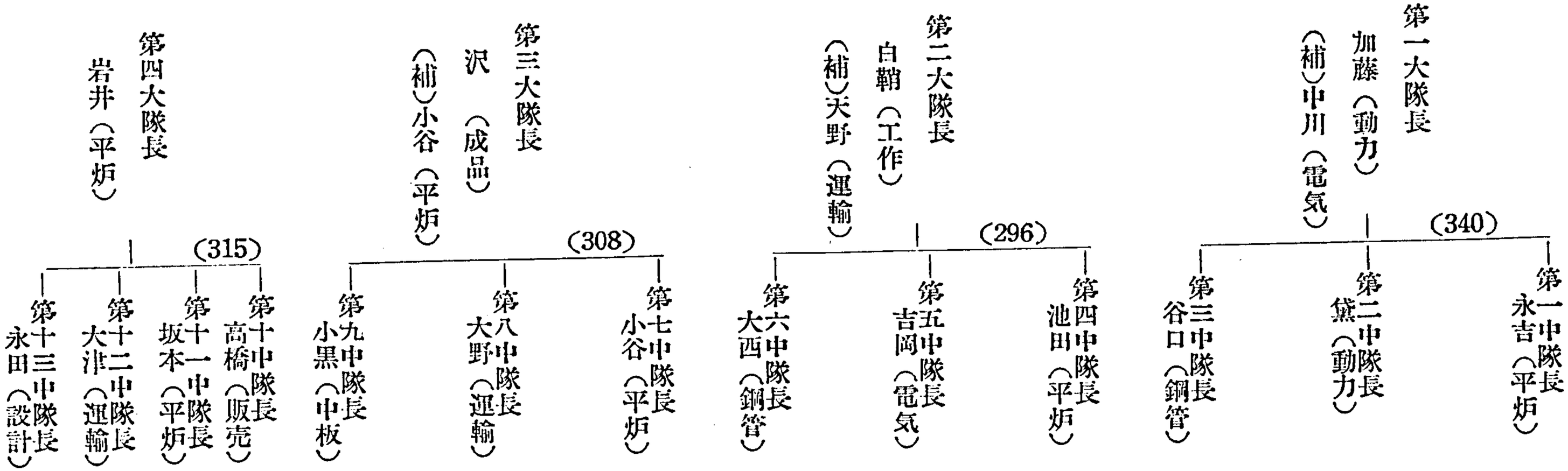
協約改悪後、賃下げを持出し組合の拒否にあうや、首切りにすりかえて井上会長の経営方針を予定の通りに次々に手を打つています。組合はこの攻撃を尼鉄との合併を行うための準備段階であると断定すると共に「企業の赤字」を宣伝しながら尼鉄並の労働条件を押しつけることにより井上会長は目的を達しようとしてい

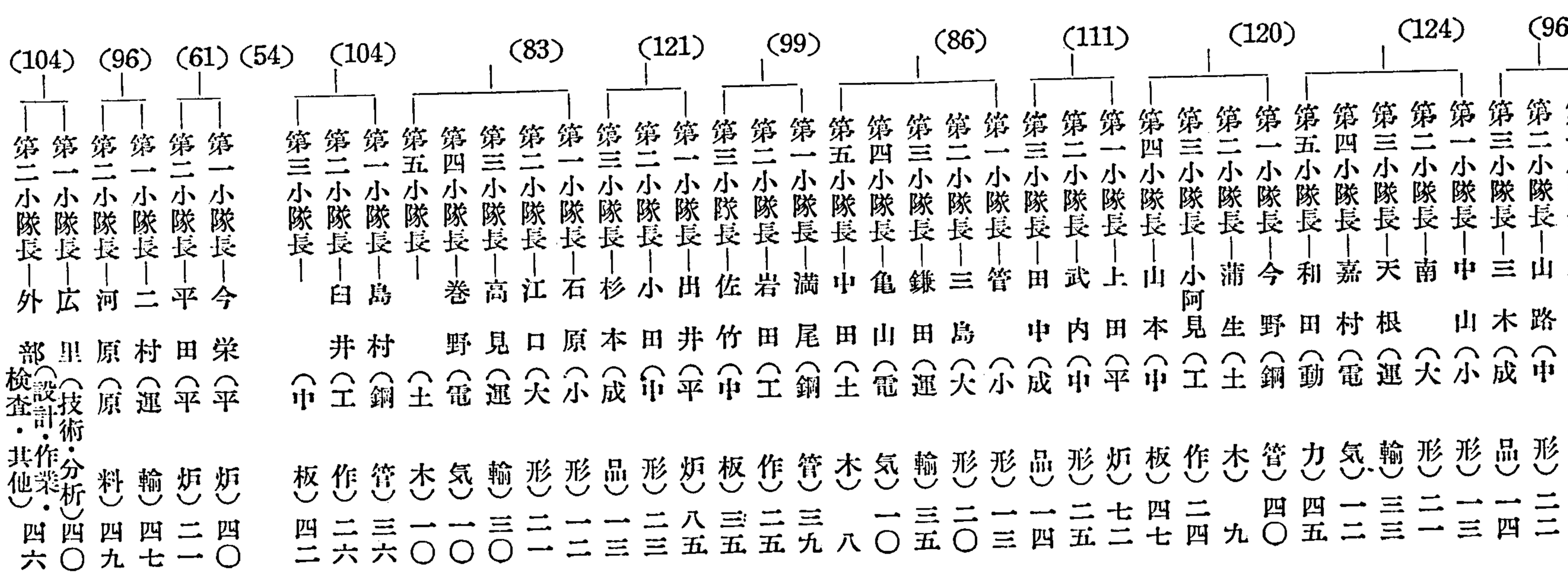
組織部編成表

部長 平坂　副 藤井

- 附 福井
- 指揮班：今村 伊藤 元谷 古垣 竹村 長
- オルグ班：平林 副水 菊長
- 婦人部：山崎 高寄 川端 宮崎 森永
- 青行隊：桐井 田尻 副藤 斎長
- 大隊長：(一)加藤 (二)白鞘 (三)沢小谷 (四)岩井永田 天野 中川
- 本部オルグ：中川(成品) 宝園(動力) 板倉(中板) 平野(中板) 大西(大形) 尾崎(運輸) 大津(鋼管) 増井(平炉) 横田(土木) 山本(中板)
- 小隊長：(一)井筒 福島 (二)西田 仮谷 (三)東野 中西 (四)上月 山口
- 中隊長：(一)永吉(平炉) (二)黛(動力) (三)谷口(鋼管) (四)池田(平炉) (五)吉岡(電気) (六)大西(鋼管) (七)小谷(平炉) (八)大野(運輸) (九)小黒(中板) (十)高橋(販売) (十一)坂元(平炉) (十二)大津(運輸) (十三)永田(設計)
- 職場オルグ
- 各隊員
- 各小隊長
- 職場
- 職場

組織部付
- 婦人部：東村岡
- 青行隊：上松 白根


第一大隊長
加藤（動力）
（補）中川（電気）
（340）
第一中隊長 永吉（平炉）
第二中隊長 黛（動力）
第三中隊長 谷口（鋼管）
第二大隊長
白鞘（工作）
（補）天野（運輸）
（296）
第四中隊長 池田（平炉）
第五中隊長 吉岡（電気）
第六中隊長 大西（鋼管）
第三大隊長
沢（成品）
（補）小谷（平炉）
（308）
第七中隊長 小谷（平炉）
第八中隊長 大野（運輸）
第九中隊長 小黒（中板）
第四大隊長
岩井（平炉）
（315）
第十三中隊長 永田（設計）
第十二中隊長 大津（運輸）
第十一中隊長 坂本（平炉）
第十中隊長 高橋（販売）


（96）
第一小隊長—松之内（平炉）六〇
第二小隊長—山路（中形）二三
第三小隊長—三木（成品）一四
（124）
第一小隊長—中山（小形）一三
第二小隊長—南（大形）二一
第三小隊長—天根（運輸）三三
第四小隊長—嘉村（電気）一二
第五小隊長—和田（動力）四五
（120）
第一小隊長—今野（鋼管）四〇
第二小隊長—蒲生（土木）九
第三小隊長—小阿見（工作）二四
第四小隊長—山本（中板）四七
（111）
第一小隊長—上田（平炉）七二
第二小隊長—武内（中形）二五
第三小隊長—田中（成品）一四
（86）
第一小隊長—管（小形）一三
第二小隊長—三島（大形）二〇
第三小隊長—鎌田（運輸）三五
第四小隊長—亀山（電気）一〇
第五小隊長—中田（土木）八
（99）
第一小隊長—満尾（鋼管）三九
第二小隊長—岩田（工作）二五
第三小隊長—佐竹（中板）三五
（121）
第一小隊長—出井（平炉）八五
第二小隊長—小田（中形）二三
第三小隊長—杉本（成品）一三
（83）
第一小隊長—石原（小形）一二
第二小隊長—江口（大形）二一
第三小隊長—高見（運輸）三〇
第四小隊長—巻野（電気）一〇
第五小隊長—
（54）
（104）
第一小隊長—島村（鋼管）三六
第二小隊長—臼井（工作）二六
第三小隊長—（中板）四二
（96）
第二小隊長—河原（原料）四九
第一小隊長—広里（技術・分析）四〇
（104）
第一小隊長—今栄（平炉）四〇
第二小隊長—平田（平炉）二一
第一小隊長—二村（運輸）四七
第二小隊長—外部（設計・作業・検査・其他）四六

ます。組合はすでに尼鋼の再建方向が生産体制では完全に一貫体制を整えており、営業、経理等の経営方針についても不離一体であることを見破っています。このため「尼鋼の赤字」と「尼鉄の黒字」の双方を操つり、銀行から融資を受けようとしています。尼鉄との合併は既定方針であり、労働条件切下げを阻止しながらすぐに尼鉄と合併するにことにより、逆に尼鉄の労働条件を尼鋼並に引上げる闘争こそ今後の闘いを勝利さすことが出来ると確信しています。御家庭の皆さんにも尼鋼の現状を充分考えて頂いて組合の団結を固めて、首切り賃下げを粉砕される闘いに御協力されんこと御願いします。

一、尼鉄と尼鋼は一体だから絶対につぶれない。

井上会長が「尼鋼と尼鉄の利害は一つです」と云っています。尼鉄は尼鋼に銑鉄を売つて昨年下半期だけで一億六千万円も儲けています。尼鋼は混銑炉を作り、平炉は尼鉄の熔銑を使うように作られており、尼鉄は尼鋼以外に銑鉄を売ることは出来ません。それは合併前の小倉製鋼と住友金属の関係も同じ状態です。

過去二年間のうちに、日本鉄鋼業の会社間の連繋が一貫メーカーを中心にして（八幡、富士、鋼管の三大系列に従属する平炉圧延の中小会社）がはつきりと整理されてしまいました。尼鋼は尼鉄と手をつないで一貫メーカーの仲間入をしたのです。尼鉄は尼鋼に銑鉄を売らないと高炉を休業さすことになるのです。

八幡や富士が平炉メーカーをがつちりと系列下に従えているので、月々一万トン前後の銑鉄はどうしても尼鋼に売らないと立つてゆけないのです。だから尼鉄は絶対に尼鋼なしに生きてゆけないのです。今度の賃下げ、首切りは尼鉄と尼鋼を合併して、銑鋼一貫体制を整えてたつぷり儲けるために考えたことで、労働強化を押つけ、組合活動をぶつつぶし、労働者の権利と生活をずたずたにしようとするのです。

二、銀行は尼鋼は潰せない

尼鉄と尼鋼に関係の深い銀行は三和、神戸銀行です。三和は短期資金だけを見ても尼鉄へ一億三千万円、神戸は六千万円を貸し尼鋼にも両方で一億七千万円を貸付けています。銀行は融資のこげつきを防ぐため井上会長を昨年の七月に尼鋼に入れました。井上会長は絶対に尼鋼を止めない。「井上」が止めると尼鋼がつぶれると云つています。このため再建案と銘を打つて賃下げ、首切りを持出してきたのです。

小廻りのきく小形工場の作業を再建案にもりこんで、儲けを増やす計画も組んでいるのです。

三、尼鋼の設備は多品目生産がやれる

尼鋼は熔銑を使い酸素製鋼設備のある会社は、鋼管川崎、大阪製鋼、住友金属、川鉄葦合、神鋼、尼鋼だけです。

次に尼鋼は小形棒鋼、中形型鋼、大形型鋼、中厚鋼板、鋼管の五種類の圧延工場をもつています。これは市況の変動に応ずる柔軟性をもつという点が、薄板や帯鋼だけに頼る会社よりはるかに強固な企業と云えます。昨年十二月の生産高が全国生産高にしめる割合は、大形鋼材を全国第二位、中形鋼材―第五位、中板―第六位という実績にあります。従つて銑鉄の配合率を六〇％にしても、良塊歩留を九〇％にして、圧延用鋼材の平均歩留りを七〇％にすると、月間鋼材一万五百トンを確保することが出来ます。月産一万トン以上の鋼材生産がやれている会社は、八幡、富士、鋼管、川鉄、住友、神鋼の六大メーカー以外には尼鋼だけです（二

八年十二月実績）そして比較的競争の少い品種を多角経営できることは尼鋼の有利な特長なのです。

三利、神戸の銀行は、尼鋼と尼鉄を一体と考え、一貫メーカーの有望性と将来を評価して、融資をしています。更に昨年七月の救済融資にも中心になり、経理担当重役（山本）まで派遣して井上会長を応援しています。「再建案をのまないと銀行が融資をせぬ、会社はつぶれる」というのは、銀行が会社をしぼり、会社は組合に賃下げ、首切で恐迫しているのです。

四、団結して闘えば必ず勝てる

井上会長は、会社の金で尼鉄労組へは組合事務所を増築しています。労働組合が無権利、無活動であればこのように援助するのです。労働者が生活を守り、高める要求をせずに会社の云いなりになれば面白いほどボロ儲けが出来るので、三利、神戸銀行や、同利鉱業の気に入るように尼鋼の組合員の権利をウバイ、低い賃金でしぼりとろうとしています。そして日経連という経営者の団体の唱える「賃金ストップ、昇給停止、一年間労資休戦」を狙つて全国にさきがけてテストケースとして実行しようとするのです。このため全国の資本家は井上会長を全力をあげて応援しています。だからこそ総評事務局長が尼鋼の組合員に激励を行い、総評機関紙で大宣伝をしています。私達の闘いが生活を守り、権利を高める闘いとして全国の労働者から注目される原因なのです。吉田内閣の戦争政策は、何にも知らない国民に水爆マグロを喰わせたり、低賃金や、重税で黙つていたら骨のずいまでしやぶられるのです。私達は「会社がつぶれる」と云うデタラメなデマ宣伝を叩きつぶして、安心して働ける明るい尼鋼建設のため、賃下げ、首切り反対の闘いに家庭の中から立上つて行きましよう。

四月二十二日

尼崎製鋼労働組合
家庭対策部

その後、会社側は団交を一方的に打切り、工場閉鎖を再度強行し、五月四日に至つて一方的な個人通告を行つてきた。そこで組合は七日午前九時より首切り反対総ケッキ大会を開催し、首切り徹回のため最後まで闘う決意を再確認し、会社の「団交拒否」を不当労働行為として地労委に提訴する一方、市会、県会へ働きかけ地域的職場交流の強化をはかつた。二二日には尼崎市灘波小学校において鉄連関西地協・尼総評主催の「尼鋼支援、賃上獲得、生活防衛決起大会」が開催され、二六日には衆議院労働委員会で本争議がとりあげられ、安西副委員長が参考人として出席し、二八日には平坂中央執行委員が出席して陳述し、政治的問題として解決する方向への努力もなされた。

不渡手形の発生と争議の終結　六月二日会社側より「不渡手形」を出すに至つたとの通告をうけて、組合内の動揺が深まつていつた。そこで本争議全般の斡旋を兵庫地労委に提訴することによつて事態の拾収をはかつたが、その過程において「三八一名の解雇を承認し、残りの運命を会社の善意にまかすべきである」との意見が強くなり、六月二五日の全員大会における一般投票の結果、七六九対五二二で、三八一人の解雇承認が決定された。そこで、組合は二七日、闘委において爾後の基本方針を「一四〇〇名による生産再開」と決定し、二八日の職闘にはかり、直ちに団体交渉をもつたところ、会社側は「一、ロックアウトを解除し、当分の間（二週間以上に及ぶことはない）臨時休業（六割保証）を行う、二、現状では尼鋼としての再建は不可能であり、結局は尼鉄への委託経営か賃貸しとなる、三、何れにしてもそれらは、債権者会議に委ねられるものであり、生産再開は早くても二カ月後になるだろう、四、この様

な段階では労資の協力体制が大きなウエイトを持つので自重して協力してほしい。」と回答した。ついで三日の団交で、㈠全員解雇以外にはない、㈡再採用は保証できない　㈢退職金については二、三日中に見透しがつくと思う　㈣保安要員は臨時雇として採用する旨の前回団交に対する附加説明を行つた。組合は全員解雇止むなしとの見解の下に、㈠退職金の即時全額支払　㈡何らかの形でプラス・アルファを附加せよ　㈢一、四〇〇名中より再採用せよ　㈣再建プランを明示せよ　との四項目にわたる要求を決定し、会社に提出した。

一方、この日まで円卓会議、労資双方よりの事情聴取等を続けていた地方委は七月一日夜半、斡旋案として

一、解雇者に対しては遅滞なく労働基準法規定の予告手当を支給すること。

二、退職金は現行退職金規定により、全額を即時支給すること。

但し全額支給困難なる場合には支払時期について双方協議決定し、会社は右支払を保証する方法を講ずること。

三、操業再開の場合には組合の意思を尊重して、解雇者に優先雇用の機会があたえられるよう斡旋する。

を提示し、労資双方もち帰り審議することとなつた。闘委はこの地労委斡旋案は具体的には、三〇日闘委決定の四項目になるとの見解に立つて、団交において四項目の要求に対する会社の具体的態度を明らかにすることを決め、二日の団交に臨んだ。会社側は、

一、退職金は規定通り全額支払うが、金がないので製品を売つて支払う。保証の意味で製品の譲渡証書を作成する

二、プラス・アルファについては、現況からして出せない

三、再雇用については権限がないので保証できないが、できるだけ斡旋したい

四、再建プランについて発表する権限がない

五、全員解雇は七月五日となる

六、臨休補償及保安要員の給料日五日、予告手当はその後一週間以内に支払う

と回答した。闘委は、㈠全員解雇の承認、㈡譲渡証書の作成を決定、更に爾後処置として、

一、全員解雇受諾を決めた日をもつて、尼鋼労組を解散する。現在組合がもつている債権債務を尼崎製鋼労働組合残務整理委員会に移行し、残務整理委員会の規約規定は、原則として現行規約に準応しうるものを準応す。

退職金の現金化を完了した時に、残務整理委員会を解散する。なお、組合会計の精算はその時までに行う

二、現闘委の構成人員で、残務整理委員会の執行委員を構成し、決定機関は職場代表者会議とする

を決め、三日の職闘にはかり、四日「会社提案を呑むか、否か」で一般投票に附した。かくて開票の結果、総投票数一一九〇中、九三六をもつて会社提案を受諾することとなり、五日、全員の闘争終結・組合解散大会を挙行、四月から三カ月有余、ストライキ七七日に及ぶ闘争に終止符をうつたのである。

総評大会における「尼鋼闘争報告」　尼鋼争議は会社の倒産、労組の解散という労使相打ちの悲惨な結果に終つたが、組合の全力をあげて闘い抜いた尼鋼労組の力は、戦後八カ年間に培つて来たその成果の結実であつた。終戦後月給制度をかちとり、身分制度、職工の区分を撤廃させ、男女同一賃金を獲得し、改訂前の模範的協約を守りつづけ、定員闘争で人員を闘いとり、総額一五〇〇万円（一人当り約一万円）の闘争資金をつみたてていた尼鋼労組であつたからこそ、そしてまたその闘争を指導してきた指導部をもつていたから

こそ、苦しい条件のもとでなお七七日を闘い続けることができたのである。それだけに本闘争は貴重な体験を含み、多くの問題点を提起した。一九五四年六月の総評大会における平坂代議員の「尼鋼闘争報告」はその意味で聴衆に多くの感銘を与えた。

（総評大会における「尼鋼闘争報告」要旨）

最大のショックは不渡手形

私は闘いの中で迷つた問題についてのみお話したい。闘争中大きなショックをうけたことは、六月一日に不渡り手形がだされたときのことです。経営者に交渉の席上、〝経営の実権は私にはありません〟といわれたとき、実際のことをいつてビックリした。そしてそれは今後どうなるのだろうかというおどろきに変り、どうしなくてはならないかというういかりに変つた。私たちの闘いはこの時からどう対処していくかということがわからず、実際十分対処できなくなつてしまつた。闘争のはじめからこの問題がだされることがわかつていながら対処できず、はじめからよく考えていたらこんな有様にはならなかつた。でるのがわかつていながら「それは敵の戦術だろう」としか考えず、それを克明に堀下げ、意志を統一して全組合員にその敵の本質的なものを知らせる努力をすることに欠けていた。そのため資本家側はこの私たちの弱点を利用して猛烈な内部カクランをはじめ、二十種から三十種におよぶビラが非組合員の職制を通じて、特定幹部を非難し、三八一名の首切り通告された者との区別をし、闘争意欲をなくすため入れられた。

わからなくなつた闘いの相手

このため職場では闘う相手がわからなくなつてしまつたし、三八一名の人の中にはそう思いこんでしまう人さえでてきた。この会社側のやり方は最初からインチキきわまるものであり、こういうやり方で私たちを追つぱらい、会社のいうことを聞く者だけをもう一度雇い、もつと安い給料で使おうとする方針であつて、このことは私たちにはよくわかつていたのですが組合員一人一人によくわからせることが不十分であつたのです。私たちは企業を再開させ、敵を武装解除させるという強力な意見を出したが聞いてもらえず、何でもいいから早くやめたい。私だけでもいいから採用してくれという人がでてきて、ついに敵の軍門に下つてしまつた。

最後まで変らなかつた五〇〇人

私はこの時期における組合内部の力関係がどういう状態かを申上げる必要があると思います。首切りを呑んだ時の投票は約七〇〇名の被解雇者が加わつて〇対五〇〇でした。この票数は大体三〇〇対七〇〇の票で突入したのです。私たちがもつとハッキリした闘いの本質を組合員に訴えていたら、もつと力はあつたと思うが、いえることは先の票決にみられるように敵の力は一人もふえていなかつたということであります。結果的には敵の思うツボにはまつたとはいえるが闘つた人は最後までフラフラしていなかつた。

平和経済への自覚が不十分

このような情勢の中で組合を解散したが、再開するときの体裁をつけるためだという意見は当つていない。敵は九月か十月を目途に再開を目指しているが、私たちがいままでの闘争でもう一歩を突込んで再開をかちとる力をつけておけば、決して全員解雇などはやれなかつたと思う。一人々々が頭を下げて再開してもらおうと考えたか？　いやそうではない、どうしてそんなことになつたかといえばやはり七十七日間の闘争で、五〇〇人もしつかり残つていたのに現在加えられているデフレ経済から軍事経済へ向う

敵の政策に対決し、平和経済の転換をかちとるという、ハッキリとした自覚とその方向をもつておらず、企業のカラを打ち破る闘いの本質は職場の闘いの中からであることを忘れていたからだつた。

危機に対してどうすればよいかを知らず、尼鉄と合併すればなんとかやつていけるだろうという考えすらあつた。だからこそまだ闘志の盛んなときに〝会社も組合も共倒れにならないか〟という質問にも十分答えられずにいたのでした。そうして闘争に入る前改訂された労働協約で人事権はとられ、首を切られるという心配はありながらも闘いを進め、その中で闘いに勝つことによつて尼カ崎市もよくなり平和経済もかちとれるとはいいながらも、不十分であつた。

やはり日本の産業の市場はせばまり、鉄鋼市場は独占三社で独占集中され、中小企業の生きる道がなくなつたというとき、尼鋼は日中貿易、平和産業の方向にむかえばよかつたのに企業内問題に終始し金融資本の直接指示で首切りという方向に向けられてきた。つまり日本の軍事化で平和の基礎が堀りくずされている中でハッキリでてきている金融資本の支配ということがのみこみえなかつたことが大きな欠陥だつたと思います。

不足した商人への指導

このような欠陥はあるにしても、私達の闘いは大きな政治的性格をもつていたからこそ、全国の問題として広がり、鉄鋼労連大会でカンパがきめられ、尼ケ崎区メーデーには五万の参加者が一円カンパで支援してくれたのだと信じています。それは尼崎市民の米一握りカンパ運動となり、商人は品物の掛売り、割引き売り、尼鋼協力店までしてくれたのだ。ハッキリいえることは、デフレ予算にしばられ、不景気風が商売人にまでふきかかり、尼鋼がつぶれれば商売がなりたたずは〝首切るな〟〝商売まもれ〟と応援も私は考える。これは八百屋も魚屋にいたる言葉となつていた。しかし私たちの指導

それは市役所へ税金の滞納をやらせろかけたが、尼鋼労働者は首切反対の闘争だつた。町の人々は要求が山ほどあつたはずだ。商人や市民と一緒にたち上り、指導的な見通しをもつてる条件があつたのに勝てず、全国に拡げの中で尼鋼の下請労働者が立ち上り、やれたし、首切り反対を闘う林銀印刷労との共同行動をとることができ、大きな通じて平和経済への転換を一歩突込んでたとき打出しえなかつたことを深くお

尊重しなかつた一人一人の意志

尼鋼の闘いで一つ欠けてた点は、職場から積み上げることの不足していたことです。執行部から指示や指令はでたし、それが忠実にやられてはた場合、非常に分裂をやられひどかつたの旗を守つて闘つている圧延労働者はどとをいつてきても、職場で〝オレがここ強い闘志と規律が下から起つてくるようる。そのためにこそ尼鋼では不渡り手形圧のチョーリョーを許してしまつた。

闘争の中で下から一人一人の自発的意いくことこそ大切である。

いけなかつた職制組合員への気がね

このことと第二組合ができなかつたことは関係があると思う。私たちは第二組合ができるのは困ると思い、あたりさわりのないように、反対者や資本家に口実を与えないように、職制には大いに気兼ねして闘争をすすめてきた。会社につながつている人でも表面的にはおだやかで、職場大衆はおさえられていてもそれをいいきれず、そこへ執行部が行けば職制はスルリと逃げ、組合員だけになると職制になる。これを私たちは、敵の「ナマズ戦術だ」とよんでいるが、これは組合が一つにまとまつていても、第二組合と同じであり最後的にはやられてしまい、ハッキリした敵の分裂支配の一つの形式だと思う。だからこそ尼鋼の最終的段階で戦術の発展を考えねばならぬとき、ちつとも闘えなかつた。そして口では市長までまきこんで平和経済を闘いとるんだといつていても、このことは今後の問題として提起したい。

ほんとの共闘とは？

私たちの闘いの中で突当つた問題は、金融資本、独占資本のやり方であり、この敵の支配をのりこえていく戦術は強固な戦線統一が必要であるということだ。

私たち他工場労働者に〝おれとお前と同じだ。一緒にやろう〟といいながら〝あまりやつたら尼鋼みたいにならぬか〟〝もう少しまつてくれ〟という。一体これで共闘といえるでしようか。共闘とはメッセージをよむとか、カンパをすることだけではない。

主婦たちは借家人組合でガンバッている

ある人はいいます〝組合が解散したのに会社が解散しないのはおかしい〟と。しかし私はまだ首切り通告を呑んでないし多くの人々でもそうです。組合を解散し残務整理委員会も三〇〇万の金をもつており、いまだに執行部もあり職場大会もある。この闘いのなかで育つてきた主婦会も前より強力になつているし、社宅をとられちや困るといつて借家人組合をつくつて組織はのびている。

煙突から煙がでるまで闘う

何故か、それは尼鋼の生産を再開するのは俺たちであり、俺たちこそ、そこの主人公だからだ。今後私達は何をしなくてはならないか？　会社をつぶしたのは組合じやない。二十億までのし上つた資本家がどうして会社をつぶせるものか。敵は労働者の力によつて工場閉鎖という戦術転換を余儀なくさせている。これに私たちはだまされない、煙突から煙がでるようになるまで私たちは闘いぬく決心でいます。みなさんの御支援をねがう次第でありま す。

第七節　日鋼室蘭の争議

日本製鋼室蘭製作所は、明治四十年十一月、北海道炭鉱汽船とイギリスのアームストロング、ヴイツカースとの三社合弁で設立されて以来、三井財閥の支配する日本最大の民間兵器工場として海軍監督のもとに大型砲の砲身や艦艇用厚鋼板を一手に生産してきた。大正三年、友愛会室蘭支部が結成された直後に最初の労働争議がおこつたが、当時の所長は海軍大将山本権兵衛の腹心である海軍中将山内満寿であつた。この大正三年につづいて大正六年にも友愛会の指導のもとに労働争議がおこり、労働者は松岡駒吉等の指導をのりこえてストライキをおこない、また、第一次世界大戦後、友愛会室蘭支部解散後の大正八年にも、八時間労働制、給料三割増額その他を要求してストライキをおこない、給料二割五分、手当十銭増額をたたかいとつた。その後、労働者は、会社が第二次世界大戦で莫大な利潤をあげるようになつても、低賃金で黙々と働き、代々その子供を同じ日鋼で働かせてきた。

しかも敗戦と同時に日鋼経営者は、室蘭製作所の一万七〇〇〇名におよぶ労働者を三七〇〇名に減らしたが、労働者は、それでも会社がつぶれるときかされて、コスト切下げのために自ら石炭掘りまでやりながら、鍋、釜から炭車、船材、発電機用タービン、船舶・機関車用シャフト、炭鉱用カッペなどにいたる生産目標をきめて働いたが、賃金は上らず、賃金遅欠配に苦しめられたことも少くなかった。その後、日鋼経営者は、朝鮮戦争勃発とヴェトナム戦争でようやく活気づき、すでにいちはやく広島、武蔵、赤羽の各製作所をアメリカ軍のPD工場としたが、室蘭でも、一九五一年にアメリカの「新特需」をあてこんでいよいよ兵器生産にのりだしてきた。このころからめだつて職制の圧迫が強まり、タイム・カードや残業などで労働者の労働強化がさらにひどくなつてきたが、会社と労働組合の御用幹部は「不況になつてもめいわくはかけぬ」といつてなだめてきた。ところが朝鮮休戦とヴェトナム休戦で鉄鋼部門に恐慌が深まつてくると、MSA援助のもとで、アメリカが室蘭製作所に目をつけてPD工場にすることをきめ、五ヵ年間「採算のとれる経営プラン」の提出を求めてきた。そこで三井銀行と結合する日鋼経営者は三月決算で五億七〇〇〇万円の「政策的赤字」を出して九七六名（うち室蘭だけで九一五名）の大量解雇による合理化案を労働者に強制してきたのである。

このような大量解雇にたいして日鋼室蘭の労働者は会社や組合の御用幹部に「裏切られた」という感じで反対闘争にたちあがつたのである。しかもこの反対闘争が「家族ぐるみ」の闘いとしてもりあがつたのは、親子三代にわたる苦しみが憤りとなつて爆発したためであり、親子三代にわたつて働いてきたこの工場への愛着からでもあつた。しかも、日鋼、富士鉄の労働者とその家族が人口の過半数を占める室蘭で、中小工業も家内工業もなく、大正時代からのタンバ（積荷労働者）のアブレがめだつているかぎり、首を切られては生きていけるはずはなく、そこへ自衛隊の募集が来たために、労働者の怒りは一層はげしいものとなつた。こうして日鋼室蘭の争議は、日本全国の労働者や国民各層の広い支持と世界各国の労働者の激励によつて一九七日（最終的細目協定書の調印まで二二四日）にもおよぶ大争議に発展したのである。

しかしこの争議も何の準備もなしにもり上つたのではないし、闘争のなかで成長してきた青年労働者と主婦の力でささえられてきたことはとくに注意されねばならない。

次にこの争議の概要をのべる。

人員整理発表　一九五三年の末頃、日鋼室蘭に広島から数人の職員が配置転換されてきた。かれらは一九四九年、日鋼広島の首切り反対闘争に分裂策動をくわだてた者であり、日鋼室蘭の組合幹部はこの頃から日鋼経営者が首切りをくわだてていることを知つた。そこで組合は二月はじめ頃からすでに青年行動隊と主婦の会の組織化を計画していた。そして三月一九日、日本製鋼労働組合連合会第一〇回臨時大会で決定された平均三〇〇〇円賃上げ要求（現行月平均基準内賃金一万三〇〇〇円）にしたがつて、三月三〇日、日鋼室蘭第三〇回臨時大会で春季賃上げ闘争方針を確認し、四月一日、罷業権行使ならびにその指令権を日鋼労連に委譲する」一般投票を行い、三四七の投票中（棄権三九五）二九五二対三四一で、スト権を確立してから、闘争委員会が青年行動隊と主婦の会の組織化を正式に決定し、職場や社宅で組合の活動家が組織活動をすすめるようになつた。ところが会社は、組合の賃上げ要求にたいして、企業不振、他社と比較して低くないという理由をもつて回答を拒否し、その上、定期昇給を例年の約六%に対して約二%（実質月収二三〇円）にきりさげた。組合は残業、休日出勤を拒否し、二六日二四時間スト、

五月八日四八時間ストを行つて対抗した。ところが二四日の株主総会で五億七〇〇〇万円の赤字を計上した会社は、二九日の団交において、最悪の事態となるかも知れないと首切りを暗示した。そこで六月一一日、日鋼労連は第一一回臨時大会を開き、人員整理を必至とみて賃上げ闘争にきりかえることを決定した。一六日、会社は人員整理反対闘争を本社で、人員整理をふくむ企業合理化を団体交渉の議題とするとともに各製作所においてもその発表を行つた。その要旨は次のごとくである。

二十八年四月以来毎月二千万円前後の赤字をだしてきていたが、本年に入るや激増し四月には一億となつてきている。赤字の原因はデフレ政策のための不況から受注量と販売価格の下落したこと、金繰り面ではそのため莫大な収入不足となつて負債が増加し約五十億円の巨額となつてきていること等にあるが、将来といえど好転する材料はない。今日まで諸経費の節減を図つてきたが現状にあつては仕事量に相応する限度まで規模と人員の縮少をする他なく千余名の人員整理をふくむ根本的な企業合理化を左の通り実施する。

（組合員に関する人員整理実施要綱）

一、整理人員

室蘭製作所	九一五名
広島製作所	三二名
横浜製作所	二名
本店	二三名
大阪支店	四名
計	九七六名

二、整理基準

A　(一)満五十才以上の者（昭和二九年六月一五日現在）、但し業務上特に必要な者を除く

(二)私傷並に非故欠勤による休職中の者（昭和二九年六月一五日現在）

(三)私傷病欠勤引続き三カ月以上の者（昭和二九年六月一五日現在）

(四)同一世帯（同一生計単位）より二人以上当社に勤務している場合その内の一名を除く他の者、但し業務上必要な者を除く

(五)本人が退職しても他に収入源があつて生活に支障を来さないと認められる者、但し業務上必要な者を除く

(六)出勤状況不良の者、昭和二十八年五月十六日より昭和二十九年五月十五日までの間において、「私傷病欠勤日数」＋「事故欠勤日数」＋「無届欠勤日数」×3の日が七十五日以上の者

(七)業務成績著しく不良の者

1、業務不熱心の者

2、技術又は執務能力劣る者

(八)精神又は身体の障害により若くは病弱等のため業務に不適当と認められる者

(九)就業規則に違反する行為があつてその後改悛の情の認め難い者

その他経営の秩序を乱し、又乱さんとする言動のあつた者

B　前記各号によつても尚余剰人員あるときは業務成績低位の者よりこれを整理する

C　機構の簡素化、業務の縮小等合理化による剰員

三、整理条件

(一)　解雇予告手当

労基法に定める（第二十条）平均賃金の三十日分

(二)　退職手当

社員退職手当支給規定（会社都合）による金額

会社はこの要綱の説明と同時に、室蘭現地新聞に社長名、所長名で広告を行い、人員整理の必要な理由を宣伝した。団体交渉は中央において、六月一七日以来もたれたが、組合は二三日にはじめて総括的意見をのべた。すなわち「赤字解消のための合理化を行うことには全面的に賛意を表するが、人件費の節約即首切りには反対である。但し組合としては乏しきを分ち合うという立場に立つて、現在六割に達する基準外資金を規正して基準内のみの賃金として二交替制を三交替制、週休を完全に実施すれば、人件費の節約は勿論、首切りを行うことは不要である」と主張した。会社は短期間であるなら耐乏生活も行いうるかも知れぬが、長期の場合は不可能であり、むしろ会社は合理化後残留者の賃上げを考えているといつて、交渉は全面的な対立状態となつた。

そこで室蘭では労組が六月一九日、二六日と総決起大会を開き、これには主婦の会代表も会社側の入門拒否にあいながら数名参加したが、労働者のなかにはまだ自今たちの力で首切りをはねかえせるかどうか、確信をもてない者が少くなかつた。しかし二二日は、三井砂川労組から組織部長他一名が激励に来たのにつづいて、二八日二四時間ストの最中に、北三連（美唄、芦別、砂川）から事務局次長他三名が訪れ、前年三鉱連の一一三日にわたる闘いでかれらが首切りをはねかえした経験を語り、かれらの三日間にわたる活動で、「必ずはねかえせる」という確信が日鋼室蘭労働者のあいだによびおこされた。現地の闘争経過報告は、この北三連の活動について、「階級的連帯とはいえ日鋼労働者にとつて終生忘れえない感激であつた」と書いており、こうして三鉱連の闘争のときと同じ「去るも地獄、残るも地獄」というビラがはり出され、というスローガンのもとに労働者の闘争意慾は急速に昂揚したのである。

ところが会社は二九日、希望退職者の募集をおこなうと次のような申し入れをおこなつてきた。

（希望退職者に関する件）

〔記〕

一、退職願受付開始、昭和二十九年六月二十九日

二、退職日、退職願提出の翌日とする

三、退職日より一般被整理者の解雇日前日迄の基準内賃金相当額を特に支給する

四、退職手当、解雇予告手当、其の他一般の被整理者と同様とする

五、退職手当、解雇予告手当は原則として退職願提出の翌日支給する

六、失業保険は会社都合扱いとする

七、業務上必要な者の希望退職は許可しない

これに対し、室蘭、横浜両組合が三〇日に第二波二四時間スト、広島労組が七月一日に第三波二四時間ストを決行した。そこで、会社は七月三日、希望退職者には標準賃金一ヵ月分を餞別金として追加支給すること、社宅等については不自由をかけぬことを更に提案した。

こうして日鋼室蘭を除く他の組合は希望退職者が予定人員に達し、条件闘争に移る状態にあつた。室蘭労組だけは希望退職者に関する件を全面的に拒否したが、七月五日、会社は中央団体交渉打切りを宣言し、一方的に合理化を実施する旨通告してきた。そこで労組も「自衛の為断固闘う」ことを即時回答したのである。

指名解雇通告と就労闘争　七月七日、労組は東町社宅主婦連合会を結成して決起大会を開き、家族ぐるみの闘争体制を強化していたところ、翌八日、会社は早朝出勤時をねらつて解雇個人通告を配達してきた。しかし青年行動隊の活躍で個人通告は午前中に殆ど回収され、職場内の掲示も撤去された。

これより先、室蘭労組では、指名解雇必至ということから、連合会中闘に対し、移譲権限枠内における自主行動の承認方を再三、再四にわたつて要請したが拒否された。このために単独闘争を決意し、七月六日、中央闘争委員会で、連合会に委譲していたスト権を取戻し、単独闘争を行うことを四四対一四で決定し、更に一般投票を九日に行い三一四三対四〇一で現地室蘭労組にスト権を確立した。また、従来までの連合会一本の交渉権を現地室蘭労組に委任し、交渉の場も室蘭に移した。

かくて七月九日、組合は会社の一方的な解雇は認めないという基本方針にたち、入退時の主婦の激励の中で全組合員の完全就業を行い、一一四円（組合員基本給の二〇％九六円、組合として一〇％の四八円）を解雇通告をうけた者に保障した。しかも各職場では所属長が組合員に口頭で解雇を伝達し解雇通告をうけた者の就業を拒否したが、組合は組合員である係員、班長、班長補等、進行業務担当者に平常通りの作業を与え、被解雇通告者を区別しないように指示を与えた。会社はまたタイムカードを不押捺する組合の入場行為を生産管理であると決めつけたが、組合はあくまで完全就業を強行した。七月一五日、会社は完全就業を中止しない限り工場閉鎖を行う旨通告し、二一日に至つて実施した。しかし、労組はこれを突破して、平常通りの作業を行つた。

ロックアウト突破の状況は次の通りであつた。

「午前一時三〇分頃、突然車暴走のゴウ音を聞くと同時にヘッドライトの光ものものしく、トラック三台、小型三輪車二台、小型ハイヤーが何処へ何しに行くのか不明ではあつたが、厚板工場前より正門の方向へ進行するのを発見した。組合は争議期間中の工場安全等を常に考慮していたため、鍛錬工場前にて停止を命じたが止らず、青年行動隊を中心としてピケを張り、これを停止せしめたところ、車上（トラック）にはバリケードと思われるものと、更に七十数名の所属不明の労働者が乗車していたので如何なる仕事のために入構したかを尋ねたところ、会社の命によつてバリケード設置のための行動であることが判明したので、自衛対抗のため、これをあくまで話合いで解決すべく、その責任者を探したところ室蘭市御前水町に事務所をおく土建請負業千葉組社長千葉長利氏であることを確認したが、飲酒のため話にならず、また会社側幹部の中にも酒気を帯びて青年行動隊員に挑発的行為に出る者もあり、これがためたまたま姿を見せていた板垣事務部長、三瓶係長、土井弁護士に、酒気を帯びている者を構外に出すことを条件とし、これが聞入れられた場合バリケード設置について話合いをしたい旨申入れ、会社はこれに応諾した。この結果、午前二時より午前四時まで（数回の休憩を含む）交渉したが、会社は工場閉鎖の目的は、この事件の早期解決のためであり、経営者にも認められた唯一の手段で、法的にも認められていると工場閉鎖の正当性を主張、双方の話合いが成立しなかつた。

組合はこれが対抗策として、人夫を説得してバリケード設置を中止させようとも考えたが相手方が人夫であり、また中には前記のように多少酒気を帯びている者もあり、不祥事を懸念したため、工事妨害を差控えた（バリケード工事は土井弁護士の指揮によつて迅速に進められた）。しかし工事完了間近になつて、予て組合が通告した事でもあり、争議協定違反の事実および会社が通告した内容と相違するため之が撤去をなした。

この時の模様は、人夫がバリケード作業を概ね完了したと認められたのは午前五時二〇分頃であつて、この時刻から組合は、組合本部周辺からバリケード撤去作業を行つた。しこうして従前通り就労すべく会社が指示した管理人なる者の妨害を排除して入場した」（日本鉄鋼産業労働組合連合会編「日本製鋼室蘭労組首切反対闘争経過報告」一五五四年一〇月二日刊）。

一方、この人員整理に対する組合員家族、主婦達の憂いは組合員以上のもので、団結して反対闘争を支援すべく社宅主婦の会が結成されていたが、七月九日頃から毎朝夕出勤時退場時に会社正門、裏門で組合員を激励した。また、首切りはいたるところの反感をうけ、室蘭市議会では日鋼特別委員会をつくり首切り撤回と会社再建のため努力することを決議し（六月二三日）、北海道商工委員会も同様の態度をとり（同二四日）、六月二六日には北海道議会も鉄鋼産業の維持振興に関する意見書を決議して、首相はじめ各関係官庁へ陳情書を作成した。地元商店会も「首切るな、街が死ぬ」、「撤回せよ首切り」というビラを店頭にかかげて自発的協力をおしまず、赤旗、ハチ巻の寄贈を申し出た。

七月二七日、闘争委員会において、工事支部から条件交渉に入れという戦術転換の動議が突然提出された。しかし、二九日の闘争委員会で青年行動隊の応援するなかで、この動議は四〇対一九で否決され、各職場でも戦術転換論を主張する支部長が不信任されるなどされ、各職場でも戦術転換論を主張する支部長が不信任されるなどされた。八月に入つて、組合は総決起大会を開き団結の誇示と意気の昂揚をはかれば、共闘もまた各地で支援大会を開催し、東京でも八月二一日から三日間、総評、鉄鋼労連、日本鋼管の代表が日鋼本社にデモ、坐り込みを行つた。ところが八月一二日、事務系の第五支部がまたも戦術転換を決議し、会社側は二一日より社長も現地の団体交渉に出席、二四日には九〇〇名中、一一六名の解雇を撤回した次のごとき最終的修正案を提示した。

（最終的修正案）

第一、人員関係

解雇人員中組合員九〇〇名を七八四名に変更する。

内訳

一、生活協同組合貸付の六五名の解雇を取消し全員無給休職扱いとする。

二、公傷病による身体障害の甚だしき者八名の解雇を取消す。

三、整理基準第一、第三項「私傷病欠勤引続き三カ月以上の者」に該当した者であつて提案日八月二十四日現在私傷病により病臥中の者三十名の解雇を取消す。

四、整理基準第一、第二項の内「休職中の者」に該当する二名は除外する。

五、同一世帯（同一生計単位）から二名以上当社に勤務しその全員が解雇されたものの内十一名の解雇を取消す。

六、前各項の他、今回解雇された者の内十九名は即時雇い替えより会社の業務に従事せしめる。

第二、退職条件関係

被解雇者であつて本年七月八日付解雇を承認し依願退職を申出た者に対しては特に後記第一項乃至第五項に記載する退職条件を支給する。前記第六項記載の雇い替者についても同様の取扱いをする。その余の被解雇者に対しては後記第一項、第四項、第五項は適用しない。

一、餞別金、基準内賃金の一・三カ月分を支給する。

二、社宅、停年退職者の取扱いに準ずる。但し会社が指定した場合は指定の社宅に移転しなければならない。

三、七月八日付被解雇者及びその扶養家族が日鋼病院を利用した場合はその費用を会社に於て負担する。

四、帰郷旅費、調印後六カ月以内に帰郷又は就職のため転居する場合は左の通りとする。

(1) 家族持
室蘭より到着地迄の汽車汽船賃の三等実費支給（家族を含む）の他荷造代として金五千円也を併給する。

(2) 単身者
室蘭より到着地迄の汽車汽船賃三等実費支給の他金一千円也を併給する。

五、外註、下請関係に吸収予定人員

(1)、煉瓦製造	約一〇名	
(2)、電気関係（架線、修理）	約一〇名	
(3)、保線	約一〇名	
(4)、築炉、大工、土建、水道係	約三〇名	
(5)、印刷関係	約六名	
(6)、社宅修理関係	約四〇名	
(7)、構内各種下請作業	約六五名	
計	約一六六名	

尚、被解雇者の就職については就職相談部に於て出来るだけ就職し得るよう努力する。現在確実と思われる者は

(1)、東京方面某工場	五〇名
(2)、幌別方面	一四名　である。

第三、残留者に対する特別措置

一、一人平均金八千円也を生活資金として貸付ける。

二、七月九日以降同二十日に至る間については一人平均金五千円也を支払う。

三、七月二十一日以降会社の業務に従事した者に対しては規定の賃金を支払い第一項の貸付は行わない。

この修正案に接した執行委は、「闘争を終結し条件闘争に入る」ことを五対一で確認して修正案の受諾を決めたが、翌二五日の中央委においては、青行隊、主婦、組合員二千数百名にみまもられた約八時間の討議の末受諾は五四対七で否決された。こうして九月六日の全員大会は、組合員、主婦七千名をえる野外大集会となり首切り撤回の闘いが賛成二一五三対一一九一で確認された。

この間、八月三〇日に総評高野事務局長が現地を訪ねて激励し、闘争資金、生活対策等に万全の体制を準備し、内部体制強化のための職場討議が続けられ、執行委、中闘委を開くなど、あわただしい日々が続いた。すでに九月二日炭労臨時大会は、みずからの苦しい闘争資金の中から、日鋼の闘いはおれ達の闘いだと一、〇〇〇万円の融資、冬季の石炭の保証等をきめた。ところが地裁より立入禁止の仮処分が決定され、九月六日の全員大会で「何とかなる」と思つて猛烈なきりくずしをつづけた会社はいよいよ裁判所、官憲と結託して九日立入禁止の仮処分を執行した。これに対して組合は工場占拠を中止し居住闘争に切かえ、裁判所に対して第一波抗議デモを決行した。

第二組合の結成　こうした中で会社は保安要員に加えて決算業務という名目で事務部門関係など九二名をかりだし、第二組合の策動を行う動きが強くなり、同時に製品、半製品の積出しを強行せんとした。組合側は連日海上ピケによつてこの搬出を阻止しつづけ、九月一六日には会社の策動を完封するために保安要員総引上げを行い、線路に坐り込み、クレーンにぶらさがる等搬出拒否闘争がつづけられた。連日の出荷拒否闘争に遂に会社側は二〇日正午、積込を断念して神加丸船長も組合員を激励して出航したが、二二日に武装

警官五〇〇名によつて守られた日鋼埠頭に洞南丸が近ずきハシケ二隻によつて半製品積込みを強行し、一方警官隊との対峙に迫られた組合員の背後で第二組合の策動が行われはじめた。組合は「分裂策動を封ぜよ」と統制委員会が非常警戒態勢を示達した。しかし、翌二三日現書記長、生対部長、歴代の組合幹部が中心になつて第二組合（約七〇〇）が結成され、

一、会社最後回答たる一一六名の解雇撤回を再度提出せよ

一、生産を再開せよ

一、立ち上り資金五、〇〇〇円、貸付金七、〇〇〇円を出せ

という要求を決定したので、組合は直ちに前記主謀者一四名を除名処分に附した。二五日第二組合は前記要求をもつて団交を開くということを理由に武装警官に守られて工場に入らうとし、第一組合の応援にかけつけた炭労芦別の中川氏の重傷をはじめ双方数十名の負傷者を出すに至つた。第二組合は就労のために側門からの集団入場、船舶による海路入場、工場内籠域等の戦術をとり、両組合の反目は日毎に激しく、生活の基盤に食い込み、社宅街では主婦間のイザゴザ、子供の罵り合い、遊戯の具にまでなつた。第一組合は赤鉢巻を、第二組合青鉢巻をつかつたので赤組、青組といわれたが、それぞれに凡ゆる方法をとつた情宣闘争を展開した。第一組合はこの間の事情を次のように訴えている。

（声明書）

全国の労働者諸君！

日鋼室蘭の兄弟と家族は、不当首切撤回の為に、昼となく夜となく、百二十余日の血みどろの闘いを展開してきた。憎むべき三井独占資本は、ロックアウト立入禁止仮処分の決定、半製品の出荷、官憲の不当介入等で凡ゆる悪らつな手段を行使して闘う日鋼赤鉢巻の攪乱を企図し、九月二十三日には最後の切札である組合の分裂を指導して、遂に〝日鋼新労〟なる青鉢巻の集団をデッチ上げたのである。

然し現在（十月二十日）九〇〇名という青組集団（全従業員三九四〇名中、直接工は僅か二四一名が青組加入）の実態は、官憲のピケに守られて入構、十日余になるが、泊り込みで激しい疲労で事故が続発し、又僅かに電気炉（六トン）一機が動く程度のものでしかない。

熟練工の著しい不足は、他の職場を動かすことが出来ず、明らかな出血生産となり、吾が赤鉢巻に対するデモストレーションでしかない。この為に会社並びに、青組集団のあせりと動揺は覆いかくすことが出来ない。従つて日夜、同友会、大和党、全労会議等の暴力団に守られて職制は一名でも熟練工を獲得しようと狂奔しているが、固い赤鉢巻の結束の前に全くの徒労に終つている。

最早や青組の現在人員は減ることがあつても増えることが不可能な程動揺した事態に追込まれている。

吾が日鋼赤鉢巻の戦意はいささかも弱化していない。未曾有の強力且暖い共闘体制、就中、炭労、富士鉄、全道労協等の共闘支援は、延べ五万余名に達する実力行動の地域共闘体制が組まれ、日鋼兄弟宅にはオルグの集団泊込みを行う等の強力なものであり、闘う資金も一億余円の調達が実行されている。

日鋼赤鉢巻は小林組合長を先頭に、これらの力強い共闘支援を背景として〝指名解雇撤回、全員就労、生産の即時再開〟の闘う方針を厳に堅持し、中央、地方の強力な団体交渉で最大の打撃を加え、撤底的に三井独占資本を窮地に追込んでいる。斯様な状況から今次闘いの解決が接近しつつあることに、大きな自信を持つものである。

最近一部の新聞では『共闘委員会と執行部は内部対立を来して

いる』とか『日鋼赤鉢巻組合は希望退職を即時行うことを承諾した』とか、様々の御用的報道を行つているが、このことは日鋼赤鉢巻執行部、共同闘争委員会としては、甚だ遺憾なことであり、日鋼赤鉢巻の組織分断を企図するが如き報道に対しては断固たる決意を以つてのぞむものである。現段階においても、日鋼赤鉢巻の方針は『指名解雇白紙撤回、全員就労による即時生産の再開である』これが貫徹された後でこそ、会社組合双方が話合で希望退職も考慮されるという態度には、いささかも変更を行つていない。会社が半身不随の青組集団の結成に力を得て、首切りの基本方針をあくまで貫こうという現状では、あえて吾々が、戦術転換の必要等は全くあり得ないことである。

日鋼室蘭の赤ハチマキは日本労働運動史上未曾有の強力な階級的実力共闘の中で、あらゆる圧迫をはねのけて〝青組御用集団〟を孤立させ徴動だにしていない。益々結束を固めて敢然と力闘している。

全国の労働者兄弟諸君！

日鋼労働者と家族の血みどろの百二十余日の激闘はまさに勝利の旗に輝かんとしている。茲に日鋼室蘭の態度を鮮明にすると共に、最後的追込みの現状に当つて、更に一段の御協力を賜らんことを切望して声明とするものである。

一九五四年十月二十日

日鋼室蘭労働組合・日鋼首切り反対共闘委員会、総評、鉄鋼労連、鉄連道地協、富士鉄、全道労協、道炭労、北三連、室蘭地協

（偽装生産の限界、煙突の煙は真物か）

日鋼から六十八日ぶりであがつた煙突の煙は果して彼等がいうところの生産再開の煙であろうか―常に暖い支援と、冷静な判断のもとに日鋼闘争を見守つてきた善良な市民の皆さんに、私達第一組合員および、これを支援する総ての労働者が、再度市民の善意に対し工場を囲むバリケードの中で何が行われているかを訴えねばなりません。

工場の主人公を外に置いて生産再開出来るか

日鋼から煙のあがつた十月六日、それ以来、商業新聞は、あたかも、第二組合員の人達によつて、工場は相当活況を呈しているかの如く書きたてました。

十月九日付の民報は「中板工場も初製品、就業者増加し、構内漸く活況呈す」云々という記事から、市民の人達は、「もう第一組合は駄目だ、こうなつては勝目がない……」と心配して下さつたことでしょう。

しかし心配するほどでなかつたのです。第一組合はこの通り微動も団結の崩れをみせずにいます。少しも動揺しない。それは長い間、灼熱の炉前で、或は、火花散る圧延機の前で命がけで働いて来た現場労働者が炉手でスコップを持たない限り、圧延機の前で、エヤーハンドルを把らない限り決して日鋼の生産はできない、ということを知つているからです。

生産再開の実態を見て下さい

現場の主人公がいない生産は、売れるような商品など出るわけはない。出るのは、みせびらかしの音響と、煙だけである。圧延工場を例にとつても次のような実態です。

会社再建案による必要人員……一二五名

第二組合に属する現在人員……四四名

その内訳、事務員八名、係員四名、班員五名、班長補佐六名、現場作業員二一名、こんな二〇名内外の人員で何で圧延工場が動くでしょうか。特に日鋼のドル箱である厚板工場は修理中のまま

で、これを動かすには腕ききの造修工がいなくては絶対に稼動不可能なのです。

〃久方ぶりの鋼の湯〃として宣伝された熔鋼工場を例にとつても、会社再建案による必要人員……三五〇名、第二組合員に属する、現在人員……一二六名（そのうち組合活動―切崩し―をやつている者一〇名）

その内訳、事務員、係員二八名、班長一二名、班長補佐一〇名、現場作業員七六名、こんな実状です。機械工場も、鍛錬工場も、鋳造工場も、みんなこのような実態なのです。再建などとは思いもよらぬ寒々しい状態です。

生産が目的でなく、組合つぶしが目的の偽装生産

〃製品を作ることが第二である。要は機械を廻すか煙をあげる程度で充分である〃と某工場長が本音を吐いたように、結局切崩しを目的とした最底の手段だつたのです。現在あがつている煙や、工場内の音は、第二組合が出来て、ものの一週間も経たないうちに崩れると思い込んだ会社と、切崩してみせると約束した裏切幹部の最後のあがきの表象です。

流れ作業の工場は、どこか一つの職場が仕事にならないと、工場経営が成りたつてゆかないのです。

例えば平炉の炉前工がいても造塊工がいないと、米があつても鍋がないと同じように、どうすることも出来ないのです。

偽装生産は不当労働行為である

どうしても一日も早く工場全体を動かさなくてはならないさしせまつた理由は、第一に第十次計画造船の仕事を他社にみんな奪られてしまうからです。

そのためには第一組合をつぶし、一挙に首切りを解決してしまわなくてはならない。「一週間も工場から煙をだしたらつぶれる」だから最初から生産が目的でなく音をだすのが目的だつたのです。

このような、生産が目的でなく、組合つぶしが目的の生産再開は、不当労働行為であり、事実、そのような判例もあります。

このような工場再開は団結権の侵害であるとして提訴いたしました。

右翼団体まで狩り出しての狂気じみた切崩しは何を意味するか。

十三日、第二組合員は八千円を支給をうけ、一斉に帰宅いたしました。

そして〃俺達は働いて金を貰つているのだ、お前も早くこい、働けば金はこの通り貰えるのだ〃と生活の窮迫につけ込んで切崩しを始めました。

結局、一週間の煙突の煙も効なしとみての新たな術策だつたのです。

更には手紙で〃役付にしてやる〃と勧誘したり、或は、大和党などという右翼団体を使つて、深夜脅迫してみたり、全く目的のためには右翼をも道づれというような狂気じみたやり方です。

これらの事実こそ会社をして第二組合員のみでは、とうてい工場を動かすことは出来ないと知らしめたことを意味し、漸く会社も気付いたことを意味するものです。

善良なる市民の皆さん

一二四日の苦しみに満ちた闘いの勝敗の鍵は、我々が彼等の手玉に崩れるか、否かにかかつています。

私達は絶対に崩れません。

日鋼の経営者が不当な首切りを将来にわたつて断念するために闘いの御理解を切に御願いいたします。

一九五四年十月二十日　日本製鋼所室蘭製作所労働組合
日鋼首切り合理化反対共同闘争委員会

（会社、青鉢巻に死の抗議）

久保田さんの死を無駄にするな！

久保田さんは、何故自殺しなければならなかつたのか。その詳しい真相は次の通りである。

久保田さんは昭和十一年十月入社、生活協同組合の仕事をしていたが、終戦後西山治三郎（検査課酸素工場班長、青組）の世話で酸素工場に勤務した。その間、真面目な久保田さんは、今次の首切闘争に対しても家族と一緒になつて組合の基本線通り闘い続けた処、前記西山らがロックアウトの頃から盛んに切崩そうとして勧誘した。

しかも台風の晩（九月二六日）、久保田さん宅に来て、「今後の出世のために青組に入れ――一夫君（長男、青行隊）にはよく納得して貰う――」と云い、恩義を売りものにして極力連れて行こうとした。

この間除名の「田口」「松山」（熔鋼班長）等が策動していた事も判つた。この様にして一日夜、義理にせめられてついに久保田さんは死の抗議をしたのだ。

遺書全部（原文のまま）「吾々日鋼労働者は戦争中の不当な労働条件をも甘受し生産に献身的努力を続けて来たが敗戦後は会社の経営者の甘言を率直に体し今日まで困苦な生活を続けて来た。今回の首切り発表、大量首切りに対しては絶対反対すると共に、今この非人道的措置について心から玆に抗議すると共に飽く迄闘争をする。吾々日鋼労働者の百日に及ぶ首切反対闘争に斯くも強力に続け得た事は決して私達の自力ではありません。同志の旗のひるがえる日、労働歌と共に流れた感涙は、一生忘れないばかりか、何人もスクラムが自然に組まれました。同志の期待に背かず断固闘う事を誓います。何とぞ御支援を願います。私の浅はかから皆様方に御迷惑をかけ何とも申訳ありません。深くお詫び申上げます。今後共家族を宜しく御願い申します。お前達には何と申してよいやら父として申訳ない。母さんの言い付を守り、母さんの兄姉たちに御世話になつてくれ、兄姉弟仲よくたのむ。

葬式は団結の鉢巻をそのままとらないで葬式して下さい。

今野さん、川西さん、佐藤愛次さん、渡辺さん、大屋敷さん、太田さん、佐藤さん、中家さん、社宅皆様。」

以上の様に久保田さんは会社の不当首切、青組の『期待に背いた行動』について死をもつて抗議したものである、私達労働者の団結にヒビを入れ、人間一人を殺してしまつた会社と分裂策動者に対して家族、霞台社宅の人々は次の様に憤つている。

久保田さん妻「二、三日前から様子が変でした。台風の日に西山さんが来て色々勧誘し、今後の為に青組に入つた方がよいと云つていました。しかし家族全部で反対したので本人も納得したのですが――」と涙に濡れて語つていた。

中家さん（検査課）「一日四時過ぎ私の家に来たが、入るなり『西山さんが来るが、来るなとも云えない。勿論青組へは行けないし、腹をきめた』と云つてそれきり出て行つてしまつたのです。」

霞台、主婦某さん「西山、田口、松山、土井、（全部青組）たちは班長と云う肩書を使つて、前々から数軒をオドカしていました。今朝久保田さんの死体を運んで来た処、近所の青組の人は誰も手を貸して呉れませんでした。」

青組　土井（鋳造）「意志が弱いんでしよう」と新聞記者に談

話を述べていたと云う事である。

敵資本家の悪ラツなやり口は、親子の仲や兄弟の仲をも裂いてしまうのだ。これに直接手を貸した西山たちの行為は絶対に許せないし、久保田さんの死を私達はけつして無駄にさせてはならない。

日鋼室蘭労働組合

会社の第二組合を通じての切崩しはきわめてはげしかつた。しかしそのなかで闘争をあくまでささえていつたのは青年行動隊と主婦の会の力であり、北海道はじめ日本全国の労働者、国民各層の支援であり、世界各国の労働者の激励であつた。

青行隊も結成された当初は執行部の手足にすぎなかつたが、青年労働者は闘争のなかで学習会をやつて理論的に武装するとともに、自分たちの手で選挙した班長副班長会議をつくり、大衆の声を組織部にもつていく自主的活動をはじめるようになつた。そして社宅を一軒々々まわつて説得したり、主婦の会と懇談会をひらいたりして、地域の闘争体制を地道にかためることもやつた。

主婦も、はじめは組合活動のクの字も知らなかつたが、組合の活動家が工作し、炭婦協の主婦たちが社宅に住み込こんで勇気づけたことが大きな力となつて、各社宅毎に主婦の会がつくられ、ピケ、デモ、激励と、活溌な活動を展開するようになり、闘争のさなかで、一一月一三日、日鋼主婦協議会の結成大会が開かれるまでになつた。

また、すでにいちはやくかけつけた北三連を中心にして、道内労働団体が、鉄鋼労連も加えて、七月五日に共闘委員会をつくり、闘争を支援してきたが、なかでも富士鉄室蘭労組の応援は力強く、八月一八日には会社の業務命令をけつて日鋼首切り反対激励総決起大会を開き、これにこたえた日鋼労働者と合流して参加人員約一万名が行動をもつて共闘の実を示した。そして第二組合が発生してからも富士鉄労組は第二組合に日鋼労組の大同団結を申し入れて、闘争を積極的に支援した。また、全国各地の労働者、農民、市民から送られてくるカンパ、激励の手紙など日に日に増加し、日本鋼管川鉄労組からは激励袋がとどき、その他足袋、下着などが各地から送られてきた。道内の炭鉱労働者は寒さにそなえて石炭を送り、全道労働者のあいだでは一家庭一本の大根カンパが農民と提携しておこなわれ、日農全道大会では日鋼支援が決議されて、日農と農民同盟に組織された農民の手で各地に米、味噌、醤油などのカンパ運動が展開された。しかも国内ばかりでなく、世界労連金属機械インター、イタリア、ルーマニア、ドイツ民主共和国など世界の労働者から激励と連帯の声がよせられてきた。

このような支援と激励を目の前にして、第二組合にはしつた労働者も「このような同志愛を受けられないのは、結局俺達の行動が労働者の良心に恥じるからだ」と目覚めて第一組合に戻る者が続出してきた。

それでも第二組合は、依然として、増強される武装警官隊と大和党という右翼団体の援助で入門を強行したので、ピケ隊とのあいだにたえず衝突をひきおこし、警察はこのなかで労働者にたいする不当検束の手をのばしてきた。

そこで一〇月二八日執行委員会と共闘委員会の合同会議で正門のピケ解除が決定され、執行部はその理由を大衆にこう説明した、「第一に、われわれ組合員の結束は正門のピケを解除したからといつて決して崩れはしないという実証を、青組、会社のあせりの前に示してやるためである。第二に、青組に挑発行為をさせて乱闘を誘発し、われわれ組合幹部を総検束しようと仕組んでいた敵の下劣な網にかからぬためである。第三には、体力的消耗から来る行動力の

減退、および士気の減退を防ぐためである。第四には、同じ労働者階級として、同一行動を希う立場から、青組との話し合いをもう一度進展させるためである。」

このようなピケ解除に労働者大衆は少しも動揺を示さなかつた。それは、第二組合に走つたのが職制職員や、上にへつらつて職制になりたがつている腕に自信のない労働者や見習工ばかりであり、腕に自信のある熟練工を中心にした労働者の団結こそが、生産の鍵をしつかりにぎつているという自信が大衆のあいだにみちみちていたからである。その上国内国外の支援もその自信を一層かたいものにした。

とくに一一月一三日には全道の労働者がスト、残業拒否、職場大会などを一せいにおこない、大統一行動を発展させた。

しかし会社は、ピケ解除に狼狽し、従来第二組合にまかせていた切崩しを、工場長自らを陣頭に立てて猛烈にはじめた。

地労委の斡旋と富士鉄労組の動き　一方、田中北海道知事よりの要請をうけた地労委は九月二四日の総会で斡旋開始を決定し、一〇月二日左の骨子の斡旋案を提示した。

一、会社は七月八日付の解雇者を同日付で休職扱いとする。
一、会社は休職者を除いた全員で直ちに操業を開始する。
一、会社の合理化案による新定員および休職者の取扱については会社の合理化案として労使双方協議する。

一〇月一五日を目途として労使双方協議する。

地労委斡旋案のねらいは、労使の争点に直接触れたものではなく争点をときほぐす交渉の場をつくるための暫定的な措置であつたといえよう。しかし、斡旋案の提示をうけた労使はこのような措置に満足せず、四日いずれも拒否の回答をした。また、共闘関係にあつた富士鉄労組は一〇月初旬より日鋼争議の行詰り打開のため円満解決の方策について種々話し合いを持ち、一〇月一三日の中央委員会で正式に議題にとりあげ、次のごとき確認を行つた。

一、第一、第二組合の統合をはかる
二、富士鉄は労使双方一体となつて解決のため努力する
三、早期解決の態勢を作るため市議会、市長、道議会、道知事、道地労委に働きかけて統一された解決の途を醸成する。

富士鉄労組はこの決定に従つて仲介者として積極的活動を開始し解決のための第三者の意欲結集に大いに役立つたが、現地中心の従来の方策が限界に来た以上、舞台を東京に移し更に拡大した規模で解決を図る必要が痛感されるようになつた。

中労委の斡旋と争議の終結　全国的に早期解決の世論が高まつて来た中で、一〇月二三日に会社側石塚会長、組合側北川総評財政部長それに中山会長の三名によるいわゆる「三者会談」がもたれ、一一月四日の第五回会談まで、専ら中労委が斡旋に入るための前提条件として、基本的な問題について合意を作つておくという趣旨で話合いが進められ、非常に概括的なものではあるが「三原則」として集約された結論が出された。要旨は次のごとくである。

一、八月二四日の指名解雇者（七八四名）中より希望退職者を募集する。
一、応募者が指名解雇者数に満たない場合は残余者の処理については会社組合間で協議決定し、協議整わない分は第三者の裁定にまかせる。

一、会社は八月二四日の線より若干譲歩する。

この「三原則」について会社は斡旋に入る絶対的な条件であるとしていたが、組合からは一一月一五日「三原則は拒否するが中労委が斡旋に乗出すならばこれに応ずる」と回答があつて、事実上斡旋を始めることは不可能な状態であつた。しかし二七日に至り組合も態度をあらためて、「三原則については入口で拘泥することなく斡

旋の途上で取りあげる」ということで労資双方の意見が合致し、一月二九日正式に労使双方より斡旋申請がなされた。斡旋経過を日誌によつてみると次の通りである。

一一月二九日　労使双方、口頭にて斡旋申請があり直ちに第一回の事情聴取が行われた。

〃　三〇日　組合　個別に事情聴取

一二月　一日　会社　個別に事情聴取

〃　二日　組合

自〃　三日　この間中山会長は数回労使と個別に会つて双方の主

至　一五日　張の歩み寄りに努めた

〃一六日――双方、労使の主張をもとにした中山会長の斡旋案の骨子を発表、これに対する労使の最終的意見を聴取

〃一七日――斡旋案を提示

斡旋の際おける争点は、希望退職者の募集範囲について、組合が全従業員から募集することを主張したのに対し、会社はあくまで被解雇者から募集するということを主張したのに対し、会社はあくまで被のために斡旋は難行したが、中山斡旋員からの要望もあつて、一二月八日に至り組合側から要旨次のごとき最終案が示された。「(イ)会社は直ちにロックアウトを解き全員就労させる。(ロ)希望退職者の募集は整理該当者より募るとともに残留者からも募る。(ハ)八月二四日案の外に二百五十名を復職させる。(ニ)七月九日以降解決の日までの賃金を支払うこと。(ホ)退職者の就職斡旋に責任をもつて努力すること。その他」。

以後、斡旋員はこの案をもとに会社側の譲歩を求めたところ、一二月一五日に至り次のごとき回答があつた。「(イ)希望退職者を残留者中より募集することを認める。(ロ)解雇を取消す場合の対象は整理該当者に限る。(ハ)解雇取消の員数は組合と同じ）と妥結した条件を上廻らない」。

この労使の最終的意見を基礎に、中労委は別記のごとき結論をえて、一二月二七日斡旋案として提示した。

（斡　旋　案）

斡旋案に対しては、労使夫々不満の点が残るものと思われるが、此の際長期に亘る争議を終熄するという大乗的な立場に立つて円満な解決を図るよう努力せられたい。特に解決の実際上の基盤はこの組合と新組合との融合にあると考えられるので此の点については当事者の慎重な態度と関係者の深い配慮とを要望したい。

〔記〕

一、会社は先ず整理該当者中より希望退職者を募集すること。
但募集期間は三日とする。

二、会社は前二項に引続き一般従業員中より希望退職者を募集すること。
但募集期間は三日とする。
この場合会社は業務上必要な者については、希望退職を認めないことが出来ること。

三、会社は八月二十四日現在の整理該当者七八四名中より左の員数の解雇を取消すこと。

第二項による希望退職者数　　解雇取消数

〇人　　一〇〇人
一～一〇人　　一〇〇＋（一～一〇）×1
一一～二五人　　一一〇＋（二～二五）×2/3
二六～五五人　　一二〇＋（二六～五五）×1/2
五六～一一五人　　一三五＋（六五～一一五）×1/3

一一六人以上　一五五人止り

四、前項により解雇を取消される者の具体的決定は事前に労使双方の意見を聞き本斡旋員の仲裁裁定によりこれを行うこととし、その裁定には労使双方従うこと。

五、会社は本斡旋案による退職者及び残留者の取扱に関しては十一月二十四日会社が日本製鋼所労働組合連合会等と締結した協定を準用しこれと均等に措置すること。

なお退職者は全て右協定の依願退職者として扱うこと。

六、会社は折柄厳寒の季節でもあり現地の実績もあるので、この際特に退職者に対し世帯主には石炭現物二噸又は本人の希望により現金一二、〇〇〇円（世帯主以外には従来の比率による）を支給すること。

七、本争議に関し会社は組合に対し一切の犠牲を求めず、又不利益な取扱をしないこと。又会社組合双方において一切の争訟はこれを取下げ又今後もこれを行わないこと。

八、組合は新組合との間に平和な関係をもたらすことに特別の努力を払うこと。又正常なる操業の再開に誠意を以て会社組合共に協力すること。

九、本斡旋案が労使双方より受諾せられた時には直ちに本斡旋案を内容とする協定を締結することとし、その協定成立と同時に会社はロックアウトを解き、その翌日より本案第一項乃至第四項の手続をとると共に残留者に対しては賃金を支払うこと。

但第四項の裁定ある迄の期間に支払う賃金はその六割とすること。

なお、残留者の就労については第四項裁定後可及的速かに開始することとしその時期方法等は労使双方協議決定すること。

昭和二十九年十二月十七日

中央労働委員会

この斡旋案に対しては、困難な情勢の下で解雇の完全撤回をめざして、百九十余日を闘い続けた組合員の不満が強く、そのため回答指定日である一二月二二日には組合の最終的態度を決定できず、回答は延期されたが、二六日に至り室蘭市天沢小学校で行われた臨時大会では満場一致斡旋案の受諾を決定した。日航機で現地にかけつけた総評高野事務局長は、その大会の席上で次のように組合員大衆に訴えた（日本共産党中央機関紙「アカハタ」、五四年一二月二九日号）

日鋼争議斡旋員

中山伊知郎

日鋼の兄弟諸君の熱血のたたかいは日本の労働組合ばかりか世界の労働運動とむすびついて頑強にすすめられた。組織された労働者、されない労働者も諸君のたたかいに協力をおしまなかつた。農民は霜をふんで八万二千本の大根を送つてくれた。この大根がいま皆さんの漬物になつている。その意味でたたかいは室蘭だけでなく、日本の労働階級のたたかいであつた。諸君のたたかいは厚いMSAの壁にがんこに胸をはつて突入しなければならなかつた。裏切りものをのりこえてたたかううちに、千名の武装警官の弾圧をうけた。本や活字でMSAを知つたのではない。からだでMSAがいかに惨ぎやくなものであるかを知ることができた。

闘争は全国的な規模でたたかわれなければならない『多数獲得』がどんなに大事かをしつかりと考えよう。日本の労働階級は千四百万人になる。それにもかかわらずまだ勝利されない。たつた一つの言葉である『多数』をかくとくするため討議しよう。マルクスはいつた〝労働者は失うべきなにもない。労働者はかくとくする全世界をもつている〟

また経過報告にあたつて、日鋼労組執行部は次のように情勢をつたえた。

われわれは情勢に暗い面があることを素直にみとめよう。現在、日鋼室蘭三千七百名の三分の一にひとしい第二組合が存在している。これは重大なことである。いまあつせん案をふみこえてすすむならばさらに会社ははげしい妨害をくわえてくるだろう。しかし、われわれはいま克服すべきものを克服しなければならない。あつせん案にたいしわれわれは不満であるが、その意義を認識しよう。ながいあいだ組織をくずさないで統一と団結をたたかい抜いてきたことに自信と確信とほこりをもとう。執行部は組織を守るために、あつせん案を受諾することにきまつた。

更に「組織の充実と強化のために内部を整備するとともに、不幸にも分裂している第二組合との統一を促進していく。生活対策に万全を期す。」「闘争体制をとかない。首切りがい当者も組合員としてあつかう。」と日鋼労働者の統一のためたたかうことを誓つた。

一方、組合の態度を注視していた会社側も役員会を開き斡旋案の受諾を決め、一二月二七日労使双方より正式に中労委へ「斡旋案受諾」の回答があり、次いで三〇日中労委会議室で中山会長立会の下に協定書の調印が行われた。

この協定書に基いて、一月四日から同一〇日の間に希望退職者が募集され、その結果、整理該当者中よりの申出二三名、一般従業員中からは一五名、更に八月二四日解雇を取消された一一六名中から五名の退職申出があつた。希望退職終了後、労使は就労開始の日時、解雇取消者の具体的決定等の細目事項取り極めのための交渉に入つた。この交渉は東京において一月一一日より同二二日の間、前後六回にわたつて行われた結果、(一)就労に関する問題、(二)解雇取消者の具体的決定の問題、(三)解雇日附及びそれに関する経済問題について協議が整わず、さきの斡旋案の趣旨に基いて、一月二四日中労委へ調整の依頼がなされた。中山会長は労使個別に本争議の最終的且つ全体としての解決という立場から調整を行つた結果、二六日労使双方に次の「申入れ」をなした。

（申　入　れ）

左記により今次争議を最終的に解決すること。

〔記〕

一、解雇取消者の氏名は別表（註）の通りとする。

二、支給金に関しては解雇取消者についても残留者と同様（一人平均五千円）の取扱いをすること

三、退職者に対し一率五千円（税込）を支給すること

四、就労開始については、先ず直ちに会社案による第一次要員を就労せしめ、残余の者は二月一六日までに全員が就労し得るようにすること

昭和三〇年一月二六日

中央労働委員会日鋼争議斡旋員　中山伊知郎

（注）　別表の解雇取消者一二二名の人名。

右の申入れに対しては、即日労使ともにこれを受諾したので、直ちに協定書の調印が行われ、争議開始以来二二四日目で解決をみた。最終的な解雇者は六六二名となり、五千円の立上り資金、就労期日を二週間早めるなど、組合側はさきの中労委斡旋案にもとづく実施細目の協定において更にその要求をおしすすめた。

日鋼争議の教訓　本争議が長期化し、深刻化するにつれて、様々な宣伝が行われた。「尼鋼の二の舞をするな」、「民族独立なんていつていても仕事がなくては食つてゆけぬ」、「一〇月の一〇次造船資材や自衛艦砲などの注文がいまでているとき、これ以上闘争したら、他社にとられて、もつと合理化がでる」といつた意味のものであつ

た。

また、〝暴力の街・日鋼室蘭〟の記事をかかげた二九年一〇月七日付の「日経連タイムス」は〝同じ紙上で日共、戦術指導を集中〟という見出しで、「この争議は明らかに日共の軍需生産の拠点工場（現在はほとんど軍需生産はしていない）に対するテストケースとしての戦術指導が重点的に投下されているという事ができよう」あるいは、「この闘争は一応組合の名の下に、総評支援の名の下に展開せられているが、その実質的指導権は完全に日共グループに把握せられているということができる」と述べ、その指導戦術の特徴は次のごとくであるとした。

一、スト盛り上げの事前準備工作、日共分子中心として昨秋以来職場、社宅居住地における文化サークル、特にコーラスの結成に積極的に乗り出しこのサークル員に対する党的影響の浸透工作を進めていたこと。

二、情宣部長Hを中心に三鉱連（三井鉱山労組連合会）グループの指導の下に青年行動隊三〇〇名を、主婦組合員約五〇〇名を結集せしめ、警備隊、監視隊を編成し、これを日共グループの巧みなリード作戦の下に大衆実力行動に盛り上げしめていること。更にこれを国民監視密告隊結成工作のモデルケースたらしめんとしていること。

三、日共の闘争指針原則に即応し、三鉱連の闘争の教訓を生かし、炭婦協戦術を採用していること。なお当初において三鉱連のオルグ受入れ機運を盛り上げ、日共の職場の最低要求の統一（主婦、家族を含めて）方式で解雇者に対し実力就労展開の世話役戦術を採用していること。

四、サークル、機関紙共編会議等を活用し闘争指導パンフの作成をなし、外部との下部職場交流運動を促進し、地域共闘強化を策し、外部団体の応援と職場フラクション活動による執行部突上げの人民管理戦術を展開していること。特に八月二五日には職場大会の雰囲気を巧みに誘導し執行部の決定を完全に葬り去らしめていること。

五、日共が盛んに強調している実力就労の逆スト戦術を展開していること。これは三井美唄の戦訓として日共が国際的に評価し、最近は工場委員会戦術の崩芽たらしめんと画策しつつある戦術である。これは最近の結核患者のデモ、ニコヨンの地方自治体に対する実力就労による「人よこせ、仕事よこせ、ＭＳＡに回す金を平和建設の治山治水に回せ」とする三反統一戦線と平和経済プラン実現のための重要な日共の戦術的一環としてこれを重要視している戦術である。

六、特に青行隊、主婦に対し「独立と平和と民主主義の諸権利を守り、労働者の生活を守る」という煽動工作が行われ、これがための組合員の明確なる敵は三井独占資本であり、三井銀行が首切りを強行せしめている、三井財閥には米日反動の戦争政策の紐がついているという宣伝活動を展開し、党外大衆に対する日共の政治教育行動の原則通りの戦術が巧妙に展開せられたこと。その結果もはや今日の段階では一人の首切り反対も合法的組合主義の枠の中での闘いでは克ち取れなくなつたとして、青行隊や主婦行動隊に対して実力闘争の必要性を浸透せしめる大衆に対する日共の軍事活動の思想の普及活動が行われていること。これが日共のいわゆる大衆運動に密着する新しい軍事活動の指導の原則に完全に合致せしめられていること。

七、組合員の親戚知友に働きかけ周辺市民の労商提携、労農提携工作が展開せられ、ＰＴＡ工作も活発に行われ、日共の地域人民統一戦線工作が活発に展開せられたこと。

八、日共は正面からビラ、宣伝の公式的引回し煽動工作を行わず、専ら内部の党グループをしてその組合運動の枠の中で、合非スレスレの煽動活動を行い、また柔軟性に富んだ現地綜合戦闘指揮所（ヒマラヤ）を非合法に設定し、直接指導を行っている。なお日共中央指導部議長春日正一も七月に現地に行き激励をなしている。

九、日産自動車、旭ガラス牧山で展開された日共の第二組合員対決指導戦術が完全に展開せられていること。

また、一〇月一四日付の「日経連タイムス」は「日鋼争議の本質」に関し次のような論説をかかげた。

（日鋼争議の本質）

九百名の解雇を巡る日本製鋼室蘭製作所の争議は交渉開始以来約四カ月、工場閉鎖以来八十日余を経てこの間第二組合が約一千三百余名で結成される等紛糾のまま事態は益々激化しつつあるが、この争議は従来の争議と異り重大な本質的な問題を提示している。

第一に争議団の主体が日鋼労組そのものになく、全く外部の勢力にある点である。初期の段階では外部勢力を排してきた労組も内部における日共細胞の活動により共闘組織が結成され、その中心が三井鉱山でその上に総評が指揮権をとり、実体を日共が握っていることは明々白で、室蘭の一般市民も公然と三鉱連の退去を叫ぶ程になつている。総評の国民総抵抗方式は、ここでは市民一般の協力を何等得られず、日共の動員部隊中心の争議と化している。第二組合はかくして必然的に結成されたが、第一組合の実権は益々露骨に総評―日共の線に把握され、第一組合の執行部の二、三は日共に監視軟禁されるという奇態を呈している。

第二に随つて必然的に争議そのものが非合法の姿を露骨に表わしつつある。製品搬出時の暴行、職制の入出門への暴力、第二組合員に対するもの、特に家族に対する暴力威圧は目をおおわしむるものがある。そこには人間の自由が公然と侵害され、ある密集社宅では三人以上の集会には必ず一人の監視がつき、ニュースは制約されて組合の発行するニュースのみ強要され、外出入は通行許可証がなければ出入出来ぬ程である。ピケも外郭団体を動員し第二組合の入門を実力を以て阻止しつつある。ここでは自由は暴力の前に姿を消している。総評の某指揮者は「仮処分侵犯はせいぜい罰金で済む」と公然と立入禁止地区出入を煽動している。

第三に主婦の組織に注目すべきものがある。主婦の組織は既に一昨年と昨年の炭労ストで経験済であるが、ここでも六月頃から主としての日共細胞、三鉱連のオルグで結成され、今や争議の最も強い中核となつている。もともと炭鉱同様この地区は全て社宅に収容され、密集しているため、一度こうした組織が結成される時は男子労働者の組織以上の強力なものとなる。こうした中に第二組合が結成されただけに社宅街の対立は激化し、自殺者すら出る悲劇をみている。第二組合に投じたため社宅へ帰れず他に外泊をせざるを得ない者が沢山ある。子供は学校でいじめられる悲劇も連日である。この組織が日共で指導され、握られていることを忘るべきでない。

第四に警察力の問題である。これだけの非合法、人権無視、暴力行為が続出しているのに警察は争議は中立なりとして積極的に出ていない。少く共九月末迄は明かにそういえる。争議の中立は正しいであろうが、現に目前に発生している暴力事件に手を拱いているのはどうしたことか。現地新聞の投稿欄をみると警察に対しこの態度を強く非難している投書が数多くある。北海道の政治勢力の圧力ともいわれているが、その真相は不明である。何れにせ

よ争議の非合法行為に対しては従来も屢々問題となつていたが、この際警察権行使については明確な態度を表明すべきである。

以上の如き問題を含むこの争議は再言すれば日鋼労組対経営者の争議ではないことである。日共―総評対経営者の闘争であり、日共の革命方式の一実践場だといえるのである。そしてそれは依然少数支配の争議で、大衆は日共の暴力と威圧の前に心ならずも従つているのが実態である。日共と共同せる総評の本質はここで遺憾なく実態を露呈している。今後こうした争議は各所に発生する可能性はある。労働法の枠内の考え方のみで対処してきた吾々経営者は革命前夜のこの状態に如何に対処すべきか。日鋼の争議は労働争議ではない。

革命闘争であるとみて差支えない。

しかし、このような宣伝にもめげず、日鋼労働者とその家族たちは「もはや、われわれのたたかいは、われわれだけのものではない。日本の経済を軍事的に再編成し、極東の平和的時流に反する国際緊張をもたらし、アジア人同志を闘わせるという戦争政策に苦しめられている全労働者のたたかいである。MSA収奪に苦しむ農民、商人、中小企業など、すべての国民の総抵抗の一環である」（「日鋼室蘭青行隊員の手記」より）という認識を、尼鋼労働者の闘いの教訓と自らの闘いのうちから学び取つて、ゆるぎのない団結を保ちつつ、闘争を着実に発展させた。この日鋼室蘭の闘争の「教訓」について「アカハタ」（日本共産党中央機関紙、一九五四年一二月三〇日第九一五号、「主張」欄）は次のようにのべている。

（勝利の武器〝団結〟、日鋼室蘭の闘争の教訓）

(一)

「われわれはどこに行つても、労働者として職場ごとの団結を忘れない」とたからかに叫びながら、日鋼室蘭、百九十七日の闘争は、ゆるぎない団結を堅持して、ストライキ闘争のほこをおさめた。

政府と資本家陣営の総力をかけた「四人に一人の首きり」と組合破かいのファッショ攻撃はついに成功することが出来なかつた。

もちろん、日鋼労働者のかかげている要求が完全に勝利したわけではない。

しかしながら、この闘争のもつとも基本的性格となつている労働者と労働組合の権利はだんことして守りぬかれたのである。

かれらは強制解雇を撤回せざるをえなかつた。おかしがたい労働者の生きる権利と団結の力を思い知らされたのである。

この階級的勝利は、日鋼労働者を先頭とした全労働者、全勤労者の支援と共闘―統一行動の拡大にささえられ、かちとられたものである。ばく大な階級的統一のエネルギーの成果にほかならない。

要求が完全に勝利するにいたらなかつた原因は、日鋼労働者のかかげる要求―首きり合理化反対、権利ようごは、わが国労働者がみずからの生活と権利を守るための共通の課題であり、しかも敵味方の総力をかけたたかいでまだ味方の力が相対的に劣勢であるからだ。それは局部約闘争や、一時的たたかいで完全に解決するものではない。

またかりに完全に勝利したとしても、それは日本が再軍備と軍国主義復活の政策に支配されているかぎり、ふたたびくりかえされる性質のものである。

完全な勝利は、このような政府と資本陣営の政策を完全に転換させる国民の力量―階級的統一をたたかいとつたときに実現される。

日鋼労働者家族大衆が、この大きな勝利のために、あつせん案への不満を十分知りつくし、ストライキ闘争をさらにつづける力を保ちながらこの闘争の中で勝ちとつた労働者階級の統一行動の拡大をめざして忍耐と自重、試練と苦難をのりこえて前進しようと感じていることは、妥結にあたつての大衆討論がこれをありありと示している。

これは、わが国労働運動の偉大な教訓として、労働者階級に重大な影響をおよぼすであろう。

(二)

日鋼労働者はわが国の労働運動の経験をゆたかにした。

それは、いままでの労働運動のありかたを根本からかえる必要があることをあきらかにし、労働者階級の決定的勝利の方向を実際に切りひらいた。

第一に、日鋼労働者は、労働者の社会的経済的諸権利を守る上で、すべての労働者が団結して行動できることを実際に証明した。この階級的統一行動の拡大こそが勝利のみちであることをもつてさし示した。

日鋼労働者のかかげる要求—賃金ストップと首きり合理化反対、権利のようご—はすべての労働者、たとえ組合のいろあい、政党の支持、見解の相異、階層や産業のちがいがあろうとも、共通の要求である。このことをしつかりにぎつて、日鋼労働者はこの統一行動の拡大のためにねばりづよくたたかつた。

全勤労者の支持、内外各労組の国際的全国的支援、農民の組織的支援、これを土台とした十一月十三日の全道三十万の労働者の二時間抗議ゼネストの成功の力はここにある。

とくにこのゼネストは「賃金ストップ反対」「首きり合理化反対労働組合の権利を守れ」を中心スローガンとして、あらゆる職場で討論され、さまざまなみずからの要求をもつて立ち上り、「室蘭の弾圧反対、室蘭の闘争を勝利へ」の労働者の階級的連帯の完全な統一行動として組織された。わが国労働運動の画期的な階級的成長を内外にしめしたのである。

日鋼労働者は階級的統一のために全国にオルグをおくり、労働者階級の討論を組織し統一行動のために奉仕した。

全国のすべての労働者は「室蘭のたたかいはおれたちのたたかいだ」と大きな統一行動への下からの努力によつてこれにこたえているのである。

(三)

第二に、日鋼労働者のたたかいは、現在の日本の労働者のおかれている絶対的搾取とファッショ的抑圧の中では、少数の先進分子や幹部がおくれた層をひつぱつて闘争をなしとげた時代はすぎさつたことを実際に証明した。

このような条件のもとでは、先進分子や幹部は、おくれた層のなかでねばりづよく階級的な統一の必要を、実際の行動の経験を通じて大衆みずから理解するように根気づよく活動しなければならないこと、そうすることによつてのみ、敵を絶望と恐怖におとしいれるほどの大衆行動が、ガッチリきずきあげられることを示した。

闘争をこのように全北海道的規模に、しつかりした共闘にうちかため、全国的支援を拡大した力は、日鋼・富士鉄室蘭などの鉄鋼、三鉱連、北炭などを中心とする炭坑、札幌苗穂工場を中心とする国鉄など中心的労組の職場の先進的労働者が、みずからの職場の統一をかため、あらゆる要求と層を統一行務に組織してきた、自主的大衆組織—青行隊・職場委員会など、いろいろ名前や組織のかたちはちがつても—の活動が背骨となつていた。

室蘭にたえず動員され下からの統一をかため、職場にかえつては職場と地域の統一行動の強化のために献身的にたたかつた。

この活動の中から、主婦や子供にすぐれた多数の詩をかく人びとができ、ほんとに労働者を解放するみちについて話しあいと学習者がひろがつていつた。

労働者階級の統一行動―階級的統一は血肉となつてひとりひとりの自覚をたかめ、大きな共同行動がガッチリ下から組みあげられていつたのである。

(四)

第三に、日鋼闘争は労働者農民の階級的統一行動の発展をおしすすめねばならないこと、このみちは大きな勝利の道に通じていることを実際にさし示した。

それは労働者が企業のなかだけで労資の対立を解決しようとしたり、あせつてなんとか企業の利益を守る資本家的な見地から中日貿易を直接行動のスローガンにしたり平和経済プラン・労働プランを階級の力関係も考えずに、いますぐ実現できるかのように思いこんだりする主観的なやりかたが破産していることを実践的に克服した。

労働者の今日のくるしみをつくりだしている戦争政策を転換させるためには、なによりも戦争政策に反対する勢力を優位にみちびかねばならない。

国民の大多数を占め、戦争政策によつてなんの得るところもない農民を、みずからの解放のために労働者のがわにたたせることが、いまは直接行動のスローガンとはなつていない「労農の統一行動の強化を土台として、国の政策を転換させ、軍事経済を平和経済にかえ軍国主義の復活を阻止できる」のである。この確信は行動の上で実践にうつされはじた。

日鋼闘争の支援によせた「イモを常食しているわれわれが米を送る気持を日鋼の労働者に伝えてくれ」という、開拓農民の言葉のなかに農民の力づよい階級的自覚がうしだされている。

実際、日鋼闘争の中で共闘している炭鉱労働者を中心に、秋の刈入れに延一万人の労働者が農村に入り、全北海道的に下からの労農共闘会議が組織されてきている。

ここに底ぶかい平和と独立をめざす民族的自覚のたかまりがある。

(五)

第四に、日鋼室蘭労働者の闘争は、労働者階級の利益と権利のためには、すべての全勤労者政党、進歩的政派がその行動の統一の発展のために、立場と主張の相異があつても、しつかりとした協力提けいを実現することが、大きな統一のエネルギーを発揮させる力となることを実際に証明した。これは労働組合の民主的運営と、そのために画期的なみちを切り開いた。

その内部に政党支持、見解の相異があつたにもせよ、そこからおこるイデオロギーのちがい、政党的対立を克服して、中央的には鉄連、総評、地域的には全道労協が正面にたつて、幅びろい統一行動をうちだして、てつてい的にたたかつた。

そのために中間諸階級層は大きくゆりうごかされた。

室蘭の商人は赤旗をもつて激励し、市商工会議所、北海道議会は、この首きりに反対して、政府・日銀・国会に決議を送つた。

この統一行動の経験は、直接、国民の政治戦線を団結させ、労働組合の民主的運営に大きな成果をきずきあげつつある。それはわが国労働運動の久しい間の病根となつていた、政党支持の相違

から生れる組合内部のまさつと統一行動の阻害を克服できる。実践的な回答を具体的にしめしたからである。

(六)

日鋼労働者家族大衆の英雄的闘争の教訓は、はかり知れない。この教訓にまなび、このたたかいの方向をふみしめてたたかうならば、長期のたたかいにおける国民の勝利はうたがいない。

労働者階級は平和・独立・民主主義、生活を守る闘争で、敵にたいする統一の勝利をここに大きな確信としてきずきあげることができた。わが国労働運動の勝利ある前途に大いなる見通しをもつてすすむみちをつかみえた。

日鋼室蘭労働者の英雄的闘争の成果をまもつてさらに前進しよう。

第八節　近江絹糸の争議

1

全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟）近江絹糸民主化闘争委員会は、一九五四年の年頭にあたつて、つぎのようなビラ（「友愛だより」）を、近江絹糸紡績株式会社の労働者へ配布した。

近江絹糸の皆さん

明けましておめでとうございます

昨年中は大変ご苦労様でした。どうか、本年もまた元気でおたがいにがんばりましょう。

扨て昨年末十二月二十二日には既に皆さんにお知らせいたしました通り津工場で解雇された中岡〔長一〕君が中央労働委員会から「工場に帰つて昔通り仕事をしなさい。会社は中岡君をクビにしてはいけない」と命令されましたし、また近く来る一月十九日には三年前の昭和二十六年九月五日に彦根工場をクビになつた植村〔節〕君の裁判があつて、クビした会社が正しいか、組合運動をした植村君が正しいか、その判決が下されます。おそらく植村君の方が正しいと言うことになつて、中岡君と同じように工場へ帰ることになるでしょう。〔一月三〇日、大津地方裁判所、解雇無効の判決〕

サア!!　そうすると今年こそは皆さんに取つては最良の年になりそうです。ということは今後皆さんは、会社がどんなことを言つて皆さんを弾圧してもそれは絶対に法律が許さないことを中岡、植村の両君が証明してくれたために、皆さんが思い切つて組合活動ができるからです。

本年こそがんばりましよう。

近江絹糸紡績株式会社では、一九四五年一二月、当時の実習生（現在の近江高等学校生徒）が一斉職場放棄の闘争をおこなつたのを皮切りとして、敗戦直後の労働運動昂揚期には大小いくつかの労働者の抵抗が組織された。

一九四七年、会社は職制をつうじて御用組合をつくり、労働者の抵抗のもりあがりをくいとめようとした。この動きにたいし、「労働組合へ介入してはならない」との滋賀地方労働委員会勧告があつたのを契期に、御用組合反対の闘争がおこされ、一時は成功するかにみえたが、解雇・配置転換・買収などの弾圧によつて押しつぶされてしまつた。

（注）　近江絹糸紡績に入社すると、労働者は、「鑑」と称する手帳を二〇円で買わされる。その内容は——

社　憲

大慈悲の仏心を体得しわが心身を照護し給う如来の大恩に報ずるため、あらゆる行業に全力をあげて尽すを以て、人間

普遍の大道とす、わが社は之を奉じ、これを実践する道場なり。

社歌

大慈大悲のみほとけの
知慧のひかりに照らされて
まよいの暗をはらしつつ
この世あの世のわかちなく
身も世もなべてみ仏に
うちまかせてぞすすみなん
このおほいなる御めぐみを
朝な夕なにおもひいで
大御こころをこころとし
こころあわせて人のため
世のためつくす一すじの
道こそ吾が社のつとめなれ

わが誓願

一、今日一日、過分の欲を起しますまい。
一、今日一日、腹を立てますまい。
一、今日一日、愚痴、不平、不足を申しますまい。
一、今日一日、うそを申しますまい。
一、今日一日、人の悪口、かげ口を申しますまい。
一、今日一日、清い静かな心、温い情、つつましやかな態度でくらしましょう。
一、人を憎みねたみますまい。
一、今日一日、心身を害うすべての欲望から遠ざかりましょう。
一、今日一日、食事は御仏よりのたまものと思い合掌礼拝して頂きましょう。
一、今日一日、もろもろの御恩を思い感謝のうちに過ごさして頂きましょう。
一、今日一日、私の仕事におのれを空しくし全身全力をあげて尽さして頂きましょう。

「社歌」は、毎朝入場前に広場で合唱させられ、「わが誓願」は、毎夜就寝前に各部屋ごとに朗読させられる。そして、男子は毎水曜日に、女子は毎木曜日に、連絡日と称し、全員を「仏間」に集め、「鑑」に印刷された「正信念仏偈」を読経させられる。

近江絹糸紡績株式会社発祥の地、彦根工場では、一九四八年、共産党細胞が中心になつて職場放棄を組織したが、失敗に終り、参加者全員が解雇された（共産党滋賀県委員会「近江絹糸ストの三カ月」、前衛、一九五四年一一月号）。

一九四九年一月一九日、全繊同盟は、「近江絹糸民主化闘争委員会」を設け、この日から五年間にわたり、ねばり強い組織活動が開始された。「私の方は出入商人に化けて寮へ入つてゆき、連絡したものですよ……と〔全繊同盟〕組織部長はすでに遠い昔の出来ごとのように回顧する」（多田道太郎・加藤子明「新しい魂の誕生」、中央公論、一九五四年八月号）。

（注）　全繊同盟は十大紡を中心とする組織であつて、未組織の紡績企業としては、近江絹糸紡績がもつとも大きかつた。

2

近江絹糸紡績株式会社は、一九一七年、近江絹糸株式会社として資本金五〇万円で創立、一九一九年、一〇〇万円へ増資するとともに現行の名称に改めた。

（注）「郡是（郡是製糸株式会社、この会社はキリスト教を労務管

理に利用している）の社長は近江絹糸の重役だし、夏川社長は郡是の重役だが、これは、昔、近江絹糸が郡是の子会社だつた関係であり、十数年来の商売上のつながりから、そうなつているのだ。また、夏川社長はずつと郡是の重役だし、私〔芦田均〕も昭和二十六年まで六年間、郡是の重役をしていたから、夏川社長は個人的に良く知つている。」（週刊朝日、五四・八・一）第二次世界大戦中は、軍需工場に転換、「女ばかりの飛行機工場」として有名だつた。

戦時の折であつた。管下各工場の体位向上の陸上運動会が開催せられて若林〔製糸紡績株式会社〕も参加した。若人の溌剌たる団体競技も種々展開せられ見事なものでありましたが、中でも女監督のふる指揮棒一本に何千の打揃つた制服の乙女達が一糸乱れず整然と行動し、その行進はまるで一本の白線の様に実に統制せられた立派なもので、全く感激と驚異の眼をみはらざるを得ませんでした。それが近江絹糸の偉容だつたのです。その規律正しさと訓練の徹底とは賞讃の的でした。今にして思えば或は束縛せられ謂わば強制的な自由なき社会であつたかも知れません。（若林労働組合機関誌「蜻蛉」、一九五四年一〇月号）

戦後、近江絹糸紡績株式会社は飛躍的に発展し、現在、資本金一〇億円、新紡の筆頭である（十大紡のうち、大和紡績は資本金九億六〇〇〇万円、敷島紡績は八億円、日清紡績は五億二〇〇〇万円）。その資本構成の特徴は、株の三七・六％が銀行の所有になつていることであり、一方、同社は銀行の株を多数所有している。

（近江絹糸紡績株式会社の敗戦後における増資状況）

敗戦当時	八〇〇万円
一九四八年一一月	三〇〇〇万円
一九四九年　六月	一億円
一九五〇年一二月	二億五〇〇〇万円
一九五二年一一月	五億円
一九五三年一二月	一〇億円

（近江絹糸紡績株式会社の大株主）

千代田銀行	二五〇千株	
勧業銀行	二五〇	
富士銀行	二五〇	
第一銀行	二五〇	
帝国銀行	二五〇	
住友銀行	二五〇	
協和銀行	二二五	
夏川嘉久次（社長）	二五〇	
三菱信託	一五五	
西村貞三（専務取締役）	一五〇	
東京海上火災	一五〇	
安田海上火災	一五〇	
三井信託	一五〇	
大和銀行	一二五	
三菱鉱業	一二五	

（近江絹糸紡績株式会社が所有する株（大蔵大臣を除き首位銀行株）

勧業銀行	二五〇千株	（首位）
三井銀行	三〇〇	（首位）
三菱銀行	四二〇	（三位）
第一銀行	三〇〇	（首位）
富士銀行	四二〇	（二位）
住友銀行	三〇〇	

MSA綿花を十大紡に独占され、割当からしめだされた新紡の近

江絹糸紡績株式会社は、その活路を単独でアメリカ資本とむすびつくことにもとめた。第一は、パキスタンへ進出し、サジ・マンハッタン綿布会社との合弁会社を設立しようという計画、第二は、アメリカのレーヨン会社と技術提携して、兵庫県加古川に化繊工場を新設しようという計画で、いずれも全繊同盟の激しい反対をうけていた（前者は国際自由労連も反対した）。

なお、のちに近江絹糸紡績労働組合（全繊同盟加盟）の闘争が発展するにともなつて、全繊同盟の指導の裏に、十大紡績資本の近江絹糸紡績資本にたいする攻撃の策謀がある、と噂されたが、それがたとえ真実であつたとしても、労働者の偉大なたちあがりそのものの基礎を説明することにならない点に注目すべきであろう。

3

全繊同盟の近江絹糸紡績にたいする組織活動は、一九五四年三月中旬ごろから、大阪の本社従業員に重点がおかれはじめた。「全繊〔同盟〕としては本社に第二組合を作ることは不可能と思つてたんです。だが今年〔一九五四年〕のメーデーの前後に、これはいけると思つた。そこで会社側の眼を外に向けるため、加古川の工場誘致の反対闘争に主力をおき、同時に彦根工場にビラまきをやつた。それが本社の新組合運動を有利にしたわけです。彦根の方はというと、工場の中から有望な反応があつた。ビラのうけとりかたや投書なんかで、それがわかつたです。工場の人たちに本社の新組合のウゴキを知らせることはできなかつたが、工場は工場で本社とはべつに、爆発的に立上つた」（全繊同盟組織部長の談話、前掲「新しい魂の誕生」）。

本社従業員のあいだでの組織活動は、きわめて慎重にすすめられた。「もちろん連絡はすべて暗号で、肩を一つたたけば心斎橋の喫茶店で、二つたたけばお寺で……と極秘裡に合図がして備準がすすめられた」（近江絹糸紡績労働組合長渡辺三郎の談話、「近江絹糸の歌ごえ」、新女性、一九五四年八月号）。

一九五四年五月二五日夜、近江絹糸紡績株式会社本社（大阪市東区瓦町三の五）の従業員有志が、ついに「近江絹糸紡績労働組合」（いわゆる第二組合あるいは新組合）を結成、要求一五項目と組合長渡辺三郎（当時計算係長、二六才）ほか一九人の役員を選出、全繊同盟に加盟することをきめた。

そして、同社彦根工場女子労働者二三人の圧死事件三周年記念日を翌日にひかえた六月二日夜、「近江絹糸紡績労働組合総蹶起大会」が、大阪の大日本紡績労働会館でひらかれ、組合役員と全繊同盟加盟を確認し、要求に七項目を加えて（全部で二二項目、内容は次頁一覧表を参照）、つぎのような大会宣言を発表した。

（宣　言）

我国の憲法は主権在民の上にたち、人格の尊厳と個人の権利と義務の平等を規定し、我々労働者が一致団結、団体行動を行う権利をうたつている。

しかるに資本金十億円、近代的設備を誇り、紡績業界に於て五指に屈せられる近江絹糸紡績に働く一万三千の我々労働者は、労働三法はおろか憲法をすらふみにじつた貧慾あくない労務管理の犠牲になり、終戦後十年にならんとする今日いまだに民主主義の、自由のなんたるかを解せず前世紀資本主義的女工哀史を綴らされている。

即ち労基法に違反した時間外労働の強制、時間外賃金の不払い、人権をジュウリンした結婚の阻止、向学心に燃える青年の就学妨害、旧軍隊より厳しいと云われる寄宿舎生活等々。

救挙にいとまのない非人道的な抑圧の前に遺憾ながら我々は今日迄屈服して来た。

〔附表〕　近江絹糸紡績労働組合要求事項一覧（注＝〇印は上欄の要求を掲げたことを示す）

要求事項	本社労組	大垣労組	津労組	中津川労組	富士宮労組
1、我々の近江絹糸紡績労働組合を即時認めよ	〇	〇	〇	〇	〇
2、会社の手先である御用組合を即時解散せよ	〇	〇	〇	〇	〇
3、会社が指名せる労働者代表者の締結せる一切の規定を撤回せよ	〇	〇	〇	〇	〇
4、拘束八時間労働の確立	〇	〇	〇	〇	〇
5、タイムレコーダーの即時復活と残業手当の支給、賃金体系の確立	〇	〇	〇	〇	〇
6、合理的な退職金、旅費、宿直費規定の設定	〇	〇	〇	〇	〇
7、有給休暇、生理休暇の完全実施	〇	〇	〇	〇	〇
8、食堂の完備、更衣室の新設、社宅並に寮設備の改善、拡充等福利厚生施設の充実	〇	〇	〇	〇	〇
9、宿直室の完備、専門宿直者、専門掃除夫及び各寮の専属炊事係即時配置	〇	〇	〇	〇	〇
10、仏教の強制絶対反対	〇	〇	〇	〇	〇
11、夜間通学等教育の自由を認めよ	〇	〇	〇	〇	〇
12、結婚の自由を認めよ	〇	〇	〇	〇	〇
13、ハイキング、音楽、映画サークル等一切の文化活動を認めよ	〇	〇	〇	〇	〇
14、労働強化を強制する各種対抗競技を廃止せよ	〇	〇	〇	〇	〇
15、人権を蹂りんした信書の開封、私物検査を即時停止せよ	〇	〇	〇	〇	〇
16、密告者褒賞制度、尾行等一切のスパイ活動強要をやめよ	〇	〇	〇	〇	〇
17、外出の自由を認めよ	〇	〇	〇	〇	〇
18、工場長に強制して行わせる月例首切反対	〇	〇	〇	〇	〇
19、浴場の完備をふくむ	〇	〇	〇	〇	〇
20、外出時間制限反対	〇	〇	〇	〇	〇
21、実働八時間	〇	〇	〇	〇	〇
22、昇給制度の確立	〇	〇	〇	〇	〇

19、各課最低必要人員の即時補充
20、重役達の人格を無視した言動及び仕末書乱発の禁止
21、自動車部員の社内寄宿を廃止し社外寮に引き移すこと
22、自動車に対する傷害保険の即時加入
23、全繊同盟に加入した近江絹糸紡績労働組合〇〇支部を認めよ
24、新組合の設定に当つては一切の妨害をするな
25、本店の要求事項を実施せよ
26、深夜労働時間六時間三十分に短縮せよ
27、深夜番食事の栄養化
28、新制中学卒業生以外のものにも勤続賞を与えよ
29、休憩所を三ケ所増設せよ
30、男女舎監寮母を追放せよ
31、運動の設備をせよ
32、グラビヤ代徴収反対
33、退社するものを親切にせよ
34、慰安会を他の工場並にせよ
35、安生先生の体操強制反対
36、外出時の服装の自由を認めよ
37、休憩時間四十五分を守れ
38、賃金を値上げせよ
39、北村利雄の退職手続き撤回を認めよ
40、一年契約者の無期限延長

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
全繊への加入を認めよ					○	○		○	○	○												
新組合加盟の解雇不当扱反対					○	○		○	○	○												
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

一万三千の同志諸君！
目を開け、そして聞け！
格子なき牢獄に呻吟する過去の奴隷労働に終止符を打とう、解放の鐘を高らかに打ちならそう！
近江絹糸紡績労働組合は、自由と平和、民主主義と社会正義を基盤にする全繊同盟の旗のもとに、信義と友愛と鉄の団結をもつて、一切の封建性を打ちやぶり、如何なる迫害と圧迫をも粉砕し、企業の民主化、技術の練磨、人格の向上と健全強固な自主的組織確立のために、一路邁進することを誓う。
右宣言す
昭和二九年六月二日
全国繊維産業労働組合同盟
近江絹糸紡績労働組合

六月三日、二二項目の要求書を、嘉久次は外遊中し、団体交渉を申入れた。会社側に提出（当時、社長夏川朝にいたつて、会社側の全面拒否するところとなり、本社の組合員はただちに無期限ストライキに入つた。
会社側は、猛烈な切りくずしをはじめた。西村専務取締役は、「ゴ　シソクハツキョウス、スグ　コイ」という電報をうつて、組合員の親を呼びよせたりした。
夏川社長は、「六月四日、パリで〔国際人絹会議に出席中〕ストの第一報を手にした時、私〔夏川社長〕は、そんなバカな……と自分の眼を疑つた。私はさつそく日程を変更して、急遽羽田に飛んできた」（夏川嘉久次「人我れを民衆の敵と言ふ」、文芸春秋、一九五四年八月号――「週刊サンケイ」一九五四年八月一日号の記事によると、夏川社長はこの雑誌を約三〇〇〇部買いとり、関係官庁、金融機関、株主、得意先などに配布した）。夏川社長は、帰国後最初の新聞記者会見で、つぎのように述べている。――「一体何のことやらさつぱりわからない。結婚をゆるさないというが、だれがゆるさないのか、こちらから聞きたい位だ。仏教の強制だつて、信書の開封だつて、だれが考えてもあり得ないコツケイな話じやないか」と（朝日新聞、五四・六・一三）。

（注）しかし、労働省の四方職業技能課長は、近江絹糸調査団長として調査の結果を発表したさい、「新組合〔近江絹糸紡績労働組合〕の要求は決してコウトムケイとは思われない」と述べた。（読売新聞、五四・六・二〇）

また、法務省人権擁護局の調査の結果も、近江絹糸紡績株式会社の各工場で、労働者の寄宿舎における私生活の自由を侵し、あるいは、信書の秘密を侵した事実があることを認め（朝日新聞、五四・七・二一）、日本弁護士連合会も「著しい人権侵犯の事実がある」と声明した（七月三一日）。
さらに、大垣工場人事課仲川衛の手記「私は信書開封係だつた」がある。（読売新聞、五四・六・一八）
なお、七月一八日から一九日にかけておこなわれた近江絹糸紡績株式会社工場所在地の各労働基準監督署による一斉捜索の結果も、同社各工場の労働基準法違反の事実を確認している。（滋賀労働基準局と彦根労働基準監督署の資料によると、一九四八年二月から一九五三年末までに摘発された同社彦根工場の労働基準法違反は一五三件、設備不完全のため安全衛生規則に違反して労働者が負傷した事件六件、負傷者二三人におよんでいる。）

4

六月四日には岸和田支部が、七日には彦根支部と富士宮支部が、一〇日には大垣支部が、一二日には津支部が、二六日には名古屋（営

業所）支部が、二八日には長浜支部と東京（営業所）支部が、そくぞくと結成され、新組合員は日ごとに増加した。

近江絹糸紡績労働組合は各支部の急速な組織拡大にともない、六月三〇日、大阪で第一回臨時大会をひらき単一本部を確立した。

近江絹糸紡績労働組合の組織状況

―八月二日現在―

事業場	従業員総数	近江絹糸紡績労働組合	会社組合
本社	一七〇	一五〇	二〇
彦根工場	二、六八一	一、八五五	八二七
長浜工場	四〇〇	三六四	六三
岸和田工場	五七二	五四一	三一
中津川工場	九〇一	八五二	四九
大垣工場	三、一五〇	三、〇七〇	八〇
津工場	二、三七〇	二、一五〇	二二〇
富士宮工場	一、四六〇	七四九	七一一
東京営業所	二九	一六	一三
名古屋営業所	一一	八	三
合計	一一、七四四	九、七五五	一、九八九

全繊同盟は六月八日から、会社側は六月二四日から、数回にわたって、各工場所在地や東京・大阪などの大都会に、飛行機まで動員してビラをまくなど、たがいに宣伝戦を強化した。

会社側は、女子労働者の父兄に、「新組合は男子の寮に女子が宿泊しているほど風紀が乱れ、妊娠等の心配もあります」というハガキを送り、家族からの切りくずしを策した（七月一日）。

労働組合側では、全繊同盟本部が、数度にわたる総評の共同闘争申入れを拒否したにもかかわらず、各工場ごとに地域的な共同闘争が発展し、とくに、滋賀県教職員組合が教え子の近江絹糸紡績株式会社への就職拒否を声明したことは、大きな反響をよんだ（六月二日）。また、全日本海員組合の指令により、日本郵船草山丸の労働者は、近江絹糸紡績株式会社のパキスタン向け積荷を拒否し（七月二日）、全日通労働組合は、大垣工場への運送を拒否した（七月六日）。

5

つぎに、主な工場の闘争状況から、特徴的な事例を拾い、近江絹糸紡績の争議の性格をみることにしよう。

彦根工場　「彦根工場がストに突入したのは六月七日午前二時だった。そのきっかけは大阪本社に新労組が結成されたのを知った朝倉克己君（二〇才、のちの支部長）と矢部忠雄君が夏川要三工場長（社長の末弟）によびつけられたことからはじまる。〝お前達は大阪本社の労組に何か連絡したのだろう……。〟それは文字通りの強迫で、ついに二人は監禁された。それを知った男子工員六十名が憤激して職場放棄をはじめた。午前五時には先番交代の女子工員八百名、電気、ボイラーの男子工員五百名、こうして午前六時には、絹紡、梳毛、スフの三工場の作業は完全にとまった」（「私たちはもうなかない」、文学の友、一九五四年八月号）。

（注）　会社側による労働者とくに新組合幹部の不法監禁は各工場でおこなわれ、部分的には警察当局もこれを犯罪容疑として取調べた。

この夜の体験を、寄宿舎の部屋長をしていた一女子労働者は、「近江絹糸真相発表県民大会」（六月一八日、彦根市）の席上、五〇〇人の市民を前にしてつぎのように語っている。「寮長さんや寮母さんは、いそいで各部屋をしめきり〝今暴徒が謀叛をおこしました、部屋をでた人はみな会社をクビです……〟とスピーカーで放

送しました。私は〝みなさん自分の考えるとおり自由に行動してください、私は部屋長をやめます、自由をかちとるのはみなさんの力です、自分の考えるとおり真実の道をすすんでください！〟とさけびました。みんなワッと泣きだしました。私はまつしぐらにスト突入者があつまつている仏間にむかつてかけだしました。何人かのお部屋の人が私のあとをついてきたようでした」と。

六月一三日、彦根工場の労働者は、はじめて市内デモ行進をおこなつた。「白いハチ巻をしめた可れんな女工員たちの行進にはおとなしい彦根市民も好感を持つのか、拍子で迎えている。聞けば地元の市民は〝大事な子供を近江絹糸なんかにやれませんよ〟とあつさり片づける。社長の夏川嘉久次氏はこの町の出身の上に、小さな個人商店のころから本拠をここに構えていたのに、近江絹糸が町民からこれほどきらわれるにはそれだけの理由がある」（「近江絹糸スト の背景」、週刊読売、五四・六・二七）。

大垣工場　「講堂（仏間）の正面壁には、二枚の額が裏返しにかかつている。先代夏川熊次郎、現社長夏川嘉久次の〝御肖像〟を、第二組合（近江絹糸紡績労働組合大垣支部）のひとたちが、見るのもいやだというわけで、裏返しにしたのであつた」。六月一〇日、無期限ストライキに入つてからは、この仏間に組合の集会でつめかける「何百という若い娘さんたちは、どつと笑い声をあげる。仏間では、かつてこんな明るい笑い声が上つたことはなかつたにちがいない。……ストになつてからは、とりどりに、つつましいながら、お化粧とおしやれをすることができるようになつたのだろう。しかし、何よりも、彼女たちの顔つきの明るさと、のびのびした様子が解放された精神を力いつぱいに表現している」（南博「近江絹糸スト の訓えるもの」、世界、一九五四年九月号）。

会社側は、弾圧の機会をねらつていた。六月一五日、「夜十時四十分、会社側応援臨時人夫約二百四十名が工場内部に待機中の臨時人夫約四十名と呼応して三尺ぐらいの棒をふり回しコブシ大の石を投げ、門を守る労組ピケ隊約五十名を前と後からはさみうちにして大乱闘となり」（朝日新聞、五四・六・一六）、重傷者一二人、軽傷者四十数人をだした。しかし、乱闘事件の翌日には、臨時人夫のうち約三〇人が、はやくも会社側に叛旗をひるがえした。かれらの言い分は――「われわれは大阪の天王寺公園でブラブラしていたところを、日当四百五十円、飯は食い放題、一日タバコ三箱、晩酌つきで争議中の工場の清掃、整理をする、という条件で雇われたが生命の危険を感ずるようなことをやらせられ、しかも日雇だから毎日払つてもらわなければならない日当を未だにもらつていない。その上自分の子供のような若い新労組員とたたかわねばならぬのはどうも困る」というのであつた（朝日新聞、五四・六・一七）。

（注）「乱闘事件」は、このほかにも各工場で頻発した。

1、六月一二日、津工場――新組合結成大会を妨害するため会社側行動隊と三共組暴力団が投石と放水で労働者に挑戦、双方二十数人の重軽傷。

2、六月一三日、彦根工場――夏川社長の工場視察に呼応して、下村組暴力団二〇〇人が労働者に挑戦、双方二十数人負傷。

3、六月一四日、彦根工場――前日にひきつづき下村組暴力団がピケット・ラインを襲撃、組合側三人重傷。

4、六月一四日、富士宮工場――新組合が正門バリケードを実力で突破し、第三組合と雨中で大乱闘、双方五十数名負傷。

5、六月一七日、富士宮工場――女子労働者の「寮出入の自

由」を要求する新組合が、第三組合と乱闘、新組合側三二人軽傷。

津工場

〃津〃の皆さんガンバレ!!

会社のアクラツなデマ、オドカシなどにまけずに、本店、岸和田、彦根、大垣、中津川の兄妹といつしよになつてガンバリましよう。

労働組合をつくる為に会社のおもてでまつている本店の組合、彦根から応援に来ている仲間と連絡をとつて下さい。

此のビラを見たらすぐに組合をつくつて立ち上りましよう。その為には、

一、此のビラを見たらすぐに各部屋ごとに代表者を一名づつえらんで下さい。

一、代表者は祕密のうちに集まつて表にいる本店、彦根の同志と連絡して下さい。

私達の生活を守り、寮にかえつても楽しい生活が出来るように皆で団結して立ち上りましよう。

〃津〃の皆さん、ガンバレ!!

全繊同盟

近江絹糸紡績労働組合

「塀の穴から」

六月十二日、男子寮生は、高さ三米余りある鉄条門を乗り越えて脱出を計りましたけれども、女の私達にとつてはとても難しいことでした。私は、はやく決心はしていたのです。でもうまく脱出来そうもないのがもどかしく、いらいらしながら日を送つておりました。

六月十六日午後九時頃、男子寮生（脱出出来た人）が前日とは違つた方向から私達に呼びかけに来て下さいました。私の胸は今日こそは何とか脱出の方法がみつかるのではないかと嬉しさにおどるようでした。でも、脱出したいという事を声にして伝える事は出来ないのです。私は監視の目を恐れ乍ら外から見えるガラス窓に向い、門の開いていない事を指先の字でやつとの思いで伝えました。それに応じて網塀に人一人位出入り出来る程の穴を開けて下さいました。私達は其の塀の穴からやつとの思いで脱出する事が出来たのでした。

こんなにも脱出が困難になつたのは、津工場の蹶起が彦根、大垣工場よりおそかつたために、彦根・大垣工場が蹶起して以来、津工場では、会社側が青年行動隊と言うのを設けて警備をさせ又暴力団を雇つて脱出を妨げるという十分の処置をとつたからだつたのです。各友誼団体の方々が、スピーカーを通じて私達に呼び掛け説得して下さる声を聞かせまいとして、会社側もまたスピーカーを利用して、寮内にうるさい位、軍艦マーチを鳴り響かせていました。（全繊同盟教宣部「解放の歌よ高らかに」より）

富士宮工場　六月九日、近江絹糸紡績労働組合富士宮支部が結成されると、その翌日には、同支部に未参加の従業員約一三〇〇人が、第三組合（近江絹糸富士宮労働組合）を結成した。

市民の皆様へ

毎日お騒がせ致しまして誠に申訳ありません。此の平和な静温な富士宮市を喧騒の渦の中にまき込み、皆様の御生活上に種々御不安をお掛け致しました事を深く深く御詫び申上げます。

私たち第三労働組合は今一生懸命に私達の新しい組合を育てる事に努力して居ります。もう此の数日間に封建的な寮の空気は一

新され、自由で明朗な自治会も誕生して居ります。何故私達がこの様に頑張つて居るかを御説明申上げます。何卒私達の切実なる御願いを御聞き下さい。

第一に、このような争議を永い間続ければ近江絹糸の生産高が次第に低下し、益々悪化する時は工場をも閉鎖しなければならなくなります。

この結果今迄色々御世話になつて居りました市民の皆様との御付合も出来なくなつてしまいます。又一方私達は私達の職場を失い働く事が出来なくなつてしまいます。こんな悲惨な状態にならない様私達は苦しい毎日に耐えながらなお頑張つて生産を続行して居るのです。

第二には、現在の日本の経済貧困がこのような争議によつて益々深刻になつてゆくと云う事です。

西ドイツは戦いに敗れましたが全国民が一致団結し苦しさに耐え労資一体となつて見事な復興をとげ、全国民の生活水準を向上し、世界の貿易界に君臨して居ります。一時の感情や情熱にとらわれわれ、ただ戦う事にのみ夢中になつて居れば結局自分で自分の首をしめる結果になり益々貧困になつて行きます。生産が低下すれば勿論会社の収入が減り、要求を通すためにやつた争議により かえつて私達の所得を減らし、遂に工場の運転が停止すれば一銭の収入もなくなる事態に追込んでしまいます。私達は断じてこんな馬鹿な目に合いたくないのです。そこで私達は今度の争議の原因を考え、今迄の経営者六分、労働組合四分と云う偏つた力の配分を排除し五分五分の立場であく迄も暴力を使わず、経営者と労働組合が膝をつき合して話すことによつて近江絹糸全体の向上とお互の利益を計り、日本の産業復興と今後の富士宮市の繁栄のために貢献出来るよう、明るい健全な第三労働組合を作り民主化を計つていますが、全繊同盟は近江絹糸の従業員でもなければ富士宮市民でもありません。だから全繊同盟は近江絹糸がどうなろうとかまわないのです。本当に近江絹糸を愛し富士宮市民がどうなろうとかまわないのです。本当に近江絹糸を愛し富士宮市の発展を祈つているのは、わたくしたち近江絹糸の従業員なのです。

その私達が真に近江絹糸の発展向上と富士宮市の繁栄を願い、今第三労働組合を作り立ち上りつつあります。あく迄も静かに、あく迄も話し合いによつて問題を解決してゆく覚悟です。どうか市民の皆様!!　私達の気持ちを御了解になり御支援下さいますようう切に切にお願い申上げます。

近江絹糸富士宮労働組合

第三組合の皆さん!!

近江絹糸従業員約七千名（彦根二、八〇〇、大垣二、〇〇〇、岸和田七〇〇、本社一五〇、中津川一、〇〇〇、津二三〇、富士宮二一〇）は全繊同盟近江絹糸労働組合の結成に立上がり、固い団結の下に社会正義と自由のために断乎闘いつづけております。

会社側は夏川社長を先頭に暴力団を雇入れたり、全繊に加盟する組合が出来ると会社がつぶれると宣伝したり、全繊は赤だとか云つてますます世間の反感をかつています。

私達には三十二万の全国の繊維労働者はもとより、八千万の国民が激励をしてくれているのです。

会社は第二組合加盟者が増加して来ているので、全繊が共産党と一緒に闘つているとか、ダイナマイトを使つたとか云い出しました。全繊は共産党とは絶対に一線を画していますし、ダイナマイトなど絶対に使つておらず、警察で調べて貰えば、はつきりわ

かることです。こういうデマをとばして、あなた方を必死になつてダマシているのです。

私達は決して第三組合の方々と争うようなことは考えていません。私達の相手は会社です。第三組合の方々と早く手を握り、全従業員がそろつて会社に当らなければ、労働者は何時までたつても救われません。

私達が工場に入つて行つたのは、会社が私達に食事も寮も与えてくれないからなのです〔前掲―六月一四日の闘争〕。

あなた方第三組合の人達も、労働組合法をよく知つて頂き、勇気をふるつて御用組合の第三組合を脱退し、一日も早く一緒に手をつないで、みんなが仲良く、楽しい、明るい、富士宮工場をつくるようにしましょう。

六月十七日

全国繊維産業労働組合同盟
近江絹糸労働組合富士宮支部

（注）津工場（六月二六日）や岸和田工場（六月二七日）などでは、第四組合が名乗りをあげた。これは、西村専務取締役より、第二組合結成と同時に第三組合結成が指示されていたので、いちおう自主的な装いをとる必要を認めた場合、第三組合を排し、第四組合を名乗ることになつたのである。

富士宮工場における闘争のやまは、七・一三事件とよばれている。七月一三日、「会社側では原綿の搬出入をする為、自動車十一台を向けました。仮処分〔七月一二日決定〕には正門ピケや、スクラムを組み、座るくらいは認められているのです。実力行使をもつて、原綿・食料その他の運搬をしてはいけないにも拘らず、会社側弁護士は、人をひき殺しても自動車を入れると叫びます。しかし女子組合員は運転手に泣きながらスガリ付き、〝同じ労働者でしよう、お願いします〟と、それこそ泣きながら説得して、日通の自動車は引き返してくれました。しかし丸通〔富士宮市の運送会社〕の自動車は、俺たちには組合がないと一尺二尺と進んで来ます。男子は前列に座り、女子が後列、スクラムを組み、泣きながら労働歌を歌つてました。そのうち警官が来て、このピケを取れ、でなければ実力を行使すると申し、組合側では三十分間待つてくれというにも拘らず三十人くらいで暴力をふるい始めたのです。今迄四十日間も守り続けて来たピケを取つたら水のアワです。……見てる間に前列はドンドン足を引張られ、シャツを引張られ女子組合員は泣き声と悲鳴をあげ、この現場は書きようもありません。一人ずつ引張り、間が空くと自動車は一センチずつ進む姿、車にひかれんばかりの事です。第二組合員は暴力は使うなと強く腕を組み土にしがみ付いても、男の警官にはかないません。転ばされ、靴で背中を蹴とばされて重軽傷が三十名からになりました。……市民は目の前で見てすつかり怒つて、夜七時頃、千人近くの市民が工場の庭に入り事務所のガラスをメチャメチャにこわしてしまいました。そして警察に行き千五百人からの人が同じくガラスをこわし警官と午前二時頃迄乱闘騒ぎでした」（静岡大学教育学部歴史学研究会「私たちの要求はぜいたくなのでしようか」、歴史評論、一九五四年九月号）。

（注）六月二四日、大垣工場でも警官二〇〇人に守られて会社側が出荷を強行し、ピケット・ラインで衝突、組合側は数人の負傷者をだした。

6

六月十六日、夏川社長は団体交渉開始を了解、労資双方で文書をとりかわしたが、約束の一七日に、とつぜん夏川社長は姿を消してしまつた。全繊同盟近江絹糸争議対策中央本部は、つぎのように抗議している。

（会社の団交拒否に対する声明）

一、六月十九日午前十時、会社より団交に社長出席不能の理由書を受取りました。その内容は先ず、全繊同盟が暴力と脅迫によつて、争議をやつているから応ぜられないこと、社長が全工場を視察しなければ実情が解らないために団交に出席出来ないこと、等を挙げ、全繊に加入せる新組合と直ちに団交を開く事は出来ないと結論ずけて居ります。

二、この理由については、如何に偽瞞と謀略にみちたものであるかは、改めて申し述べる必要がありません。

近江絹糸新労組及び全繊が暴力をふるうと言つていますが、我々の行動は常に紳士的であり、何時でも団交を開いて話し合う態度で努力して来ました。

而るに、会社側は労働者を人間として認めず、亦憲法で保障された我々の組合活動を健全なる労働運動として認識する事が出来ず、これを会社に対する反逆的暴動と見做し、多数の暴力団を雇入れ社長自らが陣頭指揮を行つて弾圧し、多数の犠牲者を出すという暴挙に出たのです。

三、六月十六日午後八時、組合と会社は正式に社印及び社長印迄捺印して翌十七日午後五時より社長出席による団交を協定しました。

而るに、翌日になると労働省四方技能課長と面会の約束があるとて突然津に赴むき、これによつて紳士的協定は一方的に破棄されました。そして会社は社長不出席の団交を改めて申し入れて来たのです。（此の約束は社長による計画的な嘘であつたことが四方氏より暴露されています）しかし、我々は社長が出席しない団交は無意味であるとしてこれを拒否したのです。

四、社長は各工場を視察してからでないと、実情が解らぬし、団交には応じられないとの事ですが社長が工場に行く事は彦根、津でおこなわれた会社の暴動事件が示すようにかえつて混乱を招くだけです。

我々の要求は今更工場の実情を調査しなくとも話し合える事で、単なる団交引延しにしか過ぎないと思われます。

社長帰国後一週間になる今日、先ず新組合の幹部と中央に於いて話し合う機会を作ることが先決であると思うのです。要は会社が誠意ある態度で社長出席に依る団交を一日も早く開く事です。近江絹糸紡績労働組合及び全繊同盟は平静に行動し、今迄と同じく何時でも話し合う用意がある事を茲に改めて表明します。

争議が政治問題化するのを恐れた小坂労働大臣は六月二六日、千金良三菱銀行頭取、堀勧業銀行頭取、岸同和鉱業副社長の三人に調停を依頼し、この人々は二七日に夏川社長と会談したが、夏川社長は、「事態を早急に解決するため工場視察をおこなつたのち、労働組合側と団体交渉に入りたい」と言明した。二八日、斎藤全繊同盟書記長らと夏川社長は、三人の調停役の立会いのもとに会見、全繊同盟側は、社長の工場視察に異論はないが、給食拒否を続けるかぎり安全は保障しがたい、と申入れた。夏川社長は、ただちに給食を開始することを承諾、七月六日から東京で団体交渉をひらくことを約した。

夏川社長の工場視察は、六月三〇日からはじまつたが、七月四日、最後の視察地である岸和田工場からの帰途、自動車に乗ろうとしたときに、社長をとりまく多数の労働者の一人がもつていた旗竿が、かれの頭にあたり負傷した。夏川社長は、これを全繊同盟の計画的暴力行為であるとして、団体交渉の無期延期を通告した。

しかし、三人の調停役は、早急に団体交渉を開くのが得策である

ことを夏川社長に説いたが、かれは「当分休養の必要がある」という診断書を、労働省に提出した。その後も、会社側は、ピケット・ラインの解除、全繊同盟幹部の除外などを、団体交渉開始の条件にもちだしたので、ついに三人の調停役も、七月一三日、調停打切りを声明した。

全繊同盟は、七月一五日、緊急中央執行委員会をひらき、会社側を相手どり不当労働行為の申立てをおこなうことに決定、「団体交渉に即時応ずること。この場合組合の代表者中に全国繊維産業労働組合同盟の代表者が参加することを理由に団体交渉を拒否してはならない」という申立書を、中央労働委員会に提出した。

中央労働委員会は、これを受理し、さらに労働大臣の申入れに基く職権斡旋に入つたが、労働組合側は、この斡旋にたいし、つぎのような要求書を提出した。

（要　求　書）

全国繊維産業労働組合近江絹糸紡績労働組合（以下単に組合という）は、曩に二十二項目よりなる要求書を提出し、主として人間の自由を確保するため会社に対して団体交渉を申入れましたところ、会社はこれに対して理解ある態度を示さず、あまつさえこれを拒否されたので、止むなく我々はストライキをもつて目的達成のため闘つて参りました。而しながら我々は、日本繊維産業の立場を考え或いは労働者の利益を守る立場からも且つ又、企業の発展のためにも、今次争議が一日も早く解決されんことを望むものであります。

かかる意味から我々は、従来の要求事項を要約して左記の通り更めて申入れ、争議の解決を願うものであります。

〔記〕

一、組合と近江絹糸紡績株式会社（以下単に会社という）は、この協定成立後引続き団体交渉を継続し、別紙労働協約案締結について努力すること。

二、組合と会社との団体交渉を行う場合、組合が任意に選択する全国繊維産業労働組合同盟の代表者の参加を会社は拒否しないこと。

三、昭和二九年六月三日提出した二十二項目を承認すること。

四、争議中の損害について、別紙明細書によつて弁償すること。〔一億八〇〇六万二一〇〇円要求〕

五、会社は、今次争議に参加した組合員に対して、解雇、転勤、配置転換等その他凡ゆる手段による一切の不利益を与えないこと。

六、会社は、一ヵ年の労働協約による期間満了を理由にした組合員の解雇を行わないこと。

七、工場閉鎖を行わないこと並に既に工場閉鎖を宣言したところを取消すこと。

八、争議中の組合員の死傷病に対してこれを補償すること。

九、時間外勤務手当を遡及支払うこと。

十、組合員中から、組合業務専従者として必要なる人員を選出することを承認すること。

十一、今次争議発生以前の解雇者についても本人が復職を希望するものについて、解雇が不当であつたと認められたものは、会社はその復職を認めること。

昭和二九年七月二二日

全国繊維産業労働組合同盟
近江絹糸紡績労働組合
右代表者組合長　渡辺三郎

近江絹糸紡績株式会社

取締役社長　夏川嘉久次殿

七月二六日、中央労働委員会中山会長は、労資双方の代表者を招いて、団体交渉開始に関する予備会談開催の案を提示、つぎのような「申入れ」をおこなつた。

一、争議の解決のために、労使双方各三名、中労委公益側斡旋委員一名、同斡旋委員会の指名する全繊代表者一名を以て会談をもつ。

二、右会談の期間は五日間とし、この期間中は次の休戦条件を実施する。

(1)組合側はピケを解き、会社側は従業員以外のものを、組合員以外のものを工場施設外に退去せしめ、労使共相手方を刺激する如き行動に出ないこと。

(2)会社側は物資の搬入をなさざること。

(3)労使双方共組合員獲得の為め説得をなさざること。

(4)会社側は操業をなさざるも組合側は機械類の保全につき協力すること。

(5)給食については、現状のままとすること。

三、この休戦条項の実施の監視は各地元地労委会長、又はその代理が当ること。

労資双方とも、この「申入れ」を受諾、闘争二カ月ぶりで、七月二九日から予備会談が開始されることになつたのである。この会談は、二九日、三一日、八月二日の三回にわたつておこなわれた。

八月四日、前述のようにしてできあがつた中央労働委員会第一次斡旋案は、全繊同盟、近江絹糸紡績労働組合、会社代表によつて、いちおう調印され、団体交渉がひらかれた。全繊同盟中央執行委員会は、第一次斡旋案を、つぎのようにきめた。

一、近江絹糸民主化の徹底と組織の確立を達成するまで近江絹糸紡績労働組合の闘争を強力に支援する。

二、団交を即時開始して労働協約その他労働条件をかくとくし特に一年契約の組合員の雇用継続については最善の努力をする。

三、法廷闘争を全面的に強化する。

四、地労委、中労委闘争を積極化し具体的成果をあげる。

五、夏川社長がこの協定の精神に違反し組織を攪乱する等の行為を行つた場合は、全繊同盟は再度実力行使をもつて断乎闘う。

しかし、団体交渉は、八月九日、第三回ではやくも決裂した。全繊同盟近江絹糸争議対策中央本部と近江絹糸紡績労働組合は、ただちに、「就労闘争」、「食事闘争」、「仮処分取下げ闘争」、「入寮闘争」を指令した。これらの闘争をおこなう理由について、指令はつぎのように述べている。――「第一、第三、第四組合員には就労を許し、第二組合員九千六百人には依然としてロックアウトを喰わしている」、「中津川、津、岸和田、本社、名古屋、東京、長浜は組合の責任に於て食事の一切を押しつけられている」、「第二組合立入禁止の仮処分は津、中津川、長浜、岸和田は地裁に提訴のままいまだに法廷に於て闘争中である」、「東京営業所は宿舎に復帰を強力に拒否されている」と。

団体交渉が決裂したため、中央労働委員会は、八月一一日、第二次斡旋案を提示した。この日、会社側は、とつぜん、近江絹糸紡績労働組合副組合長中川衛、同書記長木村進ら九人の解雇を通告してきた。

八月一一日より三日間、新潟市でひらかれた全繊同盟第九回大会では、第一次斡旋案を受諾した執行部に手きびしい批判が集中し、さらに、「就労闘争の実績も無視され、物資の搬入拒否もできなくなる」第二次斡旋案を拒否する決議がおこなわれた。これは、組合員大衆の怒りの反映であり、「ほんとうのたたかいはこのときには

じまつた」（労働経済四季報、第六集）。総評は、あらためてこのたたかいを全面的に指示し、「近江絹糸」をなくすたたかいをひろげるよう全組織に指示した。「珍妙な要求」（朝日新聞）といい、「奇妙な争議」（読売新聞）とみなす、近江絹糸紡績の争議にたいする誤つた考えかたについて、全繊同盟第九回大会に出席した東洋レーヨンの代議員は、こう述べている。――「このたたかいは、単に夏川対全繊同盟のたたかいではなく、全労働者階級と反動とのたたかいである」と。

中央労働委員会は、八月一三日、斡旋打切りを声明した。近江絹糸紡績労働組合の各支部は、同日、ふたたび無期限ストライキに入つた。会社側は、八月一九日から二二日までのあいだに、組合各支部幹部一一六人の解雇を通告し、このあらたな闘争のかたまりに対抗しようとした。

7

「ストは操短になる」と豪語していた夏川社長も、九月に入り、七億五〇〇〇万円の損害と、ふたたび動きだした四人の資本家（堀田住友銀行頭取、千金良三菱銀行頭取、岸同和鉱業副社長）の申入れの圧力の前に、動揺の色はかくせなかつた。ついに、争議発生以来一〇六日目の九月一六日午後四時、労資双方は、第一次案、第二次案にくらべ、労働組合側にかなり有利に改められたつぎの中央労働委員会最終斡旋案に調印したのである。

（中央労働委員会最終斡旋案）

一、近江絹糸紡績株式会社（以下会社という）は全繊加盟の近江絹糸紡績労働組合（以下組合という）を認め、これを相手として十大紡並の労働協約を締結すること。

二、組合要求二十二項目中、信教の自由、教育の自由、信書の秘密、結婚の自由等人権に関する事項については既に法務省人権擁護局、労働省労働基準局等所管諸機関により夫々人権侵犯の事実及び労働基準法違反の事実が確認せられこれが是正方につき厳重な勧告がなされている事実に鑑み、会社はこれ等諸機関の指示に従い具体的措置をとりこれを改めること。

また労働時間、賃金体系、時間外手当、退職金、休日休暇等の労働条件及び懲罰その他人事条項並びに食堂、社宅、寮施設等福利厚生条項等については前号労働協約に於いて企業他社の実情を参酌し社会的水準に照し合理的に規定を設けること。

三、会社内に数個の組合が併存して相争うことは労使関係の安定、社業の運営上望ましくないので成る可く速かにおそくも明年三月末日までにこれ等の組合が円満に統合されるよう労使関係当事者は互に協力すること。

右の組合統合が達成せられるまでは、会社の従業員を本組合員のみに限ることは出来ないので次の如きユニオン・ショップの協定を結ぶこと。

「会社の従業員（但し現在他の組合に所属するものを除く）は組合員でなければならない。明年三月三十一日までに若し新に入社する者があればその者が何れの組合に加入するかは本人が自由に選択する。

会社は組合より除名された者を解雇する。但し会社の業務に重大なる支障を来すと認められる場合は組合と協議する。」

四、会社の従来の労務管理のあり方が今次争議の重要な原因であるから会社は速かに労務管理のための機構を整備拡充し社会的水準に従い労務管理方式を刷新すること。

五、一年労働契約の組合員については既に契約期限到来のものも明年六月末までその雇用期間を延長し、それまでの期間に於いてこれ等組合員の措置の基準につき労使双方協議すること。

協議調わざる場合は中労委の定めるところに従うこと。

六、今次争議による犠牲者は出さぬこととし、本争議を理由に不利益処分を行わないこと。

本争議と関連して既に行われたすべての解雇はこれを撤回すること。但し刑事犯として起訴されて有罪の判決を受けた者を除く。

七、会社は既に行つた工場閉鎖はこれを撤回すると共に本争議の解決に当つて全部または一部の工場閉鎖を行わないこと。

八、会社は労働協約締結まで仮に専従の組合交渉委員二十名および本社並びに各工場毎に組合の仮事務所を設けることを認めること。

九、会社は組合員の生活困窮の実情と将来にわたる労使協力の実を上げるため金五千万円を組合に支給し、給食、宿舎、病院等に関して生じた出費中理由あるものとして金五千万円を全繊同盟に支払うこと。

全繊同盟の責任に於いて組合は会社に未払いの給食費金壱千五百万円を支払うこと。

組合及び全繊同盟は本争議に関する一切の金銭的要求はこれを以つて解決すること。

一〇、本案が労使双方より受諾せられたときは直ちに会社、組合及び全繊同盟の三者によりこのあつ旋案を協定書として調印すること。

一一、右調印の翌日より会社は操業を開始し、給食を行い、組合は就労するものとすること。

一二、八月四日の協定書は右協定書によりおきかえられるものとすること。

「近江絹糸の少女らはついに大勝した」（総評、五四・九・一四）。九月一七日早朝から、各工場はいつせいに再開、機械に頬ずりして涙した女子労働者もいたと伝えられている。

「近江絹糸紡績のたたかいが、同じように苦しんでいる労働者、とくに中小企業や未組織の労働者のたたかいを勇気づけたことは、はかり知れないほど大きいものがあつた。

その後、争議の発端となつた大阪の本社では、越年闘争のなかで第二組合と第三組合が統一し、ひきつづき各工場の第三組合員一一一人が、全繊同盟に加入した。

本社支部の一労働者は、組合の世論調査に答えて、つぎのように述べている。――「たたかいのなかで、統一を守ることがどんなにたいせつかを知りました」と。

（近江絹糸争議の解決に当つて）

―日経連タイムス、一九五四・九・二三―

人権争議と称された近江絹糸の争議も第二次の中労委斡旋〔最終案〕が効を奏し九月十六日正式調印なり一〇六日に及ぶ長期の争議もここに終結した。戦後幾多発生した争議の中で本争議は人権をめぐる闘争として特色ある争議であつたが、今この争議を省みるとそこには幾多の教訓が残された。

第一に本争議は人権を巡る闘争といわれた。事実人権じゆうりんが存在したか否かは公の機関が判定すべきものであつて吾々としては軽々にここで論ずべきではないが、少くともこの争議の発生した起因は基準法その他労働者の公私の生活を巡る争いであつたことは否定し得ない。今日こうした問題を虫眼鏡的にみれば各所に多々存在しようが近江絹糸という十大紡につぐ大企業にこれが問題となつた処に吾々として充分批判すべきものがある。今日、日本経済の再建を担うものは経営者のみではなく、労働者にも大きな責任と期待がある。

以上その公私の生活に経営者は進んで積極的な手を差しのべねばならない。そこには労務管理面に法律を超えたヒューマニズムが裏付けとならねばならない。今後会社がここに反省を求め労使の心からの協力体制をとられることを望むのは蓋し吾々のみでなく世論でもあろう。

第二にこの争議は多分に感情に走つた点もまた批判さるべきである。もともと二十四年に生れた近江民主化連盟から今日迄このおり、労使双方多年の感情が鬱積していたことが経営者側の徒らなる行動ともなり世論の事実であり、全繊同盟も新潟の大会で社長退陣、経営者団体除名の要請等の決議まで行われた原因でもあり紛争を長引かせたといえる。労使間はあくまで冷静に感情を交えず事に処すべきことを教えられたといえよう。

第三に世上は一方的に経営側をのみ非難した嫌いがあり、組合の行過ぎを無視した点は大きく取上ぐべきである。全繊同盟の現地における暴力的行為は多数発生している。勿論争議においては感情的にも若干のかかる行動はあり得ようが、この争議においてかかる行過ぎた行為が経営者への非難の余り過小に取扱われたことは遺憾であり、今後この点は徹底的に追及すべきである。

第四にこうした紛争に対する決め手というものに対し今一歩考究すべきであろう。政治には何等の打つ手も事実上なく中労委も第一次の斡旋失敗に懲してみても今回の決め手は事実上は金融機関の手によつたことは事実である。その善悪はとまれとして今後の問題としては仲裁制その他の方法により早急な解決が得られるように考うべきではないか。

以上の外諸外国に対する影響等数多くの点を考えねばならないが要は経営者は時代の流れを的確に把握し、労働組合に対しては正しい認識を以て労使協力の方向へ進むべきである。もちろん不当なる組合の行過ぎに対しては吾々は昨年の日産自動車の争議の如く断乎として対決はせねばならないが、吾々自身にもまた自己批判すべきものが多いということを謙虚な気持で考えねばならない。

（勝利した近江絹糸の闘いが教えるもの）
―アカハタ、一九五四・一〇・二〇―

（一）

近江絹糸労働者のたたかいの勝利は、すべての搾取と圧迫の下でくるしむ労働者、農民、勤労者大衆に、たたかう勇気と勝利への前途――その明るい確信をあたえている。

このたたかいの勝利の教訓は、その所属や色合いの如何を問わず、全労働者――勤労大衆の間に討議され「おれのところにも近江絹糸がある」「第二の近江絹糸だ」「職場の夏川を倒せ」などといくたの合言葉をうみ、中小企業労働者のあいつぐ組合結成の闘いに、サラリーマンの間での民主的権利のための闘いに、英雄的な闘いをつづける日鋼の兄弟たちの間に、とひろく全労働者――勤労大衆の間にしみとおり、深められて中に、ガッチリといかされている。まさにこのたたかいの勝利は、全労働者と国民の今日の闘いの勝利の道を、明るく照し出しているである。

近江絹糸労働者の百七日にわたる闘争の勝利は、あらゆる圧迫と弾圧、しつような分裂策動や切り崩しにもかかわらず、不屈にたたかいぬいた「団結と統一」の力のたまものであり、国民のあつい共感と激励による広汎な統一行動の勝利である。

（二）

この近江絹糸労働者の「団結と統一」の勝利は、われわれにたいして、いろいろのことを教えている。第一に、第一組合、第二組合、第三組合と、その組合所属の相違があつてもその労働者大衆の要求と権利を徹底的に支持し、その行動の拡大のために闘い、かつその闘う武器としての労働者階級自らの組織――労働組合の民主化と強化を、しつかりとにぎつてはなしてはならぬことを教えている。

このたたかいにたち上つたとき、近江絹糸の労働者は「わたくしたちは、給金をあげてたくしたちは自由になりたいのです。わたくしたちの手でわたくしたちの組合がほしいのです」と、ねばりづよい行動の統一と説得活動につとめた。

一時は顔や一部幹部たちの手で、経済的な要求項目だけをたたかいの目標にし、組合結成や幹部の首切りをボカし、これを妥協の条件にしようとするこころみもおこなわれた。

だが職場労働者にとつては「たとえ経済的な譲歩があつても、断じて組合幹部の首切り、組合破カイ、自由の圧迫と話しあい、地域での交流と共闘、平和集会をはじめ各種の地域における統一行動への参加、総評と全労などの組織のちがいをのりこえた全労働者――国民の激励と共闘は偉大な力を発揮した。

近江絹糸労働者の、この妨害や圧迫の中での断固たる十大紡労働者への訴え、家族や農村への呼びかけと話しあい、地域での交流と共闘、平和集会をはじめ各種の地域における統一行動への参加、総評と全労などの組織のちがいをのりこえた全労働者――国民の激励と共闘は偉大な力を発揮した。

このたたかいのさなかにひらかれた第八回全せん大会では、近江絹糸労働者の闘いは、単に「夏川対全せん」の闘いではなく、すでにアメリカの下請加工業の地位にある全繊維全産業労働者の「売国反動対労働者階級」の闘いであることを確認し、国民的な統一をすすめて闘いぬくための、長期の実力体制をとることがきめられたのである。

こうして近江絹糸の労働者たちは、労働者階級のかたい団結と国民的な統一をかためることのみが勝利への道であることを、圧

（三）

近江絹糸労働者の闘いの発展から、とりわけ未組織や中小企業労働者の間に、組合の結成と団結が、嵐のように発展するにいたつたのは偶然ではない。

あの年若く、なにも知らぬといわれた十代の少女たちの、権利を守る団結が、すべての労働者のたましいを奥底からゆさぶり、勇気と確信を呼びさましたのである。

（三）

第二に、敵はこの闘いがはじまるや、いち早く「近江は特殊だ」「例外だ」とさけび、一部の組合幹部は「外部の介入をゆるさず」といい、組合員の他産業労働者との交流を「統制違反」としてきめつけて孤立をはかつた。

だが闘争の勝利の教訓は、ただただ広汎な労働者――国民の統一こそ、勝利をたたかいとる道であることを、実践でしめしたのである。

近江絹糸労働者の、この妨害や圧迫の中での断固たる十大紡労働者への訴え、家族や農村への呼びかけと話しあい、地域での交流と共闘、平和集会をはじめ各種の地域における統一行動への参加、総評と全労などの組織のちがいをのりこえた全労働者――国民の激励と共闘は偉大な力を発揮した。

このたたかいのさなかにひらかれた第八回全せん大会では、近江絹糸労働者の闘いは、単に「夏川対全せん」の闘いではなく、すでにアメリカの下請加工業の地位にある全繊維全産業労働者の「売国反動対労働者階級」の闘いであることを確認し、国民的な統一をすすめて闘いぬくための、長期の実力体制をとることがきめられたのである。

こうして近江絹糸の労働者たちは、労働者階級のかたい団結と国民的な統一をかためることのみが勝利への道であることを、圧

迫と分裂工作の嵐の中で、身をもつて闘いぬくことによつて証明した。

（四）

第三に、敵陣営はこの闘争がはじまるや分裂、圧迫のあらゆる手段をこねあげて、調停や妥協をはかつたが、それらはことごとく失敗した。また、悪質な一部組合幹部を運用してのあらゆる分裂・取引も成功させることはできず、政府の介入さえも失敗した。ここに今日の反動陣営の矛盾があらわれており、かれらはその狂暴さにもかかわらず弱い実体をバクロしたのである。

アメリカ占領制度のしめつけのわく内で最大限利潤を追及し、生きのびようとするかれらにとつては、資本家陣営でさえ世論の手前、そのやり方には反対であるといわざるを得ない夏川のような、労働者にたいするはげしい圧迫と搾取以外の道はあり得ないのである。

夏川のやり方がなにか特別なものででもあるかのような、宣伝というより弁解をもつて紡織産業全般にみられる労働者の権利と生活にたいするファッショ的圧迫をごまかそうとする試みは、近江絹糸労働者の非妥協的な闘争と全労働者の連帯行動や共同闘争によつてバケの皮をひんむかれてしまつた。資本家陣営は自らの墓穴を掘るにひとしい介入から手を引かざるを得なかつた。こうして、火の手が自分におよぶことを恐れる資本家陣営の統一行動は分裂し、労働者大衆の統一行動は拡大し発展し、有利な条件がつくりだされた。このような資本家――反動陣営の矛盾は、今後もますます深まるばかりであるのもと、ますます深まる恐慌の中で、アメリカの下請けとなることによつて生きのびようとするかぎりは労働者――国民にたいする搾取と収奪をつよめるほかの道はない。そして、このことはまた、軍事独占集中をつよめて、資本家陣営内部の矛盾を拡大することとなり、国民全体から自分を孤立させる以外には、資本家どものすすむ道はないのである。

近江絹糸の労働者の百七日の英雄的なたたかいと勝利は、生活と権利をうばわれ、産業の破滅的状態の中にある労働者階級にたいして、いかに闘うべきか――その勝利の法則と力の源泉は何かをはつきりとさししめしている。

× × ×

近江絹糸労働者の勝利の教訓は、はかり知れぬくらい大きくふかい。

それは、共産党とめざめた労働者階級が全労働者、全国民の要求――その生活と権利を守る闘いを支持し、その行動の統一を拡大するために全力をあげるならば、とくに国民の闘争の先頭部隊である労働者階級の闘いの武器である労働組合に所属している全労働者大衆の統一と団結を組合所属にこだわらず守りぬき、その民主化と強化のために闘うならば闘争は必ず勝利することをおしえている。わが労働者階級が指導階級としての使命を自覚し、労働者と農民を中心とする偉大な愛国国民の団結をつくりあげ、平和と独立をめざす不敗の力を結集して闘うならば、かならず平和と独立と民主主義と幸福な生活の勝利にむかつて前進することができる。

（あの音）

三ヵ月の闘いは終つた
私は再び　C列七号についた
そして僅か一ヵ月
ああなんということだろう

わずか一カ月たたぬというのに
同志たちの血が　秋雨の中にまだ流れているというのに
夏川のあの眼は　もうキラキラと光り
生産！　生産！　と追いたてる
ムチの音がひびき渡る
その音は冷たく　その音は暗く
その音はすべての眼をかくし　耳をふさぎ　口をおさえ
そして乙女の胸をくやぶり
私たちのまわりにひびいてくる
私たちがあの音にふるえ　おびえたのはたつた三ヵ月まえのこと
とだつたのに
そして私たちはあの音から完全に解放されたと
思つていたのに！
もうあの音は　私たちをとりまいている
しかし　私たちは今度こそ
あの音に　耳をふさがれまい！　あの音に　眼をつぶるまい
あの音に　おびえまい！
私たちは　こんどこそ
あの音にぶつかつていこう
いたいだろうか　血が流れるだろうか
私たちは　二度と　太陽と水のない工場はごめんだ
ヒロちやんも　ゆきちやんも
一歩も退くな！
みんな　みんな　立ちあがろう！

（女工小唄―近江絹糸の数え歌）
（詩集「わたぼこり」より）

一つとせ　人のいやがる大宮の近江絹糸のカゴの鳥
二つとせ　両親離れて来たからにや　三年満期はつとめましよう
三つとせ　皆さん私のふりを見て　哀れな女工さんと見ておくれ
四つとせ　夜は夜中になかされて　朝は四時から起される
五つとせ　いつ来てみても大宮の絹糸のうわさはたえかねる
六つとせ　向う通るは終電車　乗つてゆきたい我が故郷
七つとせ　長い労苦の血の涙　こうしてくらすも国のため
八つとせ　山家育ちの私でも　絹糸のばくめし食いあきた
九つとせ　ここで私が死んだなら両親兄妹なげくだろう
十とせ　とうとう三年過ぎました　明日は嬉しい　汽車の窓

×　×　×

一、電灯もついた　日も暮れる　想い出すのは家のこと　家の
両親今頃は　どうして月日をすごすやら
二、母さん私が出る時は〇〇駅まで見送つて　白いハンカチふ
りながら　お取よ元気でいておくれ
三、廻る時計の針でさえ　一日一度は会うものを私と母さん一
年に　一度逢うやら逢わぬやら
四、母さん今頃　たかまくら　私は夜業の真最中　廻るエンジ
ンの火の車　落る涙は台の上
五、母さんよく見てよくさとれ　私の仕事は立仕事　髪の毛み
たいなこの糸を　気長く思えばつながるる
六、母さん書いたたよりには　けんかするなよけがするな　見
知らぬ絹糸の男には　甘い言葉をかけるなよ
七、広い工場の棉の中に　コックリするの母の夢　嬉しかつた
目をさましや　動く機械の火の車
八、あんまり母さん恋しさに　寮の二階にかけ上り　はるか向

うを眺むれば　母さんに似たような人が行く
九、母さん私がかわいいなら　一度面会に来ておくれ　所は名高き静岡の　近江絹糸というところ
十、広い工場でわからねば　寮でいうなら○寮よ　工場でいうなら○○の可愛い乙女と呼んどくれ
（注）　○○は各人によつてちがう言葉で歌われる。
（静岡大学教育学部歴史学研究会資料集より）

参考資料

○「近江絹糸スト現地に見る」（読売新聞、五四・六・一一）
○「型の変つた近江絹糸スト」（朝日新聞、五四・六・一三）
○「侵された信書」（読売新聞、五四・六・一四）
○「紛糾つづく近江絹糸」（日本経済新聞、五四・六・一六）
○「近江絹糸夏川社長と一問一答」（朝日新聞、五四・六・一七）
○佐藤正子「奴隷解放に挺身する」（文芸春秋、一九五四年八月号）
○三宅晴輝「なぜ法は取締らぬ」（文芸春秋、一九五四年八月号）
○共産党滋賀県委員会「近江絹糸ストの三カ月」（前衛、一九五四年一一月号）
○日本経済調査会「日本経済四季報」第六集・第七集（大月書店）
○滋賀県商工部労政課「近江絹糸彦根工場争議状況」
○「近江絹糸の少女から」（国民、一九五四年一一月号）
○解説「近江絹糸闘争の新しい発展」（アカハタ、五四・八・一六）
○阿部真之助「力ずく争議の結末」（サンデー毎日、五四・八・二九）
○「近江絹糸の資本の現状」（法政大学大原社会問題研究所資料室報、一九五四年七月号）
○静岡大学教育学部歴史学研究会「女工小唄」（歴史評論、一九五四年二月号）
○夏川嘉久次「人我れを民衆の敵と言う」（文芸春秋、一九五四年八月号）
○水沢宏・今泉良子「鉄条網を越える愛情」（文学の友、一九五四年九月号）
○「東京へ移つた夏川大本営」（週刊サンケイ、五四・八・一）
○西村信雄「近江絹糸争議の問題点」（労働法律旬報、一九五四年八月上旬号）
○「近江絹糸スト調査資料」（無署名、活版刷り、資本家側発行）
○中島徹三「近江絹糸争議を顧みて」（官公労働、一九五四年一一月号）
○滋賀労働基準局「近江高等学校生徒に関する労働基準法問題」（一九五三年一一月）
○加藤きよ子「世の中が一ぺんにかわつたよう」（アカハタ、五四・八・五）
○内田穣吉「近江絹糸白書」（経済評論、一九五四年八月号）
○「争議の性格を解剖する」（毎日新聞、五四・六・一七）
○仲川衛「私は信書開封係だつた」（読売新聞、五四・六・一八）
○社説「近江絹糸スト至急解決せよ」（読売新聞、五四・六・

一九）
○松崎芳伸「違反にならなければ」（朝日新聞、五四・六・一
九）
○「前世紀の職場、近江絹糸の実態」（朝日新聞、五四・六・
一九）
○社説「ひどすぎる近江絹糸争議」（毎日新聞、五四・六・二
○）
○赤松常子「近江絹糸の女工員と少年工」（朝日新聞、五四・
六・二二―二四）
○「格子なき獄舎」（毎日新聞、五四・六・二四）
○「近江絹糸女工員、お国元の心配」（朝日新聞、五四
二七）
○全繊同盟近江絹糸民主化闘争委員会「現代女工哀史」（一九
五四年二月）
○秦成光「近江絹糸労働争議の真相」（凡友社、一九五四年九
月、資本家側の立場にたつ）
○近江絹糸紡績株式会社「近江絹糸労働争議の真相」
○劇団泉座研究公演「帰郷」（つる・たつじ作、演出、一九五
五年二月）
○特集「全繊同盟・近江絹糸抗争」（国民評論、一九五四年六
月号、資本家側の立場にたつ）
○磯田進「近江絹糸事件の意味するもの」（改造、一九五四年
八月号）
○志賀健三「夏川一家」（改造、一九五四年八月号）
○「あきれた人権ストト」（サンデー毎日、五四・六・二七）
○「近江帝国のワンマン」（週刊朝日、五四・六・二七）
○「ゆれる乙女ごころ」（週刊朝日、五四・七・二五）
○藤野一雄「近江絹糸争議にわく疑問」（週刊朝日、五四・七・
一一）
○「近江絹糸に関する十五問」（週刊朝日、五四・八・一）
○「解決されなかつた解決」（週刊朝日、五四・八・一五）
○外尾健一・佐藤進・戸坂嵐子「近江絹糸の労働関係」（繊維
経済、一九五四年一〇月号）
○静岡県労働部労政課「近江絹糸紡績富士工場労働争議概要」
○近江絹糸紡績株式会社「近江絹糸」（社報）
○近江絹紡績労働組合津支部「若人の叫び」
○「一九国会衆議院労働委員会議事録」第三一―三四号
○「近江絹糸の経営機構」（繊維経済、一九五四年一〇月号）
○岸本英太郎「近江絹糸事件の意味するもの」（朝日新聞、五
四・七・一三）
○森長英三郎「近江絹糸争議と三つの問題点」（労働法律旬報、
一九五四年七月中旬号）
○座談会「近江絹糸争議の問題点」（労働法律旬報、一九五四
年八月上旬号）
○「近江絹糸の娘たちは語る」（新読書、五四・七・一〇）
○「夏川社長の経営憲法百三条」（週刊読売、五四・八・八）
○近江絹糸紡績労働組合富士宮支部教宣部「富士宮情報」（謄
写版刷り）
○臼井吉見「人権にめざめた娘たち」（婦人公論、一九五四年
八月号）
○滋賀県労政課「近江絹糸長浜工場争議状況」
○多田道太郎、加藤子明「新しい魂の誕生」（中央公論、一九
五四年八月号）
○「近江絹糸の歌ごえ」（新女性、一九五四年八月号）

○「私たちはもうなかない」（文学の友、一九五四年八月号）
○「近江絹糸ストの背景」（週刊読売、五四・六・二七）
○南博「近江絹糸ストの訓えるもの」（世界、一九五四年九月号）
○全繊同盟教育宣伝部「解放の歌よ高らかに」
○静岡大学教育学部歴史研究会「私たちの要求はぜいたくなのでしょうか」（歴史評論、一九五四年九月号）
○労働経済研究会「労働経済四季報」第六集（労働経済社）
○主張「勝利した近江絹糸の斗いが教えるもの」（アカハタ、五四・一〇・二〇）
○「近江絹糸富士宮工場訪問記」（週刊労働、五四・一〇・一二）
○滝田実「近江絹争議の一断面」（週刊労働、五四・九・二八）
○「近江絹糸争議報告書」（週刊労働、五四・九・二八）
○竹林千秋「中小紡の苛酷な労働」（労働経済旬報、一九五四年七月上旬号）
○太田薫「近江絹糸のストライキ」（労働経済旬報、一九五四年九月上旬号）
○近江絹糸紡績彦根工場有志「ふるさとからのたより」
○全繊同盟法政部「近江絹糸法廷闘争資料」

第九節　証券取引所の争議

一九五四年の労働運動をいちばんよく特徴づけるのは、従来の労働運動において最もおくれていた部門に華々しい争議がつぎつぎと展開されたことであるが、その代表的なものが近江絹糸と証券取引所のいわゆる「人権スト」であつた。

わが国に取引所が生れて以来七十余年、はじめて立会場の大ホールに「売つた買つた」の「ヤリ、カイ」の声に代つて「インター」の歌がひびき、赤旗がなびき、「取引所にも労働者がいた」ことをはつきり知らせた。取引所従業員のあいだに組合が結成されたこと自体、日本の労働運動史上に画期的な意義をもつ事件であつたが、その口火を切つた北浜（大阪証券取引所）のストが、理事長の引責辞職と三三・五%の賃上げその他の大きな成果をあげたことは、全国に大きな波紋をなげ、「証券界民主化のおたけび」といわれ、また一部では「金融界をねらう総評におどらされた労組のウワ言」と批難されながら、華々しい反響をよび起したのは当然であつた。

以下、東証（東京証券取引所）と大証（大阪証券取引所）の争議の経過と概要を見てゆくことにしよう。

北浜スト　大阪北浜証券取引所は、一八七八年（明治一一年）設立以来七六年、東京に次いで全国証券市場売買高の四分の一以上を占め、一日平均二〇〇万前後、金額にして毎日数億円の株が売買されるが、この資本主義の殿堂で働らく従業員は、合理的な賃金体系も持たず、「デッチ奉公式徒弟制」などの封建的環境の下で徹夜作業までしいられ、しかも平均賃金一万円そこそこ（過去五年アップなし）という他と比較しても相当低い賃金でくらしていたことは誠に皮肉な対照であつた。そこでは組合を作ること自体が「アカ」であり、謀反であるという職場の雰囲気に満ちていたことは、北浜の有力者の一人がいつた次のことばによくあらわれている（週刊朝日、九月五日号）。

とにかくこの北浜に組合なんてゼンゼン必要ない。わしらに使われとる人間が、賃金あげてくれちゆうのはもつてのほかや。大体、組合なんぞ作らしてしもうた大証の理事がナットランやないか。

そうした取引所内にも、低賃金と労働強化にたいする不満は次第に結集されていつた。発火地点になつたのは、ＩＢＭ（計算機）を扱う計機課であり、同課員四〇名が職制の「封建的言動」を排除しようとしたことにあるといわれるが、直接の口火となつたのは、夜間勤務廃止の申入れであつた。

五月一五日、計機課員数名が、二部制では身体がもたないと嘆願書を出し、一部制にしてほしいと陳情したが、絶対服従の因習の中で永年育てられてきた人にとつて、上長にたいして意見がましい口をきくことはもつてのほかのこととして首謀者は部課長から「精神的ゴウモン」「脅迫」（田所執行委員長の言）を受け、モミ消されてしまつた。二部制というのは、ＩＢＭの採用にともない、アメリカの夜間清算部の構想をとり入れたもので、夜間勤務（午後三時―一〇時）と昼間勤務（午前八時五〇分―午後四時五〇分）の時差出勤を一週間交代で実施して来たのである。

こうして従業員のあいだに自主的な組合結成の必要が痛感され、六月二〇日に至つて、計機課員十数名を中心に青年女子従業員たち約五〇名が労組結成を宣言し、翌二一日「北浜の封建制打破、ユニオン・ショップの実施、五割の平均賃金引上」をスローガンに掲げた。

これにたいして、常任理事も二〇日夜徹宵で対策を協議したが、なにしろ今まで労働運動と没交渉の世界に住みなれ、ユニオン・ショップとは何かと辞書をめくる人たちであれば、大あわての興奮状態におちいつたのも無理がなかつた。六月二一日に所内で開かれた理事会の席上、高橋議長は、「ちやんとわしらに相談もせんどいて組合をつくるいうても、そんな組合は作らせん。ゼッタイに作らせへんで。」と、時代錯誤のことばを吐いたというが、同氏はその日の記者会見でも左のように「放言」して問題をおこした（エコノミスト、九月四日号）。

組合結成は憲法でも認められており、それを否認することはできない。しかし総意のあらわれであり、折衝を重ねた上での組合であれば認めるが、単に計機課員十数名がきのう組合をつくつたから、きよう認めろといつても、そのようなことは労働史上類例もないし、〃現在の心境〃では組合を認めることはできない。

しかし、組合の結成が単に少数分子の思いつき的なハネアガリでなかつたことは、発足してから二日もたたないうちに、組合員が一挙に二五〇名にふくれあがつたことにもよくあらわれている。

組合員は理事者側に団体交渉をせまつたが応じない。二四日、組合はこれを不当労働行為として地労委に提訴し、地労委は、団交を受けないと法律にふれるからと、勧告を出した。地労委としても未聞の勧告であつた。

こうして六月二七日第一回団交がはじめられ、組合執行部は、ユニオン・ショップ制の労働協約の締結、五割のベースアップ（現行一〇三〇〇円を一八〇〇〇円ベースまで引上げ）、交通費（全額）家族手当の支給を要求して交渉に入つたが、団交は遅々として進展しなかつた。

六・二七　ユニオン・ショップ、組合活動に関する件妥結

六・三〇　取引所側は個人の自由意志尊重、人事権の介入、取引所の公共性を理由にオープンを提案、ユニオン制主張を拒否、経済要求については確答を避く

七・五　交通費支給、給与改善案を一五日までに作成するむね回答。ユニオン制と個人の自由意志につき論戦

七・六　ユニオンを一応認めるが、尻抜けユニオンならよいといい出す。また非組合員の範囲、除名者処分の規定について条件

を出し組合案に難色を示す
七・七　交通費五〇〇円以内実費支給回答
七・八　交通費につき再考を促し、組合妥協案（最高一二〇〇円その他）を示す。ユニオンに主点をおく組合側と、他の先議を提案する取引所側と意見対立
七・一三　交通費妥協案を拒否、決裂状態。ユニオンは組合側妥協して除名の際の協議を規定した修正案を出す。取引所側人事の最高決定権を有したいと強硬に主張、意見対立
七・一五　給与改善案を回答、組合側の一〇三四一円（部課長を除く二八〇名の平均賃金）の五〇%アップにたいし、一二六四八円（部課長を含めた三一七名の平均固定給）という二八・五%アップ、しかし賞与を半減して各月に配分するもので年収にすれば全く増額なし。従業員の給与につき安くないとし、組合側は安いと主張して意見対立
七・一九　組合側取引所案を全面的に拒否、再考を促すも市況不振を口実に反対
七・二三　高橋議長出席、取引所案を固執して行づまり
右のごとく、第九回団体交渉を最後に決裂し、組合は闘争態勢に入ることになつた。なおこの間、組合は、北浜の証券従業員、大阪の各労働組合、全市民などにたいして広く積極的な訴えをおこなつた。

全市民の皆様

華かな噂の蔭に泣く私共大阪証券取引所従業員の心からの叫びと訴えをお聞き下さい。これまで殆んど外部に知られなかつた私共の内情は、専断的理事者による非常識極まる運営と驚くべき低賃金にあえぐ最低生活の甘受であります。

私共大阪証券取引所では、数人の扶養家族をかかえた勤勉な中年の多くの人々が低賃金のため借金に追われてその日その日にも困つております（例、三十五才扶養家族四人恒常月収税込み一万三千五百円）。月々の月給袋の中身は、いろんな借金・立替金・会費等を差引かれると殆んど空ツポに近く、その上家族手当や交通費などは今日まで只の一銭も支給されていない現状です。若い人は若い人で、こんな状態ではいつになれば結婚出来るかと皆不安に襲われております。更に、昨年のあのブームの時には、私共は連日徹夜を強制され、半病人や女子・年少者さえも休むことも出来ず、毎晩九時十時まで当然の如く働かされ、それは別名「死の残業」とまで云われたのであります。それにも拘らず、私共は他の証券業者の好況をよそに、単に会員組織であるとの理由から低賃金を強いられて参りました。けれども誰もその事を云えなかつたのです。労働組合もなく、私共の正当な発言さえ強圧的に封じられていて、何か言おうものなら直ちに馘か昇給に関係するため、みんな泣き泣き辛棒する他ありませんでした。そしてこのまで進んでいけば一体私共はどうなるのでしょう。最低の生活も保証されず、私共の基本的な人権すら脅かされているのです。

理事者側は過去十回にわたる団体交渉にも何ら誠意を示さず、愚弄的言辞を弄して頭から私共の願いを一蹴黜斥しさろうとする有様です。

全市民の皆様

この止むに止まれず立上つた私共大阪証券取引所従業員の血を吐くような胸中を何卒暖かく御理解の上、絶大なる御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

大阪証券取引所労働組合

交渉が行き詰つたので両者はついに地労委のあつせんを要請し、地労委から三氏が派遣されたが、あつせん案は約二週間難航した。

八月二三日午後、組合は予定をくりあげてスト宣言を発した。

八月二四日の早朝五時半、大阪地労委からあつせん案が提示された。これにたいし組合側は「満足ではないが取引所の公共性と客観情勢を考え涙をのんで受ける」と決定し、同六時四十五分、地労委のあつせん案（1、ユニオン・ショップを認める　2、三四・五％のベースアップ　3、家族手当支給　4、交通費は全額現物支給）を受諾するむね回答した。しかるに経営者側はこのあつせん案を拒否したため、スト続行にきまり、直ちに組合はピケを強化し、午前八時から総評傘下組合員約一〇〇〇名の応援により組合員以外の立会場への出入は完全に遮断され、立会はストップされた。取引所としてまさに空前の事件である。

つづいて二四日の午後、組合の闘争委員会において、さきに組合側が取引所側に通告した第一波二四時間ストの期限が二五日〇時に切れるため、今後の闘争方針を検討した結果、闘争委員全員の賛成によつて、第一波時限ストにひきつづき第二波無期限ストをおこなうことを決定し、そのむね通告した。

立会を中止させた取引所ストにたいして、労働組合をはじめとする市民も一般の世評も、「近江絹系北浜版」として極めて好意的、積極的であつた。

スト当日、大証労組の男女三〇名の組合員が、すでに八〇余日来闘争をつづけている近江絹糸大阪本社支部組合を訪問し、「封建性をくつがえすために共に闘いましよう」と激励して共闘を誓いあつたが、その直後近江絹糸労組から一五〇名の組合員がバスで大証へ応援と激励に来た。また総評、全銀連、全損保などの全国組合からは早くから精神的物質的援助がおこなわれていたが、二五日に開かれた総評大阪地評の定期大会は、大証の長期ストに備えて全面的支援をおこなうことを決議し、ここに大阪全労働者二二万の支援が組織化されることになつた。左派社会党も大阪府連よりストの応援演説に訪れ、同党は組合への全面的支援を決議したむね声明し、立会停止のため取引所側がやつている「店頭売買」について大蔵省に抗議の申入れをおこなつた。

無期限ストは整然とつづけられ、取引所の立会は不能のままであつた。経営者側も初めの強気も失われ、ついにねをあげて再び組合側と団交をひらき、ほぼ地労委あつせん案の通り、左のような協定書で三〇日に妥結がおこなわれた。

（協定書）

一、取引所はユニオンショップに関する組合要求を承認する。ただし労働協約書審議終了後までに労使双方右要求案を実現せしむるよう努力する。

二、取引所は七月分より基準内賃金（一二、〇二一円）を三三・五パーセント増額支給する。配分は組合と協議して決める。ただしこの賃上げは賞与に繰入れない。

三、取引所は七月分より家族手当として妻一、〇〇〇円、その他の家族の第一人目五〇〇円、第二、三それぞれ三〇〇円を支給する。

四、取引所は通勤交通費の全額現物支給を行う。

五、新基準賃金は第二項の金額に第三項の家族手当を加えるものとし、その体系は基本給、家族手当、通勤手当に改訂する。

六、超過労働時間に対する割増賃金の計算は労働基準法の定めによる。

七、賞与は年二回とし、三月及び九月の決算手続終結後できるだけ速やかに支給する。

（覚書）

一、1、取引所は組合を唯一の交渉団体とする。

2、取引所は非組合員（職制を除く）の組合加入に善処する。
3、組合は組合に加入していない従業員に対し、組合加入しなかつたことを理由に一切差別待遇をしないこと。
二、1、取引所はスト中（八月二三日―八月三〇日）実際にストを行つた時間の組合員の基準内賃金にそうとうする金額を支給する。
2、取引所は組合に対しスト中の争議費用として八七八、三二二円を支給する。
このストについて、東京の「兜町職場を明るくする会」の機関紙「わかもの」第一四号は、次のように報じてる。
大証労組は、八月二十三日から自分達の要求を持つてストにはいつたが、八月三十日夜の団体交渉の結果、完全な勝利のうちに、争議を闘いぬいた。
この闘いは、私達に新たな力をあたえ、私達の自覚を一層深めてくれた。
近江絹糸もすでに新しい段階に入り、全国的な闘いにまで発展してゐる。此の身近に起つた争議から私達は組織と団結の力の偉大さを身にしみて理解した。
ますます苦しくなつてゆく生活の中から私達は、大きく変りつつある情勢を日常の内から知らされている。
今度の争議はこの様な中で私達が生きて行くために、人間としての生活をして行くためにどおしなければならないかを、具体的に呈示してくれた。
大証労組は、全証券会社に働いている人々に自分等の実力をめざめさせたのだ。
各地の組合結成　大証労組の結成とスト突入は全国の証券取引所従業員に大きな刺戟を与え、各地でもつぎつぎと組合結成へ動き出した。
まず東京証券取引所がいち早くこれに呼応し、七月二五日に準備を終え、二七日組合設立趣意書を作り、翌二八日に労働組合を結成して左のごとき宣言文と綱領を発表した。三〇日には全員が組合に加入した。八月四日からは組合機関紙「声」が発刊されることになつた。

（宣言文）

吾等は八十年の封建的伝統を打破し民主的労使関係の確立のため労働組合を結成し、以て綱領の実現を期す
右宣言する。
昭和二十九年七月二十八日
東京証券取引所労働組合

（綱領）

一、吾等は友愛と信義と団結のもと旧来の封建性を打破し民主的な就業体制を確立することにより組合員の総意を業務の運営に反映せしめ、取引所の目的達成に寄与せんことを期す。
一、吾等は社会的、文化的地位の向上、人格の陶冶、自主性の確立をはかり併せて証券実務の練磨を通し、公正なる証券市場の発展を期す。
一、吾等は生活権を絶対に確保し、親密なる共同統一のもと、相互援助により明朗なる能率的職場、平和なる社会の建設に努力せんことを期す。

結成された東証労組と大証労組のあいだには左のごとき共同声明その他の相互支援と提携が約束された。

（共同声明書）

我々は証券界の民主化及びその従業員の労働条件の維持改善、経済生活及び文化生活の向上等の目的を達成する為に団結をはか

り固き提携を結ぶ事を声明する。

昭和二十九年七月二十八日

東京証券取引所労働組合
執行委員長　細谷節也
大阪証券取引所労働組合
執行委員長　田所譲

（結成を祝して）

東京証券取引所の皆様、大阪証券取引所の従業員は東京の皆様より一歩先がけて労働組合を結成いたしました。

何故私達が決起したのでしょうか。先ず第一に考えられることは証券界に於ける封建性の打破であります。この事は東京、大阪と共通の問題でありまして早や一カ月、少人数で決起した組合、東京の皆様方にも、当然の事だとうなづいて頂けると確信致しております。

封建性の打破と共に、私達が自己の人間性に目覚め、よりよき社会生活を送る為には私達は今こそ勇気を出さなければなりくれるのでしょう。結成しても現在では有資格者二百八十名中、二百五十四名の大多数が組合員となり、私達各々が自己の権利義務を自覚し、共通の利益のために強く団結しています。ません。社会は決して甘いものではありません。私達の団結!!私達の強力な団結が必要なのです。その団結の力によつて固い扉を叩いて行くのです。しかし叩けど叩けどその扉は容易に開きません。やがてその手は赤くはれ上り、血が流れて来ます。皆さん、血が流れたからと云つて叩く手を休めてはなりません。叩く時、その時です。今迄固く閉ざされていた鉄の扉は静かに開き、前方より一筋の光、ああその光、その光を私達は求めていたのです。その光は私達のものです。誰のものでもありません。此の喜び、此の感激、これこそ苦しみ通して勝ちとつた人でなくては味わえぬ喜びです。誇りです。私達が死にものぐるいになつて闘いとつた尊い尊い宝物です。皆さん、私達は最後まで闘つて闘つて闘い通してこの明るい光を私達自身のものにしようではありませんか。

東京証券取引所の皆様、東京・大阪と離れてはおりますが、お互いに手をとり合つて明るい兜町・北浜、正しい証券界を打ち建てるため信念徹底、目的完遂のため、全力を尽くそうではありませんか。

昭和二十九年七月二十八日

大阪証券取引所労働組合婦人部

東京証券取引所労働組合殿

つづいて各地の小規模な取引所でも組合が結成されていつた。神戸証券取引所（従業員七〇名）では八月二九日に組合を結成し、直ちに翌三〇日に、完全ユニオンショップ制の労働協約の締結、生活補給金二・五カ月分の支給、五〇%の賃上げを要求し、その後団交を重ね、八日の第五回団交で、生活補給金についてのみは、

勤続一年につき〇・五カ月分、半年以上勤務した者は〇・二五カ月分、半年未満二〇日以上勤務した者には一カ月につき四〇〇円支給

で妥結した。

つづいて名古屋証券取引所（従業員一三〇名）でも、八月三一日に組合結成懇談会を持ち、九月四日に従業員組合結成大会を開催し、一〇日次のような要求を提出した。

1、九月分生活補給金として一律に常時収入の三ヵ月分（平均二七、四七一円）

2、ユニオン・ショップ制の確立

3、給与ベースを平均一七、九五五円に引上げ（現行九、一五七円の九五パーセント、アップ）

4、新たに家族手当として配偶者一、五〇〇円、第一子八〇〇円、第二子、第三子（まで）各五〇〇円

5、交通費の実費支給（現行は市電のみ）

同労組は一〇月五日から無期限ストに突入し、一〇日目に地労委のあつせん案をかち取つた。

その他、京都証券取引所でも九月三日に、また広島証券取引所でも九月一一日に、それぞれ組合の結成がおこなわれた。

東証の動き　東京証券取引所（兜町）の前身東京株式取引所は、大阪株式取引所に先立ち一八七八年六月に開業して以来七十八年、その売買高も大証の二倍を越す日本最大の中央市場である。しかし一日の出来高数億円に上るこの殿堂の屋根の下で、その従業員のおかれている地位は、前に述べた大証と同じような嘘のように劣悪で封建的なものであつた。

大学出の初任給税込六、四〇〇円、部課長を含めた取引所のベースが一万二千円余で、同じ年令、同じ勤続年数でも一万円近い格差をもつている。退職金は一文も出ない。「前だれ賃金」と呼ばれる月々の給料は単なる小遣（「あとは自分で相場でかせげ」）とみなされ、雇主の「恩恵」であつた。少なからぬ数の者は小僧時代からたたき込まれた偏見のままに労働者意識はなく、「恩情主義・家族主義という美名のもとに、公然とおこなわれる情実による較差は年を追う毎に激しさを加え、給与の凹凸は余りにも勤労の意欲を阻害している実状である。」「重役室に働く女子所員は部課長の身の廻りの世話が仕事の全てを占め、ヒゲ剃りの世話から、靴みがき、汗の下着の洗濯まで、一日中肉体労働で疲れ切つている。軽井沢へのゴルフ遊びの際に労務所員を使つて列車の席を一人何席と割当てて獲得させたりする。以前には一カ月三日までの有給生理休暇が認められていた。それが若い女子所員の中の誰かが利用して遊び歩いているとかいうことで、事の真相を確かめようともせず有給制をはずしてしまつた。又、一目で分かる印を出勤簿に押されるために、みな嫌がつて自分の年次休暇を当てている始末。一体私達をどのように考えて、雇用関係を結んでいるのだろうかと、改まつて考えようとするだけで、悲しくなつて、怒りが爆発しそうになる。」（組合員の手記より）。

こうした職場の不満から、終戦直後、ここにも労組を作ろうという動きがあつたが、活動家は遠くの支店へとばされ、ある者は絶望してやめて行つた。会社のつくつた文化厚生事業のための職員会たる清交会が、組合の結成をおさえる口実に使われていた。もともと従業員の中に、いわゆる中産階級の家庭のものが多いことが、長いあいだ組合を作らせず封建的な支配を維持させて来た基礎をなしていた。しかし再軍備へ進む日本の情勢はこれら中間層の生活の基盤をもようしやなく破壊し、かれらを没落させていつた。このような一般的背景の上に、労働運動の国際的・国内的前進の影響が、重苦しい職場内の労働強化と不満の累積に結びついて爆発するのは必然的な勢いであつた。その直接の刺戟となつたのが、前述した大証の組合結成とその東京への呼びかけであつた。けれども、組合活動を共産党と同一視する永年の伝統をもつ兜町の空気の中で組合を結成

することの困難さは、おそらく多くの人の想像にあまるものがあつたであろう。従業員の一人は、「大ゲサにいえば、組合結成を期した何人かは、吉良家へ斬りこむ準備に腐心した赤穂浪士の如き細心の注意と秘密を保持しなければならなかつた」と述懐している。

初め組合の結成を叫んだのは三〇数名であつたが、その日のうちに三〇〇名の組合加入の署名を得、たちまちのうちにほとんど全員の加入が完了した（組合員六五七名）。

組合結成の数日後、六〇〇余名の組合員が講堂に集つて初めての組合大会が開かれた。職場大会、組合大会を通じて、一人一人の不平不満が、合理的賃金体系の確立、人事の明朗化、民主的職場の確立、男女平等の確立、の四項目に集約された。

八月三〇日の臨時総会は左の要求を決定し、九月二日から団交に入つた。

1、ユニオン・ショップ制を含む労働協約の締結
2、九月期末の生活補給金一率二ヵ月分の支給（従来は三月と九月の決算期に賞与一カ月分支給）
3、三〇パーセントの賃上げ（高校卒一八歳未経験で現行の最低賃金手取七一〇〇円を九〇〇〇円に）を含む給与体系の確立

九月一〇日の第五回団交で理事者側は左の回答をおこなつた。

1、九月期生活補給金一・八ヵ月分一率支給を認める
2、労働協約については九月二〇日より組合側提出案に対する理事者側修正案の作成を以て審議に入る
3、給与問題については一〇月一日理事者側より給与体系案を提出し審議する

右の回答を組合は了承した。一・八カ月獲得は大きな成果と考えられた。しかし協約および給与体系については交渉は遅々として進まなかつた。

この間、スト宣言を発した名古屋証券取引所において、一〇月三日、東証、大証、名証、神証の各労組代表者が集合協議し、共闘連絡会議の設置を決定、共闘声明を発し、五日には名証労組は二四時間ストに突入した。

理事者側の態度に憤慨し、しびれを切らした組合は、一〇月一二日に臨時総会をひらき、あらためて左のような要求を理事者に提出し、闘争宣言を発し、闘争委員会を設置することを全員一致で決定した。

1、完全ユニオン・ショップを認めよ
2、平均賃金一九、八四〇円（現行一二、三九九円の六〇%アップ）を支給せよ
3、家族手当最高四、五〇〇円（現行二、五〇〇円）を支給せよ
4、交通費全額実費支給せよ（現行最高五〇〇円）

（闘争宣言）

我々東証労組は去る七月組合組成以来今日迄取引所理事者側のいうすべて平和的解決によるべしとの言を信じ、全組合員の与論を調べ討議を重ねたる上、組合要求を提示し話しあいで解決すべく十数次に亘る団体交渉を重ね、その間終始誠意ある態度を堅持して来たにも拘らず未だ解決の緒口さえ見出し得ない状態である。即ち協約締結に於いては理事者側は取引所の経営権、人事権を主張し、さきにユニオン・ショップ制を認めておきながら協約条文にいたつては尻抜けユニオンを固持して譲らず、その上組合活動の条文においても制限を加え、ストの事前通告を十日前とするなど団結権、団体行動権を事実上否認するの態度を持して譲らず、全く組合の労働基本権を無視するものであると断ぜざるを得ない。また十一月一日取引所より示された給与体系については交渉は遅々として進まなかつた。その作成の努力は認められるも、組合が要求した最低賃金九千円

東　証　現　行　賃　金　表

年令	最　低	最　高	備　　考	労務所員の最低	
35　才	18,000	30,000	役付以外は22,000以下	11,000	諸手当をふくむ
42　才	20,000	45,000	役付以外は25,000以下	14,500	〃

業　種　別　賃　金　表（35才）

業　種　別	大学卒	中学卒	業　種　別	大学卒	中学卒
全　産　業	31,861	25,204	銀　　行	35,489	33,908
石　　炭	36,960	32,380	百　貨　店	39,088	38,975
綿　　紡	41,017	36,421	セ　メ　ン　ト	34,112	30,922
毛　　紡	39,081	34,109	ガ　　ス	31,073	29,531
紙　パ　ル　プ	41,210	34,829	自　転　車	32.747	29,624
海　　運	32,228	27,367	肥　　料	29,043	24,548

（注）本所賃金の凸凹がいかに激しいか。もし40%あるいは50%程度では，この凸凹修正すら完全に是正しえない。したがつてあくまで60%の要求を貫徹しなければならないことが明白である。

とする合理的賃率でも給与体系でもなく、賃金を形式的に体系づけたにすぎない。ここに於いて組合は取引所理事者側の誠意を絶対に認めることは出来ない。組合は再び左記の通り要求項目を確認し理事者側の誠意ある回答を十月十八日迄に要求する。

〔記〕

一、完全ユニオン・ショップ制を認めよ。

一、現行賃金ベースの六〇%アップを認めよ。
　但し配分は組合給与体系にもとづき組合と協議の上行う。

一、家族手当の最高四、〇〇〇円を認めよ。

一、交通費実費全額支給を認めよ。

組合は右要求貫徹のため闘争態勢を整えある回答を切に期待する。

尚取引所理事者側の回答に誠意が認められない場合は重大なる決意も敢て辞さないものであることを言明する。よつて生ずるその責任は組合が負うべきものでなくすべて理事者側の責任であることは言を俟たない。

我々はかかる事態を直視して尚一層の団結と決意を固め要求貫徹に邁進せんことを誓う。

右宣言する。

昭和二十九年十月十二日

東証労組

執行委員長　細谷節也

茲に闘争宣言を発し闘争委員会を設置する。

約束の一八日に理事者側の出した回答は左の通りであつた。

1、ユニオン・ショップ制の原則は認めるが若干の例外規定を設ける（事実上の拒否）

2、平均賃金一六、九〇一円（二一%アップ）を認める（ただしこれは部課長を含む全従業員の平均賃金で、しかも一〇月の定期昇給分を含む。組合員のみの平均は一五、〇〇三円）
3、最高三、〇〇〇円の家族手当を支給する
4、交通費実費全額支給する
5、賞与は現行支給率より年平均〇・六ヵ月分を削除する

組合は、これでは実質的には八%のベースアップにすぎないとして、同夜の臨時総会で右の回答は誠意なきものと認め、さらに強力な交渉をつづけることを決意し、スト権を確立するに至つた（四九〇票対二三票）。闘争委員会は同日付で指令第一号（一九日に証券街をデモ行進する）を発した。なお組合は六〇%アップ要求の妥当性を証明する資料として前ページの統計を発表した

一九日のデモ行進は大きな反響をよび起した（参加五五〇名）。その後五回にわたる団交がおこなわれたが、理事者側は先の回答が取引所総会の決定であるとして全く自主的な交渉をつづける意図がなく、二二日、一方的に団交打切りを宣して物別れとなつた。

この決裂後一時間位で、都労委は理事者側の申請もないうちに職権あつせんに乗り出し、その結果二三日から団交は再開されたが、何らの進展もなく、二五日午後一一時四〇分に交渉は決裂、同五〇分、組合はスト通告を発するに至つた。

ストと弾圧　一〇月二六日午前〇時を期して組合はついに二四時間ストに突入した。正面扉に「スト突入」のはり紙をし、一同「東証労組」の白鉢巻をつけ、整然と徹宵ピケに入つた。

午前一時半、理事者は午前三時から作業所閉鎖（ロックアウト）するむねの通告書を持参し、組合はその撤回を申し入れた。

東の空が白む頃から、かけつけた応援の労組、民主団体の赤旗の数もふえ、夜が明けるころには八つの入口は正面玄関をのぞいて固く鉄扉をとざし、ピケ隊は労働歌も高らかに部署につき、青行隊員のビラまきもはじまつた（青行隊員総数五四六名）。応援隊は国鉄、炭労、日教組、全逓、全電通、都労連、私鉄、全商協、地域労組など一、〇〇〇名近くにのぼり、夜行でかけつけた大阪、名古屋証券の旗や日鋼室蘭青行隊員の顔もみえた。

日本橋警察は早くも七時半に署員一五名を送り、パトカーを配置した。八時間半ごろ、実栄会の会員達相当数がピケを突破しようとして失敗した。その直後、予備隊約三〇〇名の出動が命ぜられ、附近に待機した。警官の出動数は一、〇〇〇名に上つた。

理事者側は権利保全仮執行の申請をし、また一方で作業所閉鎖といいながら、午後一時ころ組合にたいして「経営権及び市場管理権に基き、貴組合に対し売上立会場の開扉を要求する」との通告をおこなつた。

同じ頃、日本橋署長名で呼び出しがかかり組合側との左のような面接があつた。

署長「君達のやつている事は違法だ。管理権を有している人が自由に行動できるようにせよ。警察は実力行使する。」

組合「どこが違法なのか」

署長「違法か違法でないかは後で定まることで、私の長年のカンで判断する。応じない場合は直ちに実力行使する。早く帰つてくれ。」

一時二〇分頃、理事者側は協和会員約千名（ないし八〇〇名）を集め強行突破を決意した。理事より署長に業務を妨害されたむねの告訴状が提出され、東京証券協和会代表から「市場へ入場できるよう警察において御手配お願い致します」との要請書が送られた。これより先一度帰隊していた予備隊八〇〇名がふたたび出動していた。

午後三時頃、仮処分の申請にもとずき裁判官が来所し、双方の事

情を聴取しはじめた。その直後、今までピケ隊に圧倒されてあせつてきた証券会社従業員約千名にたいして、理事者側は、ピケを突破して入門し業務を開始するよう指令した。同時に二〇〇名に足らない南側のピケ隊の前に、右手に根棒をもつた青カブトの武装警官約一、〇〇〇名が装甲車数輌とともにあらわれた。

組合のマイクはひつきりなしに叫んだ。「警官の挑発にのらないで下さい。」「仮処分の申請はまだ発効されておりません。私達のピケは正しいのです。頑張つて下さい。」労働歌は一そう高らかに歌われた。ピケ破りは最後の突破を企てて南口に殺倒した。予備隊約三〇〇名が中に入つてピケ隊とピケ破りを分離したのち、急にピケ隊に向き直つてピケ隊と対峙した。予備隊の指揮者は説得班と一、二分話していたとみるまに、「かかれ」の号令をかけると同時に、隊員は警棒を振り上げて組合員の頭部を叩き、軍靴で蹴り上げ、足を払い、頭髪をつかんで引きずり出すなどの暴力を振い、一瞬で現場は惨憺たる流血の惨事をひき起した。一八人が傷害を受け、七人が検挙された。

その間に組合は正面玄関の扉も下し、暴力警官からの器物破損と犠牲者の増加を免れたが、今度はその南隣りの小部屋の窓に目をつけ、警官の指揮官（警察署長）は窓ガラスを打破つて窓から半身をのり出して侵入を企てた。

組合はこれ以上職場が破壊されるのをみるに忍びず、混乱を避けるためにピケを解き、全員インターを高唱しながら四階の講堂に集結し、組合大会を開いた。時に五時三〇分である。（この間、三階の会議室では裁判官を囲んで審議がおこなわれていたのである。）

組合大会では誰もがくやしさを訴え、さらに強い団結と闘いを誓いあつた。「オレが警官にひきずられた時、後では女の人達が歌いつづけていた。オレはここで死んでもいいと思つた。」「ボクはハチマキを警官にとられた。申しわけない。ボクが検束されようとした時国鉄の同志がボクをかばい身替りに引つぱつてゆかれた。労働者のこの温い愛情を思うと胸がはりさけそうだ。」「もし首切りが出たら無期限ストで闘おう。」「オレたちは負けたんじやない。闘いはこれからだ。」組合員の固い決意の発言は午後一一時すぎまでつづいていた。

総評の調査した「最近の不当弾圧事件」の代表例にされている通り、この争議にあたつての警察の計画的な介入はとくに顕著であつた。まだストに入らない以前から、組合にたいする各種の干渉がみられた。組合結成後、日本橋署の係員は週二三回組合事務所を訪れて執拗に団交の経過や内部事情を聴取し、組合出版物の提供を求め、またスト直前の二五日の団交席上に臨んでいる委員長に署長から電話をかけたり、同日夜、組合幹部の出頭を求め「こちらへ来てくれるように」と答えると、「組合員がいてはまずい」と話を打切つたりしている。またストに入る前、各証券会社の社長たちはストやぶりを社長室に集め、東証がストに入つた場合の「ピケライン突破のための提示書」を渡し、警官隊が出動するからその指揮にしたがうよう業務命令を出している事実も、のちに明らかにされた。

一一月八日、組合は左記の都労委あつせん案の受諾を決定し、九日調印をおこなつた。

1、一〇月分より全組合員の現行賃金（一二、三九九円）を二七%ベースアップすること。ただし一〇月の昇給分を含む。配分は労使協議の上決定する。

2、家族手当、交通費および賞与については一〇月一八日の回答通りとすること。

3、ユニオンショップ制については右の趣旨の条項を含む労働協

約を締結すること。取引所は組合が除名した者を原則として解雇する。ただし原則によりがたい特別の事由がある時は両者協議する。

前項の協議が整わない時は両者の合意する第三者の仲裁に附する。

スト後も干渉と弾圧はつづいた。組合幹部の任意出頭がさかんに伝達された。

一一・一――日本橋警察署および警視庁の私服警官が各証券会社を訪れ、どんなに小さな被害でも申立てるよう強要した。

一一・一二――私服と制服四、五〇人の警官によつて組合事務所は捜索をうけ、組合日誌、団交議事録、応援団体の旗全部など多数の物品が押収された。

一一・二七――国会の参考人として警察の暴行状況を公述した茂木副委員長兼渉外部長と鈴木法規対策部長の二人が、威力業務妨害、建造物侵入等の理由で、徹底的な家宅捜索の上、逮捕された（鈴木氏は一二月四日、茂木氏は同八日、釈放）。

一二・二八――細谷委員長と梅沢青行隊長が東京地検によつて起訴された。起訴状は右の通りである。

（起訴状）

左記被告事件につき公訴を提起する

昭和二十九年十二月二十八日

東京地方検察庁

検事　長谷多一郎

東京地方裁判所御中

職業　東京証券取引所職員
建造物侵入、業務妨害

細谷節也

職業　東京証券取引所職員
建造物侵入　業務妨害

梅沢照治

（公訴事実）

被告人細谷節也は東京都中央区日本橋兜町一丁目六番地所在の東京証券取引所の従業員を以つて組織する東京証券取引所労働組合の闘争委員長、被告人梅沢照治は同組合の闘争委員兼青年行動隊長であつて、かねて右組合員とともに待遇改善等の要求を掲げて争議中昭和二十九年十月二十五日午後十一時五十分頃に至り突如同証券取引所理事長小林光次に対し翌二十六日午後零時以降二十四時間の同盟罷業に入る旨の通告を行いそのまま右取引所建物内に右組合員及び応援団体員とともに詰めかけていたものであるが、右組合員及び応援団体員数百名と共謀の上右取引所建物において

第一　同月二十六日午前一時二十分頃右理事長から書面により同日午前三時までに速やかに罷業参加者の建物外への退去を求められたにもかかわらず同日午前三時頃から同日午後五時頃までの間右建物の占拠は正当なりとほしいままに主張して右の退去の要求に応ぜず

第二　同日午前一時二十分頃右理事長から使用者側の手により取引所業務を続行する旨の通知を受けた上同日午前八時頃から午後五時頃までの間再三に亘り使用者側及び立会場関係者より業務続行の必要上右取引所建物の開扉及び右立会場関係者の建物内への入場を妨害しないよう申入を受けたにもかかわらず市場館二階廊下においては、立会市場内に入場しようとした右取引所市場部長三上達弥等の身辺を多衆にて取り囲み強いて入場すれば暴行を誘発する虞れあるにつき入場を差し控えるべき旨を

申し向けてこれを阻止し、市場館内部においては、立会市場東側中央出入口の扉を閉門（角材）及び針金をもつて閉鎖するとともに右扉に接して長椅子机等を積み重ね、同南側中央出入口、南側東出入口、南側西出入口にはそれぞれ机長椅子等を積み重ね或はこれ等を並べた上各出入口の内部には使用者側の立入防止を担当する人員数名乃至十数名をそれぞれ配置して右取引所の使用者側職員及び立会場関係者の立入を不可能ならしめ、右取引所建物外側においては、本館及び市場館の出入口十一個所の内本館玄関南側出入口を除くその他の九個所の出入口の鉄扉を閉じ、本館北側夜間出入口の扉に施錠し、本館玄関南側出入口については、前記市場館南側中央出入口前等とともに、それぞれ幅長約三米の出入口に数十名乃至百数十名の組合員及び応援団体員を密集させ各その前列には長さ約三米の青竹及び労働組合の旗を巻いた旗竿数本を横たえて身構え或はスクラムを組み、証券取引実行のため建物内に入ろうとした立会市場関係者はこれを押返す等の方法により右取引所の使用者側職員並びに右取引所内に右取引のため立ち入ろうとする取引所会員東京昭和証券株式会社取締役社長神田用一外百二十一社所属の立会場関係者千数百名の立入を阻止し以つて威力を用い右取引所及び右取引所会員百二十二社の業務を妨害したものである

（罰　条）

刑法第百三十条　第二百三十四条

組合は警官の暴行事件を告訴するとともに、一〇月三一日、一一月一日の両日にわたる闘争委員会で、今後の方針について左のような決定をおこない、翌二日デモ行進をおこなつた。

一、組合全体の意志統一をはかり、急速にもりあがりつつある全労働者の支持を更に拡大する。

一、組合の団結を一層強化し多面的な大衆闘争を断行して理事者側に圧力をかけ、要求貫徹のたたかいをとおして強固な組織を確立する。

一、闘争委員会は、右の基本方針にしたがい都労委斡旋を側面的に利用して情勢の有利な展開をはかる。

一、各職場はそれぞれ職場大会を開催して要求項目を再確認し、新たな実力行使指令の受入れ態勢と各職場ごとの適切な闘争戦術をあみだすために意志の結集をはかれ。

一、なお各職場では不当弾圧反対闘争を推進し都労委斡旋に対して圧力をかけるため各職場の創意を生かした大衆行動を組織して団体交渉委員をバックアップせよ。

一一月五日、日本橋公会堂で東証スト弾圧真相報告会が開かれ、同一二日の組合決起大会は、告訴状取下げの意志なきことを確認し、翌一三日には、鉄砲州小学校講堂で盛大な東証スト弾圧抗議決起大会が催された（東証スト不当弾圧対策会議、総評東京地評、全商協、地区労懇、東貨労本部、東証労組、東貨労築地支部、全印総連銀座印刷労組）。

（東証スト不当弾圧抗議組合大会における決議）

昨昭和二十九年十月二十六日の東証争議に関し、当労組委員長細谷節也、元青年行動隊長梅沢照治の両君が「建造物侵入」「業務妨害」という科で、東京地方検察庁により起訴されたことは、我々東証労組員一同誠に諒解に苦しむところである。

抑も本争議は飽くまでも労使の話し会いで解決せらるべき問題で何等官憲の介入を必要とするものでは断じてないのである。

即ち、我々は昨二十九年七月、全従業員の極めて真摯な要望により労働組合を結成したが、以来組合相互の信愛と団結のもと

に、封建的従属関係と低賃金に喘いで来た暗い職場からの開放を目指して、本所の運営体である理事者側と基本的な労使関係の確立のために数次に亘る団体交渉を重ねつつあつたのである。然るに、その間、理事者側は、一方的に理事者側案の承諾を求めて一歩も譲らず、剰え、新聞紙上に於ては、万一、組合が実力行使の挙に出づるなら警官出動の要請も辞せずとの威嚇的言辞を弄する等、団交を益々硬化せしめ、極度に組合員を憤慨せしめつつあつた。然しながら組合員は隠忍自重、東京都労働委員会の職権斡旋に解決せんと努めたが、既に組合員の切実な要望を無視した理事者側には団交席上に於ての打解策は何等見られず徒らに時日を遷延して冷たい対立を続けるのみであつた。拠つて組合は、全組合員によつて確立されたスト権を、現行法に於て公認せられる権利を行使するの止むなきに到つたのである。

十月二十六日、午前零時を期して、東京証券取引所労働組合は、組合員六百五十五名の生活擁護のために、二十四時間のストライキを宣言して立上つた。そして全組合員は、当日の夜明けと共に分担された夫々の部署に整然とスクラムを組み、予め協定せられた関係者は快よく本所建物内への出入を認め、何等紛争を起すことともなく十数時間を経過したのである。然るに午後三時前後より、次第にその数を増しつつあつた警官の群は遂に千数百名にも達し、隊伍を構え、而も何れも鉄兜と棍棒を以て武装し、整然たるわが組合員並びに友好団体のピケラインを包囲するに到り、遂には、殴りつけ、引づり出し、足蹴にする等、ために組合員二十数名は負傷、応援団体員も含めて七名を強制検束し去つたのである。そしてその混乱に乗じた警官隊は更に前進して建造物を破壊し闖入せんとするの挙に出た。これを目撃するものすべては、この警官隊の暴挙におののき、その非道なる行動を憎み憤激せざるものがなかつた。

茲に到り、組合は事態の推移を重視し、急遽予定の行動を打切つてピケを解き、一応スト態勢を収束することに決したのである。

しかして、十一月十日、組合は、前記都労委の斡旋策を受諾し、ここに数旬に亘る労使の対立は円満な妥結を見出すに到つたのであるが、この協定に調印せんとする席上、官憲は、またも組合三役に任意出頭の令状をつきつけ、十三日には組合事務所を捜索し、団体交渉議事録から組合旗に到るまでを押収するの越権行為を敢て冒し、更に二十七日には元副委員長茂木又雄、元法規対策部長鈴木正一の両君を自宅から逮捕拘留するという暴挙に出できたつた。それのみならず、かくの如き官憲の強制手段によつて、連日取調べを受けた組合員の数は、実に延べ四百名の多きに達している。

かかる過酷な弾圧に対しても組合員はよく忍び、彼等の欲する調査に対しては、各人堂々とそれに答えて何等疚ましさもなく事実を隠蔽することもなかつた。一方、革新政党を始め、国会の労働・法務各委員会はこの不当な官憲の介入を厳しく批判し追求した。世論の多くもそれを支持した。そして、それに依つてかかる官憲の不当介入を導いたものこそ、東証スト権の前後に相次いで発表された小坂労相の談話、次官通達等の形式による保守政党一連の労働攻勢と、それに雷同する資本家陣営の卑劣なる結托によるものに外ならなかつたことが次第に明らかな事実とされている。

然るに越えて十二月二十八日、遂に細谷、梅沢の両君の起訴となつたが、その起訴状を一読するものには乱脈極まる文節、不徹底な論旨、歪曲された事実の列挙等、国法を無視して正当なる行

為者を罰せんとする権力者のあがきの跡を歴然と感ぜしめずにはおかないものがある。

我々は、かくの如き社会秩序の破壊にも均しき暴力を黙認することは断じて出来ない。我々組合は、前記両君の起訴の取消を断乎として要求するは勿論、愈々信愛と団結を強化して、全労働者の権利の擁護のために、かかる党派的暗黒の陰謀を粉砕し、社会平和の確立を期して最後まで闘争を続けることを誓うものである。

右決議し、これを内外に宣言する。

昭和三十年二月一日

東京証券取引所労働組合

ストの直後、ラジオの「私たちのことば」は次のような意見を伝えた（一一月一日朝NHK放送）。

東京証券ストに望む

呉市　一聴取者

新聞やラヂオのニュースで東京証券取引所の騒動を見聞きしてで、私は心配しております。私自身一枚も株券を買つておりませんで、直接には少しも関係はない訳ですが何故もつと平穏に話が出来ないものかと思わないではおられません。

団体交渉とはその文字が示す様に労働条件について話し合い交渉する事です。断じて労働者と使用者が戦争することではありません。しかしいかに一方が紳士的に話を進めようとしても他の一方が挑発的で相手にしない馬鹿にした態度に出れば実力行使に出るより方法もなくなりましよう。そのために法律でストライキもピケも許されているのでしようが、それだからといつて大騒動を起して多くの犠牲者を出すより円満に話合いをつけた方が好ましいのです。先づ私が取引所側に希望したい事は労働組合をたたきつぶす事ばかり考えないで労働組合とよく話し合つて共に株の民主化のために努力する気持になつて貰いたい事です。総司令部を作つたとか、労働組合の目的はストライキそのものにあるとか、日共と総評の煽動であるとか、断乎戦うとかこのような事ばかり云わないで例え相手がとるに足らない青年に見えても、もつと丁寧に賃上げが無理なら、その理由を、労働条件の改善要求に応ぜられないならそのわけを誰にきかれても無理のないように説明されるよう、お考えになつて見て下さい。取引所は経済界の中でももつとも目先のきく人達の集りの筈です。理事者側が封建的ときめつけられ、それがもし本当であり、しかも少しも改めようとはなさらないのであつたら、必ず、時勢の力で負ける時がくると思われます。

次は労働者側へのお願いですが、貴方達が先ず考えていただきたいのは大阪や名古屋で何故争議が片がついたかであります。とにかく大阪、名古屋の人間はより商人であつたという点です。商人といつて悪ければより現実的であつたと申せるのです。面子にとらわれず、実をとるやり方です。

応援団体がどしどし来てくれるのはよい事ですがともすればそのために争議の主体があらぬ方向へゆき、ストライキのためのストライキといつた傾向にならないともかぎりません。どこ迄も自分達が主体であり、他は応援である事、それを忘れないで頂きたいのです。この争議がどの方向へ進むか、今のところ見当もつきませんがどうか出来るだけいろいろと話し合つてみて段々と解決への糸口をみつけられる様、心からおねがいいたします。

この争議を反省して組合副委員長は次のように書いている（「全銀連調査時報」五五年一月号、また「労働週報」同一月八日号）。

東証労組にはだれ一人として、労組運動の経験者はいない、し

かし全組合員が一致団結していた。そしてこの闘争の中で、七十五日に亘る闘争をたたかい抜いた。そしてこの闘争の中でいろいろのことを知つた。私は東証の闘争を自信をもつて、高く評価する。それだけに今後の組合の発展の方向は如何にあるべきかを考える。東証のたたかいの中で未組織の証券会社にもいくつか組合が結成された。組合が結成されなくとも賃金が上つた。組合が結成されたかげで喜んでいる働く人たちがどんなにいることかと思うのです。東証労組はまず組合の組織をさらに強化し、ますます団結を強化せねばならない。大阪、名古屋、京都、神戸など全国の取引所労組の仲間とがつちり腕をくみ交し証券界に於ける従業員の大同団結をまず推進せねばならないと思う。

ここでもつとも要望されている「証券従業員の大同団給」は、越えて一九五五年二月二一日、てその実を結んだのである。

（注）　参考資料

東京証券取引所労働組合編「風よ殿堂に吹け」、五五年四月
職場の歴史をつくる会、東証グループ「私もついて行く」、
歴史評論、五五年五月
総評法規資料第二号「東京証券取引所争議の弾圧事件」、五
五年二月
東証労組機関紙「声」、各号
「東証（労組）ニュース」、各号
「東証労組闘争ニュース」、各号
茂木又雄「中労で結成された東証労組」、ちゆうろう、二号
同右「証券界従業員の大同団結をまず推進」、労働週報、五
五年一月八日号
同右「東証労組は闘つてゆく」、全銀連調査時報、五五年一
月号

第一〇節　銀行の争議

五三年七月における福岡銀行の闘いを契機として銀行従業員の意識は大きく高まつてきたが、今年も引続いて、全国銀行従業員組合連合会（全銀連）の統一のもとに、賃上げ闘争を中心として激しい闘いがおこなわれた。とくに地方中小銀行における闘いはめざましかつた。以下、五四年における銀行の争議を、全銀連の動き、各地方銀行従業員組合の闘い、そのうちとくに激烈であつた山梨中央銀行従業員組合の闘いについてみよう。

全銀連の動き　全銀連では、新賃金闘争を強力に推進して行くことを決定した五三年一一月の第一六回大会以来、その準備を進めていたが、五四年二月一八、一九日の第一四回中央委員会で賃金闘争を七月に開始すること、二月から六月までには一―三月臨給闘争、退職金闘争、労働強化反対闘争その他各組合に固有な闘争を継続し、その集約点としてこの賃上げ闘争を行うことを決定した。二月から引続いた一―三月臨給闘争は四月上旬に終了した。この闘争において地方銀行組合の盛上りがみられたが、反面では経営者側の結束、労働組合対策の動きなどが活発化し、今後の賃上げ闘争の困難さが予想された。賃上げ闘争方針は五月一二日から四日間行われた第一七回全国大会で決定された。闘争の開始は七月、それに向つて大衆討議を徹底的に行い闘争態勢を固めることとし、同時に、闘争宣言が発せられた。賃上げ闘争方針および闘争宣言は次の通りである。

（一九五四年度賃上げ闘争について抜萃）

(一)　何故再び賃上げ闘争をするか

労働条件就中給与の改善向上は労働組合として基本的な任務であり総ての組合活動の中核としてたえざる努力を傾注すべきは今更いうまでもない。給与の中心はもちろん、定例給与であり、これが実質的な引上によつてわれわれの生活は基本的に安定し向上する。

われわれの生活のおかれている現下の諸情勢については運動方針において充分述べられたごとく、真に逆睹し得ざるものがあり、徒らに事を構えることはわれわれのとらざるところなりとしても座して軍需経済体制への移行による一切のしわを勤労大衆の生活に持ち込まれるを忍ぶことはできない。

過ぐる戦前復帰闘争の結果に徴してもわれわれの生活水準は銀行員として健康にして文化的生活を営むにたる理論生計費の水準には程遠いものであることはもちろんであり、日常の生活実感よりしても実質賃金が次第に引下げられつつあることは等しく感じているところである。

われわれの最近の理論生計費価格修正の作業の結果によつても、一昨五二年四月に対比して約二割の生活の切下げが行われたことが明らかになつた。そのため五二年、五三年夫々約一割の賃上げ闘争の成果は略々抹消されたものと断ぜざるを得ない。

諸情勢にはなはだきびしいものありとしても、われわれは益々組織を強化し、組合員一人一人の生活の実感と意欲の上に再び定例給与引上げの闘いを組まざるを得ない。

(二)　賃上げ闘争をどう組まねばならぬか

1、基本的な考え方

理論生計費水準をめざす給与闘争を組合員一人一人の生活実感と意欲のもり上りの中から、より実質的に、より力強く組みあげるために、従来の給与闘争の反省から次の三つの基本的考え方のもとに組まれなければならぬ。

(イ)　個別賃金要求の考え方

組合活動のすべてについていえることであるが、特に給与闘争においてはこと一家の生活に重大な影響あるものであれば一人と雖も見落してはならないことは当然である。

このため次の二点は絶対に守らねばならぬ。

A、要求は組合員の一人一人の給与の上り高がわかるものであること。いいかえれば各人の上り高の合計されたものが要求であるとの認識である。

B、その上り方について組合一人一人が大衆討議を通じて納得されたものであること、かくして闘争が真に組合員一人一人のものとして組織されうるものである。

(ロ)　年齢別最低保障の考え方

最近、経営者が定期昇給制度の採用、職階給、能率給の大巾な拡大を意図していることは明かである。現在のごとき低賃金においてこれらの考え方に譲歩することは全体の賃金の引下げを認めることになるのはもちろん、低水準の給与を是認し労働強化を招くと共に年齢毎の賃金格差をますます拡大し、特に低給者層にこれ以上の貧困を強いる結果となる。理論生計費の考え方に立つ時、これは忍び得ないことで従来のベースアップ方式をもつてしては対抗することができない。このため、われわれは、年齢別の給与傾斜角度を理論生計費傾向曲線に沿わせるとともに、同一年齢間の給与格差を縮少する考え方をとる。即ち年齢毎の高給者より低給者に行くに従つて上昇率を大きくする方向で年齢毎の最低から全体をつき上げて総フアンド拡大に対する経営者の圧力を給与格差の縮少に追い込むようにする。

(ハ)　配分是正の考え方―給与体系合理化の方向

A、本俸体系の確立あるいは是正
　銀行の業種、業務内容からみて年齢給を中心として勤続給、能力給を積みあげることによつて本人給を形成し、標準線あるいは最低線を理論生計費の傾向曲線に沿わしめる。
　なお現在における能力給はその基準が明かでないので組合として適正と認める基準を明確化させなければならない。
B、体系簡素化
　だれでもがすぐわかる体系が好ましいのであるが戦後の粗雑なベースアップの結果、かなり複雑になつているので極力簡素化せねばならない。
C、昇給基準の明確化
　最近経営者は能率給を中心とする定期昇給制度の採用によつて賃上げを回避せんとする傾向にあることは周知の通りである。しかも多くの銀行では昇給が経営者の手にゆだねられている情況にあるので、本俸体系の整備とあわせてこれを合理的な基準のもとに明確化する必要がある。

2、（省略）

3、統一闘争の柱
　以上のごとき考え方と準備の上にたつて、つぎの三本の柱で統一闘争を組織する。

A、理論生計費の傾向曲線に沿い公正な配分を期する。

B、新制高校卒初給任、税込九〇〇〇円以上を目標とする。
　これは昨年四―六賃上闘争の一つの柱であつたが、その結果これを充足した単組は僅少で大部分の単組においてはいまだかなり懸隔がある現状に鑑み再びとり上げることとした。

C、総フアンドを理論生計費の価格修正の結果による二〇％を目標として各単組、各支部、市銀協の自主的な総合判断の集約の下に具体的なフアンドの統一をはかるものとするが、一〇％を下ることを得ない。
（闘争宣言）
　終戦以来われわれ全国銀行従業員組合連合会は、銀行労働者の経済的社会的生活水準の向上のためあらゆる障害を排除しつつ間断なき闘いをつづけてきた。特に昨年四―六月の間において闘われた戦前復帰方式による定例給与の引上げは、一部において罷業権の発動をみるなど、過去にその類例をみない熾烈なものとなり幾多の輝かしい成果をあげた。
　しかしながら、この成果が理論生計費による生活水準への到達はもとより、すでに生活内容の維持さえ困難となつている現状である。
　ひるがえつて、われわれをめぐる諸情勢をみるに、支配階級は、世界における平和勢力の増大をよそに再軍備政策を強行し、その帰結たる経済危機を不当にも労働者の犠牲にしわ寄せし、首切り、賃下げ、労働強化を強いつつあり、日を追うてこれを強化せんとしつつある。さらに血と汗でかち得た労働者の諸権利を骨抜きにするため労働諸法規を改悪しつつあり、あまつさえ国民の民主主義的諸権利をもハク奪し、その達成に反動振りを如実に示すにいたつた。
　このときにあたり、われわれは賃上げを中心として当面する一切の闘争を強力に推進することがわれわれの生活と民主主義と平和を守る唯一の道であることをここに確認した。
　われわれは過去の闘争経験により不屈の労働者精神をつちか

い、従来の行きがかりやこだわりを捨て、理解と愛情によるきづなを強め、行動の統一をもつて一切の障害を破砕しこの闘争を勝ち抜くことを固く誓うものである。

いま闘いを開かんとするに当り第十七回全国大会の名において右宣言する。

一九五四年五月十五日

全国銀行従業員組合連合会

第十七回全国大会

この間行われた四―六月臨給闘争は七月上旬に大体妥結し、地方銀行従組では要求貫徹に成果を上げた。一方、統一闘争突入をひかえて経営者側の動きも活発化し、日本商工会議所連合会は六月一七日の経済政策委員会で、銀行、私鉄にたいしてもスト規制法的なものでストライキを規制する必要があるという結論に達し、政府、国会などへ要望した。さらに全国的な統一闘争が盛り上る時期の八月三一日、政府は大蔵省銀行局銀行課長による私信形式の通達を各財務局長宛に発し、「今回の給与引上げ要求にみられる如き銀行員の給与引上げは絶対的に賛成し難い」と、銀行経営者を激励する態度に出た。それは次のようである。

（銀行員の給与引上について）

最近における銀行員従組の給与引上要求およびこれに対する経営者の態度等については、機宜御申報いただき感謝にたえません。本件については、当局も銀行行政の見地から重大な関心をもつており、地方銀行に対しては十三日会の席上等において当局の意のあるところを十分に伝えておりますが、この際銀行員の給与引上に対する当局の基本的な考え方をお知らせして、貴管下地方銀行の指導監督上の御参考に資するとともに、貴職において適宜地方銀行経営者に御伝達下さる等何分の御高配を煩わしたいと存じます。

殊に一部銀行の給与引上に追随して自行も給与引上要求に応ずるような向もみられますが、このような自主性なき態度は厳につつしむよう御指導賜りたいと思います。

〔記〕

一、今回の給与引上要求にみられる如き銀行員の給与引上は次のような理由から絶対に賛成し難い。

(一)　基本的にみて

銀行員の給与水準は、全体として他の産業部門に比べ特に引上を必要とするようなみじめな状態にはない。

(二)　客観情勢からみて

現下における客観的な経済情勢及び政府のとりつつある経済健全化政策の推移に照らし、今この時期に給与引上を行うが如きは経済機能及び信用機構の中枢機関として高度の公共性をもつ銀行の厳に差し控えるべきことである。

(三)　銀行経理の実情からみて

昨今における経済情勢を反映して銀行経理の余裕は漸次先細りとなりつつあり、このことは端的に経常収支率の悪化の傾向の中に現れている。殊に今期は給与改訂のような経費増の要素を考慮に入れなくても七八%の枠を超えるものが相当数にのぼるものと予想されている。

(イ)　従来給与引上を容易に認めてきたような銀行は、概して経理的にも余裕がなく、絶えず七八%の枠の超過につき懸念しなければならなかつたことを考えれば、最近の如き情勢の下においては、こういつた銀行は特にいやしくも人件費の増加を招くような措置は採るべきでない。

(ロ)　経理的に比較的余裕のある銀行についても、この際給与引上

を行うことは他の銀行への影響及他産業との関係からみて面白くない。

(ハ) 上記(イ)(ロ)いずれの場合にも、銀行になお給与引上の実質的余力ありとする見解（経常収支率七八%以下の銀行については勿論のこと、七八%をこえる銀行においてもまだ相当の余裕があるから、給与引上をおこなつても差しつかえないというがごとき）があるが、このような経理上の余裕は、あくまで預金者のために銀行内部に蓄積さるべきものであり、人件費その他の経費に蕩尽さるべきでないのは勿論、株主のために存するものとも考えてはならない。しからずんば、貸出金利の引下か預金金利の引上をおこなうべきである。

(ニ) 当局としては銀行の経理に対する指導監督上の責任から本件に関して積極的な発言をなし得るものと考えており今後ともこの方針に変りはないが、本件の指導に関する実効を確保するために、必要止むを得ない場合には銀行法第三十二条の規定の発効も研究中であり、更に将来の問題としては銀行経理に対する新しい法的規制をも考慮しなければならないと考えている。

なお政府は、一二月二三日さらに、「昭和二九年度下期決算について」という大蔵省銀行局長通達を発し、「銀行経理の改善」のため、この「私信」内容をさらに強化した要望を行つている。

これに対して組合は抗議文を大蔵大臣に発し、次のような声明書を発表した。

声明書

銀行従業員の賃金闘争にたいする大蔵省の不当干渉について

一、大蔵省銀行局は昭和二十四年いらい、経常収支率の指示をつうじて銀行従業員の正当なる賃金要求を抑圧しつづけてきたが、今次全銀連の賃金要求にたいしては、直接これを拒否せよとの通達を発した。

大蔵省銀行局の今次通達は、あきらかに労使間の交渉によつて自主的に決定さるべき労働条件にたいして、法域を異にする金融行政面から不当に介入するものであり団体交渉権の侵害である。

一、大蔵省銀行局は、われわれの賃金要求を否定する根拠として、多数の銀行が今期決算において経常収支率が七八%を上廻る点をあげているが、経常収支率の上昇は政府が推進しつつあるデフレ政府の結果であつてその責はあげて政府じしんにある。しかるに大蔵省銀行局は、一方でデフレ政策を推進しつつ他方経常収支率を維持するため、不当にもその犠牲をわれわれ銀行従業員に転嫁しようとしているのである。大蔵省銀行局は銀行収益維持のために従業員の賃金を圧迫する資本の走狗と化している。

一、大蔵省銀行局は、また賃金圧迫の口実を預金者保護にもとめているが、預金者保護は資産の確実有利な運用によつて確保さるべきものであつて、これを従業員の賃金圧迫にもとめることは見当違いもはなはだしく、かくのごとき行政指導は自らの無能と無定見とを暴露する以外のなにものでもない。

一、われわれ全銀連十二万の銀行従業員は、今次通達が労働組合法に定められた労働者の基本的権利を侵害するものであり、民間労働者にたいする給与統制の露払いとなるものである点を全日本の労働者に訴え、大蔵省の暴挙にたいし断固抗議するものである。

賃上げ要求　七月三〇日、賃上げ要求は五月の斗争方針にそつて全国一斉に提出された。その状態は以下の通りであるが、とくに低賃金と賃金制度の不合理を打破しようとする地方銀行組合の意気がう

かがわれる。いわゆる共斗三本の柱については、アップ率が市銀平均一三・七%（一三―一四%）、地銀平均一三・二%（一〇―一四%）、第二の新高卒初任給九〇〇円要求は大部分の単組が提出した。この要求初任給は市銀平均九六一九円（一二・四%アップ）地銀平均九〇二四円（一四・三%アップ）である。第三の、配分を理論生計費の傾向曲線に沿わせ公正な分配を行うという要求は、多くの単組で、理論生計費の何パーセント程度を目標水準とするかによつて定つた傾向線に沿わせて、各年令層のアップ率をきめる方法をとつているが、こうした考え方はさらに年令別に最低保障給を確立する方向に進み、こうした要求を昨年の賃上げでもかなり獲得した各地方銀行の経験の上に立つて、今年は青森、秋田、広島、大分、鹿児島などの各単組で一斉に要求を提出している。またこの年令別最低保証給を昨年においてかなり獲得した山梨中央、神戸などは昨年の成果をより完全なものにする要求を提出している（山梨中銀従組の要求については後述）。次に要求方式については、職階給的配分を打破し、組合員一人一人の要求と結びついた〝定額プラス・アルファ方式〟およびこの方法を年令毎に応用したいわゆる〝年令別定額加算方式〟がひろく、とくに地銀において、取上げられている。なお今度の要求の特徴の一つは、賃上げとならんで賃金体系の合理化の要求が多くの組合でとり上げられていることである。この賃金体系の合理化については、賃上げ毎に定例月収中の比重がいちじるしく軽くなつて来ている本俸部分の増額と、その比重が増大し、不合理を助長しつつある臨時手当、特別手当、生計・物価手当など諸手当部分の圧縮の要求、本俸部分の確立のための要求―本俸を生活給、勤続給、能力給などの各項目に区分し、その明確化をはかること、昇給基準の明確化、年令別に最低本俸を保障すること―、および賃金体系の簡素化の要求などが、地銀各組合において広く取上げられ

ている（全銀連調査時報一九五四年四八号参照）

リボン戦術　七月三〇日全国一斉の要求提出によつて統一斗争に入つた全銀連の各組合は、八月一〇日、二〇日全国一斉交渉を行つたが、要求は拒否され、交渉は進展しなかつた。全銀連では八月一四日第四回中央斗争委員会で、営業時間中のリボン着用を八月三〇日、三一日全国一斉に行うことを決定、これに向つて統一斗争を盛り上げることになつた。二五日、その前哨戦として営業時間外における全国一斉リボン着用戦術が行われた。東京では組合員の七〇%が着用した。しかし、統一リボン戦術の決行を明日にひかえた二九日の中闘において、この戦術の中止指令が出されるに至り、三〇日の全国一斉リボン着用は崩壊してしまつた。三菱銀行従組が、実力行動回避を理由にこれに反対し、これが原因となつて富士、第一銀行などが同調じ始め、市中銀行の従組では日銀を除いて統一的なリボン着用が不可能となつたためである。経営者側では「全銀連統一闘争の足並み乱る」（日経連タイムス）と書きたてた。そしてこれを境として、賃上げ統一闘争は崩れ、今後の闘いの中心は地方銀行に移り、そこで激しく闘われるようになる。また市中銀行では、経営者側が要求を拒否したまま年を越すに至る。闘争に一段階を画したこのリボン戦術の中止について、全銀連では次のように述べている（第八回全国大会「賃上げ闘争の批判と反省」より）。

（前略）この中止には組合員の憤激もあつたが反面自信を失つて動揺した。

われわれは全国一斉リボンの中止が即統一闘争の失敗とは判断しないが反省すべき点が多い。

(イ)　各代表がその発言に責任をもち、爾後の具体的な活動に於てお互の協力で実現してゆくという努力が不足していた。

(ロ)　これは単独でもやれるという単組体制の強化について努力の

不足していたことにもよる。

(ハ)　このため一行がくずれると全行がくずれるというように、共闘の最大の欠陥をバクロした。

(ニ)　（省略）

(ホ)　全体的に見ても全国一斉リボンに大きな期待をかけすぎ、これが唯一最高の手段として、すべてを賭け、ただちに次の行動を着実に組織することができなかつたのが致命的である。この点ことは全国統一戦術の指導の仕方についても、職場第一線の組合指導者のその受けとり方についても反省しなければならないである。

地方銀行組合の闘争　市中大銀行の脱落から統一リボン闘争が崩れてのち、七十七、鹿児島、広島、新潟第四、伊予、青森、山梨中央などの地方銀行各組合は、リボン戦術、座り込み、時間外拒否、ストライキなどさまざまの実力行使をもつて、八月下旬から一一月にかけて果敢な闘いを展開した。まづ仙台の七十七銀行従業員組合（組合員一二五〇）は、生活保給金の引上げによる最低保障給の引上げ（平均一六%、新高卒初任給八・五%引上げ九六二五円）を要求し、全銀連闘争のトップを切つて八月二三日から実力行使に突入した。そして二三日以降一斉時間外拒否の拡大、本店その他当宿直拒否、リボン着用、九月四日スト権確立など、組合員の強い団結と、非組合員をも含めた統一の力によつて、スト突入直前の九月七日、要求を全面的に貫徹して勝利した。この七十七銀行の勝利は他の組合の闘いに大きな励ましとなつた。

青森銀行従業員組合（組合員八二〇）は、従来の本俸を全面的に排し新たに年令給、勤続給、能力給の三要素によつて本俸を組立てる（現在定例給与中の本俸比率平均五八%を九三・五%とする）、特別手当の廃止、年令別定額加算四・八%十ヵ（五・二%）、新高卒初任給九〇〇〇円（現行八三六八円）などを要求して、闘争に入つた。以後八月二四日争議通告、二五日三時以降リボン着用、三〇日営業中リボン、九月三日以降全店当宿直拒否、四日以降全店定時出勤、七日以降全店定時退出、本店当宿直拒否、八日以降一斉休憩の拡大、一二日スト権確立、一七日本店一時間スト、一八日本店および市内五支店の一時間スト、二〇日本店二四時間スト、市内五支店一時間ストと、次々に実力行使を積み上げて行つた結果、九月二〇日、経営者側の全面的拒否の態度を打破して妥結するに至つた。その内容は大体次の通りである。

一〇月より五%の月割臨時給与を支給する。三〇年四月の定時昇給時に、この五%に三%を加え、八%で給与体系を是正する。新給与体系は四月実施までに組合の案を基本として作成する。組合が要求した、年令給を根幹とした最低賃金制が基礎づけられたことは、この闘いの大きな成果であつた。青婦人部組織を中心に、意気の合つた統一闘争を行つたことの成果である。

四国松山の伊予銀行従業員組合（組合員一四六〇）では七月三〇日、賃上げ一二・三四%（一律一〇〇〇円十月収スライド九・八%、要求ベース一万九二七〇円）、新高卒初任給九〇〇〇円を要求し、八月中団交が繰り返えされたが一歩も進展しなかつた。そのため組合では八月三〇、三一日にリボン戦術、九月六日スト権確立（賛成七四二、反対四九九、無効一七）、九月一二日総決起大会で闘争宣言を発し、実力行使の態勢を固めた。この間の団交はやはり進展せず、一方では賃上げ反対の組合員のうごきが表面化するとともに、会社側は組合切崩しのみに専念した。一五日には会社側の懐柔と威圧によつて、本店の営業部全員七三名が組合を脱退するに至つた。これを契機として会社側は組合切崩しを強行し続け、脱退者は組合員全体の三分の二以上に及んだ。また元組合幹部の脱退派有志

により「企業防衛、組合民主化同志会」が作られ、第二組合結成の動きもみられた。こうした切崩しと分裂のなかで、組合は一五日から二五日まで、九回にわたる二四時間ストを決行した。愛媛地評を中心とする支援も強められた。組織統一の話し合いは、この闘争の最中においてねばり強く行われた。そして二〇日には最高一一〇〇名以上にも達した脱退者の組合復帰がはじまり、第二組合結成の企図は破棄され、組合は再び統一に向つて進みはじめた。組織崩壊の直前において再び闘争体制はもりかえされた。こうして九月二六日、平均八・六%、一五〇〇円の賃上げ（実質定例給与－平均七〇〇円、差し当り臨時給与の形態をとる月割分－平均八〇〇円）を獲得して妥結した。

なお組合では、この闘争の成果として、生活権擁護と組織防衛のため断固闘い抜いた結果、大蔵省通達などをたてにとつて、ゼロ回答のまま組合をストに追い込み、切り崩しによつてのみ闘争を解決しようとした経営者の態度を打破り、不充分ながらも賃上げを獲得したこと、組合員がこの闘争を通じて銀行経営者の実態を把握しこれに対処する態度を明確にしたことなどを上げ、又批判として日常活動が極めて不足していたため、闘争中の大量脱退という組合組織に未だかつてない混乱と分裂をひき起したこと、そしてこの弱点を解決していくことが今後の闘いにおける最も重要な問題であることなどをのべている。

新潟第四銀行従業員組合（組合員一三五五）は、誰でも最低一〇%の賃上げを目標として、生活補給金二〇%（本俸×一二〇%、現行は本俸×一〇〇%）、家族手当一・一七%増額の要求で立上つた。昨年来臨時給与、賃上げ要求の度ごとに苦杯を喫し、あるいは僅かの賃上げと引換えに就業時間の延長をのまざるを得なかつた従来の状態を、この闘争によつてはねかえそうというのが組合員全体の決意であつた。そしてこの闘争を目ざして職場討議は徹底化され、態勢が強固にされた。七月三〇日要求提出以来、一カ月以上引延ばされた上、九月一〇日に至つてゼロの回答を受けた組合では、即日争議通告を発し、スト権集約を行い、一二日から休日出勤、日宿直、時間外就業の拒否、一斉休憩などを次々に行つた。一方、経営者側は、組合の争議通告と同時に争議対策本部を設けてこれに対抗、不当争議通告をはじめ、ストライキ禁止の通告などを発し、正面から組合制圧を試みた。こうした闘いの中でユニオンショップ獲得要求がとり上げられ、賃上げと並んで闘いの大きな目標となつて行つた。一八日からは時限スト、半日ストが日をおつて拡大され、遂に二二日以降、本店を含む三四店の二四時間スト、その他支店時限ストにまで拡大された。二二日には全員で新潟市内のデモ行進を行つた。県下組織労働者の支持は強化され、結束はいよいよ強められた。一方、全面スト突入を契機として県商工会議所などによる争議解決への工作も始められ、二六日ごろからそうした方面からの斡旋申込みが現われだした。このような情勢におされ、また加えて申請した仮処分の決定が出ないことから経営者側は動揺し始めた。そして地労委の職権斡旋の結果、二八日平均八・四%、一五〇〇円の賃上げ（配分は組合要求通り）を獲得して妥結した。またショップ制には「職員は組合員たるべきこと、組合から脱退し又は除名されたものは解雇される。解雇につき異議あるときは地労委の仲裁を申請し、双方の裁定に服すること」（要旨）の項目を入れることになつた。組合の統一と団結の成果であつた。

なおこれらの闘いをはじめとして、各地で激しく闘われ、賃金ストップの壁を打ち破つた地方銀行の闘争にたいする、経営者の見解を掲げておこう（一〇日一三日、日経連臨時総会における、日経連専務理事（前田一氏）の労働状勢報告より）。

（前略）第三に申した盲点争議といわれるものは、これは会社側において、まさか俺の会社にはストライキは起るまいという非常に楽観をした考え方で、やや甘く問題を見ておつた結果かも知れないが、いわゆる労務の問題、人間の問題についての空白地帯を急に襲いかかられたというような形であつて、大阪証券は七日間のストライキによつて三三・五%の賃上げとユニオン・ショップ条項の約束をさせられた。長崎相互銀行は、一万二千八百円ベースにたいして三千円、二三・四%のベース・アップを取られて、ついでにユニオン・ショップ条項を取られたのである。鹿児島銀行は十%、新潟第四銀行は八・四%、青森銀行五%、広島銀行、伊予銀行、大分合同等軒並みに五・六%のベース・アップを取られているのである。八月末大蔵省は地方財務局にたいして銀行の総収入の七八%をもつて支出総額とすべきことを明記してとくにこのワク内といえども今日の段階においては銀行業が率先してベース・アップに応ずることは妥当でない、こういう通達をしているにも拘らず、これらの諸銀行が全銀連の賃金要求の前に手もなく屈伏をしてしまつているというこの事実は決して過小評価せらるべきではなかろうと思うのである。

また、こうして激しく闘われた銀行争議に対して、経営者側の全国銀行協会連合会（全銀協）および全国地方銀行協会（地銀協）は、一一月五日労働省で開かれた「労政懇談会」において、次のような見解を発表、銀行の「公共性」の見地から組合活動制限のための立法、行政措置を図れと、政府に要望した（日経連タイムス五四・一一・一一より抜萃）。

（考慮さるべき諸措置）

金融秩序の維持のため、又銀行における正常な労使関係確立のため、今後経営者として努力すべきことは勿論であるが、それと併行して、何等かの行政或は立法の措置は急務であるといわなければならない。すなわち、

(1)　現在の法規の運用上の問題としては、現に労働法、その他で経営者に認められている対抗手段乃至救済手段が殆ど実効が挙つて居らず、これが争議秩序を不当に乱している。従つてそれらの手段が真に効果あらしめられる様、関係当局の深甚なる考慮と実行を強く要望する。それを列挙すれば、(イ)ピケティングの合法的限界の明確化とその徹底＝ピケティングは組合員に対してすら説得の範囲を逸脱してはならないのに、非組合員、経営者あるいは取引先等第三者に対する通行阻止、更に食糧等、生活必需品の搬入阻止迄も行つている事例が少くない。政府がその合法的限界を明確にし、それを取締当局に徹底、実行せしめることは急務である。(ロ)暴力行為に対する当局の取締の徹底＝特に「消極的暴力行為」（例、昼夜を問わざる拡声機の暴音の連続による業務及び安眠妨害、集団の圧力による長時間の説得―いわゆる「吊し上げ一等」については取締の徹底を欠いているのが現状である。(ハ)業務妨害排除の仮処分申請等に対する当局の迅速なる処理。

(2)　立法措置としてはスト規制法の制定、労働関係調整法による「公益事業」としての指定、必要最少の限度業務遂行に要する保安要員確保のための法制上の措置等が考えられるが、根本的には銀行業務の特殊性が考慮されず、銀行従業員が一般産業の労働者と何等の区別なく取扱われている点を検討する必要がある。是等諸般の立法に関連する事柄については、今後なお充分考究することにしたい。

次に、今度の闘争のなかで最も長期間、そして最も激しく闘われた、山梨中央銀行従業員組合の争議についてやや詳しくみよう。銀

行とくに地方銀行の今年の争議のなかで、それは最も代表的なものであると考えられるからである。

山梨中央銀行の争議　山梨中央銀行（取締役頭取名取忠彦氏）は、山梨県における唯一の地方銀行であり、本店の甲府を中心として、現在山梨県下、長野、静岡の各県および東京などに店舗三九、従業員八三〇名を有している。従業員組合（組合員七三〇――分裂前）は四六年に生れた。組合長と銀行がボス取引をするような御用組合時代が続いたが、まもなく御用幹部が職制に納り、これに代つて戦後勤めはじめた青年層が組合の幹部となつた。そして二七年頃から組合活動が漸く活発となつて来た。二八年の賃上げ闘争では、従来における野放しの賃金支払い状態を脱却し、初任給規定の確定、年令による定額昇給制度（但し三〇才まで）を獲得した。しかし賃金水準は依然として全国地方銀行中最下位に属し、ペン先、朱肉など一切の事務用品が従業員の個人負担であるという状態であつた。預金獲得競争や経費節減運動によつて従業員の労働強化は助長された。そして経営者側は、他の銀行におけると同じように、銀行の「信用」（＝利潤）を守り、従業員を従順で忠実な金銭計算器として縛りつけておくための支配体制を維持しようとやつきとなつていた。職員は休憩時間中、パチンコ店その他銀行職員として好ましからざる所へ出入りしてはならないといつた通達（四月二三日人事部長名、本店各位宛）、〝俺の目の黒いうちに組合をつぶしてみせる〟という職制の放言、さらに今度の闘争にみられる組合切崩しなどは、こうした経営者の態度が反映されたものであり、そして組合の賃上げ闘争は、同時にこうした体制を打破しようとする闘いであつたのである。以下、争議の経過をたどることにしよう。

㈠　要求提出より八月リボン闘争まで　二月二二日、組合は昨年獲得した年令給与体系をさらに発展させ、平均一三％の賃上げと退職金増額を獲得するため、次のような要求を提出した（退職金要求内容は省略する）。

昭和二十八年七月十三日に妥結した職員給与規定に見る如く当行の給与体系は確立されず、又後述する如く給与実態の合理的な是正も不充分のままで、昨年の四月二十日要求提出の「給与体系合理化」に関する件の団体交渉は同年七月十三日を以て中止され、本年四月の定時昇給時迄には給与体系を確立し、同時に給与実態の合理的な是正も行うべく団体交渉の再開を約しておりましたので組合と致しましても事後鋭意研究と討議を重ねた結果、後述の如き根拠に立脚して、昨年四月二十日提出の原案を修正した要求案を昨日二月二十一日開催の第四回中央委員会において左記の如く決定致しましたので団体交渉再開方申入れます。

尚、右要求に対する回答は三月一日迄に書面によつてなされるよう要望致します。

昭和二十九年二月二十二日

山梨中央銀行従業員組合

中央執行委員長　寺田信男

株式会社山梨中央銀行

取締役頭取　名取忠彦殿

〔記〕

昭和二十九年四月以降基準内賃金を左記の如く実施する。

一、給与体系

基準給与は本給（含調整手当）、家族手当、特地手当、及び其の他の手当（出納手当、特別手当）とする。

イ　本　　給

本給は従業員の年令、勤続年数、学識経験能力によつて決定する。

本給金額の決定は別表一（標準本給表―省略）を基準として別に定める能力等の査定基準によつて銀行が定める。

（注）1、能力等の査定基準の作成については銀行と組合で協議の上決定するものとする。

2、本給の決定について、概括的な結果は昇給後組合へ通知するものとする。

3、本給の決定に当つて、能力等の査定を行うに必要な具体的な準備及び実績が整う迄は、後述の如き画一的な適用方式によつて決定する。

4、能力等の査定を行うに必要な具体的な準備及び実績が整つた状況により、能力査定を実施する範囲を組合と協議の上決定する。

A　初任給

別表一（省略）を基準として適用する。従つて標準年令で入行した者の初任給は左記の如くになる。

新中卒　満十六歳　六、二〇〇円
新高卒　満十九歳　八、〇〇〇円
新大卒　満二十三歳　一一、六〇〇円

B　昇給

本給の昇給は毎年四月別表一（省略）を基準として別に定める能力等の査定基準によつて銀行が行う。従つて最低昇給額は、左記の如くになる。

満十八歳迄四〇〇円、満十九歳迄七〇〇円、満二十四歳迄八〇〇円、満二十七歳迄九〇〇円、満二十八歳以上一、〇〇〇円となる。

C　最低本給

能力査定の実施の如何に拘らず、満十九歳八、〇〇〇円、満四十五歳二一、一〇〇円、但し傭員については満四十歳一九、六〇〇円を基準として定める。別表二（最低本給表―省略）の金額を下廻ることはない。

ロ　家族手当（省略）

（注）要求書に例としてあげられた、昇給、最低本給についての説明は、学歴別になつていないので分りにくい。たとえば新制高校卒の昇給を、組合資料によつてみると次の通りである。初任給（一九歳）八〇〇〇円、以後最低でも二三歳まで毎年七〇〇円、二六歳まで八〇〇円、以後九〇〇円づつ昇給するようになつている。

なおその後、次のようなユニオン・ショップの要求が加えられた。

（労働協約締結に関する交渉再開申入れの件）

昭和二十九年五月六日開催の労働協約改訂に関する団体交渉に於て妥結を見るに至らず、双方追て交渉を行うことを約して今日まで中止されておりました、ショップ制の件に関し、交渉を再開して頂きたく申入れます。尚組合要求は左記の通りであることを念の為申し添えます。

〔記〕

銀行の従業員は、左の各号の一（内容省略）に該当するものを除き、すべて組合の組合員でなければならない。従つて銀行は組合から脱退又は除名される者は解雇するものとする。

賃上げ要求に対する銀行側の回答は三月一〇日に行われた。しかしそれは、昨年規定された年齢給与体系を御破算とし、新に能率給中心の職階方式を採用する、賃上げは行わないが但し給与総額を二〇万円増加する、という組合要求とは正反対のものであつた。団交は八月に至るまで何回も繰り返されたが、交渉は一歩も前進しなか

つた。組合は闘争の長期化を予想し闘争態勢を整備していつた。またこの間、五月六日労働協約がユニオン・ショップ条項抜きで締結され、七月一九日には臨時給与の交渉が妥結した。

(二)リボン闘争を契機とする分裂派の抬頭とストライキ突入まで

八月二一日中央委員会で三〇、三一日のリボン戦術が決定された。しかし、この決定を契機として係長、支店長代理の職制組合員十数名による分派活動が表面化した。二三日には彼等二一名連記によりリボン着用拒否の決議文が提出され、そのため二五日の営業時間外リボン着用は中止された。反対派の理由は、銀行の経営困難を考えて闘争はやめ、早く解決しようというのであつた。またその基礎には、銀行の回答――職階給的な能率給――がこれら職制にとつて体系としては必ずしも悪くない、といつた事情があつた。これら分裂派の職制は、いづれも組合役員であり、本店の係長二二名のほか、甲府、峡東支部がその中心であつた。リボン闘争は三〇日に行われたが、分裂派の切崩しのため、四〇%（一九五人）の不着用者が出た。そして三一日には全銀連の指令によつて中止された。

九月九日、体系合理化資金四〇万円という銀行側の回答――第二回――が出された。組合ではこれを拒否、一二日の臨時大会で要求原案の推進、すわり込み方針を決定、一八日合同総決起大会で断乎闘争を決議、二二日峡北、富士吉田、北都留、東京の各支部は争議権の中闘委譲を決定した。二六日臨時大会が開かれたが、分派有志は本部執行部の不信任案を提出、これが否決（七五対四五）されるや退場を行つた。大会は混乱し、遂に流会となつた。三〇日銀行側から六〇万円プラス一時金五%の回答が出された。これにたいし執行部は八〇万円ならば下部討議に附そうと答えて組合員の鋭い批判に逢い、この回答は全面的に拒否された。一〇月一日以降組合は無期限すわり込みに入つた。四日には完全ユニオン・ショップ要求（前掲）を提出した――銀行側拒否。この間県労連を中心とする労働者の支援は強まり、闘争のなかで相互の交流が深められて行つた。これらの労働者の応援により七、八日には甲府市内でデモ行進が行われた。

九日銀行側から体系合理化資金七〇万円という回答が出された。そして、一〇日の大会において分裂派は、組合統一と引きかえにこの七〇万円をのむことを迫つたが、組合員はこれを圧倒的多数で全面的に拒否、要求貫徹のため断固闘うことを誓つた。

こうして内部工作で組合の指導権を握ろうとする試みが失敗するや、分裂派は甲府、峡東支部などにおいて組合脱退を始め、彼等は一三日山梨中央銀行職員組合を結成した。集るもの一七六名。信用保証協会その他経営者側から、「ストを打破り断固闘え」などの激励文を受けて発足したこの第二組合は、一五日銀行に対し九日回答の七〇万円をのむことを申入れた。そしてこれ以後、会社側の手先として組合切り崩しに専念したのである。次に掲げるのは第二組合の声明書であるが、彼等のものの考え方がここによく現われている。

(前略)皆様、此処で皆様が真に卒直な真意を勇気を以ていう事以外に全銀連の強引な、我々の生活の源泉を全く無視したストへの圧倒的な情宣と指導に対し、之を冷静に現実の姿として反省させ、企業を我々の手で防衛する道はないと思います。

皆様はつきり申し上げて、我々は此の様な自主性なき真の責任性なき執行部と之を指導する全銀連の公式的理論に基く、面目の為には我々組合員の素朴な気持は全然無視した態度に対して我々は徹底的に企業防衛の為に立上らざるを得なかつたのです。従組組合員の皆さん。皆さんの素朴な気持は、全銀連と自主性なき執行部のために踏みにじられ、スト権は確立されて了いました。ス

トライキが如何に悲惨な結果を生むかは真剣にそして冷静に考え直さなければなりません。企業防衛のため、そして我々の生活防衛のため、総ての行きがかりや偏見を捨てて我々と共に立上ろうではありませんか。必ずや皆さんの中にも我々の真の意とする点を諒解され喜んで我々と共に手を握つて下されることを期待しお互に行きがかりを捨て我々としても双手を挙げてお迎えする態勢を整えて居ります。

山梨中央銀行職員組合

一六日スト権が確立され（賛成三三二、反対五五、無効五）、二二日以降争議権を行使するという争議通告が銀行側になされた。銀行側の切り崩しは、第二組合、保証人、家族、親戚、知人などあらゆるルートを通じて極めて激化した。脱退者はスト突入の日に二四七名に達した。二〇日、銀行側は頭取以下第二組合を含めて籠城を準備、また山梨中銀取引者有志会（山梨県商工会議所を中心として二〇日結成）は、組合にスト中止を勧告、第二組合に資金カンパを決議した。組合は地労委斡旋案（賃上げ七〇万円、職組との統合を前にユニオン・ショップ締結、退職金棚上げ、立上り資金七〇万円）を拒否、六支部、二八店に対して二四時間ストを指令した。組合の声明文はこれを次のように述べている（なお闘争宣言などは発表されなかつた）。

（争議権を確立して）

全員大会は圧倒的多数で、銀行の回答をけつて組合原案の推進を決議しました。爾後数回に及ぶ団体交渉において、銀行は何等誠意ある回答を示さないばかりか、脱退第二組合の結成を指導し又これを利用して、組合の弾圧破壊をねらつています。

やむを得ず私達は、幾多の苦難を克服し、三三二対五五で逐に争議権を確立いたしました。

家族から、保証人から、親戚から、職制からと、あらゆる近隣の人々の圧迫にもかかわらず、遂にここまで頑張り通した私達は、要求の正しさを再確認し、闘争の推進のためには断固職場を放棄するも止むなしと固い決意をなすに至つたわけであります。

リボン戦術以後あらゆる機会に組合の分裂のために動いて来た銀行は、遂に脱退と職員組合の結成に全力を注ぎ、分裂派の主謀者や支店長を通じて、脱退運動に大わらわになつています。組合の団結と組織の統一を願う私達は、自己防衛の止むに止まれぬ気持から遂に、立ち上らざるを得なくなりました。このままですごすならば、我々の組合はつぶされてしまいます。そして要求も出せない、職場は全く暗くなつてしまいます。このままでいれば、職場がコーラスも歌えない、読書会も出来ない職場になつてしまいます。

こうしてはいられない。闘わなければならない。勝たなければならない。みんなそう決意したのです。毎日々々職場で話し合うにつれて私達は、一日々々と成長し、この闘争に勝つ自信と勇気を得て来ました。全銀連の友だちも、県労の友だちも、多くの市民も県民も、私達の決意に応え、全力を注いでこれを支持しています。機関手のおじさんも、郵便屋さんも、学校の先生も、みんな脱退者を復帰する様、説得活動をして下さるといつています。

私達の闘争の前にはさらに多くの困難が横たわつています。しかし毎日々々腕をくんで、一人一人仲間をふやし、団結して、銀行に当りましょう。苦しくとも正しさを失わず、闘い抜きましょう。

勝ち抜く日まで闘いましょう

一九五四年一〇月一九日

×　×　×

県民の皆様へ

〃私達は何故ストまで決意したか〃

皆さん既に新聞、ラジオや私達からのお伝えによつて御存知と思いますが、此度の私達の要求は次にかかげるものです。

1、賃上げを含む給与の凸凹を是正し最低生活給を保証する給与体系にすること。

2、現在四〇万円―五〇万円の退職金を少くとも倍額に引上げること。

3、不当労働行為（経営者の不当な組合運営に対する干渉や圧迫）をなくし、分裂を排除して正当な組合活動を保証するためのユニオン・ショップ制の獲得。

そして明るい銀行をつくる事をめざして現在まで闘つて参りました。

本年二月より既に八カ月もたつているのに何故未だに解決せず、そして私達が敢えて好まないストまで決意しなければならなかつたのか、情況を御存知ない皆さんは不思議に思われる事でしようが、私達は少くとも出来るなら話合いで問題を解決しようとして八カ月余の間最大の努力をして参りました。しかし経営者はこの闘争を坐折させ組合を骨ぬきにしようとして、人事課行員を主謀者として係長クラスの者達を利用して事々に私達の要求に反対させ、みんなで決定したことを公然と踏みにじつて「アカ」だとか「闘争のための闘争」だとか中傷する事によつて、問題の進展を阻み、十月十日の全員大会で彼等の悪質な裏切行為が完全に暴露されるに至りますと遂に卑怯にも組合を分裂させ御用組合を結成させてしまつたのです。

この様な情況下にあつて私達は分裂派の諸君と何回となく妥協して組合の統一をはかり一日も早く争議を解決しようと努力しましたが、横暴な彼等は言を左右にして聞き入れず経営者は組合の分裂の上に安坐して何等誠実ある回答を出そうとしません。こうして事態は益々悪化して参りました。

私達の職場は現在経営者の不当な圧迫と分裂派の幹部達の悪ラッな切崩してよつて全く生気がありません。

職場のあちらこちらの隅で泣いている女性達、論争してる男性達。暗い職場は益々暗く、何時も落付いて仕事も出来ず、ものも自由に云えません。歌も楽しく歌えない職場になつておりま す。そして分裂派幹部達の激しい切崩しによつて、良心をうらぎつて第二組合に入ることを強要されています。又職場ばかりでなく、彼等は私達の楽しい家庭までもメチャメチャにしておりま す。保証人、親戚、親兄弟などを通じたえげつない切崩しに親達までも可愛い息子さんや娘さんに「良心を捨てて裏切者になり第二組合に入れ」と強要させております。

心配のため病気になつた親達。恐怖のため家へも帰れない私達の仲間達。皆さん、こんな状況なんです。民主主義を誇る現在の世の中で、この様なことが考えられるでしようか。それは〃近江絹糸〃だけではなく、私達の銀行、皆さんの銀行に於て行われているのです。何故ならこんな封建的な労務政策のなされる銀行では、決して皆さんに喜ばれる銀行にはなれないからです。そして私達は、中小企業をつぶす金融政策に反対して、県内産業の発展を図るためにも是非かかる官僚的、独断的な機構を建て直さなければならないと思つているのです。

皆さんの中にはストをやると銀行がつぶれると心配されておる方が居られると思いますが、決してそんな事はありません。

私達の念願はこの闘争を勝つ事によつて、真に明るい銀行、皆

さんから親しまれる銀行にすることです。本年は多くの地方銀行でストをやりましたが、却つて以前より明るく成績も上つております。官僚的、封建的やり方をうち直すためにもこの闘争に勝たねばならないのです。私達は最後まで頑張ります。皆さんの御理解と御支援をお願い致します。

昭和二十九年十月二十日

山梨中央銀行従業員組合

(三)ストライキ突入より妥結まで

ストライキは二二日から始められ、ピケを張る組合員と、バリケードを築いて籠城する銀行側との対立が続いた。そして、第二組合員や銀行が雇つた暴力団により、しばしばピケ破りが試みられたが、二六日には、籠城組への食糧搬入問題を理由として、暴力団と人夫多数が警官とともにピケ隊に突入、暴行の上、九名のピケ隊員を検束するという事件まで起つた。これに対して直ちに警察、検察庁へ一〇〇〇名の抗議デモが行われ、全員を救出した。二六日、全店三六カ所の無期限スト指令が出され、これは一一月一日の妥結まで続けられた。この間、取引者有志会は二五日、スト反対声明を発表して「果敢な実力行使に入つた」(山梨民報)が、二七日には籠城組の激励と称して、日の丸を先頭に軍艦マーチを鳴らして市内を行進、ピケ隊に対する挑発行為をくり返した。

しかしこうした一部有志のはね上りは、市民はもとより、取引者達のなかにも反対するものが多く、また日本共産党および中小企業連盟から県下一円に流されたビラによつて、山梨銀行の大口融資先、不当融資状態が暴露されることなどもあつて、銀行側の強引なやり方は段々と孤立化して行つた。一方、切崩にたえた組合員約三五〇名はますます結束を固め、県下各支店へ闘いの波を拡めて行き、県下労働者団体、市民、農民団体、地域青年団などとの交流を深めて行つた。またこの闘いに刺戟されて、県下中小企業労働者の立ち上りが各所にみられた。

こうした情勢のなかで、二七日から地労委の斡旋が開始された。そして一一月一日、次のような第二次斡旋案で遂に妥結するに至つた。二月二二日要求提出以来二五三日、ストライキ突入以来一一日目のことである。

一、賃上を含む給与体系の合理化について

給与体系は次の事項を既定事項とし、爾余の部分については労使双方協議して決定すること。

現行給与規定の昇給額を最低限度に維持すること。

但し、三十歳以下の者の昇給は能率給的要素を含む年齢給的表示によること。

この体系は昭和二十九年四月一日に遡り実施することとし、之に伴う合理化資金総額を

昭和二十九年九月三十日迄は月金七拾万円

昭和二十九年十月一日以降は月金九拾万円

とすること。

二、ショップ制について

銀行と組合は左記の通り労働協約を直ちに締結すること、但しその効力の発生は昭和二十九年十一月二十日とし、その間組合は山梨中央銀行職員組合との統一に努力すること。

〔記〕

銀行の従業員は銀行、組合間で認めた者を除いてすべて組合の組合員でなければならない。

銀行は組合から脱退又は除名された者を直ちに解雇しなければならない。

三、退職金について

現行退職金規定の改訂に当つては

(一) 基本率を引上げる。

(二) 之が適用は昭和二十九年四月一日に遡ることとし、之が金額の細部については本争議解決後可及的速かに労使双方協議して決定すること。

(三) 銀行及び組合は本争議を理由に解雇その他不利益な取扱い、責任の追求等を一切行わないこと。

(四) 銀行は組合員に厚生資金として金一封を支給すること。

(五) 本斡旋について疑義を生じた場合は本委員会の解釈に従うこと。

なお斡旋案受諾後、組合は配分問題、組織統一問題、スト中の賃金支払い問題などについて直ちに団交をもつたが、経営者側は組合の要求を全面的にみとめたので、組合は一一月一日午後八時一切の争議行為の解除を指令した。団交の結果は次の通り。

一、銀行は職員組合（第二組合）にたいし一切の支配介入を行わないことを明示する。

二、スト中の賃金はすべて銀行が支払い、従組、職組の差別待偶を行わない。

三、今回の昇給は一率標準給とし、メリットをつけない。

四、スト中はすべて出勤扱いとする。

(四) 争議の評価とその後の組合　妥結内容にみられるように、全体として、激烈な闘いの結果としてはその成果は比較的小さなものであつた。それも大綱のみで、具体的にはすべて今後の交渉に委せられている。しかし反面、このことは賃金ストップの抵抗がいかに厳しいものであつたかを示すものであるとともに、分裂に耐えて闘い抜き、このような妥結にまでもちこんだことは称賛されねばならないであろう。

まづ賃上げについては、給与全体として九〇万円の増額（一〇月以降）を獲得した。七・五%の増加である。しかしこの金額は、体系の改訂にあてられるものであつて、最低限現行の年令に応じ、昇給額を確保することが規定されたものの、新体系は能率給的要素を含めて改訂されることになつた。これをどう解決し、一般従業員の生活にそくしたものにして行くか、九〇万円を組合の考える賃上げとなし得るかどうかが、今後の交渉の最大問題であろう。退職金については、基本率を引上げることが規定されたが、具体的には今後の交渉にもちこまれた。

次に、ユニオン・ショップについては組合要求通り獲得された。これは大きな成果であつた。しかし、その前に第二組合との統一問題が解決されねばならない。二つのユニオン・ショップの締結のために有名無実となつている状態である。第二組合は一〇月一三日、一七六名で結成されてから、激しい切崩しのなかで増加し、現在は従業員組合三五〇名（男一六三、女一八七）、職員組合三八一名（男二五九、女一二二）――五五・一・三一現在――となつている。スト終結以来、組合は組織統一の働きかけをねばり強く続けているが、統一行動が行われている一部の支部もある反面、全体としてはますます分裂が深まつていく状態にある。

次に、従業員組合による、この争議の成果と反省を掲げておく。まず成果については、賃金、ユニオン・ショップ制など、今までに述べている。

記したような成果を指摘した後、次のように述べている。

ストライキ闘争の成果について組合員の意見を聞くと、まず何よりも労働者としての意識の昂揚と組合の統一についての認識を深めたことを様々に表現してのべている。

「自信と確信が各人の胸になだれ込んだ。統一の必要性を認識した」、「組合的連帯感の自覚と組合運動への新しい認識を深めた」

「労働者という自覚を知り団結の偉大さに驚いた」等々。

次に「地域共闘の大切なこと」もひとしく強調され「共闘の偉大さを身をもつて知つた」「従来の孤立的態度から、他の組合の労働者と肩を並べて話しあえるようになつた」と言つている。

また、この闘争を通じて経営者の本質（労働者の徹底的な搾取と弾圧を狙つた労務管理を行い、独占的な産業への融資と中小企業の圧迫の上に巨大な富を集中している）と社会の矛盾（権力と金力の前に正しいことがおしまげられている状態）についてみんなが考えるようになり、ここから経営民主化（明るい職場にするための職場活動の推進と県民に喜ばれる銀行の建設）をめざしている。

今回の闘争で私達が最も反省した点は組合の分裂についてである。

組合は何故分裂したのか？　という疑問に答えることはなかなか困難であるが、どこに分裂策動を許す様なすきをつくつておいたかということについて検討する必要がある。

執行部はこの間の闘争を反省して次の様に考えている。

(1)　経営者と分裂派の策動に対して対決しなかつた。

経営者と分裂派の策動は昨年四～六闘争直後、人事部の設置とともに活発になり、青婦人活動家の転勤、労働協約の改悪、就業規の改訂提案則等を出し、分裂活動に道を開きながら巧妙な理論と宣伝とをもつて着々と進められて来た。

然るに組合は、経営者のこのような組合活動の弾圧の手と、内部の分裂策動を大胆に曝露して、事前にこれを大衆の良識で粉砕する努力をおこたり、消極的な抵抗をこころみるにすぎなかつた。特に分裂派のうごきについての大胆な曝露や批判は同僚や同じ仲間であるという遠慮のためにしばしばおこたられていた。

我々は常に組織の内部にある内部にある欠陥と、経営者の弾圧の手を指摘し批判することを恐れずに大衆にはつきり示し、常に組合員大衆の良識と組織の力でこれらの策動を封ずるために、積極的な態度を取ることを忘れてはならない。

(2)　情宣組織活動の欠陥

右のような欠陥は情宣組織活動に最もたんてきにうかがわれた。執行部は、肉部の分裂策動を組合員に示さずに、逆に「組織総点検運動の為に」のパンフレット配布に見られる様に組合執行部と活動家の一部に配布するような、あやまりを犯すに至つた。このパンフレットは、当時八月初旬には全組合員に配布すべきであつたと思われる。だからこのようなやり方が逆に分裂派に口実を与え、中間層や、おくれた層の組合員は「日共指令」という分裂派の宣伝に自分の脱退の根拠を見出し、さらに分裂派を支持する結果すらまねいた。

我々はもつと組合員大衆を信頼することを忘れてはならない。今回の争議で執行部の日和見を批判し、組合運動に筋道を立てて闘つたのは組合員大衆ではなかつたか。従つて一部の幹部や活動家の組合活動に偏向し組合活動が、そこで止つている様な組織をつくつてはならない。職場の全員が実は立派な活動家なんだ。そこまで入り込めなかつた点が随分反省されなければならない。

また大衆を「ひきずりまわし」「指導する」様な宣伝活動や、「銀行のストライキは必ず勝つ」「銀行には第二組合は許されない」という様な大衆をごまかし、その場かぎりの安心を与える様なやり方もきびしく批判されなければならない。行動する勇気と決意をもつている組合員大衆と共に考え、共に討論して行く様なやり方であれば間違いはない。

(3)　職場の身のまわりのことが放置されていた

給与体系合理化要求は昨年四～六の連続として闘われ組合は体系合理化に主力を傾けた。

このため職場における小さな要求や不満は全く放置されていた。ベン先、文房具の銀行負担、昼食手当の支給、ラジオの購入、結婚資金の支給、女子化粧室の改築（本店）等々、要求は続々と出ている。

この様な問題を職場でどしどし取り上げ闘わなかつたところにも分裂の原因が潜んでいた。

(4)　家族を含めての組合活動

分裂派の攻撃がきびしく、銀行の切崩しが家族に向けられるに至つて、我々は組合の新聞や通信を家庭へ送つた。分裂派も家族へ向けて情宣活動をはじめた。ここで今迄組合の日常活動が家庭と結びついていない点が大きな欠陥として浮きぼりされた。闘争になつてから家族に訴えてもなかなかむずかしい。日常訪問や通信を通じて組合と家庭と密接していなければいけない。

(5)　企業内組合からの脱皮

今回の闘争は今迄企業内闘争の中に閉じこもつていた我々に身をもつて地域共闘の必要性を認識せしめ、他労組との共闘によつてのみ、組合は成長し、発展し、闘いに勝利するんだと言う事を知つた。

現在までとかく銀行員という特殊な意識と誇りのために企業内にとじこもつていたことはかえつて経営者の弾圧政策を利益させている。

以上「闘いの成果と反省」をのべて来た。多くの新聞や雑誌が中銀闘争の成果と反省を掲げる中で、組織分裂を何よりもまず取りあげ、闘いの成果に比べて分裂の犠牲のあまりにも大きいことを指摘している。また得意先係の一組合員は「我々が払つた犠牲に比べれば闘いで得た成果は無に等しい」とまでいつている。その批評は正しい。

だが、七・五%の賃上と年齢給与体系を守るためにこんな犠牲を払わねばならなかつた現実をみつめよう。

退職金の引上を行う事を約束させるのに、こんなにまでして闘わなければならなかつたことを考えてみよう。

組織を守るために出した完全ユニオンの要求が、第二組合の結成によつて、全く有名無実となり、そのためにこそ立ち上つた我々が、逆に分裂した二つの組織のまま対じしなければならないきびしさを見つめよう。

一九五四年の闘いはこんなにもきびしかつたのだ。我々だけでない、東京証券、日鋼室蘭、尼鋼、近江絹糸、等々日本の全労働者がみんなこの弾圧と分裂の苦しさを味わつたのだ。

（注）　山梨中央銀行の争議については新聞雑誌などで種々報ぜられているが、とくに詳しい報告としては、組合、全銀連、山梨県労連共同発行の「山梨中央銀行争議の記録」がある。また、各地方銀行の争議については、全銀連調査時報一九五四年第四九、五〇、五一号などを参照されたい。また銀行争議に対する経営者側の見解の一端として、日経連タイムス五四・一一・一一、「銀行ストと証券スト」などがある。

第一一節　駐留軍労働者の争議

一九五三年八月に初めての全国的規模のゼネストをおこない（本年鑑第26集参照）文字どおり国の内外を大きくゆるがした駐留軍関係労働者（五四年四月現在、一七四、七一〇人）は、特別退職手当

闘争を中心として本年も果敢な闘争をくりひろげた。

組織上は駐留軍労働者は四つに分裂している。一九五四年一月、全駐労と全日駐との合同がおこなわれたが（本年鑑第27集参照）、全日駐が分裂したため実際にはその半数余りがなお日駐労として別の組織をもち、また一九五三年の闘争の際に関駐労が分裂したままになつている。そのほか全労会議の中心組合である全日海にもいくらかのLSOが入つている。全駐労はそのうち過半数の労働者を含み、かつ総数の減少にもかかわらず全駐労の組織は拡大されているが、しかもなお駐留軍労働者が四つの組織に分裂していて駐留軍労働戦線の統一が実現されていないことは、闘争に重要なさしさわりをまねいている。

全駐労第九回大会　駐留軍労働組合の中心組織である全駐労（駐留軍労働組合）は、春の定期大会を迎えるにあたり、その当面する情勢として、次のような各種多様な紛争問題を懸案としてもつていた（「全駐労」五四・五・二五号）。

1、三年越しの契約改訂はどうなるのか。
2、軍は一方的に労働政策指令などを実施しているではないか。
3、いま年度末を控えて千数百名の首切りがでている。七月以降予算削減でさらに大量の首切が出るのではないか。
4、空軍、海軍に保安解雇が続出し、解雇理由も示さない。
5、兵庫、大阪、神奈川の地労委救済命令は三つとも軍が拒否している。しかも兵庫柴田君のケースは中労委にもちこんでいるのに対し、軍はこれも拒否している。
6、小倉の給与調整など約束したものを破棄して実施しない。
7、佐世保のジョスコーの危険作業手当を二月から一方的に剝奪している。
8、地方的に職種変更、賃下げを打ち出している。
9、給与不均衡是正をストップした「ハル指令」は一一四八号は制約していないといいながら、こんどは解釈問題をもち出して実質的に調整を不可能にしている。

第九回定期全国大会は、五月一四、一五、一六日の三日間、東京で開かれた。論議の中心は「一九五四年運動方針案」であつたが、同案は今後の組合の方向を決定するものだけに、白熱した討議がかさねられた。最初、本部原案の「国際自由労連加盟を検討する」提案をめぐつて賛否両論で紛糾したが、結果は「原案は加盟を前提として書かれたものでないことを確認する」ことで意見の調整ができた。原案は結局運動方針小委員会に付託して詳細検討の結果、執行部提案を一部修正の上、小委員会案通り可決された（賛成一五二、反対七二）。これによつて、新たに「特別退職手当の八〇％増額闘争に、全国的規模の実力行使を含む強力な闘争を計画する」ことを挿入し、これを明文化した。

つづいて新役員を選出し、また労働戦線の統一について過半数の労働者が全駐労に結集したので、大会で左のごとき過半数組織の宣言を行つた。

大会（過半数組織）宣言

MSAを受け入れた日本の独占資本は、汚職にくち果てんとする吉田反動内閣を駆り立てていよいよ公然たる再軍備を開始し戦争への道をひらくため憲法改悪まで企んで来た。狂暴化した反動勢力は一連の反動立法による基本的権利の制限や、職場における職制の圧迫による組合活動の暴圧などによつて労働者に犠牲を強要してきている。

占領以来九年間、敗戦に義務づけられた労働を営々として果して来た駐留軍労働者の上にも、大きな危機が迫つている。

占領下に結ばれた片務的労務基本契約はいまだに改められず、

二〇余万に及ぶ基地労働者は日本の法律の完全な保護さえ受けられない、みじめな状態におかれている。

相次ぐ大量の首切り、労働強化、勤務時間削減による減収、一方的な保安解雇の続出等はいよいよ不安感を増大しつつあり、特に賃金ストップのハル指令は組合の賃金闘争に対する弾圧拒否指令であり、情勢は極めて重大である。しかも軍は権力を以て、すべての問題を一方的に押切らんとする頑迷な態度であり、共同管理に当る日本政府また自主性なく徒らに解決を遷延せしめている。九年余に亘つて積み上げてきた既得権は横暴な軍の措置によつて一つ一つ剝奪され特に危殆に頻せんとしている。

われわれはこのような困難な条件下に苦闘をつづけながら組織の拡大と駐留軍労働戦線の統一に努力してきた。この努力は実を結びいまや二十二の都道府県において間接雇用制度の労働者に関してはアメリカ軍関係も、英連邦軍関係も共に過半数の労働者が全駐労の旗の下に結集し、PX・ダイレクト・ハイヤーも続々と参加している。

この厳然たる事実は、政府も軍も、否定し抹殺することはできない、われわれはここに駐留軍労働者の過半数の意志を代表する組合であることを高らかに宣言する。

（中略）

われわれは過半数組織宣言を新しき起点として、恵まれざる駐留軍労働者とその家族の生活を守るためさらに多くの労働者とともに苦難な闘いを切り開いて日本の平和と独立と自由を闘いとるため大きな前進を開始することを誓う。

右宣言する

一九五四年五月十六日

全駐労第九回定期大会

大会後直ちに中闘は左のことを令第一号を発した。

一、夏季手当一カ月分の獲得
二、首切り反対と八割増の退職
三、ハル指令の撤回と不均衡是
四、英連邦軍関係労働者の間接
五、軍直労働者の統一的条件の

中でも緊急なのは、まじかに予にたいする退職手当の問題であつ八日に開かれた全国知事会議に要知事会議が満場一致で次のよう議したなど、事態は重大なものとなつていたのである。

（駐留軍労働者の大量解雇

昭和二十九年度において駐留減少、大量人員整理が行われんするとと共に一般産業経済界の不め、これら解雇者の再雇傭あるのがある。

最近全国に亘つて約五千名以今後共逐次全国的に増加するにり、今後重大なる労働問題であ

よつてこの際政府は駐留軍と理を実施し雇傭の安定を期する行政整理における場合と同様、金の貸付その他一般失業対策にせられたい。

右要請する

要求
正の実施
雇用切換促進
要求、宿舎要員の労働保護
想される大量の人員整理と、これ
た。中闘は、六月一六、一七、一
請書を提出したが、その結果全国
要請文を政府に提出することを決
なつていたのである。
に伴う対策樹立に関する要請書）
軍労務者を大幅に削減し業務量の
としているが、今後駐留軍は漸減
況は更に深刻化する傾向にあるた
いは配転職の道は真に暗澹たるも

昭和二十九年度における駐留軍労働者の大量人員整理の発表があつたが、今後共逐次全国的に増加するにいたり、今後重大なる労働問題である。

よつてこの際政府は駐留軍との協議を密にし、合理的な人事管理を実施し雇傭の安定を期すると共に、特別退職手当に関しては行政整理における場合と同様、八割増支給の措置を講じ、転業資金の貸付その他一般失業対策についても更に適切なる対策を樹立せられたい。

右要請する

昭和二十九年六月十六日　　全国知事会議

特別退職手当闘争（九月ゼネスト）右にのべたごとく、五月の定期大会は、予測される情勢を基礎にして、職場からなげだされたのちの生活保証として特別退職手当を獲得するため全国的規模の実力行使を用意することを決定したが、六月に至り北海道の陸軍部隊が撤退することが明らかとなつたので、中闘は七月の第一回中央委員会（東京、全員出席）に「特退手当闘争を主軸とする一九五四年度闘争スケジュール」を提案した。中央委員会は北海道の情勢を考慮して実力行使の予定時期を一カ月繰上げ、左のごとく、闘争体制を確立することを万場一致できめた。

一、前年末の労務基本契約を対象としたゼネスト計画を今回の特退手当に結びつけて闘いを進める。

二、職場闘争から特退手当八〇％増を獲得する。

三、八〇％増のほか契約改訂、労協、ハル指令撤回、不均衡是正等を同時に闘いとる。

四、北海道地区は七月末以降、解雇正式発表と同時に全国ストに先がけて実力行使する。

五、全国的ストは八月中旬に臨時大会を開き闘争態勢をととのえてゼネストを決行する。

中闘は七月一九日、指令第五号をもつて、「各地区本部支部は中央委員会決議に基いて北海道地本の闘争に極力歩調を合せ、全国的な闘争に盛上げるため、速かに闘争態勢を確立せよ」との準備指令を発した。

ところがその後まもなく、極東陸軍司令部は新年度予算が大巾に削減されたので相当数の労働者を整理するとの声明を発表した。削減額は約二五％といわれ、そのまま首切りがおこなわれると、陸軍関係一一万六千名のうち約三万人の大量解雇が発生することになる。これは四人に一人の首切りを意味する。この情勢をも加えて、第二回中央委員会が八月、札幌で開かれ、北海道の闘いを包む全国闘争の方針が提案され、満場一致で可決された。

こうして特退手当闘争は定期大会後約二カ月の間に、北海道の陸軍部隊撤退によるＬＳＯ約四、二〇〇、ＤＨ約三、〇〇〇の首切り、予算削減による陸軍関係約二万ないし二万五千の首切り、という極めて切迫した情勢となり、これにたいする全駐労のスト態勢も強化された。

全駐労は他の駐留軍関係労働組合である日駐労、全日海、関駐労にたいして八月二日共同闘争の申入れをおこない、八月七日第一回の懇談会が開かれ、引きつづき共闘の具体化について協議した。関駐労だけは一応共闘をことわつた。

他組合の支援体制も進んだ。総評は七月一五日の第五回定期大会において全専売斉藤代議員（副委員長）の提案によつて全駐労の闘争支援が決議された。つづいて戦術委員会においても討議され、八月二七日の総評幹事会においては資金カンパを含む闘争支援事項が審議された。また官公労においても、七月一九日の第五回定期委員会において闘争支援が満場一致で決定された。

特別退職手当を獲得する方法としては、法律の改正と契約の改訂の二つの方法が考えられ、「法律改正闘争と並行して契約改訂の中で特退手を闘いとる」方針がとられていたが、その後中闘は実施時期との関連を考慮して、新契約附属書の中から特退手だけをぬき出して他の全般的な改訂交渉と切りはなして現行の労務基本契約の附属協定として実施させる方向がとられた。中央における対政府交渉は次のような経過をたどつた。

中闘は八月二日および四日、福島調達庁長官および小坂労働大臣

にたいして、「特退手支給および北海道の失業対策の八月中確立」の二項にしぼつた要求書を提出し、この要求が入れられない場合は重大な決意があることを表明した。

その結果、福島長官および小坂労相は八月五日に極東軍司令部テンプル参謀次長と交渉するにいたつた。この交渉において左の二点が労相から強調され、参謀次長もこれに原則的に諒解したといわれた。

1、特退手問題は九月一四日までに解決しなければならない。

2、駐留軍労働者の給与条件は公務員より上まわつている。退職手当についても公務員より上まわるべきである。

ついで八月九日の福島長官との交渉において、調達庁はすでに八月二日に調達庁案を極東軍司令官および在日調達本部契約担当官に送付し、現行契約の解雇および退職手当規程の改訂を正式に申し入れたむね言明があり、中闘の要求によつて調達庁案が組合に提示された。

調達庁案は左のごとく、公務員が行政整理によつて退職する場合の最低保証制度をそのまま取り入れたものであつた。

イ、一年未満の場合。月額の一月分に月額の一〇〇分の二七〇を乗じて得た額を加えた額

ロ、一年以上二年未満の場合。月額の一月分に月額の一〇〇分の三六〇を乗じて得た額を加えた額

八、二年以上三年未満の場合。月額の一月分に月額の一〇〇分の四五〇を乗じて得た額を加えた額

ニ、三年以上の場合。月額の一月分に月額の一〇〇分の五四〇を乗じて得た額を加えた額

中闘はこの案を検討した結果、同案は長年勤続したものは現行と全く変らないものであり、特退手の趣旨にも反しているので、これに反対する次のような態度を決定した。

1、八割増退手の獲得を闘う

2、北海道の第一次解雇予告者、陸軍関係の整理者に適用実施する

3、調達庁案の不合理を追究する

これより先、六月から始まつていた北海道の陸軍部隊撤退に伴う闘争（後述）として北海道地区本部は八月一一日に第一波二四時間スト、八月二二、二三日に第二波四八時間ストを決行したが、このストは逐次全国的な闘争の中に消化され、全般的な闘争態勢がもり上つて来た。

八月一四、一五日の両日、札幌において第二回中央委員会が開かれ、中闘は北海道の闘いを含む全国闘争の方針を提案、満場一致で可決された。八月一九日、中闘は指令第一七号をもつて、各地区本部、支部にたいし、「速かにスト権の確立を完了し、スト体制を確立せよ」との指令を発した。

こうした中で、第二回中央委員会の決定にもとずき、九月四、五の両日、東京において臨時全国大会が開催された。大会は真剣な討議の上、一般報告等を承認したのち、第一号議案「特別退職手当闘争に関する件」が提案され、原案通り、反対一票もなく（賛成二一八、反対〇、無効一、白紙一）拍手の内にスト権を確立した。

（特退手闘争に関する件）

一、全駐労第九回全国大会は一九五四年度の主要な闘争項目の闘争方針を決定したが特に特別退職手当の獲得のためには全国的規模の実力行使を以て闘うことが明確に打出された。

二、七月に至り北海道の米陸軍の移駐が明らかにされ運動方針に規定された特退手の実現が急務となり七月一〇、一一日の第一回中央委員会において特退手を主軸とする一九五四年度闘争ス

ケジュールを決議した。各地区本部支部は闘争態勢の確立に努力して来た。

三、たまたま七月二十七日に突然極東陸軍司令部より一九五五年度予算二五パーセント削減に伴い大量の人員整理が発生することが発表され、北海道の陸軍撤退問題と併せて重大な事態に直面した。

四、これ等の情勢に即応するため中闘は北海道地区本部の第一波ストライキの直後八月一四日、一五日第二回中央委員会を開き特退手闘争の戦術と闘いの進め方を審議の結果全国的第一次のストライキを九月中旬に実施することを決定し各地区本部、支部は夫々規約に基いてスト権の確立を行い決戦態勢を完備しつつある。

五、これに対し管理者側はようやくろうばいして特退手問題を真剣に取上げるに至つたが調達庁は国家公務員の最低保障と同様の方式をわれわれに適用する考えであり又軍側は国家公務員との機械的な比較によつて全駐労の切実な特退手の要求を拒否する模様である。

六、全駐労は当面の北海道の軍撤退に伴う人員整理者と陸軍関係の今次の大量整理者に対して特退手の支給を確保し将来自己の責によらない解雇者すべてに対して平等に適用させるため今こそ管理者側に不退転の決意を表明しあくまでも特退手を勝ちとるため断固実力行使を実施し管理者側と対決するそのため本臨時全国大会において次の通り決議する。

1、組合規約第六十六条前段の手続きによりスト権を確立する。

2、全駐労がストライキを実施するに当り左記事項に関する権限を中央闘争委員会に与える

（1）ストライキの開始及び終結の時期の決定

（2）ストライキを指令する権限

（3）本闘争の妥結の権限

（闘争宣言）

日本の真の独立と平和を希求する全国民の強い与論を無視し、憲法をじゆうりんし、MSA受入れから再軍備へのコースを強行せんとする吉田内閣は、いよいよその反動性を暴露し、あらゆる手段をもつて働く者の生活を脅かしつつある。

全国七百余の軍事基地に働く二十余万の駐留軍労働者は、終戦以来、九カ年米軍の絶対支配下にあつて、占領業務から駐留軍業務へ連らなる国の責務に対し、誠意を傾けて協力し来つたがわれの労働条件を規正する労務基本契約は未だ占領中の片務契約が改訂されないままに軍の一方的な労働政策をおしつけ、われわれの生活は重大な脅威にさらされている。

米軍の極東政策の変転にともない、われわれが切望する平和と独立の達成に逆行する隷属強化と再軍備推進のための軍の移動、施設の閉鎖などがなんら事後の対策も行われないままに強行されんとしている。

さらに加えて米軍事費の節減を労務費一本にしわ寄せするなどきわめて不当な一連の施策は、大阪地区、北海道地区を始めとして、全国各地に三万にのぼる大量の人員整理を発生せしむるに至つた。

全駐労は、本年度の定期全国大会において駐留軍労働者の労働条件の改善と駐留軍労働者の完全失業対策の確立のための足がかりとして、特別退職手当を実力をもつて闘いとる決意をなし、爾後特退手闘争を主軸として、全組織を挙げて闘いをすすめてきたが、政府軍は、われわれのこの当然且謙譲な要求に対して誠意をもつて対処せず、徒らに事態の解決を遷延せしめている。

よつてわれわれはここに臨時全国大会の名において、特退手闘争の重要性を再確認し、実力行使をもつて、最後の勝利を手中に収めるまで断固闘いぬくものである。

右宣言する

一九五四年九月五日

全駐労臨時全国大会

翌六日、約三〇〇名の組合員が大衆動員で調達庁におしかけ、福島長官に「特退手支給に関する要求書」を手交し、左の通りの要求をおこなつた。

1、八割増の退職手当を北海道および陸軍関係の整理者にも完全支給せよ

2、三者会議を速かに開催せよ

3、管理者側の態度を九月一〇日まで文書で回答せよ

これにたいし、福島長官は、特退手の根本的な趣旨を否定し、軍交渉の困難性を理由に組合案を拒否したので、全駐労は七日午後四時四十五分、調達庁長官あてに左のごときスト突入通告をおこなつた。

（ストライキ実施に関する通告）

本組合は貴職に対し現行退職手当の八割増の特別退職手当制度の確立を再三にわたつて要求して来たが、管理者側は現在までこれに対して誠意ある措置を示さないことはきわめて遺憾である。

本組合は好んで事を構えるものではなく最後まで平和的に解決を希求するものであるが、すでに北海道の第一次解雇予告書は来る十三日に解雇が発効する事態に立至つたので昨六日付文書を以て九月十日までに回答を要求しているが労働協約の義務を履行するためにここに北海道をはじめ全国的に発生している大量人員整理者の生活を守り将来の自己の責にによらない解雇者に対しても完全支給を更に要求し管理者側の反省を促すため、次の通りストライキを実施するので労働協約の第二十七条二項に基いて通告する。

なおこれによつて起る諸問題の一切の責任は管理者側にあることを申添える。

〔記〕

一、ストライキ実施日時　一九五四年九月十三日午前六時

二、〃　時間　四十八時間

日駐労（日本駐留軍労働組合、全労系、二七、〇〇〇名）も、九月四日全国臨時大会をひらき、米軍の予算削減を理由とする大量人員整理反対闘争のため、スト権の確立を決定（五六対三）、左のごとき「ロ号闘争戦術」を確認した。

（ロ号闘争戦術―概要）

一、闘争目標　人員整理特に特別退職金獲得闘争を主軸とし、失業対策、労務基本契約、賃金闘争の五大闘争目標とする。

二、具体的闘争戦術

(1) 闘いの段階を三期に分け、闘いの最大の盛り上りを第二期の末より第三期とする

第一期　七月中旬より八月中旬

第二期　八月中旬より九月中旬

第三期　九月中旬より一〇月中旬

(2) 動員　中闘の指令によりおこなう

(3) 実力行使　戦術委員会で立案計画し中闘において決定し中闘委員会が指令する。各地元支部独自の実力行使はすべて中闘の統制下に置く

(4) 共同闘争　今期闘争は単独の闘いでは困難であり、幅の広い共闘が必要である。しかし無原則な共闘はかえつて闘争の不成

功と失敗を招来するので、全日海とは全労傘下の組合として統一行動を完成する如くし共闘する。全駐労に対しては目標と、戦術が了解されれば共闘をおこなう。各地本、支部の共闘は中闘の統制下においておこなう。

九月八日には、全駐労、全日海の第三回共闘懇談会がもたれ、スト期日の調整等をおこなつた。同日、総評傘下のこのストに直接関係ある組合（国鉄、私鉄、全電通、全日通等）と全駐労との共闘会議がもたれた。一方、参議院労働委員会では、九月一一日退職金の支給につき適切に措置すると共に「駐留軍労働者に対する失業対策に万全を期すべきである」むねの決議がなされた。

九月一三日午前六時、全駐労は予定通り全国一せいにゼネストに入つた。折柄台風一二号が本土南端に上陸し、漸次日本全体が暴風雨圏内に入つたが、一四日もストは続行され、一五日午前六時をもつて終了した。参加人員は左のごとく総計一四万四千人（全駐留軍労働者の八割）にのぼり、全駐労傘下で参加できなかつたのは、鳥取、広島（英連邦）、山口の三地区本部のみであつた。

（スト参加人員）

北海道	六、二六〇	青森	四、七〇〇
山形	九二二	宮城	四、二〇〇
群馬	三、八〇〇	千葉	一、三〇〇
埼玉	九、八四四	東京	三三、五五九
神奈川	四一、一四八	船員	二五〇
JCE	三、〇〇〇	山梨	二〇〇
愛知	三、一五〇	奈良	八五〇
大阪	三、〇〇〇	兵庫	八、二〇〇
広島	二、八〇六	大分	九三〇
福岡	一〇、五〇〇	長崎	六、三〇〇

合　計　一四四、三九八

日駐労では、中闘から「就労せよ」と指令が出され、神奈川　東京の一部でピケと若干のせり合いがあつた。とくに横須賀では、全駐労七五〇〇にたいし、日駐労一八〇〇、未組織四〇〇〇がスト破りに出、関駐労は前日から泊りこみ、日駐労、未組織の一部は一三日朝、集団でピケ強行突破におしよせたが果さず、緊迫した対峙をつづけたが、全駐労のマイクの呼びかけで、日駐労側は各職場の代表者がピケライン前で記名投票により四五対一三でスト同調に決定し、一一時ごろ解散した。

スト中の事故としては、米軍ジープによる一名一〇日間の負傷（東京成増）、米兵の殴打事件（同上）、バスがスピードを落さずピケ通過のための一名腰部打撲傷（東京フィンカム）、女子一名の監禁暴行（宮城原町）、軍属の拳銃によるピケ隊威嚇（青森三沢）等があつた。なお東京フィンカム六四〇〇部隊では、スト破りで泊りこんだ未組織労務者が軍支給の腐つた残飯で、四〇名中毒うち二〇名入院の事件もあつた。

中闘はゼネスト第一日に、問題解決の手がかりである三者会議の開催につき重ねて調達庁に文書で要求したが、これにたいし九月一六日、極東軍司令部テンプル参謀次官より「軍側は退手については一切の増額を認めない。したがつて三者会議開催の必要なし」とはつきり拒否の回答があつた。

（テンプル参謀次長書簡）

一九五四年九月十六日

調達庁長官　福島慎太郎殿

ハル大将は日本政府調達庁、全駐労中央執行委員会及び米極東司令部間の三者会議開催についての一九五四年九月十三日附の大将宛書簡を閲覧せられ、之が措置方を小官に求められた。

小官はハル大将宛の貴簡を慎重に考慮し、且つその内容について顧問等と協議した。

一九五四年八月二日附の書簡の要請に関し、且つ貴信より御提案の三者会談に関しては、一九五四年八月十八日附の貴庁宛書簡において極東軍司令部の見解を明らかにし、且つ論理的に陳述した。八月二十日に上記書簡を貴殿に交付の際、調達庁を代表する貴殿と百田氏及び極東軍司令部を代表する小官と小官の顧問等との間に会議を開催した。この会議が行われた目的は一九五四年八月二日の書簡に掲げられた諸問題の腹蔵なき直截的審査を可能ならしめ、且つ当時一九五四年八月一八日附の小官の書簡中に表明されている米国の見解について貴殿が充分の知識を得られるように御望み通りの質問をなす機会を貴殿に与えるためであつた。

もしも貴殿が中央執行委員会に対し小官の書簡の写を提示し、且つ一九五四年八月二〇日の会議において口頭によつて貴殿が得られた補足的情報を与えるならば、人員整理、退職に対して支給する給付の如何なる増額要求も何等の価値もないことを貴殿が納得したように、組合側も納得することと小官は信ずる。

上記の諸事実に鑑みて、三者会議を開いても何の利益も得られそうもないことと、小官は考える。

行政部・参謀次長、米国海軍少将
H・B・テンプル

一九五四年九月一六日、次のように決定した。

中闕は右の情勢にもとずき一六日、次のように決定した。

1、九月一ぱいを交渉の期間とし

2、一〇月上旬第二次ゼネストを用意する

3、第三次ストを用意する

つづいて二〇日、テンプル次長にたいして直接三者会議開催の要求をおこなつたが、翌日も回答がないので中闕および司令部正門前に坐りこみを開始した。二四日には日駐労、全日海と共に労働大臣交渉をおこない、また翌日は共斗三組合で調達庁長官にたいし、(1)二者会議を九月末日までに開催せよ、(2)その回答を二八日までにせよ、と申し入れた。

二八日夕刻、テンプル次長は調達庁長官に左の如く解答した。

1、軍は三者会議の開催に応ずる

2、ただし、軍、政府の意見の調整をはかつてからとする

（テンプル参謀次長書簡）

一九五四年九月二四日

日本政府調達庁長官　福島慎太郎殿

一九五四年八月二〇日の当事務所に於ける会議の席上貴官に手交した一九五四年八月一八日附本官の書簡に回答された一九五四年九月一六日付貴翰につき申上げる。

前項書翰に於て本官は一九五四年八月二日付書翰PRO、ZO。五一（CLS）に記載された件につき在日米軍の意見を陳べた。

一九五四年九月一六日付書翰を丹念に検討した結果は次の通りである。即ち基本労務契約労務者に支給すべき退職手当額の増加に対する貴庁の要求を是認されないものとして拒否する在日米軍の意見を訂正するには何等根拠とすべきものがない。

一九五四年九月一六日付書翰の結論、即ち、人員整理による解雇にあつて支給される国家公務員と基本労務契約労務者（同一職種に従専し同一勤続年数の）の両方の合計給付額を比較するとき基本労務契約労務者に支給される現行給付額が国家公務員に支給されている額を相当上廻つた水準にあることを示していることについて之を論議しては居ない。

一九五四年八月二日付書翰も一九五四年九月一六日書翰も上記の結論を否定する如何なる事実または数字をも示していない。

一九五四年九月一六日付書翰により提出されているものは次ぎの二つの主張である。

(1)、退職手当は雇用期間中に労務者によつて行われた役務に対する「感謝の標又は補償」である。且つ「退職手当の主たる目的は労務者の退職後の最低の生活水準を維持するためのものではない」。

(2)　失業保険法に基き基本労務契約労務者が受領する金額は人員整理によつて退職する時該労務者が受領する合計給付額を決定するのに含まれてはならない。何故ならば本保険料は日本政府、在日米軍及で労務者による平等負担にて賄われるからである。

これらにその主張は日本の法律に全く反している。

第一の主張を考慮するに当つては、失業保険法（第七条）が政府機関の使用人に対する退職手当の性質は、失業保険法に規定されたものと実質的に等しい「失業の場合における」給付を与えることである旨を規定している。第七条は次の如く規定している。

「国、都道府県、市町村その他これに準ずるものに雇用されるもののが、離職した場合に他の法令、条例規則等に基いて支給を受けるべき諸給与の内容が、法律に規定する保険給付の内容を超えると認められる場合には、前条の規定にかかわらず、命令の定めるところによつてこれを失業保険の被保険者としない」。

従つて国家公務員に対する退職手当は行われた役務に対する報酬ではない。同様に基本労務契約労務者によつて行われる役務は、同職種に従事し、同一勤務年数を有する国家公務員に支給される給与を平均上遙かに上廻る給与率によつて月々充分に償われているのである。退職手当が「労務者の行つた役務に対する報酬でない」ことは、一九五四年九月一六日付貴翰中の「当人の責に帰すべき理由によつて解雇された労務者は退職手当の受給資格がない。」という文言によつても更に裏付けされている。

もし、退職手当が行つた役務に対する報酬だとしたなら、解雇の理由如何に拘らず労務者はその役務に対してこの手当を受ける資格がある筈である。

主張第二については、保険料を如何に積立てるかの問題は、就職口を得られない場合に労務者が支給される金額が幾ばくであるかを考慮する際さしたる問題ではない。もて当人が職を得ることが出来れば、当然に失業保険給付を受けないから、斯かる給付を必要としないのである。

失業保険法（第一条）には次の如くのべている。

「失業保険は、被保険者が失業した場合に失業保険を支給してその生活の安定を図ることを目的とする」

失業保険計画に参加することによつて在日米軍は、各基本労務契約労務者に対して、人員整理による解雇後に失業しない場合に実質的給付を与える。これらの給付が解雇された各基本労務契約労務者の生活を安定させるに役立つ合計給付の一部でないという確たる理由は何ら出されていない。

一方、基本労務契約労務者に対する失業保険及び退職手当は地方国家公務員に対する恩給（又は共済）及び退職手当と同様の目的を有する。失業保険は私企業労務者に対し法律の保護によつて、失業の危険を保護するために設立された。国家公務員に対する恩給（又は共済）及び退職手当は、それらの雇用終止に際し、合法的対策として設立された。在日米軍は基本労務契約労務者の雇用終止に際し、失業保険及び退職手当を与えることによつて、私企業雇用主に対する法律上の要求の凡てに従つており、且つ、

これに加うるに国家公務員のうける利益に関して要求された凡ての条件にも実際上従つている。

故に本年八月一八日書翰に於て本官の述べた如く「人員整理によつて退職せしめられた労務者に支払わるべき全額を職種及び有効在転期間別に比較するのが唯一確実な対策なのである。」

私企業労務者について日本法律の定める三〇日の予告に代わる基本労務契約労務者に対する解雇手当の支払に関しては、貴官の指摘される如く殆んどの場合基本労務契約労務者は予告を受け爾後満一箇月はそのままその職に留め置かれており、かくて賃金以外の報酬は受けていない訳である。この一三〇日の予告もしくは三〇日の賃金」の規定は、国家公労員には全然認められていない特典である。

即ち、国家公務員は何等の予告を以てせずに即決定に解雇することができるものである。それ故基本労務契約労務者は、失業の危険については国家公務員よりも一ケ月間だけ余計に保護されていることとなる。

かかる形式の対策は、国家公務員に比べて、基本労務契約者に支払われる関連の退職時給付の比較にあたつて勘案され評価されるべきものである。

貴翰も基本労務契約者は類似の義務に従事している国家公務員よりも高い給与標準を享受していることを認めており、しかもかかる給与差は在日米軍が日本人労務者を使いはじめた当初から存在していたとのことである。本官もかかる事実の真実性はこれを認める考である。基本労務契約労務者側に有利となつている、かかる給与差は、本来在日米軍に傭われる場合に予想される雇用期間の短期という不利を克服するために設けられたのである。もし一九四六年に雇用期間が八年を超過するであろうということが明らかであつたならば、在日米軍使用労務者に支給された給与差もしくは加給は始めに定められたものよりも慥かに下廻つていたであろう。

賃金が短期間雇用を想定して定められ、長期雇用を想定したものでなかつたという事実にもかかわらず、雇用の見越期間が実際上長引いたのに賃金の引下げ調整は何らなされなかつた。むしろ逆に国家公務員につき認められたと同時期に同率を以つて基本労務契約労務者の全般的賃金水準の増嵩がゆるされたのである。

斯くして、最初の円差額は引続いた給与の引上毎に組合された率によつて増加され、遂に今日では現行差額が最初に設けた差額を著しく相当上廻るに至つた。基本労務契約に基く労務者の雇用は不確定な期間のものである可能性があるために、当該労務者の各月に受ける給与は比較して高いに拘らず、在日米軍は更に当該労務者が人員整理による退職のときに受ける相当多額な給付のための支払もする。雇用の不安定性に対しては比較的高い給与率によつて従来補償され又引続き今も補償されて居り、更に尚同一職種に国家公務員がその退職に当つて受ける得る額を既に上廻つた一群の退職時給付が準備されているので、一九五四年八月一八日の本官書簡に述べたるとおり、基本労務契約労務者に現在支払われている給付を改訂する根拠はない。

全駐労は、一九五四年九月一六日付の貴官宛書簡にて廻附されるよう示唆しておいた。一九五四年八月一八日の本官書簡の写を貴官から受取つた様に思わない。

貴官に対して斯く示唆いたしたのは在日米軍労務者中の全駐労組合員並びに全駐労組合員労務者の間の現在の労働不安を最少限にするためであつた。何故ならば本官は、かかる労働不安なるも

のは、少くとも相当、下記の二つの主要な考慮についての理解を欠くために起つたものであると確信するからである。

即ち、第一に在日米軍の労務者は此較的高い給与率をもつて従来補償せられ又今も引続き補償されており、而も、国家公務員の受け得る額を既に上廻つた一群の退職給与を与えられていること。

第二には、本件に関する在日米軍の見解は、一九五四年八月一八日付の本官書簡をもつて貴官に提示いたし、且つ本書簡をもつて更に細説いたした理由に基き揺ぎないものである。

貴官に宛てたる本書簡並びに一九五四年八月一八日付の本官書簡の写を、全組合の役員のみならず基本労務契約に基く労務者及び日本の公衆にも手に入らしむるよう、更めて早急に御願いする。

貴官において斯く措置せられれば基本労務契約労務者に支払われる現行退職手当の改訂に関する貴要求が何故承認せられないかを諒得する機会を前記の人々に与えることとなろう。

これに関して適時の措置が取られないかぎり、労働者達は尚も煽動及びストライキを行うことが貴官に対する組合の要求を押し進める上に有利であるとの誤つた信念へ導かれざるを得ない。

不必要なる罷業は、在日米軍の日本に対する安全保障条約上の責務遂行の能力を阻害し、従つて、日本の一般福祉と矛盾するのみでなく、労務者及びその家族にとつて無用且つ不当な財政的苦難をかもすものである。

敬具

監理部参謀次長　米国海軍少将
H・B・テンプル

これにより政府は軍との意見調整のため政府案を協議するとともに、三〇日夜には具体案として六―一八%上昇の案を準備しはじめた。そこで中斗はこれらの情勢を検討し、次の戦術を決定した。

1、一〇月初旬のストを延期する
2、三者会談開催を一〇月八日までに実施すべく努め、開催後はスト態勢を整えて情勢に応じてスト通告をおこなう
3、闘争終結の目標を一〇月第四週においてその期に第二次ゼネストを設定する
4、一〇月一日以降、政府案の提示を求め、組合の意見を入れてゆくと共に組合としての最終的妥結案を用意する

最終妥結案としては、(1)国家公務員と駐留軍労働者との退職手当の均衡を昭和二三年当時に引もどすため三三%を増額する、(2)さらにこれに国家公務員と同様の最低保障制度を加える、ことに決定した。

一〇月二日、三組合の共斗懇談会において、右戦術および三三%最終妥結案を三組合共通のものとすることを決定し、一一日、三組合共斗で調達庁長官に「一五日までに三者会議を開け」と要求した。一五日に至つても会議は開かれないので、第二次ストを二八、二九日にすることとし、一六日には三組合代表は大衆動員を背景に警告文を手交した。二三日、ようやく二者会議（軍と政府）が開かれたが軍側は依然拒否の態度をかえなかつた。二三日、中斗は種々協議の結果、「この極めて悪い情勢において、さらに強力な斗争態勢を確立する必要」から、予定の第二次ストを一一月中旬まで延期する方針をきめた。

これより先、九月二八日、軍側から福島長官に会見を申入れ、三者会議の開催に原則的に同意したが、その後も交渉は何ら進捗せず他の諸懸案とともに、次の年に持ちこされることとなつた。

人員整理反対闘争　前にも述べた通り、七月二七日の極東陸軍司

令部の声明によつて、新年度予算が約二五％削減されたため相当数の人員整理をおこなうむねの一方的発表があつたが、これにたいして全駐労では、労務費を除く他の予算を節約し最悪の場合に労務費を最少限度に削減すること、および絶対に労働強化を来さない保障を要求して来たが、九月二九日の陸軍司令部と調達庁との最終的調整によつて約一七％、一九、六〇〇名より圧縮できぬむねの回答があつた。以後、中央における整理人員圧縮の闘いは最終的段階となり、特退手の獲得に主力を注がなければならなくなつたので、各地区本部、支部の具体的な人員整理反対闘争に重点を移さざるをえなくなつた。

北海道の陸軍部隊撤退にともなう労務者首切りの問題は、六月から重大視され、政府および軍と接収をつづけるとともに、北海道地区本部では、七月一七日に千歳支部、一八日に札幌支部、二八日に地本本部がそれぞれ大会を開いてスト権を確立し、八月中に失業対策を確立させるため八月一一日第一波、二二、二三日第二波のストを計画するに至つた。中闘は北海道の闘争を全国的な特退手闘争の中に織込んで闘うことを決定し、七月二九日、道地本にたいしストの準備指令を発するとともに、各地本にたいしても大衆団交等による統一行動を指令した。

たまたま七月三一日に第一次五四七名、八月六日に第二次二五二名の人員整理要求が発表され、しかも中央、地方とも交渉はなかなか進展しないので、中闘は八月七日指令第一五号をもつて北海道地本にたいし第一波一一日の二四時間ストを指令し、一一日午前六時から、札幌二一〇〇名、千歳二〇〇〇名、室蘭五八名、その他ＰＸをあわせ約四二〇〇名が実力行使に行つた。

なおこれより先、八月五日、および九日の両日、神奈川ＹＥＤ（横浜技術廠八〇五六部隊）でも整理反対闘争で、全駐労組合員二〇二、日駐労九〇を含め整然たる二四時間ストをおこなつた。

北海道では、さらにつづけて八月一六日に第三次整理三六一名が発表され、全駐労は予定通り八月二二、二三の両日、指令一八号によつて第二波四八時間ストを決行した。

その他各地で人員整理反対闘争がおこなわれたが、極めて不利な条件の中で各地本、支部は軍の重圧に抗して果敢な闘いを展開した。各地の主要な闘争とその成果を表示すれば左のごとくである。（一一月初現在）

地区本部名	人員整理要求数	闘争の概略
北海道	三、二二九	千歳空軍へ八五四名を再採用さす、自衛隊合格者二九八名
青森	一〇七	組合員六一名中三沢支部では四名配転、空軍再採用の見込、八戸支部ではランドリー臨時採用七名
山形	一三七	軍直へ再採用により四七名に圧縮、酒田支部の六名は部隊側も整理の不当性を認め延期
宮城	四二一	解雇撤回一二四名、配転九五名、軍直へ再採用五〇名、その他二五名、実出血一二七名に圧縮
群馬		二七名の配転で整理をなくす
埼玉	八七九	大宮支部七二名は全員東京兵器廠に配転、一〇月一一、一二日二千名四八時間スト

東京	三、三八五		キャンプ東京管下支部は相互に密接に連絡をとり共闘
千葉	七	木更津支部交渉中	
神奈川	一、〇八六		
船員神奈川	四	配転交渉中	
山梨	七〇	解雇撤回一六名、配転八名、四六名に圧縮	
奈良	一二八	解雇撤回二名、別に軍直関係五五名は四五名撤回さす	
大阪	八七	警備員一七名を撤回さす	
兵庫	五二七	警備員六二名を撤回さす	
広島（米）	三八〇	撤回九八名、配転一二名、計一一〇名	
広島（英）	二七二	配転交渉中、原村部隊	
山口	二〇〇	配転交渉中	
大分	二四二	撤回、配転により一九名に減じさす	
福岡	一、〇三二	福岡支部、四〇六名から五五名、小倉支部四八七名から三〇名を解雇撤回さす	
佐世保	三五四	交渉中	
計	一二、五四七		

右のうち埼玉地本の朝霞支部は、五八二名の人員整理撤回を要求、実力行使の態度を決定したが、作業量の大量整理のため、一〇月六日、技能経験のない労務者にコンクリートミキサーの運転を強制し、誤つて二名が骨折等の重傷を負つた。これは不合理な人員整理のためとして支部は団交をおこない、出席者にたいし給与全額を保証することを確約させた。ところが軍側は、四二一名の団交参加者を無届欠勤として戒告書を出し、労管側も前日の保証をウヤムヤにしようとした。これに憤慨して朝霞支部は一〇月一一日午前六時より四八時間ストを決行した。その前日、未組織および日駐労などがスト破りの泊りこみに出勤してきたので、支部は説得隊を配置し平和的に説得しようとした際、あらかじめ配置されていた将校指揮のMP約三〇名は、境界線を越えて突進し、組合員約二〇名にたいし男女の別なく警棒で殴る突倒すの暴行を五時間にわたつてくり返し、九名の負傷者を出した。このMPの集団暴行にたいして、全駐労は二〇日正式に最高検察庁、浦和地方検察庁に告発告訴をおこなつた。

第二編　労働組合運動

第一章　組織運動

第一節　総評を中心とした組織活動

一九五四年の労働運動においてもつとも強調された問題は、統一行動の発展ということであつた。それは賃下げや首切りなどの資本の合理化攻勢と闘う武器は労働者の統一以外にはありえないということが次第に強く自覚されはじめてきたからである。総評の第五回定期大会の決定においても「日本労働運動の主柱であり、統一母体である総評を拡大強化し、真に全労働者の統一闘争、共同闘争の軸とすることを目標に、たえざる努力を傾けなければならぬ」と強調されている。

前年の年鑑にも書いたように、全繊同盟、海員組合の二つの単産が総評から脱退し、総同盟とともに全労会議を結成して、労働戦線を大きく二つに分裂させ、さらに新産別やその他の中立的単産も多く存在しているため、労働組合の組織的統一はきわめて困難な課題であつた。しかしこのような組織の分裂にもかかわらず、資本の合理化攻勢が激化されるにつれて労働者の中に統一の条件が生れてきたことは否定できないのである。かくして総評は第五回定期大会において新産別、全労会議、中立単産にたいして共同闘争を提案することを決議するにいたつた。

ところで総評は統一行動を発展させるに際して、まず職場における身近な要求をひる行動の統一を強調した。すなわち「職場において労働運動の基つさげて最後まで闘うことである。この職場闘争が、労働者の心を一つ底であり、政治的信条の違いや因習を乗りこえて労働者の統一をめざにし、行動を一つにさせる」と述べている。このような職場の統一行動を基礎にして産業別の共同闘争をくみ、全労働者の統一をめざしているのが総評の組織方針だといつてよい。そしてそれはさらに全労働者の統一の中核である総評組織の強化方針としてつぎのように具体化されている。

（総評組織の強化）

到来する大労働運動を指導するためには、総評本部は極めて弱体である。広大な労働大衆並びに国民が、総評にかけている期待に比すれば余りにも弱体である。われわれは日本労働運動の主体であり、統一母体たることを自負するとともに、この重

責を果すに足る前進に努めなくてはならない。

総評が負うている任務職分は、単産の指導する労働運動を、階級的労働運動として調整し、前進さすことにある。総資本に対する総評としての権威と敏感性をもつて労働階級の指導に立つことにある。同時に、国際労働の舞台において、日本の労働運動を代表して協力することにある。

このように重大な責務を背負つているわれわれは、総評の活動に対する注文と批判を喜んで受け入れ、すすんで改革をなし、ますますひろい協力と支持をうるために、次のように措置する。

a　常幹の常駐制を確立する。

b　機関の運営を円滑にするため、運営規則を作り、一層機能を増大さす。

c　専門部活動の充実、綜合運営をはかる。

d　青婦人部を独立専門部とする。

e　中央調査部会議を充実し、顧問制をおく。

f　労働省その他の各種労働審議機関に送られた労働代表、夫々の専門部員となる。

g　全国オルグの養成のために労働学校を開設する。

h　争対部のもとに戦術会議をおく。単産単組の争議の調整、争議の指導にあたる。

i　争議戦術を研究し、資料を発刊する。

j　地評の強化、ブロック会議の開催。

k　平和経済会議、憲法擁護国民連合の二つのカンパを軸とし強化する。

l　国会共闘会議を強化する。

m　左社との協力会議を存置する。

n　機関紙「総評」の倍加運動をおこす。週三回の「総評ニュース」を発刊する。

o　「社会タイムス」を支持し、復刊につとめる。

p　総評弁護団を強化する。

q　労働金庫へ単産及び個人の資金を集中する。

r　労働組合の自主的経営の生活協同組合の育成。

s　映画、文化サークル、文化事業を盛んにさせる。

総評会館を年内に竣工させる。

もともと総評の闘争方針にたいしては総評傘下の若干の組合から批判が出されていた。これらの批判は総評の闘争指導全体にたいして向けられたものであるが、組織の問題にも関係があることはいうまでもない。たとえば合化労連では第七回臨時大会において「総評指導部は平和経済国民会議、産業防衛会議、水害救援などさまざまのカンパをやつぎばやにうちだした。このような汎な大衆動員の場をつくりあげる方向を否定するものではない。しかし、そのようなカンパをあいついでうち出す反面、労働者の前進にとつて重要な日産、三井の首切り反対闘争にたいしては、十分な支援が行われなかつた」と述べたのち、「われわれは総評が労働者の基本的な闘争を軸とし、共闘を強め、一般市民へと闘いを拡げてゆくこと望むものである。このような地味な闘い方を基礎とせずして、自ら組織の力以上の、また労組組織自体の限界をこえたカンパを強行するとき、敵の挑発に乗ぜられることを忘れてはならない」と批判している。

なお総評の中核的な組合炭労では次のような組織方針をうち出している。

（労働戦線の統一について）

われわれは、労働者の国際的、国内的ダンケツを、ますます強めることが必要である。

国際的労働運動の面において、われわれは、昨年自由労連（ICFTU）の片よつたやり方にひはんを加えた。これは、日本の労働者のほんとの姿と闘いを正しく理解してもらうためであつた。しかしこれは生やさしいことではない。しかも、自由労連には、われわれと全く考えのちがう民労連の人々もいる。

だが、われわれは日教組、全てい、都市交通などの同志となお努力をつづけたい。

だから、ひはんがあるからといつてすぐ脱退するという方法はとらない。むしろ、外国の独占資本とむすびつき反動化している国内独占資本をうちやぶるためにも国際的な労働戦線のきんみつな統一は必要である。

特にアジアの労働者の国際的つながりを強化し、アジアの実情と特殊な立場を明かにする。

国内的には、日本の労働者の中心母体である総評をさらに強め、産業別の統一をすすめるため日鋼、常炭連との共同の行動と統一の条件をつくりあげたい。

総評については、その活動面にひはんはある。しかしそれとても責任の半分は総評をつくつているわれわれがもつべきものである。

今日、支配階級の攻撃の重点が総評にむけられている情せいのなかでは、一そう総評を強化し、動ける総評にしなくてはならない。

われわれはどのような分裂主義にも反対し、あらゆる労働者と統一した行動をとると共に、総評強化の方法は、特定の人々の考え方や論議ではなく、皆が相談してきめる。

また、産業別戦線においても行動の統一とその条件をつくりあげてゆかねばならない。

われわれは、日鋼、常炭連の行き方には多くの批判をもつているが、共通した問題が多い。

しかし、炭鉱労働者という立場からは共通した問題をとらえて共同の行動をおこすことを中央・地方で提案する。また、未組織、中小組合の闘争をたすけ、あらゆる機会をとらえて統一への努力をかたむけねばならない。そのため

一、日鉱、常炭連への働きかけ――①中央、地方、支部の各級機関は直ちにそれぞれ対応する日鉱、常炭連の組合の機関へ組織統一の申入れをおこなう。②略。③略。④あらゆる共通の要求をとらえて共同闘争をおこなう。

二、中立組合にたいしては直ちに加盟工作を開始する。

以上のような炭労の方針において注目すべきは、日鉱、常炭連などにたいする共同闘争を行うことを決定していることである。このことは五四年になつて始めてあらわれてきた方針であり、その意味において劃期的だといわねばならない。そして事実この方針は、端島労組との共同闘争という形で具体化されるにいたつた。

第二節　統一行動の強調

総評を中心とした労働組合の組織方針において特に強調されているのは、統一行動である。このことは、資本のはげしい合理化攻勢に対抗するためには、労働者の統一行動をもつて対抗せざるをえない客観的条件のしからしめるところであると同時に、第三回世界労働組合大会において統一行動が重視されていたことが、我が国の労

働組合に大きな影響を与えたことも否定することができない。たとえば自由日本放送では、統一行動の発展と組織の強化についてつぎのような主張を行つた。

（労働組合運動の当面している諸問題）

地域での統一問題

そこで、経営や職場での統一の問題について、地域での統一と全国での統一の問題について話をすすめよう。

さて、地域での労働組合の共同行動や統一の問題になると、一経営や一職場での場合とちがつて、なかなか複雑な条件がある。しかし、ほかの一面では共同行動を組織しやすいことを忘れてはならない。たとえば、いま各地の地方財政は、まつたく破たんの状態にある。それは、その地域のすべての労働者や一般市民に重い負担をかける共通の問題になつている。そのほか、地方の災害や農民の問題とか、地方にいるアメリカ占領軍の暴行などにあらわれている民族的な抑圧の問題とか、あるいは平和よう護の運動とか、地方のすべての人たちの共通した問題が沢山ある。これらの問題で一つの地域のいろいろな労働組合が共同行動を組織することは、比較的たやすいことである。

その上、同じ地域内の労働組合やそのほかの大衆団体相互の間では、身近かな隣同士としての連帯感が強いので、労働者はほとんど本能的に共同行動にたちあがるような条件さえある。

そういうわけであるから、いままでにも地方でりつぱな共同行動を組織した例はたくさんある。

共同行動を統一へ

ただ、問題なのは一度りつぱな共同行動が組織されても、当面の事件が解決してしまうとあとはたいてい火の消えたようになつてしまうことである。これは要するに、共同行動を実際の統一にまで高める努力が非常に不足していることからおこつているのである。それで、地域の共同行動をおしすすめる上でもつとも重要な問題は、どうしてこの共同行動を長つづきするようにするかということである。それには、小さいようで大事な事柄がある。それは一度組織された共同行動で知りあつた組合同士の間で、いろいろな方法で、友好と協力の関係をふかめてゆくことである。

組合幹部同士の間で緊密の度を深くしてゆくことも、その一つである。しかし、もつと大切なことは、組合員大衆相互の間でたとえば、音楽とか、演芸とかそのほかの娯楽などの交流を通じて友好の関係をふかめてゆくことである。労働者の家庭婦人の組織の間にも、こういう協力関係をつくることができる。こういう努力が系統的におこなわれ、その指導さえ正しければ、同じ利害をもつ大衆の間で、根づよい、長つづきのする共同行動が維持されないはずはない。そして、このような活動を土台にして地域や地方の労働組合協議会の組織をつくり、また強めてゆくことは、必ずできることである。

まず一致点を

こうした共同行動や統一をおしすすめる上で、もう一つ大切な問題がある。それは意見の相違や対立で共同行動をぶちこわさないように心がけることである。意見の相違や対立がおこつて、その調整が困難な場合に無理に解決しようとして、はげしい論争をひきおこすようなことはぜひともさけなければならない。それよりも、一致しない点についてはあつさり保留して、まず一致点をみいだすことに努力することである。そして一致点をみいだした面だけで統一するという、やかましい論議をぬきにして、そのような抱よう性と柔軟性のあるやり方がなにより望ましい。多くの組合活動家の間には、政治的なけつぺき性が強くて、論争のた

めに共同行動を忘れるような傾向があつたが、　いう欠陥はぜひとも克服しなければならない。

同一産業での連帯

つぎに、どうしても産業別組合組織の問題にふれる必要がある。というのは、わが国の労働運動の大きな欠点の一つは名実兼ね備えた産業別単一組合の組織がいまだにできていないということだからである。三井、三菱といつたように資本系統が同じである連合組織や、国家企業や公営企業の連合組織では、かなり強い共同闘争がしばしばおこつてが、地域や資本の相違をこえて全国的にせいぜんと統一行動をとつたという例は非常に少い。ここでも、やはり、組合員大衆が直接に選んだ労働者代表を相互に派遣しあつて、おのおのの労働条件や闘争の経験を交換したり、青年婦人交流や、あるいは文化交流などをくりかえしくりかえし、やつていけば、産業別組織のいろいろな経営の労働者の間に、友好関係と連帯感を高め、共同行動を組織することは決して困難ではない。この場合にも、同じ地域内における同一産業の組合間の、とくに産業別の統一を目標として、組合員大衆の交流を強めて、同じ要求で統一行動を実際に組織しなければならない。このような交流と統一行動とのつみあげによつて、産業別統一もかためられる。

しかし、一回や二回、思いつきでやつてそれがうまくいかないと、なげてしまうようなあきつぽいやり方は、失敗の原因をつくりだすだけである。どんな場合にもそうであるが、この場合にも、たえず改善してゆくことが成功のカギである。

全国的な統一の問題

これで、最後の問題である全国的な統一の問題にうつろう。

しかし、この問題は、いままでにきりしていると思われる。それは、地方での統一、つまり下からの統一ももつとも大切だということである。

しかし、下からの統一運動と合わせて上からの統一運動をすすめることも、統一運動を成功させるためには非常に重要だということはいうまでもない。こうしてこそはじめて、全国的な統一がとれるのである。資本家の手先きとして組合運動のなかにもぐりこんでいる分裂主義者は、労働者が全国的に統一した一本の中央組織をもつことには全力をあげて妨害する。このような分裂主義者の行動こそ、下からの大衆の力で突破する以外に方法はない。

未組織労働者の問題

しかし、全労働者の統一について話すとき、幾百万という未組織労働者や失業者がいることを忘れてはならない。これまで、わが国の労働組合のなかだけの問題に没頭して、未組織労働者や失業者にたいする働きかけをほとんどやらないような偏狭さがあつた。これは重大なことだ。また、さいきん非常に増加した臨時工が労働組合が非常に多いが、資本家階級は未組織労働者や失業者や臨時工を、労働組合に対抗する勢力としてならない。誠実な組合活動家がこのわなければ、わが国の労働運動はい働運動においつくことはできない。

日本の労働組合は、平和、独立、ほんとうの心棒である。そして、労る任務は、すべての組合活動家の肩が、その大きな任務をはたすために、組合の団結と統一を強

め、いままでのセクトをなげすて、大衆の意志を尊重し、組合内の民主主義をてつ底して、労働者一人一人の啓もうと教育に大きな努力をはらわなければならない。

また産別会議も統一行動の問題についてつぎのように主張している。

（統一と団結に努力を集中し、これを妨げている要因をとりのぞくために奮闘しよう）

従つてわれわれの闘いは、終始一貫、味方を統一し、敵を孤立に追いやり分裂させることである。どう労働者と国民の統一と団結を強めるかに努力し、それによつてますますファッショ化する支配層にたいして闘う力を強め、彼らの中の矛盾、対立を大きくしていかなければならない。

われわれは労働者の要求と自発性による統一行動の拡大に全力をあげ、労働組合の民主化、強化のために、一切の分裂の要因をとりのぞくよう努力することが必要である。

以上によつて、われわれは次の闘いを発展させるであろう。

「賃金ストップに反対し、生活と権利をまもる闘いでの統一行動を発展させよう」

越年資金も満足にとれずに越年した労働者が、正月早々に各所で首を切られている。また、どこでも職制の圧迫、労働強化がはげしくなつている。いつもの正月とは全くちがう。これが鳩山内閣のお年玉であり「本年上半期はベースアップさせない、生産性向上にみあう賃金・報償制と能率給重点の賃金を確立する、スタハノフ運動をとりいれる、ピケについての労働次官通牒はかえない」との首相や労働大臣の年頭のあいさつを裏づけるものである。

これは「戦争勢力が平和運動の成果を根こそぎもぎとろうとしている」と世界労連第七回総評議会の決議がのべていることが、職場と台所にあらわれた具体的事実である。この事実は、アメリカ製政府と独占資本のねらいが、「生産性」を向上させ、労資協調の運動をつよめ、一方、労働組合ハカイの攻撃をつよめて賃金を切下げ、搾取を強化することであり、その第一歩がすでに大きくふみ出されたことを証拠だてている。

われわれはこうして一層苦しめられている労働者、国民の要求を前面にだして職場労働者の統一行動を基礎にして、産業別全国的な統一行動に発展させなければならない。要求はさまざまとなるが、大要は次のようになるであろう。

一、賃金ストップ反対
一、労働強化、首切り反対、失業反対
一、労働者と労働組合の諸権利のヨウゴ、民主的自由のヨウゴ
一、社会保障の確立
一、分裂反対、統一をまもれ

これらの要求で、一切の思想・信条・所属組織のちがいをこえ、未組織労働者も含めて、全労、総評、産別、中立の別なく統一行動を徹底的に強化し、世界労連、国際自由労連の別なく国際的統一行動を発展させなければならない。この統一行動をねばりづよく系統的に発展させるためには、産業別統一綱領を大衆的に明らかにし、それによつて意志の統一をはかつて行かなければならない。世界労連総評議会、各インター主催の国際会議の決議、とくに労働組合権利憲章は権利ヨーゴの国際的統一行動綱領であり、すべての統一行動を発展させる。

キソとなる武器であるこの労働者の闘う意志の統一、すなわち要求とこれを実現する方法を明らかにし、意志を統一することに労働組合は活動の重点をおく必要がある。労組が要求や闘争形態

（ストなど）をおしつけることは闘いを阻害し団結を弱める。

このような統一行動の発展と統一戦線の力のみが、軍需生産独占集中反対、平和産業への転換、軍事予算反対、日中日ソをはじめすべての国との経済、文化の自由な交流と国交の恢復をかちとるキソがつくられる。われわれは可能なところから、これらの要求での統一行動を推進することが重要である。

さて統一行動の基礎になるのはいうまでもなく職場における統一行動である。資本の合理化政策は職場の末端にあらわれるものであるから、その政策と闘うためには職場の統一行動が不可欠の問題だつたのである。ところで職場の統一行動において重要な役割を占めるのは職場組織であつた。前年の三鉱連の闘争において職場組織の重要性が大きくクローズ・アップされ、他の組合においても次第に職場組織の確立に重点をおくことになつた。たとえば合化労連では、組織部の編集した「闘争の手引き」において、職場組織についてつぎのような指示を行つている。

（闘争の準備について）

第一　日常闘争の重要性

労働組合は、常時資本家と闘争するものであり、ただストライキの時だけ闘争するというものではない。

だから、ストに入るというについても、日常と同じ態勢で入れるまでになつていなければならない。職場組織でも地区組織でも、すべてが常に訓練されていなくて、ストに入つた時に作るようでは、到底有終の美を収めることはむずかしい。組合の各級機関の運営と活動についても同様なことが言いうる。

しかし、ストをやるときは、何と云つても戦時体制に入つて行くのであるから、やはり組合の各部署の要員の拡大が必要なのである。ところがストに入るまでは殆んどの組合員が就業しているのが通常であるから、重要な闘いの前に要員の不足を来して教宣が徹底せず、闘争の中で大きな欠陥を見出すことがある。賃上げの闘いのように組合側から攻撃する場合はこの欠陥はさほど感じないが、合理化反対闘争の時など、会社が希望退職戦術等を用いて来ると、組合が徹底的に職場、地区で対抗しようとするときこの欠陥が痛感される。

今後における闘争は、賃上げでも、敵側が一時金とか昇給とかをほのめかし、こちらの態勢を崩して来るような場合が多いと思われるから、事前の要員の不足を補つて組合の闘う態勢を固めるようにしないと、戦闘の前に、敗れるというようなことが出てくるのではあるまいか。

従つて、常時から、闘う組織を作つておくことが必要であり、各専門部の要員についても、例えば青年部員等が日常から教宣とか地区組織の世話等に走りまわるようにし、スト前の敵の攻撃に対し、充分はねかえす用意が特に必要である。

第二　職場組織

現在の様に会社と組合とが力と力とで対決するような段階では、組合員の一人一人の力が充分備わつていないと闘いを組むことは出来ない。

だから、職場組織を活動の起点におき、教宣もその他の行動も、単位を職場に移すことが必要である。要求の討論と、会社の回答提案も、執行部が入つて一緒に討論する（そのためにも職場旗を作る）。

職場を行動の単位とし活動の起点とするのは、第一に、組合に無関心なものに対して啓蒙すること、第二に、職制に対する抵抗力を全体として高めて行くことの為である。

㈠　組合に無関心な者は、職制にも弱い人であるから、現在の

ように職制が眼を光らせているところでは、特定の場所に集合しろといつても気兼して中々集らぬという場合がある。

従つて職場活動は、組合の役員、非専従執行委員が、職場に直接出かけて行つて懇談するという形、特に化学工場においては二番三番は職制がいないから、懇談会を行うことが効果がある。

そして、このような人には、直ちに強い要求を出しても不適当で、職場の作業衣のこと、残業のこと、高熱とか塵埃、ガス、脱衣所、休憩所のこと、給食や風呂のこと、診療所や病院、又寮や社宅のこと、借金のこと等を話して先ず組合に対する信頼を高めることから始めなければならない。

又、そういう人は案外封建的であるが、善人が多く職制がよいとそれになつくということがあるが、それは自分の地位を保全するためにそうしているのだということ、結局は敵であることをその行動の事例で教えるようにする。逆に組合を信頼した場合は非常に義理がたい。

(二)　職制に対して職場組織で組合員が団結するには、職制は敵であること、職場の要求をとるためには団結せねばならぬことを知るところから始まる。

従つて、非専従の執行委員、職場委員長それから職場委員が先頭に立つて職場のもろもろの不平を職場懇談の中からまとめ上げて行き、部課長につきつけ、執拗にこの闘争を繰返し、その経過報告も又持かえつて話して問題を明確にして盛上げて行く。

しかし、これらの職場闘争は、全体として統一されないと、各個撃破されるおそれがあるから、執行部は、相互に連絡調整させることが必要である。この際、職場によつて要求がマチマチで統制が取れぬの感があつても、それに対して充分援助を与え、あまりに官僚的な統一をしないことが望ましい。

(三)　職場闘争を組合全体の闘争として大きな力にするためには、一番望ましいことは非専従執行委員が各職場委員長を兼任することであろうが、それでは数が多すぎることになるので、非専従執行委員が、幾つかの職場（選出区となろう）のオルグを受持つ形が次善の形であろう。又、非専従でも執行委員にしておくと身分の保障が協約にあるのが普通であるし、執行委員会に出て全般の情勢がわかり、保安協定の実施を監視することもできるという利点があるから、三千円か五千円かの手当を出しても設けた方がよい。

又、職場委員長は、執行委員会と、大会との中間機関（単組によつて中央委員会、評議員会）の委員を兼ねる形（少くともオブザーヴァー）にすることは、執行部と職場大衆とを機関の上からも結びつけることができるので望ましい形である。

闘争体制に入つてから、闘争執行委員を増員したり、職場委員長を改選したりしなければならぬ組織を改め、非専従執行委員には、職制のいきのかかつていない、職場組合員の先頭に立つ人を選んで、活躍して貰う体制が望ましい。

要するに、職場活動は、口で稼ぐのでなくて、「足で稼ぐ」のである。

第三節　全労会議、総同盟の組織方針

全日本労働組合会議（全労会議）は、総評とともに、労働戦線のなかで大きな分野を劃する右派系の組合であり、その組織方針も総評とはかなり異つている。すなわち、大会ではつぎのような方針を決定している。

（組織方針に関する件）

全労会議の強化と国内労働戦線の統一

(イ)　全労会議の強化は、全労会議組織内部の連携の緊密化と、加盟組合それぞれの組織拡大並びに全労会議に対する新加盟組合の獲得の三つの面で遂行さるべきものである。

(ロ)　組織内連携強化は統一方式に名をかる画一方針の押しつけによつては、逆効果こそ生れても真の成果を期待できない。加盟組合の自主性を犯すことなく、相互の知識と経験と力を融合し、労働者の利益を真にまもる着実な活動を進め、加盟組合の誠実な協力を得つつ、その成果の累積の上に、組織強化が図られなければならない。

(ハ)　わが国組織労働者の約半数近くが、何れの全国組織にも加盟せず孤立している状態にあるので、全労会議組織拡大の分野は、一見広いようであるが、企業内組織に閉じこもり産別組織への崩芽もみせていないもの、いわゆる中立組合としてあいまいな立場を脱し難い組織内事情を抱いているもの、地方の単位組合として散在しているもの等々、その立場と性格は複雑多岐であつて、一律に対策をたてることは困難である。しかし、全労会議の正しい活動が進展するにつれて、接近してくる組合は漸増が見込まれ、既にその現象は表れつつあるので、今後積極的な組織宣伝活動が要求される。

(ニ)　なお、加盟組合の組織拡大を意味するものであつて、全労会議の組織拡大努力に対して協力をする。それと同時に、戦線整理が遅れ組織形態が千差万別不揃いな現実から、組織対象が混乱するような場合には、事前に調整を図る。

(ホ)　以上の基本線にそい、現実の組織努力は、適時機関で協議を行いながら進むべきであるが、誤れる実情にかんがみ、われわれの主張する統一方針を明確にして置く必要がある。

1、統一は闘争推進のための手段であつて統一そのもののみが目的ではない。

2、従つて、その組織が行動の上で何を目標にし、何を意図しているようとも、ただ多く結集している状態を、統一の美名で掩うような空疎な戦線統一には、断じて組みしない。

3、労働運動推進の基本的態度を異にする独立した組織が集つていても、形だけの統一であつては、重要な闘争段階に至れば、必ず支離滅裂となるに過ぎない。

4、かかる形式的統一を尊重するのは、歴史的に繰りかえされてきた共産党の統一戦線戦術の影響を受けた左翼労働組合主義の表れである。

5、労働運動推進の基礎理念を同じくするものの同志的統一こそが、真に闘える戦線統一であるが、企業内組織に閉じこもり産別組織が伴わなければならない。既にしてあいまい示すところである。この基礎理念は、憲章の各地で地方会議の結成準備が進められているが、加盟組合の組織努力を積極的に進めるよう要請する。

全労地方会議の組織

(イ)　全労会議の活動を効果的に生かすためには地方会議の結成には、この組織努力を積極的に進めるよう要請する。

(ロ)　更に中小企業労働者が苦汁を味つている原因の最大のものに、組織化の遅れていることが挙げられる。従つて、この組織化の努力は、当面地方会議および全労会議加盟の地方組織に課せられた重要な任務である。

(ハ)　地方会議の場合においても、それぞれ地方の実情に応じ、

前項の各方針が共通の基本線とされる必要がある。

(二)　なお、その組織の経緯において、全労地方会議として発足したものでなくても、基本方針と行動を等しくする地方組織に対しては、積極的に連絡の措置を講ずる。

以上に明らかなように、全労会議の方針には総評の組織方針にたいする批判が含まれている。すなわち、この主張の根本にあるのは、「労働運動推進の基本的態度を異にする独立した組織が集つていても」、それは形だけの統一にすぎないという点にあり、労働組合の主体性を強調するものである。総評が全労会議との共同闘争を強調しているのにたいして、全労会議がこのような態度をとつていることを考えると、全労働者の統一はなかなか困難なことが予想される。このように統一の新しい条件が生れていると同時に、労働戦線の分裂を固定化させる根強い動きがあることは注目すべきことであるといつてよい。五四年の一二月一日からひらかれた臨時大会において、ながく総評のなかの強力な組合と目されていた全自動車労組が解散したことも、このような動きの一環として考えることができる。

なお総同盟の組織方針はつぎの通りである。

（組合御用化政策反対と組織の拡大運動）

(1)　わが総同盟はつねに中小企業労働組織のために精力を注いできた。しかし、これは大企業労組を軽視するということではなくして、現在、すでに大企業労組の組織化は殆んど行われているので、それら、大企業労組の協力を得ることによつて中小企業労働の組織化を推進しようとするものであり、いまなお、総評、その他いずれにも所属しない、大企業労組の結集にもこんご一段と努力することが必要なことはいうまでもないことである。

(2)　ことに、大企業労組の中にはいまなお中立的立場にたつ組合が多いので、これが総同盟加盟への組織運動を活発化させなければならない。このことは戦後、数多く群生した産業別、業種別組織でいずれの上部組織にも結びつかないものについても同様である。

(3)　もちろん、今日なお、産業別、業種別、単組たるを問わず多くの組合が中立組合として存在している理由は一様でない。それぞれの組合の歴史や、個有の事情に依つて上部組織との結合に困難が生じているのであるから、それらの個有の事情についての理解と寛容さとを以つて、組織運動が進められなければならないことはいうまでもない。

(4)　ただ、こんごの情勢の推移に伴い、政府の政策、経営者側の労働組合組織分断政策、御用化政策を打ち破る上からも全国組織への結集運動を起すことは緊急な組織問題である。

(5)　さらに、こんごデフレ不況の深化と労働戦線の推移に応じて、中立組合や、未加盟組合より本同盟に対する争議の指導、応援、組織運動についての要請が激増することが予想せられるが、とくに、争議の指導を通じての組織活動が重要視されなければならない。

(6)　なお、組織の強化と改善のためには、わが労働組合運動の根本にふれなければならない要因もあるし、いまだに日本の労働組合の中では、一面的な組織論が横行しているが、われわれは今日まで主張し、かつこれが実践に努めてきたところの産業別組織と地域組織による組織方針の正しいことを確信すると共に、この産別組織と府県連組織の縦、横の組織に、さらに罷業共済資金制度その他共済制度の網をかぶせることによつて名実共に攻守同盟体を実現することが出来るという方向を明確にしる。

なければならない。

(1)　しかし、いかなる組織といえども、たとえ、組織形態と、活動方針が正しくとも、その組合組織が真に強力になるためには、階級的節度の上に道義と信頼感が上部組織から下部組織に、また、組合員相互の間に貫かれていなければならない。このことは民主的寛容さの上にわれらの組織が強化されることを示唆するものであるが、同時にこのことは、政府、資本家はもちろん、左翼勢力の組織攪乱に対して断乎たる決意を持つて対処することをも示すものである。

第四節　中小企業にたいする対策

デフレ政策が中小企業に及ぼした影響は、首切り、賃下げ、労働強化などとなつてあらわれたが、このような状態において従来労働運動に無関心であつた中小企業労働者の中に、労働運動に対する関必が大きくもり上つてきた。かくして五四年においては総評をはじめとした多くの単産が積極的な中小企業対策をうち出すにいたつた。ここでは総評と、中小企業を傘下に多くかかえている総同盟の組織方針を紹介しておこう。

(中小企業労働者を守る闘争—総評)

1、中小企業労働者の賃金闘争

中小企業労働者の賃金闘争は非常に困難になつている。しかし中小企業労働者こそ生活の最低限を守るために、遅欠配反対、赤字生活解消、失業反対などの闘争に立ち上らざるを得ない。中小企業労働者の賃金闘争こそギリギリ必死の闘争であつて、あくまでも闘い抜かざるを得ないものである。

中小企業労働者の闘争は、現在の段階では、経営者の経営放棄に対して、労働者の側から生産の継続、工場閉鎖反対、就労闘争、社会保障の具体的要求の発展を闘わねばならぬという困難な条件がある。このような中小企業労働者の賃金闘争は、中小企業対策の闘争を伴つて闘わざるを得ない。

中小企業対策の闘争は、中小企業家の闘争であるが、分散、孤立的な中小企業家を統一した力として結集させるものは、労働者の闘争である。従つて、中小企業労働者は何よりも自らを守るための闘争に立ち上らねばならず、またその身を守るためには、大企業を含むすべての労働者の力をえて中小企業対策の闘争の主軸とならねばならぬ。

2、企業整備反対闘争と失業反対闘争

資本家的な企業合理化は、中小企業においても行われ、労働者に犠牲をシワ寄せする。これをはね返す闘争において

a　個々の具体的な条件を無視し、さらに敢えて敵を結合せしめるような画一的な闘い方は正しくない。敵同志の間の対立を十分に利用せねばならない。巨大独占会社に対しては、その企業連のみならず、全組織を挙げて集中的な攻撃を徹底的に加えねばならない。

又、独占間の対立を衝く戦術をも考慮すべきである。

b　然しながら中小企業において、経営破綻に瀕しているものを除いては、独占産業における闘争と結合して、非独占産業においても、職場の大衆闘争を基礎とする実力行使によつて闘うべきことはもちろんである。

c　しかし破綻に瀕している中小企業においては、組合の力が強く、且つ再建の見透しがつく場合は、生産管理方式も止むなくとらねばならぬ場合もある。なお中小労組の地域的結合と合同の推進は緊要である。これには、地評、地区共闘を積極的に進

める。

d、中小企業、地方的企業の場合における経営危機にたいする対策は右の方針に従いつつ、具体的条件に応じた、適切な弾力性ある措置がとられるべきである。

e、いずれにしても企業整備反対闘争は、賃下げ、首切り、労働強化の一切に反対して、生活を守り抜くために、大企業、中小企業を通じて闘われる労働者の強じんな闘争力と統一闘争の拡大のみが武器である。

3、最低賃金制の闘争と社会保障の闘争

中小企業労働者を守る闘争として、結合して闘わねばならぬ闘争であるが、たんに中小企業のみでなく全労働者の闘争として闘われるものであり、その方針は一般運動方針の通りである。

4、中小企業労働者の組織化

未組織の中小企業労働者は、地評を中心として、産業別に組織化しなければならない。これが困難なものについては、急速に地方毎に、地区毎、合同労組に組織させることは、すでに組合を結成しているものについても、これが単一組織又は連合組織へ結集させるために、大単産は地評中心に積極的に活動しなければならない。

5、全労働者との共闘

中小企業労働者は量的にも、質的にも組織力が不十分であるから、以上の目標を達成するためには、積極的に、具体的に、地方、中央における全労働者の協力に訴え、これが共闘に導くために精力的に活動しなければならぬ。

大企業労働者も、このような中小企業労働者の低賃金、失業の増大によつて、自分の賃上げを妨げられているのであるから、大企業、中小企業の労働者の共闘の確立に、大企業の組織的闘争力がある労働者が協力することは、自分自身のためにも絶対に必要なことである。

地評を中心として、まわりの中小企業労働者との組織化や、共闘をはかると共に、大単産は、財政的にも、人的にも、あらゆる支援と指導を与えねばならない。

全労働者は、また前述の通り、中小企業労働者を守る闘いとして、これを守りぬき闘いぬかねばならないことはもちろんである。

中小企業労働者の組織化、合同労組の結成促進―総同盟

(1) わが国労働者の過半数が中小企業さらに零細企業に従事する労働者であることはいうまでもないが、この中小企業労働者の組織化なくしては日本の労働階級の前進はあり得ない。

(2) わが総同盟は今日まで繰返しこのことを強調してきたが、さいきん国鉄などの有力な組合がこの中小企業労働組織問題に関心を示しはじめたことは喜ぶべきことである。

(3) しかし、よくこの困難な事業を組織化しうる者はわが総同盟をおいてないという自負は、自惚れではなくして、ひたすらに、日本の労働者階級の幸福を念願しそのための労働運動の発展に献身する決意の現われにほかならないが、先般、千葉県連において組織化に着手しつつある合同労組が全国的に関心を呼びつつあることもその証左である。

合同労組の組織要領

(イ) 各府県連合会を中心とする。

(ロ) 産別組織の整理困難なものを主とする。

(ハ) 画一的な方針を避け、各地方の実情に基いて組織化する。

(ニ) 会費は概ね百円以上とするが、運営には他の一般的組織とは

異る工夫を要するので、特別委員会を設置して具体的細目を決定する。

(ホ)　零細企業労働者の組織化は、一般的にいう中小企業労働者の組織とは自ら別途に考究されなければならない。

第二章　賃金闘争

第一節　春季賃金闘争

春季賃金斗争を行つた単産は電産、電機労連、全国金属、全鉱、全セメント、鉄鉱労連、全造船などであつたが、この時期にはデフレ政策の影響が各産業企業に深刻に波及したため、斗争は一般的にいつてきわゆて困難な様相を呈した。ことにデフレ政策の一環としてうち出された賃金ストップ政策は、労働組合の前に大きな壁となつてたちはだかるものであつた。すなわち、日経連は「賃あげは国民経済の立場から、かんがえなければならない」「健全経営を推持し、支払能力をこえる賃上げをしてはならない」「一般に生産性の向上をともなわない賃上げはやめるべきである」、といういわゆる賃金三原則を明らかにし、また小坂労働大臣も「今後は賃金と物価とのイタチゴッコをやめ、ベース・アップをやらないで、定期昇給一本でいきたい」ということをしばしば言明したのである。

かくして春季賃金斗争における大きな目標が、このような賃金ストップ政策を打破することに向けられたのは当然のことであつた。総評は春季斗争の焦点につぎのようにのべている。

（春季闘争の焦点について）

(1)　春季闘争の第一の主柱は、年末以来、引続いている沢山のストライキ団とともに公労協の首切り反対闘争、民間労組の春季賃上げ闘争が、逐次そのスケジュールどおり展開される。

賃金ストップと首切り合理化を強制する独占資本とのたたかいは、容易なものではない。スト切崩しのために、第二組合をでつちあげ、暴力をふるい、裁判所を動員し、労働組合の組織そのものを破壊しようと企てるに違いない。すでに家族を動員し、町や村をふくめた大衆抵抗をつくつてたちあがつている労働運動の経験によつて、強大な統一舞台をつくつて益々頑強にたたかい抜く以外にない。総評を中心に、労働者の統一勢力を積みあげていかなくてはならない。第二の主柱は、今次国会に提案される日教組の政治活動禁止、自警の国警への統合政策をはじめ、多くのファッショ化政策に対して反対し、憲法を擁護するたたかいである憲法擁護国民連合を先頭に、具体的な人権擁護、ファッショ化反対、再軍備反対をひろい国民大衆の間に宣伝し、困難なストライキ闘争の大衆的背景をつくりだすように努めなければならない。第三の主柱は、二九年度軍事予算にむかつて「大砲かバターか」を投げつけ、軍事経済にかわるに平和経済を要求する予算組替えの国民的大衆抵抗である。

吉田政府の作つた、いくつもの予算のうち、これほど露骨な、これほど惨忍な軍事予算はなかつた。国民の誰の目にも、大砲をふやしてバターをへらしたこと、デフレといいながら軍事インフレをあおつていること、MSAというアメリカの軍事支配をうけいれるための苦しまぎれの予算であることを、さらけだしたことはなかつた。

総評は、全ての被害者大衆を一丸とする一大軍事予算反対組

替予算要求の国民運動をおこすべきである。

これら三つの闘争の主柱を一本の太い抵抗に結合して、ストライキの一つ一つを勝利させるとともに、吉田の再軍備コース、ファッショ政治を打破する抵抗の力を積みあげ、労働組合が利己的な賃上げ運動をやって日本経済をハタンさせていくのではなくて、軍事経済にかわって平和経済を建設していく民族の柱であることを実証していかなくてはならない。

このように春季賃金闘争は、首切りを中心とした資本の合理化政策との闘いと併行してくみたてねばならないものであつたから、下からのエネルギーを最大限に発揮する必要があつた。かくしてまず賃金要求をできるだけ、組合員の実感に近づけるために、世論調査にもとずく一律賃上げ（個別賃金要求）が各組合で採用されたのである。私鉄総連、合化労連、鉄鋼労連の賃金要求は次の通りである。

（賃上げの要求方式をとり一人一人の要求をはつきりさせた個別賃金要求案）

一、ベース賃金をやめ、一人一人の賃金とする。

一、最低賃金は、地域給ゼロの地域でも十八才税込八千円を下らない額とする。

一、要求方式は一律＋アルファ方式をとり一律額は、本部世論調査にもとずく税込二千円を統一要求とする。九割近くの組合員は手取二千円を要求しているが、現実の要求としては税込にまで引下げざるをえない。

一、アルファについては、各単組ごとの実情に応じ自主的に大衆討議の結果できめることを原則とする。ただし、五三年度の闘争における統一要求を成案の前提とした。

一、要求の狙いは個別賃金引上げ（要求と配分は同一であるといつてもないが、それは複雑ないろいろの要求を組合がとりあげることから出発する。それは結婚資金、退職金、諸手当、休日、休暇、残業その他の労働条件、職場環境、作業衣、給食、厚生施設、米価値上げ反対、社会保障（保険）その他何でも要求を取あげることである。協約ないし就業規則闘争との関連が非常に密接になつてきているが（東圧、住友、日産、東肥、ラサ、帝化、多木、田辺、シオノギ、藤沢等）、これもよりよい労働条件をかちとることと統一闘争の障害排除に重点がおかれるべきである。

（昭和二九年一月以降賃金要求案）

要求の形式と内容

(イ)　要求は〔一律＋A〕の形式に基く個別賃金とする。

(ロ)　一律の額は手取り三、〇〇〇円とする。

(ハ)　Aについては、基準賃金比例、家族給増額、勤続給増額などを中心として各単組ごとに大衆討議のなかで決定する。

A、要求案の説明

イ、第二回中央委員会決定による世論調査「わたくしの意見」の集約分析結果と要求に対する私鉄労働者の意志統一即ち統一闘争のための統一要求を成案の前提とした。

ロ、要求の狙いは個別賃金引上げ（要求と配分は同一であるとい

う考えにたち、要求時の各人の値上額が明示されていること）による実質賃金の向上と職階制賃金打破及び最低賃金制確立のための最低賃金の漸進的な積上げにある。

ハ、要求案は大会方針書の精神に則り旧来の機関討議に止らず、徹底的な職場討議と家族討議により全私鉄労働者のものになることが必要である。

ニ、「一律＋A」による個別賃金の増額は二九・一賃金に対して闘える全私鉄労働者が意志統一して闘える要求形式である。

ホ、一律手取三、〇〇〇円は統一闘争のための最大公約数的な条件として世論調査のなかから結論づけられた。

ヘ、統一要求と画一要求が混同されがちな従来の欠陥を克服し、Aを加えることにした。従つて要求金額は必ずしも同一金額にするのではない。

ト、Aは一律手取三、〇〇〇円引上額によつて満たされない要求の不足分を補うものである。

チ、Aの金額については各単組の要求傾向が同一でない現状において、これを画一的に規制することは不可能であり、大衆討議の過程で具体的に策定されるのが妥当である。ただし可能な限り地連が調整に努め、総連としても一定の基準を見出すよう最善の努力を払う。

リ、Aの要素は各単組の賃金水準、賃金体系、立地条件、労働慣習などにより当然差異あるも、凡そ次のことを中心にして決定されるべきである。

○基準賃金比例
○年令給増額
○家族給増額
○勤続給増額

ヌ、二九・一賃金要求における最低賃金の目標は、各単組における現行最低給プラス手取三、〇〇〇円の額を下回つてはならない。

（賃金要求案）

日本鉄鋼産業労働組合

(一)　賃金要求方式について

昭和二九年三月以降の鉄鋼労連各組合の賃金要求を左の通りとする。

1、金額については、五社を基準として一律加算＝一、〇〇〇円

乃至一、五〇〇円アルファ部分＝二、五〇〇円乃至三、〇〇〇円（配分は基本給リンク）とし、すべて基本給に加えるものとす。

2、一律加算分は、全組合の統一要求として統一する。

アルファ部分についても、五社は、金額配分とともに明確に統一する。その他の組合については、これに準じてグループ毎に調整をはかつてゆくこととし、配分は原則として基本給リンクとする。

3、能率給その他体系の変更等については、労連として統一して行われない。能率給制度の改訂または体系の変更を要求する組合は、これに併行して各組合で自主的にとりあげることとする。

4、基本給の増額が能率給の配分比率に変更を及ぼし、能率給の減少するものが生れるような場合には、当面の措置として、今次賃金要求による基本給部分の増額が、能率給の配分比率を変えないように、配分方式の上で特別の措置を講ずる。但し、能率給の変動を防止する目的で、本給にたいする調整加算を行うことは、さけなければならない。

以上のような要求を提出した組合のうち、私鉄は最初、交渉方式が問題となつた。すなわち経営者側は五三社一括交渉を主張し、組合側は各社別交渉を主張したが、これは経営者側が中央交渉――中労委提訴――調停のコースに闘争をひきいれることによつて賃金スストップをおしつけるねらいをもつたものにほかならなかつたといつてよい。かくして交渉はゆきなやんだが、経営者側の提訴にもとずいて「中労委は四月以降定期昇給制を実施することとし、賃上げ率は定期昇給をふくめ大手筋一三社は七・五%アップ、その地四一社は四段階に分け六%乃至三%アップ、配分方法は双方協議決定する」という調停案を出すにいたつた。この調停案を拒否した組合側はストライキを行つたが、関東の大手筋である京浜は七・五%プラス一時金二〇〇〇円、京帝七・五%プラス一時金二〇〇〇円、東急七・五%、賞与四、〇〇〇円でほぼ調停案の線で妥結し、また関西地連は調停案を上まわる一〇%アップで妥結した。

合化労連は、硫安一〇組合平均一、七五七円（内昇給四四八円）、過燐酸石灰七組合平均一、四九一円（内昇給四〇六円）の賃上げを獲得した。このような合化労連の成果は春季闘争において最大のものであるが、これは化学産業が比較的好況であつたことと同時に、闘争の組み方自体がすぐれていたことも否定することはできない。すなわち、合化労連においては賃金要求のほかに労働協約や結婚資金、退職金、合理化反対などの多面的な要求をもりあげ、さらに職場のすみずみにまで教宣活動を徹底させ、大衆討議を計つたのである。

鉄鋼労連の場合は、鉄鋼産業が深刻な恐慌状態におかれているなかで闘われたものであつたから、その闘争は困難をきわめ、ついに賃上げを獲得できないままに挫折せざるをえなかつた。

以上、春季賃金闘争を行つた主な組合の闘争状況を明らかにしたが、結論的にいつて賃金ストップ政策そのものを完全にうち破ることはできなかつたといつてよい。これは資本家側の「経営危機」の宣伝を組合側が充分に克服できなかつたために大衆のエネルギーが発揮されなかつたことによるものであつた。しかし、合化労連のように、職場からの闘争をつみあげたところはかなり大きな成果を獲得していることに注目すべきであろう。

第二節　夏季一時金闘争

前述したように春季賃金闘争が大きな成果を得るにはいたらなか

つたため、組合は夏季一時金闘争に勢力を傾注した。そしてその成果は一般的にいつてかなり大きなものがあり、賃上闘争の不振をのりこえるに充分であつたといつてよい。もとより、恐慌の波及の度合が産業毎、企業毎にまちまちであつたから、一時金の獲得額にもでこぼこが生じた。

もつとも大きな金額を獲得したのは、いわゆる「陽のあたる産業」の代表と目される全石油であつた。経営者側は昨年暮と同額を出すという方針であつたが、丸善労組はこれを突破して三万九〇〇〇円を獲得し、また日石は四万円、シエル石油労組は四万一〇〇〇円を獲得した。

一時金の闘争が比較的成功したのは、資本が賃金ストップ政策を具体化するためにベース・アップを一時金の支給にすりかえたことも大きな原因となつている。鉄鋼労連の場合はその典型的な事例であつた。

すなわち、同組合は、「賃上げの一時金へのすりかえを絶対に排除してゆく」という方針のもとに、大手五社手取二万円を要求の基準として闘争に入つたにかかわらず、賃上げは不成功に終り、八幡一万七〇〇〇円、日本鋼管二万三〇〇〇円、住友一万七〇三五円、神鋼一万三〇二〇円といつた水準で妥結をみた。

私鉄総連も一カ月の要求をかかげて闘争に入つたが、ここでは職場のあらゆる要求をとりあげ、一時金闘争とからませて闘つたことに特徴がある。

官公労などでもさまざまな実力行使が行われ、大衆的なもりあがりが顕著であつたが、これは消費物資の値上りによつて組合員の生活が困難になつてきたためと思われる。

主な労働組合の夏季一時金闘争の方針はつぎの通りである。

（夏期闘争発展強化方針―官公労）

夏期手当不足分〇・二五カ月分を年末手当の中より繰上げ支給せしめるための官公労の統一闘争は第三波までの実力行使を規定し今日まで各単産毎に最大の実力行使への努力が行われて来たにもかかわらず、政府当局を窮地において込み吾々の要求を既定方針通り貫徹せしめるだけの闘争態勢にまで至らず、しかも変則的国会となり殊に院議をして政府への攻勢も全く予期し得ない程悪情勢となり、ついに一カ月分獲得への前途は全く見られないままに国家公務員及び地方公務員は十五日に〇・七五カ月分を支給されることとなつた。

もち論、現在公企労を中心として第四波の実力行動が行われており、更に地公労を中心として地方当局を相手に今後闘争が進められようとしている。

これらの実情の中で官公労は、今後の闘いの方向を次のように明確にしながら闘争を調整し強化したい。

一、闘争強化への基本方針

夏期手当闘争は十五日以降、官公労傘下の各単産共企業内の闘争としてこれを強化する。しかし企業内闘争であるだけに統一して闘いを進めることは極めて困難が予想される。従つて闘いを継続し発展しつつある組合を中心として統一闘争を組みつつこれを発展せしめるために国会解散、国鉄を守れ等の目標と共にこの闘争を強化する。

二、闘争主目標

1、夏期手当一カ月分獲得
2、国鉄労組の団交に当局は応ぜよ
3、国会解散、吉田疑獄内閣打倒

三、具体的に闘いを進めるために

1、夏期手当については

イ　公企労組は各総裁及び大臣との交渉を強化し
ロ　国家公務員労組は各省内におけるアルファー貫徹の交渉を強化し
ハ　地方公務員労組は各地方当局より支出せしめるアルファー交渉を強化する。以上の方針により可能な限りの実力行使態勢をして要求貫徹に邁進する。

2、国鉄労組の団交に応ぜよ
イ　総評が提唱している国鉄労組を守る会に積極的に参加し、国鉄当局の不当性をばくろし世論の好転に努力する。
ロ　各単産は随時国鉄当局への抗議を兼ねた申入れを今後も強力に推進する。
ハ　各単産は総評が既に決定した京浜、京阪神の四単産共闘への参加と下部機関に積極的参加の掲示を行う。
ニ　地方官公労に国鉄労組を守るための共闘を各県毎に組織するための要請を行う。（以下略）
（夏季一時金闘争方針―鉄鋼労連）

一、基本方針
今次夏季一時金闘争は、賃金闘争の進展過程からみて、必然的に賃金闘争と併行する情勢にある。この時点にたつてわれわれは賃金闘争を進める中で積極的に一時金闘争をとりあげ、両者を正しく結合し、凡ての闘争戦術を賃金闘争の関連性から処理しつつ闘つて行く、それと共に、賃金と一時金の性格を明確に区別し、賃上げの一時金へのスリかえを絶対に排除してゆく。したがつて、今次一時金闘争は賃金闘争を主体として統一した闘いをすすめる。

二、具体的方針
1、要求内容について
①　要求の性格は、名称の如何を問わず夏季に支払われる一時金的給与の全体を総括して夏季一時金として規定する。（但し、暑熱手当、夏季出勤奨励金等の名の下に夏の一定期間中、定期給与に附加して支給されている季節的賃金、又は、業務手当等の如き性格のものは除外する）
②　要求金額は、昨年度要求額を下廻らぬことを基本方針とし、具体的には五社手取二万円を基準としてグループ別に統一調整する。
③　要求の裏付け、配分等については統一的な規制を行わず、単組毎に立案処理することとする。

2、闘いの進め方
①　指令権の中闘委譲は行わないが、賃金の統一闘争に参加する組合は統一闘争に支障を来すがごとき戦術判断等は、単組企連で行わず一時金闘争の全面的指導と統制は中央闘争委員会において行う。
②　賃金の統一闘争不参加の組合に対する中闘の指導の適確性を期するため、これらの組合から代表各一名を中闘にオブザーバーとして出席せしめる。
③　闘争の日程については、次の通りとする。
ただし、大手筋労組を除く組合については、若干の巾を認める。
(イ)　要求提出は六月五日までに行う。
(ロ)　回答指定日は、六月十二日とする。
(ハ)　単組企連としてのスト権の確立は回答日までとする。
（夏期一時金要求について―二カ月以上、但し石灰窒素、カーボン及び火薬等については現在の経済情勢、業績等を

考えて一カ月を基準として要求する。②　配分　会社側は賞与において職階給の差をつけようとしている。従つて半分は一律とすること。

二、要求提出時期　六月十日までに要求提出のこと（但し賃金闘争の終了していない所は、この期日にこだわらない）。

闘いの組み方と要求基準

①　従来以上に職場討議、大衆討議の徹底化をはかる。職、工員の身分差のあるところは、より以上の考慮がなされなければならないし、組合員がみな納得するものでなければ闘えない。

②　大衆討議、職場討議は、要求額をきめるためのものばかりでなく、闘いを組織するためのものでもあり、その目的に合致した方向がとられなければならない。従つて世論調査も、その目的を十分に理解させた上、出てきた結果を更に職場で検討することが必要である。又、組合員各人の受ける額がわかる要求でなければならない。

③　従来、総額についての闘いは強かつたが、支給方法（配分）での闘いは決して十分とはいえない。これは組合内部の統一如何がキメ手であるので、職場討議、大衆討議もこの点、徹底してやらなければならない。

④　一律分の獲得は勿論必要だが、それとひきかえに成績分がとられたり、成は組合内部に不必要な対立をおこすようではまずい。従つて一律プラス・アルファ方式の目的を十分つかみ、その生かされた形の要求が考えられてよい。

⑤　一時金支給の基礎額は基準内賃金とする。勿論この場合最低の保障を前提としたものであり、従つて上、下の格差は一対三ないし六（グループ比較）を限度とする。二重、三重に格差をつける賞与基準（身分別など）や成績査定は認めない。

⑥　各組合の要求額の基準は、基準内賃金の一・七カ月分ないし三・五カ月分とする。

（夏期一時金要求について―全セメント）

(1)　要求額　目標は前期期末手当獲得額プラス・アルファ。具体的内容と数字はなるべく同一金額に統一し得るよう協議する。

(2)　配分方法　協約、賃金、協定等から画一を期すことは困難なので、各単組ごとの実情に応じて決定する。(イ)経営者の一方的、恩恵的、恣意的配分を極力排除する。(ロ)　前回よりなお一そう上下の較差を縮小するよう努力する。

(3)　要求時期・妥結　要求は七月初旬まで妥結は七月中旬から下旬を目標。

(4)　支給期日　七月末日まで。

なお、名称は、生活補給金と利潤分配とをあわせ闘いとる「期末手当」として統一。

第三節　秋季賃金闘争

秋季賃金闘争の中心は、国鉄か全専売などの公企労関係組合、全銀連、全繊同盟、電産、炭労などであつた。デフレ下の賃金闘争として、春季闘争以上の困難が予想されたが、八月一九日の総評幹事会ではつぎのような秋季闘争方針を決定した。

（たたかいの組み方）

賃金値上げのたたかい

すでに、国鉄、全専売など、公企労関係組合は、賃上げ要求を提出した。全銀連も一二%の賃上げ要求をだし、全国一斉の実力行使の段階にはいつている。全繊同盟、電産は交渉中であり、炭労も本格賃金値上げの討議をはじめるところである。

デフレだから賃上げは出来ないのでなくて、デフレであろうとなかろうと、現実に喰えなければ、賃上げを要求しないではいられない。

「デフレを打破るための全国的全産業的な統一要求統一闘争を組むことを目標に準備する」今日の段階において、右のように賃上げ闘争が個々に闘われている。それらは春闘のしめくくりもあり、要求がおくれたものもある。しかし、切実な職場の要求として、ようやく要求として盛りあがつたものもある。

「デフレをうち破る」頑強な賃上げ闘争は今日おこつている沢山の賃上げストライキ団のまわりに、共闘をくみ、これらの勝利のなかから「単独でも闘いぬく」確信と力量とを積みあげなければならない。

全形勢をみれば、賃上げ闘争に突込んでいるもの、要求をだしたばかりのもの、要求を討議中のものとなる。われわれは、全産業の統一闘争として十月一杯に年末要求そろえる。その中で、すでに闘争に突込んだところの勝利のときのこえを映しながら、全産業一斉に本格賃金の要求を職場職場でかため、十一月下旬要求をそろえ、年末闘争の終結と前後して要求を提出するよう努める。

A　「賃金綱領」の理論を職場に徹底さす。

B　大産別共闘のかたちで、相互に賃金体系、退手、停年、労働時間、その他の労働条件について共同討議と共に宣伝をおこなう。

C　臨時工、社内工、青婦人の賃金、下請企業の賃金についても、討議をかさね、同一労働同一賃金の原則にてらして、要求を高め統一するよう努める。

D　賃金問題は、賃金の額の問題だけでなく、一人一人の労働者の身のまわりの要求とあわせて、はかられるようなやり方で、沢山の要求が出され、その一つ一つの獲得とあわせて、賃金闘争にたいする確信がうまれ職場の統一行動を強める。

E　頑強な賃上げ闘争のためには、家族集会を催して、家族の要求をもよく吟味し家族とともにたたかう台所体制をととのえ、住居別の組織をつくり、労農提携や協同組合の活動をも役立てるよう努める。

F　生活対策資金の大巾徴収積立をなす。組合機関はもちろん、組合員個人の預金をも労銀に集中化す。

民主的権利を回復し拡充する大衆闘争

MSA体制は、一人一人の労働者の生活から民主的権利をうばいさろうとしている職制の圧迫をつうじて、職制のいいなりの労働を要求され「口のきけない職場」となつている。近江絹糸のストライキは、こういう残虐な敵の攻撃の表徴として、少女達のふんがいをかつたものである。中小企業にあつては勿論のこと、巨大企業のなかで、毎日のように既得権が犯され、剝奪され、日産のように組合ハカイを狙つて組合幹部が首切られている。

同時に小坂労政が、池田経済とあわせて公表されたように、いよいよ基本的労働権をうばいさる法制的措置を講じようとしている。彼らは解雇を合法的にやろうというのだ。スト禁も拡大しようというのだ。佐久間事件も、教育二法で切れるかどうか切れ味をみせようというのだ。

われわれは民主的権利を高らかにうたい、うばわれたものはこれを回復し、これから適用範囲を拡張し、内容を充実させなくてはならない。

A　夫々の職場事業場において、人権を犯している事実をアンケ

ートし、各人の職場事業場に「近江絹糸」はないかと話合う。あつたらだしあい、これの改善を要求する。

B　中小企業の密集地においては、小地区の活動家によつて小委員会をつくり労基法を宣伝し、健康保険、失業保険、労災保険に加入しているかどうか一つ一つ点検する運動をおこす―例えば九月十五日、十月一日、十月十五日の三回を総点検デーとする。ポスター、アジビラ、労基法などの解説書を作成配布する。

C　職場における文化サークルの活動の自由、ビラや文書の配布の自由、役員選挙の干渉反対、集会の時間職制の干渉反対、労務課の尾行や思想調査反対。

D　法対部、弁護団、国会共闘で協力して、組合幹部の首切りなどの不当労働行為、ピケや職場闘争や立入禁止などの労働基本権に関連する事実調査と政府機関の怠慢を糾弾する。

E　また、小坂労政の発表した反動立法の内容をバクロ糾弾し、その上程を阻止すること、また選挙法の改悪に反対し、八千円をふくむ最低賃金法、港湾労働者の雇用安定法などの国会通過を準備する。

F　大達文相は佐久間事件をとらえて、罰則がないから改正案をだすといつている。罰則と首切りをもつて教員の思想と行動を拘束するものである。いかなる事態があつても、子供を守り、教育を守り、民主主義を守る教員を守りうるように、居住労働者とその家族の力でPTAを強固なものとするよう努める。

以上の方針において強調されているのは職場における民主的権利の剝奪や、労働条件の改悪にたいして闘うことを通じて、職場の統一行動を強めることであつたが、このような根本方針は各単産においてつぎのように具体化された。ここでは炭労、電産、合化労連の賃金闘争方針をあげておこう。

（賃金闘争方針―炭労）

現段階では額上げ交渉に突入するまでの前段闘争が重要である。

1、①われわれのうえにはいま資本家の陰険な手段によつて企業整備がおしつけられつつある。

②実質賃金は削りとられ低下しつつある。

③炭鉱経営者は組織交渉権を拒否し、炭労組織力を弱体化しようとしている。

④石炭需要好転によつてわれわれの賃上げ要求が楽になつたり、企業整備がなくなつたり、中小の危機が解消するような生易しい石炭状勢ではない。

2、われわれはこれらの困難を一つ一つ克服し、この闘いと同時に賃上げへ向つて組織の力の結集をはかり「額上げ」闘争の前哨として「窓口」の闘争を闘わなければならないが、窓口を含むすべての闘いは賃金闘争の前段として闘われなければならない。

3、失われた労働条件を復元し、「窓口」を確立し本格的な額上げになる間、現行賃金協定は延長して闘う。

4、中小炭鉱支部には賃金協定期間の延長がないので会社は協定切れを利用して賃下げ案を出して来ることは必然であるから、これに対しては経過措置一〇〇%確保の闘いをおこす。

5、前段闘争の具体的な闘いのすすめ方は次のとおりである。

①大衆討議を徹底的に行う。この中で、「闘争方針の理解」を高め「敗北主義」を排除し、職場居住区の身近な要求の中から統一行動を可能にする職場、居住の賃上げの統一要求を集約する。

②大衆討議の結果にもとずいて統一要求をもつて、職場や居住

で大衆闘争をおこす。例えば職場では基準外抑制に対しては「適正労働」「時間内における適正労働」を行う。資材節減に対しては保安確保の資材よこせの闘い、賃金形態闘争など、居住区では「畳表替」や「窓ガラスを早急に入れろ」など福利厚生関係の要求をつきつけて闘う。企業整備の配転反対も、首切反対、賃上げ反対も、また下期期末手当も当然この中で「賃金闘争」の一環として闘う。

③この闘いと併行的に窓口突破闘争を行う。ブロック毎の集団交渉方式は右の大衆闘争を圧力としても簡単に確立されない。すべての障害は実力をもつて突破する。

（賃金闘争の組織方針―電産）

具体的な闘い方をどうするか

イ、教宣活動を建直そう

1、以上の主目標を闘いとるために、賃金闘争を強靱に組織するには、労働者的に武装された内容をもつ正しい認識を持つよう、啓蒙活動を地道に行うことが必要である。その内容は、少くとも、この「今後の賃金闘争具体化について」の全文とし、これを職場や家族との討論のなかで、職場大衆に分りやすくかみくだいて、気永く、幾回も機会を作つて徹底することが先ず必要である。職場での、あらゆる質問に正しく懇切に答える中でもこれがくりかえし、くりかえし行われることも必要である。

2、このようにして独占資本の賃金に関する一切のデマ宣伝工作に打ち勝ち得るよう平易で、具体的に、賃金理論と方針をもつて武装されない限り、そして単なる賃金要求金額だけの討論でなく、賃金ストップ政策を打破つて労働者の生活を防衛できる賃金闘争を組織する決意から出発することなくしては、もはや生活を防衛することすら不可能となつてきたからである。

ロ、賃金要求の大衆討議の中から統一行動を組織しよう

1、賃金要求の大衆討議の中から、根気よく賃金闘争を積み上げてゆこう。しかも家族の要求をも素直に取入れたもので、家族を統一行動の一環に組織してゆこう、こうして根強い賃金要求とすることができる。かくして、要求を統一し、討論の中から闘争の決意を固めさせ、統一行動にまで高めてゆこう。

2、特に賃金要求と他の労働条件と切離さないこと、例えば、労働強化、休日削減、時間延長などと賃金要求がすりかえられないよう、決意し合わねばならない。かくの如くにして、ややもすれば陥り勝ちな幹部闘争や、自らの行動の決意なくして賃金要求を行う恐れがあつたのを、ここで根本的に克服することから出発しなおそう。

ハ、職制支配との闘いの中から出発しよう

1　職場の中で、職制のファッショ支配をゆるしたり、発言の自由さえ奪われていては、自由な職場討論は勿論、賃金の要求や、今後の行動が抑えられて、到底困難な賃金闘争をかちぬくことができないであろう。生活さえ守ることがつて賃金闘争も、職制との闘いから出発しなおさねばならない。

2、職制の圧迫を打ち破るために、常に具体的問題を取りあげて討論し、それをはねのける行動を、その職場の状態に応じて一つ一つ決めよう。場合によつては秘密投票にもよつて、具体的に対象を定め、これに抵抗する戦術をあみ出し、実践してゆこう。執行部の統制のもとに、いくつもの網の目の如き抵抗組織を作り上げることの必要な場合もあろう。

3、青年婦人部は、そのエネルギーを、かかる抵抗組織を組織するために集中し、その後の活動の中心となる任務を果してゆこう。特に、賃金闘争の成果が、職階制賃金によつて、常に上に厚

く下に薄く、資本の賃金支払総額制限の枠の中で、青年婦人に犠牲をしわ寄せられる場合が多いのである。

4、しかし、職階制賃金は、上層労働者にとつても、賃金支払総額の引き下げが行われることと、低賃金層の「おもり」によつて、上層労働者みずからの賃上げの障害となつている事実を充分知り、職制支配に対する闘いと、最低賃金制の闘いに、共に立ちあがらねばならないことを指摘し合わねばならない。

まず炭労の方針において強調されているのは、前段闘争である。これは賃金闘争がはじまる前に職場における身近な具体的要求をとりあげ、職場闘争をつみあげてゆくものである。いうまでもなく資本の合理化政策は人員制限、労働強化、時間外労働の削減、福利厚生費の削減など、要するに職場の末端における労働条件の低下となつてあらわれてくるものである。

したがつて賃金闘争が資本の合理化政策に対抗して行われるものであるかぎり、職場闘争が不可欠の前提になるのはいうまでもないところである。そのいみにおいて炭労が賃金闘争と職場闘争とを積極的に結合させる方針を出したことは、きわめて重要な意義をもつものであつた。

しかし炭労の方針で問題なのは、職場闘争が賃金闘争のための一時的な前段闘争として理解されているところにあり、それが日常的な闘争の方針としてうち出されていないことにあつた。単なる前段闘争では、下からのエネルギーの蓄積が不充分なものにならざるをえないのである。

つぎに電産の闘争方針において強調されているのは第一に教宣活動の活潑化であり、第二に大衆討議を通じての統一行動の発展である。そしてこのような統一行動は、職制支配との闘いの中から出発すべきことを指示している。デフレ政策のもとにおいて資本の経営危機の宣伝が影響されて賃上げに対する闘いが困難になつている状態のなかで教宣活動はきわめて重要な意義をもつものと思われる。闘いの方向としては炭労の場合と全く同様であるが、しかし具体的な闘い方の指示に欠けているといわなければならない。

ところで炭労、電産ともに五四年秋季には賃金闘争はもりあがらず、いずれも翌年にもちこされた。これは公労協にたいする調停委の「ゼロ回答」にみられるように、賃金ストップ政策がますます強化され、さらにデフレ政策によつて中小企業の倒産、失業者発生などの条件が賃金闘争をいちじるしくやりにくいものにしたばかりでなく、組合員の多くが資本の経営危機の宣伝に影響されて賃上げに立ち上る意慾を欠いていたためであつた。

さらに、前に見たように賃金闘争方針の中で職場闘争が重視され、いわゆる幹部闘争から大衆闘争への方向に組合運動が一歩をふみだされたとはいえ、まだまだ不充分であつたため、組合の主体的な体制がととのわなかつたことも、賃金闘争を不振におとしいれた原因であつた。

第三章　合理化反対闘争

第一節　「合理化」の進展と反対闘争

一九五四年は「デフレ」の年、「緊縮政策」の年となつた。

自主性を失つて畸形化し、インフレによつて毒された、日本経済の苦しみを救うただ一つの道は、コストの引下げ、合理化による輸出の増進であるとされた。これがいわゆる「自力での再軍備」につ

ながるものであることはいうまでもない。そして「デフレ政策」、すなわち緊縮財政と金融引しめは、そのための不可避の手段であるといわれた。この年の春に調印されたMSA協定はこの方向を確定したものであり、秋に発表された自由党の「新経済政策」は、その目的を露骨に表明するものであつた。それはともかく、いわゆるデフレ政策が、一方において経営の合理化、コストの引下げ、労働強化と賃金抑制として、他方において産業の再編成、すなわち中小企業の整理、集中と独占の強化として、あらわれて来たことは否定しがたい。

一九五三年の年の暮に、一万田日銀総裁は、「企業の合同、これこそが来年のわが国経済の課題である」と公言したが（五三・一二・三一、日経）、その「課題」は着々と遂行された。旧財閥系の巨大企業の独占的地位の強化は、鉄鋼、石炭、非鉄金属、造船、化学、兵器、海運などにおいてとくに著しかつた。そしてそれと同時に、首切り、賃下げ、労働強化、倒産が、あるいは直接に大銀行の指導によつて、あるいはまた不景気を理由とする企業の「自衛策」として、進行して行つたのである。

それぞれの産業部門において、この「デフレ政策」と「合理化」は、それぞれの仕方で進んだが、それにたいして労働者階級はどのように対処し、闘つたであろうか。

五四年度におこなわれた合理化の特徴は、ほとんどの産業部門でも、労働者の整理がおこなわれ、実労働時間が延長され、労働者一人当りの生産量が増加したことである。それはほとんど、設備や技術の近代化を中心として労働を軽減する方向ではおこなわれなかつた。

石炭業においては、過剰生産の圧力がもつともきつくあらわれ、多くの炭鉱が閉鎖され大量の失業が発生した。五三年末に八三二を数えた全国の炭鉱は、五四年末には六六四に急減した。合理化の中心になつたのは「竪坑開発計画」である。これは五八年度までに六八本の竪坑（採炭夫を垂直に地下に運ぶことによつて往復時間をへらし実働時間をのばすことができる）を開さくしようとするもので、五四年度中に一一本が完成した。炭鉱の例では五〇年四月の着工時と五四年一一月のあいだに、出炭能率は八・一トンから一七・八トンへ二・二倍にふえたが、労働者数は三〇八六人から二一一二人へ激減している。

鉄鋼業でも同じようなことがおこつた。当初、一貫メーカーを中心に、過剰生産に対処するため、第二次合理化計画に移る前提として、系列企業の整理による生産工程の合理化がおこなわれた。第一次合理化計画の最も特徴的な点は、薄板部門の合理化、すなはち、ストリップ・ミル（八幡製鉄、富士製鉄）、レーバーシング・ミル（淀川製鉄、日本鉄板）の設置であつた。五四年三月から八月までの実績をみると、八幡系四社で七五六人、富士系一社で六〇人、鋼管系四社で一二六二人、住友系二社で七二九人の人員整理がおこなわれた。二一五一人の全員解雇を出した尼崎製鋼と日鋼室蘭については別にのべた。

個別産業における合理化の実状について、総評調査部は次のように報告している。

一、単位時間内における労働密度の増大　日立造船因島ではこの五年間にトン当り工数が一八人工から八・四人工にきりつめられ、三菱横浜造船でもこの一、二年間に三割の工数の節約が強制された。東洋レーヨンでは賃上後紡績半台の仕上時間一時間二五分が一五分スピード・アップされた。TWIその他のいわゆる科学管理法が各職場で広汎に採用され、労務管理の基本型になろうとしている。福利厚生費の削減も進められ、たとえば東京電力の千住火力発

電所では、毎日一〇〇人はいる三つの風呂の風呂番が二人から一人に減員された。

二、労働時間の延長　定時間延長あるいはサービス残業（賃金不払）の強制、休憩時間の削減がいたるところでおこなわれた。

二、職制支配の強化　エンマ帳の採用、監視の強化等。専売公社の東京工場では、タイムレコーダーが現場の入口につけられ、出退時には公社幹部が腕ぐみして監視し、便所にゆくにもいちいち詰問される。

合理化による首切反対の闘争として、金属六単産共闘会議（全日本電機機器、全日本鉄鋼産業労連、全日本造船、全日本自動車産業、全国金属の各組合）が世界労連および国際自由労連に提出した報告書「失業反対完全雇用のための日本金属労働者の闘争」（五四・一〇）のうち、闘争の諸形態の部分を次に引用する。

（1）資本家階級が、労働者の生活にたいする主要な攻撃の武器として大量首切りを加えてきている今日、大量解雇に反対する闘争は、失業反対闘争の大きな部分をなしている。資本家は、大量解雇にさいしては、被解雇者と残留者との分離（希望退職）という名のギマン的な退職強要、争議の孤立化のためのデマ宣伝、分裂主義者をつかつての切りくずし、官憲の介入による暴力的な弾圧を集中しており、労働者の闘争をきわめて困難なものにしているが、それにもかかわらず、労働者の闘争はしだいにねばり強く頑強となつてきており、しばしば経営者の企図をくいとめている。

昨年十一月、一八〇〇名の解雇をテツ回させて勝利した三井炭鉱労働者（四万二千）とその家族の一一三日にわたる闘争、最終的には工場閉鎖によつて全員解雇されたが、四月いらい苦難にみちた闘をつづけた尼崎製鋼労働者一、七〇〇名の七十七日にわたる闘争、工場を占拠して一カ月余を闘い、六月末一二五名の首切りをテツ回させた東京第一光学の労働者（四五〇）の闘争、七月、八五三名の大量解雇を阻止した住友機械労働者の闘争、そして現在、すでに百余日にわたつて続行されている日鋼室蘭労働者（三千五百）の大量首切り反対闘争、米軍による二万五千の解雇に反対し、生活保障と失業対策の確立を要求する駐留軍労働者一四万の、九月一三、一四日のゼネストは、その代表的なものである。

とりわけ、日鋼室蘭の闘いは、今日の日本の労働者の、失業に反対する闘争の頂点となつている。九百一名の大量解雇を拒否して、六月二八日の二四時間ストにはじまつたこの闘争は、ロックアウト、第二組合の結成、武装警官による暴力的干渉などの激しいファッショ的攻撃にもかかわらず、組合員とその家族の鉄のような団結と、日本の大多数の労働組合、とりわけ鉄鋼、炭鉱労働者の同情ストや支援、資金カンパ、生活物資のカンパ、地域の農民、市民の激励と支援のなかで、果敢に続行されており、首切り失業に反対して闘う日本の労働者階級の不抜の決意と戦闘的エネルギーをしめしている。

今日なほ、大量首切りにたいする闘争は、全体として困難に直面しており、経営者の攻撃は多くのばあい相当の成功をおさめている。しかし、労働者はその苦難な闘いのなかで、ねばりづよく長期にわたつて団結を守り、統一行動をおしひろげてゆくことが、勝利への道であることを自覚している。日鋼室蘭労組は八月二十一日、全国の労働者、農民、市民にあてたアッピールのなかでつぎのようにのべている。――「われわれは一にも二にも団結、一企業内一産業内の団結のみでなく、全産業、全労働者の団

結と統一の行動の意識を知つた。祖国はいま、アメリカ帝国主義の支配下にあり、鉄鎖にしばられ、わが日鋼がMSA受入れによつて最大の兵器工場にされようとしているとき、われわれの闘争は祖国の独立、世界の平和、国民の生活と権利を闘いとる闘争の一翼であることを認識します。われわれはこの闘いに重大な義務とそして誇りをもつものです。」

（2）労働者は、その経験のなかから、危機の深まりのなかで独占資本が最大利潤追求のためにおこなつてきている生産縮少（操短）と労働者にたいする搾取強化が、首切り失業をもたらすものであることをしりはじめ、これにたいする闘いに立ち上つてきている。炭鉱労働者は、多くの山で、出炭能率（基準作業量）の引上げや、職場定員削減のための配置転換、坑口の閉鎖、統合に反対して職場を基とした闘いをつよめている。いくつかの山では、積極的に人ふやせを要求して闘つている。三菱日本重工横浜造船所の七千の労働者は、操業短縮に伴う賃下げと首切りをねらう命令休暇に反対し、賃上げと完全雇傭を要求して七月いらいストライキ及びロックアウトにたいする就労闘争によつて、すでに数十日にわたる闘いを続けている。富士鉄室蘭の労働者七千は、三高炉の吹止めとこれによる大量解雇の脅威に反対して、六月いらい闘つており、経営者の企図をおさえている。住友金属の労働者は、九月、パイプ製造工場の操短とこれによる二交替制の一交替制への切りかえ（これにより七百人以上の余剰人員がでる）に反対し、ストライキ、時間外拒否で反撃した。こうして労働者は、首切り失業をもたらす搾取強化の攻撃にたいして闘いをはじめており、資本家の企図を、職場、経営でくいとめる努力をつよめてきている。

（3）一にぎりの独占資本による独占集中政策の強化とその圧迫のもとで、倒壊の危機に瀕している中小企業では、労働者は工場閉鎖、全員解雇をくいとめるために困難な闘いをおこなつており、その中で、炭鉱や機械産業等の若干の企業では、経営を労働者の手で管理して生産を続ける努力をはらつている。しかし現在の段階では、この闘いはなおきわめて大きな困難に直面している。それは資金、資材、販路の面で独占の支配、圧迫の攻撃を集中的にうけていることに主要な理由があるが、この苦しい経験のなかで労働者は、一企業内だけの闘いでは成功せず、同一産業内の労働者をはじめ他産業の労働者や市民と提携して、独占資本の戦争と退歩の政策にたいするねばりづよい闘いが必要であることを学びだしてきている。

（5）失業者にたいする仕事と生活の保障、社会保障確立の要求は、ますます広範なものとなつている。このなかで、数々の注目すべき集会デモなどの大衆行動がおこつてきている。ことし一月、MSA軍事予算による社会保障費の大巾削減に反対して、日産労働者を先頭とした抗議デモ、集会が全国的におこなわれ、社会保障費の削減をくいとめた。八月十日北海道札幌市では、大量解雇に反対して日鋼室蘭労働者、駐留軍労働者、炭鉱労働者、日雇労働者の代表三千が参加し失業反対の大衆集会とデモ行進がおこなわれた。九月二五日には北海道函館市と東北秋田市で、二七日には九州長崎市と神奈川の川崎市で、それぞれ失業反対を主なスローガンとした大衆集会や飢餓行進がおこなわれた。これら幾つかの地域における大衆行動には労働組合、失業労働者を中心に、農民、市民、中小企業家が代表を送り、又は支持をあたえている。

（6）大量失業とそれのもたらすあらゆる悲惨に反対して、苦しい闘いをつづけている労働者は、失業と貧困の根本原因が、MS

A再軍備であることをますます理解してきている。戦争と貧困と退歩の政策をやめさせ平和を維持し、経済の平和的発展と、ソヴェト、中国をはじめとするすべての国との自由な貿易を要求する声はますますつよくなつてきている。炭鉱、鉄鋼、造船の重要企業のある地域では、地域の住民、企業家、商人の支持と参加のもとに、産業を防衛し、郷土の繁栄をとりかえすための、いくつかの大会やデモが組織されだしてきた。

総評では、職場、経営を基礎とした産業防衛、平和経済への転換の闘いを、地域的、全国的にすすめていくための綱領を考慮しており、第二回平和経済国民大会の開催を準備している。全日本造船労組では、造船産業の防衛とその平和的な発展をめざす方針をうちだし、さる八月各地で地域の他産業労組、住民をふくめた危機突破大会をもつた。

第二節　主要労組の合理化反対闘争方針

石炭　大手や中級大手炭鉱においては人員整理、職場の配置転換、労働条件の引下げなどが一般化し、また中小炭鉱の休山、廃山が続出して労働者が悲惨な状態に陥つているなど、炭鉱労働者は極めて苦しい状態におかれているが、炭労では五月二〇日の中央企業整備反対斗争委員会で、次のような企業整備反対斗争方針をうち出した。

（企業整備反対闘争方針）

一、情勢分析（略）

二、基本方針

(1)　職場居住組織の強化・確立

いまの独占資本のすべての政策は「合理化」ということである。したがつて「企闘」とか「賃闘」とかいうとくべつな闘争があるのではなく一切の闘争の重点や基礎は、この「合理化」に向けられなければならない。企業整備は従来から引続き行われており、これからも強行されることは明かである。したがつて、前からある職場居住の日常闘争を、速かに強化、確立し、これを反撃の中心としなければならない。

(2)　画一闘争の排除

前に情勢分析でみたように、われわれの敵は独占資本であり、闘争体制も反独占包囲陣をつくり上げねばならない。そこで戦術的にも独占資本である大手とその他の会社の闘いはちがつたものになる。

(3)　闘争指標

企業整備の現われ方は、前にみたように一様ではない。われわれは生活と権利と自由を守るために、断固として闘わねばならない。

三、具体的な闘いの指標

(1)　企業整備をくいとめる闘い

まず第一には、前にあげた独占資本の「退歩の政策」に対して、労働者側からする進歩の政策たる平和経済政策をうちださねばならない。これは過去における観念的なものから抜けだし、具体的な闘争に結び付けることによつて組合員全員に確信をもたせねばならぬ。また政府、政党に働きかけ、重油、外国炭の輸入に反対し、金融引締めを緩和させ、非独占資本との共闘も組まなければならない。このためには、地方においても、県や県市町村議会にも働きかけを行わねばならない。さらに「平和経済国民会議」などには積極的に参加し、具体的な平和経済の推進にあたらねばならない。

(2)　企業整備を跳返す闘い

画一的な闘いをさけ敵の間の対立を利用する。巨大独占会社に対しては全組織をあげて徹底的な攻撃を加えねばならない。しかも破綻にひんしている中小鉱を除いては、いずれも後記のような闘争態勢をもつて実力行使で闘うことはもちろんである。破綻にひんしている小炭鉱では共同管理、生産管理方式をとる場合もあるが、中小労組の地域的結合、合同の推進は大切である。また中堅、地方大手で経済危機にある山の対策は、前の方針に従つて、具体的条件に応じた適切な弾力性のある措置がとられるべきである。

(3)　中小炭鉱対策

とくに中小炭鉱は悲惨な状態にある。これを打開するために、現地指導としては官労資による協議会をひらいて諸問題を検討し、今なお残つている中小鉱の封建制を打破り収奪から守る。このため、中小労組の地域的な結合をはかり、全炭鉱および中立系組合とも下からの共闘を組み、経営者を鞭撻するとともに、石炭の販売斡旋を地方自治体に働きかける。また中小鉱といえども、経営参加は公式的にやらず、まがりなりにも経営しているところは参加させない。現状のなかで経営参加させる会社は、経営参加させることによつて、組合の反撃をさけ、首切り、賃下げ、未払い賃金の棚上げを行おうとするものである。しかし、起つてくる現象と実態に応じて、組合の力が強く、かつ再建の見通しがつき、さらに共同管理方式をとる場合は、戦術および闘争の指導をする。このため、中央、地方に中小対策委員会を設ける。

四、闘争機構の確立（略）

五、日常闘争として実施すべきこと

(1)　職制排除の闘い

全産業もそうだがとくに炭鉱で職場、居住の隅々まで職制の圧迫の排除なくして闘争の組織はできない。これとの闘いは身近な問題を促えてやる。

(2)　請負給廃止の闘い

請負給廃止の闘いは、日常不断に続けられねばならないが、このなかで、請負給は労働強化、低賃金の梃であることを、災害率、出勤率などによつて組合員に徹底させる。また会社に対しては保安法の完全実施を要求し、休憩時間厳守や残業拒否などを行い、試験切羽は固定給にさせる。

(3)　生産制限（繰業短縮）に対する闘い

生産制限は労働強化と生活の破壊を強制するものである。これとの闘いは、全員が完全に仕事につく闘い、大衆動員で操短を徹回させる闘い、請負制度を廃止させることによる操短徹回の闘い、などが組まれねばならぬ。

(4)　諸法規の完全実施と保安確保の闘い

資本家の保安サボを摘発し、保安遵法闘争を行う。このためには、職場要求としてやることが大切である。

(5)　自然減耗に基因する労働強化排除の闘い

労働密度の増大を排除するため、労働強化―過労―災害のみちを排除する保安闘争を推進する。

(6)　配置転換に伴う作業条件悪化に反対する闘い

合理化や自然減耗に伴う配転による労働強化には充員闘争で反撃する。

(7)　福利厚生充実ならびに切下げに反対の闘い

実質賃金切下げの福利厚生費の引下げに反対し、居住闘委で

「畳よこせ」などの闘争を組織する。

(8) 臨時夫、組夫などの直轄夫切替のための闘い

組夫の組織化を進めるとともに、組合員には臨時夫、組夫が自分達の労働条件を引下げるのに利用されている、ということを教宣する。

(9) 情宣活動の徹底

組織的な教宣活動と同時に、大衆組織のために各種の会合（職場居住から農市民、中小企業者も）を開くことが必要である。

(10) 大衆行動の訓練

闘いは全組合員が一糸乱れぬ団結のもとに、断じて闘いとる信念に徹することが大切で、それを実現するための大衆行動も組織化されたものでなければならぬ。そのための大衆訓練は、随時行われねばならぬ。

(11) 組合員の環境把握と具体策の立案

組合員は低賃金のために生活苦に陥り、内職―たのもし講―借金（高利）の道をたどり、遂には退職金で精算するために退職する実態である。とくに中小鉱では賃金遅欠配のために、それが一層はなはだしい。これらの実態をよくつかみ、この対策を講ずるとともに、進んで企闘に参加させるようにする。

六、戦術の中心点

戦術は保安遵法闘争、時限スト、部分スト、一斉スト、一社重点ストなどの戦術があるが、それは各組合員一人一人の闘争意欲の充実と、職場および居住の日常闘争による組織力を背景とし、実情にそくした統一闘争を組織し、保安遵法闘争を中心としてあらゆる戦術を採用しなければならない。

七、生活対策の確立（略）

八、共同闘争組織の確立

(1) 共同闘争の必然性

現在の石炭産業の不安は米日反動の軍事経済政策によつてもたらされたものであり、これは石炭ばかりでなく、電産、鉄鋼、繊維など各産業にも大きくあらわれている。とくに中小企業の被害は大きく、農民も市民も大きな犠牲を受けている。したがつて、労働者階級はもちろん、ひとにぎりの独占資本のために餌食にされている全国民との共闘は可能であり、またこれなくしてはわれわれの勝利はない。

(2) 共同闘争の方法

中央本部は総評を軸とし、各単産との共同会議にすすんで参加し、緊密な連繋を図るとともに、革新政党を動かし国会共闘を一そう強力なものにして、国会、政府に対して企業整備反対の闘争をおしすすめ、平和経済を確立させるために闘う。また各地方本部および支部は、積極的に地評、地区協ならびに民主団体と提携し、企業整備反対の闘争を会社、地方議会に行い、首切り、労働強化、配転などをさせないようにする。

鉄鋼　鉄鋼産業の危機のしわ寄せを一身に受けている労働者に対して、激しい合理化攻勢があびせられており、独占企業においては残業制限、配置転換、臨時工の整理などが強行され、また独占支配の進行とともに独占資本の支配下に組み入れられた中小企業においては、不必要な企業の整理、労働者の首切り、労働条件の切下げなどが徹底的な合理化が強行されている。これに対して鉄鋼労働者は日本製鋼所室蘭製作所や尼崎製鋼をはじめとして斗争に立上つているが、次に鉄鋼労連の一九五四年運動方針から合理化に対する斗争方針を掲げておく。

（労働強化反対、労働諸条件改善のための不断の闘い）

(1)　定員をへらす、休憩時間をけずる、機械のスピードを増すという具合に職場のもろもろの労働条件を系統的に切り下げ、金をかけずに労働者を二倍も三倍も働かせることは、低賃金とならんで資本家的搾取の最も基本的な手段である。ときとして資本家は賃金の額をおさえるよりもこのやり方の方がずつと抵抗をおさえやすく、しかも実際の成果が非常に大きいと考える。そのうえこうした労働強化を土台にして計画的に人をあまらせやがて首切りをやる。こんにちこれは、合理化の中心内容となつている。したがつて、生活を守るうえでこの面での闘いは、賃上げと同じくらいに大切だ。この闘いはまた首切りをふせぐための闘いでもあり、合理化反対闘争の中心でもある。

(2)　われわれは断乎として、一切の労働条件切り下げをはねかえし、逆にこれを大はばに改善する闘いをすすめる。その主な闘争目標は次のとおりだ。

労働時間の短縮、必要なだけの人員の確保、作業のスピードの緩和、休憩時間の確保、安全競争をやめさせ、安全衛生設備を思い切り改善しケガに対する正当な手当と休日を補償すること、と、配転を民主化し本人と職場組織の意見にもとずかせること、諸手当の増額、福利厚生施設の拡充。

そのほか職場のあらゆる要求がみな闘いの目標になる。

(3)　労働条件の切り下げは、職場ごとにさまざまな形をとつてたえずなしくずしにやつて来る。そしてそれは必ず職制支配の強化、すなわち、職制によるおどかしやしめつけ、組合活動の圧迫などをテコにしてすすめられる。そうやつて一人一人の労働者をおさえ込み、しめあげてゆく。だから、これとの闘いは、一にも、二にも、職場の全員を打つて一丸とした徹底的な職場闘争以外にない。

　徹底した宣伝と職場討議の中から要求をまとめあい、要求を職場長に出し、職場ごとに要求貫徹の大衆行動を起す。そして同時に職制の圧迫に対する断乎たる反撃を必ず並行させる。

　大切なことは、この職場闘争を文字通り日常不断にやることだ。むろん、組合の各級幹部はこの闘いの先頭に立つ。宣伝をやり、職場討議を組織し、闘いやすい形の職場闘争組織を編成し、職場ごとの大衆行動の先頭に立つ。職場だけで解決しない要求はすぐ機関でとりあげ、団交をやり職場とあい呼応して闘つてゆく。いつも職場大衆の自発性を発展させ、幹部だけが請負つたり職場の闘いをおさえたりしてはいけない。また臨時工と職場でかたく共闘することが絶対に必要である。

(4)　職場労働条件の切り下げに資本家がどれだけ成功したか組合がどれだけ反撃し得たかは、労資の本当の力関係を示す尺度である。したがつてこの闘いを闘わずに組合は強くなり得ないし、賃上げその他一切の闘いにも勝利し得ない。また、この闘いのないところに合理化反対はあり得ない。

(5)　労働条件改善の今一つの面は、社宅問題と職業病対策と生活協同組合活動の充実である。社宅設備の充実・増設はもとより いまある設備の改善も、主婦組織や、自治会などを活用しながら大衆闘争でかちとつてゆく。住宅手当や住宅をたてる金の貸付なども充実させる。

　珪肺単独立法化を推進するとともに、塵肺・眼疾・難聴症など鉄鋼産業特有の職業病に対する労災取り扱いを拡大し、さらには結核をも職業病としてあつかい、労災の適用をかちとる闘いをすすめることは大切である。職業病に対する啓蒙宣伝を強化

し労働条件改善の大衆闘争としてこの問題を闘う。

生活協同組合活動は、日常的な家庭対策、主婦対策としてもだいじであり、闘争時における自給体制の整備という意味もあるので積極的にその活動に着手する。

（失業反対・臨時工制度撤廃の闘い）

(1) いま日本中の労働者の頭の中にある一番の心配は、失業の問題である。また実際に失業の脅威は、多かれ少かれすべての労働者のうえにのしかかつている。特に鉄鋼では「合理化」の嵐とともにこの脅威は強まつている。こういうとき、この問題に対して、労働組合は少しでもあいまいな態度をとつたり、断乎たる闘いをためらつたりしてはならない。

(2) 失業反対の闘いでは、経営内の労働者の第一の目標は、はつきりと「一人の首切りも出さない」に統一されなければならない。

わが国の労働運動は昨年このスローガンの下に闘われた偉大な勝利の経験――三鉱連の闘争をもつた。そこでは組合員と主婦、職場と社宅が一本当にわからせて市民、農民の支持をしつすべての労働者と主争の積み上げと、家族ぐるみの大衆行動を土台として経営内のもとだということをかりとつかんだ。そして大衆自身のあらゆる創意によつて次々に新しい戦術を生み出して、じゆうなんに、持続的に、一人一人が闘いぬいた。機関ははじめからしまいまで一人の首切りも絶対に認めないという態度を貫ぬき、一度たりとも動揺することなく、いつも闘いの先頭に立つた。これがそのままわれわれの闘いの手本である。それぞれの経営での首切り反対闘争はすべてこのように闘うことを原則としなければならない。実際首切りとの闘いにこれ以外のみちはないのだ。むろん鉄鋼の場合は居住やまわりの町や村との関係などの条件の違いから、炭鉱ほどの強い力の結集ができにくい面もある。それだけにより一層ふだんから居住地区の組織化、地区の共闘、市民とのむすびつきに力をそそぐ必要がある。

次の問題は出された首切りに対していかに産業別の統一行動を実現するかである。労連の任務は何よりもこの点で重大である。むろん一度に完全な統一は生れない。だが経営内でできた統一が産業全体におしひろげられないはずはない。一つの首切りに対してどんな行動でもよい。最大限やれるだけの統一行動でみんなが闘い、支援することから積み上げる他はない。

(3) 「一人の首切りも出さぬ」という闘いの原則は中小企業の場合でも決して変らない。中小資本家が独占資本家にしぼられ、いためつけられた尻を労働者に転嫁してくるのをはねかえし、逆にその尻をたたいて独占資本の搾取に対する反抗へと向けさせるうえでこの原則は一切の土台である。同時にわれわれは「中小企業に救済資金をよこせ」「中小企業への金利を引きさげろ」「中ソとの貿易の自由」など中小企業を守り発展させる政策要求を積極的に打ち出し、首切り反対の闘いに一層の正当性と確信を与え、各層国民の支持をあつめて闘いを強めるとともに相手の側に動揺をまき起さなければならない。このように闘つてこそ、はじめて、あらゆる有利な解決条件をものにできるのだ。一方、首切りにそなえて労連は産業別組織としての企業対策を強め、本部と単組が協力して業種別、系列別に一つ一つの企業について情勢をよくつかみ、常に先手を打つて戦術展開を行なえるようにすることが特に必要になつてきた。今年はぜひこの点で仕事を充実させなくてはならない。

(4)　たびたびの首切り反対闘争から学んだいま一つの重要な教訓は、首切りと臨時工制度とが不可分の問題だという事実である。臨時工は本工の踏台であり安全ベンだという考え方はあやまりである。本工の労働条件は常にこれがあるためにおし下げられている。闘争の時はしばしばスト破りとして使われる。そして首切りの時には安全ベンどころかこのような制度があることと自体が首切りを一層安易にやらせるし促進するのだ。首切つて臨時工をふやすほど資本家に有利なことはないからだ。臨時工制度は絶対になくさなければならない。臨時工制度をなくす闘いはいうまでもなく臨時工と一つになつて闘うことによつてのみ可能である。臨時工のまま本工組合に入れてしまうか、それが無理な所では臨時工組合を組織してこれと同盟し、賃金その他あらゆゆる労働条件で共闘しながら本工への繰入れと、制度そのものの撤廃を闘わなくてはならない。

(5)　臨時工制度が莫大な失業者を基礎にしているだけにこの闘いは苦しい闘いだが、これは失業をなくす闘いの第一歩である。臨時工という解決をせまられた具体的な問題に面と向うことによつて組合は積極的な闘争目標として、失業者を救い、失業者をなくす運動に足をふみ入れる。失業者を救う闘いの第一は、失業保険制度の思いきつた改善である。満足な失業保障がないから、臨時工がふえるのだ。これを社会保障制度拡充の闘いの中心にすえて、失業者を動員した広い共闘を組む。

　闘いは、さらに失業者をなくす運動へすすまなければならない。この運動をあいまいにとられてはならない。彼らはこれを再軍備、ファシズム、海外侵略へみちびこうとねらつている。われわれは(イ)生活水準引き上げと貿易の制限撤廃による平和的生産＝操業の拡大、(ロ)電力・住宅・治山治水などの平和的大建設の二本建の政策で雇傭を思いきりふやすことを正面におしたてて広い共闘を組まなくてはならない。これこそ「平和経済」運動の中心である。

（合理化問題と平和経済運動をどう理解し、どうおしすすめるべきか）

(1)　去年からかかげてきた「合理化反対」の旗は今日一層高くかかげなければならない。しかし、賃上げや労働条件の改善、失業反対の闘いや平和経済運動と別に、合理化反対という独自の闘いがあると考えるのはまちがいだ。今日の「合理化」は、独占資本の搾取と独占と軍事化の全政策の産業や企業の面でのあらわれを、すべてひつくるめてこう名づけているものにほかならない。（設備の近代化は、その中の一つの技術的な手段にほかならない。）

　だからこちらは彼らの「合理化」に対しては、生活水準引き上げ――（賃上げ、労働強化反対、労働諸条件の改善、首切り反対）――平和経済――（中小企業防衛、独占価格引き下げ、中ソ貿易拡大、平和生産拡大、平和的大建設）――を正面に押し立てて闘うのである。

　これらのすべての闘いの共通のスローガンとして「合理化反対」を高くかかげよう。

(2)　われわれは、独占資本の戦争政策による生活窮乏の一つ一つの結果といかに積極的に闘うかをあきらかにしてきた。だがこんにち独占が国の経済のすみずみまでを支配し、そのもとで生活の引上げと社会的な進歩は絶対にありえなくなつている状況のもとではたんにその結果とだけ闘つていることはできない。同時に窮乏の原因そのものをとりのけることを具体的な目標としてとりあげなければならない。これが平和経済運動の根本で

ある。賃金をあげ、首切りをなくし、中小企業の危機をすくうというさしせまつた闘いの中から具体的な解決のみちとしてすでにとりあげられているかずかずの政策要求、物価をひきさげ社会保障を拡充する国民的要求などは、すべて平和経済の運動の部分部分をかたちづくるものである。このように、われわれは平和経済の問題を、生活水準をひきあげ失業をなくす経済的基礎をつくりだし、おしひろげる政策の問題としてとりあげる。独占と戦争経済の諸結果との闘いが、苦しく大変であればあるほど、一層、われわれは賃上げや、失業反対の基本的な要求と平和経済の政策とを二つおしならべて闘いをすすめる。そうすることによつて、労働者の基本的な要求をめざす闘いにますます正当性をあたえ、闘いの確信をふかめ、闘いをつよめるのである。またそうすることによつて、ひとり我々労働者だけが孤立して闘う事をやめ、同じように独占と戦争政策に搾取され苦しめられている広汎な中間諸階層の支持をかちとり闘いに全国民的な性質を与え、各階層国民とともに闘いにたち上がらせてゆくことができるのである。忘れてならないことは、平和経済の運動がいかなる場合にも賃上げ、失業反対などの基本的闘争と絶対に結びつけられそれを土台としていなければならぬことであり、平和経済の実現は、これらの闘いが実際に勝利し前進することによつてのみ可能だということである。われわれは平和経済運動をこの方針に従つて行動にうつす。この運動を全体として正しく発展させ、みちびいてゆく指針となる「全般的政策」が必要である。すでに平和経済国民会議が提案した「呼びかけ」をこの任務にたえうるようなものに改善するとともに、それを軸として徹底的なねばり強い宣伝をおこなう。この「全般的政策」を指針として、すべての経営、地区、業種、産業で、それぞれの闘いと結合させて、それぞれの生産部門、生活分野に対する政策要求を持ちより、まとめあつて、このための共闘を全地区、全産業にわたつて、不断にすすめる。中央、地方の平和経済運動は、このための旗であり、センターである。

造船　合理化反対運動の中心は、六月造船工業会から出された造船業の整備のための造船労働者五万五〇〇〇人の首切りプランに対するものであつた。この造船工業会の合理化方針は、造船業の規模、能力、雇用量の三分の一を整理しようというものであつて、予定される整理人員は造船労働者一万八〇〇〇人、それに造船関連産業の労働者三万七〇〇〇人、合計約五万五〇〇〇人であつた。そしてこの合理化が出された情勢は、緊縮政策のために財政資金援助による五四年度における第一〇次造船計画が大巾に縮少され（昨年度第九次計画実積三一万総トンから一五万総トンへ切下げ―一〇月二〇日公表）、艦艇生産や輸出船をみこんでも年間一〇万トンの生産縮小が不可避とみられていた状態にあり、他方においては造船融資割当と「利子補給法」の修正をめぐる贈収賄を基盤とする造船疑獄が進展し、これに関連して第一〇次造船計画の決定は遅れ、貿易制限によつて輸出船の受注は極度に制限されていることなどから、工事は減少し、銀行のつなぎ融資も不円滑であつた。そのため五四年に入つてから下請企業の倒産は増加し、中小企業たとえば東北ドック（宮城県塩釜市、労働者三〇〇人）の四カ年にわたる賃金遅配、昨年一二月日本海重工（富山県、労働者六五〇人）の工場閉鎖、全員解雇、五四年七月笠戸ドック（山口県、労働者六七〇人）の工場閉鎖全員解雇、また大企業における賃金遅払い、命令休暇、臨時工の首切りなど深刻な状態となつていたのである。

こうした情勢に対し、全国造船労働組合総連合（全造船）では、

五月二一日から開かれた第一五回定期大会において首切り反対の闘争方針を決定したが、さらに、造船工業界の整備計画に対して、七月一〇日次のような「非常時態宣言」および合理化反対の闘争指針を発表し、反対闘争に入つた。

（非常事態宣言）

いまや、造船産業は戦後最大の危機に直面し、造船関係労働者は生死の関頭に立たされている。

すなわち、吉田自由党内閣を頂点とする独占資本家およびそれに追随する造船経営者は、MSA再軍備を強行せんとして、国際収支の均衡をはかるとの美名にかくれ、デフレ政策を押し付け、自らの汚職をも反省することなく今日にいたつた。

かくて十次計画造船は遅延と縮少の一途をたどり、輸出船舶の受注活動もその積極方策をかき、日・中ソ貿易の渋滞も政治的屈服に起因しているにもかかわらず、なんら打開の方途を講ずることなく、仕事量漸減と経営逼迫に籍口し、関連産業をふくむ七万五千の労働者を首切らんとして一〇〇億をこえる巨額の整理資金を準備しつつある。

かかる態度は、明らかに自らのゆきずまりを労働者の首切りによつて湖塗せんとする悪らつなる意図の表明であつて、われわれの断じて承服し得ざるところである。

わが国造船産業は海運とともに日本経済の再建と外貨獲得にとつて最高の任務をもち、かつ総合産業として多くの関連工業を含むが故に、その盛衰は地方経済の確立と民生安定のために不可欠の条件をもつているのである。

かかる認識の上に労働強化、低賃金に呻吟しながら、なおかつ自国船による自主貿易の拡大を主張し、海運振興のために闘いつつ彼らに警告を与えてきた。にもかかわらず彼らはわれわれの警告に耳をかすことなく、ついに造船産業を危機におとしいれ、わが国経済の破滅をも露呈するにいたつた。

隠忍と自重には自ら限度がある。

われわれは全組織を結集し、完全雇傭と造船産業を守るために、あらゆる闘争手段をもつて、断固としてかかる彼らの企図を粉粋せんとする決意を表明するとともに、反動吉田内閣を打倒し、デフレ政策を打破し、これに追随する資本家陣営に覚醒の鉄槌を下すべき闘いのときであることを確認し、ここに全造船産業関係労働者の非常事態であることを宣言する。

全日本造船労働組合

（合理化反対闘争指針）

一、われわれは知らず知らずの間に

カベの中に頭を突つ込み過ぎていた

春の賃上げ闘争や、今夏の一時金闘争を通じ、或は先制的に出された会社の合理化案、或はアイドルによる大量命休とかに、各職場は将来の見通しに重苦しい不安を予想し、その体験をした。

このことはデフレ宣伝自体が一つの労務政策であることも見抜けなかつた力の不足もあつたし、計画造船着工遅延の労働者が現在持つ一番不安な核心の問題点に対し、組合組織としての意志統一がなかつた。

だから「よし立ち上がろう！」とかけ声だけをつけたにしても、自信がもてず、会社の団交における統一的拒否にすら打ち勝ち得ない現象が現われ、無原則後退の御用方針が生れたり、今当面する本格的人員整理に発展する危機の現状を本質的に把握することなく、見逃して終う現象すら生れる可能性がある。

二、幹部闘争をなくし

組合員大衆の闘争にしよう

われわれは職場の中にある日常の不平不満や要求の中にこそ、ファッショ支配を打破つて平和と民主主義を守り、労働条件を引きあげ生活を守り、民主的な明るい職場をもり上げて行く基本的な要求への土台と、行動のエネルギーを求めるのである。

今日の厳しい情勢下では、限界のある個人の能力にのみ依存した幹部闘争では、一つの日常要求をも解決することができないところにきている。

これらの闘争は、組合員は執行部にお願いしてお任せし、執行部はこれを引受けるのではなく、指導者が組合員と共に要求を引き出し闘いの目標をみつけて、大衆自身が闘う運動でなければならない。

三、闘う主体性を職場に確立

だから今、おそいかかる人員整理に対抗するためには職場闘争の強化と、全職場の統一行動ができる積極的な手段として、闘う主体制の確立を職場に計り、そのまわりに家族組織、通勤組織、青年組織、サークル組織などのかたまりを数多く作り、それぞれのかたまりが地域的に横のつながりにさらに発展し、造船所のおかみさんのかたまりのみでも、どんどん県や市や町へ「造船所を守れ」と行動できるだけ早急に築きあげ、縦横の無数の網で彼らの弾圧と切り崩し、分裂支配に備えなければ、首切りが出てから「やれ組織をしよう」ではとても遅すぎてしまう。今は正に緊急非常時事態なのである。

四、画一闘争をやめて幅広い闘いへ

従つて争議の長期化にそなえ今からお互いにたとえ一銭でも一円でも首切り反対闘争のための備闘貯金をやろう。闘争資金は絶対人に借りずにカンパでもつて支援してもらう闘いを全家族的、全地域的な姿で進み、組合も従来の画一的幹部依存のやり方でなく、組合員一人一人とその家族を含めて、闘いの意義や目的、目標を知り、みんな力を合せて労働者の解放と地位の向上のため、国会解散要求の闘い、地方選挙準備闘争を最大に利用し、選挙戦の重大さをも理解し、政党とも協力して闘つていかねばならない。

五、組合の再建プランをつきつけよう

しかし、これだけの行動のみでは単なる旗ふりにとどまつてしまう、仕事があつても首を切り臨時工を使い、仕事がなければ遠慮なくつぶしてしまう彼等の力には打ち勝てない。われわれはすばらしいエネルギーを集中する力はもつていてもこれに方向を与えることが大切だ。それはおれ達が会社にだす再建プランだ。そしてそれは造船産業の平和プランである。首切りがでたらどうしようもないという労働者が討議し、井戸端のおかみさんにも安心させ、心配する市長や県知事に納得させる再建案を「造船所はこうしてやつてゆくんだ」という確信を与える方向で築き上げてゆこう。

これは荒削りの太い柱だけでもよい。分会大会の職場討議にもまにあわせ、地方大会にはその荒削りを更に充実させ、専門家の協力を得て確信を与える方向を示す再建平和プランを明示しよう。

そうして地方経済における造船産業の構造・地位を明らかにし、地方毎の再建プランを作りあげ、経営者にぶつつけよう。

その闘いの中から最低要求を闘いとる方向へ積極的につきあげを行つてゆかねばならない。（以下略）

七月一〇日から二四日までは、各分会で、造船工業会の態度に対して各企業経営者の当面の経営方針の明示要求、今日の危機を招い

た経営責任の追究、完全雇用の約款要求などの交渉が行われると同時に、職場集会などにおいてこれに対する反対の宣伝活動が行われた。そして七月二四日正午を期して全国各分会で一斉に合理化・首切り反対総決起大会を開いて、反対闘争の推進を決議した。次いで八月五日には造船産業危機突破地方大会が、北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、九州など各地区毎に一斉に行われ、大きな盛り上りを示した。八月一九日造船産業危機突破中央大会が造船総連と共同主催により開かれ、「造船産業再建プラン」を発表した。このプランは、第一部として造船産業と労働者の危機の現状を明らかにし、第二部で造船産業の危機突破は平和的発展の方向でしか得られないことが述べられているが、この中で造船労働者の当面の要求を次のように記している。

（造船労働者の当面の要求）

一、計画造船を年間三〇万トン確実に建造せよ。但し造船汚職の前例あるにかんがみて、造船労働者をふくむ労働者代表、労使の推薦する学識経験者、民間代表よりなる監視査定委員会を設け、適正な船価と発注の割り当てを決定する権限を与えよ。

二、国内船を年間五万トン新造するとともに、現在就航中の戦標船、買船、在来船などを即時解体せよ。その発注は原則として中小造船所に限定せよ。

三、漁船の年間五万トン建造計画を実施し、日本漁業の発展を阻んでいる漁区制限の撤廃を図るために、ソ同盟、中国をふくむ近隣諸国との漁業協定を締結せよ。特に日、米、加漁業協定を以上の趣旨にそつて改訂せよ。

四、中国、ソ同盟をふくむ各国への輸出船振興計画を即時樹立せよ。

五、日本帝国主義によつて多大の被害を被つた中国、東南アジア諸国に対する賠償交渉を即時開始し、その中に船舶賠償、沈船引揚げ、造船役務提供の諸項をふくめよ。

六、互恵平等の原則に立つ東西両貿易の即時全面的再開、不平等貿易を強いる日米通商航海条約を廃棄せよ。

七、八時間で喰える賃金をよこせ。

八、職制の監視、軍隊規律制度等一切の圧迫制度を撤廃せよ。

九、臨時工の首切り反対、三カ月以内の試傭期間の後、本工に採用せよ。

一〇、安全競争反対。安全衛生設備を労働者の意見に従つて整備せよ。

金属機器　中小企業を多く組織している全国金属労働組合では、傘下の多くの組合で首切り、工場閉鎖と闘つているが、第三節でみるようにその闘いも極めて困難な状態にある。全国金属東京地方本部では一九五四年一〇月二、三日の大会で次のような「失業反対完全雇用」のための闘争方針を決定した。

（失業反対完全雇傭の闘い）

1、失業反対と完全雇傭のための闘いはきわめて重要な闘いとなつてきた。経済の軍事化と独占の強化は失業者を増大させ、それが就業労働者の賃下げ、労働強化、労働時間の延長に大きな役割を果しているからである。

すでに全国で完全失業者、潜在失業者が五百五十万人にのぼり、東京都だけで四十三万人をこえる完全失業者が存在しており、これはさらに今後深刻化しようとしている。

また失業者の増大は労働強化、時間延長、賃下げをもたらすだけでなく、失業の原因である独占資本と政府の再軍備政策と超過利潤を強めるという役割を果していることを重要視しなければならない。

労働者を完全失業や部分失業に突き落してゆくことは再軍備強化の政策のなかで最も重要なものとなつており、これから生れる利潤と失業者を再軍備と戦争経済のために注ぎこんでゆくことはここでくどくどしくその例をあげるまでもなく労働者は経験を通じて知つている。

われわれの失業反対、完全雇傭の闘いは賃上闘争と固く結合して展開されなければならない。

この闘いの基本目的は失業の原因である戦争経済を打倒し、平和経済と平和産業を打樹ててゆくにあることをあらゆる機会をとらえて宣伝し、失業者、半失業者と就業労働者との統一行動を強めてゆかねばならない。

2、そのためには先ず何よりも現在闘われつつある首切り反対闘争を強化することである。完全失業もしくは操短による部分失業は労働者全体の賃金切下げの一つの形態であり、国民の生活水準を低下させることである。それ故に首切り反対闘争は国民的な利益と完全に結合しており、一人の犠牲者もださないという立場に立つて資本家のインチキな宣伝と彼等の搾取強化に反対して、経済の軍事化とその結果によるシワヨセを排除する闘いとして組織されねばならない。

(1)　生産縮少、工場閉鎖に反対し国民生活に直接利益を与える平和生産の拡大を要求して闘うこと。

(2)　賃金の切下げを伴わない週四十時間制を実施させること。

(3)　生産性の引上げやその他の労働強化による首切りに反対し、すべての労働強化を排除してこれを定員を増加させる要求へと高めること。

(4)　労働時間が短縮されたり、やむを得ない理由で一時的に作業が停止する場合、賃金全額を完全に保障させること。

(5)　やむなく解雇を認めなければならない場合は労働者がつぎの職につくまでの期間、経営者に失業手当を支払うことを承認させること。

(6)　臨時工、社外工に対して失業手当の適用を認めさせること。

等は現在就業している労働者の要求であるが、これは首切りが始まつてからの闘いでなく日常不断の闘争のなかで協約として獲得しておかなければならないことがらである。

過去一年の闘いをかえりみて、われわれが失業反対、完全雇傭のための具体的な闘いをほとんど行動として組織し得なかつたことを率直にみとめ、これらの欠陥をすみやかに克服するためにもいまあげた諸要求をそれぞれの経営者にいつせいに要求しなければならない。

3、欠陥の原因はわれわれの組織体制にもある。われわれの支部の中には従業員でなければ組合員でないという規約や協約をもつているところもあつて、産業労働者からなる労働組合の体制を実質的にそなえていない。これをすみやかにあらためることと。特に反省を要する事は、過去一年間に約三八〇〇名という地本の組合員が職場から去ると同時に組織からも離れていることである。このようなことが首切失業反対を強力に闘い得なかつた組織的な弱さとなつている。また失業反対闘争を間断なく継続して闘い発展せしめることの出来なかつた原因でもある。

4、組合員が失業しても組合員としての資格を失わないで、組織からの援助をうけ、失反闘争を産業別労組の重要な闘いとして強化するために、地域支部を小地区単位に組織する。この小地区単位の地域支部はその地域にある小工場、零細工場に働く労働者をもつて組織されるが、その地域にある金属産業の失業者

を組織するために活用されなければならない。

5、地本執行委員会のもとに失業対策委員会を設けるとともに、地協単位にも失業対策委員会を設け、地域支部に所属する失業組合員の援助と指導にあたる。もちろん全国金属中央部にもこれを設けるよう要請し、東京地評にも全産業をふくめた失業対策委員会を設けて、これとも協力して闘つてゆき、失業者の問題を失業者だけの問題ではなく労働者全体の闘争として組織するよう、自からの体制をすみやかに整備しなければならない。

6、このような失反闘争の組織整備を併行して失業者の諸要求のために、また完全雇傭のための労働者階級としての闘争を強化してゆくために、次のような要求がなされねばならない。

(1) 失業保険給付金を六〇%から七五%に引上げること。
(2) 失業保険給付期間を六ケ月から一年に延長すること。
(3) 保険給付金の受領について労働組合にその管理の一部を委せること。
(4) 職安と職さがしのための交通費を支給すること。
(5) 失業期間中、子供の学費、給食費を免除すること。
(6) 公共事業への日雇労働者の雇入基準を全国的に緩和し、日給を引上げること。
(7) 失業期間中でも、健康保険の適用を認めること。
(8) 賃下げなしの週四十時間制と時間外労働の禁止。
(9) 労働者の購買力と国内市場を拡大するため、全面的な賃上げ。
(10) 中ソ貿易の全面的再開による平和産業の無制限拡大。
(11) 農村における機械化と平和的な開発事業の促進。

これらの要求は政府、地方自治体にむけられるとともに各工場において積極的にとりあげられ、平和政策と平和産業の発展と労働者の生活、労働条件の改善の要求を失業者の特殊要求と密接に結びつけて闘わねばならない。

7、既に情勢分析の中でも明らかにしたように経済の軍事化＝再軍備の強行をはかるMSAこそ、絶え間なく失業者を作り出し、生活水準を引き下げてゆく最大の元兇である。それ故に、失業の不安を解消し、完全雇傭を闘いとるためには、MSA政策そのものを粉砕し、中ソ貿易を全面的に再開し、平和産業の無制限拡大を闘いとることがどうしての必要になつてくる。

独占資本家は当面する金属産業の危機を利用し、この危機を切りぬけるためには、軍事生産の発展以外にはないという考え方をひろめようとしている。だが現在の失業が、経済の軍事化＝独占の強化という戦争経済政策それ自体のもつ矛盾から生れていることを知るわれわれは、平和経済への転換、中ソ貿易の全面的再開に、失業をなくし、完全雇傭を実現させる確信と希望を持つている。

イタリヤにおける労働プラン＝平和経済建設のための闘いは、マーシャル計画によるイタリヤ経済の産業の荒廃、失業者の増大という中で着実に発展を遂げていつた。土地を奪れた農民、工場をほうり出された労働者が、自らの生活を守るために、実力をもつて土地や工場を占拠し生産再開の逆ストを始めたからである。イタリヤ労働総同盟はこの大衆的な失業反対、完全雇傭の闘争を基礎にして、イタリヤ経済の自立と繁栄をもたらす政策を、労働プランとして政府に突きつけ、その実施を迫つたのである。われわれは、この国際的経験を学び、失業反対、面的に引き上げる平和経済建設の闘いとして発展させねばならない。

総　評　総評は七月一二日よりの大会で一九五四年運動方針を決定したが、そのうち「完全雇用の闘い」を次に掲げる。

（完全雇用の闘い）

1、失業者は全産業部門からはき出されている。炭鉱では、昨年は堅坑開さくによつて、今年は中小企業の休廃山で、一度にどつと失業者が発生した。繊維や、機械や、電機の中小企業では、不渡手形が相互に跳返り、出血受註やソシアル・ダンピングのあと、倒産して、ここでも一度に失業者を生んでいる。巨大企業も今まで設備の近代化の度毎に、首切り、帰休停年制の強制等が行われていたが、いまはその設備さえ稼動できず、労働者は失業の不安に脅かされていたが、いまはその設備さえ稼動できず、労働者齢者の大群も失業と貧困に悩んでいる。新規採用の停止から、就労適

生産の支配権をめぐつて資本の系列化と首切り合理化がむすびつけられ、資本設備の更新にも、金融機関から紐付条件として人員整理が強制され、公務員には定員法による首切りが行われて来ている。独占資本家は労働者の身の上も、市民中小企業者の幸福も少しも考えず、遠慮会釈なく設備を遊ばせたり、こわしたり、労働者を失業させたりしているのだ。

つまり、インフレのなかでも、首切りがあり失業があつた。しかし、今日の失業は、MSAという軍事支配とデフレ不況の二重のしわ寄せから起つたもので深刻な様相を呈している。

2、具体的な対策は次の通りである

a　首切りを跳返すのはふだんの職場闘争の強化にある。いつでも生々しい身の廻りの要求をかかげ、職場闘争から人よこせ運動をつみ上げることにある。

b　従業員でなければ組合員でない、という規約や協約を改正して、産業労働者からなる労働組合とする。

c　臨時工の増大は失業者軍の増大の結果であり、本工の労働条件を引下げる道具となつている。臨時工制度を排して、すべての臨時工を本工に繰り入れるために闘うとともに、今いる臨時工を組合に加入させ、労働組合を名実ともにその工場に働く全労働者の組織にすること。

d　産業別労働組合は失業保険、労災、健保に加入させ、すすんで当該中小企業の未組織労働者の組織化にのり出す。

e　産業別平和経済計画をたて、外国資本、商品の圧迫に反対する。

f　互恵平等の貿易を促進し、海外労働者との提携を行う。

g　農市民の要求を代表して、自分の職場をいつでも農市民の幸福とむすびつけて地域の平和経済計画をたて、中央、地方の政府、自治体に要求する。労働者住宅、水害、ビキニ被害、道路、鉄道、電源開発、学校病院建設などさまざまの要求がある。

h　労働組合、民主的諸団体、階級政党の支持のもとに、平和経済国民会議を中央、地方にひらく。そこで「一人の首切りも許さず」という基本線にそつて、失業者を就労させ、産業繁栄の計画をたてる。

i　失業者とその家族を保護するためには

(イ)　生活保護法の対象とするあつせん。(ロ)　子供の学資、給食費の免除。(ハ)　失業対策の枠の増額。(ニ)　就学制限の撤廃。(ホ)　仕事よこせ。(ヘ)　失業保険の給付制限の緩和。(ト)　公共事業への失業者編入基準の引上げ。(チ)　職安に行く交通費の支給。(リ)　産業別労働組合による就職あつせん運動。(ヌ)　港湾労働者雇用安定に関する法律の制定。(ル)　日雇労働者の日給の引上げ、手帖の取上げ反対。(ヲ)　全国の日雇労働者労

働組合の組合法の促進とその支持。(ワ)　駐留軍撤退等に伴う駐留軍労働者の失業対策の確立。

第三節　合理化反対闘争の諸例

合理化攻勢は五四年においては、炭鉱、鉄鋼、造船、金属機械の各産業においてとくに深刻化し、これに対して労働者は極めて困難な闘いを展開している。これらの闘いの主なものは第一篇第三章「主要な争議」のなかで詳しく述べられているので、ここではそれ以外の闘いのなかで、各産業におけるそれぞれ特徴的なものをとり上げてその性格をみよう。ここでとり上げたものは(一)日亜製鋼――鉄鋼業における独占企業の支配系列に組み入れられた中小企業の合理化の例。(二)住友機械――会社の合理化攻勢に対して組合独自の企業再建プランをもつて闘つた例。(三)第一光学――中小企業労働者の首切り反対闘争。(四)新八州光学(東京杉並)――企業閉鎖のなかで経営管理を続けた例。(五)三菱重工横浜造船所――命令休暇との闘い。(六)笠戸ドック――企業再建闘争。

日亜製鋼　この組合の闘いは中小企業が独占会社の支配に組みこまれ、合理化を受けた例であり、こうした中小企業労働者がおかれている一般的な状態を示すものといえる。日亜製鋼は帯鋼を主製品とし、尼崎と呉とに工場を有しとくに呉工場には五一年より一五億の投資で帯鋼設備が新設され、五三年六月完成した。組合員は尼崎工場一三〇〇名、呉工場八〇〇名である。またこの会社は銑鉄の供給を通じて八幡製鉄の支配下に入り、五二年八月より資本提携、販路協定が行われているが、五四年に入るや八幡製鉄より供給をうけている銑鉄の代金は滞り、その上無理な投資で新設した呉工場も不況のため満足に稼動し得ず、そのため三和、勧業銀行からのつなぎ融資が不可欠となつたが、それには条件として八幡製鉄は同会社の旧設備の尼崎工場を縮少して、呉工場の帯鋼、切板、特殊シートバーに生産を集中するよう指示(またこの特殊シートバーの販売先を自己支配下の中津鋼板と日本鋼業に限定した)、そのため賃下げと尼崎工場の人員整理を含む合理化を要求した。こうした状態のなかで、夏季一時金闘争中会社より人員整理をほのめかされた組合は、八月一四日断固実力をもつて闘うことを決定、八月一六日会社に対して、尼崎工場の生産縮少に反対し、工場設備を極力活用する、国内販路開拓と輸出促進のため日中・日ソ貿易を推進するという、組合独自の再建案を申入れた。これに対して会社は、独占企業の圧力から中小企業を維持するためには旧式設備の尼崎工場を整理して合理化を徹底せねばならぬと回答し、八月二五日に至り人員整理三二五名、呉工場などへの配置転換一七八名を通告、九月一日より一〇日間病気欠勤者、病弱者、出勤状態不良者など一〇項目により希望退職を募ることを発表した。組合はこれに対して希望退職に名をかりた人員整理であり、配置転換は労働強化を促すものだと直ちに反対を決定し、八月三一日スト権確立(賛成八九三、反対三九〇、保留一一)、九月一日より一〇日間病気欠闘う方針をきめた。しかし九月一日会社が一〇項目の希望退職条件を棚上げして純粋な希望退職をつのるという提案を行い、同日から退職受付を始めるや、最初は二、三名の退職希望者が出るのみであつたが、この会社の巧妙な攻撃に組合の闘争意欲はぐらつきはじめた。又、全員解雇、閉鎖の結果となつた尼崎製鋼に隣接していることも効果をあらわし、闘えば企業はつぶれるという会社の宣伝が大きな影響を与えた。この影響は組合員とくに職制、事務・技術職員に大きかつた。そして九月六日、組合最高闘争委員会は突然方針を変え、希望退職を承認してしまつた(賛成一〇、反対五)。この委

員会で約半数を占める職制の組合委員が、会社案をのむよう促したためである。しかしこの決定に憤激した労働者は、九月七日一夜のうちに張り巡らされた会社案承認反対のビラの中を工場デモを行い約二〇〇名が組合本部におしかけて組合幹部を吊し上げた。しかし闘争委員会が希望退職を承認したことによつて大勢は闘いを放棄し七日には退職者は、一挙に七二名となり、以後急速に増加していつた。職場の空気は沈滞し、組合機関に対する不満を内包しつつ停退職していつた。しかも退職者の多くは闘いの源動力となつた青年労働者であり、退職金で借金を返済し、また会社の将来性に見切りをつけたりして辞めていつた。こうした情勢のなかで九月一七日、会社は希望退職者が予定に達したため、組合に対して今回の希望退職を打切る、但し長期欠勤者を退職させる、第二次希望退職者を若干募集する、呉への配置転換を早急に完了することを申入れた。そして結局、会社は長欠者の退職要求を徹回し、組合は会社が一応残留者の完全雇傭を保証したのと引換えに、呉への合理的な配置転換を認めた。又若干の第二次希望退職募集も行うことになつた。九月二〇日の大会はこれを承認した（賛成五五六、反対一三九）。

一一月一九日、組合は越年資金手取一万五〇〇〇円を要求して立上つたが、これに対して会社は一一月二七日、越年資金四七五五円の回答とともに、再び男子事務・技術職員を対象とする三〇名の希望退職と現場職員七〇名の工場内配置転換、および代休廃止、時間外手当切下げ、報償金切下げによる約一二%の賃金引下げその他労働条件の引下げを提案して来た。組合はこれに対して一二月一日ストト権を確立、断固闘うことを決議した。度重なる会社の行動に労働者の憤激は高まつた。組合は一二月一一日二四時間ストに突入し、決起大会を開いて盛り上りを示した。しかし反面において今度も会社、職制により企業の危機が誇大に宣伝され、相当の効果を上げていた。そして組合員の実力行使に対する見解の相違が現場工員と事務・技術職員との対立という形で現われ始め、闘いに対する不安と動揺が大きくなつていつた。会社は第二波ストト計画（一二月一八日予定）に対してロックアウト、工場閉鎖を決行すると脅迫し、こうした情勢から組合は戦術転換の止むなきに至り、一二月二〇日結局希望退職、配置転換の承認、賃下げは五五年七月に現行に復元する、高給者より累進的に引下げを行うことなどを決め（賛成四四四、反対三五六）、翌年一月一九日の交渉で協定に達した。こうして八月から闘われた二度の人員整理と賃下げに対する闘争は失敗に終つたが、その理由としては次のような点が指摘されよう。まず、中小企業が独占企業の圧迫から自己を守るためには合理化が必要であり、闘えば尼崎製鋼のように企業がつぶれるという会社による企業危機の誇大宣伝が大きく組合員に浸透して行く反面、組合ではこれに対して反撃を加え、全労働者を闘いに結集せしめるだけの態勢が組まれてなかつたことであり、また事務・技術職員と現場工員との間で闘争の可否についての意見対立が激しく、闘争のあらゆる局面でこれが表面化するといつた状態で、全組合員が一致して生活を守るために闘おうという状態になかつた。従つて合理化攻勢の激しさに対して、それを打破する困難な闘いを行つてゆくだけの、組合の強固な組織とさらに企業の枠を越えた広汎な共闘態勢が欠けていたことである。

住友機械（愛媛県新居浜市）　会社側の大巾な人員整理の計画は五四年五月はじめから非公式な発表、あるいは新聞紙上で報導されていた。この原因は、放漫経営で不振に陥つた（五四年上半期決算報告に計上された赤字二億一〇〇〇万円）会社が労働者の犠牲によつて企業合理化――労働条件の切下げ、縮少を行おうとするところにあつた。こうした会社の動きに対して組合（組合員二八〇〇名）

は逸早く闘う態勢を組織し五月一一日非常時態宣言を発して、首切りに反対し生活権防衛のため全組合員が結束して起ち上るべきことを明らかにした。そして五月一三日スト権を確立、長期闘争を決意してそのための資金計画、会社の合理化案に対抗する組合独自の再建プランを用意することを決定した。六月二一日に至り会社は次のような合理化案を組合に提示してきた。㈠八五三名（準社員嘱託を含む）の人員整理。㈡実労働時間の三〇分延長。㈢特別休暇の削減。㈣地域手当（大阪、東京）の八%切下げ。㈤健康保険料の会社負担率切下げ、社員が多く負担する。㈥社宅家賃、寮の部屋代、入浴料などの値上げ。以上のような提案に対して、組合は部課長もまじえた九〇名の再建委員会が作成した再建プランを六月二三日提出し、二六日には闘争宣言を発した。この組合再建案は、生産計画、生産量、原価計算、人員配置などの詳細な経営分析と客観情勢の分析の上に成り立つたもので、各種の受註機械月七六七トン（会社合理化案七〇〇トン）、人員整理や労働条件の改悪はせずに間接部門から直接部門へ配転を行う（会社案八五三名首切り）、こうして月一三〇〇万円の黒字（会社案二五〇万円）を上げようというものであつた。以後この会社と組合双方の再建案の対決という形で団交が重ねられたが少しも進展せず、七月四日団交は決裂、会社側は希望退職募集を通告した。しかし組合は職場大会、部課長の吊し上げ、工場デモなどで強力な反撃を行い、総評関西ブロック共闘会議は住友機械の団交決裂を合図に全関西の住友系金融機関から組合の預金の一斉引出しを決議し、その他上部団体である全国金属労働組合の強力な援助をはじめ、住友系各産業の労働組合による各経営者を通じての抗議、さらに地元の労働者、商工業者、農民などの協力を得て闘争を続けた。その結果七月一三日の団交で会社は遂に折れ、会社案を白紙撤回するに至り、次のような仮調印によつて闘争は一応終結した。㈠会社は局面の打解を図るため、改めて自由意志に基く希望退職者を受付ける。㈡組合は会社今日の現況に鑑み、各人の自由意志に基く希望退職はこれを拘束しない。㈢能率給の改訂による賃下げは行わない。なお現行能率給制度の適正な改訂については別途早急に協議する。能率の向上について組合は積極的に協力する。㈣健康保険料の改訂に関する会社提示案は撤回する。㈤地域給の改訂については別途協議する。㈥社宅家賃、寮部屋代、入浴料の引上げについては更めて協議する。㈦労働時間の延長については前各項解決後の新たなる局面に立つて組合は充分それを検討する。以上、組合は会社側の一方的な人員整理案を撤回させて一応勝利したが、他方において今後の交渉にもち越された労働条件の問題については、その引下げが予想され、また組合再建プランの中へ労務費削減のため有給休暇の返上や残業規整などを自発的にもりこみ、多くの希望退職者（九月末まで約四〇〇名）は敢えてとめず、実質的に一五%の賃下げを呑んだ点などの批判が出されている、しかし反面、全国的な激しい合理化攻勢のなかで闘つたこの闘争は大きな意義をもつていた。組合再建案の作成と会社との交渉過程で大衆討議によつて組合民主々義が守られ、全組合員が憤激を高め、断固闘う決意をもつていたこと、総評関西ブロック共闘会議、全国金属の強力な支援、住友系各社の労働者、とくに地元住友五社の共闘、また地元市町村会の整理反対決議、鉄鋼下請懇談会や商工連盟が生活と仕事の脅威だと反対を陳情したことなど、地元の結びつきも強められた。しかし争議が終つた現地では下請企業に対する一割以上の下請単価の切下げ問題が起り、独占資本の下請・再下請企業への犠牲転嫁が問題となり、企業内の改良主義的解決だけでなく真の労働者の統一行動が要請されて来ているという。この住友機械の経験は組合独自の再建プランによる闘いの意義と、それにもまして合理化攻勢に対

する一企業内のみにおける再建プランの闘いの限界をよく示した闘いであつたといえよう。

第一光学（東京板橋）　この会社は月産約三〇〇〇台のカメラメーカー（ゼノビア）であるが、五月上旬会社は販売不振と金詰りを理由に従業員一二五名（全従業員四五〇名）の首切を発表、五月二九日に至り一方的に団交を打ち切り、一斉に個人通告を行つて来た。組合は直ちにその通告を回収してつき返し、完全就労戦術で闘い、さらに六月一〇日のロックアウトをけつて職場を確保して闘い続けた。そのため六月二三日夜の団交において会社は遂に㈠首切りは撤回し、希望退職をつのる。㈡その際勧誘や強要はしない。㈢希望退職のない時は両者であらためて協議する。㈣退職金は規定の一五〇％に一律五〇〇〇円を加える。㈤ロックアウト中の賃金は六〇％保証する。㈥紛争中の言動は追及しない、などの協定が調印された。ところが、この調印の数時間後、会社は不渡手形発行による銀行取引停止を理由に、一方的に協定破棄を通告してきた。しかしこの会社の態度にかえつて団結を固めた組合員は独自の生産態勢を組んで闘い、六月二九日ついに会社はさきの協定書破棄を取消し、一カ月にわたつた首切り反対闘争は組合の勝利によつて一応終了した。しかし会社は不渡手形を出したため銀行取引停止となり、六月末以降約二カ月間生産は再開されず、この間約二〇〇名の希望退職者が出たが、八月末に漸く再開された。しかしそれ以後会社の経営状態に依然として悪く、会社更生法の適用を申請したが却下せられ五五年三月に至り工場閉鎖、全員解雇の止むなきに至つた。

新八州光学　同社は従業員約一〇〇名の顕微鏡工場であるが、前年以来賃金の遅配、欠配はなはだしく、五四年二月二四日会社は経営難でこれ以上賃金を支払える可能性がないからと、三月一日付で全従業員解雇の通告を行つた。これに対して組合では賃金遅配分、賞与、退職資金など一〇五五万円におよぶ会社の組合に対する債務を確認させ、原材料、製品、半製品などの譲渡、売掛金の回収を含むその債務支払いの協定を獲得した。そしてこの首切り案を一応撤回させ、債権の確保と回収のために、㈠当面破損しまたは使用しない機械（抵当に入つている）の売却、㈡売掛先に取立委任状を出し回収を図る、㈢三月末までに全部仕掛品を製品化するため全力を上げて作業を進行させる（斗争委員会の下に経営委員会を設ける）という方針を決定し、三月末を目標として直ちに全面的管理に入つた。丁度その頃は年度末に当つていたため製品の販売は案外順調に進んだが、三月半ばをすぎると最終工程の組立を残して他はほとんど手あきの状態となり、生産続行の見通も困難となつた。こうしたなかで一部の組合員からは、生産管理も三月末が一応の目標だつたのだから、売れる工場設備は全部売払つて分配し、組合を解散しようという声も上つた。しかし三月末の臨時大会は、㈠三月末で一応片附くと考えたことは状況判断が甘かつた。㈡しかしいまここで我々が崩れて少しでも人員が減るのは会社の思うつぼにはまることになる。㈢従つて全員あくまで残つて斗う、という斗争委員会の方針を支持し、今後の基本方針として、一切の会社側に対する債権を全部、または出来るだけはやく獲得するために全員が残つて頑張る。現在組合は総ての物品を押えており、占有権をもつているから会社に対して優位にある、自らこの権利を放棄する必要はないという態度を決定した。以後生産の面では九〇〇倍型顕微鏡五〇台を新たに追加生産することによつて手あきを克服し、代金回収の点では朝鮮輸出と北海道庁より一三〇万円が入金したため、苦しい斗いの中ではじめて三月分賃金の満配と四日分賃金三〇％の前払いを実現することができた。しかし四月末より状況は再び悪化し、そのため次のような斗争方針によつて事態を処理せざるを得なかつた。㈠社

長は「都民銀行が近く再建資金をだすだろう」といつているが、そんなことは到底考えられない。㈡会社の財産はすべて銀行の担保に入つており、また組合で全部掌握していてもうとるべき何ものもない。㈢二カ月にわたつて経営管理を続けてきたが極め手がなかつたため組合全体の気力がゆるみ、取れるだけ取つて辞めていこうというものが出てきて、このままでは全体が壊滅する恐れもある。したがつて―㈠失業保険は原則としてとらず頑張る。㈡退職金部分を投資して生産資金に当てて行く。㈢事態の進展如何では組合で新メーカーを作る方向に進める。㈣最悪の場合は立退き料をとる。出て行く者に対しては―㈠できるものはすべて平等に分配する。㈡残つた債権は組合に委任状を出してその獲得を依頼する。その結果残留人員はわずか二三名、組立部門は皆無、仕上一名、旋盤二名、ミーリング一名という状態であつた。これについては、組合幹部が全組合員に企業を守ることの意義を徹底させ、企業を守る闘いに立上らすことが出来ず、また常に行き当りばつたりの指導しかできなかつたことが批判されている。しかしこの二三名で徹底的に話し合つた結果、次のような方針をたてて五月一一日から必死の闘いに立上つた。㈠生産および販売については、当分の間下請関係の仕事を続け食代だけを働きだす。在庫品を速やかに現金化し、仕掛中のものは完成させる。㈡人員配置は、間接総合一、旋盤三、ミーリング一、仕上一、鍍金二、大研二、中小型（芯取、検査、一研）八、調整三、事務二、営業一。㈢労働時間は拘束八時間。㈣給与は基準を現行の㊙扱いでゆく。交通費は別に支給、残業取扱いは時間給支給、全員のときは計上しない。こうしてこの新八州光学の組合員は全国金属東京地方本部や光学労協の援助のもとに以後生産を続行している。

笠戸ドック　造船産業でも中小企業はとくに深刻な状態に陥つているが、この笠戸ドック（従業員六〇〇名）の組合の企業再建闘争は、東北ドックの場合とならんで、中小造船労働者の陥つている典型的な状態を示している。笠戸ドックは過去三年間賃金の遅配が続き、満足に支払われたのは五三年における ソ連船修理代金が入つた五四年の三、四月のみであつた。会社は次のソ連船受注に一切の望みをかけ、それまでのつなぎとして山口銀行へ二五〇〇万円の借入れを申入れたが、銀行は貸付条件として企業縮少、首切りを要請した。この圧力により会社は七月一三日、組合に対し二五〇名の首切りを提示、組合の拒否に逢つて徹回せざるを得なかつたが、山口銀行が貸付を拒否し、一四日不渡手形が出たことによつて、ついに企業閉鎖に陥つた。七月一四日組合は団交で今後の会社の態度を追及したが、会社は㈠会社再建法による再建の申立てを完了したこと、㈡給料は手持材料、スクラップの処分、手形の譲渡によつて五、六、七月分を支払う。㈢一九日より当分休業し、全員解雇する。いづれ二〇〇名程採用して宮地汽船（笠戸の大株主）の仕事を行う、㈣退職金は出せないので更生債権（会社更生法第一〇二条）として棚上げする、以上のことを回答した。一九日会社は閉鎖された。この事態に対して組合では七月二八日臨時大会を開き次のような工場再建の闘争方針を決定し、長期闘争の態度を固めた。㈠闘いの目標――工場を再建し完全雇用を闘いとる。㈡闘いの基本方針――首切り反対、工場再建の闘いを進める。㈢闘いの具体策――当面の再建要員の確保については会社・組合が協議決定する。離職者の身分保障についてはドック従業員としての身分保証の仮処分の申請を行う。現在の組織の一部を改正して団体交渉権を認める。再建委員会の構成は、原則として組合、会社、市よりそれぞれ同数で構成する。生活対策、債権取立ては今日までの方針を再確認して闘いを続ける。そして八月三日の大会で役員改選を行い、失業保険の獲得、生活保護の獲得に努め、全造船、地区労、山口県労の援助のもと

に、県市当局、県市議会、地元の下松市商工連合会、下松市民、笠戸嶋々民も協力して、生活を守る闘いに進んで行つた。こうしたなかで閉鎖以来、一度首切つた以上は組合として再建交渉に応じられないと組合の再建団交申入れを拒否して来た会社側に、組合の再建協力を認めさせた。一〇月、組合は次のような、民主的な再建をとるための再建案を作成した。㈠再建促進の運動を起す――宮地汽船社長に対する政治的折衝（県知事、市長、県市会議長に対し地方産業防衛、再建の要請。ドック再建協議会代表団を組織し具体的行動を起す。宮地、波多野両社長へ右代表団で直接に折衝）。市、県に経済的援助を求める。取引銀行に対する理解と信用の回復、組合員として協力できる資本の増資。㈡仕事確保の運動を起す――市長県知事を動かし仕事確保の積極的運動を起す。陸上工事受注に積極的に動く。日中、日ソ貿易の促進。㈢全員雇用の闘い――基本方針通り進める中で組合、会社双方の一致点を見出すために積極的に努力する。組合活動の故をもつて採用の基準とか差別待遇をさせない。極度の公傷者は道義的責任においても雇用を認めさす。㈣賃金を含む労働条件の維持について――賃金の引下げ。労働時間の延長、厚生部門費の使用者負担。諸規定の改訂。㈤生産闘争を指導して生産を高める――無計画性による労務の徹底排除。職制対工員比の適正化。直接工、間接工比の適正化。管理の徹底強化。職場規律の徹底化。作業能率増進の徹底化。以上のような要求案をもつて、笠戸ドック再建協議会を中心に再建運動を行つたが情勢は遅々として進まなかつた。一方失業保険のみで辛うじて過している組合員の生活は極めて苦しい状態に陥り、一一月に入ると娘の身売りも発生し、ドックの診療所も閉鎖されたが、組合員からは帰農者九名が再建闘争から離れたのみで、団結を固めて頑張つた。その後この闘いは年を越えて続けられ、五五年二月には失業保険が支給満了になるなどの状態のなかで、未払賃金の獲得、市県に対する生活保護、職業、内職斡旋、失対の枠の拡大などを要求し、結束して生活確保と企業再建のための闘争を続けている。工場閉鎖、失業という困難な状況の中でもあくまで組合組織を維持し、全員結束して再建のためにねばり強い闘いを続けているこの組合の例は、破滅に瀕している中小企業の闘いのなかでもとくに注目すべきものといえる。

三菱重工横浜造船　横浜造船分会組合員七〇〇〇名は激しい賃上げ闘争のなかで会社より指名命令休暇の攻撃をうけ、この命休は撤回せしめたものの、ついに賃上げ要求は拒否されたまゝ闘争を終結せざるを得なかつた。これは造船経営者の合理化攻勢のなかにおける闘いの困難さを示す一例である。すなはち組合では四月一七日、一万九〇〇〇円の賃上げを要求して以来、六月二四日スト権確立、会社の賃上げ拒否状態のままこの間夏季一時金闘争が妥結し、再び七月一二日より賃上げの団交を開始したが、会社は、ベース・アップはコスト高になる、奨励金や一時金にせよ、また例えば作業衣の支給などについても名目の如何を問わず結果において賃上げになるので応じられないと、組合要求の全面撤回を主張して一歩も譲らず、ついに七月二三日団交打切りとなつた。組合はこれに対して、二三日船艇、設計、修理、工務の四職場の一九時間スト、二三日より出張拒否を指令し、この重点ストを続行していつた。会社は八月二日ストにより仕事が出来ないことを理由に、賃金六〇%保証を前提として指名命休を行うことを組合に通告、この命休は八月二日八〇〇名、七日九五〇名、一四日一一〇〇名、二一日一三〇〇名と増加した。しかもこの間、会社は個人宛に休暇をとるよう強要し、あるいは内容証明をもつて個人宛に郵送するなどの分裂策動を続けた。これに対して組合は、㈠帰休という労働者に重大なる影響をもたらす労働条件の一方的通告に対しては絶対にこれを認めない。㈡我々は

今回の帰休は従来の慣行を破つた攻撃的対抗手段として行われたものと認める。従つて仕事があるという立場で作業を続行させる、という態度をもつてこの命休通告に反撃し、強行出勤と重点ストの続行によつて対抗したが、会社はこれに対して命休者立入禁止の申請を横浜地裁に行い、八月二五日にはこの申請が認められるなど、闘争は賃上げ闘争から組合破壊政策に反対する闘いになつて行つた。一方組合では八月一八日㈠賃上げ要求を撤回する、㈡指名命休者の賃金を一〇〇%獲得する、㈢完全雇用の確約をとる、㈣右の要求が貫徹できなければ真に徹底的に闘うという緊急動議が提出され、当日の委員会では拒否されたが、二四日中央闘争委員会は激論の末、組合内部に批判的態度が現われたことを理由として、㈠ベース・アップ闘争については一時保留し、命休反対闘争が終るまで交渉及び実力行使はしない。命休反対闘争が終つた後、既定方針か奨励金の改正で行くかを決定する。㈡命休を撤回せしめ、指名命休者の定時間賃金を獲得する。このため現在の闘争態勢を持続し、従来の方針で進む、という戦術転換の方針を打出し、二六日の全員投票でこれを承認するに至つた。九月に入つてからの団交はこの方針に立つて行われたが、会社は、帰休は組合の闘争態勢解除と同時にとりやめる、命休者の賃金六〇%支給については別途協議すると回答、組合は一三日、㈠闘争態制を解く、㈡命休者の賃金一〇〇%獲得要求は雑件と含めて行う、㈢ベース・アップ要求は取り止め、闘争態勢とスト権は白紙に戻すとの方針を決定、ついに闘争を打切らざるを得なかつた。なお指名命休者の命休中の賃金切下げは、結局全組合員の相互扶助でその打撃を補うことになつた。六カ月にわたる賃上げ闘争も、全造船の一斉賃上げ闘争から遅れて、孤立して闘わねばならなかつたことと、経営者の激しい合理化攻勢、それに対する強力な闘争体制の不備などから、失敗せざるを得なかつた。

第四章　労仂協約と経営参加

第一節　労働協約

一、総説

一九五一年以降、とりわけ一九五二年の労闘スト以後労働者側の労働協約に対する考え方は、いわゆる統一協約闘争という方針によつて打出されて来た。五三年以降炭労、鉄鋼労連、全繊、全銀連、私鉄総連、関東金属等の労働組合が統一協約基準案ないし協約闘争方式を打出し、これに基いて傘下組合の協約闘争が指導された。この統一協約闘争のねらいは、協約が組合の行動権を統一的に実現することを確保するために、参加組合の協約を統一し、企業別組合の弱点を補い、単産又は連合体の組織を強化することにもとめられた。特に一九五三年頃から従来の多くの協約闘争にみられた如く基準案方式による闘争が支配的であつて、組合役員のみで作製した協約案で闘うというのが一般的であつた。そのため、それがおしつけ的性格を持ち、協約闘争が組合員の大衆闘争にまで発展することがすくなく、しかもそれが組合員大衆のものになつていなかつた。そのために統一協約闘争の本来の意義が失なわれ勝であつた。そこで、一九五三年頃から、それが大いに反省され、「協約の大衆化」がさけばれだした。即ち、職場での種々な要求を汲みあげ、それを要求案に組織づけ、実際に協約の要求案を下部にまでおろし、下部組合員大衆の強い要求にまで高めることによつて、協約闘争を組む

ことの必要性が反省された。そして、一方では、基準案方式の闘争が画一的、おしつけ的な闘争に終つて統一協約闘争の実をあげえないことに対する反省から、必須獲得項目を選定することによつて、統一闘争実現のための、当面必ず獲得する必要のある条項を示して、そこに全勢力を集中して、それからかちとつて行くという闘争方式をとり始めた。また、こうした闘争の組み方をすることの当然の結果として協約条項、特に労働時間、賃金その他の労働条件の明記、明細化が主張されるようになつて来た。こうした傾向が最近の労働者側の協約闘争の新しい考え方である。一九五四年度はこうした考え方の実現の方向に労働組合側の努力がむけられた。紙パ労連は三月、以上の考え方をはつきりと打出した統一協約闘争方針を決定し、私鉄総連などでは前に述べた考え方に立つて強い統一協約闘争が組まれた。また、炭労もこうした考え方を基礎にして、労働協約闘争にたいする新しい方針を近く打出すことになつている。

使用者側としては、労働組合側の一九五一年頃から始まつた統一協約基準案ないしは、統一協約闘争方針に対処するために、日経連が一九五三年一月に「労働協約基準案」を発表した。この基準案は最初なかなか普及せず、強くこの方針を打出して闘うということはなかつた。しかし、使用者側の労働協約に対する考え方の基準案が相当な地位を占め、現在にいたるもこの基準案が労使の交渉において打出されて来ている。

二、協約案及び統一協約闘争方針

(1)　紙パ労連の統一協約闘争方針

紙パ労連の統一協約闘争方針をみてみよう。この闘争方針は従来の基準案方式の協約闘争に対する反省から出発して、そうした闘争が例外を除いては、特殊専門家の机上プランであり、大衆から遊離した幹部闘争に終りがちであることをはつきり認め、「産業別組合の本部がいわゆる『理想的協約基準案』を傘下組合に提示し、その内容を獲得するよう指導する時代は過ぎ去つたとも言えるし、また、その時期ではないとも考えられる」として、新しい方針を打出した。まず闘争の進め方として、画一闘争をさけて、実情に即した統一闘争を押進めることを強調している。即ち、「画一闘争は同一要求、同一内容の規制された枠内に全組合の闘いを一線に揃えて押進めることであり、必然的にある組合もしくはある層におしつけ的になることもあり」ひいては組合または組合間の離間を招来することにもなるとし、こうした反省から、「統一とは同一目的で共同闘争をすることであり、その要求内容については、徹底的な大衆討議の中から実態に応じ、かつ最大公約数的要求内容のもとに実力相応の弾力性ある闘いをまき起すことである」としている。そして、こうした考え方を基礎にして、協約内容の基本線を定めている。この基本線に対する考え方として、「各組合の現行協約の最高内容を集め、その中で既得権として、運営上相当な成果を得たと思われる分を体系化し、各協約をこの線にさやよせしてあらゆる共同闘争が協約面で阻害されるということをなくすることを第一義」としなければならないとして、そのために排除条項と必要条項の基本線をうちたてている。以下その大綱を示してみよう。

(1)　排除又は改訂条項の基本線

(イ)委任の自由を制限する規定を設けない。

(ロ)いわゆる「逆締付け制」の排除

(ハ)平和条項は排除する。

(ニ)冷却期間を排除する。

(ホ)苦情処理機関は不要。
(ヘ)就業規則等会社規定の改廃の同意約款を確保する
(ト)懲罰に関する基準、規定等は就業規則に一任せず慎重に狭く協約中に規定する。

(2)　必要条項の基本線
(イ)完全ユニオンショップ制の確立
(ロ)組合員の範囲は規約で明確にし、その内容を条文化する。
(ハ)人事に対する組合の協議約款を確保する。
(ニ)組合活動政治活動の自由確保
(ホ)経営協議会による経営の参加と団体交渉の強化
(ヘ)スキャップ禁止条項の確保
(ト)有効期間および改訂期を統一する。

以上のような排除条項と必要条項の基本線を打出し、各組合の実情に即した、実力相応の弾力性ある闘いを仕組むことによって、従来みられた、いわゆる基準案方式による協約闘争と全く異る闘いの方針を打出した。そして、こうした方式による闘争によつて、統一闘争の確立をねらつた。更に、この闘争方針はこうした統一闘争の当然な結果として、協約の大衆化を強く主張し、持に合理化攻勢に対決するために協約の大衆化が絶対に必要であると強調する。その方法として、組合幹部が積極的に職場に進出し、身を以て体験し、そのなかから大衆に密着した協約案を作りあげることを主張する。そのために先ず第一に、「大衆の労働内容に直結した協約を作る」ことが必要であるとし、組合の幹部、オルグが職場に入りこみ、職場の徹底的な大衆討議によつて、協約を作りあげるべきであるとする。第二に、「各職場の要求を集約し理論化する」ことが必要であり、第三に、そうして出来上つた協約を「大衆（家族をふくめて）に対する充分な説得を行う」ことを強調し、下部大衆の完全な要求に高めることを強調する。最後に「闘争を有利にするために大衆行動の盛り上げが持に必要である」と結んでいる。以上が紙パ労連の統一協約闘争方針の大要である。以上の方針のなかにあらわれた主要点は、従来の基準案方式による画一的な闘争が、ややもするとおしつけ的な協約となり、ひいては組合員、組合間の離間を生じ、分裂を招来する原因となることに対する反省から、統一闘争の必要性をはつきり打出し、統一闘争を実質的にかちとる方式を打出したことである。更に、そうした統一斗争の組方として、協約の大衆化をはつきり打出し、職場の要求を汲みあげ、それを組織づけ下部大衆の完全な支持のなかで斗うべきことを宣言している。こうした点にこの統一協約斗争方針の特色がみられた。これらの特色は特に一九五三年頃から次第に組合側にあらわれて来た従来の画一的な協約斗争への反省と、そのうえで考え出されて来た協約斗争の方式を斗争方針として打出して来たものである。

(2)　**全繊同盟協約標準案**　次に全繊同盟の協約標準案についてみてみよう。全繊同盟の協約統一化斗争方針は一九五二年五月に決定され、そのとき作られた「標準案」によつて協約斗争が進められて来た。しかし、その後、本年一月二五日に過去二年間の経験のなかで、発足した新しい問題に対処するために「標準案」に追加がなされるとともに、「標準案」のなかで当面是非とも獲得しなければならない項目十二を選定した。まず、必須獲得十二項目を次に示しておこう。

1　団体交渉権の考え方を統一し、団体交渉権を上級団体に委任できる旨の条項を必ず含むこと。
2　非組合員の範囲を統一するように各部会で規正すること。
3　完全ユニオンショップ制の確立
4　政治活動禁止条項を排除すること。

5　人事権並びに経営権を認める条項を排除すること。
6　争議協定の統一として、労働委員会に申請する場合でも斡旋若しくは調停の何れか一方の意思で申立てることが出来るようにする。但し、斡旋若しくは調停中でも争議権を剝奪しないこと。
7　予告期間は綿紡、羊毛、麻、生糸各部会は四十八時間で統一する。化繊部会はこれを基礎にして部会として審議統一する。
8　業務上の理由による人員整理は組合の同意約款とする。
9　争議中、会社は他から労務供給をしないこと。
10　上級団体の指令は、この協約に対して優先する旨の規定をすること。
11　賃金給与については協約の別協定とし、且つ別協約には有効期間を定めないこと。
12　寄宿舎が労働条件なる主旨に則り、寄宿舎について具体的な規定をすること。

以上の十二項目を必須獲得項目として選定した。こうした必須獲得項目の限定は、最近多くの協約統一斗争方針のなかにみられるのであるが、それは総花的な「標準案」による斗争では、どうしても画一的なおしつけ的な斗争に終り統一斗争の効果が見られないで終る危険性があることから、まず、統一斗争の確立のために必要な最少限度の条項獲得がねらわれた。即ち、このことによつて共同斗争が協約面で阻害されることをふせぎ、おしつけにならぬように、下部大衆の心からの要求として、斗いが仕組まれるように決定されたものと考えられる。全繊における過去二年の斗争の経験が必須獲得項目の限定をもたらしたものと考えられる。この必須獲得項目のうち、十条、十一条、十二条は今度新しく、「標準案」に追加されるとともに、必須獲得項目として選定された。「必須獲得項目十二項目」のうち九条までは組合の協約斗争方針のなかでもみられるものであつて、あまり特色もない。今度新しく追加になつた三項目中十、十一条はいささか特色を持つものとして打出された。そこで、この二条についてのみ特にみて置くことにしよう。この二項目はともに、協約の相対的平和義務、または平和条項の遵守義務の排除をねらつて打出されたものであると考えられる。まず、十条は、上級団体がその権限で、加盟組合に指令した場合その指令の内容がその組合と会社との間に締結された協約に抵触しても、その場合組合はその協約に拘束されないという考え方にたつて、平和義務、平和条項が排除され得るものと考えてこの規定を置いたものであろう。しかし、平和条項、平和義務が排除されうるか否かについては学説はわかれ、有力な反対説がある。次に、第十一条については、昭和二十八年に宮崎地方の仮処分で、旭化成延岡事件に対し、賃金に関する附属協定が協約と同一の効力及び有効期間を有するから、それに対してなされたストは相対的平和義務違反であるとする決定を行つたことから、賃金給与については協約の別協約にすることと、別協約には有効期間を定めないことにして、協約の相対的平和義務を排除することをはかつている。

三、協約闘争とその成果

今期における最も厳しい協約闘争をかちとり、しかも今期の特色が十分うかがわれる協約闘争は私鉄総連の闘争である。この闘争で一番組織的に、しかも効果的に闘われたのは関西地連である。そこでこの私鉄総連の闘争を関西地連について見ておこう。私鉄総連では一九五二年の六月大会で、労働協約基準案闘争を決定し、統一闘争を組んだ。ところが、この闘争は北陸鉄道、阪神電鉄を除いては、所期の目的を達しなかつた。この間の闘争では、北陸

鉄道の闘争は下部からの盛り上りのなかで協約闘争が闘われ、協約の大衆化が実現された闘いであり、私鉄総連その他のそれ以後の協約闘争の模範的な型を打ち出した。そこで、一九五三年七月第一三回大会でひき続き労働協約統一闘争をきめ、前の闘争の経験による反省から、共通獲得目標七項目を選定し、協約闘争の目標をここにしぼつた。そして、強い闘いのためにこの七項目を下部大衆の完全な要求にまで高める方策がとられた。七項目を（これは五三年七月に作成されたものだが一応示すことにした）次に示してみよう。

(1) ユニオンショップ制を完全に結び、尻ぬけユニオンを一掃すること。

(2) 労働委員会の提訴義務条項を削除して、上部団体の交渉権を確認せしめる。

(3) 組合活動の自由を保障せしめる。

(4) 解雇に関する事項の列挙と人事に関する協議会を確立する。

(5) 拘束八時間制の確保と職種別、勤務別労働時間を明確に規定する。

(6) 賃金体系並に各給与、手当額を明確にする。

(7) 改訂期日を統一する。

以上の七項目であるが、目新しい項目は見当らないが、共通獲得目標を七項目にしぼつて、ここに勢力を集中する方針をとつたことは総説で述べたように最近の協約闘争の特色である。改訂期日の統一は、統一闘争を阻害する最大の原因である改訂期日の統一をねらつたものである。この七項目を中心として私鉄総連では、まずほとんどの単産で下部大衆の具体的な要求を汲みあげ、組織づけ、協約案を下部にまでおろして、十分な討議が行われ、大衆化した協約案が作りあげられ、一九五三年九月二五日を目標に全国五三単組一斉に協約の改訂要求が提出された。

関東地連では五四年一〇月以降協約闘争が闘われたが、交渉は各社毎に個別交渉によつて開始された。その後まもなく、年末闘争に重点が移つたため五四年度に闘いが持ち越され、ショップ制、労働条件、人事権、組合活動の点で労資の意見が対立した。そこで組合側は実力行使の方針を打出し、それを背景にして交渉を続けた。その結果、三月二日スト突入を前にして、神戸電鉄、山陽電鉄を除いて、総て解決をみた。その後山陽、神戸ともにスト突入をみたが、結局、神戸は三月七日、山陽は四月五日に妥結した。この闘争の結果結ばれた協約は組合側の共通獲得目標七項目がほとんど獲得された。このことは、共通獲得目標又は必須獲得項目に焦点をしぼつて、協約闘争のおしつけ的、画一的闘争化を排除したことと、下部組合員大衆の十分な支持――自分達の要求としての自覚のなかで闘われたことの結果であろう。この私鉄総連の協約闘争の結果は、労働協約の統一闘争に対して、一つの指針と期待とを持たせたものであると考えられる。

四、労働協約の状況

今期における労働協約をみるにあたつて、日経連から五三年一月に出された「労働協約基準案」その他使用者団体の出した協約基準案と、労働組合側の出した基準案、又は協約統一闘争方針との両者が打出した重要な点に問題をしぼつて今期における協約の状況をみてゆきたいと思う。この両者を比較してみると次の点に問題が集約されているようである。即ち、ショップ制、組合活動、人事、団体交渉、労使協力機関、平和条項の六点である。以下各々についてみてみよう。

(1) **ショップ制**　一般に組合側は完全なユニオン・ショップ制を強く主張している。しかし、使用者側、とくに日経連基準案ではは

つきりとオープン・ショップ制を採用する基本線を出している。一応両者の立場は以上の如くであるが、実際の締結内容をみてみると、基準案通りにゆくものではなく、結局両者の妥協の結果不明朗な尻ぬけユニオンが可成り広く設けられるようになつて来た。また、最近ではユニオン・ショップ条項を反対に利用する逆しめ付けの条項を規定するものもある。まず、完全ユニオンをとつたものとしては大分銀行で、第二条で「銀行の従業員は右に掲ぐる者を除きすべて組合員でなければならない」とし、「銀行は組合員たるべき従業員で組合に加入しない者及び組合から除名され又は組合を脱退した者は直ちに解雇するものとし、その方法について双方協議決定する」としている。他方、東電と電産との労働協約では、従来持つていた尻ぬけユニオンを削除して、オープン・ショップ制となつている。こうした完全ユニオン、又はオープン・ショップ制をとつている一、二の例をみるが、多くは尻ぬけ又は逆しめつけユニオン・ショップである。川崎製鉄では、「川崎製鉄株式会社兵庫工場所属の従業員は左の各号の一に該当する者を除き従業員となつた日から二週間以内に組合に加入しなければならない。組合から除名され又は組合を脱退した者の取扱に関しては会社は組合と協議する」とし、また、富士電機でも、「組合員は会社の従業員でなければならない。会社の従業員は組合員でなければならない。組合から除名された者は原則として解雇する。但し、会社が解雇することを適当でないと認めた場合はその者の取扱について組合と協議する」と規定し、尻ぬけユニオンが行われている。尻ぬけユニオンでも少し、形の異つたものとしては、中央繊維で、「但し除名された者がこれを不適当と認め異議を申立てたときは解雇を保留し、苦情処理機関によつて解決する」とし、前の規定といくらかニュアンスを異にし、除名された本人の異議申立によることとし、更に苦情処理機関によつて、解決をはかつている。逆しめつけの例としては、島津製作所で、「会社に雇用される者はすべて組合に加入しなければならない。但し次の各号の一に該当する者は組合に加入しないものとする。組合員が組合より除名されたときは解雇する」としている。更に、相当多くの協約が尻ぬけと、逆しめつけの両規定を同一条文に含んで規定されているものがある。富士写真フィルムでは「会社の従業員は次の者を除きすべて組合員でなければならない。組合員が除名されたとき会社は直ちにこの者を解雇しなければならない。」「組合員は原則として会社の従業員でなければならない。但し、会社と組合が協議の上認めたものはこの限りではない。会社が組合員を解雇しようとする場合には、組合の意見を聞かなければならない。但しその際組合からその事案を団体交渉に附議すべき旨の申出があつたときは、会社は必ずこれに従わなければならない」としている。大体以上のような形が労働協約のユニオン・ショップ条項でとられるわけであるが、前述したように、最近では、尻ぬけ、逆しめつけ条項が相当多く、完全ユニオン・ショップ制は労働組合側の以前からの強い主張ではあるが、なかなかかちとれないのが現状である。更に、ユニオン・ショップ条項は今期における協約闘争のうちでも最も強く主張され、労資の対立がみられた点である。

(2) **組合活動**　組合側は一般に組合活動の自由を主張する。即ち、職場における政治活動を禁止する条項の排除、組合専従、又は上級団体の専従役員就任の自由、委任の自由を制限する規定を設けないこと等を主張する。これに対して、日経連基準案は、政治活動を禁止し、就業時間中の組合活動、会社施設の使用について厳格な態度をとつている。更に、組合専従者の取扱について福利施設、利用を一般従業員と同様に取扱うこととするが、退職金年数から専従期間を除外することとしている。以上をとおして今年中に締結され

た協約例のなかで一応の傾向をみてみよう。まず政治活動についてであるが、この点は労資共にあまり重点的な要求が出されていないのが一般で、ほとんどの協約が政治活動について規定していない。株式会社赤城社（紡績）の労働協約二十二条で、ほぼ日経連基準案に近い禁止条項を置いている。即ち、「組合又は組合員は会社の施設を利用し、又は構内で政治活動をしない。組合又は組合員がこの規定に違反したときは会社は直ちに組合に対しその中止を求め、且つ会社の権限において中止のために必要と認める措置をとると共に、その違反に責任を有すると認められる者も懲戒処分に附することが出来る」としている。次に就業時間中の組合活動、会社施設の利用についてみてみよう。まず、就業時間中の組合活動については一般に日経連基準案は徹底せず、一定の場合には就業時間中の組合活動を許すのが一般であり、又会社側の許可又は諒解を得て行うことが出来るとしているのが普通である。武田薬品工業の第五百四条では「(2)勤続年数の算定にあたってはその期間を通算する。(3)退職金に対しては一般社員と同一基準により支給する」とし、大分銀行では第二十六条で「組合専従者は専従期間中は休職として組合は専従者に対する給与一切を負担するものとする。但し、専従期間は勤続年数に通算する」としていて、専従中の期間を退職年数に従業員の場合と同一基準で加算することを定めている。なお、組合専従者の取扱いとして特殊な実例を示して置くと、大分銀行第二十四条で、「銀行は組合三役及び執行委員を本店勤務とする」として、専従者は総て本店勤務としている。このような規定はめずらしい規定であろう。この規定は一方で組合活動に便宜を与えるわけであるが、他方、職場におけるオルグ活動の欠如はおおいえない。大衆に密着した組合活動がなおざりにされる危険性をはらんでいる。以上、組合活動についての労資双方の主張の主要点と、それがどのように実際の協約にあらわれて来たかをみたのであるが、全体として日経連基準案がほとんど実現されるのが一般である。東電対電産の協約で第五十八条では「1、組合が、組合活動のため会社の土地、社屋その他のものを使用するときは予め会社の承認を得るものとする。2、前項によつて、会社が特に出費を要したときは、組合はその費用を負担する。3、組合事務所として最少限の広さの会社施設を使用する場合は無料とする。」また武田薬品工業では、五百十一条で「会社は組合事務所を連合会及び組合に無償で貸与する。但し補給に要する費用又は天災地変等不可抗力に基いて行う補修以外については連合会及び組合の負担とする」と規定しており、掲示板その他については五百十三条で「(1)連合会及び組合は事業場に於て会社の指定する場所に連合会及び組合の告知板を連合会及び組合の負担に於て設けることが出来る。(2)連合会及び組合は告知報道等のため前項以外の会社掲示板、マイクロフォン等会社所有物を使用するときは予め会社の許可を得なければならない」としている。次に、専従者の取扱についても問題点だけをひろつてながめてみよう。ここでも日経連のねらいはあまり実現せず、専従者の専従中の期間を退職年数に算定しているのが普通である。武田薬品工業の第五百四条では「(2)勤続年数の算定にあたつてはその期間を通算する。(3)退職金に対しては一般社員と同一基準により支給する」とし、大分銀行では第二十六条で「組合専従者は専従期間中は休職として組合は専従者に対する給与一切を負担するものとする。但し、専従期間は勤続年数に通算する」としていて、専従中の期間を退職年数に従業員の場合と同一基準で加算することを定めている。なお、組合専従者の取扱いとして特殊な実例を示して置くと、大分銀行第二十四条で、「銀行は組合三役及び執行委員を本店勤務とする」として、専従者は総て本店勤務としている。このような規定はめずらしい規定であろう。この規定は一方で組合活動に便宜を与えるわけであるが、他方、職場におけるオルグ活動の欠如はおおいえない。大衆に密着した組合活動がなおざりにされる危険性をはらんでいる。以上、組合活動についての労資双方の主張の主要点と、それがどのように実際の協約にあらわれて来たかをみたのであるが、全体として日経連基準案がほとんど実現され

ていないのが一般であると言いうるであろう。

(3)　**人事**　人事については組合側が等しく協議権の確保を目指しているが、会社側（日経連基準案）は協議約款、同意約款等の排除を主張し、単に組合に対する通知にとどめ、異議ある組合員は苦情処理機関によつて救済を求むべきであるとしている。ここでも、基準案の実現はあまりはつきりあらわれず、協議約款、同意約款を規定するものが多い。しかし、その間にはニュアンスの相異があつて一律ではない。すなわち、大分銀行におけるように、従業員の意思に反して行う解雇には同意を要し、従業員の賞罰をする場合も同意を要するとしているもの、近畿日本鉄道におけるように、雇入条件、昇給及び昇職、褒賞及び懲戒、休職、停年退職を除いて解雇全般についてその基準を組合と協議してきめるとしているものもある。また、京阪電鉄の協約では二十九条で「会社は組合員の採用、解雇、異動、任免、褒賞、懲戒、その他人事に関する事項については会社が行う」と明記し、人事権の行使を制限するような条項は単に、第三〇条で「中央委員以上の組合委員の資格に及ぼす人事異動」を同意約款として規定しているにすぎない。しかし、この最後の実例でみられるような協約は比較的少数である。

(4)　**団体交渉**　団体交渉に対する日経連基準案は企業単位の組合を唯一交渉団体とし、従業員以外の者への交渉委任を禁じ、団体交渉事項を協約改訂と大量解雇の基準ないし協約期間中一回だけの賃金交渉に限定している。また、団体交渉は交渉委員会によつて行わるべきものとし、その交渉委員を従業員に限定している。これに対して組合側は、上級団体の交渉権を確保することを重点とし、交渉委任条項を排除し、上部団体への団体交渉の委任の自由を協約で制限しないようにすることに重点がむけられた。東電と電産の協約では、六十二条で団体交渉は「会社及び組合を代表する交渉委員の間でこれを行うものとする」とし、団体交渉事項を第六十三条で制限している。即ち、「(一)この協約の改訂に関する事項　(二)この協約に定めのある事項の細目の決定に関する事項　(三)この協約に定めない労働条件の設定改廃に関する事項　(四)経営協議会において協議が調わない労働条件その他待遇に関する事項　(五)会社又は組合において必要と認めた事項」であるとしている。この協約はほぼ日経連基準案に沿つたものと言うことが出来よう。次に、武田薬品工業の協約では、まず、交渉委員数を双方各二十名以内に制限し、七百十九条で「会社、連合会及び組合は団体交渉に際しては、双方の予め の協定なくして会社の取締役及び社員以外の者に交渉を委任してはならない」と規定し、日経連基準案の 交渉委任の禁止を規定している。これに対し、山陽電鉄の協約は二十二条で、交渉事項を一応明定しているが、前述東電の協約よりも広い範囲を認めている。即ち、「(一)賃金及び退職金に関する事項　(二)労働時間、休日及び休暇に関する事項　(三)この協約の改廃、並びに疑義解釈に関する事項　(四)その他会社又は組合が必要と認めた事項」として相当広い範囲の交渉事項を認めている。しかもそれ以外なんらの制限規定が置かれていない。組合側の考え方の徹低した協約といいうるであろう。この協約と同様な型のものとしては阪神電鉄の協約がある。交渉事項もほぼ近似しているが、こちらの方が詳細であるから、いちおう掲載して置こう。「(一)賃金及び 退職金に関する事項　(二)労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項　(三)停年制その他分限に関する事項　(四)懲戒基準に関する事項　(五)解雇に関する事項　(六)この協約の解釈及び適用に関する疑義　(七)この協約に定めある事項　(八)その他組合員に重大な影響のある事項」である。

(5)　**経営協議会**　労働者側は経営民主化のための経営協議会の設置、存続を打出しているのに対して、日経連基準案は企業運営の円

滑化と会社組合相互の意思疎通を図るため諮問機関として、労使懇談会を設け、経営協議会を排除することを望んでいる。最近の協約では経営協議会を置くものが少くなつて来ており、更に、協議会を設置していても、それはせいぜい組合側の意見を聞く程度のものとなつて来ている。経営協議会の附議事項を一、二みてみると、まず阪神電鉄では、百六十九条で「㈠組合員の労働条件について影響をもつ重要諸規則及び職制（係以上）の改廃に関する事項　㈡合併、分離、事業の縮小、休止又は廃止につき組合員の身分及び労働条件に影響する事項　㈢この協約の適用に関する事項　㈣その他会社と組合が認めた事項」と比較的簡単な規定をおいている。また、大分銀行では三十九条で「㈠従業員の給与基準その他労働条件に関する基本的事項　㈡従業員の本人の意思に反する解雇休職並に賞罰に関する事項　㈢従業員の福利厚生及び文化事業に関する事項　㈣銀行の人事に関する基本的方針、その他規定の制定改廃に関する事項　㈤従業員に重大なる影響を与える業務上の根本事項　㈥この協約又は就業規則その他の規定の解釈適用に関する事項　㈦職場協議会で解決しなかつた事項　㈧その他必要な事項」として、やや詳細な規定をおいている。なお武田製薬の協約は二十八項目からなる非常に詳細な条項をおいている。

(6) 平和条項　労働者側は斡旋、調停を経なければ争議行為が行えないというような平和条項を全面的に排除することを主張しているのであるが、日経連基準案は、絶対的平和義務を主張し、更に、無協約状態のために、紛争処理協定を設け、そのなかにおいて斡旋又は調停による紛争の処理を規定し、それが不調に終つたことを双方が確認した後でなければ争議行為を行わない旨の平和条項を設けることを主張している。日経連の主張する絶対的平和条項はほとんど間に紛争を生じ又は生ずる虞のある場合は必ず経営協議会に附し極力その解決を図るよう努力しなければ ならない」とし、五十二条で「前条により最初に協議会に附した日より二週間以内に解決を得られない場合でなくては争議行為に訴えない」と規定している。また郡是製絲では、二十五条で「前節の第二部会において双方の誠意をつくし反覆協議をしても結論に達しないときは、第三者若しくは労働組合法による労働委員会に斡旋又は調停を依頼し、平和的解決に努力する。」第二十六条「前条による労働委員会の斡旋又は調停が成立しないときでなければ組合は全体としても、部分としても争議行為に入らない。争議行為を行うときは、七日の予告期間を必要とする」と規定している。平和条項のほとんどはこのような相対的平和条項である。しかし、その内容は前二者に示されたように、若干のニュアンスの相異が認められる。なお平和条項を全く含まない協約も相当多い。

五、主要協約判例

(1) 組合分裂とユニオン・ショップの効力　まず、本年の主要協約判例として、林銀紙器事件、元山運輸事件、島原鉄道事件と主要な三つのユニオン・ショップの効力に関する判例をとりあげる。最初に林銀紙器事件（大阪地労委、昭和二十九年五月命令）をみてみる。この事件は、第一組合（大組合）が協約を問題として会社と団体交渉を行い、その交渉中少数組合である第二組合が会社と労働協約を締結し、そのなかにユニオン・ショップ条項を規定したので、第一組合がその削除を要求した事件である。判例は、「労働組合法第七条第一号は労働者の過半数を代表する労働組合の団結権を助長し、強固にすることが労働者全部の利益に合致するという観点から特にその但書において多数者の意思を尊重し、協約締結の当時に従業員

の過半数を代表する労働組合との間においてのみ、使用者はかかる広汎な影響力を有するユニオン・ショップ約款を含む労働協約を締結することを妨げない旨規定しているのであつて、使用者が従業員の過半数に満たない労働組合との間にもかかる労働協約の締結することを許すものとするならば、結果において少数者の意思により、非組合員である大多数の従業員の団結権を不当に奪う」ものであると判示している。この判決は、少数組合がユニオン・ショップ協定を結んで多数組合を拘束することは、大多数の従業員の団結権を奪うものであつて不当であり、かかる協約を無効であるとしたものであつて、一つの立場を明らかにしている。

次に、元山運輸事件（山口地裁、昭和二十九年四月決定）では、機帆船、艀等小型船舶乗組員等を除く従業員は、全日本海員組合に加入し、会社との間にユニオン・ショップ条項を持つ協約を締結していた。その後以上の未組織部門の従業員が全日本港湾労働組合に加入し、元山分会を結成した。その後会社は、分会所属組合員に対して、全港湾労組を脱退して、全日本海員組合に加入せよ、若し加入せざる場合は解雇する、と通告して来た。そこで、元山分会はユニオン・ショップの効力の停止を求めて、仮処分を申請した事件である。ところが、この申請に対し、仮処分決定はなんらの理由を附さず、単に、ユニオン・ショップ条項を「理由として解雇してはならない」と判示した。次に、島原鉄道事件（長崎地裁、昭二九・四判決）は、鉄道部門と自動車部門を包含する第一組合（多数）と自動車部門のみで結成された第二組合（少数）とが共に協約においてユニオン・ショップ条項を締結している場合に、会社側が、第二組合との間に締結されたユニオン・ショップ条項を理由にして、第一組合にふみ留まつている自動車部門従業員五名を解雇した事件である。判旨は、「第二組合が自動車部門従業員の過半数の従業員を代表することは明らかに当時者間に争いがないから、申請人等五名が会社自動車部内に属する従業員（バス車掌）である以上、当然第二組合に加入すべき義務があり、これに加入しない場合には解雇も亦止むを得ないと解すべきものの如くである」とし、しかし他方、申請人の加入する第一組合と会社との間にもユニオン・ショップ条項があり、しかもこの第一組合は会社の従業員の過半数を代表しているので、この協約と第二組合との協約の効力に争いがあるとして、この両協約の効力について次の如く判示する。即ち「自動車部門について、第一協約のユニオン・ショップと第二協約のユニオン・ショップとが如何に作用し合うかが問題になるが、元来第一組合は鉄道部門及び自動車部門を基盤として組織され、第二組合は自動車部門を基盤として組織されたものであるから」、――「それぞれユニオン・ショップ制協約の締結を妨げないとしても、こと自動車部門に関する限り、議論はあるが、二つのユニオン・ショップの効力は矛盾し、衝突し、相殺し合う結果、互にその効力を実動し得ない状態に陥るものと解するのが相当である」として、協約の競合の場合に対する、一つの回答を与えている。ユニオン・ショップの効力の問題としては、加藤製作所事件以来、学界、判例でいろいろと議論されてきたが、なお多くの問題を含んでいるわけで、ユニオン・ショップ条項の効力に対する裁判所の立場を以上の判決が明らかにしたのは注目に値する。

(2) **協議約款の効力**　協議約款の効力について、最高裁判所が池貝鉄工事件（最高裁、昭和二十九年一月二十七日判決）で一つの態度を明らかにした。この事件は、労働協約の「組合は経営権が会社にあることを確認する。但し、会社は経営の方針、人事の基準、組織及び職制の変更、資産の処分等経営の基本に関する事項について再建協議会その他の方法により、組合又は連合会と協議決定する。

前項の人事とは従業員の採用、解雇、異動、休職、任免及びこれ等に関連する事項をいう」という協議約款があるとき、窮状に陥つた会社が一方的に協議を打切つて、人員整理を強行した事件で、組合側は会社側のそうした行為は協議約款違反の解雇であるとして、その解雇の効力を争つた。それに対して、判示は「主として企業の経営についても会社側の独断専行を避け組合と協議してその意見を充分に会社側に反映せしめると共に、他方会社の趣旨とするところも組合側に了解せしめ、出来得る限り両者相互の理解と納得の上に事を運ばせようとする趣旨を定めたものと解するを相当とする。従つて、少くともある経営上の措置が会社にとつて必要やむを得ないものであり、且つこれについて組合の了解を得るために会社として尽すべき処置を講じたにも拘わらず組合の了解を得るに至らなかつたような場合において会社が一方的にその経営措置を実施することを妨ぐるものではない」として、原判決の立場を認めている。協議約款に対する裁判所の一般的態度は、従来からこの判決にあらわれたとほぼ同様の立場にあつたもののようであるが、この事件で最高裁の立場を明らかに表明したわけである。

(3)　署名又は記名押印のない協約の効力　署名又は記名押印のない労働協約がどのような効力を持つかという点に対して、日本海重工事件（富山地裁、期日不明判決）で一つの立場を明らかにした。即ち、「労働組合法が労働協約について」労組法第十四条に定める形式的要件を備えなければならないとする「かように厳格な形式的要件を要求しているのは協約が集団的継続的な関係を設定するものであり、一度それが成立されるやその効力は私法上の契約に比して著しく弱い点に鑑み、労働協約の確実性を保持せんがためである。従つて、労働組合法第十四条所定の要件を具備せざる協約は、同法により認められる規範的効力（同法第十六条）一般的拘束力（同法第十七、十八条）は、有し得ないといわざるをえない。もつともそれは市民法上の単なる契約としての効力を生ずることはありえようが、それからはたといその協約中に解雇の制限規定があるとしても使用者の解雇処分を無効ならしむる効力は生じない」とし、署名又は記名押印のない協約の効力を否定し、単に契約上の効力のみを認めた一つの立場を打出して来ている。

第二節　経営参加

本年五月の定期大会で、三鉱連が、「経営社会化」方針を打ち出して以来、わが国の労働組合は、かつてないほど、経営参加問題を大きく取上げるにいたつた。ジャーナリズム、学界での論議が、これに拍車をかけたものであることも、また否めない事実である。

もとより、経営参加方針が各労組の運動方針中に大幅に取上げられるにいたつたのも、一般的・抽象的には、MSA再軍備体制＝従属体制という、わが国の特殊的な経済的・社会的事情に規定せられながら、各労組の経営参加方針は、何よりもまずそれをとりまく、個別的・具体的な客観的諸条件および主体的諸条件によつて規定せられる。各労組のおかれている具体的な経済的・社会的条件は必ずしも一様ではない。各労組の主体的条件にいたつては千差万別である。この客観的・主体的諸条件の差異が、当然に、各労組の経営参加に対する問題意識と行動方針の差異をもたらす。事実、各労組の経営参加の理念、目的および方法は、相当の振幅性を示している。存亡の岐路にたつ中小企業においてみられるごとく、ギリギリの線までおいこまれた労働者が、その打開策として打出してくる経営参加もあれば、あるいは、協約上の経営参加条項をめぐつて、協約締結ごとに経営

の内部へできるだけくいいつてこうとする、いわば協約面で問題となる経営参加もあれば、あるいは、企業内闘争の限界にぶちあたり、この限界を認識しつつ、経営参加によつてこの企業内闘争の限界を克服していかんとするものもある。さらには、経営参加が一般化されてくるにしたがつて、自己の組織力、闘争力を棚上げして、安直に、打ち出してくる経営参加もある。したがつて、一口に「経営参加」という名の下に、これらすべてのものを総括することは不可能でもあれば、またきわめて危険なことでもある。それゆえ、経営参加問題を論議するにあたつても、各労組の経営参加要求が、いかなる背景のもとに、いかなる理念をもつて打ち出されてきたものであるかを、個別的・具体的に的確に把握することは、何ものにもまして必要なことであろう。

以下、本年度の経営参加問題の口火をきつた三鉱連の「経営方針変革闘争」から、逐次、各労組の経営参加方針を、なまの資料に基いてみていくこととする。

一、全国三井炭鉱労働組合連合会（三鉱連）

(1)　執行部の「経営参加」方針　三鉱連の経営参加方針は、一九五三年の企業整備反対闘争（英雄なき一一三日の闘争）の自己批判のなかから生れた。すなわち、同闘争の「自己批判書」（七、「次のたたかいに備えて」）は次のごとくいう。

（経営の合理化）

われわれは今回の経験により、本格的な石炭産業（他の重要産業も同じ）の社会化を勿論、指標とするが、企業内でもいわゆる経営の社会化を徹底すべきことを痛感した。しかも、それは単なる労働協約上の理論を越えて経営の不手際や誤謬が、最も大なる犠牲を払つて労働する組合員の「首切」を直接に招来するということを明確に悟つたからである。これではたまらない。経営権云々という単なる概念を尊重させられた挙句、労働者の「首」が切られる。しかも不当にやられるということでは何としても黙つておられないのである。このことを具体的に達成するためには左の種類の実践が必要である。

A、経営内容の公開＝株主の利益以前に、企業内に骨肉の犠牲を払い企業利潤の源泉となる組合員の生活に重大なる影響ある事柄として、経営上の諸重要事項に就て発言権を獲得する。たとえば、取締役会に対して強力な発言を行うべきである。

B、経営者層の人事刷新＝無用な紛争を惹起せしめただけでなく、今次闘争長期化の原因は、一部経営者層の狭量と権勢慾と労働問題に関する理解なき態度である。われわれは公正な労資関係樹立のため、人事の刷新と今後の話合いとを要求する。

C、経営協議会の強化・活用＝前二項を徹底するためにも、このことが従来以上の緊急さをもつことになる。

D、不就業補償制度の確立＝これは、利潤からの積立による社内の有給休業制度を指すが、率直にいつて至難であるが、ぜヒ達成したい。」

右にみた「経営の社会化」方針は、結局、一一三日にわたる斗争によつて「企業内斗争の限界」を知つた三鉱連が、この限界を認識しつつ、この限界克服のために打立てた「新しき企業内斗争目標」に他ならない。

そしてこの自己批判書にあらわれた考え方は、そのまま執行部案として、五月五日から六日間にわたつて開かれた三鉱連大会に提出された。執行部提案の「経営参加」の内容は次の如きものであつた。

（経営参加の執行部案）

(1)労働組合の闘争力拡充という基盤に立つて具体的に労働権の尊重を確認せしめる場として考える。

(2)労働組合の決意と用意とを経営者に表明し、知悉せしめ、労働組合に対する無理解や弾圧的態度から生ずる紛争を最少限度に止めるため、即ち、組織的闘争力での実力解決の前段階としての努力の場として必要である。

(3)身分制度撤廃という基本的な闘争目標をかちとるためには根本的な経営方針の変革を必要とする。

(4)経営方針はその企業に働らく者にとつて断じて無縁なものではない。それは資本主義体制に対する不信を率直に表わしているが、われわれのスローガンたる「労働組合がある限り勝手に首は切らせない」という主張が生かされるために参加という以上に、監視の意味を含めて考える。

(5)そして、この方式が単に労働力を売るという立場から、その価値を認めさせる積極的な行動意欲の表われで、生産と経営の一本化（社会化）を実現せしめる一つのコースでもあることが理解されなければならない。

しかし乍ら、われわれは単なる願望を無活動で待望するわけにはいかないし、その基本は、あくまでも充実した闘争力の確立でなければならないことを百も承知している。その上、こちらの意図を逆用する敵の攻撃は常に警戒しなければならないことは云うまでもない。

そして、この問題を実質的に処理するためには、各山の日常における積極的な積上げ闘争の成果の集積である、と云うことが明確に理解されなければ、ただの一歩の前進も期待できないのである。

三鉱連としての態度決定は充分な大衆討議を経たのちの正式機関において行う。

(2)「**経営の社会化**」**方針**　しかしながら、この「経営参加」の執行部案は、大会において、とくに美唄と砂川を中心とする北海道が全面的にこれに反対したため、次のごとき「経営社会化」方針にその幅が拡げられた。

この修正について三鉱連支部は、運動方針の附属資料の解説において、次のごとく説明している。

新聞紙上で論議され注目された「経営参加」の問題については、具体的な諸方針が未決定であるのと大衆討議が不充分であつただけでなく、労資協調的なものに対する組合員の危惧が予想外に大きい実状から、これを「経営の社会化」という表題に改め、全文を修正したものである。しかしながら、原案の考え方は、昨年の企闘（一、八一五名の指名解雇の撤回）の過程からにじみ出たもので、これを否定したものではなかつた。

このようにして修正された「経営の社会化」方針の内容は次のとおりである。

われわれは、昨年の企業整備反対闘争における苛烈な体験から「この闘争を契機に今後われわれは、事業計画または之に関連する経営上の諸問題にも労働組合としての発言権を強化し、再び不当な一方的な首切り合理化が行われないように、活潑な日常闘争の展開を各山元で決意し実践すべきである」ことを確認した。このことは、炭労の統一闘争による石炭産業の社会化を指標とするものであるが、その前提として、企業内でもいわゆる経営の社会化を徹底する、ということであり、われわれは先ず、経営方針変革闘争を具体化しなければならない。

しかし乍ら、反動政府や日経連は、自からの利益を守るため経

済危機に籍口し、労資協調を最近しきりに宣伝しているので、われわれの闘い進むべき具体的方針は、大衆の闘争力を基盤とし、次のように打立てるべきである。

(1) 各山の実態を充分調査し、具体案（理念・要綱等）を早急に作成する。

(2) 具体案は大衆討議にかけ正式機関にて審議し、爾後の闘争体制を組む。

このようにして五月の定期大会で決定せられた「経営の社会化」方針は、さらに一〇月の臨時大会で「経営方針変革」斗争として具体的に打出され、一一月三〇日、その線にそつて会社に対し、申入書と要求書が提出せられるにいたつた。ここでは具体的な闘争方針を強く打出している要求書の内容のみを取上げておこう。次のごとくである。

（要求書）

一、経営協議会の設置

別紙申入書（省略）にて述べた通りわれわれは企業内に働く者として、経営方針の決定およびその実施が労働条件に至大の影響を結果するだけでなく、その不手際は、企業運営の基盤となり営業努力した者のみに馘首をもたらすことを実際的に体験したのでありますが、斯くの如き企業経営の是正と民主化達成のため中央並びに事業所に経営協議会を設置する。

二、経営協議会の運営

中央経営協議会は臨時開催の他は予算編成並びに決算時期に支店との間に開催する。

事業所経営協議会の開催とその下部機構については各事業所毎に協議決定する。

経営協議会に関する諸経費については当方の専従役員の給与以外は貴方の負担とする。

三、経営協議会における協議事項

経営協議会の実効を挙げるために協議事項は次の通りとする。

討議を図る。

(イ) 中央経営協議会

(1) 経営方式の決定　(2) 事業計画（生産・営業・経理）の決定　(3) 職制・機構の制定・改廃　(4) 事業所の合併・分離・解散・譲渡・貸借の決定　(5) 事業場の設置および休廃止の決定　(6) 会社諸規則・規程等の制定・改廃　(7) 保安・衛生の大綱決定　(8) 福利・厚生・文化等の福祉に関する大綱　(9) 技術技能教育の大綱決定　(10) 人事管理の一般方針の決定　(11) 業務の指揮・監督に関する一般的方針　(12) 事業所経協の未解決事項（合議により中央経協に移された事項）

(ロ) 事業所経営協議会

(1) 事業計画（生産・営業・経理）決定　(2) 職制・機構の制定・改廃　(3) 事業場の合併・分離・解散・譲渡・貸借の決定　(4) 事業場の設置および休廃止の決定　(5) 会社諸規則・規程等の制定・改廃　(6) 保安・衛生の具体的事項の決定　(7) 福利・厚生・文化等の福祉に関する具体的事項の決定　(8) 技術技能の向上に関する教育事項の決定　(9) 間接的な労働環境・労働条件（協定以外）の改善　(10) 支部（または坑口別等）協議会の未解決事項並びに事業所に経営協議会の是正と民主化達成のため中央

四、経営協議会と団体交渉との関連　前項の内容による中央

並びに事業所経営協議会において協議決定に至る場合は別として、若し紛争を生じたる場合は直ちに団体交渉により事態収拾を図る。尚、経営協議会の設置を理由に、生活・労働の環境および条件に関連ある事項を直接団体交渉によつて解決することをさまたげてはならない。

五、その他（省略）

右の要求書および申入書にたいする会社側の回答は、一九五四年中には遂になされるにいたらなかつた。

二、国鉄労組

国鉄労組は、五月十五日からの第十三回定期大会で、積極的に国鉄経営に参加することを要求し、経営協力会議を設置することを決定した。本年度運動方針中の「経営対策」の内容は次のとおりである。

（運動方針中の経営対策）

われわれは国鉄経営に参加を要求する。国鉄を大衆のものとして運営せんとする基本的立場に立つて要求するものである。既にわれわれは昨年末この際原則的に当局をして承認せしめたところである。（中略）われは今日の国鉄経営全般についてはまず次の諸点について根本的意見をもつている。

(イ)国鉄は終局的には社会主義社会下の国営を妥当とする。(ロ)今日としては公共企業体制度を支持するが、その運営が、業務には公共性をいいながら財政には独算制をおしつけ、その犠牲を従業員にしわよせさせる方式に反対する。(ハ)国鉄が経済社会にしめる重要な地位を考え長期計画をたて、これに邁進することが緊急の任務である。(ニ)法律並びに予算制度を改善し、公共性に基づく自主的経営、経営首脳部の責任態勢を確立するとともに、ひろく利用者と組合の意見が経営に充分反映する方途をひらく。(ホ)低下しつつある国鉄労働者の労働条件を改善し、その生活水準を向上するとともに、労働の量と質に見合う労働条件をつくる。また身分制度の復元傾向を阻止する。(ヘ)公共性による国鉄の犠牲については国家資本をもつてこれを補償する。以上の原則にたちつつ、われわれがこととしの予算によつてうける苦しみを、どう闘つてゆくかが問題である。そのためにはまず経営協力会議は

(1)労働組合の闘争力拡充という基盤に立つて、具体的に労働権の尊重を確認させる場として考える。(2)労働組合の決意と用意とを経営者に表明し知悉せしめ、労働組合に対する無理解、弾圧的態度から生ずる紛争を最少限度に止めるため、即ち組織的闘争力での実力解決の前段階としての努力の場として必要である。(3)身分制度撤廃という基本的な闘争目標をかちとるためには根本的な経営方針の変革を必要とする。(4)経営方針はその企業に働く者にとつては無縁なものではない。われわれのスローガンたる「国鉄を国民のものに」「組合がある以上首を切らせない」、この二つを貫くための監視と参画が必要である。右の基本的立場に立つて、われはとりあえず次の方式でこの困難な道を拓いて行くべきである。

(1)中闘内の関係委員若干名と総裁を含めた当局最高幹部若干名との間に経営協力審議会（経営協力会議）を持つ。(2)この審議会において審議されて、労資の間において意見の一致したものは、それぞれの機関の承認を得て実施して行く。(3)この審議会において何をすべきかは非常にむずかしいことであるが、われわれとしては経営に関するあらゆることを議題として審議させる態度をもつて進みたい。ただ過去の経営協議会の経験に鑑み、徒らに抽象的な論議をやりとりすることのみによつて無意味な会議体とすることを出来るだけ避けねばならない。当方は実際的な事柄を審議研究しつつ、その性格、ルール等を決めるような方式をもつて進むことが最も正しいやり方であろ

う。(4)地方における形は中央の機関が具体的に動き出した過程において決められることが正しいと思われる。

また一般的には

(イ)国民大衆のための国鉄を守り、発展させるべく、広汎な世論を動員すること。(ロ)汚職問題を徹底的に追求して、明るい国鉄をつくりあげること。(ハ)補正予算編成の国民運動をおこすこと。(ニ)経営についての認識と経験をふかめ、理論的にも武装すること。(ホ)主体性を堅持しつつ経営協力会議にのぞみ、国民と労働者の声を経営に反映させること。(ヘ)賃金闘争と首切り反対闘争が経営改善のテコであることを充分洞察して闘うこと。

尚、この「経営対策一は、大会において、今日の段階では極めて危険であるとして全文削除を要求した革同派の反対をおしきつて、原案賛成二一八、反対一三四、無効一四票で、原案が可決されたものであることを附記しておこう。

三、電　産

本年度の運動方針中、経営参加について次のごとく述べている。

(1)　私達は現今の如く矛盾に満ちた電気事業の中でその欠陥を若干でも補い、公益事業としての本来の使命を果させるためには経営の参加が必要であり、労働者、農民等国民大衆の声を事業運営の中に反映させ、社会化実現の一助としなければならない。

(2)　そのためには、経営協議会を従来より積極的に開かせ充分これを活用しなければならない。その課題についても広く電気事業の在り方を始めとし、電源開発、電気料金、電力制限、人事、機構改革、決算、予算等々運営のすべてについて行い、首切り、労働強化等の合理化の原因が電気事業の矛盾と経営の無能にある事を追求するとともに、その中で大衆の要求、職場の要求を充分運営に織込ませるよう努力しなければならない。

(3)　しかしながら会社は最近、労協交渉においてもあらわれた如く、経営権の名のもとに経営協議会を骨抜きにせんとしているが、これには労協闘争又は実績を獲得する等により強化する様闘わなければならない。

(4)　又従来必要性が唱えられながら困難であつた経理の公開も、この中から実現を計る様努力しなければならない。しかしながら、この場合、経営内容にとらわれすぎて私達の要求が経営の枠にとじ込められないよう注意する事が必要である。

四、合化労連

六月八―一〇日、中央委員会は、次のごとく、合化労連の経営参加に対する態度を決定している。企業別組織のうえに立つ経営参加に対しては否定的でありむしろ従来の経営協議会の活用に期待を寄せている。

現在の経済危機が資本家階級の責任において招来されたものであるとしても、危機の深刻さについては、これを疑うことは出来ない。

このような情勢の下で、労働者階級の政治勢力が弱体である現段階において、そのシワヨセの一切が労働者階級にふりかかることは間違いない。そして、このような資本の政策をうちやぶるためには、労働者階級の政治勢力を強化し、全労働者の統一闘争をくみたてることなくしては、その成果を期待することができない。

しかしながら、当面ふりかかつてきた敵の攻撃をはねかえすため、三鉱連も国鉄も最大限の闘いを遂行しそしてその闘いの中か

ら、三鉱連にせよ、国鉄にせよ、経営参加と云う一つの問題を提出している。

このような闘いを通じて、その中から労働者によつて素朴にうちだされた経営参加という問題を、通り一遍の階級理論で否定することは、労働運動としての問題の取上げ方ではないのではなかろうか。

しかし、われわれ合化としてこの問題を取扱う場合、この経済危機を切抜けるためには、基本的にはわれわれ自身の力が問題を解決するのであるから、組織の強化が問題となることは当然である。

しかし、この危機からうける損害を最少限度にくいとめる方法として経営参加を行うとしても企業別の経営参加では経営者側に対抗することは出来ないのではないかと考えられる。したがつて、産業別にわれわれ労働者の立場にたつた意見を経営者にアピールし、そのプランにしたがつて、各企業組合は各自の条件を考慮しつつ、自らの損失を招かぬように注意しながら、将来の展望を考えて発言する機会を、これまでの経営協議会に求めることは、現在の段階としては、正しいものではないかと考えられる。勿論その条件として

(1)　各産業別の調査機能が十分強化され、その連繋の下に各単組の調査部も強化された中で行われないと現在の組織の段階では、経営者側の意向にまき込まれ、産報化される危険も十分ある。

(2)　更に、もう一つ強調すべきことは、現在の危機は、全資本に及んでいるとはいえ、労組のストを禁止したり、其の他不当労働行為を日常茶飯事として行つている資本家に対しては、経営参加は考えられないということである。

組合の凡ての活動を認めた上での対等の立場でなく、情勢の不利を糊塗するためのものであつたり、一部職制の考えているような類の経営参加では、産報化の危険がきわめて大きい。結論として、われわれは、現在の経済危機から来る合理化攻撃を防衛するためには、産業別組織も、企業組合も、自分自身の立場にたつた再建プランを、つねに経営者に提案して、合理化によるわれわれの損害を最少限に止めるために防衛すると云う立場は、認められてよいのではないかと、かんがえる。

五、経営参加に対する総評の反対論

総評はその「賃金闘争参考資料」において、労働組合の経営参加に対し、真向から反対して、次のごとく述べている。

（賃金闘争参考資料）

一、経営参加の問題が、紙上論議の中に俄然現われ始めたが、極めて重視すべき傾向をふくんでいる。MSA体制整備のために、賃金ストップ政策が打ち出され、それを実施するために、労資休戦を資本の側から打ち出している。小坂労相も同じである。この中で、経営参加の問題が、大量宣伝され、組合の一部からもこれを唱え出した。これが、経営参加の問題として社会的に提起された動機である。従つて、いま問題とされている経済参加は、明らかに労資休戦のための経営参加を指すことには間違いない。経営権や人事権や、生産の管理を意味する経営参加もあれば、労資協調と同意語の経営参加もある。労資休戦、賃金ストップ、MSA体制整備という筋金が一本であるのを思えば、資本は経営権には一指も触れさせないで経営参加と叫ばしめる意味は分り切つている。賃金闘争の展望を見失つた人たちがよく闘争や団体交渉を回避してこの意味の経営参加に逃げこむ御用化は、歴史の示すところである。ずばりと結論的に云えば、労働者は、この経営参加に

反対すべきである。

二、三、四（略）

五、……経営参加の本質は次の通りであると考えるから、反対しなければならない。

(イ)経営参加は、賃金ストップ、労資休戦、国民の耐乏要求という一連の独占資本の政策を合理化するものであること。

(ロ)国民大衆の窮乏化、失業と中小企業崩壊の原因である軍事独占の強化とファッショ的弾圧を容易にし、大資本の利潤増大に協力促進すること。

(ハ)生活防衛のために起ち上る国民抵抗を阻止するために、民主主義の幻想をもたせ、その抵抗の中心たる労働組合をして、資本に協力せしめるばかりか、企業の枠内に閉じこめ、利潤に寄生せしめて、団体行動権と団体交渉権の行使を回避せしめることによつて、御用化傾向を育成させ、MSA下の改良主義に陥るからである。

(ニ)労働者大衆を企業利己心で釣り、眼を経営の枠内にそらせて、企業組合的性格の脱皮と労働組合的性格への発展を阻止する結果を招いて、幹部同志の協調によつて、職場闘争や大衆闘争、統一闘争を抑えるものであること。

(ホ)賃金ストップ、標準賃金、生産性賃金などの受入れ、日経連の賃金三原則などの資本の政策推進の場とするものであつて賃金闘争抑圧のはたらきをねらうものであること。

(ヘ)MSA再軍備体制のために、首切り合理化政策、職制支配を、やすやすと受け入れさせ、労働者の要求をおさえ、利潤増大に貢献させる手段であつて、国民大衆の窮乏化の責任の一端を労働者に担わせるものであること。

六、しかし経営参加の主張にも、その目的と内容に、異つた打ち出し方がある。その一つは、独占資本の攻撃に屈して、実力行使や団体交渉をあきらめ、経営参加の中で、労働強化と利潤増大に協力し、哀訴、嘆願によつて、安易に利益を恵まれようとする組合御用化的の考え方である。経営の枠内で利潤に寄生してきた一部の組合が、ますますそれに拍車をかけ、資本の一方的な政策に協力するか、中和するかの範囲を出ない。労働者の生活は守れないばかりか、資本主義社会の中で、労資協力が一企業の利潤を増大しようとするから、国民の生活は守れない。軍事化、独占化に拍車をかけるばかりである。

七、経営参加を「闘争の場」とする考え方がその二である。それは、経営参加の場で闘争できるとか、闘争に役立つ材料が握れると安易に思い込んでいるからで、経営参加の場は実力行使や団体交渉の場ではない。これも結局、前項とかわらない。

経営参加を実力闘争を以て闘いとるという考え方がその三である。闘いとろうとする経営参加は、経営の一端を担つて、闘争を回避する立場に立つ。闘いとれるほどの実力がある限り、実力行使と団体交渉で、要求を闘いとれる筈であつて、矛盾している。経営権、人事権、生産共同管理を闘いとろうとする考え方や、自主的な立場で経営に参加するという打ち出し方は、一見よさそうに思われがちであるが、結局、労働組合の自主性を半減するか、失うかである。独占資本の戦争経済政策の中における政策推進と経営の責任を労働者も担うことによつて、MSA再軍備体制下の争いを忘れた改良主義の甘さに陥る。

八、基幹産業を国民のために運営する産業社会化の闘争や、経営民主化の闘争は、労働者の立場を明確にした労働者の闘争であつて、経営参加の枠内のものでなく、本質的に異つている。これを混同させているのが多い。社会化や社会主義建設のために経営

参加するという主張は、経営参加で社会主義が実現できるような幻想によつて軍事支配体制の一環をかつぐことになる。一方中小企業は独占資本のやつている産業破壊政策（金融引きしめ、貿易禁止）による中小企業の困難について、その責任を労働者に負わしめようとして、この問題が起きる場合には、中小企業労働者の生活を否定させるもので、もはや、企業の枠内だけで、解決できなくなつた揚句のものである。系列化によつて搾取する大資本や政府に対し、政策変更の闘いに発展させるべきである。全労働者支持のもとに、生活防衛のための大衆闘争として抵抗して起ち上るべきで、すでに経営参加以上のものである。中小企業労働者を守り抜くことは、労働階級の新しい任務である。なお、すでに実存する経営協議会は以上の立場に立つて、補助的な事務的処理の場として活用するが、これは単なる協議機関以上のなにものでもないことを指摘する。（以下略）

六、新産別の見解

新産別は同機関紙五月二〇日、二〇七号で、その態度を明らかにしている。これも総評と同じく批判的である。

一、終戦直後の混乱の時期において、労働者の生活防止の闘いは、生産の再開促進の要求と直接に結びつき、経営にたいし、労働者に発言権が強化され、経済復興会議が労資の協力の場として結成され、各経営において経営協議会がもたれた。しかしその後労使の力関係の変化に伴い、経営協議会の性格も変化した。今再び組合の側から「経営参加」の問題が起されているが、終戦直後の情勢と全く事情を異にしていることをはつきりさせることが必要だ。

一、現在組合側からだされている「経営参加」の理由としてつぎの点が指摘できる。

(1)デフレ政策の強行によつて働者に転嫁する形でおしすすめられている。(2)労働組合は賃金引上げ、首切反対を旗印に闘つたが、率直にいつて窮地に追いこまれているのが一般的な実情となつている。(3)賃金闘争にしても、かちとつた結果に対し、われわれの払う犠牲は極めて大きい。(4)組合員大衆もそう簡単に賃上げの掛声だけでは動かなくなつてきた。

このような運動の行詰りを打開する方法として経営参加の方針が打ち出されてきたというのが真実である。問題の危険性はここにある。

一、元来経営参加ということは、現在の状態で一片の要求や、労使の話し合いで実現できるものではない。労働階級の力が、政治的にも、社会的にも動かし得ない力となり、労働階級を犠牲にしては資本主義体制を維持することが出来ないという条件が作りだされたときに、はじめて労働者の経営参加の実現が期待できるのである。

一、現在のような労資の力関係において労働者が経営に参加するということは、経営の危機という口実で現在に甘んじ、経営を守るという口実のもとに労資協調の線に、転落することは不可避といわなければならない。

一、それにもまして重要なことは、経営参加という方針が間違つているというのではない。だがその種の流行語になるのではないかということである。

一、経営参加の方針が間違つているというのではない。だがそれが現在、現実的な方針として提出され、さらにそれが流行現象になろうとする事大主義的傾向のて、警告を発せざるを得ない。

七、全労会議の方針

本年度運動方針中における「産業民主化と経営参加の要求」の内容は次のとおりである。

労働者の経営参加については以前にも増して積極的努力をしなければならないが、われわれがもつ経営参加の意図と構想の基本線は次の通りである。

(イ)企業の運営について労働者の経営者の恣意と専断を許さないための労働者の関与、および不正の防止に対する監視をおこのうこと。

(ロ)労働者の人格を尊重し、労働者の雇用や身分の変動や支持条件の変化に影響を及ぼすような事項の決定は、労働者の意見の反映のもとに行われるようにすること。

(ハ)労働生活条件を左右する生産性の重要性について、労働者が自覚をもつこと、および産業企業の実態と経理内容を労働者も把握し、経営者側は労働者の要求と役割を知悉し、労資協議上の基礎を共通とすること。

(ニ)参加の形式は夫々の企業の実態に応じてきめられるべきものであり、初期の段階としては企業内組合の代表のみの参加にとどまるものであるが、上部組織の組合代表が参加するところまで進まなければならない。

(ホ)さらに一産業にわたる問題を討議し、施策上の諸決定に労働者の意見を反映させるために、産業別の規模を,もつた恒常的委員会を設置し、要すれば政府代表をも加えた三者委員会をもつことも必要である。

(ヘ)一時的に分配の源泉を増加する活動、企業経営の行づまりを打開する活動の裏付けを考慮しないと、賃金闘争も効果が上らないし、誤まつた闘争は行先賃下げのマイナス効果をもたらす。またインフレの伴わぬ賃金獲得を常に考慮すべきであつて、然らざる限り一時の名目的賃上げも、結局烏有に帰しおそれがある。

実質賃金は低下するに至るおそれがある。

(ト)さらに悪税、福祉施設の拡充などの総合的闘争が必要だ。

(チ)当面以上の如きものであるが、これを労働協約で闘いとつてゆくとともに、労働者の経営参加を確固としたものとするための立法対策についても併行的に進めること。

八、総同盟の見解

総同盟本部の公式的見解は「労働」六月一日号に掲載されている。

わが総同盟（日本労働組合総同盟）は、一貫して経営協議会を活用しこれを労使間の経営についての協議の場として活用してゆくという方針をとつて来た。これに対して、産別会議、総評などの左翼労働組合主義にたつ人は、労使協調、組合御用化の方式であるとして絶えず反対している。しかも最近、日本の経済状態の悪化にともない、労使協力の線が経営者側から出されるや、その前提としての経営参加、産業、企業の民主化が強く唱えられ初めた。

しかし現実にこれをどのような形で推進するかということは、幾多の問題を含んでいる。ドイツの様に経営責任を労働者が分担する形がいま日本でそのままとり上げられるかどうかについては多くの疑問がある。また一企業だけで経営に直接参加することが、組合の御用化への危険を多く含んでいることも十分考慮しなければならない。

このような意味で、われわは今後も多くの研究と実験を積み重

ねてゆかねばならないが、基本的な立場として、われわれのとつてきた一貫した方針――経営協議会を通じての経営、産業の民主化推進は、このような情勢の下において重点的に闘わなければならない目標の一つであることはいうまでもあるまい。（中略）

経営民主化の運動は、単なる闘争手段として経営参加を見たのでは、その成果は期しえられない。そこには、労使対等の立場での相互信頼関係がなければならない。もちろん、ここでいう「信頼関係」は、労使の本質的利害対立を止揚する意味のものではなく、対等の立場で協議するに足るという信頼である。資本家、経営者には、未だこのような点についての理解が足りない。われわれは、このような意味で資本家教育の必要と同時に、自らの能力の向上についても不断の努力が必要であろう。

闘争激発的な左翼労働組合主義にたつ労働組合と経営者の内にこのような意味での経営参加があり得ないことは明白である。せいぜい「闘争手段」としての経営参加であり、それは、むしろ産業企業の民主化を阻害し、労使関係に無用のマサツを惹起する危険をもつといえよう。われわれは、このような立場から経営民主化、産業の民主化を推しすすめてゆかねばならぬ。

第五章　失業者運動

第一節　概況

一九五四年一〇月一日現在、全国の日雇労働者が組織している労働組合は七一九、その組合員は一六万七六八七人であり、同時点の登録日雇労働者総数にたいして約四六・三%、失業対策事業就労適格者総数にたいして約七〇・〇%の組織率を示している。これは前年同期にくらべ、組合数において二八増、組合員数において一万四三四一人増、登録日雇労働者総数にたいする組織率において約一・三%増となつている。

とくに、もつとも強大な全日本自由労働組合（全日自労）に所属する単位組合は三三二、その組合員は一〇万二九九五人で、前年同期にくらべ、組合数において五四増（総組合数中に占める割合は四〇・二%から四六・二%へ増）、組合員数において二万七四八〇人増（総組合員数中に占める割合は四七・二%から六一・四%へ増）と、いぜん組織の拡大を示しているといわれる組合は、九五組合、二万四四八〇人で、前年同期にくらべ、組合数において九減、組合員数において四二五五人減となつている。また前二者からの中立あるいは無所属を標榜する組合は、二三一組合、三万〇五〇五人で、前年同期にくらべ、組合数において三九減、組合員数において九八九〇人減となつているが、これは「中立」あるいは「無所属」の単位組合が、相当数、全日本自由労働組合に統一された結果とみられる。（第260表）

「求職闘争」の発生件数ならびに延参加人員は、第261表のとおり、年々増加の傾向をたどつてきた。しかし、一九五四年には、発生件数一万一七六七件（戦後第三位）、延参加人員四七万六四三一人（戦後第二位）で、前年にくらべ、延参加人員は九五三六人増となつているが、発生件数は四九〇件減という特徴を示した。「求職闘争」が、とくに活潑なのは北海道、岩手、福島、茨城、東京、神奈川、長野、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡、熊本、大分などの各都道府県であつた。

一九五四年におこなわれた「求職闘争」を要求事項別にみると、

第260表　日雇労働者組織状況

組合系統別	1954年10月		1953年10月	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
全日本自由労働組合	332	102,995	278	75,515
上と同じ傾向の組合	71	9,707	49	8,656
社会党の影響下にある組合	95	24,480	104	28,735
その他（中立・無所属）	221	30,505	260	40,440
合計	719	167,687	691	153,346

〔備考〕　労働省失業対策課調査による。

「賃金値上げ・手当支給（有給休暇）・歩引・職階制反対」が五二九一件で、前年と同じく最高を示し、総数の約三〇・〇%（前年は約三二・四%）を占めている。ついで、これも前年と同じく、「完全就労、失業対策事業拡大（輪番制反対）など」が、総数の約二六・四%（前年は約二〇・七%）を占めて第二位であつた。一方、「生活保護、社会保障」関係の要求事項を掲げるものが一五四〇件、総数の約一〇・〇%で、前年（一一七四件、約六・四%）にくらべ、かなり増加してきたこと、ならびに、「政治要求、個人攻撃」が一二五六件、総数の約八・二%で、前年（三〇二七件、約一六・四%）にひきつづき、急速な減少を示していることなどが注目される。（第262表）

これらの要求に伴う行動を検討すると、「暴力事件」といつても、ハンスト、坐込みなどの組織的闘争が増加しているのである。検挙件数三一、被検挙者数一一四人で、前年の六六件、一九〇人にくらべ、大幅な減少となつている。

交渉をうけた官公庁別に「求職闘争」をみると、例年と同じように、公共職業安定所がもつとも多く四九二八件であり、総数の約四六・六%を占め（前年は四八六六件、約四九・一%）、ついで市町村が二八九五件、約二七・三%（前年は二三七七件、約二三・六%）となつている。とくに、市町村が、絶対数においても、比率においても、かなりの増加を示している。（第263表）また、検挙者数は一五八七件で、前年（一四一八件）にくらべ、やや増加の傾向を示しているが、その内容をみると、労働省が暴力事件とみなしている「暴言、暴行、坐込み、面会強要、投石、庁舎破損、自宅訪問、ハンスト」の件数は一五八七件で、前年（一四一八件）にくらべ、やや

第262表　要求項目別求職闘争件数

要求項目	1954年	1953年	1952年
完全就労，失対事業拡大（輪番制反対）等	4,045	3,824	3,089
生活保護，社会保障，物資配給等	1,540	1,174	1,167
賃金値上げ・手当支給(有給休暇)・歩引・職制階反対	5,291	5,976	4,823
就労紹介法関係，作業強化反対，不適格排除反対	2,538	3,792	1,784
失業保険法関係	636	641	632
政治要求，個人攻撃	1,256	3,027	2,962
合　計	15,306	18,434	14,459

〔備考〕　労働省失業対策課調査による。

第263表　要求に伴う行動別求職闘争件数

要求に伴う行動	1954年	1953年	1952年
壁新聞，掲示板使用，ビラ・ポスター貼撒布，アジ演説，機関紙配布，署名運動	2,802	3,308	4,261
決議文，声明書，要求書等の提出	1,293	1,000	769
大会，委員会，懇談会，役員改選等	1,188	1,164	1,121
暴言，暴行，坐り込み，面会強要，投石，庁舎破損，自宅訪問，ハンスト等	1,587	1,418	1,707
平穏なる交渉	5,790	5,863	5,723
合　計	12,660	12,753	13,581

〔備考〕　労働省失業対策課調査による。

第264表　対象官公庁別求職闘争件数

対象官公庁	1954年	1953年	1952年
都道府県	1,855	1,610	1,420
公共職業安定所	4,928	4,866	4,778
市町村	2,895	2,337	2,512
現場関係，その他	908	1,094	1,177
合　計	10,586	9,907	10,087

〔備考〕　労働省失業対策課調査による。

三〇〇人で大蔵省に、翌五日以後は連日数千人で国会、総理大臣官邸、大蔵省、厚生省、労働省に、それぞれ集団陳情をおこない、とくに、一月七日は約五〇〇〇人が大蔵省に押しかけて、警官隊に弾圧され、労働者一人が検挙された。この集団陳情闘争は、一月一五日、昭和二九年度予算案の閣議決定をみるまで継続した。

「失対予算削減反対闘争」は、同時に展開された社会事業団体職員、医師、看護婦、患者たちの「社会保障費削減反対闘争」とも合流補助率が二分の一と査定されたため、各自由労働組合は、「失対予算削減反対闘争」を展開した。

一九五四年一月四日、東京都内の日雇労働者は、所属組合の枠をのりこえ、約

し、一月一八日には、各自由労働組合と社会保障関係諸団体とによって「社会保障を守る会」（二四団体加盟）が結成された。

とくに、全日本自由労働組合は、一月八日、各支部にたいして緊急指示「新年度予算案の粉砕に起て」を送り、全国的な闘争を指導したが、大阪、京都、愛知などの府県では、かなりの成果をあげた。

なお一九五三年越年闘争と、この「失対予算削減反対闘争」とを通じて、東京都内の自由労働組合の統一行動が発展し、全日本自由労働組合東京支部と全都日雇統一会議（一九五二年一一月結成）、および社会党の影響下にある全都民主日雇労働組合連合協議会（全日労連、一九五二年八月結成）が、一月一八日、「全都日雇共同闘争委員会」（全日闘）を結成した。（この全日闘は、夏季闘争後に解体した。）

春季闘争　二月二六日より三日間にわたつてひらかれた全日本自由労働組合第四回中央委員会は、当面の闘争目標として、「一一要求」を決定した。

1、アブレ反対、ワクよこせ、一カ月二十五日就労させろ。
2、首切り反対、失対労務者適格基準を撤廃せよ、失業者にはだれでも失対手帖を出せ。
3、賃金一律日額五〇円上げろ、情実職階給反対。
4、日雇健保の内容を一般健保なみにし、掛金を大巾に国又は自治体で負担せよ。
5、アブレたらすぐ二〇〇円の失業保険金を出せ。
6、悪質監督の追放、一方的就労規則のおしつけ反対。
7、自由労働者に労働三法を完全に適用せよ。
8、物価引下げ、米、電気代、運賃その他の物価値上げ反対。
9、生活保護費の増額と適用範囲をひろげよ。
10、強制紹介反対、住民（市町村民、農漁民）のための仕事をさせろ。
11、MSA再軍備反対。平和予算にくみかえろ。

三月一日、中央委員会に参集した全日自労幹部約五〇人は労働省を訪れ、職業安定局長に面接、この「十一要求」を提出し、約二時間にわたつて交渉した。そして、現場および地域における闘争、対自治体闘争に主力をおく春季闘争が展開された。そのエネルギーは、メーデーを目ざして結集され、単にメーデー行事への参加にとどまらず、メーデー当日の有給休暇獲得による全員参加と、組織労働者や未組織の生活困窮者との共同闘争強化が努力された。

夏季闘争　六月五日より三日間にわたつてひらかれた全日本自由労働組合第三回中央執行委員会は、全失業者、生活困窮者の生活安定を目ざす「十一要求」の基礎の上にたつて夏季闘争にのぞむことをきめた。

七月一日と二日の両日、東京に全国各地方代表者百数十人が集り、全都日雇共同闘争委員会の応援を得て、労働省などに、「夏季手当十日分の支給」、「七、八月の完全就労」を要求した。とくに、東京都庁にたいする集団陳情闘争にさいしては、警官隊の弾圧をうけ、全日自労幹部一人が検挙された。

各地方の闘争も、しだいに活発となり、七月二七日から二八日夜にいたるまで、全日自労福岡県支部は、「夏季手当の支給」、「八月の就労日数増加」を、県労働部長らに徹夜で交渉、庁舎内のデモ行進をおこなつた。

なお、この夏季闘争後、全都日雇共同闘争委員会は、社会党の影響下にある全都民主日雇労働組合連合協議会が離脱し、「全日本民主日雇労働組合連合会」（全日労）と改称したことから、実事上、解体を余儀なくされた。

全日本自由労働組合第九回定期大会　一〇月一六日から三日間、全日本自由労働組合第九回定期大会が、東京でひらかれた。

全国四四都道府県から、一四一人の代議員、五一人の特別代議員、延約五〇〇人の傍聴者が参加した。とくに、大会第三日、総評事務局長高野実の挨拶は、同組合として最初のことであり、参加者全員に深い感銘をあたえた。

大会は、つぎのような「全日本自由労働組合綱領」を採択した。

一、われわれは、職安自由労働者を中心に、あらゆる日雇労働者を結集し、失業と貧困に苦しむすべての人びとと提携し、労働者には職業を、農漁民には土地と漁場をあたえ、完全な社会保障制度を実現する社会をうちたてるために闘う。

一、われわれは、植民地的収奪と、強制労働に反対し、最低生活保障給獲得のため闘う。

一、われわれは、失業者の闘争が就業労働者の闘争からはなれ、就業労働者の権利と労働条件を切り下げることに反対し、就業労働者と失業労働者の階級的連帯性をたかめるために闘う。

一、われわれは、徒弟制度、組夫制度等の封建的雇傭制度および青年、婦人、老人等の差別待遇に反対して闘う。

一、われわれは、一切の軍国主義的傾向の復活強化に反対し、言論、出版、集会、結社、組合活動および政党支持の自由を確保し、基本的人権を守るために闘う。

一、われわれは、国民の利益と経済の発展を阻害する再軍備政策に反対し、国民生活を豊かにする平和産業の確立のため、すべての国との国交を調整し、平等互恵の貿易の実現を期し闘う。

一、われわれは、世界の平和勢力及びアジア諸民族と提携し、労働者の国際的統一行動をつよめ、切実な要求と利益を守り、民族の独立、民主主義と平和を守るために闘う。

大会は、八項目にわたる闘争方針を決定した。

(1)　生活を守る闘い
　イ、最低生活保障給獲得の闘い
　ロ、社会保険に対する闘い
　ハ、アブレ反対ワクよこせの闘い
　ニ、首切り反対の闘い
　ホ、労働条件の維持改善の闘い
(2)　組合の権利と民主主義を守る闘い
　イ、現場民主化闘争
　ロ、労働三法適用の闘い
(3)　平和を守る闘い
　イ、平和闘争の意義の徹底
　ロ、平和土木（住民のための仕事）の問題
　ハ、国際連帯性の強化
　ニ、国際自由貿易の促進
(4)　組織確立について
(5)　婦人部対策――組合を支えている婦人の大きな力
(6)　機関紙強化について――仲間の手元にもつと多くの機関紙を
(7)　財政の強化
(8)　学習運動――腰をすえて闘いにとりくむために

つぎに、この闘争方針から、(1)のイ「最低生活保障給獲得の闘い」を全文引用しておこう。

最低生活保障給の考え方は一言でいえば「喰わせろ」の考え方です。私たちは昨年までは、労働者階級の一員として最低生活を保障する最低賃金法の制定を目標に、賃金闘争を組んできました。しかしいま私たちはここで過去の闘いの点検の中から、私たちの闘いが「反失業、食わせろ、職よこせ」に発展せずいつの場

合も賃金闘争に解消してしまつた数多くの欠陥を、賃金闘争自体の中から発見したのです。それは従来私どもの性格と任務があいまいにされていた点も大きく禍わいしたのですが、労働者階級としては最も正しい要求である筈の最低賃金制確立に対する理解の仕方が、私どもにとつて、失業者としての闘いを解消する役目を持つていたのです。即ち賃金（労働の対価）という考え方から来る監督に対するヘツライ、格付賃金による腕くらべ的競争心理、というものが私たちを現場の中へしばりつけ、〔食わせろ〕の方向を見失う結果になりがちであつたのです。

現在の政府は私たちを決して失業者とは見ておりません。生かさず殺さず、生活保護程度以下の金でしばりつけ、人なみの土方仕事を強せいし、すずしい顔で失業者を定職化してしまつたようなつもりになつているのです。また一般の会社や工場の労働者も、三千円～四、五千円程度のはした金で（近江絹糸はよい例）一人前の労働者扱でしぼりとつているのですが、普通からいえば、最低生活も保証されないこの人たちは、半失業者と見るべきものです。いくらかでも金をあたえて、雇つておれば失業者でないなどとは、とんでもないことです。ですから私たちはこの一年間、先ず食わせろ、職よこせにすべての要求を結びつけて闘わない限り、私どもの生活を守る闘いの前進はありえないと思うのです。このような訳で最低生活保障給獲得の闘いは総ての闘いのテコになるものです。また労働者的連帯の上では、最低賃金制確立の闘いと結びついて闘われるものなのです。しかし私たちにとつては社会保障制度の闘いの一環として、「すべての失業者に食えるだけの手当を出せ」に大きく発展する闘いなのです。このような意味をもつものとして、失業者は勿論、その家族もまた当然、生活は保障されねばなりません。

こうした観点に立つて私たちは当面の要求を

最低生活保障給八、〇〇〇円（一カ月失業者一人につき）

一、〇〇〇円（家族一人につき）

と決めました。

一、賃金一律五〇円引上げの闘い

私たちは私たちの最低生活保障給を目標として決めましたが、現在のいろいろの事情、例えば、民間賃金が安い、現場の中の格付給、外では市民層、農民層のこれに対する理解の点等があり、直ちに私たち全部が、これ一本にまとまり闘いをくむところまではいたりません。

当面はやはり現場の中で全員が話し合い、よく理解しあつて決め、そしてそれが市民にも、農民にも支持され、直に行動に移れる要求が必要なのです。つまり統一要求というものがこれなのです。要求を一つ一つ闘い取るなかから、最低生活保障給へ高めてゆくのです。そのためには私たちはすでに当面五〇円一律引上げを決めております。これは格付賃金を打ち破る一つの基本にもなり、現場の中のおじさん、おばさんも一致して闘える条件をもつのです。ですから闘い方としては、何よりも現場の中の話し合い運動から出発しなければなりません。そしてこの闘いはアブレ、首切りの闘いと結びつき守勢から攻勢に転ずる転機となるものです。

二、予算単価完全支払いの闘い

一律五〇円値上げの闘いは、政府に対しワク増せの闘いですが、予算単価の闘いはワク内の闘いです。つまり現在の地方自治体（市町村）は、政府から必要な失対予算を取りながら、これをごまかしてワク一ぱいを登録された人たちに支払わないところからきているのです。こういう自治体が多いということは、政府

の出している全国平均予算単価の二八三円が額面通り支払われずに、私たちだけが馬鹿を見ているのです。

自治体の考えとしては、単価をへらして全体のワクを増やそうとしたり、事務費の方へまわしたり、カントクにワクを使おうとしたり、これをごまかすため、格付操作で私たちの目をくらまそうとしております。私たちはこれと闘うために、先ずワクの完全公開を要求しなければなりません。

こうして闘いとつたワクはどのように使用されるか、平均就労日数確保の条件と共に、私たちで組織的にかん視してゆく必要があります。現在私たちの中心的力とならなければならない東京のなかまは、東京都庁（労働局）のテツテイしたワクの非公開政策を打ち破ることができずに苦しんでいるのと反対に、神奈川のなかまはテツテイして公開を闘いとり、年間予算が一円でもあまればそれも全部はき出さしているのです。

三、格付賃金打破の闘い

これから私たちの生活を守つてゆくために、格付賃金とどのような関係があるのか明らかにしてみたいと思います。ここで問題になるのはほかのことと違い、格付反対の闘いはこのままでは闘いにならないのです。なぜならば私たちのなかには、格付賃金に満足し喜んでおる人もいるでしょう。喜んでいなくてもあつた方がよいと考えている人もかなりいるからなのです。会社や工場の中で働いた経験のある人は良く知つているでしょう。課長や係長、班長がばかにいばりちらし、下のものは自分の口や家族のくらしのことを考えて、いつもヘイヘイと働いてきたことを。この制度の底にあるものは働かないものはドンドン首を切つてしまい、何んにも文句を云わずヘイヘイと働くものには昇給もし、格も上げてやろうという資本家一流のあくどい考え方からきているのです。つまりこういう仕組みが職階制というのですが、現在のような賃金ストップの苦しいなかでも、賃金は上げないが定期昇給はしてやると、資本家どもはいつているのです。しかしこのような考え方は資本家だけのものではなく、資本家をふくめた政府全体の考え方になり、労働省がその先頭になつて資本家の利益を守つているのです。

ここで私どもの現場の中を見てみましよう。格付賃金制度がかれてから労働強化がはげしくなり、少しでも余計な賃金がほしさに、無理な仕事を我まんしてやつたため、身体をこわし病気に倒れ、また死んでいつた人も数多くあります。またこのためなかま同志のけんか、いがみ合い、競争がはげしくなつてきたことも特徴です。またカントクが馬鹿にいばり出し、自分の気にくわないものは就労拒否をしたり、婦人に対しては貞操まで提供させたり、その罪悪は数知れません。こんな現場のありさまでは、私たちの生活を守るための闘いが上に向かないで、なかま同志の争いという形に終りがちになるのです。つまり男と女の間の対立となつているのです。この場合Aの階級はすでに格付賃金反対の闘い、本質的には生活を守る闘いの戦列から落伍しているのです。格付賃金はこのようにして私たちの食わせろに結集して闘う力を、分裂させ、ドレイにしばりつける敵の最大の武器であることを知らねばなりません。私たちはこれとの闘いをなくしては外のどのような闘いも満足には闘いとれないでしよう。労働省も格付賃金制度だけでは、他のどんなことをゆずつても、一歩もゆずれないとは、度々の交渉でいつております。

今後の見通しはMSA態勢がますま強化されるつれ、カントクの暴力化、時間延長、新しい失業者との首のすげ替え、尖対現場

の打切り、査察制度の一層の強化などの一連の政策がさらに私たちにのしかかってくるのは明らかなのですから、これらの闘いの基本になるこの闘いを忘れて、ほかのすべての闘いはありえないのです。では次にどのように闘いを進めてゆくのでしょうか。目標はもちろん格付賃金全廃でなければなりません。現場の中であらゆる機会に、格付賃金の本質を語っての討議や、話し合いや、全体の意識を反格付の方向へ向け直すことが第一番に必要なことでしょう。こうして具体的には賃金闘争と結びついて闘われなければなりません。「食わせろ」、「一率に上げろ」がなかまの間にある格付を認めようとする考え方を少しでも直してゆく力となるでしょう。こうして現在の格付を圧縮し、先ず一段階でも縮めることに成功しなければなりません。つぎにこの闘いの手段となるものは現場の自主管理の方向です。自主的に労働規律をつくり出し、この闘いは組めないからです。自主的に付のモデルといわれる東京でさえ一部ではあるが、賃金を現場でプールし、事実上格付を無いものにしてしまつてきているのです。この作業配置までも闘いとつた現場では、格立させず第二、第三組合を芽をさらに大きくするために、闘いを孤ク）を孤立させる方向へとも統一行動を組み、逆に職制（カント四、実質賃金獲得の闘い進めてゆくことが大切です。

実質賃金闘争はいろいろの形、内容で私たちの生活内容を高めてゆくためのものです。市民とも結合し、また生活保護を受けている人や病気の人たちの要求も積極的に取り上げ、ハバ広い地域共闘の上に闘わなければならないのです。また私たち同志でも助け合い運動の方向としても、少しでも生活をらくにするために福利厚生活動を活発にしてゆく必要があるのです。

（大会宣言）

全日本の失業労働者を代表する全日本自由労働組合は、一九五四年十月十六日より三日間、その第九回全国定期大会を東京でひらいた。

大会には、北海道から九州・鹿児島まで、さらに「われわれに加盟関係のなかつた最後の県・愛媛の「仲間」も参加し、名実ともに全日本の自由労働者を代表する大会であつた。

全国の代議員による三日間の大会は、われわれの闘いは「全国民的反失業の闘い」であり、われわれの闘い全体が「社会保障を守る」闘いであることを明らかにした。

さらに大会は、この全国民的反失業の闘いの先頭に立つのが就業労働者であり、われわれ失業労働者はこの反失業の闘いの重要な一翼を狙うものであることをも明らかにした。

就業労働者を先頭とするわれわれの反失業の闘いこそ、平和と独立の闘いである。

とくに、さいきん、青森をはじめ、全国各地に、政府が強行しようとする「失対の体力検定」こそは、政府の、人権を無視し、われわれを軍事基地づくりの安あがりの軍人夫に動員せんとする意図を、もつとも露骨に示したものである。

われわれは、以上の観点にたち、全組織をあげて、断乎「失対の体力検定」粉砕のため闘うことを期するものである。

われわれは、この闘いを契機として、さらに、平和と独立をめざし、全国民の統一と団結をかため、反失業の闘いを闘いぬくことを誓う。

右宣言する。

一九五四年十月十八日

全日本自由労働組合第九回定期大会

（要求書）

全日本の失業労働者を代表する全日本自由労働組合は、一九五四年十月十六日から三日間、全国四十四都道府県代表出席のもとに、第九回定期全国大会をひらいた。

全日本の失業労働者の総意を代表する大会は、万場一致の決議により、せまりくる越年の措置として、つぎのことを要求する。

一、越年手当十五日分の支給

二、完全有給休暇七日（元日を中心として）

右の対象、資格、支給方法は、失業対策事業に働く者のみでなく、職安に登録する民間労働者、一般失業保険受給者に無条件で無差別に支給すること

三、体力検定、強制紹介の即時撤回

四、失業保険をアブレたら、即日二百円支給すること

五、これを実現するために補正予算をくみ、予算化せよ

これを実施するための地方自治体独自の措置に干渉するな

六、十二月、一月の完全就労

七、失対事業就労適格基準を撤廃し、首を切るな

右を全日本の失業労働者の最低ギリギリのものとして要求すると共に、完全獲得まで、組織の全力をあげて闘うことを申添える。

一九五四年十月十九日

全日本自由労働組合

労働大臣　小坂善太郎殿

（要求書）

全日本の失業労働者を代表する全日本自由労働組合は、一九五四年十月十六日から三日間、全国四十四都道府県の代表出席のもとに、第九回定期全国大会をひらいた。

全日本の失業労働者の総意を代表する大会は、万場一致の決議により、越年の措置としてつぎのことを要求する。

一、日雇健康保険法の改善

1、休業補償制度を設けよ

2、入歯、歯科治療ができるようにせよ

3、給付期間を延長せよ

4、取扱いを簡単にせよ

5、全額国庫負担で、掛金八円を免除せよ

二、朝鮮人学校の児童の教育費を免除せよ

三、生活保護法の適用範囲をひろげ、基準額をあげよ

四、越年の諸措置を保護費からさしひくな

五、生活困窮者にモチ代一、〇〇〇円、フトンを支給せよ

六、すべての生活困窮者の子弟の学校給食費、教科書を無料にし、人種的差別をするな

一九五四年十月十九日

全日本自由労働組合

厚生大臣　草葉隆円殿

越年闘争　一一月二日、全日本自由労働組合は、越年闘争に関する指令第一一号を、各支部に発した。

(1) 越年闘争の徹底化と統一行動の足がために主力を注ぐこと。

(2) 地方自治体に十一月八日一斉に要求書を提出すること。

(3) 闘いを二段構えとし、中央闘争をもつて第一段の終りとし、その後の地域の闘いをもつて第二段とすること。

(4) 中央闘争の期日を十二月六日より三日間とすること。

中央闘争には、全国各地方代表者、中央執行委員など約三〇〇人が参加し、前掲の越年要求について、労働大臣の回答を迫つたが、

拒否された。

一二月一七日、衆議院労働委員会は、失業対策事業に働く日雇労働者に、その越年手当について、かなり有利な決議をしたのであるが、政府はそれの実行をひきのばした。（一二月二三日妥結）

第六章　国際労働運動

第一節　概観

一九五三年の朝鮮休戦につづいて一九五四年の国際情勢にはジュネーヴ会議とインドシナ戦争の中止、ＥＤＣ批准の否決など注目すべき平和への努力が実を結んだ諸事実がみられたが、同時に平和をおびやかし、新しい戦争への危険を増大させる動きも一貫してすすめられた。原子兵器を作戦の基礎においた北大西洋条約理事会の決定、東南アジア防衛協定、ヨーロッパ諸国政府のパリ協定批准への動き、台湾をめぐる軍事的緊迫、南ヴェトナムにおける紛争拡大、日独再軍備の推進などがそれである。これらの動きは、資本主義諸国の経済の軍事化を強め、アメリカ独占資本の資本主義、植民地、従属諸国にたいする支配力を強め、労働者と国民の生活水準の低下と、これに抵抗する労働者の運動にたいする弾圧の強化、権利の侵害の増大をもたらした。一九五四年は、国際独占資本の戦争準備政策が、資本家の利潤のいちじるしい増大と労働者の絶対的窮乏化、内外市場の狭小化、帝国主義諸国間の対立の激化、過剰生産恐慌の進行などを促進させていくなかで、新しい戦争の危機に直面した世界の労働者階級が、生活と権利と平和をめざす闘いを、いままでになく広汎に、大衆的に、そして効果的に発展させ、国際独占資本と鋭く対決した年といえる。

資本主義、植民地、従属諸国における賃金の低下、税の増大、労働強化と失業の増大、権利にたいする圧迫の傾向は昨年（一九五三年）にひきつづいて鋭くなつているが、これを数字で示すと、つぎのようである。

一九五四年の資本主義諸国にみられる経済の軍事化の推進は、多くの重要部門で生産のはげしい低落と工業生産の一般水準の大巾低下をもたらした。たとえば、アメリカでは、鉄鋼生産は、一九五三年にくらべて約二〇〇〇万トン、一九四九年の恐慌時にくらべて二倍減少し、瀝青炭生産は、五四〇〇万トン、自動車生産は一〇・二％、トラックは一五・三％おちた。工作機械、貨車の生産高は、一九五三年にくらべて、それぞれ二六％、五六％縮少した。こうした工業恐慌は、労働者の生活条件を悪化させ、賃金総額は、一九五三年にくらべて九％減少し、完全失業者数は一九五三年度水準よりも二〇〇万多くなつている（マニュキャン教授の一九五五・三・二付「プラウダ」紙論説）。このあきらかな雇用の減少は、主としてスピード・アップ、労働時間の延長、生産のオートメーション（自動化）による。たとえば、フォード会社のクリーグラウンド新工場では、いままでの労働力の一〇分の一で同数の自動車を製作し、ゼネラル・エレクトリックの電球工場は、一時間に電球九万箇をつくるのに、いままでの四〇〇〇名の労働者の代りに二三〇名の労働者ですましており、シカゴのラジオ工場では、一日一〇〇〇個のラジオ・セットがいままで二〇〇名に対して、げんざいは、二名の労働者でつくられている。こうして、一九五四年にゼネラル・エレクトリック会社は二万二〇〇〇名の労働者を大量解雇した。労働時間の延長は、産業全体をとれば、平均数字で、一年前の週労働三九・

六時間にたいし、四〇・五時間となつている。アメリカの工業生産は、一九五四年末には、かなりの回復をみせているが、資本主義経済の軍事化の強行という条件のなかですすんでいる経済じゆんかんは、生産能力と大衆の低下する購買力のあいだのギャップを深めており、一九五四年のアメリカはけつしてその例外ではなかつた。アメリカ労働省の公式統計による一九五四年度のストは三四六八件、参加人員は一五三万名、失われた労働日は二二六〇万日となつており、この一九五四年度の公式数字は、一九五三年度までの記録にくらべて、増加の傾向を示すものではないが、一九五四年にはいつて各州に急激に強められている反労働者法の制定とその実施のなかで、すなわち、組合運動にたいする圧迫の増大のなかで、なおこれだけのストがおこなわれたことは、アメリカ労働者の生活条件の悪化を物語つている。フランスでは、軍需生産とむすびついた部門では生産高の若干の増大はみられるが、経済活動は全体として停滞し、一九五四年の繊維品生産は、一九三八年を七%上廻つたにすぎず、皮革生産は、一九三八年より三四%低いという例が示すように、大衆消費物資工業部門の生産水準は、たちおくれがめだち、工業生産指数は、一九五二年度の指数をわずかに上廻つているにすぎない。それにもかかわらず資本家の利潤は、七三〇会社の公式発表でみても、一九四七年の約二〇八億フランから一九五三年の約一一七三億フランへ、一九五四年上半期には、さらに一九五三年の二八%増と上昇している。賃金の国民所得にしめる割合は戦前の四五%から一九五二年の三〇%、一九五四年上半期の二九・八%へと低下している。また労働者の賃金購買力は、一九三八年にくらべて、労働時間の延長にもかかわらず、三八%下つている。これにたいし、時間賃金は一九三八年にくらべて約五〇%下つている。この時間賃金と賃金購買力とのあいだにある低下率の相違は、労働時間の延長と労働強化からきている。アメリカと同じように、そして資本主義諸国すべてにそうであるように、スピード・アップの政策は、フランスでも、「生産性向上運動」の名と方法によつて強化されている。このため、雇用の減少は、運輸部門では、一九三八年の五一万四〇〇名が、一九五四年には三八万二〇〇〇名に、すなわち二六%減少したにもかかわらず、輸送量は逆に三六%増大しており、繊維部門では、戦前の六五万名が、一九五四年には五〇万名に、生産量は逆に七%増大している。労働強化は、労働災害件数の増大傾向をいよいよ鋭くしており、たとえば、フランス炭鉱労働者のケイ肺病患者数は、一九四八年の五〇四〇名から一九五四年には七五九五名になつた。

このような傾向は、資本主義諸国に共通にみられるもので、ILOの公式数字によると、一九四八年から一九五四年上半期にかけて各資本主義諸国政府と独占資本家の強硬な賃金ストップ政策の下で、物価はおりおりと確実に上昇している。すなわち、イギリス三二%、フランス四四%、オーストラリア三〇%、日本七一%、スエーデン三二%、オーストラリア八八%、ノールウェー四一%、アメリカ一二%、カナダ二一%。または失業者数を一九五三年上半期と一九五四年上半期とをくらべて月平均でみると、

アメリカ	一一二%増
カナダ	五一%
フランス	五%
西ドイツ	四%

となつている。

ラテン・アメリカ諸国においても経済事情の悪化と労働者の生活条件の悪化とは一九五四年にはいつていぜん増大の傾向を示し、国連の報告によると、一九四八年を一〇〇とする生計費指数は、一九

五四年には、パラグァイ一四八〇、チリー四四三、ボリビア六七三、ブラジル一九一、コロンビア一六三、ウルグァイ一六〇となつており、労働者の賃金購買力はいちじるしく低下している。また、物価の上昇を、一九四八年から一九五四年半ばにかけてみると（ＩＬＯ発表）、アルゼンチン二二八％、チリー三〇七％、ウルグァイ六〇％となつており、仏領のアルゼリアでは、四二％、チュニジアでは七〇％、またインドネシアでは一二〇％を示している。

このような、資本主義、植民地諸国の労働者にたいする生活条件、労働条件の悪化は、たえず高められるスピード・アップを軸とした生産性向上運動という、労働者にたいする搾取を極限にまでおしすすめて、最大限利潤をふくらまそうとする近代的な方法を通じてもたらされていることは、とくに一九五四年にあらわれた大きな特徴である。同時に、この特徴と結合されて、戦時、戦後を通じて労働者階級がかちとつた多くの成果、とくに労働組合運動にかんする権利への攻撃がいままでになく強められている点も注目される。すなわち、一九四七年にアメリカにあらわれたタフト・ハートレー法につづいて、とくに一九五四年にあらわれた大きな特徴と結合されて、戦時、戦後を通じて労働者階級がかちとつた多くの成果、とくに労働組合運動にかんする権利への攻撃がいままでになく強められている点も注目される。すなわち、一九四七年にアメリカにあらわれたタフト・ハートレー法につづいて、とくに一九五四年のソヴェトの労働者は、一九四七年当時の年額の四三・二％を支出するにすぎリコ、ギリシャ、オランダ、パキスタンなどには、「国家の安全保障」の立場から労働組合活動の「破壊的要素」を徹底的に取りしまるという理由で、ストライキ、デモ、集会、言論の自由を極度に制限する法律が実施されている。とくに、一九五四年六月のグァテマラにおけるテロル政権の樹立とグァテマラ労働者連盟と一般農民組合の非合法化と二〇名の指導者にたいする死刑宣告をはじめ七万二〇〇〇名におよぶ投獄に示された事実は、コロンビア、コスタリカなどをはじめ、植民地、従属国における労働組合運動にたいし、公然たる、野蛮な武力弾圧がいちじるしくなつてきたことをもつともよく示している。資本主義諸国では、生活水準の低下、首切りの増大という生活不安を利用して、威嚇と懲罰の手段が、職場で強められており、たとえば、イタリアでは、工場委員会の選挙に、イタリア労働総同盟系の委員を選出したときは、会社は受注を打ち切ると通告するなど、経営者が公然と労働組合運動に干渉をはじめている。

ソヴェト同盟、中華人民共和国その他人民民主主義諸国では、工業生産は前年度にひきつづいて増大し、雇用数の増加、生活水準の向上を記録している。ソヴェトでは、一九五〇年の工業生産高を一〇〇とすれば、一九五四年上半期には一六五に達し、アメリカの一一〇、イギリスの一一二をはるかにひきはなしており、労働者総数は、この三年間に六〇〇万ふえ、四四八〇万名となり、平均労働生産性は二五％増、実質賃金は三〇％増となつている。したがつて、一九五四年のソヴェトの労働者は、一九四七年のときと同じ商品を買う場合、一九四七年当時の年額の四三・二％を支出するにすぎない。

中華人民共和国では、工業の生産高は、一九五四年には、前年度にくらべ一八％増加し、平均実質賃金は、一九五二年を一〇〇として、一九五三年には一〇五％、一九五四年には一一〇・二％と増加しており、雇用労働者数は、一九五二年より七・八四％の増加を示し、一一〇〇万名となつているが、一九五〇年当時の組織労働者二三〇万とくらべ、約四五〇％の飛躍的増加をみせている。

そのほか、人民民主主義諸国でも、それぞれに差はあるが、生産と消費は急速に増大し、生産は平均して戦前の約三倍に、賃金購買力は、戦前の約二・七倍に達している。このほか、社会保障制度の改善、福利厚生施設の向上は、前年にひきつづいて発展をみせている。

第二節　国際労働組合運動の特徴

一九五四年の国際労働組合運動の特徴は、一九四七年いらい激化した国際独占資本の攻撃によくたえながら、生活と権利と平和をめざす要求で統一された民主主義運動として、その大衆的性格をつよめ、広汎な国民層と結合して、ひろい基盤のうえに組合運動をひろげ、下からの統一行動を着実に積みかさねて、国際独占資本に対する積極的な攻撃に転じはじめた点にある。

一　一九五三年の朝鮮の休戦につづいて一九五四年には、ジュネーヴ協定とインドシナ戦争の中止、ＥＤＣ拒否という重要な結果がうまれているが、この成果の背景には、戦争に反対し、平和をもとめる世界の労働者階級の強力な闘いがあつたといわなければならない。また、西ドイツのドイツ労働組合連盟（ＤＧＢ――国際自由労連加盟――六〇〇万）が、第三回全国大会で、ロンドンで調印されたドイツ再軍備にかんする協定を拒否する決議を圧倒的多数で可決したことは、一九五四年の国際労働組合運動におきた、新しい重要な変化といえる。

ビキニ水爆実験を機会に、原子および熱核兵器の禁止運動が、広汎な国際的世論のなかで大衆的に展開されはじめ、従来は、原水爆問題について沈黙がちであつた国際自由労連が、第十三回執行委員会（一九五四・一一）ではじめて「原子力の管理とその平和的利用」というかたちで、この問題をとりあげるにいたつたのも、一九五四年のことである。

ヨーロッパでは、ドイツ再軍備反対の運動はさらに発展してヨーロッパ集団安全保障体制の確立を要求する運動となり、一九五四年六月二〇～二二日、ベルリンでヨーロッパ労働組合会議（西ドイツから一九三名の代表参加）となつて結実する一方、アジアでは、北京で五月に、アジア労働組合懇談会がひらかれ（九カ国、一七組織、五五名）、一切の新戦争政策に反対し、平和と独立と民主主義をまもるための団結を誓い合つた。

こうして、これらのいくつかの重要な事実と変化とは、一九五四年にはいつて世界の労働組合運動が、平和問題を、もつとも切実な要求として、運動の中心にすえて具体的なかたちで前進をはじめたことを示している。

二　一九五四年にみられた労働者の平和運動のいちじるしい前進は新しい戦争の危機が一段と鋭くなつているという事実と、この戦争の危機をうすらげ、解消していくだけの力量をいまや世界の労働者階級はもちはじめていることを示している。同時に、各国の労働者のうちだす平和運動が、一そう大衆的になり、強力になつているという事実のなかには、労働者の生活条件、労働条件の悪化、権利への侵害と戦争政策の推進との不可分の関係が、ようやく広汎な労働者大衆のあいだに大衆自身の自覚であきらかにされてきたことが、きわめて大きな要素をしめている。

一九五四年の後半は、ＥＤＣに代るロンドン＝パリ協定反対の闘いが、フランスをはじめ、イギリス、ベルギー、イタリア、オーストリアとヨーロッパ諸国にひろがつていつたが、ドイツ軍国主義と原子力戦争に反対する運動がおこり、国際的には、西ドイツ、イギリス、ベルギー、オーストリアなどの国際自由労連系の労働組合と労働者の多くが、フランス、イタリア、東ドイツ、ソヴェトなどの世界労連系の労働組合と労働者と、労働者の国際諸会議、各国訪問などを通じて、統一行動を促進し、国内的には、イタリアやフランスのように、各全国中央組織のあいだで、とくに支部、職場で、統一行動を発展させた。

これらの各国労働者の平和運動が、ロンドン＝パリ協定に反対するとともに、欧州集団安全保障体制、ドイツの統一、軍縮という具体的な新しい解決策をかざして、みとおしのある発展を示したことは特徴的である。

三　賃金闘争は組合運動の自由と権利をまもる闘いと結合されて、もつとも広汎におこなわれたが、資本主義者諸国では、平均して一〇%から一五%の賃上げが、植民地、従属諸国では、平均して二〇%から四〇%の賃上げが要求され、また闘われた。これらの賃上げ闘争は、資本家と政府の頑強な反対と圧迫のなかですすめられたにもかかわらず、単純化された要求による幅ひろい統一行動と大衆化された運動の力で、多くの成果をもたらしている。

四　アメリカでは、㈠賃上げ要求を中心とする団体協約更新の闘いが、長期化する傾向をおびていること（ＡＦＬ大工組合の三〇日間、ＣＩＯ繊維労働組合の五〇日間、ピッツバーク鉄道労働者の三五日間、ＵＥ・スクエアーＤ工場の九五日間、西海岸木材労働組合の八五日間、ＣＩＯゴム労働組合の五〇日間、ＡＦＬ航空従業員の二五日間、ウェスティングハウス電気労働組合の四〇日間）、㈡ＣＩＯ、ＡＦＬ、中立系の各組合が、下部で統一行動あるいは連帯行動をとる例が増大している（ＵＥ・スクエアーＤ工場の闘い、アナコンダ、ケネコット銅山労働者のスト、西海岸木材労働者のスト等）、㈢ＡＦＬ系労組にストライキ手段による闘いが増加したこと（バス、タクシー労働組合、トラック運転手組合、築建労働組合、自動車労組、ニューイングランド鉄鋼労組、木材労組、製パン労組、市電労組、造船労組等）、㈣従来、組織率も低く、戦闘力も弱い南部諸州の「逃亡工場」（経営者は高賃金の労働者をかかえている北部から、低賃金で、利潤も多い南部に工場を移転する動きを強めている）で賃上げと労働条件の改善をめざす闘いが増加したと、㈤各全国組合のあいだでの合同運動が強くなつており、石油働組（ＣＩＯ）とガス・コークス・化学労組の合同をはじめ、繊維労組、包装労組、精肉労組その他の組合のあいだでも合同の気運がふえ、ＣＩＯとＡＦＬの合同問題が日程にのぼりはじめたことが注目される。

イギリスでは、㈠、一九五四年の一一ヵ月間に、一八四四件のスト（一九五三年は一六二六件）、参加人員は四一万五〇〇〇名とイギリス労働省から発表されている。このうちで、三万の電気労働者が、一九五三年にひきつづいて一月一八日からおこなつた賃上げスト、約一ヵ月にわたつた超過勤務拒否のロンドン、リバプールなどの港湾労働者のストが特筆されるが、㈡、一九五四年一〇月現在で、賃上げ要求をだしている組合の労働者数は六五〇万に達した。㈢、またイギリス労働組合会議（ＴＵＣ）は、九月の全国大会で、二八〇〇万の家族に影響する家賃値上げ法案反対の全国的闘争を呼びかけた。㈣、西ドイツ再軍備反対、原水爆禁止、自由な国際貿易の拡大、国際自由労連と世界労連との話し合いと統一行動の具体化という課題が、一九五四年のＴＵＣ全国大会で公然と、強力に論議され、票決されるという運びにいたつたが、これらの動議は国際貿易の拡大の件と原水爆禁止の件が可決されたほかは、否決こそされたが、造船機械労組（八九万）、鉱山労組（六四万）、鉄道労組（四〇万）、電気労組（二一万）、スコットランド労組会議（七〇万）など有力労組二〇組合から支持され、その数は約二七〇万に達している。

フランスでは、㈠、時間給一三三フランの最低保障賃金をめざす運動が、仏労働総同盟（ＣＧＴ）のイニシアティヴで、「労働者の力」（ＦＯ）、キリスト教労連（ＣＦＴＣ）などの各労組の下部労働者の統一行動の強化で全国的にひろがつており、金属、建築などの

部門では若干の賃上げ(時給一五フラン増)をかちとつたが、四月二八日には主要都市で二五〇万以上の労働者が二四時間ストをおこなつた。(二)賃金ストは労働強化反対とともに、ほとんど全産業にわたつて、短時間ストをくりかえすかたちでおこなわれていることと、金属労働者の闘い(二・九)がもつとも代表的に示しているように、地域で、支部で、職場で、CGT、FO、CFTC、中立系の各労組の統一行動と統一行動委員会の発展がいちじるしく、この発展は、フランス労働戦線の組織的統一を具体的な課題として労働者のあいだで討議されはじめたところにまできている。(三)、インドシナ休戦をかちとり、EDCを拒否したフランス労働者の平和への闘いは、一九四七年いらいの戦争政策を、平和政策に転換させる方向に強力にすすんでおり、CGTは、生産性向上運動を戦争政策のあらわれとしてバクロし、行動綱領は、経済的、社会的諸要求のための斗いを、平和のため、西ドイツ再軍備反対のため、平和的方法による国際紛争の解決のため集団安全保障と軍縮のための斗いと結合させる方向ではつきりとうちだしている(一〇・全国委員会)。

西ドイツの一九五四年は、(一)、ストライキ運動のもつとも昂揚した年であり、バアヴァリア(二二万)、ミュンヘンの金属労働者(六万)のスト、ハンブルグ公務員一万五〇〇〇のスト、ルール地方の各産業労働者のストはその代表的なものであつたが、これらの賃上げストが「経営参加」が労働者の生活条件を改善するという宣伝をうち破つた点でも注目された。(二)ドイツ労働組合連盟(DGB)の発表によれば、一九五四年に八五〇万の肉体労働者が平均五・四%、二六〇万の頭脳労働者が平均五・一%の賃上げを獲得している。(三)一九五四年一〇月四日からひらかれたドイツ労働組合連盟全国大会が示したように、統一ドイツを支持し、ドイツ再軍備に反対する西ドイツ労働者の声は圧倒的にひろがつていること、低賃金、労働強化、失業、組合権利の圧迫の問題をはつきりと労働組合運動の分野にもちこみ、労資協調の方法ではなく、労働者の斗う行動綱領によつて、これらの問題を解決しようとする発言が強くなつていることは、西ドイツの労働者の下からの新しい大衆運動の発展として注目される。

イタリアでは、(一)賃上げ斗争は、一九五四年を通じて二二の職種で、団体協約更新によつて三%から一一%の賃上げをとつたが、金属、化学、繊維、農業労働者(ポー河流域)の二四時間、四八時間の統一賃上げストとローマ、フレンツエで五〇〇万労働者のおこなつたゼネストがとくに注目される。(二)金属工場を中心とする大量首切りと工場閉鎖に対する闘いは、一九五四年にはいつてもおとろえず、強力な各労組との統一行動は、数万の労働者の首切りを防ぐことに成功した。(三)伊労働総同盟(CGIL)、伊労働同盟(CISL——キリスト教民主系)、伊労働連盟(UIL——社会民主系)の各支部、分会、職場、地域の統一行動は、鋳造労働者二〇万の大量首切り反対の二四時間スト、ブレダ金属工場の二四〇名の首切り反対スト、ポロニアの機械工場の九六〇名の首切り反対スト、ゼノアの化学労働者、サヴォナの機械労働者、ラ・スペチアの繊維労働者、ローマの公務員一〇万の各賃上げストなどで強められた。各全国中央組織の賃上げにかんする統一行動協定は、一月末、CGTとUILのあいだで成立し、イタリア労働戦線の統一に大きな意義をもつにいたつたが、CISLの上部機関は協定を拒否したため、職場労働者との統一行動としてすすめられている(注、UILとCISLの労働者総数は、イタリア組織労働者総数の二〇%をしめる)。(四)一九五四年のイタリアのストライキ運動のなかで興味ある点は、経営者と政府が、CGILの分裂工作を策して、UILとCISLすなわち少数派組合にたいしてだけ賃上げ協定をおこなつたこと、

これに対して、UIL、CISLの各産業部門にわたる職場労働者が、六月二二日から、約一ヵ月にわたり、二時間、四時間、六時間、二四時間、四八時間の抗議ストをいたるところでおこない、六四一三の企業（五〇万名）で、この「少数派協定」は打ち破られ、この協定による賃上げ率の約二倍にあたる新しい賃上げをかくとくしたことである。(五)こうしてイタリア経済が、アメリカ独占資本の従属下にあつて、工業生産と国民所得の増大にもかかわらず、重要部門は生産停滞を示し、工業投資は一九五〇年の三八・三%から一九五三年の三三・三%へと低下し、労働者の賃金の国民所得にしめる割合も低下している現状のなかで、大工業独占資本と地主に反対して経済政策を急激に変化させる必要がますます強調されている。すなわち広汎な国民的規模での戦線を強めることによつて伊労働総同盟の労働計画の推進をはかることが、CGIL書記長によつて力説されている。

ラテン・アメリカでは、ウルグァイの繊維労働者一万二〇〇〇が一一月、賃上げその他を要求した約二ヵ月にわたるストが特筆される。このストは、首都モンテヴィデオの金属、印刷をはじめ多くの労働者が同情ストをおこない、三六組合が共闘委員会をつくつて強力な団結を示し、勝利している。アルゼンチンでは、ペロン政府の賃上げ禁止令を支持する組合幹部の圧力をけつて、ついに労働者の大衆運動は、賃上げ禁止令を廃止させ、各産業にわたつて賃上げストがひろがつたことは、ストがペロン政権の野蛮な弾圧の下でおこなわれただけに、アルゼンチンに強い労働組合運動が成長していることを示した。ブラジルでは、炭鉱、砂糖、かんづめ、港湾、鉄道の各労働者が、賃上げ、手当増額さらに最低保障賃金を要求して、名主要都市でストライキ運動をおこなつたが、そのスト件数、参加人員、期間の長期化、統一の強固さは、戦後はじめてのものといわれているが、とくに死文化されていた最低保障賃金の適用をかちとつている。チリでは、銅山労働者の賃金闘争とならんで、二〇万以上の政府公務員が、教員を先頭に統一委員会を組織して生活条件改善を要求してストをおこない、成果をおさめた。ホンデュラスでは、四月三〇日にユナイテッド・フルーツ会社の労働者、鉄道労働者、港湾労働者、機械労働者が、五月四日には、バナナ園労働者が、賃上げ、休日出勤倍額支給、組合の承認などを要求して統一ストをおこなつた。このストライキ運動は、ストライキ地方委員会を基礎として中央ストライキ委員会を組織し、鉱山、繊維、製錬の各労働者、農民、学生、市民などの参加と支援をえて勝利している。このような職場労働者の統一行動と各産業労働者の連帯行動、ひろい市民層との結合というかたちの闘いは、メキシコ、パラグァイその他のラテン・アメリカ諸国でいままでになく発展している。

アフリカでは、アルゼリア労働組合第五回全国大会（六月）で、農業労働者と失業者の組織化の重要性とアルゼリアとフランスの労働者の同盟がとくに強調された。モロッコでは、この二年間におよぶ釈放運動の結果、一七名の組合指導者が釈放された。チュニジアでは、UST、UGTT、FOの各全国中央組織の統一行動が、鉱山はじめ多くの産業部門で発展しているが、郵便労働者のあいだでは、USTTとUGTTの連絡委員会が組織されるにいたつた。

中近東では、イランの労働者は、一九五三年八月のクーデーターによる弾圧の激化にもかかわらず、経済的、社会的要求のための闘いをすすめているが、メーデーは、地下労働者委員会の指導下で、広汎な大衆動員に成功した。レバノンでは三つの全国中央組織がおこなつた生活条件の改善と労働組合の自由をめざす統一行動の力はさらに、レバノン労働運動史上はじめてメーデーを公休日とする法令を一九五四年にかちとつている。

東南アジアでは、インドのほとんど生産業部門にわたつて、労働者は、失業、労働時間延長、賃下げ、合理化に反対し、賃上げと労働組合の権利をまもる闘いをおこなつている。マラバール栽培園の一万三〇〇〇の労働者のストは全インド労働組合会議（ＡＩＴＵＣ）とインド全国労働組合会議（ＩＮＴＵＣ）の完全な統一行動でおこなわれたほか、ボンベイ紡績労働者二〇万の官憲の発砲事件抗議のスト（一月）、ベンガル教員二万五〇〇〇の賃上げスト（二月）、全インド銀行従業員六万五〇〇〇の二四時間全国スト（九月）、鉄道労働者の、当局の交渉サボに対する抗議スト（八月）、トラバンコール・コチン州の公共運輸労働者の賃上げと組合権利をめざすストなどが、主なものとしてあげられる。

インドネシアでは、労働組合中央組織（ＳＯＢＳＩ）は、政府公務員には賃金の八五％を、民間企業には一カ月分の新年手当を要求して闘い、かなりの成果をおさめた。インドネシア労働者の賃上げ要求その他のストライキは、主として、オランダ人または外国人の経営する会社でおこなわれているのが特徴である。

マレーでは、六月に三〇万のゴム労働者が賃上げと生活費手当をかくとく、七月には、一万のシンガポール公共事業労働者が新賃金制度を市当局に認めさせた。パキスタンでは、カラチで港湾労働者、繊維労働者が、それぞれ、前者は賃上げを、後者は工場閉鎖反対の闘いをおこなつた。

五　国際自由労連（ＩＣＦＴＵ）は一九四九年一二月に、反共を統一の基盤として結成されていらい満五周年を迎え、加盟国六九、加盟団体八六、加盟組合員五三〇〇万といわれているが、その後の国際情勢の進展と国際労働組合運動の動きのなかで、一九五四年にあきらかにした主な方針と活動（第一二、第一三回執委）はつぎの通りである。

(イ)　原子兵器の生産と貯蔵では西欧側はソヴェトにまさるが、ソ連圏は通常軍備兵力でまさつているから、単なる原子兵器の廃止は、西欧の劣勢をまねく。全般的軍縮は比例的縮少では、西欧側に不利だから、ソ連圏に対しては高率の縮少を適用すること、有効な管理制度を設けること。

(ロ)　ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の最高委員に国際自由労連初代会長ポール・フィネを送つているが、また「西欧同盟」のための諸会議に自由な労働組合が、産業界、金融界の代表と同等の資格で諮問をうけるべきこと、ロンドン＝パリ協定できめられた各種諮問委員会が設立されたときは、国際自由労連汎ヨーロッパ地域組織（ＥＲＯ）加盟の労働組合は、各産業、金融団体と同等の権限をあたえられるべきであること（ストラスブルグにおける欧州地域会議決議）。

(ハ)　圧制的な政治によつて労働者の権利、人権をはく奪されたすべての勤労者（ソ連圏、スペイン、アルゼンチン、ベネヅェラ等）にたいする連帯と支援をすること。

(ニ)　世界労連および世界労連系労働組合からのどんな統一行動や協力の申しいれも拒否すること。

六　世界労連（ＷＦＴＵ）は一九五三年の第三回世界労働組合大会でこの運動方針をあきらかにしたが、第七回総評議会（一九五四年一二月）では、(イ)、パリ協定批准、原子力戦争準備政策の推進による新しい戦争の危機の切迫、アメリカの台湾挑発、日独再軍備を中心とした軍事侵略ブロックの創設に直面してこれの動きに反対する、平和闘争を労働組合運動の中心におくこと、(ロ)生活と権利をめざす基本的要求で広汎な統一行動を組織し、国際自由労連系労組とも積極的に行動を統一すること、をあきらかにした。

七　一九五四年にはいつて新しい戦争の危機はいぜんとして深く、軍備競争政策が、労働者の生活条件、労働条件のいちじるしい

労連は、政見、信条、所属組合、国籍、社会制度のちがいをこえて、すべての国の、すべての労働者との統一行動はできるという立場から、一九五一年いらい国際自由労連に、労働者の国際的統一行動を呼びかけてきている。この呼びかけはつねに国際自由労連指導部によつて拒否されているが、げんじつには、この二大国際労働組合組織加盟の労働組合または労働者のあいだの国際的、国内的統一行動は、一九五四年にはますますひろがつており、イギリス、スカンジナヴィア、フランス、イタリアなどで目立つている。さらに世界労連産業別部門の各労組インターの招集した金属、石油化学、炭鉱の各国際労働者ならびに欧州労働組合会議、アジア労組懇談会などには、世界労連系でない労働組合と労働者が参加する数が増加し、国際交流も、東西ドイツのあいだをはじめ、ソヴェト、中国、人民民主主義諸国と資本主義、植民地諸国のあいだでいままでになく活発化し、労働者の国際的協力と友好と団結はいちじるしく発展している。こうして、一九五四年の国際労働運動は、反共による労働者の統一という思想ではなく、原子力戦争に反対し、生活と権利と平和をめざす具体的な行動によつてすべての国の、すべての労働者の統一を強め、進歩と繁栄の政策をかちとる闘いが、新しく、強力にすすめられた年といえる。

以下に各種国際会議に関する資料を集録しておく。

（世界化学石油労働者会議の一般決議）

――一九五四・九・二二～二六、ブカレストにおいて――

一、労働者の状態

一九五四年九月二二日より二六日までブカレストで開かれた世界化学石油労働者会議に出席した代表は満場一致で、世界的な規模での、これらの産業の労働者の統一を強調する決議を行つた。

この会議で、大多数の国ぐにの何百万の男女労働者の利益を表明して、化学関連産業労組インターナショナルを基礎にして、世界労連産業別部門の化学石油関連産業労組インターナショナルがあらたに設立された。

会議に参加した代表たちは、この組織の結成はトラストや独占資本の犯罪行為、とくに、資本主義諸国、植民地、従属国の化学石油産業を支配しているアメリカ独占資本に反対する闘争における労働者の力強い武器であるとみている。

明らかに国際的な性格をもつている化学や石油のトラストは、資本主義のもつとも反動的で、好戦的な勢力をかたちづくつている。最大限利潤をつくり出そうという目的で、かれらは、労働者にたいする搾取を強化し、他国の天然資源を奪いとり人民を奴隷化し、新たな世界戦争の準備に狂奔している。

このような政策の結果、勤労大衆の、とくに、植民地従属国の労働者の状態が日に日に、たえがたいものに悪化して行くのにひきかえ、化学、石油、その他の事業主たちは、ますます富みふとつている。

労働強化は耐えがたいまでになつており、完全失業、半失業は増加している。

賃金は着々と引下げられ、消費物資の価格は上りつつあり、直接、間接の税金は増加している。

使用者は作業上の安全を保証していないと同様に、普通の労働条件をも保証していない。その結果、化学石油関連産業の労働者の間で労働災害や、職業病の件数が増加している。

かれらは、首切り、罰金、労働組合運動の弾圧、さらには植民地における体刑のように、労働者の抵抗を押しつぶすため、警察悪化をもたらし、労働組合の民主主義的自由を侵害するとする世界

やファッショ的手段をもちいている。

この会議は、資本主義、植民地諸国で、搾取と貧困が増加している反面、ソ同盟、中華人民共和国、人民民主主義諸国では資本主義が排除されてから、経済や文化は国民の利益にしたがつて発展し、労働者の生活や文化の水準は着実に上昇していることを強調する。

二、化学石油労働者の基本的要求

労働者大衆は、トラストや独占資本の政策に抗して闘えるものと確信する。多くの資本主義国植民地従属国の化学石油関連産業労働者の英雄的な闘争や、はげしい活動はこのことを立派に証明している。

大衆行動と国際的な連帯にささえられた運動によつて、使用者たちは、しばしば譲歩をよぎなくされた。

これらの働く人びとの利益のために英雄的に闘つている男女労働者にあいさつをおくり、テロや弾圧の犠牲者たちにたいして同志的連帯を表明し、官憲の弾丸や、獄舎のうちにたおれたすべての犠牲者に、われわれは敬意にみちた賛辞をおくる。

会議の代表たちは、工場労働者の仕事と、パンと、自由とにたいする権利を使用者に認めさせるために、生活向上の闘争を一そう強化しなければならないと信ずる。

労働者の闘争は、各国におけるいろいろの条件を考えながら、つぎのような基本的要求かく得のために発展させなければならない。

——未熟練者を中心にした一そうの賃金引上げ、購買力の増加、生活水準の向上。

——団体協約の締結、生活向上と労働条件の改善。

——青年婦人の特殊な要求「同一労働、同一賃金」の原則の適用。

——労働者を疲れ果てさせる、アメリカ式の「労働生産性」制度を含む、あらゆる形の増大する搾取をやめよ。

——平和生産の確実な発展により、完全失業と半失業をなくせ。

——社会保障、職業上の安全、病気や労働災害、老年、失業などにあたつて労働者とその家族の保障制度の確立。

——労働者のストライキ権、その他あらゆる方法による闘争の権利よう護と拡大。すなわち、労働組合の諸権利および民主的権利、とくに職業上の権利のよう護とかく得。

——貿易の無制限拡張と、経済文化交流の拡大。とくに平等と互恵を基礎に、社会主義諸国と資本主義国との間での発展。

労働者大衆の強力な統一は、これらの要求を闘いとるためのもつとも有効強力な武器であり、この武器は、とくに化学石油の労働者にとつては、どうしても必要なものである。というのは、化学石油の労働者たちは、よく組織された敵と対立しているからである。分裂は労働者の力を分散し、使用者に利益を与える。使用者は労働者にたいする収奪を強化するために遠慮えしやくなく、この手段を利用しているのだ。

どのような、思想上、宗教上、政治上のちがいも、使用者たちのいん謀に反対して生活条件の向上と労働組合の諸権利、民主的諸権利、および平和を求める労働者の統一行動をさまたげてはならない。

われわれは、労働者を分裂させ、弱くさせるために不正行為や、買収や、脅迫を用いて御用組合を組織しつつある使用者やその手先どもの分裂策動をばくろし、粉砕しなければならない。

この会議は、インターおよび各国の全国組織が組合機関紙や宣

伝を改善し、拡大して、広汎な労働者大衆を動員し、教育し、組織する武器とするため、できるかぎりの努力をつくすよう提案する。

統一は、まず、下部で、工場のなかで打ちたてられ、逐次、全国的な規模、すなわち組合の間の統一に発展させなければならない。この統一を達成するためには、あらゆるセクト主義、偏見、こまかい問題、うわべだけの名声を排除することが絶対に必要である。

われわれは、統一行動と組織の統一への、あらゆる方途を探し出さなければならない。

わがインターに加盟している労働組合は、あらゆるまじめな労働者や、要求をかかげている一さいの組織にたいして、たとえ、他の中央組織や国際組織に加わつているものであつても、さらに十分な支持を行うようにしなければならない。

民主的な労働組合の活動は、労働者の統一行動に欠くことのできない基礎なのである。

民主主義に基いた労働組合運動によつて、われわれの仕事から官僚主義をなくし、組合や大衆の間の結束を強め、信頼をうちたてることができる。こうして労働者は階級意識を高め、自らの力に自信をもち、その行動のあやまちを克服し、いろいろの問題を解決するうえで組合に協力するようになる。集会、会議、とくに工場における集会は、定期的な正常の組合活動にならねばならない。

この会議は国際的な水準で最も広汎な統一を打ちたてることが、緊急、かつ、もつとも必要な任務であると考え、インターの指導部にたいし、国際自由労連、国際キリスト教労組連盟、その他の労組連盟、労組中央組織に属する化学石油関連産業労働者と緊密な連けいをつくり統一行動をとるために、全力をつくすよう指示する。

われわれは、アメリカ、カナダ、イギリス、西ドイツ、その他の諸国の友誼組合との連絡を確立し、現在行われている連絡をさらに拡大すべきであるという熱意を表明する。これらの結びつきこそ、全世界の労働者の共通の闘争を前進させるものと信ずる。

三、平和を守る闘いの最前線に

世界会議の代表は、労働者大衆が人間らしい生活条件のえられない主な原因は、大トラストや独占資本に支配された資本主義政府の侵略政策にあり、また、新しい戦争が起つたならば、労働者大衆のもつている経済的・文化的既得権はすべて一掃されてしまうであろうと断言する。したがつて、平和を求める闘争は、社会的、経済的要求のための闘争と、どうしても切りはなすことのできないものである。平和のための闘争は、政治や宗教のうえでの意見の相違や、所属組合にかかわりなく、労働組合と、すべての男女労働者にとつての基本的な任務である。化学・石油関連産業の労働者は、直接的に大量破壊兵器、毒ガス、細菌兵器の製造に参加する立場にあるので、どうしても、平和闘争の最前線に立たなければならない。

われわれは原水爆およびその他の大量破壊兵器の製造使用の即時禁止と、これらの兵器製造工場を、人類の進歩と繁栄に役立つ生産に転換させるために闘わねばならない。

ソ同盟において最初の原子力発電所が操業を開始したという報導を、深く喜ぶものである。

西ドイツおよび日本の再軍備と、ヨーロッパ、アジア、その他の地域における帝国主義者の侵略ブロックの結成に反対する闘争は、諸国民の集団安全保障にとつてぜひ必要なことである。われ

われは、世界中の人民の統一闘争によつてかちとられた、朝鮮とインドシナとにおける平和を確固たるものにしなければならない。

われわれは、いわゆる力の政策を非難し、あらゆる国家間の係争問題を平等の権利にもとずく平和的話合いによつて解決することを要求する。

帝国主義者、なかんずくアメリカ帝国主義者は残忍な収奪と弾圧を加え、植民地・従属国の天然資源を自分たちのために勝手に使用し、武力を用いて、自由と民族の独立をもとめる諸国民の熱望を弾圧している。

資本主義国、植民地諸国の全労働者は、民族独立のために正義の闘いをすすめ、圧迫された諸国民にたいして、全面的な支持を与えなければならない。

四、化学石油インターの任務

会議は、インターの指導部にたいし、援助と国際連帯の具体的な実現のために、労働者階級の運動の経験を検討し、普及すること、および、生活条件の向上、労働組合の権利と民主主義的権利、民族独立、平和のために闘つている世界中の労働者の闘争を支援することを指示する。インターは諸国の労働者、労組の間の連けいをすい進し、集会や代表の交換に援助をあたえなければならない。

インターは、世界労連と協力して、国際労働機構（ＩＬＯ）や、国連の経済社会理事会の事業に積極的に参加せねばならない。

われわれは、あらゆる国の労働組合の闘争、とくに、労働者階級の運動が発展していない国や労働者が資本家の社会的、経済的な圧迫に反撃できないでいる国の労働組合の闘争を支援しなければならない。インターは、とくに未開発諸国における労働組合の設立に一そうの援助を行うべきである。

インターは、労働組合の統一と、いまだ多くの国の労働運動に見られる分裂を終らせるために闘うであろう。インターは、加盟、非加盟をとわず援助と助言を必要とするあらゆる化学石油関連産業の労働組合および労働者にたいして、同志的な支援を一そう強化するであろう。

労働者階級の運動の戦闘的な経験を力として、インターはその影響力を拡大し、生活の向上と自由と平和を求める労働者の闘争を推進するであろう。

インターは、これらの任務をなしとげるであろう。

化学・石油および関連産業労働者の国際的統一と団結万才！

化学・石油および関連産業労働者インターナショナル万才！

世界労連万才！

（同会議の資本家の弾圧にかんする反対決議）

――一九五四年九月二六日万場一致採択――

国際化学、石油、関連産業労働者会議に何百万もの組合員を代表して出席したわれわれ三四カ国の代表は、深い怒りをもつてイラン、ギリシヤ、ヴェネズラ、グァテマラその他の諸国の独裁政権による、労働組合の権利にたいする攻撃、労働者にたいする、ごう問、投獄、迫害、追放の報を聞いた。

同時にまた、われわれは市民としての権利を守り、民主主義と民族の独立のために闘うこれら諸国の男女労働者の英雄的な闘争を知つた。

この会議に出席したわれわれ代表は、圧迫された諸国民の果敢な行動に熱烈なあいさつをおくり、あつい連帯を確約する。

われわれは、これら諸国の政府に強く抗議し、労働者の要求、権利と自由と平和のために闘つている何千もの勇敢な男女労働者

を解放して、流血の弾圧を中止するよう要求する。
われわれはすべての全国労働組合および労働者に向つてテロと弾圧を終らせる日まで連帯行動をさらに強化するよう要請するものである。
プロレタリア国際主義万才！
労働者大衆の国際連帯と統一万才！
（化学・石油とガラス・陶器・製紙および板紙・製薬その他関連産業労働者の要求綱領）
――一九五四九月二六日万場一致採択――
世界労連加盟および非加盟の組合を代表して、三四カ国、一一名の代表出席のもとに世界化学石油労働者会議は、これら産業の各部門で働く労働者の経済的、社会的条件を徹底的に検討した。
この会議はつぎのことを宣言する。
労働者の生活水準は低下する一方で、貧困と失業は増大している。
労働組合の諸権利および民主的自由にたいする圧迫は強化されている。
植民地・従属国の労働者は、ひどい搾取のもとにおかれている。
生産の方式とその合理化によつて労働者からの搾取は増大している。
この会議では、資本主義、植民地、従属国におけるこのような労働者の状態は、アメリカの指導下にある帝国主義独占資本の支配によるものであることに意見が一致した。
かれらは、資本主義的支配を拡大し、最大限の利潤をえようとたくらんで、これらの国ぐにの経済と国民生活を第三次大戦の準備へ切りかえつつある。
またこの会議は、資本主義および植民地、従属国の労働者の状態とは対照的に、ソヴエト、中国、人民民主主義諸国の労働者がドイツ民主共和国の労働者が経済の社会主義的発展にもとづいて、その生活文化を比較にならないほど急速に発展させていることを指摘する。
代表の参加と否とにかかわりなく、共通の利益のために団結をすすめている幾百万の化学、石油関連産業労働者の要望を表明することはこの会議の目的であり、会議では、あらゆる国の労働者の行動の統一をみちびく次の綱領を満場一致で採択した。
〔賃金〕
一、賃金の引上げ、家族の正常な生活維持に必要とする水準まで、国民所得に占める労働者の収入の増額。
二、名目賃金の引上げと、物価引下げのための有効な対策による労働者の購買力増強。
三、賃金凍結の停止、および賃金の購買力を保障する方法の適用。
四、性、人種、身分、国籍の別なく同一労働同一賃金の原則の無条件実施。
五、連続作業および巡回交代勤務をしている労働者にたいする別手当支給。
六、超過勤務および休日出勤にたいする割増賃金。
七、賃請仕事にたいしては次のことを労働者に保障する制度の実施。
資格により最低基本給を定める。
少くとも出来高に応じた額の増給。
八、資本主義、植民地従属諸国家における、直接間接の賃金天引

を含む、すべての罰金制停止。
九、労働者が自分の賃金を確かめうるように賃金計算方法の簡易化。

〔増大する搾取〕

一、労働者の体力健康を低下させる搾取、およびあらゆる形の労働強化反対、労働過重をなくし、安全装置の取付使用を行いうるよう組立作業、機械および装置の、正常な、作業速度を設定せよ。
二、賃金、製造価格、労働時間、賃請仕事の標準手当の決定、組合作業、機械、装置、作業の方式およびスピード、作業班の編成等の検討に必ず労働者代表を参加させよ。
三、連続的な組立流れ作業、機械および装置作業に従事する労働者には有給休憩時間および食事時間の保障、その間の補助作業班の設置。

〔一日および週間労働時間〕

一、給料引下げなしに、最大限一日八時間労働と、より短い週間労働。
毎週、最低二四時間の休日を与える義務制の実施。
二、生産行程が健康に悪く、とくに不快または危険な職場においては、普通労働時間の一定給料のままで労働時間を短縮せよ。
三、例外を除き超過労働は認めない。

〔就業の権利〕

就業の権利は労働能力のあるすべての人びとのもつ、おかすことのできない権利である。
一、労働者にとつては働く権利をまもることと、完全失業、半失業の根絶が極めて大切なことである。
二、就業の権利をまもるためには精力的な行動を展開せねばならない。
a　工場閉鎖反対、平和的生産の縮小反対
b　消費物資生産工場の全生産能力による完全操業と、農業に使用される肥料、薬品などの生産増強
c　労働者大衆の購買力を引上げて、国内市場の拡大
d　平等互恵にもとずく例外なしにすべての国との貿易の拡張
e　会社の都合による失業者にたいしては、国家または企業または企業の負担により全失業期間をつうじる経済的援助
f　植民地、従属国、後進国の民族産業、とくに、製造業の発展

〔休養の権利〕

一、全労働者にたいし、最低二週間の有給休暇の実施。
二、つぎにかかげるすべての労働者にたいする特別休暇の実施。
a　勤続年限の長いもの
b　重労働や危険作業で健康を阻害されるおそれのある仕事に従事するもの
c　年少者

〔作業安全および衛生保護〕

一、健康を害し、危険な作業をともなう産業を取しまる特別な規則を設けること。
その規則は次のことを含んでいなければならない。
a　生産にたずさわる全労働者に衛生的で安全な作業状態を保障する、すなわち労働災害や職業病の発生を完全に排除しなければならない
b　危険と有害の度合によつて、生産の緻密な科学的分類をおこなう
c　作業の性質と形態、製品の人体におよぼす作用、工場およ

び職場で施行されている安全規則などについて、詳細で系統的な教育を全労働者にたいしておこなう

d　装置、機械、工具等に安全保護の装置をほどこし、作業上の安全を保障する

e　絶えず職場内の空気の分析をやつて、ガスの充満や不純物による危険を防止し、塵埃やガスにたいして適時予防出来るようにしなければならない

f　職場の空気清浄装置の取付け
換気装置、吸気器、防熱カーテン、通気孔および塵埃排除装置、健康保護装置などの

g　全労働者にたいし職場および働く場所に、個別ロッカーの設置、工場における作業の性質に応じて、シャワー、浴場、休憩室、食堂等の設置

h　保護衣、各人の保護具、予防食品と脂肪類の経営者負担による支給、これによつて、人体におよぼす有害な作用をやわらげ、労働者の抵抗力をつけなければならない

i　給料の引下げなしに、火薬製造その他の危険度の高い産業における請負賃金をなくする

j　健康を害する職場の労働者にたいする定期医療診断とその予防措置

k　職業による障害と病気にかかつている労働者は、他の仕事に配置転換をおこない今までの賃金をくだらないようにすること

二、職業病について研究し、闘うために専門の医療職員をおく診療所を全工場に設けること。
　国家又は企業主の負担において、職業病にかかつているすべての労働者にたいし、サナトリウム、転地休養の施設を保障すること。

三、危険作業、重労働に従事している全労働者に十分な作業人員と、正常な生活のいとなめる賃金の保障。

四、工場災害や職業病の保障をうるため、経営者の民事上、刑事上の責任を定める労働法をかく得せねばならない。

五、つぎの分野で活動する権限をもつた委員会が各工場に選出されねばならない。
　安全衛生規則と災害防止が完全に実行されるよう管理すること、勤議の提出、災害原因の調査への参加、経営者の責任の決定。

〔社会保障〕

一、疾病、出産、労働能力喪失、老年、公傷、職業病、完全または半失業、死亡、家族の困窮に際し、すべての男女労働者にたいする、国家または企業主負担による明確な社会保障制度の確立。

二、一九五三年三月二日～六日にウィーンで開かれた、社会保障、社会保険のよう護と拡大のための国際会議で採択された社会保障要綱の支持。

三、化学石油および関連産業の労働者はその産業の性格から特に不健康であることを考慮に入れて左の要求を追加実行させなければならない。

a　すべての労働者とその家族にたいし無料の医療保障

b　健康に害ある作業に従事していたすべての男女労働者にたいし、その発病の日から完全に治癒するまで、賃金の一〇〇％にわたる傷病手当金を支給する

c　健康に害ある作業をしている労働者にたいし、予定より特に早く年金を支給する

d　社会保障の施行に労働者が直接参加をする

〔婦人労働者〕

一、就職、賃金、各種の社会保障、責任ある指導的地位への昇進等について、男子労働者と同じく婦人労働者の権利の保証、婦人にたいする職業教育の実施。

二、婦人労働者の危険作業、重労働の禁止。

三、母性が完全に回復するまで必要とする産前産後の有給休暇の保障。

四、妊娠および哺乳期間は、賃金の引下げなしに婦人労働者を安全で、より軽い労働に配置転換すること、婦人の残業および深夜業禁止。

五、妊婦および哺乳期の婦人労働者の首切り禁止。

六、企業主負担により、全工場に特別休養室、哺育室、両親が働いている間子供の世話をする託児、育児施設の設置。

七、賃金の引下げなしに、婦人労働者が哺乳に要する時間の十分な保障。

〔年少者の労働〕

一、一五歳以下の年少者の雇傭を禁止するために闘わなければならぬ。

二、年少者には就業と職業教育をうける権利が保障され、職業教育にあてられた時間は有給とする。

三、一八歳以下の年少者を深夜業および重労働、健康に害ある作業につけてはならない。

四、三カ月に一回の健康診断。

五、年少者のための運動場設置。

六、年少者にたいする特別有給休暇の保障。

七、軍隊を除隊になつた全青年労働者にたいして差別待遇なく原職復帰、および労働協約に規定された一切の利益の保障。

八、ウィーンで一九五三年六月二二日から二七日まで開催された国際会議での青年の要求綱領の指示。

〔住宅および生活条件〕

一、企業主、国家もしくは地方政府の負担により、全労働者に正常な住居を保証出来るだけに住宅計画を拡大すること。

二、家賃および公益事業の料金引下げ。

三、首切り後も引つづき社宅使用の保証。

〔植民地および従属国の男女労働者の権利と労働条件のよう護〕

世界の労働者および労働組合にとつて、民族的、植民地的抑圧およびあらゆる法的差別にたいして闘い、植民地および従属国の労働者の働く権利をよう護し、その社会的・経済的要求と組合活動をすすめる権利のために闘争するのが重要な任務の一つである。

この闘争は次の基本的要求にもとずいて行われなければならない。

一、植民地および従属国の経済的・人的資源はこれらの国の国民経済と文化の発展、勤労者の生活水準の引上げのために用いること、決してこれを一握りの外国帝国主義者を富ませ、新たな世界大戦を準備するために利用させてはならない。

二、国籍、人種、または宗教の相違による、雇用、賃金のとりきめ、社会保険、保障の差別待遇に終止符をうたねばならない。

三、労働組合の権利、干渉されることなく組合運営を行う権利、およびストライキをやる権利

四、工場内外においてのあらゆる差別待遇の中止。

五、人種、国籍、皮膚の色または宗教的信条により差別待遇を行

うあらゆる個人と法的機関にたいし、民事上、刑事上の罰則を規定する法律の実施。

〔労働組合の諸権利〕

この会議は、労働組合諸権利のよう護とかく得の要求綱領の基礎となつている世界労連執行局の、労働組合諸権利に関する基本原則の声明を熱烈に支持する。

一、労働者および知識労働者が差別なく労働組合を組織し、その組合員となり何の干渉もなくその指導者を選出し、組合運動に参加する権利。

二、政府または経営者の干渉や統制なしにすべての労働組合が機能し活動する権利。

三、労働組合の組合集会、大会を組織し、組合機関紙を配布し、組合費を徴収し、工場内で労働者の利益をまもる活動をする権利。

四、労働組合の団体協約の締結および労働者に関係あるその他の問題を検討するため、使用者当局と交渉する権利。

五、労働者のストライキ権は保障されねばならない。

六、人間の尊厳にかかわる専制的懲罰制、たとえばファシスト的手段、脅迫、労働組合諸権利にたいする差別および破壊などは中止されねばならない。

男女労働者の民主的権利と尊厳、とくに仕事の上で、それは全く同等に尊重されねばならぬ。

〔団体協約〕

一、職場ごと、産業別、または全国的に取きめられた法規、団体協約によつて、労働者の安全衛生のよう護と民主的自由ならびに組合諸権利の強化。

二、団体協約の作成および交渉、その実施と監督に際して労働者が広くこれに参加する権利。

三、団体協約の精神および条項に反しないような諸規則の改訂や、ノルマ、労働条件の変更をする権利を経営者にゆるしてはならない。

〔平和ようご〕

人ごとの友情と相互理解、および広汎な経済的文化的協力の上に築かれたゆるぎなく、恒久的な平和は、進歩、福祉、文化的発展への最高の前提である。

世界の化学・石油および関連産業労働者の熱望を表明して、われわれは次のように闘う。

一、化学産業の軍事化防止。

二、原水爆およびその他大量殺りく兵器の使用反対と即時禁止。

三、原子力および熱核エネルギーを有効に利用し、人類の福祉のために使用せよ。

四、軍拡競争の中止、および軍備縮小の実現。

五、恒久平和を確保する、民族の独立の尊重を基礎とした欧州共同安全保障制度の確立。

六、西ドイツ、日本およびその他の国における復讐のための、侵略軍の復活を意図する北大西洋条約、東南アジア地域につくられた侵略ブロックのような、一方的に締結された侵略的同盟の廃止。

七、世界的平和運動の支持および平和委員会の活動への積極的参加。

会議は、この綱領にもられた要求が実現出来ることを十分確信する。これら要求のかく得は、労働組合の系統、政治的、宗教的見解、身分、人種の別なく、地域的、全国的、全世界的な巾での全労働者の統一行動にかかつている。

われわれは、世界の化学・石油および関連産業のすべての労働組合と男女労働者にたいし、その国際連帯と、兄弟的団結を強化拡大するようによびかける。

われわれは、化学・石油および関連産業労働者の戦闘的決意にたいする確信を再度強調する。統一行動の発展によつて、その要求の貫徹と平和のよう護のために、労働者の強固な団結を築きあげ、これら産業の国際独占資本と対決出来るようになるものと信ずる。

（化学・ガラス・陶器・製紙・板紙・製薬・石油および関連産業のすべての男女労働者に対する呼びかけ）

――一九五四年九月二六日万場一致採択――

一九五四年九月二六日から二六日までブカレストに会合した、われわれ三四カ国の代表は、化学・石油・関連産業の労働者の闘争と要求を検討し、共同の行動綱領を作り、これらの産業の国際的統一を実現するためにつぎのごとく宣言する。

トラスト、および独占資本は、勤労大衆の正当な要求をはげしく弾圧している。

労働者がさらにはげしい貧窮におちいりつつあるのに反して、これらの国内および、国際的なトラストは莫大な利潤をあげている。かれらは、あらゆる資本主義国にその触手をのばし、植民地諸国の資源を最大限にまで搾取しつつある。

かれらが、その根をおろしたところではどこでも貧困と悲惨をつくりだしている。

かれらは戦争政策にかたく密着しているので、ドイツの復讐主義的な再武装や日本の再軍備を支持し、諸国民の平和的協力に反対している。

その貧困と戦争の政策を強行するために、われわれの産業の資本家たちは、搾取と、脅迫と、弾圧をおこない、また、統一行動を妨げるために、われわれの戦線を分裂させようと企図している。

トラストの反人民的な共同行動は、世界の平和に対する慢性的な脅威となつている。

男女労働者諸君！

全世界の各国から、さまざまな政治、思想、宗教上の信条を代表し、いかなる労働組合の国際組織に加盟していると否とにかかわらず、この会議に来た代表たちは、満場一致できめられた化学、石油、関連産業労組インターの設立を決議するにあたり、諸君につぎの要求で統一し、闘うことを呼びかける。

賃金の引上げ

超過搾取と労働強化反対、工場閉鎖と失業反対、完全雇傭

労働組合の権利と民主主義的権利のよう護とかく得

国民の利益のために化学石油産業の平和的発展

民族の独立と、平和のよう護

これらの要求は、すべての男女労働者に共通の要求で、それぞれの国の、経済、社会、政治の発展の水準に合わせて活用しなければならない。

しかし、われわれは、要求を獲得し、社会進歩の道を進むために、平和のための闘争をねばりづよく続けなければならない。

平和の闘いによつてかちとられた成果は、アメリカ帝国主義者に雇われた戦争屋どもが、その計画を実行するのを食い止めることができるということを示すものである。

われわれは、原爆、水爆等の大量破壊兵器を禁止するために闘わなければならない。

われわれは、ドイツ再軍備に反対し、またあらゆる戦争のため

の条約に反対して闘わなければならない。
われわれは、すべての国がもれなく集団安全保障協定に調印し、世界平和と諸国民の平和的協力を回復するような会議の呼びかけを強くすすめなければならない。
男女労働者諸君！
統一のなかにこそ、無限の力がある。
諸君の生活条件を改善し、市民の権利と平和をまもるために、政治、思想、宗教上の信条にこだわりなく統一しよう。
勝利は統一行動のいかんにかかっている。
（金属・機械労組インターの経済・社会綱領）

―一九五四・七採択―

第二回国際金属・機械労働者会議はオーストリアのウィーンで一九五四年七月三日から七日までひらかれた。
つぎの三三カ国を代表する二一三名の代表、オブザーヴァーが参加した。――アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、キプロス、チェコスロヴァキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、ギリシア、オランダ、ハンガリー、インドネシア、イタリー、日本、ルクセンブルグ、ポーランド、ルーマニア、ザール、セネガル、ソヴェト同盟、スペイン、スウェーデン、トリエステ、チュニジア、ウルグアイ。
金属・機械産業、ならびに、これにやとわれている何百万の労働者の国際的な状態を十分検討した結果、会議は、一九四九年から一九五四年にいたる期間がつぎのことによつて特徴づけられていることに注目した。
――あらゆる資本主義諸国、植民地・半植民地諸国における機械労働者の生活条件、労働条件の低下。
――実質賃金、および給料の低下。
――生産性増強運動、搾取の増大、および、賃金、失業、労働災害、疾病へのその影響。
――とくに機械労働者における失業の増加。
――労働組合の諸権利への組織的侵害。
――民族独立、民主主義および平和への脅威の増大。
本会議は、この傾向の原因は、資本主義体制の全般的危機の中にもとめられると信ずる。――
――マーシャル計画の影響。
――軍備拡張、戦争生産、および、経済の軍事化。
――労働者の生活条件、労働条件や健康、さらに各国の経済を犠牲にしての最大限利潤の追求。
――大西洋条約、大平洋条約、シューマン計画。
――東欧諸国との貿易の妨害。
――独占資本や国際的トラストの強化と、諸国の経済や独立にたいする、かれらの支配の強化
本会議は、ソヴェト同盟、中華人民共和国、人民民主主義諸国ならびにドイツ民主共和国において、とくに系統的物価引下げと勤労者の物質的、文化的必要をたえず改善するのがその特徴となつて、労働者の実質賃金をたえず増大しつつあることを十分に系統的物価引下げとつて、労働者の実質賃金をたえず改善するのがその特徴となつている状態とは対照的に、資本主義諸国、植民地諸国の労働者のあいだには、生活条件、労働条件の不断の悪化が見られることを強調する。
本会議は、げんざい、トラストと独占資本、それにとくにアメリカ帝国主義者が追求している政策は、機械産業の危機を激化させ、あらゆる国の労働者の生活条件労働条件を悪化させ、世界平和をあやうくするだけであるとかんがえる。

このような状態とこのような危機に当面して、機械労働者は
――ヨリよい生活水準および労働条件の獲得と
――労働組合の諸権利と自由と民主主義と平和とをまもるために、
ますます、その闘争を強化し、すべての段階における統一行動と国際連帯をつよめる必要がある。

会議は、何百万の機械労働者、工業労働者、事務職員、技術者、監督の地位にあるもの、青年婦人など、共通の利害と深い友情の精神で結びついたすべての人びとの願望をうつたえることをただ一つの関心事としている代表たちの、あらゆる相違、国内的、国際的な加盟組合にかかわりなく、また、政治的意見や宗教的信条にもかかわりなく、満場一致で（圧到的多数で）、全世界のわが金属・機械産業労働者の統一行動に方向をあたえるための、つぎのような経済・社会綱領を承認した。

〔賃金〕

一、賃金、給料の全面的増額と、購買力の引上げ。

二、生活費の高騰に反対し、物価引下げをかちとり、物価の引上げによつて賃上げの効果をなくすることを防止する効果的な方策の採用。

三、最低給労働者のために最低生活保障賃金、ややよい賃金の労働者のための時間単位基本給の確立。

四、同一労働同一賃金の原則の適用。

五、請負労働者のための要求。

イ、賃金のうち生産高によつて変化する部分は、保障時間給を構成するすべての部分を基礎にして計算されること。

ニ、請負仕事にもせよ、コンヴェヤー・ベルトによる仕事にもせよ、出来高払のばあいにはすべて、労働者は、保障時間給と関連して定められた場合にしたがつて、つねに保障時間給よりも高い、賃金の変動部分（生産高に応じて）を保障されるべきこと。

ホ、労働者がもつと容易にじぶんのかせぎ高を点検できるよう、賃金の計算方法を簡素化すること。

六、機械の速度、コンヴェヤー・ベルト、請負仕事の班などと直接、間接に結びついている時間給労働者のためには、保障時間給以上の割増賃金を支払うこと。

七、要求され、または定められた生産高よりも、生産が低かつたばあいにも、基本給と最低率の増給を保障されること。

〔搾取の強化〕

八、あらゆるかたちの搾取強化と、生産性引上げのえせ科学的方法とその作用に反対してたたかうこと。

イ、作業時間と賃金率の切下げ、スピード・アップ、およびスピード・アップにともなう格下げや首切りに反対すること。あらゆる請負仕事の率、作業時間、価額、手当、その他の出来高払の賃金は保障された時間給のために認める時間、賃金率、ノルマを、工場管理者側と計

ロ、労働者の代表が、仕事の構成、等々を、工場管理者側と計

ロ、手当の計算にあたつては、逆進方式を排除すること、および、このような手当はすくなくとも、仕上げた余分の生産高に相当する額を保障すべきこと。

ハ、手当、その他の請負仕事にたいする支払の形式は、保障時間給を構成するすべての部分を基礎にして計算されること。

ンヴェヤーの速度、作業班の構成、等々を、工場管理者側と計算すべきこと。

議する権利を要求すること。
八、コンヴェヤー・ベルトにつく労働者や、その他の連続作業の労働者に、一日のうちに定まつた休憩時間を獲得し、予備作業班をもうけさせること。

〔週労働時間〕

九、賃金を切下げをこととなく、週労働時間を短縮すること。

〔失業〕

一〇、失業に反対し、完全雇傭を要求する、ねばりづよい闘争。
イ、各国の国内市場を刺戟し、生産を増加させ、労働力を吸収するために、国民の賃金と購買力を増加させること。
ロ、消費物資の生産を発展させ、その生産に必要な原料の手当を発展させるように、設備の生産能力と、人間の労働力を完全に利用するよう要求すること。
ハ、金属・機械産業の生産する消費物資の市場を拡大する農業機械化の促進。
ニ、植民地、半植民地、後進国の経済的・社会的発展、とくに、全般的生活条件の改善、農業改革、基幹産業および製造工業の発展。
ホ、あらゆる国のあいだ、とくに東西間の貿易の増加。
ヘ、とくに失業が存在し、または失業の脅威があるところ、そして、時間外労働が広くおこなわれているところでの、給料の減額をともなわない、労働時間の短縮。この要求は、仕事がしめ出された労働者や、部分失業をよぎなくされている労働者が、職につけるようにすること。
ト、工場閉鎖と大量失業に反対し、作業班の縮少や、生産性強化の方法の直接的影響に反対するたたかい。
チ、失業者の要求、とくに労働者の就業当時の賃金額とひとしい割合の失業給付の規定にかんすること。
リ、事業縮小、人員整理、その他、労働者の関知しない理由による首切りのばあいは、労働者が正常の仕事につくまで失業給付を工場が支払うか、または補助するよう要求すること。
ヌ、労働者の関知しない理由で操業短縮や臨時休業などがあつたばあいは、労働者が、通常えていただけの賃金全額を支払うよう保障すること。

一一、国際貿易

イ、アメリカによつて「バトル法」として実施されている、東欧諸国との貿易の正常な発展をさまたげるすべての措置の撤廃。
ロ、互恵の基礎に立つ、あらゆる国々との貿易の発展。

一二、休養の権利

イ、年次有給休暇の最低限の引上げと、勤続年限に比例しての増加。
ロ、健康上よくない、困難な、または有害な作業、とくに鉄鋼作業に働く全労働者のために、休日をさらに追加すること。
ハ、法定公休日は有給とすること

一三、団体協約

イ、労働協約を起草するにあたつては、その範囲をできるだけ拡大し、それぞれの国のすべての金属・機械労働者に適用しうるようにすること。
ロ、労働条件、給与条件、経済的・社会的保障、保健、安全の基準を定め、労働者の自由と労働組合の権利の行使をさまたげないことを保障する条項を規定すること。
ハ、労働協約の起草、交渉、適用、および擁護にあたつては、労働者が積極的に参加すること。

二、団体協約の精神および字句に反する場内諸規定にたいしては、たゆみない闘争をおこなうこと。いかなるばあいにも、これらの諸規定を契約および団体協約に優先させないこと。

一四、時間外手当

イ、すべての労働者（肉体労働者、事務職員、技術者、監督の地位にあるもの）で、連続操業の労働者を含めて、定められた一日労働時間、週労働時間をこえてはたらいた時間にたいしては、支給率を増額すべきこと。

ロ、定められた労働時間をこえてはたらいた時間にたいしては、支給率を累進させるべきこと。

八、夜間、通常の仕事をする労働者にたいしての特別の割増率。

ニ、夜間作業にたいする特別累進率。

ホ、公休日、週休日にはたらいた時間外手当の率は、最低十割増とすること。

ヘ、日曜日にはたらいた通常の仕事にたいする特別割増率。

一五、連続作業をおこなう労働者のために休息のために仕事をやめたばあいにも、賃金をあたりまえに支払うこと。

〔労働の保健と安全〕

一六、労働災害と職業病にたいして、系統的なたたかいをおこなうこと。

イ、プロテクション・ギアの質と能率の点検。

ロ、自動プレスその他同様に危険な機械には有効な安全装置、たとえばフォトエレクトリック・セル装置、ダブル・コンタクト設備などをつけること。

ハ、予定された作業時間にこれらの安全装置が十分利用できるよう確保すること。

ニ、騒音その他労働者の健康を害するものにたいする防止施設をそなえることを確保すること。若干の作業から生ずる中毒および病気にたいする予防処置を要求すること。

ホ、不健康で骨のおれる、危険な作業、目まいをひきおこす作業についている労働者にたいしては、賃金を差引かずに、戸外または特別な設備のある場所で定期的に休憩することを獲得する。

ヘ、労働者保護法の制定を要求し、労働災害または、職業病のさいには、雇主に民事および刑事上の責任を負わせる。

ト、労働災害をこうむつたため、十分にはたらけるだけの身体でなくなつた労働者にたいしては、賃金を引下げずにひきつづきはたらかせることを雇主にみとめさせる。

チ、労働災害、職業病についての専門調査委員会に労働者を参加させることを要求し、それらの原因をたしかめ、保護措置を講じさせ、雇主の責任を明確にすること。

リ、労働災害と職業病にたいしてたたかう委員会を工場内に設置すること。

一七、衛生および食事施設

どの工場にも、労働者専用の更衣室、洗面所、便所、シャワー、食堂を設置すること。

一八、婦人労働者

イ、人種、年令、国籍、宗教の別なく、同一労働同一賃金の原則の実現。

ロ、婦人が機械の熟練作業につけるような機会を確保すること。

ハ、婦人、とくに妊婦の健康にたえず留意すること。

ニ、出産の前後には、産婦の健康保持に十分なだけの有給休暇をあたえること。

ホ、一日二時間の授乳時間にたいしては、賃金全額を支払うこと。

ヘ、婦人を重労働や不健康な労働につけてはならない。

ト、幼稚園、託児所、保育園などの設置。

一九、青年労働者。

イ、工場事務所に、差別することなく青年をやとうこと。

ロ、基準となる見習工契約を作成し、これを団体協約の附則とすること。

ハ、見習工の賃金は、同一産業の熟練労働者の賃金に準じて決定すること。

ニ、同一労働同一賃金の原則の実現。

ホ、十八歳以下の労働者の一日労働時間は、八時間をこえてはならない。

ヘ、二十歳以下の労働者には、一週三時間の有給体育時間をあたえること。

ト、一般労働者より長い年次有給休暇。

チ、年四回の健康診断。

リ、工場内での古参者としての権利（兵役期間をふくむ）の復活と維持。

ヌ、青年労働者を重労働や不健康な労働につけてはならない。

ル、青年労働者のための技術訓練の導入と拡充。この訓練に要した時間にたいしては、雇主は労働時間として支払わねばならない。

ヲ、青年労働者の勉学の便宜。

ワ、一九五三年三月二二日―二七日、ウィーンにひらかれた国際青年権利擁護会議で提案された、青年の諸要求を支持すること。

二〇、事務職員、技術者、高級熟練工、および監督者の地位にある者。

イ、事務員、技術者、高級熟練工、管理者、監督者の地位にある者にたいしては、給料は、協約、契約または法律に規定された時間数を基礎として決定せねばならない。

ロ、超過勤務、休日出勤、夜間作業、週休日作業は割増して支払わねばならない。時間給を算出するにあたつては、一カ月の俸給総額を基礎として、それに特別手当などをくわえたものと、協約、団体契約または法律（へ）に規定された時間数で割る。

ハ、労働者が工場をやめる自由、または一企業から他企業にうつる自由にたいして、なんらの制限もくわえてはならない。またいわゆる無競争協約などにもとずいて、生産の秘密を口実とした、これらの基本原則に反するあらゆる障害や手段をとりのぞくこと。

ニ、工場が利用したいとおもうような発見・発明を労働者がしたときは、関係労働者に特別手当をあたえるように協定すべきである。あらゆるばあい、特許権の所有、使用、譲渡は労働者によつて決定されねばならない。

二一、移　民

イ、移民労働者を保護することは、移民労働者に、なんらの人種的差別なしに、法律または契約によつて、かれらが移住してゆく国の機械労働者と同じ労働条件、賃金、労働組合の諸権利を保障し、移民労働者の本国とくらべてもつとも有利な条件を

労働者にあたえること。
ロ、労働組合組織が移民を点検すること。
ハ、国境地方に住む労働者の賃金、雇傭の保障、社会保障にかんする権利を確実に擁護して、これらの労働者を保護すること。
二二、適当な老齢保険と、老齢保険が施行されているところでは、年金受給年齢の引下げ。
二三、病気と災害にたいする保護、労働不能者年金、老齢年金は、雇主全額負担の社会保障制度によつて労働者に保障されねばならない。
一九五三年三月二日―六日、ウィーンにひらかれた社会保障の擁護・改善・拡大のための国際会議で決定された諸任務を達成することを支持する。
二四、鋼鉄工場、鋳造工場（第二次溶解）、重鍛造工場のように、若干の職種はとくに骨がおれ、健康上悪いので、つぎのような特殊要求がでてくる。――
イ、鋼鉄労働者と第二次溶解工の職務再評価。
ロ、特定職種に二十年間従事した鋼鉄労働者には、特別に二十年で、他のばあいより早く、年金制度の適用がうけられるようにすること。
ハ、雇傭と賃金の保障。十五年間、だれがみても重労働をやり、もうこれ以上つづけられないとみとめられるばあい、鋼鉄労働者には、代りの仕事口と、以前の職種の労働者の賃金と同額の賃金とを保障しなければならない。
二五、労働組合の諸権利
イ、労働組合の諸権利と市民的自由、なによりもまずストライキ権をまもり、工場内にファシズムをひつぱりこもうとする企図に反対するたたかい。
ロ、労働組合権利憲章起草のため、世界労連執行局の声明中にふくまれている、労働組合の諸権利にかんする基本的諸原則を採択し適用すること。
ハ、工場内労働者からえらばれ、賃金、保健、安全、労働時間、見習工制度などの諸問題について、工場管理者側に労働者の要求を提出し、おしつける責務をあたえられた代表を確立し、保護すること。
二六、平和擁護
イ、原子兵器および熱原子核兵器その他の大量殺戮兵器の禁止。
ロ、軍拡の停止。
ハ、現在の紛争の終止。
ニ、ヨーロッパのすべての国々の真の安全保障をうちたて、西ドイツの侵略的軍国主義的諸勢力の再軍備にたいする真の保障をつくりだし、日本の再軍備、その他、東南アジアに侵略基地をつくることを目標としたあらゆるたぐいの軍事協定とたたかうこと。
ホ、諸国民の民族独立の尊重。
ヘ、平和をめざすすべての活動、とくに、偉大な世界平和運動および平和委員会の諸活動に、全機械労働者が積極的に参加すること。

ウィーンにひらかれたこの第二回国際会議は、この綱領が金属・機械労働者の切実な利益を表現したものであり、それが、金属・機械労働者の主要な共通要求を集約したものであると確信している。本会議は、この綱領が、金属・機械労働者の労働

組合の権利、経済的・社会的権利をまもり拡大するとともに、恒久平和の樹立のためにともに活動するさいに手助けとなるであろうとかんがえる。

わが会議は、世界の全金属・機械労働者のあいだで、この綱領を土台として、もつとも効果的な、兄弟としての協力と国際連帯が達成されるであろうと確信するものである。

協力と国際連帯をかちとり、組合員の願望にこたえるために、本会議は、ヨーロッパ、アジア、アメリカ、アフリカ、オーストリアの全機械労働者および労働組合にむかつて、金属・機械労働組合インターナショナル（世界労連産業別部門）に統一するよう、よびかける。

人種、皮膚の色、国籍、政治的・思想的・宗教的意見の別なく、本会議は、全世界の機械労働者にむかつて、その経済的・社会的要求をかちとり、平和をめざす闘争における統一行動を発展させ強化するよう、よびかける。

金属インターの経済・社会綱領は、世界の機械労働者の完全な統一を達成するという本会議の願望と確信とにもとずくものである。だから、インターは、統一の達成というこの任務に、その全面的で不断の活動を傾注するよう、よびかける。

技術の進歩の最前線に位置し、しかし経済・産業力の根底として、全世界の数百万の機械労働者は、社会が進歩し、自由と平和の勝利が保証されるように、全世界にわたつて統一行動を発展させねばならない。

（同会議の第一、第二議題にかんする決議）

世界労連産業別部門の金属・機械労働組合インターナショナルのよびかけで、一九五四年七月三日から七日まで、ウィーンに会合した第二回国際金属・機械労働者会議の参加者たちは、近年、大独占資本の搾取がおこなわれているすべての資本主義国、植民地・半植民地諸国で、金属・機械産業の労働者の生活条件が全般的に悪化していることを指摘する。

かれらの実質賃金は、大巾にさがつた。かれらは、独占資本、とくに、最大限利潤を追求し、ばく大な配当金をかせいでいるアメリカ独占資本によつて組織された生産性増強運動の結果、ますますはげしく働かなければならなくなつている。かれらは、まだ首がつながつている労働者の労働時間がいちじるしく延長されている反面、完全失業と部分失業の脅威が増大していることに気づいている。

ファシズムと戦争政策の結果、労働者の既得権や労働組合の諸権利、民主主義的諸権利などにたいする反動の攻撃を、労働者はうけなければならない。

労働者はじぶんの経験から、いまおかれている状態の原因が、マーシャル計画や、その他、ラテン・アメリカにたいしてのクレトイン計画「技術援助」と称しているトルーマンのポイント・フォア計画（後進国開発計画）などのような、同種のすべての計画に象徴されるアメリカの支配と侵略の政策にあることをみぬいている。搾取と貧困の増大、経済の軍事化、戦争と重税、増大するファシズムと労働組合の分裂、国際貿易の妨害と国際関係の緊張、諸国民の自由と独立にたいする攻撃を意味するマーシャル政策は、恐慌と勤労大衆の貧困の深化への道をひらいてきた。

半植民地・植民地諸国では、金属・機械産業は発展させられず、土地は封建的地主のものであり、大部分の工場は、外国のトラストに占有されているので、労働者にたいする搾取はいつそうはげしく、労働者の窮乏は、ことさらにひどい。

ソヴェト同盟、中華人民共和国、人民民主主義諸国、ドイツ民

主共和国などの諸国では、平和の政策が追求され、労働組合は自由な発達をみているので、勤労者の文化的・物質的生活水準は、生産と技術との不断の発展の上にたつて、しかも恐慌も失業もなく、たえず向上している。この実例は、他の国々の労働者にとつて貴重なはげましとなつている。

大部分の工業化された資本主義国、後進国の金属・機械労働者は、全労働者階級とともに、不屈の闘志をしめして、独占資本とその政府の反動政策にするどく対決した。

何千、何万もの労働者は、アメリカでも、イタリーでも、日本、フランス、イギリス、西ドイツ、スペイン、フィンランド、インド、メキシコ、ブラジル、ウルグァイ、アルゼンチン、その他でも、なんども大衆デモをやり、街頭を行進し、工場を占拠し、ストライキをおこなつてきた。

本会議は、自由で平和な生活の向上のためにたたかうこれらの勇敢な闘士たちにたいし、あついあいさつをおくる。本会議は、収容所や刑務所にあつて、釈放をまつている弾圧の犠牲者たちにたいして、あいさつをおくる。本会議はまた、警官の銃弾にたおれた人びとにたいし、深い敬意を表する。これらの犠牲を無駄にすることのないよう、すでに行ず、労働者は、この犠牲を無駄にすることのないよう、すでに行動しきたつた。

兄弟的な統一の強化の中で、所属組合を異にし、政見や宗教的信条の異なる金属・機械労働者たちは、一致して闘争への道を決然として前進してきた。この道こそが、これまでの成果をもたらした道であり、労働者を決定的な勝利にみちびくただ一つの道なのである。

わが金属・機械労働組合インターナショナルに加盟していてもいなくても、これらのたたかいをおこなつた労働者たちは、世界労連およびわがインターのスローガンとしてかかげている。

労働者は、その経済的・社会的要求のための闘争を、民主主義と独立と平和のための闘争と、不可分にますます緊密にむすびつけている。

内部から、ＡＦＬやＣＩＯの代表たちに支配されている国際自由労連や国際金属労働者連盟の指導部から発せられる多くの指令を無視して、労働者は、じぶんたちの切実な利益を、事実上資本家の利益を増大させるものにほかならない、いわゆる「全体の一利益のためにあとまわしにすることを拒否した。

このように、かれらはこの会議に全幅の支持を寄せている。搾取されている人びとは、じぶんの利益を独占資本の搾取者たちの利益と混同することなどできはしない。労働者の利益は、げんざい、ますます国民や民族の利益と一致するようになつている。

あらゆる国々の金属・機械労働者の要望を表明したものと確信して、本会議は、マーシャル計画を非難し、それが労働者と国民の利益におよぼすおそるべき結果に反対した金属・機械労働組合インターナショナルと世界労連の行動を承認する。

本会議は、金属インターの活動全体、とくに、賃上げの実現を要求し、搾取の増大に反対し、シューマン・プランや弾圧に反対し、東西貿易と平和とを要求した諸活動を確認する。本会議は、わが金属インターが、国際金属労働者連盟に向つて行つた国際的統一行動の申し入れを承認する。本会議は、金属インターにたいし、その所属組合のいかんをとわず、他の金属・機械労働者組織にむかつて、あらゆる機会をとらえて共同行動をたえずはたらきかけるように指示する。

本会議は過去の教訓と、統一闘争の経験によつてつよめられ

て、資本主義諸国、植民地諸国の、あらゆる加盟労働組合、あらゆる人種、政治的・宗教的意見の金属・機械労働者が、かれらすべてにとつて共通の、つぎのような主要目的達成のために、その力をさらに広い規模で結集し、その活動を強化するよう準備していると確信している。

――賃金と購買力の引上げ、低賃金の労働者のための最低生活給の獲得、同一労働同一賃金の原則、経済発展と継続雇用のための必須の条件である、物価と税金の引下げ。

――まず第一に、賃金の全般的引上げと、雇用中の所得に相当する失業手当の獲得、および賃下げをともなわない労働時間の短縮のためのたたかい、工場閉鎖にたいする断固たる反対と、この闘争の、産業と民族独立をまもる勤労者の全般的活動との結合によつて、失業およびその影響に反対するたたかい。

――すべての国々、おもに資本主義世界と社会主義の世界との市場間の互恵を基礎とし、失業に反対し、諸国民の友好と平和のための貿易の進展。

――病気、老齢、災害のための社会保障および社会保険の獲得、および改善。

――広はんな団体協約の確立。

――婦人および青年の特殊な要求、とくに、青年労働者の技術修得にかんする要求にたいする不断の支持。

――労働組合の諸権利、民主主義的諸権利、なかんずくストライキ権の擁護と拡大。この目的のため、各級組織で、とくに工場で、世界労連の宣言の中にふくまれているこれらの諸権利の基本原則をみとめ、または尊重させるよう行動すること。労働者によつて選ばれた、かれらの直接代表にたいする承認を、必要だとあればいつでも経営者からかちとること。

労働者にとつて、その生活条件を真に、恒久的に改善する方法は、平和以外にはない。そこで本会議は、すべての国々の何百万の金属・機械労働者にたいし、平和のためのもつとも緊要な諸目的を達成するために、多くの力をそそぐようつよくよびかける。その諸目的とは、インドシナの停戦、ヨーロッパ防衛共同体の破棄、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体反対闘争、原爆実験の中止と原子兵器の禁止、である。

世界労連とその各産業別部門（労働組合インターナショナル）とは、あらゆる階層の労働者の不可欠の統一をめざす、たゆみない闘争をおこなつている。

本会議は、世界労連が国際自由労連に、金属インターが国際金属労働者連盟にそれぞれおこなつた提案を全面的に確認する。これらの組織は回答をよこさなかつた。しかし世界労連の陣列の外にいる、国際自由労連と国際金属労連に所属している各国の労働者や労働組合指導者や労働組合組織は、イギリス合同機械労働組合のように、国際的統一行動をますます要求し、この要求を実現するために、国際自由労連と世界労連とが話し合うよう要求している。工場における統一行動こそが、決定的な要因である。しかし、最高機関のあいだで達成された統一行動を、さらにやりやすくするにちがいない。

本会議は、金属・機械労働者、なによりもまず国際自由労連や国際金属労働者連盟加盟の労働者にむかつて、統一行動が国際的規模で達成されるまでその統一行動を前進させるために理解と活動をつよめるよう、友情をもつてよびかける。これを達成するには、労働者はあらゆる機会をつかまえて統一をもとめるじぶんたちの熱望をいつそう明確に、そして声高く知らせるようにしなければならない。労働者は、この統一を成就できるし、また成就しなければいつでも経営者からかちとること。

なければならないとかんがえる根拠をあきらかにしていかなくてはならない。また、以前にもまして、意見のちがう労働者や加盟組合の異なる労働者のあいだで、話し合いや、友好的な代表交換を強化していかなければならない。労働組合民主主義をつうじて、労働者は、見解の異なる労働組合のあいだに話し合いの精神を普及させていかねばならない。

なによりもまず必要なことは、各級段階での統一行動を実現することであつて、それがなくては、全労働者階級の国際連帯はただの空文句になつてしまう。

本会議は、金属インターにたいし、その活動を、結成後最初の五年間の水準よりさらに高くひきあげるよう要請する。また、金属インターの影響をあたえうる分野や、組織的基盤をいつそう拡大するために、あらゆる適切な方法をとるよう要請する。このために、未加盟の労働組合のある国々の金属・機械労働者にむかつて努力の主眼点をふりむけるべきである。

金属インターはあらゆる国々の、意見や加盟組合のそれぞれ異なる、金属・機械産業労働者のあいだで、話し合つたり代表を交換し合つたりする関係をつくりだすのを助長すべきである。また、インターは、本国と植民地との労働者や労働組合のあいだに、積極的な連帯の不可欠のむすびつきを強化するために有効な貢献をなすべきである。

インターは、国際的大トラストに支配されている工場の労働者や、金属・機械産業のあらゆる主要分野の労働者のあいだで、集会や会議や研究グループの準備をする活動を、さらにつづけていくべきである。この趣旨で本会議は、金属インターにたいして、自動車産業労働者の国際会議を準備するようつうたえる。

金属インターによるますます積極的な連帯を、たたかつている労働者、ストライキをやつている労働者にあたえなければならない。このために金属インターは、各国でおこなわれた労働者の大闘争とその教訓をすべて、ヨリ早く、ヨリ早く全労働者に周知させるべきである。

本会議は、金属インターにたいし、増大する搾取の主要な形態と方法、および、それが労働者の生活条件におよぼす結果についての報告をただちに作成するよう要請する。

また会議は、金属インターにたいし、反労働者階級的弾圧と、労働組合の諸権利にたいする攻撃について同様の考慮をはらうよう要請する。

会議は、金属インターにたいし、団体協約の積極的、消極的両面を全労働者に知らせて、主要団体協約の検討をおこなうべきことを要請する。

会議は、金属インターにたいし、その出版活動を改善すべきことを要請する。インターは、その会報を定期的に発行すべきである。会議は各国において、金属インターの資料を配布するのにいつそうの努力をはらうようよびかける。

金属インターは婦人、青年労働者の要求を擁護するために、さらにいつそうの関心をはらわなければならない。この目的達成のため、ますます、とくに婦人と青年の国際的民主主義組織と緊密に協力しなければならない。

平和闘争の強化には、労働者や労働組合が、工場平和委員会の中での組織や行動の面で、もつと積極的な役割をはたすことが必要である。この闘争は、水爆の禁止、ヨーロッパ防衛共同体の破棄、社会体制にかかわりない全ヨーロッパ諸国の集団安全保障をもとめて、ベルリンにひらかれたヨーロッパ労働組合会議の諸決議の即時実行を必要としている。

世界労連とともに、金属インターは、国際労働機構や国連経済社会理事会のような国際機関における活動を強化しなければならない。

会議は、金属インターが、他の世界労連産業別部門と、さらにいつそう緊察に協力し、金属・機械産業の労働者および各部門のあいだに、経験の交流と連帯の強化をはかるべきことを期待する。

これらの任務を遂行するためには、インターの事業についての運営委員会の各委員の役目にたいする適切な貢献が、なによりも必要である。

労働者のヨリよい生活と、民主主義的自由と、民族独立と世界平和擁護のために、

万国の金属・機械労働者の統一万才！

世界の労働者階級の統一万才！

国際連帯万才！

（同じく第三議題、勤労者の生活水準の引上げ、その独立を実現するための、未開発諸国の金属・機械産業の発展にかんする決議）

植民地・半植民地、従属国の何十万の労働者を代表する多くの代表が参加した第二回国際金属・機械労働者会議における討論は、貧困が金属・機械労働者ばかりでなく、これらの国々の大な数の大衆をおそつていることを強調された。この原因は、これら諸国の経済を大独占資本が支配していることにある。かれらは原料のかたちで輸入する大量の天然資源をつかみどり、その反面、これらの国々をかれらの商品を処分するための独占市場とすると同時に、大衆をはげしく搾取している。原料を輸出して加工品を輸入することは、植民地、半植民地、従属国における金属・機械産業の発展にとつて、おもな障害となつている。工業の発展を阻害することによつて、帝国主義者たちは、民族独立闘争の主要勢力としてかれらがおそれている労働者階級の発展に刃向つている。

帝国主義者たちは、互恵をもととする、すべての国々の間の正常な経済関係の発展をさまたげている。

植民地、半植民地、従属国において労働者と国民のあいだに貧困がこのうえなくはなはだしい反面、それらの地域で大独占資本をつくり出す利潤は、巨大な割合にたつしている。

その支配を維持するため、大トラストは、直接にか、あるいは暴力組織をつかつて、もつとも基本的な労働組合の権利を否定したり、苦しい闘争の代償として獲得した諸権利を破壊しようとする、もつともやばんな弾圧に頼つている。

官憲の弾圧に直面し、大企業家や独占資本家にやとわれている分裂主義者たちとたたかいつつ、金属・機械労働者は、生活条件改善のための不屈の闘争をつづけている。

農民その他の住民の層は、その闘争はくわわり、闘争は大衆的な性質をおびてきている。

アルゼンチン、インド、ブラジル、アフリカその他の諸国の金属・機械労働者の闘争は、かれらのもつとも直接の要求を貫徹するためだけでなく、従属と植民主義に反対し、労働組合の諸権利と、民主主義的自由と、平和と民族独立のためにたたかつている労働者、およびすべての植民地、半植民地の国民の闘志と勇気とを立証しているものである。かれらは、国民を奴隷化する者どもにたいして、つぎつぎと勝利をおさめている。

本会議は、社会的・経済的権利と自由をかちとるため、独占資本と、大資本家の搾取に反対するため、そして平和の祖国の独立

をかちとるためにおこなわれた金属・機械労働者の巨大な闘争にたいし、心からのあいさつをおくる。

会議は、朝鮮およびインドシナの諸人民の英雄的行動によってかちとられた成功、ならびに、植民地主義にもつとも手ひどい打撃をあたえた、偉大な中国人民の銘記すべき勝利にたいし、心からの讃辞をおくる。

＊

植民地、半植民地諸国における賃金が極端に低いことを指摘しながら、本会議は、雇主と政府にたいし、最低給労働者のために最低生活保障給を、ややよい賃金をえている労働者には基本時間給を制定するようおしつけるための統一闘争を要請する。会議は、賃金の分野においても、社会給付や職業上の資格の分野においても、ひとしく、あらゆるたちの差別をすべて廃止するための行動を強化するよう、よびかける。

会議は、植民地・半植民地諸国において労働の安全がほとんどまつたく閑却されていることに注目し、金属・機械労働者諸君にたいし、有効な労働保安措置の実施を要求してたたかうよう、よびかける。

とくに青年婦人労働者にたいする広はんな搾取にたいし、会議は、非人道的な労働手段をやめさせるためのカンパニアをすすめ、青年婦人労働者保護法を獲得し、拡大し、かつ尊重させるよう見まもり、また教育と技術修得の権利を尊重させるようにたたかうことを、労働組合にむかつてよびかける。

第二回会議は、独占資本によつて、植民地・半植民地諸国でおこなわれている帝国主義者の貧困の政策に反対するために、労働者の福祉、平和産業の拡大、諸原料の民族的平和産業への投入、諸国間の無制限な経済協力をめざす闘争を強化することが、絶対必要であるとかんがえる。

広範囲にわたる、いつわりでない農業改革をめざす全般的行動に、金属・機械労働者が参加することは大切なことである。というのは、このような方法は、生活水準を引上げ、産業を発展させ、かつ、未開発諸国の人口の大きな部分をしめる農民との同盟をめざす一つの基礎であるからである。

農業改革を達成し、保障する基本的な条件は、独占資本家に反対し、民族独立をもとめるたたかいでかちとられる成功のいかんにかかつている。

＊

平和が、労働者と国民の生活向上の不可決の条件であるところから、本会議は、金属・機械労働者とその労働者組合組織とは、大量殺戮兵器、とくに熱核分裂兵器の禁止、すべての侵略、武装干渉への反対、軍備の全面的縮小、あらゆる問題の平和的解決、外国軍隊による軍事基地の建設と占領反対、軍事基地建設のための土地取上げ反対、戦争予算の削減と、国民の福祉のための財源のふりむけ、などをめざすかれらのたたかいのなかで、平和の事業をつねにまもつていかねばならないと信ずる。

本会議は、金属・機械労働者とその労働組合組織が、人類の福祉のために世界平和運動が果している重要な役割をさらによく認識し、この組織によつてなされる活動に習熟し、その事業を支持し、労働組合運動を世界平和運動と結合させることによつて、その活動と平和委員会に参加する必要があるとかんがえる。

会議は、金属・機械労働者とその労働組合にたいし、世界労連の「労働組合の諸権利にかんする基本原則」についての声明を、できるだけ広く知らせ、職場や組合で討議し、これらの諸権利を尊重させ、実施させるような、できるだけ広はんな行動を組織し

て、労働組合の権利擁護の大カンパニアをおこなうようよびかける。

統一、そしてなによりもまず職場における統一行動は、生活水準と労働条件改善のためのたたかいにおける勝利の保障である。

会議は、組織、未組織をとわず、またすべての組合の、あらゆる意見と信条をもつ金属・機械労働者にむかつて、その職場で、労働者の共通の要求綱領にもとずき、巾広い統一をなしとげるようよびかける。

労働組合組織の目標は、統一行動を推進し、あらゆる段階における統一を前進させるために、これらの共通の綱領を提案することでなければならない。

＊

会議は、従属諸国のすべての金属・機械労働者とその労働組合にたいし、かれら自身のあいだにおける連帯をいつそう強化するようよびかける。

植民地領有国の労働者や労働組合のもつている重大な責任にかんがみ、会議は金属・機械労働者が植民地・半植民地諸国でたたかつている兄弟たちにたいし、さらにいつそうの連帯をしめすことをよびかける。

会議は、金属・機械労働者にたいして、その力のおよぶ範囲であらゆる方法にうつたえて、インドシナ植民地戦争を終結させ、朝鮮問題の平和的解決とグァテマラその他の国々の自由の尊重を要望する示威をおこなうようよびかける。

第二回会議は、わが労働組合インターナショナルが、植民地領有国の金属・機械労働者と植民地・半植民地諸国の金属・機械労働者、諸労働組合、諸工場、とくに国際的大トラスト傘下の労働者らのあいだに、兄弟的な関係を強化していく活動をさらに継続してゆこなうよう要請する。

＊

会議は、植民地・半植民地における金属・機械労働者が、その国々の労働者階級や国民とともに、もつとも広はんな労働者階級の国際連帯にささえられて、新しい、重要な成功をおさめることを確信するものである。

（同じく失業にかんする決議）

金属・機械労働組合インターナショナル（世界労連産業別部門）の加盟・未加盟の組織、工場、職場からの三三カ国、二一三名の代表をもつて、一九五四年七月三日から七日までウィーンで会合した第二回国際金属・機械労働者会議は、つぎのことを指摘する。——

一、失業と操業短縮は、資本主義諸国、植民地・半植民地諸国でたえず増大しつつあり、とくにアメリカ、イギリス、西ドイツ、日本、カナダ、フランス、ベルギー、イタリー、インドおよびオーストリアの機械労働者のあいだでおそるべき規模でひろがりつつある。

二、恐慌の兆候がアメリカでますますあきらかになりつつあり、また、アメリカの再軍備・戦争の政策にその経済を結びつけている他の資本主義諸国、植民地・半植民地諸国に反動をおよぼしており、アメリカの経済の変動にしたがつて変動し、ますます多くの労働者が仕事からなげ出されている。

第二回国際金属・機械労働者会議は、失業と、労働者の将来をおびやかしている脅威との主要な原因が、帝国主義のいままでになく尖鋭化した矛盾の中にこそあることを指摘する。その矛盾は、とくにつぎの事柄の中にみとめられる。

——マーシャル・プランの政策。

――国際トラスト、国際独占資本およびアメリカ帝国主義者以外の何人の利益にもならない戦争と軍拡の政策。
――生産の集積。
――国際貿易、とくに東欧諸国との貿易の妨害。
――賃金とその購買力の低水準。
――大量の労働者から職をうばう作用をした生産性増強カンパニア。
――とくに独占資本およびトラストによる最大限利潤追求の政策。
この同じ独占資本およびトラストが、まだ首のつながっている労働者をなおいっそう猛烈に搾取するために、あるいは、現実の雇傭の可能性がないときでさえ、最低給労働者の水準にまで賃金をひきさげたり、労働者の社会的既得権をなしくずしにうばいかえしたりする目的で、政府と共謀して、一国から他国へ、一地方から他地方への労働者の大量移送を組織するために、大量失業を口実につかつている。
第二回国際会議は、失業の増大とたたかうために、統一してつぎのようなたたかいをひきあげ、国内市場を拡大するための全面的賃上げ。
――労働者の購買力をやめる資本家の貪慾をやめさせること。
――超過利潤をもとめる。
――とくに、アメリカのバトル法がつくりだしている、東西貿易の障害をとりのぞいて、互恵にもとずく国際貿易を急速に発展させること。
――未開発諸国の関係に、週労働時間の短縮。
――賃金を差引かずに首切り、生産縮少、操業短縮反対。
――工場閉鎖、大量人員縮少、その他、生産性および雇主と政府の政策の作用に反対。
――失業者の諸要求、とくに、労働者とその家族の最底生活の必要をみたすための失業給付の支持。
――移民労働者のために、移住した国の労働者と同一の権利の獲得。
――有効な老齢保険の獲得。労働者にそれがすでに適用されているばあいは、退職年齢のひきさげ。
――青年労働者と婦人の雇傭、同一労働同一賃金の原則の尊重。
――平和の政策と経済の発展。
第二回国際会議は、諸労働組合と労働者にむかつて、生活条件ならびに労働条件の改善をめざす要求を失業の問題、失業者の特殊要求、とくに、失業者の必要をみたしうるだけの失業給付の要求にきんみつに結びつけるよう、よびかける。本会議は、かれらにむかつて、これらの要求を獲得できるよう、失業者とのもつともきんみつな統一行動を発展させることをよびかける。本会議は、失業労働者にむかつて、失業労働者委員会の設置かたを要請する。
第二回国際会議は、金属インターナショナル書記局が、失業問題およびつぎのような目標で、増大する失業に反対して行動するため、国際金属労働者連盟との共同行動を実現するのにとつた措置を確認する。
――あらゆる国々のあいだの貿易と、未開発諸国の工業化を発展させ、労働者のために適当な失業保険を獲得すること。
一九五四年三月三十日、国際金属労働者連盟にあてた書簡で申し入れたように、わが金属インターナショナルにたいし、本会議はその努力をたえずすすめるべきことを要請する。

第二回国際会議は、国際金属労働者連盟がいままで、この申し入れにたいする回答をおこたっていることを遺憾におもう。

会議は、その国内的、国際的労働組合の加盟関係にかかわりなく、金属・機械労働者にむかつて、失業者にたいする積極的で効果的な支援と、完全雇傭の実現と平和維持をめざす労働者の諸要求を獲得するために、各級段階での統一行動をうみだすよう、よびかける。

共同闘争と統一によつて、はじめて労働者たちは、失業のおそるべき苦痛を克服できるであろう。

（同じくシューマン・プランにかんする決議）

金属・機械労働組合インターナショナルに加盟、未加盟をとわず、あらゆる政見と宗教的信条をもつすべての労働組合にぞくする二一三名の代表が、それぞれことなつた政治的・社会的制度の三三カ国を代表して参加した第二回国際金属・機械労働者会議は、一九五四年七月三日から七日までウィーンでひらかれ、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の問題とその政治的・経済的影響についてを検討した結果、シューマン・プランがますますつぎのような性格を露呈しつつあることを指摘する。

――石炭鉄鋼共同体にぞくする労働者の搾取と失業と移送（シューマン・プランは労働者の国際的配置転換をふくむから――訳註）を増大させ、賃下げと労働者の社会的既得権の引下げの手段であること。

――西ドイツの再軍備とヨーロッパ防衛共同体のためにヨーロッパを経済的・政治的に分裂させる道具であること。

――ヨーロッパおよび世界を支配しようとするアメリカ独占資本の計画における決定的な要因であること。

――大トラストおよび独占資本が鋼鉄の生産ならびに価格をじぶんたちの利益に合うように定め、産業と資本の大集中化をおこない、最大限利潤を確保しようとする資本家カルテルであること。

シューマン・プランの影響をうけて、西ドイツ、フランス、イタリー、ベルギー、オランダ、ザール、ルクセンブルグの鋼鉄労働者たちの生活条件と労働条件は悪化しつつある。その理由は、つぎのようである。

――多くの鋼鉄工場が閉鎖し、残つたものも操業を短縮していること。

――何千という失業者にくわえて、さらに多数の人びとが首を切られ、操短がおこなわれる気配があること。

――とくにトラストおよび独占資本の系統の工場でのやばんな搾取。

――実質賃金の低下。

――失業と操短の増加、それから、実際に雇傭の可能性がありもしないのに労働者移送の増加、さらに労働者を六カ国の警察による不断の管理の対象とする労働手帳制度の採用。

――労働災害と職業病件数の増加。

――労働者の社会的既得権にたいする系統的な攻撃。

さらに、シューマン・プラン参加国の独占資本家と政府は、このプランおよび戦争と貧困の政策を遂行するために、労働者の諸権利にたいして、さまざまな攻撃をはじめてきた。

シューマン・プランのこれまでの四年間のおそろしい足跡についての、これらのもつとも重要な諸事実は、この計画の支持者、なかんずく、国際自由労連および国際金属労働者連盟に加盟している六カ国の労働組合中央部の指導者たちに矛盾を感じさせているとともに、金属インターのシューマン・プラン反対の立場と、

金属インターが支持した労働者たちの行動がいかに正しいかを確証するものである。

シューマン・プランの協定でうたつている言い分はすべてウソであることが事実で証明された。たとえば、上昇するはずであつた鋼鉄生産は、一九五三年に下落し、その他無数の矛盾が表面に出てきた。

若干の機械部門が撤去され、シューマン・プラン参加国の経済構造がこれによつて修正をうけそうだという心配がますます大きな問題となつてきた。ドイツの労働者は、他の国々の労働者と同様、シューマン・プランからはなんの利益もなかつた。この計画は、熔鉱炉の閉鎖、スピード・アップ、その他実質賃金切下げをねらう種々の方策をつうじて、労働者の生活条件と労働条件にすでに直接の影響をおよぼしている。クルップ、ティッセン、ヘルマン・ゲーリング工場などのばあいに見られるように、アメリカの指導的政治家たちから工場の送還をうけたドイツ軍国主義者やルールの大立物連中がふたたび勢をもりかえしつつあるとき、シューマン・プランは、ドイツの再統一をはばむ主要な障害であり、ヨーロッパと全世界の平和をたずおびやかすヨーロッパ防衛共同体と西ドイツ再軍備の基礎となつた。

本会議は、シューマン・プランが労働者の利益と、各参加国の経済と民族独立に背反するものであると宣言する。会議は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の経済的・政治的・軍事的ねらいとその影響は、あらゆる国々の機械労働者の深刻な関心事となつているとの確信を表明する。なぜなら、シューマン・プランは、アメリカの主要独占資本家グループとドイツ軍国主義者の手中にある、いわゆる「ヨーロッパ防衛共同体」のわく内で計画されている「ヨーロッパ軍」のための兵器廠にほかならないからである。

会議は、シューマン・プランに反対する。インターナショナルの諸活動を確認し、工場閉鎖、生産縮小、首切りにだんことして抵抗し、国民経済をまもるためにたたかつてきたシューマン・プラン加盟六カ国の鋼鉄労働者、とくにイタリーの労働者にたいして、熱烈なあいさつをおくる。

わが会議は、西ドイツ、フランス、イタリー、ザール、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの労働者と労働組合にむかつて、シューマン・プランとその諸結果、とくに、首切り、工場閉鎖、生産縮少に反対し、賃上げと社会福祉をまもり、あらゆるかたちの搾取の増大とその影響に反対し、労働者の移送に反対して、その加盟労働組合や政治上の見解のいかんにかかわりなく統一してたたかうために、その統一と行動とを強化するようよびかける。

会議は、年末までに、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体反対の国際的行動と連帯の週間を組織することを決定し、関係六カ国の労働組合と組合員にたいし、労働者の生活条件と労働条件、とくに搾取の増大、ならびに、関係国の経済と民族主権のうえにシューマン・プランがおよぼした作用について、労働者ばかりでなく国民の他の階層の人たち、それからえらばれた代表たちのあいだで検討するための措置を講ずるよう要請する。会議は、とくに資本の集積と、トラスト、独占資本があげる巨大な利潤を非難するよう、よびかける。

会議は、労働組合と労働者にむかつて、国民経済と民族独立の防衛という点で労働者と利益が一致する人びとをこれらの闘争にひきいれ、そして、この経験を他工場、他地域の労働者に普及するよう、よびかける。

会議は、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体に反対する効果的で系統的

な闘争が、他の計画（農業、化学、輸送、動力などのプール）を葬りさるのに手助けとなるであろうし、また、国際関係の改善と、ヨーロッパ諸国の集団安全保障を確立する努力とに寄与し、西ドイツの再軍備を阻止するのに貢献するであろうことを確信する。

会議は、全機械労働者にむかつて、戦争と貧困のこの政策に反対している西ドイツ、フランス、イタリー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグの労働者にあらゆる支援をあたえ、ヨーロッパと世界を新しい戦争からすくうためのその統一闘争を発展させるよう、よびかけるものである。

（第二回国際炭鉱鉱山労働者会議の一般決議）

――一九五四、一二、プラーグにおいて――

第二回国際炭鉱鉱山労働者会議は、一九四九年にフィレンツェでおこなわれた規約上の大会および第二回ならびに第三回世界労連大会で採択された決定は、過去において考えられるかぎりの仕事をなしとげ、国内的にも国際的にも炭鉱鉱山労働者のあいだに連携をひろめ、団結を固めたことをみとめる。

すべての大陸にわたる三十三カ国から、その政治的意見、宗教的信条はことなるとも、また炭鉱鉱山インターに加盟するものも、しないものも、それぞれ五百万の組合員を代表する代表が出席する本大会は、生活条件・労働条件を向上させ、賃金をひきあげ、失業に反対し、民主主義的諸権利と自由、国の独立と平和をもとめるためのたたかいを援助することによつて、すべての国の炭鉱鉱山労働者を団結させるのにたえず活動している炭鉱鉱山インターの成長しつつある影響の反映である。

大会は執行部が提出した報告をみとめ、その内容は炭鉱鉱山インターの直面する任務をはたし、将来の責任にみちびかれてゆくための活動を強化するのに役だたせるべきであることを確認した。

資本主義諸国、植民地・半植民地諸国の搾取の重荷は、労働者階級にはたえられなくなつてきている。

そのような状態をつくり出ず理由は、帝国主義者が最大限利潤をもとめるはげしい動きと、労働者を犠牲にしてすすめる再軍備政策とである。

炭鉱鉱山インターに加盟するとしないとにかかわらず、――すべての国の炭鉱鉱山労働者は、いままでにない緊密な団結によつてこの政策とたたかつている。

大会は、この道にしたがつて前進するとともに、すべての人びとの支持をえてこのたたかいをひろげてゆくことを、炭鉱鉱山労働者によびかける。

また大会は、ソ同盟、人民中国および各人民共和国では、炭鉱鉱山労働者の生活条件、労働条件がひじょうに改善されており、技術の向上は、肉体労働者の健康と安全をまもるうえに、適当な方法をもちつつ労働を軽減していることをみとめる。

第二回大会は、国際自由労連および国際鉱夫連盟にぞくする炭鉱鉱山労働者も、だんだんに国際的共同闘争を支持してきており、この方向に進むことを奨励せざるをえなくなつており、それがあたらしい勝利への保障となつている事実を歓迎するものである。

炭鉱鉱山インターの活動を確認するにあたつて、大会はつぎのことが必要であるとかんがえる。

㈠　すべての資本主義国、とくに植民地・従属国における労働組合で、炭鉱鉱山インターに加入するとしないとにかかわらず、すべての炭鉱鉱山労働者の経済的・社会的要求、組合の権利、

国際的団結のためのたたかいを支持すること。

(二)　炭鉱鉱山インターに未加盟の、とくに西ドイツ、イギリス、ラテン・アメリカ諸国およびアフリカの炭鉱鉱山労働者とわが炭鉱鉱山インターとのきずなをつよめること。

(三)　世界労連総評議会で確認された労働組合の諸権利および民主主義的自由をかちとり、あるいはまもるために、炭鉱鉱山労働者にもつと援助をあたえる活動をおし進めること。

(四)　すべての国、ことなつた意見、ことなつた組織に加入する炭鉱鉱山労働者のあいだで提携し、接触し、その代表や経験を交流することをおし進めること。

(五)　植民地領有国とその植民地の労働組合のあいだに合同会議あるいは協議会をもつことによつて、炭鉱鉱山労働者のあいだのきずなをつよめること。

(六)　他国でたたかわれた大闘争やその教訓を、ときを移さずすべての炭鉱鉱山労働者の団体協約を調査し、よいものも悪いものも全国の炭鉱鉱山労働者に知らせること。

(七)　各国炭鉱鉱山労働者の団体協約を調査し、よいものも悪いものもすべてその内容を全国の炭鉱鉱山労働者に知らせること。

(八)　定期的に情報を発行し、炭鉱鉱山労働者のたたかいの中から教訓を学びとるために炭鉱鉱山インターの活動についての情報をのせること。

(九)　世界労連と提携して、国際労働機構とか国連経済社会理事会などの国際機関の活動を発展させること。

(十)　青年労働者および婦人の要求にさらに注意をはらい、すべての炭鉱鉱山労働者との固い団結のもとに国際民主青年婦人組織とともつと緊密な連携のとれるような方法を講ずること。

(十一)　平和擁護、集団安全保障のための活動を強化し、平和をまもるすべての方法を支持し、一九五五年五月に開かれる世界平和大集会の準備にあたつては、積極的な役割をはたすためにすべての炭鉱鉱山労働者の集会をもつこと。

(十二)　世界平和に急迫した危機をもたらすロンドン・パリ協定に反対して他のすべての労働者とともにたたかう炭鉱鉱山労働者のたたかいを支持すること。

(十三)　平和政策を強化し、すべての国のあいだに友好をきずきあげる集団安全保障をもとめるすべての炭鉱鉱山労働者の願望をはたすこと。

(十四)　シューマン・プランを打破し、このプランの影響を受けるすべての人びとともに反対闘争を拡大するあらゆる手をうつこと。すべての国の炭鉱鉱山労働者は、他のすべての労働者階級および大衆といつしよになつてはば広い労働者階級の団結によつて支持されながら、もつとよい生活と平和のためのあたらしい、偉大な勝利をかちとるであろう。

すべての国の炭鉱鉱山労働者の統一万才！

労働者階級の国際的統一万才！

国際労働者階級の団結万才！

（同会議の賃金、失業、保安衛生についての決議）

第二回国際炭鉱鉱山労働者大会は、つぎのことをみとめた。

――資本主義諸国、植民地・従属国における炭鉱鉱山労働者の生活・労働諸条件は日にまし悪くなつてきている。

――かつては他の産業より高かつた炭鉱鉱山労働者の賃金は、今日ではずつと低く、そのはらう大きな犠牲やぶつからざるをえない危険をつぐなうには不十分である。

――増大する搾取は失業をふやし、くわうるに低賃金をもたらし、しかも労働者の異動をはげしくし、炭鉱鉱山に失業者をうみ

だし、不正な競争をおこす。

資本主義諸国、植民地・従属国におけるこのような特徴的な状態に比較して、ソ同盟その他、資本主義的搾取から解放された国々では、設備の機械化・近代化と労働保安と労働衛生のための要求を満しつつ、近代的な方法を採用することによつて、炭鉱鉱山労働者の生活水準をたえずひきあげ、その労働条件を堅実に向上させている。炭鉱鉱山労働者の生活・労働諸条件の向上をかちとるために、本大会は、炭鉱鉱山インターに加盟するといなとにかかわらず、全組合と炭鉱鉱山インターにたいして、全世界の炭鉱鉱山労働者の統一をなしとげるための活動をさらに拡大してゆくことをうつたえる。

本大会は、資本主義諸国、植民地・従属国における炭鉱鉱山労働者が、その経済的・社会的諸条件を改善するため、つぎの要求をかかげ、これをかちとるたたかいをさらにひろげるべきであるとかんがえる。

――困難で危険な仕事に相当する高賃金。

――たえず上昇する生活費に見合い、直接あるいは増大する搾取などの、賃金を低めるすべての動きをやめさせ、請負給率引下げその他の「生産性」方式をとらせないようにすること。

――請負給率引上げおよび決定に参加し、その実施を監督すること。

委員を選挙する権利をうること。

――現在の諸手当を基準賃金の中におりこむこと。

――困難かつ非衛生な仕事にたいして適当であり、かつ累進的な手当をきめて団体協約の中に規定すること。

――特殊な職場（高熱、高湿、粉塵）にぞくする熟練労働者をみとめるとともにその部類の数をへらすこと。

直接間接に賃金をきりさげようとするいかなるこころみにたいしても、もつともよい方法でたたかい、この賃金引上げによつて労働者の購買力を高め、生活水準を引上げ、国内市場を拡大し、多くの労働者に職をあたえることができる。

本大会は、資本主義諸国、植民地・従属国における炭鉱鉱山労働者が、その経済的・社会的諸条件の改善するため、つぎの要求をかかげ、これをかちとるたたかいをさらにひろげるべきであるとかんがえる。

――完全雇用、失業、首切りをやめて、鉱山業がとつている種々の計画をうちやぶり、この産業が平利的な目的に利用されるように、何ものにも阻害されない国際貿易をうちたて、すべての国に、鉱物を完成品に精製する工場を建設する。

――労働日を延長する超過労働時間の慣行をやめ、賃金を失うことなく労働時間をみじかくし、失業の原因となつている、つぎりゆく搾取や資源の掠奪をやめ、長期勤続の労働者に適当な年金を定め、訓練を助長する講座や養成所を設けて青年労働者を養成し、これら長期勤続の労働者に代えてゆくこと。

労働組合は、失業者に職をあたえるか、あるいは福利になる給付をえられるようにするためのたたかいをおこし、このたたかいがいかなる活動においても、失業者も就労者もいつしよにたたかつていけるような闘争方針をとるべきである。

本大会は、資本主義諸国、植民地・従属国における炭鉱鉱山労働者が、その経済的・社会的諸条件を改善するため、つぎの要求をかかげ、これをかちとるたたかいをさらにひろげるべきであるとかんがえる。

――「生産性」という概念の中にあるすべての原因を積極的、具体的にばくろして、いろいろな労働災害職業病をひきおこしている、うちつのる搾取の手段を根だやしにする。

――産業の性質に適応した鉱山法を制定すること。
――鉱山業の運営のあたらしい条件に適用される法規を定めること。
――炭鉱鉱山労働者より成り、かつ労働者に選挙される委員会をつくり、法令の実施を監督し、炭鉱鉱山労働者の健康や生命をまもるための調査を実行する。
――職業病による破壊とたたかい、これを不可避のものとかんがえる傾向に反対し、病気にかかることをふせぐ一大闘争をおこし、災害や職業病についての予防措置を講じ、適当な補償法を定め、社会的給付をおこなうことによつて医療技術や医療施設を近代化する。

（同会議のロンドン・パリ協定にたいする大会声明）

第二回国際炭鉱鉱山労働者大会は、現在のまことに重大な時期にあたり、ヨーロッパの諸国民の平和と安全のためにうつたえる。

ロンドン・パリ協定は、われわれすべてにとつてひじような危険をもたらすものである。

これらの協定は、労働者と全国民の意志に反して、西ヨーロッパ諸政府によつてこしらえあげられたものである。われわれはこれらの協定の批准にたいして反対闘争をしなければならない。

ヨーロッパが分割されないために、軍拡競争をやめさせるために、ドイツの軍国主義者や復讐主義者による侵略の脅威と原子兵器による武装を防ぐために。

労働者のえたものがあたらしい戦火にもえつくされてしまうのにひきかえて、製造業者はもう一度春をうたい、労働者の血の犠牲によつてぼう大な利潤をたくわえるようなことは、ゆるされない。

このようなことを防ぐために、これらの協定の批准にたいして、あらゆる方法をもつてたたかわなければならない。このおそるべき脅威をのぞくのに遅きに失しているわけではないのである。

他の諸国の労働者にとつても、国民にたいしてこのような危険な方法がとられることを防ぐために、その議会に圧力をかけることもできるのである。

西ドイツの炭鉱鉱山労働者がこの再軍備に反対する闘争をしているが、これを援助することは不可欠のことである。

ヨーロッパにおける平和をまもり、集団安全保障をうちたてる道はひらかれている。

それはモスクワで開かれたヨーロッパ会議の宣言の中にしめされており、これを歓迎した労働者とすべての平和愛好者の決定的な利益をまもるものなのである。

とくに炭鉱鉱山労働者は、ヨーロッパの平和と真の集団安全保障をまもりぬく覚悟で、その努力を倍加してたたかうであろう。

それこそが、労働者にとつて社会的発展とよりよい生活の保障となるのである。

国際緊張を解くことおよび平和的な仕事と生活は、戦争と破壊のうえに勝利するであろう。

（同じく植民地・半植民地の炭鉱鉱山労働者の要求と独立のためのたたかいについての決議）

ラテン・アメリカ、ヨーロッパ、アジア、アフリカおよび大洋州の代表の出席した第二回国際炭鉱鉱山労働者大会は、植民地・半植民地・従属国の炭鉱鉱山労働者の諸条件をつぶさに検討した結果、つぎの点を確認した。すなわち、外国独占資本は

――極端に低い価格で貴重な原料をつねに手に入れている。

――その国を工業化することをせず、その場で原料が加工されるために工場をつくろうとはしない。

――自分たちに最大の利潤を保障しない炭鉱鉱山を閉鎖している。

――とてつもない高い利潤をうるために炭鉱山労働者にたいして飢餓賃金を支払っている。

社会保障はあつたところで進んでおらず、独占資本は不正を支持している。かれらは労働者の保安衛生についての基礎的な措置を尊重しない。かれらは恒常的な仕事を臨時作業や請負作業をもつて代用している。かれらは、炭鉱山労働者をもつと搾取しようとして手当制度を採用し、かくて可能なかぎりの高い利潤を手に入れようとしている。かれらは、組合の権利や民主主義的自由を自由に行使することを制限し、かつ妨害している。かれらは、労働者の分裂をはかるため、差別賃金と人種差別をひろくおこなつている。

このような前代未聞の搾取の結果、職業病と労働災害がおこり、炭鉱山労働者は労働することができなくなり、若くして死んでゆく。

こんな状態を終らせるために炭鉱山労働者はその要求を出し、労働と生活の条件をよくするためにあらゆる活動の方法をとり、保安衛生対策をかちとらなくてはならない。

この活動は、もつとも小さいものから全国的なものにいたるまで、すべて要求にもとづかねばならない。

要求は率直に、はつきりと簡潔に書かれ、要求されなければならない。

労働者の要求をかちとるために、炭鉱山労働者は戦闘的民主主義的組織をもたねばならず、政治上、宗教上、人種上の差異にかかわらず、全国的・地方的にすべての労働者の統一行動を組織して、炭鉱山労働者全体としても、また鉱山業の他の部門の組合とも、共同闘争を発展させねばならない。

解放、独立、平和へのたたかいは、植民地政策と帝国主義を根底からゆすぶつている。

朝鮮民主主義人民共和国とヴェトナム民主共和国は、その平和経済をぐんぐん進めている。

第二回国際炭鉱山労働者大会は、帝国主義勢力や大トラストの支配下にある植民地・半植民地・従属国の労働者のあいだにさらに拡大された団結が固められ、のばされる必要があるとかんがえる。

炭鉱山インターはこれらの国の炭鉱山労働者が、本国その他の国々の労働者と兄弟の関係を固めるのを援助することによつて、その任務をつづけてゆきたいとおもう。

第二回国際大会は、植民地・従属国の炭鉱山労働者は、すべての国の労働者やすべての国民とともに労働者階級の統一行動と国際連携を通じて独占資本や、つのりゆく搾取に反対し、国の独立のため、また国の経済的・社会的発展と平和のためのたたかいの中で偉大な勝利をおさめるであろうことを確信する。

（同会議で採択された炭鉱山労働者の要求と行動綱領）

三十三カ国一七九名の代表が、世界労連と炭鉱山インターに加盟するといなとにかかわらず出席した第二回国際炭鉱山労働者大会は、つぎのことをみとめた。

全世界の炭鉱山労働者はこの数年にわたつて経済的・社会的発展と平和の擁護のためにたたかつた。資本主義諸国、植民地諸国の炭鉱山労働者は、もつとよい生活と労働条件をもとめるた

たかいの中で、全労働者階級の決定的な利益をまもる一般的なたたかいの中ではたすべき役割をさらによく知つた。

炭鉱鉱山労働者は、その正しい要求とそのたたかいの目的が全労働者の切実な願いとピッタリと合つているとともに、よい諸条件と組合の権利をかちとるための日常闘争は帝国主義者どもによつてとられている貧困と戦争の政策に反対するたたかいの中で大切な一環をなしていることを、あきらかにした。

植民地・半植民地の帝国主義は、独立と発展をもとめる国民の望みにさからい、ますますはげしい搾取、原料の略奪、労働者のむごい搾取、そして労働者の権利と自由をみとめることをこばむなどの政策を進めている。

資本主義諸国では、世界にわたるトラストはその原料を再軍備に使おうとしており、労働者階級の国際主義の感情を悪用し国の独立をおかしている。

資本主義諸国、植民地・半植民地諸国では労働者の生活および、労働条件を向上させようとするたたかいは、戦争と政策にたいする抵抗と、平和と国の独立の防衛に、いままでにないほどピッタリと結びついている。

世界の炭鉱山労働者は現在、平和ともっともよい国際関係の政策のみが、永続する雇用、もつとよい労働条件、もつと高い生活水準、個人の人格の尊厳をさらにしつかりとしたものにすることと、などを達成できるのだと固く信じている。

資本主義諸国、植民地・半植民地諸国では、広はんなひろがりの国民がその独立と平和を望むようになつている。炭鉱鉱山労働者は、鉱物資源が適正に使用されるようにするため、大きな国民戦線をつくりあげるのに活発な役割をはたしている。この要求をはたす基礎になるものは、原料の加工をそれぞれの国でやつて、外国の帝国主義の支配から解放された国の産業に使われるようにすることである。

真の愛国的感情を胸にもつ労働者の深い望みでもある仕事とその条件をまもりぬくことによつて、全世界の炭鉱鉱山労働者はもつとよい生活、独立と平和のための偉大なたたかいに決定的な貢献をするであろう。

本大会はつぎのような社会的要求の一般的な方針を採択したが炭鉱鉱山インターに加盟するとしないにかかわらず、すべての友好的な全国的な組合が現在その国のおかれている特殊情勢を考慮にいれた上で、各組合独自の社会的・経済的要求の基礎として、この方針を活用することをすすめる。

〔綱　領〕

一、賃金

――労働者階級の家族が悪くない生活ができるだけの水準まで実質賃金を全面的にひきあげる。

――すべての職種の労働者に完全な最低保障賃金を定める。

――年齢、性、身分、国籍にかかわらず同一労働同一賃金の原則を適用すること。

――すべての種類の超過労働、休日、公休日の賃金率を適切にひきあげる。

――夜間作業の賃金率をひきあげる（午後十時から午前六時まで）。

――正常の作業をする労働者の同一種類の作業をする労働者の平均時間給よりも高いあるいはすくなくとも保障最低賃金と同額を受けとるような請負給率をきめる。

――むずかしく、非衛生であり、あるいは危険な作業をする労働者の賃金をひきあげるか、労働時間をみじかくする。

——直接税、間接税のひきさげ。
——家族手当、物価手当のまだないところはこれをあらたに設ける。
二、完全雇用
——鉱業生産物を経済的・社会的な発展のために完全に利用して完全雇用を保障し、失業をなくし、貿易をのばし、国の工業化を進める。
——新式機械を入れたときの首切りの禁止。
——地層の鉱床が全部掘りつくされるまで鉱山の閉鎖の禁止。
——首切りがあるときの超過労働の禁止。
——スピード・アップ、労働者の消耗とその健康をひじょうに害ねる労働のあらゆる「生産性」方式や方法の中止。
——労働の困難性と失業の点よりして、賃金を失うことなく一週の労働時間をひきさげる。
三、労働保安と衛生
——現在の生産方式にあわせて労働保安と衛生にかんする法規を改正する。
——炭鉱鉱山における保護規則と労働保安措置についてのくわしい正しい説明を労働者にすること。
——災害防止の基本原則をおかすような採掘方式をとることをやめる。
——労働者に良好で十分な支柱材料をあたえる。
——坑内、工場、選炭場、職場で原料をあつかうところに効率のよい通風設備を設ける。
——運搬坑道での保安を最大限に保障すること。
——粉塵による職業病（たとえば塵肺、珪肺）高温、不十分な採光、有害物、湧出物にたいして調査し防止策を講ずる。
——国および経営者の費用による全労働者のレントゲン検査をもつてする定期的な体格検査。
——資格ある医員によつて運営される坑外における医療施設と、緊急な医療のための移動救急箱を坑内に備える。
——作業衣、脛当、手袋、坑内ヘルメット、防水具等々を労働者に無償で配布し、その維持と修繕は、国と経営者との費用でなされる。
——すべての炭鉱鉱山にシャワーと坑頭浴湯を設備する。
——すべての山に、坑内外の保安衛生施設を監督するために炭鉱鉱山労働者全員の祕密投票で選出された検査員もしくは委員を置くことをきめた法規を制定する。
四、社会保障
——疾病、職業病、労働災害、傷害、母性、老齢、かせぎ手の死亡、遺児、部分失業あるいは完全失業のおのおのにたいする給付を定めた社会保障制度を設ける。
——労働者の掛金がなく、すべて国もしくは経営者が負担する社会保障基金。
——社会保障の管理に民主主義的に選ばれた労働者の代表が参加すること。
——労働災害あるいは職業病によつて働く能力を失つたとき、その直後の日から完全になおる日まで、または労働不能年金の支給日まで、満足すべき生活水準を保障するような給付の支払い。
——作業中および交通の方法の如何にかかわらず、作業場と家の往復のあいだにおこつたすべての事故を労働災害と認めること。
——すべての労働者とその家族に無料で医療措置をする。
——病院、産院、幼稚園の建設。

――国と経営者が維持負担すべき休養所とサナトリウムを塵肺症、珪肺症、肺結核その他の職業病にかかつた炭鉱鉱山労働者のために建設すること。

――職業病患者、病気や負傷の未回復のものを、賃金をそのままにして楽な仕事につかせること。

――五十歳以上もしくは炭鉱鉱山で二十五年以上働いた者に実質のある老齢年金の支払いをすること。

――炭鉱鉱山である年限働いた後は五十五歳で退職できるようにする。

――すべての炭鉱鉱山労働者に年次有給休暇をあたえる。

五、居住条件

――企業および地方自治体の費用負担による、健康で近代的な家の建設の促進。

――企業における労働者あるいは労働不能者または寡婦が、適正な家賃で悪からぬ住宅を政府からあたえられること。

――炭鉱鉱山労働者、労働不能者、寡婦に燃料をあたえること。

――解雇あるいは他企業への転職のばあいでも同じ家に住んでいる権利をもつこと。

六、年少労働者の要求

――十六歳以下の者を坑内に雇用することを禁止する。

――十八歳以下の者を夜業、超過労働および非衛生あるいはその身心の発達に有害な労働にもちいることを絶対禁止する。

――年少労働者と成年労働者を賃金の上で差別することをやめる。

――成人労働者よりも数多く定期的な体格検査をおこなうこと。

――年次有給休暇の追加。

――国および経営者の負担で採掘の技術を会得し、また一般教育水準を高めるために、特殊な職業訓練用としてまたは一般教育のためにもつとたくさんの教育施設をこしらえる。

――年少労働者のための運動場とクラブをつくる。

――兵役を終つたのちにもその先任権や軍隊に入るまえにえた利益をそのままとして前職に復職させる義務を負わせること。

七、婦人労働者の要求

――雇用、賃金および責任を要する管理職への就任等々について政治的・社会的・文化的生活のいかなる部面においても男女が完全に平等であること。

――異常な力仕事を婦人に課することを禁ずる。

――妊婦、授乳期の婦人の夜業、超過労働を禁ずる。

――無料産院と無償出産、母性手当の支給。

――企業の負担によつてとくに婦人労働者のために適切な設備の部屋、看護室、労働者の子供のための託児所をこしらえること。

八、移民労働者の要求

――賃金、昇進、社会保障などの権利が移民労働者が働いている国の労働者と同じであること。

――移民労働者が自分の国へ帰つてからでもその労働不能年金、老齢年金、勤続給等々の権利が国家間相互の協定の結果維持されること。

――国によつて保障されるべき協定の中に定められる規定の完全な尊重。労働者と経営者間の関係は直接的であつて仲介者があつてはならない。

――組合指導者に選出される権利とともにあらゆる組合活動に

参加する自由をもつこと。

九、植民地・半植民地諸国の労働者の要求

――植民地・半植民地諸国の経済的富と人間の労働は、ただこれらの国の経済的・文化的発展、労働者の生活水準の向上のみに用いられなければならない。

――国および植民地を圧迫するために封建的・半封建的または独占的な方法を用いることをやめさせ、植民地の労働者の権利をまもること。

――技術訓練、雇用、社会保障、医療、労働時間、休日について本国に働く労働者と同じ権利を植民地・従属国労働者ももつこと。

――植民地諸国の労働者の賃金を本国からきた労働者の賃金までひきあげること。賃金は全額現金とする。

――炭鉱鉱山が人里離れたところにあるとき、経営者はいろいろの品物が利用できるようにし、自由に市場で買えるように保障すること。

――労働者は、その管理をけつして経営者に干渉されず、経営者の支持と援助による消費生活協同組合を設立する権利をもつ。

――懲戒あるいは差別待遇とすべての体罰を完全に禁止する。

――皮膚の色、国籍、人種、宗教上の理由で差別待遇をしたり、おどかしたりする者にたいして厳重な罰則をもつ法規の制定と即時実施。

――運動と宗教の自由、見張によつて看視され、有刺鉄線をめぐらされた集団収容所を廃止すること。

――言論・出版・集会の自由とストライキの権利。

――労働組合をつくり組合活動をおこない、労働者の経済的・社会的・政治的利益をまもるためその組合の指導者を選挙する権利の十分な尊重。

一〇、炭鉱鉱山労働者の権利と自由

――他の市民の享有する権利と民主主義的・政治的自由と労働組合の自由が炭鉱鉱山労働者に保障されるべきこと。

――すべての炭鉱鉱山労働組合をつくりその選ぶ組合に入りその組織の中で活動することが年齢、性別、人種、国籍にかかわりなくできる権利。

――労働者が採用した方法にしたがつて政府当局や経営者によるいかなる干渉も統制もおこなわれず、すべての労働組合がその活動を進め、自由に民主主義的にその指導者を選び、その活動ができるための権利。

――会合、組合大会、デモンストレーションをやる権利。組合機関紙を発行し、配布し、組合費を集め、組合基金を設立する権利。

――全国的に地域的に労働者を代表して団体協約を交渉し、締結する組合の権利。労働者に関連する問題をとりあつかうために組織の労働者を代表する権利。

――労働者がその権利を行使することにたいして罰をもつて禁ずるいかなる制度もなく、いかなる労働者でもいかなるかたちにおけるストライキもできる権利の尊重。

――所属政党または組合関係、人種、国籍、姻戚関係よりする差別や妨害なく、労働者がやとい入れられること。

――地域的・全国的に労働者が団結する権利。

――その望む国際労働機構に加入し、国際労働運動に参加し、国際連帯を自由にしめすための組合の権利。

本大会は、この方針書の中に列記した要求は、もしその政治的意見とか宗教的信念、人種、国籍にかかわらず、地域的にも全国

的にも国際的にも強力な統一行動がすべての労働者によつてとられるならば、かならずかちとれると信じている。

この可能性はこれらの要求がすでにソ同盟、人民中国その他人民民主主義諸国でかちとられ、またいくつかの資本主義国でもそのたたかいの結果、かちとられたという事実によつて確証されている。

世界平和のはかりしれぬ重要性を知るがゆえに本大会は、この平和を保つことはかつてない経済的・社会的発展を可能にし、炭鉱鉱山労働者の生活および労働条件のかなりの向上がおこるであろうとかんがえる。

そこで本大会は、経済的・社会的要求と平和のためにかがやかしいたたかいを統一してたたかうために、その隊伍をガッチリと固めることをすべの炭鉱鉱山労働者に望むものである。

（同会議の、すべての炭鉱鉱山労働者へのアピール）

われわれ炭鉱鉱山インターに加盟するとしないにかかわらずこの第二回大会に出席し、五〇〇万以上の組合員を代表する一七九人の代議員、オブザーヴァー、来賓は、世界のすべての炭鉱鉱山労働者に兄弟のアピールをおくる。

この偉大な大会でわれわれは、炭鉱鉱山労働者の生活および労働の諸条件とその要求を知り、またその条件をどうやつたらよくできるか、その要求をどのようにしてかちとるかということを知ることができた。

この知りえたことは、資本主義諸国、植民地・従属国においては賃金は不十分であり、労働条件は悪く、衛生保安の規定は不良であり、社会的利益あるいは労働組合の諸権利にたいしてはいろいろな攻撃がくわえられているということであつた。

また、スピード・アップによつて出た死傷者や珪肺病の犠牲者たちにたいして、この困難な条件を、失業や休廃山がさらにどのように悪くしているかということも知りえた。

この大会は、搾取者たちやその政府の攻撃にたいして団結と熱意をもつてたたかつてきた偉大なたたかいを強調した。これらのたたかいにおいて炭鉱鉱山労働者は攻撃に出たことさえあつた。貯炭、失業、休廃山、不景気は炭鉱鉱山労働者のこのたたかいをふせぎきれなかつたし、またいまからもふせぎうることはないだろう。

炭鉱鉱山労働者は日にまし、自分の上に困難な条件がせまつている原因が独占政策の結果であつて、かれらは言語道断な利潤をあげ、それを狂人じみた軍備に注ぎこんでいることを知つてきている。

炭鉱鉱山労働者は永久の貧困と戦争はさけえないという考え方は容認できない。われわれは平和な世界によい生活条件をもとめて団結してたたかつた勇敢な、とくに日本、オーストラリア、西ドイツ、イギリス、チリ、ベルギー、アフリカ等々の炭鉱鉱山労働者の統一行動にあいさつをおくる。またわれわれはソ同盟、人民中国および人民民主主義諸国の炭鉱鉱山労働者にあいさつをおくる。これらの国の人民は、その物質的・文化的・社会的水準のたえざるひきあげに偉大な成功をおさめ、これがひいてはすべての炭鉱鉱山労働者の幸福な将来をもとめるたたかいの手本となり、勇気ずけとなつているのである。

大会は、どのような組合であろうと、また政治的・宗教的差異にかかわらず、年齢、性、人種、国籍にかかわらず、すべての炭鉱鉱山労働者の統一行動を進めることを労働者諸君にうつたえる。これこそ、われわれの重大な利益をもとめるたたかいを成功的に組織する唯一の機会として役だつのである。なぜなら、炭鉱

鉱山労働者の統一行動は抵抗すべからざる力だからである。大会は、すでに確認した経済的・社会的方針をまもり、それぞれの国の要求、とくに高賃金、社会的給付、家族手当、衛生保安の措置、賃金を失うことなく労働時間を短縮すること、休廃山および失業反対等々の要求をかちとるための統一行動を組織することをうつたえる。

炭鉱鉱山労働者はその利益をまもるために欠くべからざる武器としての労働組合を強化しなければならない。われわれは組合の諸権利と民主主義的自由をまもり、これらを尊重し拡大してゆく、世界的な広がりをもつたたかいに参加しなければならない。

大会は、国内的にも国際的にもすべての労働組合組織のあいだに統一を復活させるための炭鉱鉱山労働者の決意を強調した。

この統一は、すべての国の炭鉱鉱山労働者のあいだの友愛のきづなをつよめ、おたがいがよく知りあい、その共通のねがいを達成することを可能にするものである。

その隊列をかためることによつて世界のすべての炭鉱鉱山労働者は社会的発展、自由、国の独立および平和への道にそつて熱意と自信をもつて進むことができるであろう。

われわれは戦争屋のたくらみをうちやぶり、原子兵器の使用を防ぎ、大量破壊兵器の実験をやめさせるであろう。

世界の炭鉱鉱山労働者の友情と統一万才！

すべての労働者の統一と団結万才！

平和万才！

（世界労連第七回総評議会の一般決議）

――一九五四・一二・九～一四、ワルシャワにおいて――

世界労働組合連盟総評議会は、現在の国際情勢とその進展を検討した結果、さいきん国際緊張の緩和と戦争の危機をとりのぞくために行動してきた、平和勢力のかちとつた諸成果を根こそぎもぎとろうとして、戦争勢力がその努力をつよめていることを確認する。

ヨーロッパでは、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、その他の諸国政府が、西ドイツを軍国主義国家にかえ、侵略的軍事集団のなかに編入することをねらつたパリ協定に署名した。パリ協定はヨーロッパの平和と安全保障をおびやかすものである。パリ協定はヨーロッパ諸国を互に敵対するブロックに分裂させ、こうして惨憺たる原子戦争の危機を鋭くさせている。

アメリカの好戦的な層はアジアに新しい戦争を挑発し、アジア大陸諸国民間を互に反目させ、民族解放運動を弾圧しようと努めているが、いろいろな侵略的軍事ブロック、とくにマニラ条約でつくられた侵略的軍事ブロックを活動させている。かれらは台湾の占領をつづけ、かれらの支持する海賊行為をやつている蔣介石の犯罪人どもとの同盟条約に署名した。

国連での討議でも示されているように、軍備を縮小し、大量破壊の武器を禁止する条件が現実に存在しているにもかかわらず、植民地・半植民地諸国にもひろげられているこの侵略政策は軍備競争をいよいよかりたてている。

この侵略政策は軍隊、軍事予算、ならびに弾圧のために使う予算などを増大させて、国民にたいする負担を非常に大きくし、労働者の生活水準にたえず脅威をあたえている。この政策はいよいよ残酷な弾圧手段に訴えることにたよつている。この政策を実行するため、労働者の民主主義的権利と労働組合組織とにたいしておびただしい攻撃を加えている。帝国主義者は、自由と民族独立をめざして植民地・半植民地諸国の国民がおこなつている闘いをおしつぶそうとしてあらゆる手段をつかつている。

世界労連総評議会は、平和と安全をまもるために、さいきんモスクワでひらかれたヨーロッパ諸国会議でふたたび指摘されているように、この政策にとつてかわる別の政策があることをつよく力説する。この別の政策とは、話しあいで国際的対立、なにによりもまずドイツ問題を解決することであり、全般的な、また管理された軍縮をもたらす集団安全保障を確立することである。そうすれば、労働者の多くの要求を満足させ、生活の改善と社会進歩に道をひらくことができる。

したがつて世界労連総評議会は、現在の国際情勢を考え、ヨーロッパ、アジアならびに全世界にわたつて平和のための闘いがすべての国の労働者の基本的な、させまつた任務であると考える。

したがつて世界労連総評議会は、労働組合組織にたいし、つぎのことをおしすすめることをのぞむ。

――パリ協定に反対し、ドイツ軍国主義の復活に反対し、話し合いと集団安全保障と軍縮と平和のためにひろく統一された戦闘的行動に労働者をたちあがらせること。

――労働者とその労働組合組織にたいし、世界平和運動の活動とカンパニアをもつと積極的に支持し、その先頭にたつ導き手となることを呼びかけること。

――とくに労働者と労働組合組織にたいし、一九五五年にひらかれる世界平和集会の成功をかちとるために全面的援助をあたえるよう呼びかけること。

世界労連総評議会は、平和と集団安全保障をめざし、軍事ブロックの結成、軍拡競争ならびに経済の軍事化に反対する闘いが、民族独立と働く人たちの生活条件改善のための闘いと、はなれがたく結合していることを強調する。労働者はますますこの事実を自覚してきている。

独占資本は戦争を準備するにあたつて労働者にたいする搾取をつよめている。資本主義、植民地諸国では実質賃金はたえまなく低下し、労働者とその家族のまともな生活条件を保障していない。独占資本は賃上げ闘争をそらしたり、ふせいだりするために、賃金改善は生産性の一そうの増大と結合しなければならないとしている。現実には「増大する生産性」という言葉は、労働者の精神的・肉体的条件に有害なスピード・アップのためのあらゆる方法の適用を意味している。さらにこれらの方法はおびただしい労働災害と首切りの増加、失業の増大をもたらしている。独占資本の基本的ねらいは大資本家と植民会社の最大限利潤の増大にある。

世界労連総評議会は賃金問題については資本主義諸国で賃上げを生産性増大と結びつける一切の方法にだんことして反対する。世界労連総評議会は、もし労働者が自らの闘いによつて独占資本にその莫大な利潤のなかから賃上げをかちとることをみとめさせるならば、また政府に軍事予算をへらすことをよぎなくさせるならば、物価に影響をあたえないで賃上げできると考える。世界労連総評議会は賃上げが労働者にとつて欠くべからざるものであり、賃上げが市場の拡大をもたらし、働く人々全体の幸福に必要なものであると考える。

世界労連総評議会はソ同盟・中華人民共和国、人民民主主義諸国の経済的社会的情勢を検討し、これらの国々では平和生産がたえず発展していることを認める。したがつて国民の物質的文化的水準の着実な向上がもたらされている。社会主義諸国は主要な消費物資の物価の系統的な引き下げ政策を実行し住宅、学校、病院、劇場、その他公共施設の大規模な建設をおしすすめている。

世界労連総評議会は、資本主義、植民地諸国の労働者が平和と生活水準の改善と民主主義的自由と社会的成果の拡大をめざす行動にあらたな威力ある力量を発揮して反動の攻撃にこたえていることを確認する。イギリス、フランス、西ドイツ、イタリー、日本、インド、ブラジル、チリ、アルゼンチン、ホンデュラスその他の国々でおこつている大衆的大ストライキは、労働者が、自分たちの生活条件が低下させられ、また労働組合の権利、民主主義的権利が攻撃されるのを許しておかないことを示している。団結して労働者がおこなつている果敢な闘いと労働者階級の国際連帯の力はいくつかの国で政府と独占資本が反労働者階級的手段に訴えることをくいとめ、多くの投獄された活動的労働者の釈放をかちとつている。

したがつて総評議会は労働組合組織にたいし、生産性の増大と、産業の独占集中を推進する背景にあるものをたえず、明瞭に暴露し、つぎの諸要求をめざして労働者の一そうの統一行動を発展させることを呼びかける。

――各国、各産業、各職業、各経営の特殊の条件を考慮のうえで労働者の賃金の購買力を全般的にひきあげること。

――婦人労働者の賃上げ、世界労連総評議会はこの目的のために「同一労働同一賃金」の原則の適用をめざし、すべての国で一大カンパニアをうちだす国際婦人労働者会議を組織することが必要だと考える。この会議は全国労組中央諸組織の全面的な支持のもとに準備されなければならない。

「同一労働同一賃金」の原則を適用して青年労働者の賃上げをすること。

――各国でまともな生活条件をかちとることをめざし、最低保障賃金を協約または法律で確立すること。

――労働強化、スピード・アップその他の搾取増大の手段に反対すること。世界労連はこのカンパニアを支持し、一九五五年に資本主義、植民地諸国の搾取増大について、大規模な国際的調査を実施する予定である。

――賃下げすることなく、労働週間をへらすこと（注、ヨーロッパやアメリカでは労働時間は週単位）

――とくに植民地・半植民地諸国の農業労働者の労働時間を法律で制限すること。

――社会保障制の確立と改善。

――有給休暇制の確立と改善。

世界労連総評議会は、平和とたえず働く人々の行動の勝利のカギは、労働組合組織のあいだの統一および、ちがった政治的見解と労働組合所属の労働者のあいだの統一、とりわけ職場の下部労働者のあいだの統一をつよめることにあることを確認する。

働く人々の統一への欲求は、第三回世界労働組合大会いらい一段と高まつている。西ドイツの労働組合は、圧倒的多数で、あらたな「国防軍」の編成に反対し、自分たちの国を軍事同盟のなかにひきいれることに反対し、ドイツの再軍備に反対し、ドイツ問題の話し合いによる解決を支持する決議を可決した。

イギリスでは、労働組合全国年次大会の投票は、イギリス労働者の大多数がドイツ軍国主義の復活に反対していることを示した。さらに労働者が自分たちの要求と労働組合の権利をかちとるためにうちだしている多くの統一行動が、世界労連に加盟している労働者と国際自由労連に加盟している労働者のあいだですすめられている。これらの実例は平和の闘いも労働者の諸要求をめざす行動もともに労働者の統一行動をかちとることができることを

ハッキリと示している。

だから世界労連総評議会は、労働組合組織にたいし、労働組合の国際的統一をかちとるための努力をつよめることを訴えるものである。第三回世界労働組合大会宣言は、この統一の再確立は労働者にとつてはかり知れない重要さをもつているという事実を強調した。世界労連総議会は、労働者階級の国際連帯をつよめるため、すべてのものが、真の努力を払うことなしには労働組合の国際的統一をおしすすめることができないことを強調する。

世界労連結成十周年にあたる一九五五年は、各国の働く人たちのあいだの代表の交換の大量の増加、直接連絡の進展、とくに組織のあいだや工場のあいだでの直接連絡の進展で特筆される年とすべきである。このことは、労働者のあいだの国際連帯の感情をつよめるのに効果ある役割を果すであろう。

世界労連総評議会は、世界労連加盟、未加盟の別なく、すべての労働組合組織にたいし、国内的、国際的労働者階級の統一を訴える。こうしてのみ、労働者は、すべての国ぐにの平和的共存をめざし、すべての国民の経済的・文化的協力をめざし、働く人々の生活水準の改善とよりよい生活と自由と平和をめざす労働者の闘争で、一そう決定的な勝利をかちとるであろう。

（同評議会のヨーロッパ労働者にたいするアピール）

――一九五四・一二・一〇、ワルシャワにおいて――

ヨーロッパの労働者と労働組合員の諸君！

世界労連総評議会は、戦争勢力が平和と諸国民の安全をおびやかしているこの決定的時期にあたつて、すべての働く人々にアピールすることを神聖な義務と考えます。

今日重大なさし迫つた危機がヨーロッパの安全と世界の平和をおびやかしています。ヨーロッパ防衛共同体条約（ＥＤＣ）の失敗のあと、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツの諸政府はドイツ再軍備の復活と、ナチス軍部の将軍たち、戦犯に指揮され、かれらが自由に使用をまかされた原子兵器をもつた侵略軍隊を西ドイツにつくることをねらつたパリ協定に署名しました。これはむごい事実です。

パリ協定署名者たちは、この協定によつて話し合いがしやすくなり、国際緊張をゆるめられると主張しています。だがそれどころかパリ協定は明らかに軍拡競争を促進することになるでしょう。

この協定の批准とその実施は労働者にたいする一層の収奪をもたらし、労働者の生活水準、賃金ならびにいままでかちとつた社会的成果にたいするさらに鋭い攻撃となつてあらわれるのです。

ロンドン＝パリ協定は、実質は武器製造人たちの協定です。軍拡競争はアメリカ、西ドイツ、イギリス、フランスの大資本家の利益にだけ役立つものです。かれらは再軍備によつて諸君の労働と諸君の貧しさのなかから多額の利潤をひきだそうとあてにしているのです。かれらはまた軍国主義を復活してドイツおよびヨーロッパ全体にわたつて、諸君の権利と労働組合組織をおしつぶす反民主主義的な独裁にみちをひらこうと願つています。

ドイツの労働者諸君！

われわれは西ドイツと東ドイツにいる数百万の労働者と組合員にたいし、諸君の労働組合とともにドイツ再軍備の復活にたいして、たちあがつている諸君にたいし、本当に心からのあいさつを送ります。われわれは、諸君が、どんなことがあつても分裂してはいけないことを強調します。諸君の国の軍国主義復活に反対し、パリ協定に反対し国の平和的民主的統一をめざして諸君の統一をつよめ、兄弟のようになつて闘つてほしい。パリ協定を批准

させてはなりません。もし軍国主義が吹きあれ、新たな紛争がおこるならば、そのとき諸君が一番始めに犠牲者となることを諸君は知つています。そのとき諸君は肉弾となり、諸君の国は破滅するでしょう。

フランスの労働者諸君！

諸君は諸君のレジスタンスの英雄たちの犠牲を無駄にしてはいけない。フランス国民の勇敢な闘いはつい数カ月前、新しいドイツ国防軍創設の最初の試みをくいとめました。今こそパリ協定の批准に反対して諸君の全力をだしてたちあがれ。こんどは原子砲で武装したドイツ師団が諸君の東部国境に再び活動する脅威を許してはいけない。

イギリスの労働者諸君！

だれにもだまされてはいけない。ナチの山賊どもとの闘いにたおれた第二次大戦の闘士たちの死を無駄にしてはいけない。再びドイツ軍国主義者にイギリスの都市をコヴェントリー市の運命で脅かさせることを許してはならない。ドイツ再軍備に反対し、諸君の国の未来と独立をまもれ。平和の闘いを強め、すべての国民間の友好関係を強めよう。

全ヨーロッパの労働者諸君！

死んだ人たちを思いおこしてほしい。爆撃でメチャメチャになつた都市、拷問室、火葬場のことを思いおこしてほしい。殺人者どもに再武装させ、原子兵器をあたえることを許してはいけない。

労働者はその統一行動によつて戦争屋のみちに、のりこえられない柵をつくることができるのです。諸君を統一する兄弟の団結の結びつきをつよめよう。国際自由労連加盟の西ドイツ労働組合と世界労連加盟の東ドイツの労働組合がドイツ軍国主義の復活に反対している事実は、この闘いで国際的・国内的規模で各労働組合組織のあいだにもつともひろい統一行動をかちとることができることをハッキリと示しています。

ドイツ国防軍の再建計画をうち破りましょう。集会、会合、抗議デモを組織しましょう。パンフレットや要求書を配布しましょう。諸君の議会と政府にパリ協定の拒否を要求する代表をもつと送りましょう。平和の運命は諸君と諸君の行動にかかつているのです。

すべての国はその社会制度のいかんをとわず、平和のうちに存在することができます。すべての国の平和的共存をつくりだしましょう。平和的共存は軍縮と軍事費の削減にみちをひらくでしょう。平和的共存はすべての国にとつてない経済的・社会的拡張と、いちじるしい繁栄の発展をもたらすでしょう。ドイツ軍国主義の脅威に直面している諸国民の独立のただ一つの保障であるヨーロッパ集団安全保障の全般的体制の確立を要求しましょう。なにものにも妨害されない東西間の貿易関係を要求しましょう。諸国民間の友好をつよめましょう。諸君が行動において統一すれば無敵の力となります。だからこそパリ協定とその結果に反対し、ヨーロッパの生活改善とヨーロッパ安全保障と世界平和をめざす正当な闘いに団結しましょう。

（同じく労働組合権利憲章の国際的組織化にかんする決議）

――一九五四・一二・一〇、ワルシャワにおいて――

総評議会は万場一致で労働組合権利憲章を採択する。

総評議会は全国労働組合中央組織とすべての労働者の利益と労働者の次の点にむけることをのぞむ。すなわち、の経済的・社会的諸要求をまもつて、成功と世界労連加盟の東ドイツの労働組合がドイツ軍国主義の復活に

くべからざる武器である労働組合の権利と民主主義的自由をかちとり、まもるため闘っている労働者の行動の統一を実現するのにこの憲章は助けとなるということである。

総評議会は、全国中央組織、産業別労組インターナショナルならびにすべての労働組合にたいし、次のことを勧告する。

――憲章をできるかぎり最大多数の労働者に知らせること。

――憲章にふくまれている諸要求を、労働者の諸要求をめざす労働者独自の闘いとかたく結合させ、またたいろいろな見解をもつ労働者のあいだで、これらの要求を支持して、できるかぎり巾ひろい一致点と行動の統一をとくに職場でもとめるようにして、憲章にふくまれている諸要求の具体化をめざす闘いをひろげること。

――それぞれの国の情勢にしたがってもつとも適切なかたちで議会と政府に憲章を提示し、当局や雇主に憲章の採択を認めさせるために、特に集会、会議、デモンストレーションを組織し、議員に要請を送り、国際連合、国際労働機構（ＩＬＯ）にメッセージを送りなどして、ひろいカンパニアを組織すること。

――この運動をすすめるにあたつて各産業や各経営の特殊の実情を考慮にいれながら団体協約のなかに憲章の諸要求をできるかぎり多くおりこめるように努めること。

総評議会は世界労連書記局が、同書記局の名において、国際自由労連、国際キリスト教労組連盟をふくめ、あらゆる見解の労働組合組織にたいし、労働組合権利憲章を提示することを世界労連書記局に指示する。

世界労連は労働組合の権利が国連ならびにＩＬＯの諸組織によつてさらに有効に保障させるために、国連ならびにＩＬＯ内での世界労連の活動を強めるべきである。世界労連は国連ならびにＩＬＯにたいし、総評議会の名において憲章を支持するよう適切な手段を講ずべきである。

世界労連は、弾圧にさらされている労働組合員にたいし一そうの援助と連帯をひろげ、さらに一段と積極的に労働組合の権利と民主主義的自由のための労働者の闘いを支持すべきである。

（同評議会で採択された労働組合権利憲章）

――一九五四・一二・一四、ワルシャワにおいて――

一、労働者の権利

1、労働者は労働組合をつくり、いまある労働組合にはいり、当局や雇主の許可や支配をうけないで、どんな労働組合活動にも参加する権利をもつものとする。

2、労働者はあらゆる職場や職場以外のどこででも会合し、討論し、自分たちにかかわりのあるすべての問題について自由に自分たちの意見をのべ、自分たちのえらんだ新聞をよみ、労働組合や労働者階級の新聞や出版物を配布し、また労働組合の宣伝をおこなう権利をもつものとする。

3、労働者は公私の企業、その他のどんな職場においても自分たちの利益を守ることに責任をもつ労働組合の基本組織の組合代表、職場委員あるいは指導者をえらぶ権利と、これらの地位にえらばれる権利をもつものとする。労働者は自分たち全般の、あるいは特定の、または個々人の利益にかかわりのある問題でも労働組合組織あるいは職場委員にとり上げさせる権利をもつものとする。

4、労働者はストライキであれ、デモンストレーションであれ、そのほかどのようなかたちの労働組合の活動でも、自分たちの利益をまもるためのどんな行動にも参加する権利をも

つものとする。
5、雇主や当局は労働者を雇い入れ、就労させるとき、または雇い入れ条件や賃金についての差別も、また労働者を首きり、処罰することを正当化するために、労働組合の所属や労働者の活動、労働者の個人的見解や信念を利用することはどんな場合でも許されない。
二、労働組合が自由にその働きをすること
6、労働組合員は自由に自分たちの労働組合の規約をつくり、どのように組合を運営し、どのように組合員が活動するかを決めるものとする。
　組合員は自分たちの指導者、執行機関を自由に制限なくえらぶものとし、労働組合組織は当局や雇主の干渉、支配をうけないで組合規約にしたがつて行動する権利をもつものとする。
7、労働組合組織は当局の許可を前もつてうけなくても集合、会議をひらく権利をもつものとする。労働組合組織は公道でのデモンストレーションを含む労働組合のデモンストレーションをする権利をもつものとする。
　労働組合組織は職場で労働組合の集会をひらく権利をもつものとする。
8、労働組合に組織されている労働者は、所属する労働組合の規約にしたがつて組合費を決める。組合費は組合員のきめたは自発的であつて集められなければならない。組合費の納入ること。
　労働組合の資金を管理する権利は労働組合にだけある。その場合、当局や雇主の支配をうけない。労働組合の資金および労働組合の所有している他のすべての財産はどんな場合にも
没収されることはない。
9、労働組合はその活動を行うにふさわしい恒久的な建物を当局からえる権利をもつものとする。労働組合だけが、その組合に属する建物を管理し、自由に使う権利をもつものとする。これらの建物は侵すべからざるものである。
10、労働組合組織は労働者のための教育ならびにその他すべての文化活動を組織し、労働者のための学校、図書館、クラブその他労働者のための社会的、教育、文化、娯楽およびスポーツの施設をつくり運営する権利をもつものとする。
11、労働組合の代表と職場委員は労働組合の任務を行つているあいだは、どんな処罰、懲戒、弾圧手段もうけず保護されるものとする。
12、すべての労働組合は、それぞれの地域別、地方別、全国別、領土別の単位で職能別、産業別に結集する権利をもつのとする。労働組合は各産業、各職業、各職種を含む組織をつくる同一の権利をもつものとする。
三、労働組合が労働者を代表する権利
13、労働組合はどんな労働者の利益をも守り労働者の利益にかかわるあらゆる問題を検討し、見解をのべ、また行動する権利をもつものとする。
14、公務員の労働組合をふくめ労働組合は雇主と当局と交渉し、団体協約を結ぶ権利をもつものとする。
15、労働組合は労働者にかんけいのある問題とくに賃金のとり

きめ、労働の安全、職業訓練、雇い入れおよび就労、雇い入れ条件と首切りの問題をあつかうすべての団体のたいし労働者の個人的または集団的な利益代表を送るものとする。

16、当局は代表について組合のあいだに差別をつけてはならない。組合はその団体に送つた代表の性格に応じて、これらの団体の活動に参加する権利をもつものとする。ただ一つの組織からだけしか代表がえらばれない場合はもつとも代表的な組織からえらばなければならない。

17、労働組合は社会保障の団体、その他のすべての社会問題に関係する組織の管理ならびに運営に参加する権利をもつものとする。

18、労働組合は、労働者の利益を守るために裁判に訴える権利をもつものとする。

19、労働組合組織は労働者に直接、間接をとわずかかわりのあるすべての問題、とくに関係のある法律や法規をつくるのに相談をうけるものとする。

四、ストライキ権の保障

20、ストライキ権は労働者の基本的な権利である。すべての労働者は職業にかかわりなく、どんな制限をもうけないでストライキ行動に対する権利をもつものとする。労働者と労働組合組織はストライキ行動を組織し、支持する権利をもつものとする。

21、ストライキを組織し、連帯を示すストライキやデモンストレーションに参加してもストライキ前、ストライキ中、ストライキ後に処罰、罰金、弾圧をうけることはない。

五、国際労働組合活動

22、労働組合組織は、組合員が自由に表明した希望にしたがつて、組合がえらんだ国際労働組合組織に加入する権利をもつものとする。

23、労働組合組織は、国際労働組合活動に参加し、外国の労働組合組織、または国際的労働組合組織と協力し、共同行動をおこない、外国の労働者や労働組会との連帯行動をとる権利をもつものとする。

労働組合組織は国際労働組合の集会や会議を組織する権利をもつものとする。

24、労働組合組織は制限をうけずに、国際的労働組合組織、または外国の労働組合組織と代表を交換し、また関係をたもつ権利をもつものとする。このために労働組合代表は必要な旅券と査証をうけとるものとする。

25、国際労働組合組織はすべての国の労働組合組織と恒常的な関係をたもつ権利をもつものとする。

国際労働組合組織は、関係する労働組合組織に代表や出版物を送る目的でこれらの組合とどんな協定も結ぶ権利をもつものとする。

労働組合組織は関係諸君で国際労働組合集会や会議を組織し、国際連帯と相互援助を行う権利をもつものとする。

26、すべての労働者は職業、資格、年齢、性、人種、皮膚の色、国籍、身分、言葉、政治的見解、信条によつてどんな差別もうけることなく、この憲章にうたわれている諸権利を保証されるものとする。

第七章　主要な労働組合の現状

主要な全国組合をその組織方向にしたがつて産業別に分類すると第265表のようである。なお巻頭の凡例にあるように、便宜上五五年度に入つて後の新組織の結成をみたものなどについて附加しておいたほかは一九五四年末現在の状況である。

各組合の所在地、電話番号は巻末の諸団体名簿にあるので省略する。

第265表　全国主要労働組合産業別組織状況

大産業別	中産業別	現状（1954年末現在）			備考
		組合名	組合員数		
A　全国組合連合体		1.（評）日本労働組合総評議会（総評）	3,018,000		
		2.（全）全日本労働組合会議（全労）	626,000		
		3.（総）日本労働組合総同盟（総同盟）	222,000		全労に加盟
		4.（新）全国産業別労働組合連合（新産別）	36,000		
		5.（産）全日本産業別労働組合会議（産別）	13,000		
B　地方連合組織	（府県連・地連）	（略）			
C　鉱業	a　石炭	6.（評）日本炭鉱労働組合（炭労）	220,000		公称7万5千，炭労発表4万
		7.（総）全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）	53,000		
	b　金属鉱山	8.（評）・全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）	64,000		
D　金属産業	a　金属機器	9.（評）全国金属労働組合（全国金属）	78,000		
		10.（総）全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）	52,000		
		11.（新）全国機械金属労働組合（全機金）	23,000		

			12. (産) 全日本金属労働組合 (全金属)	12,000	
		b 鉄鋼	13. (評) 日本鉄鋼産業労働組合連合会 (鉄鋼労連)	117,000	
		c 造船	14. (総) 全国造船労働組合総連合 (造船総連)	30,000	
			15. (中) 全日本造船労働組合 (全造船)	60,000	
		d 車輌	16. (中) 日本自動車産業労働組合連合会 (自動車労連)	11,000	1955. 1. 23. 結成
			17. (中) 車輌産業労働組合連合会 (車労連)	11,000	
		e 電気機器	18. (中) 全日本電機機器労働組合連合会 (電機労連)	115,000	
			19. (中) 全日本電線工業労働組合 (全電線)	16,000	
	E 化学産業		20. (総) 全国化学労働組合同盟 (全国化学)	30,000	
			21. (新) 全化学産業労働組合連合 (新化学)	8,000	
			22. (中) 大化学産業労働組合 (大化学)	500	
		a 一般化学	23. (評) 化学産業労働組合同盟 (化学同盟)	37,000	
		b 紙パルプ	24. (評) 全国紙パルプ産業労働組合連合会 (紙パ労連)	43,000	1954. 7. 22 総評加盟
		c 合成化学	25. (評) 合成化学産業労働組合連合 (合化労連)	74,000	
		d 石油石炭加工	26. (中) 全国石油産業労働組合協議会 (全石労)	17,000	
			27. (中) 全国瓦斯労働組合連合会 (全国ガス)	12,000	
		e 窯業	28. (中) 全国セメント労働組合連合会 (全国セメント)	18,000	
			29. (中) 全国窯業労働組合連合会 (全窯連)	14,000	
	F 繊維産業		30. (全) 全国繊維産業労働組合同盟 (全繊)	306,000	
			31. (中) 全国蚕糸労働組合会 (全蚕労連)	30,000	
			32. (中) 全国麻繊維労働組合連合会 (全麻労連)	20,000	
	G 食品産業		33. (総) 全国食品産業労働組合同盟 (全食産)	12,000	

		34. (中) 全日本食品労働組合協議会（全食労協）	27,500	1954. 11. 11 結成	
H 文化産業	a 映画演劇	35. (全) 全国映画演劇労働組合（全映演）	2,000		
		36. (中) 映画演劇労働組合総連合(映演総連)	8,000		
	b 印刷出版	37. (評) 全印刷労働組合（全印労）	8,000	官公労・公労協に加盟	
		38. (中) 全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）	13,000		
	c 新聞放送	39. (評) 日本新聞労働組合連合会(新聞労連)	26,000	1954. 6. 18 総評加盟	
		40. (中) 全日本新聞労働組合（全新聞）	200		
		41. (評) 日本放送労働組合（日放労）	7,000		
		42. (中) 日本民間放送労働組合連合会（民放労連）	2,000		
I 通信業	a 郵便	43. (評) 全逓信従業員組合（全逓）	213,000	官公労・公労協に加盟	
	b 電信電話	44. (評) 全国電気通信労働組合（全電通）	144,000	官公労・公労協に加盟	
		45. (評) 全電波従業員組合（全電波）	3,000	官公労に加盟	
		46. (評) 国際電信電話労働組合（国際電々）	3,000	官公労に加盟	
J 木材建設業	a 土建一般日雇	47. (総) 全国土建一般労働組合同盟（土建一般）	500		
		48. (中) 全日本自由労働者組合（全日自労）	96,000		
	b 土建職	49. (新) 全国土建産業労働組合連合会（全建労）	3,000		
		50. (中) 日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）	15,000	1954. 12. 12 結成	
		51. (中) 全国土建労働組合総連合（土建総連）	30,000		
		52. (中) 全国土建労働組合同盟（全国土建）	5,000		
K 金融業		53. (中) 全国金融機関労働組合協議会（全金融）	215,000		
	a 銀行信託	54. (中) 全国銀行従業員組合連合会（全銀連）	133,000		

		55. (中) 全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）	4,000		
		56. (中) 全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀）	8,000		
	b 保険	57. (中) 生命保険労働組合総連合会（生保総連）	56,000		
		58. (中) 全国生命保険労働組合連合会（全生保）	26,000		
		59. (中) 全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）	29,000		
		60. (中) 全日本損害保険労働組合（全損保）	22,000		
	c 証券	61. (中) 全国証券労働組合協議会（全証労協）	1,200	1955. 2. 20 結成	
L 電気産業		62. (評) 日本電気産業労働組合（電産）	50,000		
		63. (中) 全国電力労働組合連合会（電労連）	81,000	1954. 5. 27 結成	
M 交通運輸業		64. (中) 全国交通運輸労働組合協議会（全交運）	767,000		
	a 国鉄	65. (評) 国鉄労働組合（国鉄）	369,000	官公労・公労協に加盟	
		66. (中) 日本国有鉄道機関車労働組合（機労）	50,000	官公労・公労協に加盟	
	b 私鉄	67. (評) 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）	122,000		
		68. (中) 全国旅客自動車労働組合連合会（全旅労連）	11,000		
	c 都市交通	69. (評) 日本都市交通労働組合連合会（都市交通）	42,000	官公労に加盟	
	d 海運	70. (中) 海運産業労働組合中央協議会（海運労協）	166,000		
		71. (全) 全日本海員組合（海員）	80,000		
		72. (評) 全日本海運労働組合連合会（全海連）	4,000		

	e 港湾倉庫	73. (評) 全日本港湾労働組合 (全港湾)	17,000		
		74. (中) 全日本倉庫労働組合同盟 (全倉庫)	5,000		
	f 貨物運送	75. (評) 全日通労働組合 (全日通)	72,000		
		76. (評) 全国自動車運輸労働組合連合会 (全自運)	13,000		
N 教育		77. (評) 日本教職員組合 (日教組)	565,000	官公労に加盟	
		78. (中) 全日本高等学校教職員組合 (全高教)	31,000	官公労に加盟	
O 医療衛生	a 医療	79. (評) 全日本国立医療労働組合 (全医労)	21,000	官公労に加盟	
		80. (産) 全日本医療従業員組合協議会 (全医協)	1,000		
	b 水道	81. (評) 全国水道労働組合連合会 (全水連)	13,000	官公労に加盟	
P 商業		82. (中) 全日本百貨店労働組合連合会 (全百連)	28,000		
		83. (中) 全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会 (ホテル従連)	2,000		
Q 公務	a 官公庁	84. (中) 日本官公庁労働組合協議会 (官公労)	2,266,000		
	b 公企体	85. (中) 公共企業体労働組合協議会 (公労協)	900,000		
		86. (評) 全専売労働組合 (全専売)	38,000	官公労. 公労協に加盟	
	c 地方自治体	87. (評) 全日本自治団体労働組合 (自治労)	371,000	官公労に加盟 1954.1.30 結成	
		88. (中) 東京都労働組合連合会 (都労連)	75,000	官公労に加盟	
	d 駐留軍	89, (評) 全駐留軍労働組合 (全駐労)	107,000	官公労に加盟	
		90. (全) 日本駐留軍労働組合 (日駐労)	27,000	1954.8. 全労加盟	
R その他		91. (中) 全日本中小企業労働組合総連合 (全中労)	20,000	1955.1. 16結成	

A　全国組合連合体

総評 ― 全労 ― 総同盟 ― 新産別 ― 産別

国際自由労連加盟連絡会 ― 炭労、全繊、海員

世界労連産業別インター ― 全金属、大化学、全新聞

1、日本労働組合総評議会（総評・総評議会）

General Council of Trade Unions of Japan. (J.C.T.U.)

一九五〇年七月一二日結成　三〇二万

役員（七・一五改選）

議長　藤田藤太郎（私鉄総連）

副議長　相沢重明（国鉄）

神山清喜（電産）

宮之原貞光（日教組）

事務局長　高野実（全国金属）

機関紙　「総評」週刊、「調査時報」月刊

組織　三六組合

炭労、全鉱連、全国金属、鉄鋼労連、化学同盟、紙パ労連、合化労連、全印労、新聞労連、日放労、全逓、全電通、全電波、国際電々、電産、国鉄、私鉄総連、都市交通、全海連、全港湾、全日通、全自運、日教組、全医労、全水連、全農林、全国税、大蔵職組、全建労、全商工、全司法、全労働、厚生職組、全専売、自治労、全駐労

活動

一月一九―二〇日　地評代表者会議、春季斗争方針、憲法擁護運動などを決定。

二月一〇日　統一斗争デー第一波。

二月二〇日　統一斗争デー第二波、「MSA予算粉砕、吉田疑獄内閣打倒国民大会」ひらく。

三月一日　三・一斗争デー、国民大会ひらく。

三月二三日　疑獄糺弾耐乏予算反対国民会議。

四月二日　第二回評議員会、春季斗争第三波実力行使方針。

四月二〇―二一日　地方代表者会議、夏季斗争、平和斗争など討議。

四月二四日　第一八回幹事会、日産、尼鋼、住友機械の斗争支援、原水爆兵器禁止署名運動四千万目標決議。

六月九日　第一九回幹事会、国鉄労組をまもる斗い、国会即時解散要求声明。

七月一二―一五日　第五回定期大会、一九五四年度運動方針を採択、高野事務局長を五選。

一〇月七日　第四回幹事会、日鋼室蘭斗争を中心に秋季斗争を具体化。

一一月二四日　傘下各単産委員長会議、階級政党の統一を中心に当面の政治活動方針を設定。

一二月七日　常任幹事会、内閣総辞職にたいする声明。

運動方針より

二、労働運動の発展とわれわれの自己批判

A、労働運動の発展

昨年の大会以降、現在までのわが国の労働運動の発展は情勢の困難がくわわるにつれて倍加されて来ており、下部大衆の抵抗のねばりずよさによつて支えられている。

資本のファッショ的な攻撃が加重されるために、賃上げをはじめる労働者の斗いはひじようにきびしくなり、従来の幹部中心の斗いから、大衆斗争へと大きく転換することを必要ならしめ、たたかいの中からの大衆の意識の成長にもとずく統一行動の発展が職場斗争を基点とする大衆行動の活溌化、統一斗争の強化となりこの転換を支えて来た。

石炭産業における恐慌のシワヨセによる炭鉱労働者の不当首切りにたいして、炭労の統一斗争が次第に崩れてゆくなかで、独走を余儀なくされた三鉱連の一一三日の闘いは、長期の準備によつて整備された大衆闘争の威力を遺憾なく発揮した。労働者とその家族は、一体となつて経営者のあらゆる分裂策動をはねかえし、部分スト等の戦術上の創意性をあらわした。又強烈な大衆行動により、闘争体制の持続をはかり、一人一人の世話役活動により脱落者を防止するとともに、労商提携の芽をうちたてた。

これに続く国鉄の賃金闘争は、長い職場討議をつみあげて、大衆の大規模な立上りと闘争意識の昂揚に応じて合法性を拡大し、これに狼狽した当局の不当処分に対しても、勇敢にたたかつており、公労協による共闘は、いよいよ地についたものとなつてきている。

今春の私鉄の賃上げ闘争は、公益事業の労働者としての立場にたつねばりづよい教宣活動を展開し、世論の反対をうけることなく大規模な闘争を展開した。これに続く合成化学の闘争は、画一闘争をさけ、たくみな統一闘争をうちだし、相当な成果をあげた。

日教組の教育二法案にたいする闘いは、公務員法の制約をうけつつも、政府の引きのばし作戦による策動のなかで矯激な行動をつつしみ、世論のたかまりに努力しつつその波に応ずる柔軟な戦術を駆使して、大巾な修正をかちとり、新しい闘いの型をしめしたものといえる。又内灘における軍事基地反対闘争は、大規模なカンパニヤによつて世論をゆすぶり、労農提携のあり方について重要な問題をなげかけるにいたつた。

更に不況の進展につれて、農市民との提携の問題が労働者の意識に反映しはじめたことも、この時期の特徴の一つであるということができる。

B、自己批判

このような大衆行動のたかまりによる質的な前進があつたとはいえ、資本攻勢と十分に対抗することができず、戦線の分裂という痛手をもこうむつた。

この原因を冷静に研究しその克服に努力することが、前進のために不可欠の前提である。

1　賃上げ、合理化反対の闘争にたいする自己批判

不況が深刻化するなかで、内外独占資本の再軍備政策のテコとして、賃金ストップと首切りによる攻撃が本格的に強行されてきた。CPIが上昇すれば、その上昇につれて若干の賃上げが認められた安易な時代はすでに過ぎ去つた。しかも占領軍の庇護と資本家の虚脱状態のもとに結成され、戦後のインフレ時代はベース・アップにおわれ、とくにみるべき闘いを体験しなかつた我々は情勢の激化にもかかわらず、組織の弱点を今尚会社組合の組織上の弱点を根強く残している。そしてこの弱点が、資本の本格的攻撃にたいして労働者の生活と組織を守るために産業別の更に全労働者の統一闘争によつて立ち向わねば勝利しがたい段階にあたり、われわれのけつきすることを困難にしている主体的な条件である。

一方その相対的な条件としては、産業間や企業間の著しい不均衡を認めることが出来る。そしてこの事実は、全産業にわたる統一闘争をくむに際しては、企業毎の要求と力量の大巾な差異としてあらわれた。

例えば炭労が企闘に敗れて三鉱連の独走を余儀なくさせたのは、組合意識の低さと企業組合のセクトの弱点に加えて、企業実態の相違による個別的要求をつねに集約して、有機的関連を示し、階級意識を植えつけ、闘う体制を整備するという努力が十分になされなかつたことや、集約さるべき闘争資金が貧弱であつたことも長期闘争にたいする蹶起を困難にしていた。又日産自動車の場合はトヨタ、いすずの脱落による独走のなかで、日常の反職制闘争の弱さが露呈し、経営者の本格的テコ入れによつて崩壊のうき目をみたのである。東邦亜鉛の場合も日産と同じく、日常の職制にたいする闘いと統一闘争の準備の不充分さに起因している。

2　「カンパ」にたいする自己批判

国際収支の不均衡による手持外貨の急減によつて端的に表現されている日本経済の危機を、MSA再軍備を目標とするデフレ政策によつて切り抜けようとする独占資本は、デフレの進行につれて急激に増大する社会不安と労働者や農民の抵抗を抑圧するために、その権力を強化し、相つぐ弾圧立法の制定や、組合の分裂策動によつて、われわれの一切の闘いを封じようとしている。

このような時期にあたつて、われわれは生活と権利を守るために軍需経済の阻止と、平和憲法の擁護のために、政治カンパをうちだし、それを強力に闘つてゆかなければならない。

それにもかかわらず、ここ一年間のカンパについてみれば、その多くはアッピールに終り、あまり効果を奏さなかつた。

その原因は、カンパのうち出し方が下部大衆の意識に適切にマッチしなかつたため、共感をよびおこすことが少なく、下部から大衆に盛上る力が出ず、又、組織の実態にそわずして、矢つぎ早やにうち出された結果である。

例えば平和経済国民会議は、到来する破局を予見し、その根本原因である戦争経済に反対し、平和経済政策への切りかえを闘うためにまず話し合いの場を作るべきことを訴えてきたが、之を広範な各地域の大衆闘争とするのに身近かな実践が足らず、組織化に成功しなかつた。つまり、大衆はMSAがどんなに悪いかは一般的にわかつてきたが、しかし自分の職場でMSAがどんなにぶつかり合つているかが分らず、従つて職場の大衆闘争の力をMSAにぶつけることが出来なかつた。このような大衆を統一行動に導く協力が全般的に不充分であつた。昨秋以来ようやく平和経済の要求が広がり、とくに農市民との提携がとり上げられ、産業別的地域別的平和経済プランを掲げ、且、労農市民の提携した闘いの必要性が中央、地方に重大関心を与えはじめたところである。

3、機関についての自己批判

a、全労働者の共闘の本部としては、現在の機関はあまりにも弱体である。このことは財政的にも、人的にも大きな欠陥となつている。

b、常幹が、つねに総評に常勤し、又、出身母体たる単産においても、そのための援護を行つたならば、もつとこの弱点をカバーできたであろう。

c、幹事会の出席率が悪く、このためその決定に充分な権威を欠くうらみがあつたことは卒直に認めなければならぬ。幹事会の

議案が事前に手許に届かなかつたりするようなことも原因しているとはいえ、幹事が討議において真剣な態度があつたならば今より前進していたのではないか。

d、階級政党が弱体である結果、政治闘争が前進しないため、焦燥感にとらわれ、職場大衆に根を張ることが出来ず、従つてMSA軍事予算、反動立法粉砕の国会共闘に関しても、左右社会党、労農党との提携が十分に行われず、総評の機関もそれを求める努力が不十分であつた。

三、主要闘争目標について

以上の情勢分析と自己批判にもとずいて、一九五四年の労働運動はつぎの主要闘争目標を、具体的な実践を通じて成功させなければならない。

1、賃金引上のたたかい
2、完全雇傭のたたかい
3、災害、疾病の防止、社会保障の充実
4、大衆課税反対のたたかい
5、労働組合活動の自由、反ファッショのたたかい
6、平和の擁護と階級政党の強化提携
7、労働戦線の統一
8、農市民との提携強化
9、総評組織の強化

2、**全日本労働組合会議（全労・全労会議）**
Japan Trade Union Congress. (J. T. U. C.)

一九五四年四月二三日結成　六三万

役員（四・二三決定）

議長　滝田　実（全繊）
副議長　古賀　専（総同盟）
書記長　和田春生（海員）

機関紙　「全労」旬刊

組織　五組合

活動

総同盟、全繊同盟、全映演、海員、日駐労

二月五―六日　結成準備総会。
四月二二―二三日　結成大会、憲章、運動方針を決定。
五月二九日　第一回評議会、当面の活動方針。
八月二六日　第二回評議会、労働法改悪反対闘争など。
一二月九日　第三回評議会、総選挙闘争と組織強化方針。

3、**日本労働組合総同盟（総同盟）**
Japanese Federation of Trade Unions. (J. F. T. U.)

一九五一年六月二日結成　二二万

役員（一〇・二二改選）

会長　金正米吉（大阪府連）
副会長　宮崎太郎（全炭鉱）
基　政七（造船総連）
村尾重雄（全国化学）
前田種男（全金同盟）
総主事　古賀　専（造船総連）

機関紙　「労働」旬刊

活動

二月二〇―二一日　第一回中央委員会、全労参加、上半期闘争方針。
八月二―三日　第二回中央委員会、当面の活動方針でデフレ下の生活問題討議。
一〇月二〇―二二日　第九回全国大会、新年度運動方針等決定。

運動方針より

（闘争方針の基調）

――当面の闘いの目標――

(1)、首切り反対の闘いと、失業防止対策の確立。

(2)、実質賃金向上のための闘い。

(3)、労働組合運動を制限する一切の反動立法反対のための闘い。

(4)、社会保険制度の改善、社会保障の拡充。

(5)、災害防止と人命の尊重のための活動。

(6)、政治活動の強化と政党との連繋強化。吉田内閣の打倒、民主社会主義政権の確立。

(7)、共済制度の実施促進。

(8)、全労の発展を通じて労働戦線の統一（容共的人民戦線方式による労働戦線の攪乱、組織の破壊と闘い、民主的労働戦線の統一を促進する）

(9)、総同盟組織の強化拡大と本部機構の充実。

(10)、原水爆の実験禁止と原子兵器の国際管理。

(11)、賃金統制のための政策と、強権的、仲裁、調停制度反対。

――自己批判――

(1)、この一年間には朝鮮休戦協定の成立を契機とする国際情勢の変化がみられたが、国内においては、引き続き政権は吉田内閣と自由党にロウ断され民主政治のルールは蹂躙せられ、また、金融引き締めとデフレ不況のために労働者生活は一段と悪化するばかりか、反動政治と資本家的デフレ政策と闘う労働組合運動も、戦後かつてない苦難な時期を迎えるに至つた。

(2)、われわれは、国内政治、経済の動向に対応しつつ、つねに一貫した態度をもつて労働者の生活を守り日本の労働運動の健全な発展を目指して闘つてきた。また、労働戦線の統一については、左翼主義的偏向を克服するために闘うとともに、民主的労働組合主義を堅持する立場から全労会議の結成を推進してきたことはわれわれの正しい方針が伸長しつつあることを示すものである。

(3)、さらに、攻守同盟体としての本同盟を日常活動を通じて強化することに最善の努力を払つてきたが、この一ヵ年を回顧する時に、多くの批判すべき点、改善すべき事柄を見出しうることは当然であるが、大まかにいえば、基本的方針を推進することにおいては、誤謬や過誤を犯すことはなかつたと信じられる。

(4)、このことは、この一ヵ年間における本同盟に対する社会的評価の高まり、組織の拡大、本同盟組織に対する組合員の全体を通じて感受される自信と信頼の昂揚、また本部活動に対する協力関係が強化されつつあるところにも現われている。

(5)、ただ、組織拡大が漸次顕著になりつつあるが、なおその速度が緩慢であることは、本部活動の上に更に工夫と、機構、財政の充実が一段と必要なことを示すものとして、こんごの改善が期待されなければならない。

(6)、なお、こんごデフレ不況の深刻化が、ますます強まるものと考えられ、勢い、資本家的合理化政策との正面衝突が頻発すると共に、争議の指導、応援対策の確立、オルグ団の強化が急がれねばならない。ことに、最近、本同盟の組織の拡大、地位の向上に伴い、共産勢力側からの組織の攪乱が漸く露骨になりつつあるが、この健全な労働運動の発展を妨害し、破壊的暴力主義にわが組合運動を陥しいれんとする共産勢力との対決には、断乎たる決意を以つて臨むことが強調されねばならない。

(7)、教育、宣伝活動についても、いろいろな制約から不充分ではあつたが、こんご国際情勢に伴う日本の地位が重視され、共産

圏からの平和攻勢の激化と、国内政治の反動化がからみ、労働組合運動にもこん迷状態がおきることも予測されるがこれは組合員に明確な理論的認識と、複雑な政治、経済情勢を判断することに必要な良識があるならば、無用の混乱を排除して、労働組合主義の実践に徹することができると確信するものである。が、これは単にわが総同盟のみならず、日本の労働運動全体を通ずるところの課題として残されている。

(8)、本部活動のうちで専門部活動も漸次改善されつつあるが、この一年間において青年婦人対策にみるべきものがなかつたことは強く反省されねばならぬと共に、各種の委員会や、会合については本部の努力もさることながら、各産別・府県連の協力を期待するものである。

4、全国産業別労働組合連合（新産別・産別連合）
National Federation of Industrial Organizations.(F. I. O.)

一九四九年一二月一〇日結成　三万六〇〇〇

役員（一〇・一八改選）

中央執行委員長　佐藤楽造（全機金）
副中央執行委員長　長沢一未（新化学）
書記長　落合英一（本部）
機関紙　「新産別」旬刊
組織　三組合一地連
活動　全機金、新化学、全建労、京都地連（八五〇〇）

七月三日　第一三回中央委員会、デフレ下における闘争について、戦線統一についての議案を決定。

一〇月一六―一八日　第六回全国大会、新運動方針採択。

運動方針より

三、デフレ下の闘争とわれわれの戦術

(一)　デフレ下の闘いの特徴

(1)、われわれは、いまや、デフレを背景とする資本攻勢の真只中に立たされている。デフレの進行過程におけるわれわれの闘いは現状からして、客観的には受身に立たされているということは否定できない。したがつて、現在の闘いを一般的に特徴づければ、防衛闘争ということができる。

しかし、このことは決して、われわれの闘いが消極的退嬰的な守勢であるということではない。否、客観的には防衛闘争であるからこそ、主観的にはますます攻撃的でなければならないのだ。好況時、インフレ時におけるような、安易な戦術が許されない状態において、その闘いは鉄のような固い意思と勇気とそして果敢な行動力に貫かれていなければならないのだ。

だから相手が仕かけてくるのを待つて起上ることではない。もし、そのような状態に追いこまれれば、敗北を決定的なものとするだけであろう。

常に、あらゆる形で加えられてくる攻撃に対し、寸分のスキもない反撃を展開しつつ、先制の機会を積極的に切りひらいて行かなければならないのだ。

このようにして、一つ一つの職場における粘り強い闘いを土台とし、突破口として、われわれは地域へ、全国へと、闘いの巾を拡げて行かなければならない。

(2)、デフレ下における闘いは、最も現実に即した柔軟な戦術がとられねばならない。

デフレ政策は、一様な形で滑かに進展しているのではない。

資本の集中独占の過程は、あらゆる面に凸凹と摩擦を激成し、資本家陣営の対立混乱のなかに、全体としての危機を深めつつ進められている。

大企業は大企業なりに、中小企業は中小企業なりに、デフレのあふりをくつて、容易に落着くことができない。産業間、企業間の隔差はますます大きくなつて行く。

したがつてデフレが抗し難い力で、ローラーにでもかけられるように、一様にわれわれの頭上にふりかかつてくると考えたら、とんでもない見当違いであり、敗北主義に通ずる考えといわなければならない。

われわれの反撃の力が強ければ個々の職場において、かえつて相手をよろめかせ、闘争の主導権を握ることによつて、経営の死命を制する立場に立つことともできるのである。

もちろん、反面においては、どうにもならないような絶望的な状態も起つてくる。とくにこのことは、中小企業の間に著しい。

何れの場合にしても、われわれは、会社側の宣伝を鵜呑みにして取越苦労の悲観論に陥ることなく、といつてハネ上つた公式論によつて現実を遊離することなく、実力的な闘いを強力に推し進めるなかから、現実的な解決点を見出すことが必要である。現実の諸関係を度外視し、一般的な政治的評価や機械的な戦術による一本調子の闘いは、第二第三の尼鋼を生み、敗北主義をまんえんさせるだけだ。

(3)「企業組合では闘えない」という一般論は、現在最も有害だ。われわれは、何といおうと企業組合という状態において、デフレの波をひつかぶつているのである。企業組合で闘わずに、闘いはどこにもない。そして、今日まで企業組合で闘つてきたし、これからも効果的な闘いを展開することができるのである。企業組合をのりこえる闘いとは、企業組合における徹底した闘いからのみ発展するのであつて、これを全然別個な二つのものとして考えることは、絶対に間違いである。

平和経済会議とか、労働プランとか、「家族ぐるみ、町ぐるみ、国ぐるみ」のいわゆる「国民総抵抗」などという上からの計画や、天下り的な闘争スケジュール等が、いかに戦斗的な体裁をとつていても、政治的な空廻りに終つて、職場の中の大衆行動として発展しないのは、企業組合という現実の闘いの場を離れて、否、その困難さから逃避して、機械的な企業組合否定の上にはね上るからだ。

(4)、闘いは幅を拡げれば拡げるほど有利であることはいうまでもない。近江絹糸の争議が証券争議を誘発したように、われわれは職場における闘いを、地域、業種別、産業別に拡大するよう最大の努力を払い、組合員大衆相互の交流、共闘関係を発展させて行かねばならない。現在の段階における統一戦線は、共闘の強化の発展に他ならない。

(5)、隷属と再軍備のためのデフレ政策は、逆コース政治と一体の関係において強行されている。したがつて、われわれの闘いは、ことごとに反動政治との対決の場を作り出して行く。われわれ組織労働者が、全国民的な闘争の中心となり、先頭に立たなければ、反動のカベを打破ることはできない。

政治闘争を、単なる声明合戦や組合専従者や一部のものだけの会議や大会などに終ることなく、組織的な大衆行動として発展させるためには、職場における不断の日常斗争が基礎になつていなければならない。

われわれの本年における努力の焦点はあくまで職場である。

職場を基礎とした共斗の発展であり、統一戦線への努力である。

これこそが、デフレ政策を打破る斗いの突破口である。

5、全日本産業別労働組合会議（産別・産別会議）
Congress of Industrial Unions of Japan.（C. I. U.）

役員　一九四六年八月二一日結成　一万三〇〇〇
（五二・一一・一一改選）
議長　吉田資治（全金属）
副議長　杉浦正男（印刷出版）
事務局長　増田峯夫（全逓労組）
機関紙　「産別情報」週刊
組織　二組合
活動　全金属、全医協

四月四日　原水爆問題で声明。
九月四日　フランスに行く労働者代表へのアピール。
一〇月五日　世界労連第五回総評議会への報告発表。
一〇月二五日　全金属大会への訴え。

B　地方連合組織（略）

C　鉱業

炭労（評）　全炭鉱（総）　全鉱連（評）

6、日本炭鉱労働組合（炭労）

役員　一九五〇年四月一二日結成　二二万
（四・二二改選）
執行委員長　阿部竹松（大夕張）
執行副委員長　原茂（北炭平和）
藤岡三男（三井三池）
事務局長　漆原光国（日鉄二瀬）
機関紙　「炭労新聞」旬刊「炭労」月刊
活動
一月一〇―一四日　第九回臨時大会、賃金斗争推進にかんする議題は、前年末のスト中止に対する批判から原案を練りなおし討論内容をもりこむ。
一月二八日　時限スト突入。
二月九日　出炭坑口ゼロの保安斗争、運搬ストに入る
三月九日　賃金斗争妥結。
四月一五―二二日　第一〇回定期大会、一九五四年度行動方針決定。
九月二―五日　第一一回臨時大会、一〇月以降新賃金闘争方針など。
（賃金期末手当闘争にかんしては争議の項参照。）

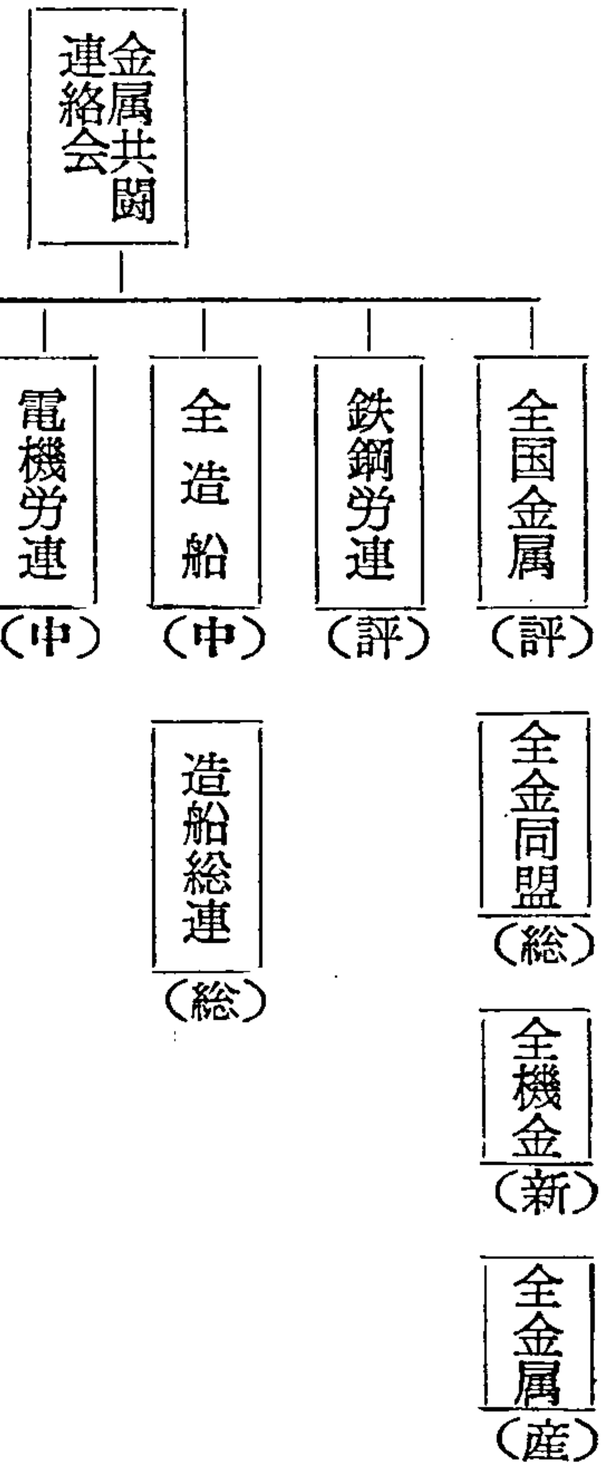
7、全国石炭鉱業労働組合（全炭鉱）

役員　一九五四年四月二一日結成　五万三〇〇〇
（四・二一決定）
委員長　田畑金光（大日本）
副委員長　武藤武雄（常磐）
宮崎太郎（福岡）
川畑忠孝（日鉄）
書記長　重枝琢巳（福岡）

機関紙　「全炭鉱」旬刊
活　動　四月二一日　結成大会、日鉱と常炭連合同
8、**全日本金属鉱山労働組合連合会（全鉱連）**
一九四七年二月二〇日結成　六万四〇〇〇
役　員（三・二〇改選）
中央執行委員長　原口　幸隆（別子）
中央執行副委員長　田沢　政治（尾去沢）
渡辺　慶一（釜石）
書　記　長　藤原松次郎（足尾）
機関紙　「ぜんこう」週刊
活　動　三月一五―二〇日　第二一回臨時全国大会、一時金闘争における日鉱連の統制問題、新賃金、規約改正、運動方針等。
四月二八日　全鉱主婦協議会（全婦協）結成大会。
六月八日　硫黄共闘第一波スト。
八月五―七日　同労連大会で全鉱復帰決定。
九月一〇―一二日　第二二回定期全国大会、期末手当闘争方針、中小企業対策等。
一一月一九日　三菱・古河スト突入

D　金属産業

9、**全国金属労働組合（全国金属）**
一九五〇年一〇月八日結成　七万八〇〇〇
役　員（一〇・三一改選）
中央執行委員長　椿　繁夫（大阪）
中央執行副委員長　鈴木寅雄（東京）
書　記　長　北川義行（本部）
機関紙　「全国金属」旬刊
活　動　九月二三―二四日　第四回中央委員会。
一〇月二九―三一日　第五回中央大会、五五年度運動方針。
10、**全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）**
一九五一年三月一八日結成　五万二〇〇〇
役　員（五・二八改選）
会　長　前田種男（大阪）
副会長　井堀繁雄（埼玉）
宮本　勇（岐阜）
主　事　天池清次（神奈川）
活　動



五月二七―二八日　第四回全国大会、火災共済の実施を含む運動方針。
11、全国機械金属労働組合（全機金）
一九四九年一月七日結成　二万三〇〇〇
役員（五・三〇改選）
執行委員長　坂本　登（三菱下丸子）
副執行委員長　岡本義久（不二越）
石垣卯一（豊和工業）
小林藤吉（大阪機械）
書記長　大谷徹太郎（本部）
活動
五月二九―三〇日　第五回全国大会、運動方針。
12、全日本金属労働組合（全金属）
一九四八年一〇月一五日結成　一万二〇〇〇
役員（一〇・二八改選）
中央執行委員長　吉田資治（東京）
副中央執行委員長　和田良正（大阪）
伊藤省三（神奈川）
書記長　川崎久一（東京）
機関紙　「金属労働者」週刊
活動
九月九―一〇日　第六回中執、首切り合理化反対闘争の現状討議方向を打出す。
一〇月二六―二八日　第六回定期大会、戦線統一と中小企業の闘いを中心に討議。
13、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）
Japanese Federation of Iron and Steel Workers Unions. (J. I. S. U.)
一九五一年三月二日結成　一一万七〇〇〇
役員（四・三〇決定）
中央執行委員長　今田義之（鋼管川鉄）
中央執行副委員長　安西虎雄（富士広畑）
書記長　花里泰明（富士室蘭）
書記局次長　佐々木良一郎（富士釜石）
機関紙　「鉄鋼労連」旬刊「調査月報」
活動
三月一五―一七日　第三回中央委員会、一律プラスアルファー集団交渉方式採用。
四月二七―三〇日　第六回定期大会、運動方針、尼鋼支援、賃金闘争方針は集団交渉方式を棚上げ。
五月二七日　第一回中央委員会、夏季一時金闘争方針。
六月一七日　第一波スト。
八月四―五日　第二回中央委員会、賃金闘争自己批判、尼鋼闘争自己批判。
一〇月五―六日　第三回中央委員会、日鋼支援、秋季闘争方針。
14、全国造船労働組合総連合（造船総連）
一九五一年二月一一日結成　三万
役員（六・一一改選）
委員長　基　政七（新三菱）
副委員長　杉本通雄（三井造船）
書記長　古賀　専（本部）
機関紙　「造船総連」旬刊
活動
三月一一―一二日　第二回全国委員会、春季闘争、合理化対策、

十次船対策。
六月一〇―一一日　第四回定期大会、五四年度運動方針、夏季一時金闘争方針。
七月一〇日　造船産業危機突破国民大会。
八月一九日　造船産業危機突破中央大会。
一一月一三―一四日　第一回全国委員会、当面の活動方針。

15、全日本造船労働組合（全造船）
All Japan Shipbuilding Workers Union. (S. W. U.)

一九四六年九月一日結成　六万
役員（五・二四結成）
中央執行委員長　溝口光治（川造）
副中央執行委員長　加茂末三（舞船）
書記長　小西平三郎（広船）
機関紙　「全造船」週刊
活動
二月二五―二七日　第三一回中央委員会、造船汚職をめぐり論議集中、賃上闘争方針四月五日目標。
三月二四日　全国代表者会議、賃上闘争を具体化。
五月二一―二四日　第一五回定期大会、五四年度活動方針。とくに春季賃上げで六月一〇日までにスト権委議。
七月二日　第二回全国代表者会議、実力行使を討議。
七月一〇日　非常事態宣言。
八月一九日　造船産業危機突破中央大会。
八月二〇―二一日　第三三回中央委員会、春闘、合理化反対闘争方針。
一一月一―二日　第三四回中央委員会、越年闘争方針。

16、日本自動車産業労働組合連合会（自動車労連）

一九五五年一月二三日結成　一万一〇〇〇
役員（五五・一・二三決定）
委員長　宮家　愈（日産）
副委員長　石川達二（東京）
　松本武治（日本ラジ）
書記長　村上芳雄（日産）
基本綱領
日本自動車産業労働組合連合会は自由にして、民主的なる労働者の組織する、あらゆる労働組合と共に、労働者の労働条件を維持改善し、生活を向上し、以て労働者の社会的、経済的、政治的地位の向上を図り、終局的には自由、平等、平和の確立された豊かな人類社会実現の理想に貢献せんことを誓うものである。
この目的達成のために我等は次の諸原則を確認する。
（自主性）
一、我等は労働者相互の信義友愛を基調とし、労働者の自由な組織を守る為に、政府、政党、経営者等外部からの支配干渉を一切排除する。
（民主性）
一、我等は真に組合員の自覚と良識の上に立つて、自由で民主的な運営を確立すると同時に、少数と雖も正当な意見は之を尊重し、暴力的多数決は絶対に容認するものではない。従つて我等の組織運営の基底が極左極右の独裁的全体主義的手段に存するものでないことを認識し、非合法的行為、及び暴力の行使を絶対に排除する。
（健全性）
一、我等は労働者の生活向上が日本経済の安定と発展の基礎であることを確認する。従つて合理性に基く生産性の向上と生産力

の増大に建設的な努力を払うことが自動車産業の発展と国民全体の向上を齎らすものであり、労働者の雇傭と労働条件の維持向上も又茲に存在することを認識するものである。

併し資本家並びに経営者が我等組合員の建設的主張及び合理性を否定し全く労働者の一方的犠牲に於て資本を保全し、企業を維持せんとするならば、あらゆる力を集中して断乎闘うものである。

（平和性）

一、我等労働者は、本質的に平和を愛するものである。従つて我等は労使間に、善意に基く相互信頼の関係を樹立し、この新秩序を維持する事により産業平和を確立せんとするものである。以上の諸原則を確認し、日本人である労働者と、自動車産業人としての立場を認識する。その上に立つて日本経済、及び自動車産業を破壊することは絶対許容出来ないものであると同時に、連合会は傘下の各組合の自主性を尊重し、全体として自動車労連の正しく強大な発展を期待するものである。

17、**車輛産業労働組合連合会**（**車労連**）

一九五二年九月二〇日結成　一万一〇〇〇

役員（六・九改選）

委員長　多田友吉（汽車東京）

副委員長　太田剣太郎（日本車輛）

城田丈夫（近畿車輛）

事務局長　相見一雄（汽車東京）

18、**全日本電機機器労働組合連合会**（**電機労連**）

一九五三年五月三一日結成　一一万五〇〇〇

役員（六・三改選）

委員長　山村悦郎（東芝）

副委員長　大関重行（日立）

林　忠義（神戸工業）

書記長　小林竜治（三菱電機）

機関紙　「電機労連」

活動

五月三一日―六月三日　第二回全国大会、

19、**全日本電線工業労働組合**（**全電線**）

一九四六年七月二日結成　一万六〇〇

役員（二・二七改選）

委員長　松岡久太郎（住友伊労）

副委員長　横川　喜平（大日本社）

村田彦太郎（古河横電）

書記長　園田　武彦（昭和電線）

機関紙　「全電線」

E　化学産業

20、**全国化学労働組合同盟**（**全国化学**）

一九五一年一一月一八日結成　三万

役員（六・三〇改選）

会長　村尾重雄（大阪化学）

副会長　神野武四（日本セメント）

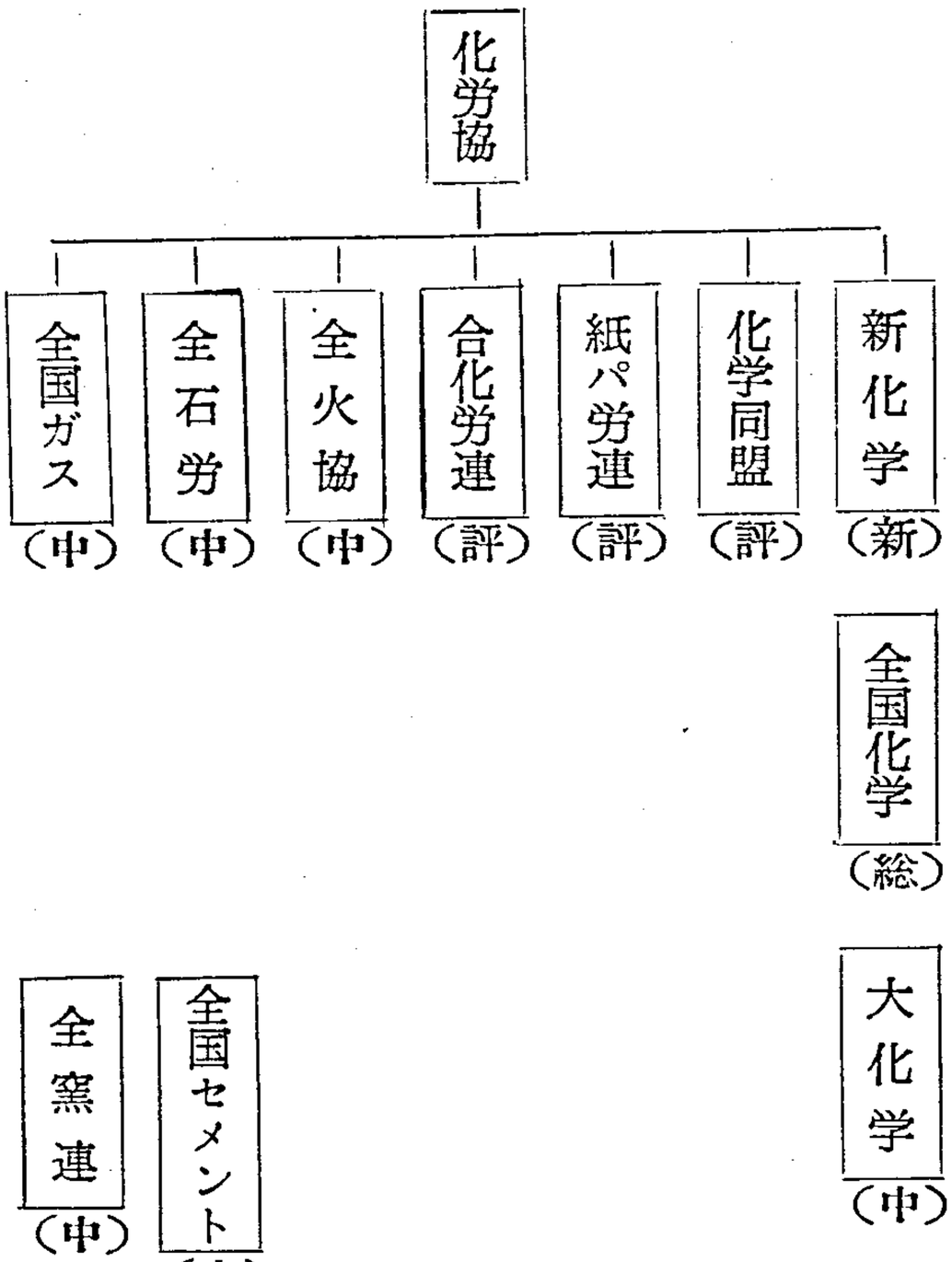
小林通夫（武田薬工）

主事　折原進吾（関東化学）

活動

六月二九―三〇日　第三回定期大会、火災共済、生産性賃金、経営民主化の運動方針。

21、**全化学産業労働組合連合**（**新化学**）



役員　一九五〇年九月二七日結成　八〇〇〇（五・七改選）
　委員長　長沢一未（昭電）
　副委員長　鈴木為夫（徳山曹達）
　書記長　石附重吉（呉羽化学）
活動　五月六―七日　第四回定期大会、運動方針。

22、大化学産業労働組合（大化学）

　一九四九年八月一九日　五〇〇
役員
　委員長　亀田東伍
23、化学産業労働組合同盟（化学同盟）

　一九五一年六月一七日結成　三万七〇〇〇
役員（七・一〇改選）
　委員長　山花秀雄（本部）
　副委員長　藤本用輔（日本ダンロップ）
　　井田十郎（日華ゴム）
　書記長　若宮光三（本部）
活動　七月九―一〇日　第四回大会、運動方針、一般報告のほかに横浜ゴムの闘争報告。

24、全国紙パルプ産業労働組合連合会（紙パ労連）

　一九四八年七月三日結成　四万三〇〇〇
役員（七・二三改選）
　中央執行委員長　南　為三（三菱製紙）
　中央執行副委員長　安藤栄悦（国策パルプ）
　書記長　村川利昭（王子製紙）
機関紙　「紙パ労連」週刊　「調査資料」
活動　三月八―一〇日　第二一回中央委員会、春季賃上闘争方針、連操反対、総評即時加入決定。
　七月二〇―二三日　第一三回定期大会、新運動方針、連操反対、一時金闘争、春季賃上大綱。
　一〇月二八―二九日　第二二回中央委員会、

25、合成化学産業労働組合連合（合化労連）

　Japanese Federation of Synthetic Chemistry Workers Union. (J. S. C. U.)
　一九五〇年一二月九日結成　七万四〇〇〇
役員（八・六改選）

中央執行委員長　太田　薫（宇部窒素）
副中央執行委員長　宮武　豊（住友化学）
書記長　西野六郎（東北肥料）
機関紙「合成化学」週刊「調査情報」
活動
三月五―八日　第七回臨時大会、一般報告、情勢報告と自己批判、賃上げ闘争方針。
六月八―一〇日　第一三回中央委員会、夏季一時金、定期大会対策、総評大会に臨む態度。
八月三―六日　第八回定期大会、五四年度運動方針。

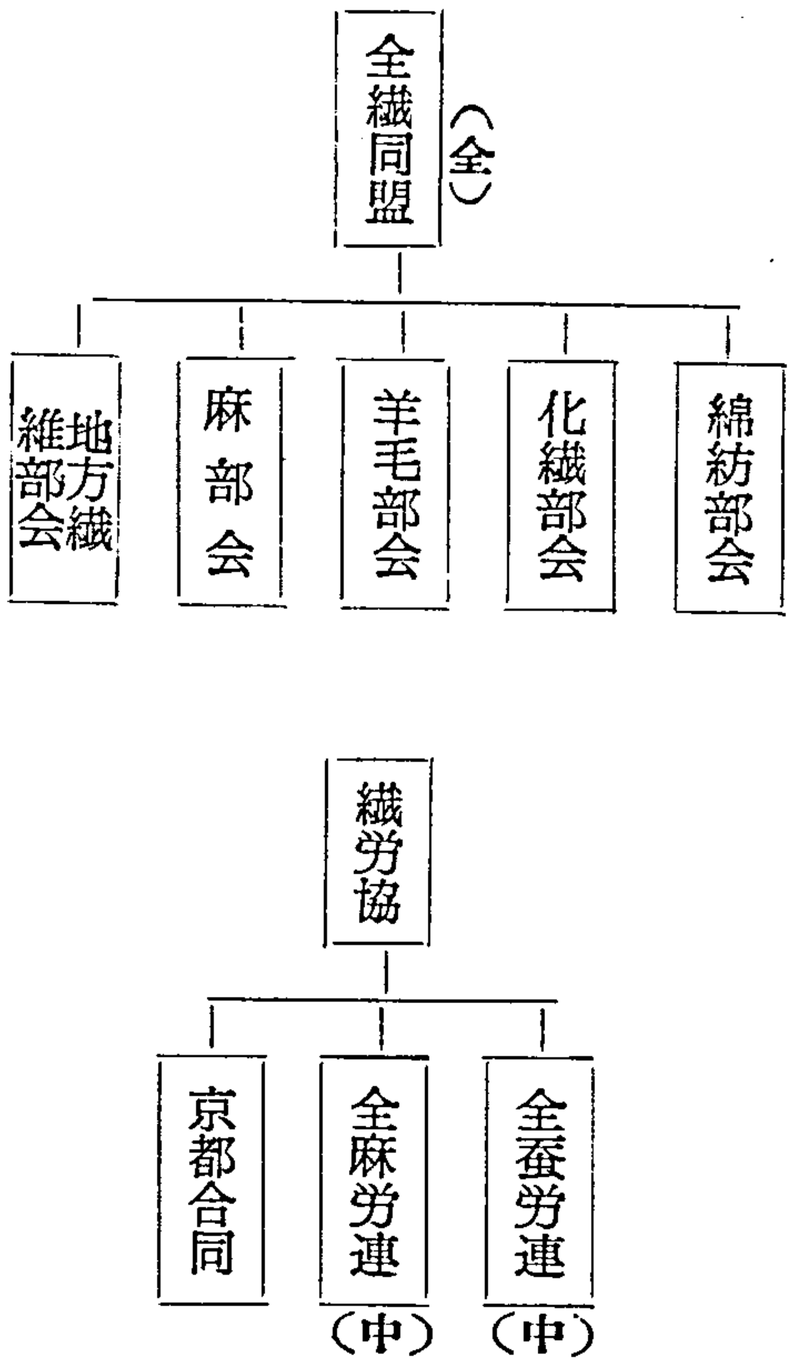
26、全国石油産業労働組合協議会（全石労）
一九四七年四月一一日結成　一万七〇〇〇
役員（六・八改選）
委員長　浅野正三（日本石油）
副委員長　磯村博輔（日本石油）
鈴木三郎（昭和石油）
書記長　大岡博美（帝国石油）
機関紙「全石油」

27、全国瓦斯労働組合連合会（全国ガス）
一九四六年一月二日結成　一万二〇〇〇
役員（五・一八改選）
委員長　鈴木　清（東京ガス）
副委員長　平林　鏡（東邦ガス）
中本　昇（広島ガス）
書記長　村上軍治（東京ガス）
機関紙「全国瓦斯労働」

28、全国セメント労働組合連合会（全国セメント）
一九五一年四月二七日結成　一万八〇〇〇
役員（四・二一改選）
委員長　小西猛志（日本セメント）
副委員長　久坂邦雄（宇部セメント）
書記長　小林繁次（野沢彦根セメント）
機関紙「全国セメント」

29、全国窯業労働組合連合会（全窯連）
一九四九年四月結成　一万四〇〇〇
役員（四月改選）
会長　下野喜一（鳴海）
副会長　延原広海（大阪窯耐）
杉並忠美（黒崎窯業）
書記長　久野福蔵（日陶）

F　繊維産業



30、全国繊維産業労働組合同盟（全繊同盟・全繊）

Japan Federation of Textile Workers Union.

一九四六年七月三一日結成　三〇万六〇〇〇

役員（八・一三改選）

会長　滝田　実（日清紡）
副会長　越智義次郎（倉敷レ）
　　高山　恒雄（大日本紡）
書記長　斉藤　勇（本部）
機関紙　「全繊新聞」週刊　「繊維経済」月刊
活動

二月二五―二六日　第一回中央委員会、賃上・協約斗争。
五月二五―二六日　第二回中央委員会、賃上斗争方針。
八月一一―一三日　第九回定期大会、新運動方針、近江絹糸争議対策。
一〇月二九―三〇日　第一回中央委員会、期末一時金斗争方針。

31、全国蚕糸労働組合連合会（全蚕労連）

一九四七年二月一二日結成　三万

役員（六・二八改選）

委員長　村上英男（郡是）
副委員長　内藤美茂（山梨）
書記長　小口賢三（片倉）
機関紙　「全蚕労連」
活動

一月二九日　第一二回臨時大会、女子日額平均二五〇円要求決定。
六月二六―二七日　第一三回定期大会、五四年度運動方針。

32、全国麻繊維労働組合連合会（全麻労連）

一九五四年二月一二日結成　二万

役員（七・二〇改選）

委員長　佐藤　義雄（東洋繊維）
副委員長　山田正三郎（帝国製麻）
　　太田　琴彦（小泉製麻）
書記長　上出　寿（本部）

G　食品産業

全食産（総）
全専売（評）
全食労協（中）
　水労協（中）
　全麦連（中）

33、全国食品産業労働組合同盟（全食産・全食品同盟）

一九四七年一〇月六日結成　一万二〇〇〇

役員（七・三一改選）

委員長　横山富治（宝酒造）
副委員長　津田又三郎（ヤマサ醤油）
　　高橋正一（愛知食品）
書記長　大迫栄治（本部）
活動

七月三〇―三一日　第八回年次大会、運動方針で経営参加を可決。

34、全日本食品産業労働組合協議会（全食労協）

一九五四年一一月一一日結成　二万八〇〇〇

役員（一一・一一決定）

議長　谷村　高司（水労協）
副議長　横銭　重吉（野田醤油）
事務局長　久保田勇次（全麦連）

組織　全麦連、水労協（日本冷蔵、大洋漁業、日魯漁業、日本水産）、野田醤油、森永、明治製菓、昭和産業（製粉）の六単産二万七六五〇名参加

活動　一一月一一日　結成大会。

綱領　一、われわれは組織を強化しあらゆる労働条件の改善を断行する。

一、われわれは封建性を打破し、民主主義の徹底を遂行する。

一、われわれは目的を貫徹するために協力と援け合いを実行する。

一、われわれは平和を守り産業の発展と社会化に協力する。

一、われわれは食品労組を統一し海を越えて同種労働者と提携する。

H　文化産業

全映演（全）

映演総連（中）

全印総連（中）

全新聞（中）

民放労連（中）

全労印（評）（官）

新聞労連（評）

日放労（評）

35、全国映画演劇労働組合（全映演）

一九四七年五月一日結成　二〇〇〇

役員（一〇・一五改選）

委員長　福田　武（東宝）

副委員長　中田　正男（東宝）

深野小太郎（東宝）

事務局長　佐藤　善一（東宝）

活動　一〇月一五日　第一一回全国大会、運動方針。

36、映画演劇労働組合総連合（映画総連）

一九五二年三月二五日結成　八〇〇〇

役員（六・五改選）

議長　黒田武一郎（新東宝）

事務局長　飯泉　芳雄（松竹）

機関紙　「映演総連」

活動　六月五日　第三回全国大会、新運動方針。

37、全印刷局労働組合（全印労）

一九四六年四月一日結成　八〇〇〇

役員（四・二六改選）

委員長　栗田　義三（市ガ谷）

副委員長　河村　勝治（酒匂）

書記長　高橋平三郎（滝野川）

38、全国印刷出版産業労働組合総連合会（全印総連）

一九五三年四月二五日結成　一万三〇〇〇

役員（七・四改選）

中央執行委員長　森田貞保（板橋凸版）

中央執行副委員長　西風　勲（大阪地連）

前田利光（細川）

書記長　高橋　武（共同印刷）
機関紙「全印総連」旬刊
活動
二月一九―二〇日　第二回中央委員会、春季闘争、総評加盟問題などを討議。
七月三―四日　第二回定期全国大会、運動方針、総評加盟は中央委決定へ。

39、日本新聞労働組合連合会（新聞労連）
Congress of Newspaper Workers Union. (C. N. U.)
一九五〇年六月三〇日結成　二万六〇〇〇
役員（六・一九改選）
委員長　吉川　巖（朝日）
副委員長　貝谷　博（毎日）
田沼　肇（産経）
坂田二郎（福井）
河内　堯（西日本）
書記長　下川武夫（読売）
機関紙「新聞労連」
活動
六月一八―一九日　第五回定期大会、総評加盟を決定、運動方針。

40　全日本新聞労働組合（全新聞）
The Press Workers Union. (P. W. U.)
一九四八年八月一日結成　一〇〇
役員（五二・一一・二三）
委員長　大高修一

41、日本放送労働組合（日放労）
一九四八年二月三日結成　七〇〇〇
役員（六・一六改選）
委員長　中塚　昌胤（関東）
副委員長　日比野芳春（関東）
書記長　遠山寛一郎（関東）
機関紙「日放労」

42　日本民間放送労働組合連合会（民放労連）
一九五三年七月一二日結成　二〇〇〇
役員（二・一四改選）
委員長　高橋　啓（ラジオ東京）
副委員長　白崎貞雄（中部日本）
森下八利（日本文化）
書記長　石井和年（新日本）

I　通信業

全逓（評）（官）　全逓労組（産）
全電通（評）（官）
全電波（評）（官）
国際電々（評）（官）

43、全逓信従業員組合（全逓・全逓従組）
一九五〇年九月二七日結成　二一万三〇〇〇
役員（六・二九改選）
委員長　横川正市（旭川）

副委員長　光村甚助（大阪）
　　野上　元（千葉）
書記長　宝樹文彦（浅草）
機関紙　「全逓新聞」週刊
活動
六月二六―二九日　第六回全国大会、運動方針で第三勢力論、賃金要求決定。

44、全国電気通信労働組合（全電通）
一九五〇年九月二七日結成　一四万四〇〇〇
役員（六・三〇改選）
委員長　鈴木　強（東京電報局）
副委員長　石川辰正（東海道通信局）
書記長　大木正吾（関東通信局）
機関紙　「全電通」週三回刊
活動
六月二六―三〇日　第七回定期全国大会、運動方針で官公労の発展的解消を含む総評強化方向。

45、全電波従業員組合（全電波）
一九五一年三月一六日結成　三〇〇〇
役員（五三・一〇・七改選）
委員長　宮田伊三郎（本省）
副委員長　大坂家武敏（四国）
書記長　中村利幸（本省）
機関紙　「全電波」

46、国際電信電話労働組合（国際電々）
一九五三年五月一日結成　三〇〇〇
役員
委員長　徳永正三

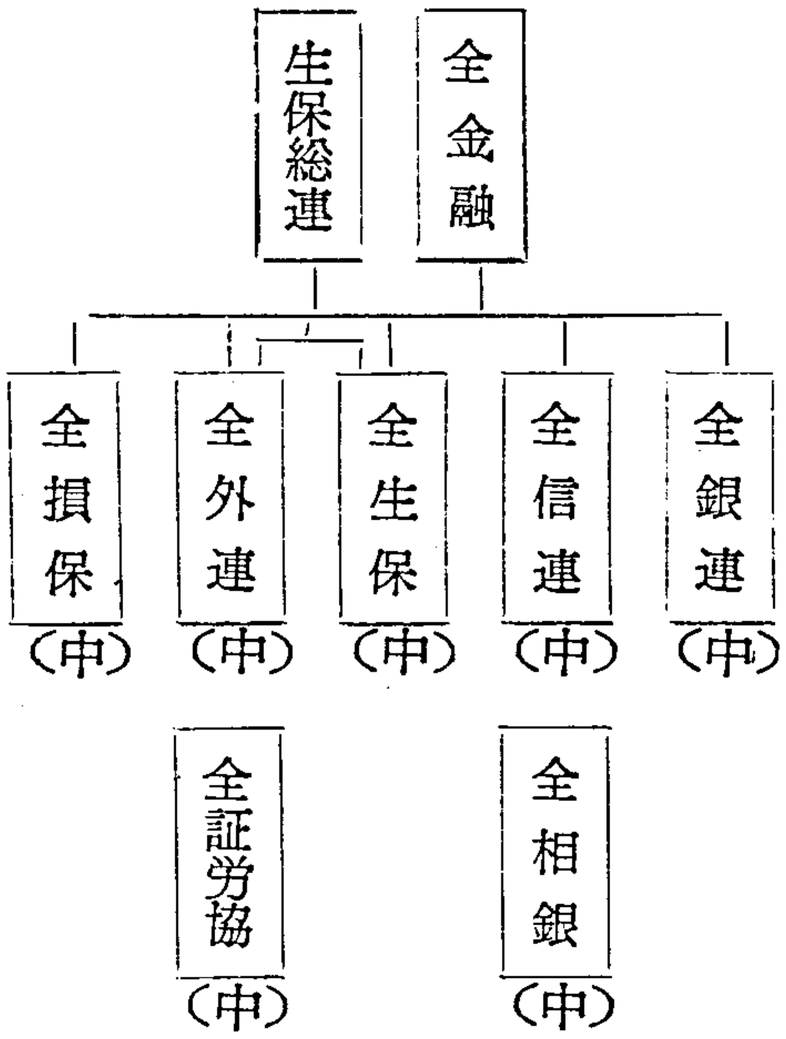
J　木材建設業

47、全国土建一般労働組合同盟（土建一般）
一九五一年一一月一八日結成　五〇〇
役員
会長　土井直作

48、全日本自由労働組合（全日自労）
一九四七年六月三〇日　全日土建結成
一九五三年一〇月一五日改称　九万六〇〇〇
役員（一〇・一八改選）
中央執行委員長　真辺千寿郎（神奈川）
副中央執行委員長　坂本　周一（東京）
書記長　初田　一夫（福島）
機関紙　「じかたび」旬刊

活動　一〇月一六―一八日　第九回定期大会、反失闘争。
49、**全国土建産業労働組合連合会（全建労）**
一九四八年一一月二〇日結成　三〇〇〇
役員（六・二七改選）
会長　江口　利作（長崎）
副会長　宮野　恒造（岩手）
明石亀太郎（東京）
山崎文太郎（佐賀）
書記長　加藤　忠由（東京）
50、**日本建設産業職員労働組合協議会（日建協）**
一九五四年一二月一二日結成　一万五〇〇〇
役員（一二・一二決定）
議長　内海高治（安藤）
副議長　滋賀竜雄（清水）
松尾茂治（大林）
事務局長　早川方行（間）
活動　一二月一二日　合同大会。
全建（全日本建設工業職員労連）が五〇年秋に解散、その後「職組懇談会」をもち、東京、大阪、福岡など各ブロック別に再建準備を続け新組織に統一した。漸進主義の運動方針、ILO協会加盟などをきめる。
51、**全国土建労働組合総連合（土建総連）**
一九五二年六月一六日結成　三万
役員（六・二〇改選）
委員長　今泉幸太郎（埼玉県連）
副委員長　藤田　真弘（杉並労組）
並木　久治（南部建設）
書記長　唐沢　平治（東京土建）
機関紙　「建設労働者」半月刊
活動　六月二〇日　第三回定期大会、新運動方針。
52、**全国土建労働組合同盟（全国土建）**
一九四七年六月二七日結成　五〇〇〇
役員
執行委員長　秋口広吉（杉並建築）

K　金融業



53、**全国金融機関労働組合協議会（全金融）**
一九四七年一〇月一〇日結成　二一万五〇〇〇
役員（七・一四改選）
議長　中尾　敏雄（全銀連）

副議長　浜田　定策（全生保）
　　塙　善多（全損保）
　　福田松三郎（全外連）
事務局長　佐藤　信吉（全銀連）

54、全国銀行従業員組合連合会（全銀連）
The Federation of Bank Employees Unions. (F. B. U.)
一九四七年四月一八日結成　一三万三〇〇〇
役員（五・一六改選）
中央執行委員長　中尾敏雄（三和）
中央執行副委員長　十時志雄（三井）
　　田中哲雄（福岡）
書記長　佐藤真吾（北拓）
機関紙　「全銀連」週刊　「調査時報」月刊
活動
二月一八―一九日　第一四回中央委員会、賃金闘争方針。
五月一二―一五日　第一七回全国大会、七月以降新賃金闘争、運動方針。
八月一三―一四日　第一五回中央委員会、当面する賃金闘争。
一一月一七―一八日　第一八回全国大会、地銀ストを中心に賃金闘争の成果と批判および今後の闘争方針。

55、全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）
一九四七年九月一日結成　四〇〇〇
役員
委員長　福田松三郎（第一生命）
副委員長　石川　金平（日本生命）
　　近　信男（朝日生命）
　　河内　理一（大阪府連）
書記長　須山　清（日産生命）

56、全国相互銀行従業員組合連合会（全相銀）
一九五三年八月九日結成　八〇〇〇
役員（五・二三改選）
中央執行委員長　石川昂式
委員長　柳沢精太郎（常磐）
副委員長　後藤　輝生（西日本）
　　出雲路憲之（東京）
書記長　岡　芳美（常磐）

57、生命保険労働組合総連合会（生保総連）
一九五二年一一月一五日結成　五万六〇〇〇
役員（五三・一〇・一五改選）
委員長　城　俊三

58、全国生命保険労働組合連合会（全生保）
一九四六年六月四日結成　二万六〇〇〇
役員（五三・一〇・二一）
委員長　浜田定策（第一）
副委員長　遠藤万市（日本）
　　下川　寛（三井）
　　秋吉次男（日本）
書記長　山本悠夫（第百）
機関紙　「全生保」

59、全国生命保険外務労働組合連合会（全外連）
一九四九年二月一七日結成　二万九〇〇〇
役員（六・二三改選）
委員長　福田松三郎（第一生命）
副委員長　石川　金平（日本生命）
　　近　信男（朝日生命）
　　河内　理一（大阪府連）
書記長　須山　清（日産生命）

60、全日本損害保険労働組合（全損保）
一九四九年一一月五日結成　二万二〇〇〇

役員　委員長　塙　善多（海上）
機関紙　「全損保」週刊
61、**全国証券労働組合協議会（全証労協）**
一九五五年二月二〇日結成　一二〇〇
役員（五五・二・二〇決定）
議長　田所　穣（大阪）
副議長　船橋元則（名古屋）
事務局長　佐藤武志（東京）
組織
全国八証券取引所（札幌は未組織）一二一九名

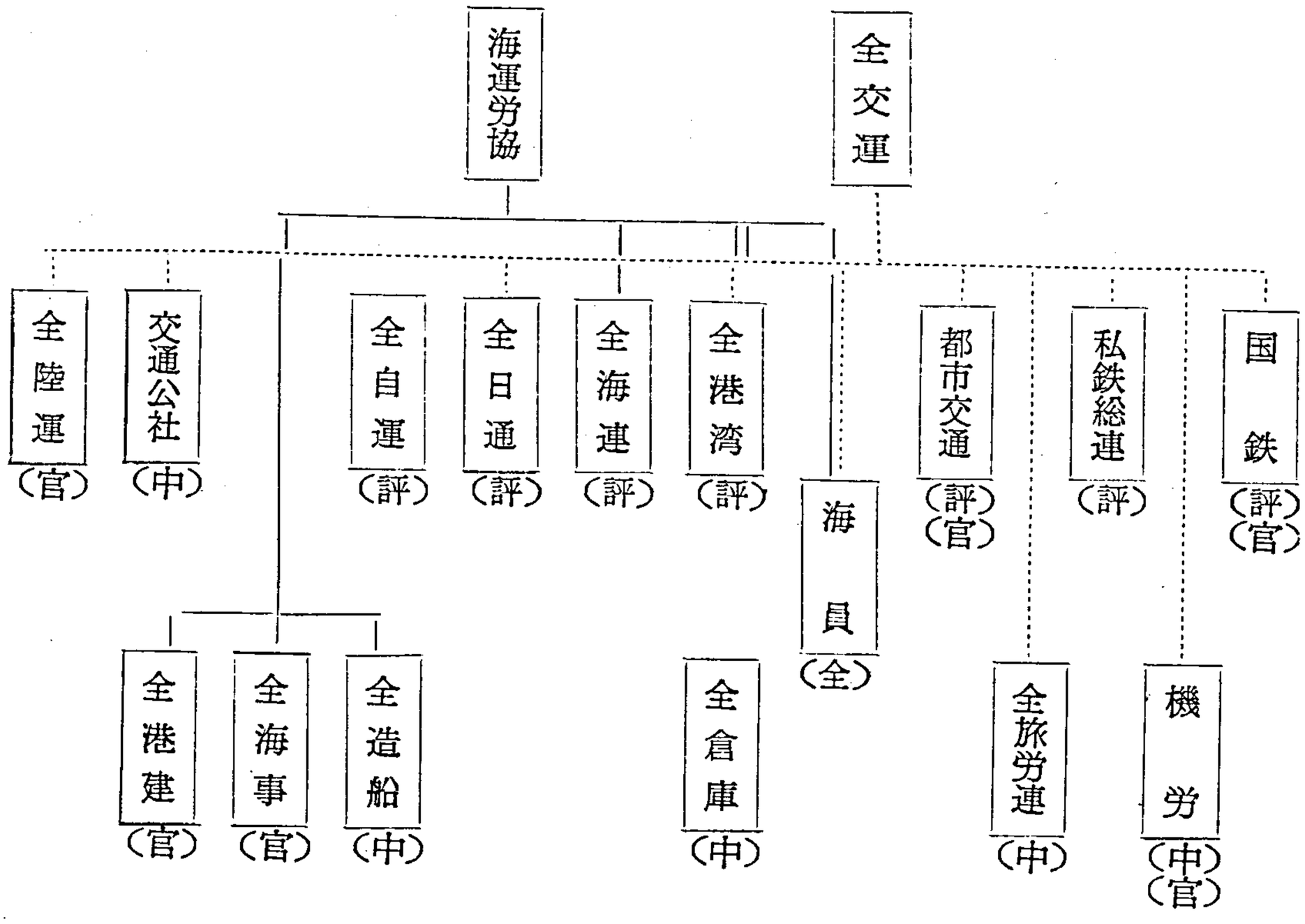
L　電気産業

電産（評）　**電労連**（中）

62、**日本電気産業労働組合（電産）**
一九四七年五月七日結成　五万
役員（五・三一改選）
委員長　神山　清喜（熊本）
副委員長　小川　照男（山口）
桜井　敏雄（京都）
書記長　坂本貞一郎（秋田）
機関紙　「電産」旬刊
活動
五月二九―三一日　第九回中央定時大会、再統一の方向で活動方針（大衆討議資料）を発表。
63、**全国電力労働組合連合会（電労連）**
一九五四年五月二七日結成　八万一〇〇〇
役員（五・二七決定）
会長　吉田一吉（東京電力）
副会長　山口三郎（中部電力）
事務局長　小野浩二（東北電力）
活動
五月二六―二七日　結成大会、規約、綱領、新運動方針決定。

M　交通運輸業

64、**全国交通運輸労働組合協議会（全交運）**
一九四七年九月一〇日結成　七六万七〇〇〇
役員（八・五改選）
議長　真鳥甚十郎（私鉄総運）
副議長　李本満次郎（全日通）
岡本丑太郎（都市交通）
青木　敏（海員）
兼高　隆（機労）
安田　茂（全港湾）
事務局長　大場　近信（国鉄）
機関紙　「全交運」
組織　一〇組合
国鉄、機労、私鉄総連、全日通、海員、都市交通、全旅労連、日本交通公社労働組合（交通公社・一九〇〇）、全港湾、運輸省全国陸運職員組合（全陸運・二一〇〇）
65、**国鉄労働組合（国鉄・国鉄労組）**



役員　一九四七年六月五日結成　三六万九〇〇〇（五・一九改選）
　中央執行委員長　柴谷　要（東京）
　中央副執行委員長　土門幸一（秋田）
　書記長　横山利秋（名古屋）
機関紙　「国鉄新聞」週刊　「国鉄文化」月刊
活動
一月二六―二八日　第三四回中央委員会、不当処分反対斗争宣言。
四月一二―一四日　第三五回中央委員会、四月賃金要求決定。
五月一五―二〇日　第一三回定期全国大会、不当処出撤回、新賃金　実質賃金向上の運動方針、被処分三役を再選。
九月二七―二九日　第三七回中央委員会、新賃金・年末斗争方針。

66、日本国有鉄道機関車労働組合（機労）

一九五一年五月二四日結成　五万
役員（五・二八改選）
　執行委員長　黒川与次郎（大阪）
　執行副委員長　兼高　隆（岡山）
　書記長　新井　勝美（門司）
機関紙　「機関車新聞」週刊「機労文化」月刊
活動
一月二八―二九日　第一〇回臨時中央委員会、闘争方針、不当処分反対闘争中心。
五月二六―二九日　第四回全国大会、賃金方針、闘争方針、総評加盟否決。
九月二九―三〇日　第一三回中央委員会、夏季闘争敗因追求、秋

季年末闘争方針。

67、日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）

一九四七年一月一〇日結成　一二万二〇〇〇

役員（七・八改選）

中央執行委員長　藤田藤太郎（京阪神）
中央副執行委員長　真鳥甚十郎（交通営団）
　　堀井　利勝（釧路）
　　安恒　良一（西鉄）

書記長
機関紙　「私鉄新聞」週刊　「私鉄月報」月刊
活動

一月二五―二七日　第五回中央委員会、春季闘争方針。
三月九日　第一四回臨時大会、二九・一賃金闘争推進、スト宣言。
四月二五日　第一波二四時間スト、六〇組合一〇万参加　二九日第二波四一組合　五月三―四日第三波スト。
七月六―八日　第一五回定時大会、五四年度運動方針。
九月一四―一五日　第二回中央委員会、越年・賃金等当面の闘争方針。
一一月一二―一三日　第三回中央委員会、越年闘争スト宣言。
一二月一四―一五日　第四回中央委員会、賃金・総選挙・協約・退職金闘争。

68、全国旅客自動車労働組合連合会（全旅労連）

一九四七年九月一四日結成　一万一〇〇〇

役員（五・二八改選）

委員長　伊坪　福雄（関東帝都）
副委員長　小坂　純三（関東大和）
事務局長　西田　栄作（関東国際）
　　本間　忠一（北海道北交）
　　森本　正一（愛知東和）
　　坂口　順一（京タク弥栄）
　　神野　政一（大阪大旅）
事務局長　石田　数栄（関東国際）

69、日本都市交通労働組合連合会（都市交通）
The Federation of Municipal Traffic Workers Union.

一九四七年一月一六日結成　四万二〇〇〇

役員（五三・七・四）

委員長　岡本丑太郎（東交）
副委員長　久保　政吉（横交）
書記長　岩田　数義（大交）

70、海運産業労働組合中央協議会（海運労協）

一九五一年一月一日結成　一六万六〇〇〇

役員

議長　陰山　寿（海員）
副議長　溝口　光治（全造船）
　　兼田富太郎（全港湾）
　　藤田　謙五（全海連）
　　東　忠夫（全海事）
　　樋口　緑（全港建）
事務局長　西本　喬（海員）

組織　六組合

全造船、海員、全海連、全港湾、運輸省全海事職員組合（全海事・一〇〇〇）運輸省港湾建設局従業員組合連合会（全港建・四〇〇）

71、全日本海員組合（海員）

一九四五年一〇月五日結成　八万
役員（一〇・二九改選）
組合長　陰山　寿（本部）
副組合長　中地　熊造（本部）
青木　敏（本部）
機関紙　「船員しんぶん」週刊　「海員」月刊　「調査資料」月刊
活動
一月二〇日　第四回全国執行委員会、全労・賃金改訂対策など。
三月一〇日　第一回全評議会、全労加盟決定。
一〇月一二日　ユニオン・ショップ条項で闘争宣言。
一〇月二一日　ユニオン・ショップを獲得協定。
一〇月二七―二九日　第一三回定期全国大会、第一〇年度運動方針。

72、全日本海運労働組合連合会（全海連）
一九四七年一月一〇日結成　四〇〇〇
役員（五・三〇改選）
委員長　藤田　謙五（三井船舶）
副委員長　松下　忠（日本郵船）
田中　正吾（東洋海運）
書記長　田中　吉詞（本部）
機関紙　「全海連」旬刊

73、全日本港湾労働組合（全港湾）
All Japan Harbor Labors Union.（J. H. U.）一万七〇〇〇
役員（六・二改選）
中央執行委員長　兼田富太郎（大阪）
副中央執行委員長　安田　茂（日本海）
書記長　佐藤　清一（東海）
機関紙　「港湾労働」
活動
五月三一日―六月二日　第九回定期大会、賃金闘争、日傭組織化など。

74、全日本倉庫労働組合同盟（全倉庫）
一九四九年九月一〇日結成　五〇〇〇
役員（三・二七改選）
委員長　阿部恭一郎（大洋）
副委員長　高橋　健次（帝国）
林　千丈（三菱）
書記長　岡川盛三郎（住友）
機関紙　「全倉庫」

75、全日通労働組合（全日通）
All Japan Express Workers Union.
一九四六年四月二〇日結成　七万二〇〇〇
役員（七・五改選）
委員長　李本満次郎（中部）
副委員長　和久　幸雄（関西）
白土　松寿（東北）
書記長　山口　政隆（中部）
機関紙　「日通労働」

76、全国自動車運輸労働組合連合会（全自運）
一九五〇年一一月二六日結成　一万三〇〇〇
役員（一〇・二三改選）
委員長　引間　博愛（東京）
副委員長　出口乙三郎（三重）
山田　重（愛知）

西岡　栄雄（大阪）
書記長　橘　常吉（東京）
活動、一〇月二二―二三日　第五回全国大会。
労働運動　第二部

N　教育

日教組（評）（官）　全高教（中）（官）

77、**日本教職員組合（日教組）**
一九四七年六月八日結成　五六万五〇〇〇
役員、（六・三改選）
中央執行委員長　小林　武（北海道）
中央執行副委員長　今村　彰（愛媛）
宮之原貞光（鹿児島）
平垣美代司（大阪）
書記長　磯野　進
機関紙、「教育新聞」週刊　「教育情報」旬刊　「教育評論」月刊
78、**全日本高等学校教職員組合（全高教）**
一九五〇年六月九日結成　三万一〇〇〇
役員、（二・一四改選）
委員長　坂本　勝元（山梨）
副委員長　軽石　喜蔵（岩手）
北山　敬一（和歌山）
書記長　木下　宗一（山口）
書記次長　森本　真章（徳島）

O　医療衛生

全医労（評）（官）　全医協（産）

79、**全日本国立医療労働組合（全医労）**
一九四八年一一月二〇日結成　二万
役員、（五・二八改選）
委員長　井上　五郎（福岡）
副委員長　岡部　保（岡山）
書記長　亀谷　広（北海道）
機関紙、「全医労新聞」週刊
80、**全日本医療従業員組合協議会（全医協）**
一九四六年一一月一七日結成　一〇〇〇
役員、
議長　磯野　進
81、**全水道労働組合連合会（全水連）**
一九五一年一一月一八日結成　一万
役員、（六・三〇改選）
委員長　小田原末治（東京）
副委員長　佐藤　正吉（仙台）
湯野川秀孝（広島）
書記長　鈴木与惣吉（東京）
機関紙、「全水連新聞」

全水連（評）（官）

P　商業

全百連（中）　ホテル従連（中）

82、**全日本百貨店労働組合連合会（全百連）**
一九四九年一〇月二五日結成　二万八〇〇〇
役員（九・一一）
委員長　直井　和夫（白木屋）
副委員長　竹中　三郎（松坂屋）
書記長　中村　圭介（全三越）
機関紙　「全百連」
活動
九月九―一一日　第六回定期大会、運動方針、年末闘争対策。

83、**全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会（ホテル従連）**
一九五〇年一一月二二日結成　二〇〇〇
役員（五三・七・二四改選）
会長　春日　藤喜（帝国ホテル）
副会長　立川　正信（ホテル・テート）
書記長　石井　厳（本部）

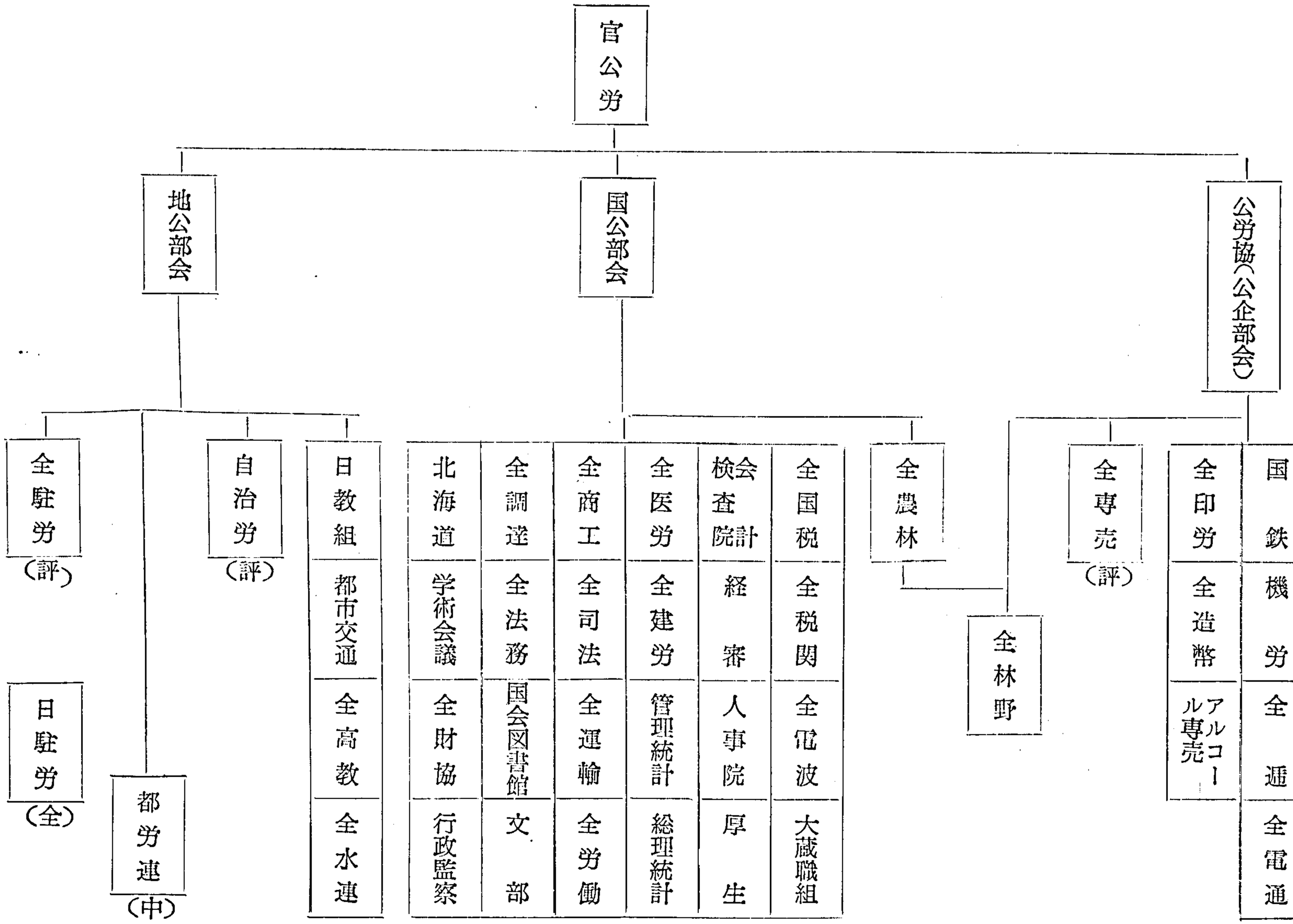
Q　公務

84、**日本官公廳労働組合協議会（官公労）**
一九四九年一二月五日結成　二二六万六〇〇〇
役員（七・一九改選）
議長　柴谷　要（国鉄）
副議長　角屋堅次郎（全農林）
石川　辰正（全電通）
池島　信吉（自治労）
事務局長　佐久間孝一（日教組）
機関紙　「官公労」週刊
組織　四〇組合
国鉄、機労、全逓、全電通、全印労、全造幣労働組合（全造幣・一七五〇）、アルコール専売労働組合（アルコール専売・一五〇〇）、全専売、全農林省労働組合（全農林・一〇万六〇〇〇）、全国税職員労働組合（全国税・二万二〇〇〇）＝日財労連を改称、全国税関労働組合（全税関四七五〇）、組合（大蔵職組・一九五〇）、会計検査院職員組合（会計検査院・一二〇〇）、経済審議庁職員組合（経審・四〇〇）、人事院職員組合（人事院・五〇〇）、厚生省職員組合（厚生・三三〇〇）、全医労、全建設省労働組合（全建労・一万六〇〇〇）、行政管理庁統計基準部職員組合（管理統計・五〇）、総理庁統計局職員組合（総理統計・一三〇〇）、全商工労働組合（全商工・八四〇〇）、全国司法部職員労働組合（全司法・一万七〇〇〇）、全運輸省労働組合（全運輸・七五〇〇）、全労働省労働組合連合会（全労働・一万一〇〇〇）、全調達職員組合（全調達・二五〇〇）、全法務職員組合（全法務・五〇〇）、国立国会図書館職員組合（国会図書館・五〇〇）、文部省職員組合（文部・一〇〇〇）、北海道開発局職員組合（北海道開拓・二〇〇〇）、日本学術会議事務局職員組合（学術会議・八〇）、全国財務職員組合協議会（全財協・五五〇〇）、行政管理庁監察部職員組合（行政監察・一五〇）、日教組、都市交通、全高教、全水連、自治労、都労連、全駐労

活動
五月二九日　夏季手当獲得・吉田疑獄内閣打倒総決起大会。
七月一九日　第五回定期委員会、運動方針、規約改正。
九月二五日　生活危機突破総決起大会。

85、**公共企業体労働組合協議会（公労協）**九〇万

86、**全専売労働組合（全専売）**
All Monopoly Labor Union.（A. M. L.）


官公労
地公部会
国公部会
公労協（公企部会）
国鉄
機労
全逓
全電通
全印労
全造幣
アルコール専売
全専売（評）
全農林
全林野
全国税
全税関
全電波
大蔵職組
会計検査院
経審
人事院
厚生
全医労
全建労
管理統計
総理統計
全商工
全司法
全運輸
全労働
北海道
学術会議
全財協
行政監察
全調達
全法務
国会図書館
文部
日教組
都市交通
全高教
全水連
全駐労（評）
自治労（評）
日駐労（全）
都労連（中）

一九四九年六月二九日結成　三万八〇〇〇
役員（六・二二改選）
委員長　平林　剛（製作所）
副委員長　斉藤　一雄（名古屋）
書記長　佐藤新次郎（郡山）
機関紙　「全専売新聞」五日刊

87、全日本自治団体労働組合（自治労）
一九五四年一月三〇日結成　三七万一〇〇〇
役員（七・二改選）
委員長　占部　秀男（東京都職）
副委員長　池島　信吉（北海道庁）
浅羽　富造（大阪市職）
書記長　橋田　正武（高知県職）
機関紙　「自治新聞」週刊
活動
一月二九―三〇日　自治労協・自治労連合同結成大会。
六月三〇日―七月二日　第二回定期大会、国際公務員連合加盟。

88、東京都労働組合連合会（都労連）
一九四六年六月八日結成　七万五〇〇〇
役員（六・一一改選）
委員長　河野　平次（東交）
副委員長　三田　朝丸（都職労）
青山　良道（高教組）
小田原末治（東水労）
書記長　中川　達男（都職労）

89、全駐留軍労働組合（全駐労）
All Japans' Garrison Forces Labor Union. (G. F. L. U.)
一九五二年一一月三〇日結成　一〇万七〇〇〇
役員（五・一六改選）
委員長　市川　誠（埼玉）
副委員長　藤井　達爾（福岡）
野村　仁祐（神奈川）
川島　博（北海道）
書記長　久保　具人（大分）
副書記長　佐野文一郎（神奈川）
機関紙　「全駐労」

90、日本駐留軍労働組合（日駐労）
一九五三年一一月二日結成　二万七〇〇〇
役員（三・二八改選）
委員長　門司　亮（神奈川）
副委員長　川畑　政男（本部）
遠藤　幹男（横須賀）
書記長　杉本　武二（本部）

R　その他

全中労（中）

91、全日本中小企業労働組合総連合（全中労）
一九五五年一月一六日結成　二万
役員（五五・一・一六決定）
委員長　内田　寛（大阪）
副委員長　田中　政雄（東京）
石岡貞次郎（北海道）
事務局長　望月　源司（東京）

第三編　農民運動

第一章　農業情勢と農民運動の大勢

第一節　農業情勢

一九五四年の日本農業は、前年の大凶作による痛手から立直る余裕もないうちに、デフレ政策の影響、七六億円におよぶ農林関係予算の大巾削減によつて困難な局面に立たされた。前年成立したMSA協定にもとずくアメリカ小麦を初め、大量の外国産穀物が輸入されて、国内産米麦価格を抑制し農家経済を圧迫した。デフレ政策による工鉱業部面の企業整備、労働者の賃下げ、解雇は、農産物に対する需要の低下をひき起すと同時に、農家の賃労働兼業収入を減少させ、農民生活の窮乏化をもたらしたのである。

本年度の農業情勢において決定的な重要性をもつ問題は、食糧管理制度の転換である。すなわち従来の強権的天下り的供米割当制がもはや限界に来て統制の無力を暴露し、自由党政府はこの期に統制撤廃を強行しようと図つたのである。主食の直接統制の廃止、あるいは間接統制の実施は、すでに数年前より保守政党、資本家団体、米穀商人等の諸勢力によつて主張されてきたのであるが、今や官僚統制の行き詰りを理由に、また財政負担の縮少、国際収支の改善等を口実に、その第一着手が打たれたのである。自由党内閣の下に成立した食糧対策協議会は、「当分の間」予約集荷制をつづけるとは言いながら、明白に統制撤廃への道を指示した。保守勢力、資本家階級は予約集荷制を間接統制への跳躍台として受けとつたのである。

食糧管理制度転換の経済的背景になつたものが、外国食糧の大量輸入にもとずく食糧需給の「好転」であつたとすれば、MSA体制はこの食糧輸入を通じて農家経済を圧迫すると同時に国民経済の軍事化をすすめ、これはまた農林漁業関係の予算削減によつて農家経済にマイナスの影響を与える。更に他方において軍事目的のために山林原野、耕地、開拓用地、漁場の接収が行われ、かくしてMSA体制の重い負担は全国の農民の上にのしかかつてきたのである。

農家経済の窮乏化は、しかし決して一様に、あらゆる階層、あらゆる農家に均等に進行するものではない。超過供出奨励金をつけたもはや限界に来て統制の無力を暴露し、自由党政府はこの期に統制撤廃を強行しようと図つたのである。主食の直接統制の廃止、あるいは間接統制の実施は、すでに数年前より保守政党、資本家団体、米穀商人等の諸勢力によつて主張されてきたのであるが、今や官僚統制の行き詰りを理由に、また財政負担の縮少、国際収支の改善等を口実に、その第一着手が打たれたのである。自由党内閣の下に成立した食糧対策協議会は、「当分の間」予約集荷制をつづけるとは言いながら、明白に統制撤廃への道を指示した。保守勢力、資本家階級は予約集荷制を間接統制への跳躍台として受けとつたのである。

食糧管理制度転換の経済的背景になつたものが、外国食糧の大量輸入にもとずく食糧需給の「好転」であつたとすれば、MSA体制はこの食糧輸入を通じて農家経済を圧迫すると同時に国民経済の軍事化をすすめ、これはまた農林漁業関係の予算削減によつて農家経済にマイナスの影響を与える。更に他方において軍事目的のために山林原野、耕地、開拓用地、漁場の接収が行われ、かくしてMSA体制の重い負担は全国の農民の上にのしかかつてきたのである。

農家経済の窮乏化は、しかし決して一様に、あらゆる階層、あらゆる農家に均等に進行するものではない。超過供出奨励金をつけた生産者米価に象徴される「三割農政」の名が示すように、供出制は富裕な上層農家や役職ボスに有利に、中下層以下の零細農には比較

的不利に作用する。四月の凍霜害、七、八月の台風被害は、とくに零細農家に手ひどい打撃をあたえ、農民の半プロ化、兼業化を促進する。ＭＳＡ体制下の日本農業は、このようにして農民間の貧富の懸隔を大きくし、とくに農民層の下降分解をおしすすめた。

一方また農地改革によつて耕地を失つた旧地主は、ようやく本年度より攻勢転移の態勢をととのえんとし、各地に地主団体を結成して、農地改革による損害補償、小作料値上げ等、失地回復を叫び始めた。彼等は全国農政連盟なる全国組織を結成した。農村における土地取上げは依然として瀕発し、零細耕地をたがやす小作人、自小作人の生活をおびやかした。

しかもさらに重大な事態は、前記のさまざまな原因によつて窮乏化した農民の土地手放しが瀕発しつつあることである。戦後いち早く占領軍のバックと指導の下に実施された農地改革はすでに事実上崩壊しはじめた。改革の看板とした、健全にして農村社会の中堅たる自作農の経済と生活はゆり動かされている。

占領軍、保安隊（のちの自衛隊）による土地接収も農民、とくに開拓民の生活を脅かし、それは内灘、妙義、浅間等にみられる激しい反対運動にかかわらず、なお各地で強行されつつある。

自由党政府の農業政策は、食糧管理制の転換、外国産穀物依存政策、国内増産政策の放棄などに特徴的に現われているが、本年はこのような農業情勢、農業政策の展開の中で、長年の懸案であつた「農業団体再編成」が実現した。「ＭＳＡ国会」と呼ばれた第一九国会に提出された「農業協同組合法の一部改正」「農業委員会法の一部改正」法案が四月二二日衆院を通り、乱斗後の「変則国会」で参院を通過し、ここに「国家独占資本が農協中央会と農業会議所との二大パイプをとおして農民経済と農民意識をファッショ的に指導統制するための法的整備は、その第一段階をきずいたのである。」（「日本農業年報」第一集、一九五四・一一・二五刊、四六三ページ）。もちろん、農業技術員制度その他二、三の重要問題は残されているけれども、資本がＭＳＡ体制下の農業、農民把握の組織を創設し、官僚的指導統制を強化してゆこうとする基本的政策は、この度の農業団体再編成によつて一応達成されたとみることができる。あたかもこの年に、農民の土地喪失の瀕発により農地改革が事実上崩壊しようとし、地主反動が勢を増し、そして他方、防衛庁、自衛隊創設による再軍備体制の強化がみられたことは、今年の農業状勢を判断するばあい、見のがすことのできぬ一連の事実である。さらにまた団体再編後初の農業委員会選挙は七月一六日行われたが、その結果、社会党系、共産党系委員の進出は著しかつたけれども、全体的には、自由党系、改進党系の委員が圧倒的優勢を保持することになつた。

かくて、「ビキニの灰」「放射能マグロ」「黄変米」によつて象徴される一九五四年――この年にわが農林漁業はその生産に重大な脅威をうけ、広汎な零細農漁民の生活は根底からおびやかされた。日本の農政はこれらの貧しい農漁民の生活と農林漁業の再生産を確保しうるに足る保護を与えうるものではなかつた。農民の主体的勢力は、この波荒い客観情勢に対処して、いかに陣容をととのえ、いかに運動を展開したか。

第二節　農民運動の大勢

久しく一般的沈滞の中にあつた農民運動が、昨年来、災害対策・米価要求、軍事基地のための土地接収反対等の活溌な動きを示し、またその運動には多くの労働団体、市民団体が参加し、いわゆる労農提携が単なるスローガンの域をこえて実践の緒につきだしたことについては、本年鑑第二七集でのべた通りであるが、本年度も昨年

にひきつづき、運動の沈滞を打ちやぶり、組織の再建をはかる根強い努力が各地各組織にみとめられる。

すでに一月初めにMSA再軍備体制による農林漁業関係予算削減反対の全国農漁民大会が開かれ、また凍霜害対策、営農資金を要求する強力な運動が、たとえ局部的なものにしろ展開され、さらに米価供出をめぐる運動も各地方農民大会を積み重ねて八月二六日米価災害対策全国農民大会に盛りあげ、大会実行委員会の長期の運動はある程度の農民要求を実現せしめることに成功した。

各農民団体の統一行動と労農提携の発展は、ひとり米価災害対策運動のみならず、土地接収反対、原水爆反対運動や農村青年集会のための活動等にも見られ、前年来の運動が前進しつつあることを物語つている。

しかし農民大会、デモ、要請、陳情等を主要な闘争形態とするこれらの華々しい大衆運動の中に、階級的農民運動の全国的昂揚、その質的転換をみとめることは到底できない。これらの広汎な大衆を動員する運動が、しばしば、農協等の農業団体指導による「農政運動」の性格を脱し切れず、運動の華々しさにかかわらず、組織的な結集と拡大が顕著にみとめられない点に、われわれは最近の農民運動の実態を見出さずにはおれない。統一派日農の委員長であり、労農党農対部長である久保田豊氏の次の評価は大体において最近の農民運動の実態を衝いたものであろう。

しかし労農提携のための客観的条件が著しく成熟してきているのに対比して、労農提携の主体的現実面が著しく立ちおくれている事実は、なんと云つても否定し得ない。現に米価供米の問題について、その他繭、牛乳、葉煙草等の値下げ等、多種多様な問題について農民の闘争はたとえその指導権が主として地主・富農層に握られており、ためにその多くが、シリ切れトンボに終つているとはいえ、かつてないほど広範な盛り上りをみせて来ており、且つビキニ被災事件やMSA小麦等を契機として広範な農民層の間に反米的風潮を土台として、吉田ではダメだという反政府的気分が非常に広く行きわたつてきているにもかかわらず、このような広汎な農民の動きと気分が殆んど統一された政治力ないしは、行動力として組織化されておらず、その大部分が単なる不平不満の域にとどまり、もしくは保守的分子の指導する単なる陳情運動ないし農政活動として竜頭蛇尾に終つている民主的農民組織は最近急速な再発展を示しはじめているものの、全農民と対比すればまだ九牛の一毛という弱体であり、労農提携も農民大衆の労働者階級への漠然たる期待という程度であり、明白な意識的行動としてこれを実践しはじめているのは日農両派をはじめ農民組合系統の先進的農民、とくにそのなかの青年分子が主で、全体としては未だしの感が深い。」（「労農提携の現状と進路」「労農週報」一九五四年一〇月二五日。一〇―一一ページ。傍点は引用者）。

このような農民運動の一般的状態を前提として、われわれは次に本年度の運動の諸特徴を記しておこう。

第一に、すでにのべたような、災害対策、米価、土地接収反対、平和問題等をめぐる農民諸団体の統一行動の発展である。内灘、浅間、妙義の抵抗に代表される、帝国主義に対するぎりぎりの生産と生活を守るたたかいが、農民運動の底流をなし、「三割農政」「MSA体制」「地主反動」に対する農民の抵抗として、広く各農民団体の統一行動が組まれている。このさい、社会党両派、共産党、労農党など革新政党の指導、協力がなされていることはいうまでもない。

第二に労農提携の発展である。といつても、その実態は必ずしも

部落における農民の運動が労働者の支援と指導の下にたたかわれ、町村から県へ、さらに中央段階へと、下から強力に、組織的に組まれて行く労農提携ということはできない。その多くは、農民大会における労働団体の参加や激励であり、持続的組織的なものはすくない。しかし前年来の労農提携が今年もひきつづき実践され発展しつつあることは注意されねばならない。このさい、全農林、全食糧等の労働組合、総評の努力は、なお不十分なものとはいえ、評価されねばならない。

第三に農民運動の形態は、地方、中央における農民大会、農民懇談会、大会実行委員会の要請、陳情運動、政府国会その他農政機関への働きかけ、デモ、示威等である。未墾地解放闘争におけるような強引な実力闘争も時に見られたが、全体としては土地闘争は大規模にたたかわれるもの少く、大衆的抵抗としては軍用地のための土地接収に対する座りこみその他による抗議闘争である。茨城の常東総協諒会の営農資金獲得闘争は、全県的なものではないが、一地域における下からの農民闘争を組織的計画的に組みあげ、農民要求の大部分を実現したものとして注目された。

第四に農民運動の国際的連繋が緒についたことも特記せねばならぬ。日農その他の団体から世界農業労働者・農民大会に代表が派遣されたあとをうけて、本年度は国際農村青年会議に日本農村青年が出席し、そのための準備活動が、広く青年団、婦人会、日農、全農連、全農等の青年分子によつて行われ、青年の平和、幸福、生活のための活動が活潑になつた。今後は、農林インターへの参加等をめぐり、国際的連繋はますます強まつて行くことになろう。

第五に日農などの農民団体の組織再建、運動のヘゲモニー獲得への努力がつづけられ、特に日農両派において、運動方針、規約、綱領等の決定に見られるように、深刻な自己批判が行われつつあることは注目に値する。日農統一派は昨年の第七回大会において、団体加入を認める組織方針を採用し、今年の第八回大会では、従来の、対地主「反封建闘争」を具体的に把握し、事実上は貸付地をもつ農民にすぎぬ「小地主」を味方につけ、寄生的な山林地主を中心とする三、四万の反動的地主と独占資本を敵としてたたかう方針を明確にし、土地闘争における大きな前進をなした。主体性派日農は、今年の大会で中央集権的全国組織としての日農の組織方針を明確にするとともに、団体加入をみとめるよう規約改正を行つた。また統一派日農は、従来の綱領をもつて「抽象的政治的」なりとして、新たに農民の日常経済要求に重心をおいた「要求綱領草案」を採択した。かつてはわが国最大最強の日農も、今日では組合数、組合員数、およびその機構からいつて昔日の面影はなく、いずれも組織的壊滅からの立直りのため真剣な努力をつづけている最中である（組織状況については、第一編第二章農民の組織状況の項を参照）。

また農民戦線の統一については、今年度は特に目だつた動きは見られなかつた。各組織はその独自性を保持しつつ、同一目標のための共同行動によつて運動を展開している状態である。もつとも、地方によつては、（たとえば神奈川、鳥取等）日農両派が統一をまもり、他地方や中央に対して統一への呼びかけを行つている様なところもある。農民戦線の統一が具体化するのは、実際の統一行動の発展の中で、とくに社会党両派の合同を契機として生起するものと予想される。各分野における農民運動の展開については本編第二章以下第五章に、農民団体の動向と現状については第六章以下第八章に記録されている。

第二章　米価・供出をめぐる運動

第一節　食管制度の転換と米価問題の重大化

一九五四年はわが国食糧統制史における転換の年となつた。戦時統制経済の基礎的な一環として始められた食糧の強権的供出制度は戦後も占領体制下に強行せられ、いわゆる「ジープ供出」の段階に入つたが、サンフランシスコ条約締結後はもはや「ジープ」の強制も用いられず、政府の統制力もしだいに弛緩するに至つた。はじめに芋類が、つぎに雑穀、麦類が自由販売になり、米だけが直接統制の対象として現在まで残された。

本年に入つて食管制度が政府、国会はじめ、農民、農業団体の間に真剣に論議されるに至つた理由は次の諸点である。

第一に財政負担の増大である。占領中の時期でも池田蔵相はこの理由をあげて主食の統制撤廃を主張し、それが危く実現しようとしたこともある。たとえば直接の財政負担でも五三年産米は二八三億円、これに外米輸入補給金二三二億円が追加される。MSA体制下の再軍備予算の建前からして、食糧関係の経費節約が主張される。

第二に、朝鮮動乱終結、特需減少をきつかけとする国際収支の悪化である。この日本経済危機の資本主義的打開の基礎的措置として、低米価——低賃銀による商品コストの引下げ、輸出増大が考えられてくる。外米から外麦、しかもMSA小麦の大量輸入による国民経済の軍事化への道——この道を容易ならしめるもの、としても、主食の統制撤廃が主張されるのは当然である。第三に、供出の行き詰り、供出確保数量の減少である。総生産量に対する供出量の割合は、戦時中はいずれの年も五〇%以上で、四四年には六三%強に達したが、占領中は五〇%から四〇%に低下し、五一年以後は三〇%前後に低下した。食管制度の意義が問われる有力な理由である。

第四に政策米価の矛盾の増大である。パリティー方式による低米価が農民・農業団体の反対にあい、供出確保のために各種の奨励金をつけて複雑な米価構成をとり、しかも「三割農政」的米価となつて国民の批判にさらされるにいたつたのも、政府をして真剣に食管制度転換の必要を感ぜしめたからであろう。

このような基本的な、政治経済事情のもとに、資本主義的コースとして主食直接統制撤廃への道が開けてきたとき、五三年の大凶作は供出制の即時撤廃を不可能のものとした。政府は当面現行管理制を存続しながら、新たな制度を研究することになつた。自由党内閣のもとにつくられた食糧対策協議会（一九五三・一二閣議決定）がその研究機関である。この協議会は五四年七月、生産者の自主的申告にもとずく予約買付制により、当分の間米の直接統制をつづけると一応の結論を出し、この結論はまた次期政権たる鳩山内閣にもひきつがれて五五年度より実施されることになるのであるが、協議会の答申にも「将来は統制を撤廃する」とあり、自由党はじめ保守政党、日経連、経済同友会等の間にも同様の強力な主張があり、革新政党・農業・農民団体の主張と鋭く対立する。食管制度、米価をめぐり、農政運動、農民運動の起きるのは当然である。

次にかんたんに、各農民団体、農業団体、全食糧労組等の動きをみておこう。

中央農業会議　四月二八日の中農中央常任委員会は傘下諸団体の意見をとりまとめ、次の「意見」を発表し、運動を展開することになつた。

（食糧管理制度に関する意見）

現行食糧管理制度は戦時立法として制度化され供出割当等において今日なおかかる性格を強く残し、生産者米価を一方的に抑え、農村民主化の方向と背馳する面が強い。しかし米に対する現行統制方式を根本的に改変することは、国民食糧の厳しい現実に照して到底不可能である。

依つて米の直接統制を維持しつつ、これをつぎの如く改善する必要がある。

(一)　生産者の予約売渡申込に基く政府の一手買入制を実施するものとして予約奨励金の交付その他必要な措置を講ずること。

右の予約売渡申込の取まとめに当つては農協系統組織を活用すること。

(二)　配給については必要な改正を行い、存続するものとすること。

(三)　政府の買入価格は再生産を補償する価格とすること。

右のため必要ある場合は二重価格をとるものとすること。

なお、本来の早場米奨励金は存続すること。

(四)　輸入食糧は現行通りその全量を政府管理とすること。

日農主体性派　四月三―四日の第七回全国大会で、当面の食糧管理制度について、次の諸点を主張した。

(一)　ＭＳＡ小麦および小麦借款絶対反対。

(二)　麦類の配給制度を復活すること。

(三)　農民の納得する価格と農民の自主申出にもとずく米麦の予約買入制度を実施すること。

日農統一派　一九五四年度運動方針において、生産費をつぐなう米価、自主供出、消費者価格引上げ反対を実質的にたたかいとるために、総評はじめ各労組と労農共斗を進める、部落、町村実行委員会をつくり、日農はその中核として活動すること、等をきめた（第六章日農統一派第八回全国大会、運動方針の項参照）。また広く食管制度については、「農民新聞」（一一月二一日号・一二月五日号）や「農民運動資料」（五五年一月第六五号）等にその態度を表明しているが、直接統制撤廃、低米価低賃銀政策、ＭＳＡ体制反対を基調としている。

全食糧労働組合　五四年四月新潟における大会において「国民食糧を守る斗いについて」（運動方針）決定をしたが、その要旨は次の通りである。

(一)民主的食糧管理方式の確立――国民経済の安定と、国民生活の保証のため食糧管理は存続せねばならぬ。主要食糧は国内増産を優先的にし、またそれを公平に、消費者には生活安定に役立つよう円滑に配分せねばならぬ。米価は限界生産費を基準に、同一労働同一賃銀の原則にもとずき、農民の労働所得を他産業労働所得と均衡せしめるように決定する。消費者価格は家計費計算方式により、これによつて生ずる赤字は財政負担とする。超過供出奨励金は廃止する。食糧管理は民主的に運営され、検査も民主化されねばならぬ。集荷は、農民の自主申告にもとずく数量につき政府が買上げ、米価は数量決定前にきめる。

(二)具体的な闘争方式――食糧対策研究会の強化と運営、食糧対策国民会議の組織拡大、講習会、国会議員への働きかけ、大衆宣伝啓蒙運動、総評、主婦団体、農民団体、革新政党との連繋。以上を行うため労農市民と提携の強化。

第二節　米価・供出闘争の展開

一九五三年における米価・供出斗争は、大凶作を契機に、広汎な農民層の参加した農民大会、大衆示威等による米価要求、災害補償

復旧要求としてたたかれたこと、そしてこの運動は革新政党や労組はじめ消費者団体もふくめ、労農市民提携の国民的運動としてたたかわれたことについては、本年鑑第二七集で記録した通りである。しかしこの広汎な運動が、形態的には労農組織を主体とする大衆運動（農民大会、陳情示威運動）として行われながら、その多くが実質的には農協などの農業団体の指導のもとにおこなわれ、日農のヘゲモニーは必ずしも確立されておらなかつたこと、すなわち農業団体の農政運動的性格を多分に持つていたことについても指摘されたところである。その何よりの証拠は、運動の成果が、組織的結集、拡大として現われることが少く、日農など階級的農民団体の組織の再建整備がなお行きなやんでいる所に見られる。

しかし、昨年来の米価・供出をめぐる運動の展開は、たしかに広汎な大衆を動員し、労農提携を単なるスローガンから実践の方針とした点に、一歩前進があつたといえよう。本年度も昨年度と大体同一の性格で、全面的に米価闘争がおこなわれ、また部分的にではあるが強権供出反対の闘争（後掲、栃木県稲葉村の例）も行われた。そして本年度は、低米価反対、食管制度民主化の闘争は、必然的にMSA小麦輸入反対、軍事予算反対にまで発展するものであつた。

災害対策、食糧増産、米価値上げを要求する農民団体は、すでに本年一月はじめ、政府の再軍備予算反対の共同声明発表という形で運動を開始した。すなわち政府は一月一五日の臨時閣議で五四年度予算を決定したが、これに対しそれは食糧増産対策費、災害復旧費等農林漁業関係予算を削減し、農林漁業を破壊するものとして、農業農民団体は挙つて反対態度を表明した。すでに閣議決定前の一月六日中央農業会議はじめ日農主体性派、全農連、全指連、全森連等三二団体は共同声明を発して次のようにのべた。「累積せる災害の傷手いまだいえやらぬ日本農林業は今や重大なる危機に直面した。……パンなき大砲がいかに悲惨な運命を国民にもたらすかは、過ぎしかの戦争の悲劇的結果がわれわれにあますところなく語つたところである。……かかる農林予算の削減にたいし、断固闘うことを誓うものである。」

さらに二月一日には農林関係二三団体代表は東京芝公会堂に全国農漁民大会を開催し、食糧増産、災害復旧、畜産振興、水産対策、養蚕振興、農林漁業金融、税金、凶作加算額等の諸議案について討議決定したのち、大会宣言（後掲）を発して国会へのデモ行進に移つた。

（全国農漁民大会宣言）

自立経済の確立こそ真の国家独立の前提であり、農・畜・林・蚕・漁業の振興による総合食糧の増産、国際収支の改善こそその基盤である。

しかるに政府は、昭和二九年度予算の編成に当り、緊縮財政の美名にかくれ、この重要施策を没却して、これに対する大巾な予算削減を強行した。かかるテントウしたインフレ抑制措置がたちまち破綻をきたすことは明らかである。

われわれは、ここに大同団結、重大なる決意をもつて、かかる誤れる政策是正のため最後まで邁進するものである。右宣言する。

昭和二九年二月一日

全国農漁民大会

その後、米麦価・食糧・災害対策問題について、食糧対策連絡国民大会（五月一七日）、中央農業会議麦価問題、農産物対策協議会設置（六月九日）、麦価対策全国農業委員会代表者会議（六月一五日）、全食糧労組青年婦人部全国会議（同二六日）、農産物価格対策協議会（同三〇日）、米麦価対策全国農民代表者会議（七月二三日）、凶作対策労農連絡協議会（同二七日）等が行われ、広く農民団体、労働団

体との提携の下に運動が展開された。

また地方における動きをみても、米価対策富山県農民大会（八月一〇日）、農村恐慌突破福島県農民大会（八月一四日）、北海道農民大会（同一五日）、米価冷害対策岩手県農民大会（同一六日）、長崎県農民大会（同一三日）等つぎつぎと各県で大会が開かれた。本年の米価・供出闘争の全国的展開の第一波として、八月二六日東京芝公会堂で開かれた米価災害対策全国農民大会は、日農両派、全農、全農連はじめ各農民団体および農業団体の共催によるもので、全国四六都道府県から代表約一、五〇〇名が参集した。大会では昨年度米価バックペイ、本年産米基本価格、災害対策の実施等を中心に熱烈な討議が交わされ、政府に対しては臨時国会の開催を要求した。

米価災害対策全国農民大会は議長団に石田（日農）安藤（長野経済連）富塚（全農連）の諸氏を選出、討議に入った。まず千石氏（全指連）の経過報告につづいて各党代表のあいさつがあり、つぎに食糧基本政策確立に関する件他六議案の審議を行い、各件とも可決された。なお本大会の中心議案たる米価問題については、基本米価一二、五〇〇円、消費者価格据置き、検査等級の改訂等をふくむ次の決議がなされた。

（昭和二十九年産米価格に関する決議）

政府は農民には厳重な検査制度をおしつけて低米価で買いたたき国民には黄変米を食わせようとしている。それば かりでなく、本年産米価を昨年より実質的に引下げようとさえもくろんでいる。

よつてわれわれは、政府が外米依存政策を取止め、農民が安心して生産をつづけ、米を売ることができるため、左記事項の実現を要請する。

〔記〕

一、昭和二十九年米の第一次生産者価格は、三等建正味石当り、一二、五〇〇円以上とすること。

但し反当収量および費用の判明後、最終生産費が決定し、その額が第一次価格を上廻る場合には、その差額を精算払いすること。

二、早期供出奨励金の各期の期限及び金額は昨年産米のそれを下らないものとし、買入数量は予算のわくにとらわれず、無制限とすること。

三、消費者価格はいまのまますえおくこと。

四、検査等級規格を出廻りの実績に即して改訂し、現行二等以下を順次一等級ずつくり上げること。

五、奨励金は免税とすること。

なお検査基準は農民代表を加えて民主的に決定すること。

右決議する。

昭和二十九年八月二十六日

米価災害対策全国農民大会

そのほか、硫安価格値下げに関する件、米の予約売渡制度に関する件等を可決した。ついで地方代表提出の緊急動議の審議に入り、乳価引下げ反対（神奈川）、臨時国会開会に関する件（群馬）、食糧対策に関する声明発表の件（新潟）を満場一致可決した。この声明文の中には「もし八月末までにこれらの要求に対する政府の誠意ある回答がないならば農民の実力行使による大抗議もやむを得ない」との供米ストをも辞せずとする強硬決意がのべられ、満場の拍手を浴びた。

大会終了後、決議の実現のため実行委員をきめ、つづいて首相官邸、自由党本部、農林省等へ陳情した。

九月一七日には政府の米価案（基本米価八、九二〇円、各種奨励

金をふくむ農民手取米価九、五九七円）が決定され、二四、五両日の米価審議会にかけられることになつた。八月二一日から三日間開催された統一派日農第八回大会は、㈠二八年度米価追加払いの実施、㈡米価一二、五〇〇円要求等を決議して農林大臣に交渉し、その他全国で一二、五〇〇円要求の地方農民大会が開かれた。九月二三日には新発足した農業会議都道府県議長会議で同じく一二、五〇〇円要求が決定されるなど、米価闘争は全国的に大きく展開されるに至つた。九月一七日には米価災害対策全国農民大会実行委員会が、「実力行使」の具体的内容を決定し、大会参加団体にその実行方を要請した。次にその決定事項を記すと——

一、運動目標　端境期の米の政府需給計画を混乱せしめ政府当局に農民の実力をしらしめる。

二、運動方法　供米サボを断行する。しかし早場地帯における奨励金の問題、運動資金の手当の問題があるので、実行方法としては冬期の早場米奨励金期日の最終日に集約して出荷するよう手配する。

三、割当対策　都道府県知事に働きかけ、実行委員会の線に同調させるようにするが、知事会側が受け入れないばあいは、全国農業会議所としては、割当を拒否する。

以上三点を決定し、知事会につぎのような申入れを行つた。

知事会への申入れ

本年産米価格につきわれわれは石当り一万二千五百円以上の要求を決議し実現運動をつづけて来たが、政府は低米価をおしつけて農民の犠牲においてデフレ政策を強行しようとしている。かかる政府の態度に対しわれわれは黙視できず、本年産米の割当、供出にたいし断固たる態度でのぞむことを決意した。貴会でも全国農民のため最善の努力をはらわれるよう申入れる。

大会実行委員会は、参加農業、農民諸団体を中心に全食糧労組、全日通労組等と連絡をとり、供米サボの効果的遂行をはかることになつた。しかし、このころはすでに早場地帯では供出がはじまつており、決定の完全実施は相当な困難が見透されていたのである。そして事実上、この供米サボは実施されず、運動の大勢は、農民大会示威、米価審議会への働きかけ等の形で進展した。

九月二四日の米価審議会の当日には、日農（主体性派）青年部員が農林省玄関に座りこみを行い、また会場の水産ホールの煙突上に昇つて示威する等の動きがあつたが、結局審議会で政府案を二百円上廻る石当り手取り米価九、七一八円が決定され、また二八年産米バックペイ石当り二百五円の支払いを決定した。もちろんこの米価は農民団体要求の一二、五〇〇円とは大きな開きがあり、また知事会議における割当量の問題があるので、実行委員会の活動はつづけられた。九月二五日には、米価問題をふくめ、広く当面の農業問題に関する日農両派の懇談会がひらかれた。地方にあつても北海道凶作突破農民大会（九月二六日）、埼玉県労農共闘結成大会（一〇月一日）、栃木県危機突破労農大会（一〇月二日）、北海道十勝凶作突破農民大会（同一三日）等が開かれ、供米割当の問題、米価問題、災害対策につき諸要求が決議され、また関係方面への要請運動が行われた。地方の農民大会の一例として北海道の大会をみよう。

凶作突破全道農民大会　九月六日札幌市でひらかれた第一回北海道農業会議で、農民同盟代表より各農民組織の共同闘争の必要性が強調され、道農業会議後援のもとに凶作突破農民大会を開くことが可決された。その後、日農統一派、農民同盟、開拓連の間に大会準備がすすめられ、三者共催で九月二六日札幌市において大会が開か

れた。大会には石狩、空知、北見等各地より二千名が参加し、また全道労働組合協議会代表約二百名も出席し、その他国鉄札幌地方本部、全食糧労組等多数労働団体からの祝辞が寄せられた。

大会は農民同盟高橋委員長の開会宣言にはじまり、凶作状況報告の後、農民団体の統一行動、労農提携による米価要求、軍事基地反対、凶作対策要求の実現を決定した。

一〇月二〇日全国知事会議は義務供出割当量一八、三〇四、五〇〇石、超過供出要請量四、一九二、五〇〇石計二二、四九七、〇〇〇石を決定した。全国農民大会実行委は災害対策等につき数次政府当局に陳情し、地方においても、農民団体の統一行動、労農提携によつて米価・供出闘争をすすめる動きが見られた。例えば一〇月一五日山梨県農民代表者会議は、日農両派、全農、農民総同盟、農協青年部代表等二〇名が参集、米価問題等につき各農民団体の統一行動の必要が確認され、新に山梨県農民団体協議会をつくることが決定された。栃木県南犬飼村では一二日に五〇〇名の危機突破農民大会がひらかれ、米価一二、〇〇〇円要求貫徹が決議された。

しかしこれらの動きにかかわらず、米価および割当量を変更せしめるほど運動は組織的に強力に展開されず、その後全国大会実行委員会は供出奨励金課税問題につき陳情、また一二月には北海道農民大会実行委員が上京して衆議院に座りこみ、凶作対策等につき要請を行う等の動きがあつた。

稲葉村の強権反対闘争　栃木県稲葉村では一月二五日、昨年の供出未完遂者二七戸に対し在庫米調査が行われた。日農（統一派）支部はこれを強権発動の前ぶれとして県当局に抗議し、また三月二三日の日農県連大会後、代表は県当局に強権反対を申入れ、知事の同意を得た。四月一日には更に村民大会が開かれ、一五〇名が出席して強権発動反対を決議し、村農委も同様の決議をした。ところが、六日、三〇名の係官と警官が村内に乗りこみ、未完納者の宅より米俵を押収したので、農委は日農組合員五名と共に抗議し、ついにそれ以後は督励するだけに止めて引上げることに同意せしめた。このため村内は大騒動となり、日農は村長、農委長の責任追求を始めた。かくて強権反対派（日農）と、賛成派（村長、自由党系）とに農委は分裂し対立は激化したが、ついに強権賛成派が敗れた。

この強権発動を実際に受けた農家は三戸で、未完納者四〇戸は発動をうけず、日農の勝利に終つた（日農統一派本部「農民運動資料」一九五四・八第六三号による）。

第三章　凶作・営農資金をめぐる闘争

第一節　凍霜害をめぐる運動

一九五四年四月二一日、二八日の降霜による作物被害は、昨年に比べては局地的であるが、しかしその打撃は激甚であつた。農林省統計調査部の調べによると、五月一五日までの被害状況は大要次の様である。

(一)四月二一日の降霜による被害

桑は九州、関東の一部のように生育の比較的進んでいた地域ほど打撃は大きく、これらの地方は三〇%前後の災害をうけた。とくに九州の大分、宮崎、鹿児島、関東の群馬、埼玉等がひどかつた。麦は北関東、東山、南九州に被害が大きく、なかでも長野、埼玉、群馬、栃木の諸県は幼穂枯死、部分不稔等が見られ、熊本、大分、宮崎諸県では、出穂直前の被害により部分不稔が見られた。馬鈴薯は

北関東、東山、東海、近畿、関西、九州の諸地方で葉先黄変死の被害があり、菜たねは北関東、東山、南九州の一部に軽微な被害があつた。その他果樹、工芸作物も凍霜害をうけた。

(二)四月二八日の降霜による被害

桑の被害は関東、東山、近畿、中国地方が重大で、この外東北、東海、四国、九州の一部にも発生した。二八日の被害は前回のものより広汎で、とくに群馬、埼玉、岐阜、山梨等では二一日の凍霜害と重複した地区があり、ここでは伸長した複芽の枯死があつた。また長野、三重等では被害範囲も広汎で昨年以上の打撃をうけた。麦は主として福島、東山、北関東の一部で、部分不稔や葉先枯死等の被害があつた。その他長野県のリンゴの被害は相当大きかつた。

つぎに冷霜害による減収見込量は、桑(マユ換算)一、二九〇、一二〇貫、小麦二八、七三〇石、大麦二二、七七〇石、馬鈴薯三、八六六千貫、リンゴ八二七千貫、果樹合計一、五九七千貫等で、被害総面積は、一三四、七七四町歩に及んだ。

右の凍霜害に対し、長野、群馬、山梨等の被害激甚地では農民団体、農業団体の側から政府に対し各種の要求が提出され、また各地に農民大会が開かれて中央、地方政府当局への要請運動が展開された。要求内容は、被害農家に対する営農資金の融通、農業手形、桑園手形の利子補給と延納措置、共済金の即時仮払い等から、農薬、肥料の交付、課税減免等に至る多種多様な項目に及んだ。

全農連は五月九日の第九回全国代議員総会で「凍霜害対策に関する決議」をなし、ついで一二日には、全国農業委員会協議会主催凍霜害対策緊急協議会が開かれ、各種助成措置、営農資金融通等を決定、各政党、政府に陳情した。また五月一九日には、中央農業会議参加の各団体および全国農業委員会協議会、全国養蚕販売農業協同組合連合会等の主催で、衆議院議員会館に凍霜害対策全国代表者会議が開かれて、次のような決議がなされ、直ちに代表委員による国会、政府当局への要請運動が行われた。

(凍霜害対策に関する要請)

去る四月二十一日、二十八日両日の結氷降霜による農作物の被害は、折柄発芽中の桑、果樹、茶を中心に、麦類、なたね、蔬菜等に亘り、被害地域も殆んど全国にまたがり、これが実質的な被害は予想をはるかに上廻るものとみられる。

かくて昨年の数次に亘る災害の打撃からいまだ完全に立直り得ず、しかもデフレ政策の深刻なえいきようを目前に控えた被害農家の困窮並に食糧生産の減退は、極めて憂慮すべき状況にある。

われわれは本日ここに凍霜害対策全国代表者会議を開催し、総意を以て、国会並に政府に対し、かかる事態の重大性を的確に把握し、速かに左記の如き対策の樹立実行方を強く要請するものである。

〔記〕

一、営農資金の特別融通

1. 被害農家に対する営農資金の特別融通並に利子補給
2. 二十八年度災害による営農資金の償還延期並に利子補給
3. 農業手形、桑園手形の利子補給と延納指置

二、共済金の即時仮払実施

三、速効性窒素肥料の無償交付

四、病虫害防除薬剤の無償交付

五、掃立不能蚕種代金、夏秋蚕種購入の助成

六、転作のための種苗購入費の助成

七、被害農家に対する課税の減免

八、被害町村への平衡交付金の増額

九、その他二十八年災害に対する救済措置の適用
十、凍霜害防除のための予報制度等恒久対策の確立
昭和二十九年五月十九日

中央農業会議
農業協同組合連合会　全国養蚕販売農業協同組合連合会　全国指導農業協同組合連合会　全国農業共済組合　全国販売農業協同組合連合会　全国農業委員会協議会

農業、農民諸団体の連続的な要請運動に対し、政府、各政党も凶作対策の必要を認め、臨時国会において「昭和二九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法」が可決された。この法律によつて、台風、凍霜害等の自然災害による農作物の減収が三〇%以上におよぶばあいにおいてで、かつその減収による損失額が平均総収入の一〇%以上におよぶばあいにおいてである。しかしこの法律の適用をうけるばあいにおいても、被害程度の認定や融資額をめぐつて問題があり、農民運動の対象となる。つぎに一九五三年の大凶作と、その被害農家に対する融資をめぐる本年度の農民運動を見よう。

第二節　営農資金獲得闘争

一九五三年の大凶作をきつかけとする営農資金闘争は、同年末より本年初めにかけてたかわれたが、効果的な大衆闘争が全国的に展開されるに至らなかつた。まず長野県上伊那、諏訪地方を実地調査して融資状態を記述している「農村問題資料月報」（一九五四年一二月号）の記事によつて、町村における営農資金融資状況をみておこう。

(1)　一般に保守勢力の強い村では、階級的な差別がはつきりとあらわれていた。営農資金をもつとも必要とする貧農層には、融資しないか低額であり、上層農家は必要以上に融資を受けていた。甚しい例は、諏訪の某村では、日農組織が殆んど崩壊状態であつたが、ボスが専断的に融資割当を決定し上層農家は五万円以上の融資を受けたばかりでなく、それを高利で貧農層に貸付けていた。

(2)　農協は、自己の整備に主力を置き、融資対象は返済能力確実な上層農家のみに限定したり、農協に対する借金を天引きし、証書だけを渡したり、営農資金の目的をすりかえていた。これは特に全国的に共通の傾向である。

(3)　これは極端な例であるが、同村に交付された融資を、総額を個々の農家に融資せず、乳価の昂騰から酪農熱のさかんな時であつたので、一頭二十五万円以上で一括して乳牛を導入して問題を起していた。

(4)　一方農民組合支部の強力なN村では、貧農および、被害程度に準じて重く配分し、比較的余裕のある農家には配分しないかあるいは少額にとどめ、かつ、農協側の反対を押し切つて総額を現金で交付した。

(5)　総括的にいいうることは、階級的な農民組織の強弱によつて配分や融資方法の合理、非合理の差のみられたことである。

そのほか、各県にみられた傾向としては、農協が組合員以外の農民や、米の供出登録をしていない者などに、融資を拒否する傾向があり、ことに、転落農家などに対しては、農民組織の力なくしては充分な融資が行われなかつたとみることができる。

営農資金闘争は、全国で部分的にたたかわれはしたが、全県的な統一的運動に発展したものはなかつた。営農資金闘争が地域的では

あるが広汎な農民運動としておこされ、融資割当の増額をかちとつたものは茨城県の常東農民組織総協議会であつた。以下「常東農民新聞」、「農村問題資料月報」（五四・一二第一巻第八号）によりつつ、この運動経過をみよう。

「救農臨時国会」において営農資金融資に関する法令がきまつたのち、常東本部は次の運動方針を決定した。

㈠「金融措置」に対する申込をだす運動を農民の中から起し、「営農資金獲得同盟」をつくる。町村長に対し申込書を一括提出し申込者の資格を全て認定することを要求する活動をおこさねばならぬ。

㈡町村議会に申込みを同意させる運動をおこす。

㈢この融資については将来棒引きさせる運動を起す必要があり、できるかぎり多くの農民が申込みを行うよう運動する。

五四年一月一日、鉾田町で営農資金獲得同盟代表者会議が開かれ県信連、県当局に対する運動方針が決定された。すなはち、

㈠、当面各町村営農資金同盟単位の個別的運動として連続的に行う。「資金の枠を拡大しろ」という一般的要求ではなく、「私の村の要求額の全額貸付を認めろ」と具体的要求運動とし、下からの完全な農民の運動とする。

㈡、町村ごとの個別的要求をそのままつづけるか、要求の統一を行うかは、運動の過程で、相手の出方その他の諸事情を検討してきめる。

㈢、相手の最弱点・県信連を主たる攻撃目標として突破口をつくる。

㈣、交渉運動の作戦は常東本部の指揮の下に統制員をもつて、一日一町村の割で行う。

㈤、県との交渉には町村長、農協長らも同道するが、交渉主体はあくまで「資金同盟」である。大衆交渉は背後に秘められた農民ストより、基本的武器は背後に秘められた農民ストる行政断交、税金不納、単協の県信連脱退による農協の機能停止等）である。

二月四日第三回中執委では更に「基本作戦」として、㈠現在は県当局を孤立化させる段階である、㈡五〇―一〇〇町村の交渉がすんだ時県に対する包囲戦をはじめ、この段階で労働者の強力な応援基本的にはストライキによる実質的な労農提携を実現する、㈢本部の一元的指導統制の下に作戦をすすめる等が決定された。

町村における動きは、すでに年末から始まり、一二月九日には行方郡大生原村の各部落の営農資金獲得同盟が結集し、㈠零細農にも融資を行うこと、㈡申込金額を認めること、㈢肥料農機具の現物支給にせず、現金融資すること、㈣村民税、強制貯金その他の引去りをしないこと、等を村長、地方事務所長に申入れた。かくてつぎつぎと各町村に同様の要求運動が起されていつた。そして一月一六日に至つて県当局との交渉に移行した。

行方郡武田村の資金獲得同盟員六〇名は、村長らを同道、県信連に対し四千二百万円の申込み全額を融資せよと要求、数時間の大衆交渉ののち、その要求実現に努力する旨の文書を受取つた。翌日は同様の交渉を津澄村同盟員が行い、つぎつぎと波状的に攻撃した。八代村同盟はついに県信連会長に、申込額が政令にもとずく正当な要求であることを認めさせ、その融資に努力するむね確約をとり、県農林部長も同盟あてに、茨城県の営農資金の融資額を拡大することに努力する等の確約をなすに至つた。融資枠の拡大が実現すれば、これに対する利子補給を政府に認めさすことにより、農民の申込額が相当程度満たされるわけであり、ここに突破口が開かれた。一月一八日県信連理事会は同盟員立会のもとに開かれ、県信連と同

盟の協定が正式のものとして確認された。その後も二月二五日まで連日六〇名ないし一〇〇名の同盟員が県、県議会、県信連に大衆交渉し、五都六三町村約三、〇〇〇名がその交渉に動員された。これに対し県当局は一月末より逆攻勢に転じ、営農資金の枠外融資に対する利子補給、損失補償はしない旨の文書を発表した。

二月六日には日農（統一派）常総同盟の営農資金獲得同盟、未墾地解放同盟の農民三百名は県当局、県信連に対し、最高一五万円の貸付、利子補給措置をとれと要求した。

常東総協は三日招集の県会を目標に、県労連に労農共闘を申入れた、県下の資金申込総額三八億円に対し、これまでの成果として政府枠内一五億円、県独自の融資五億円、農業手形一二億円、農協への一般融資五億円という見透しがつけられた。かくて運動は、最後の段階として農林中金に対する余裕金貸出し要求と、県に対する利子補給、損失補償の要求に移つた。二月二四日、一五〇名の同盟員は東京の農林中央金庫に大衆動員をかけ、一〇億円の融資を迫つたが、月末に至つて拒否の回答があつた。三月三日県信連会長ほか役員三名は、農中金の拒否により営農資金枠拡大が困難になつたことに責任を感じ辞職する決意を表明した。八日同盟員と県農林部長との交渉には武装警官の出動を見るに至り、運動は重大段階に入つたが、この間農中金と県当局、信連の内部交渉があり、三月一三日常東代表と県信連との交渉の結果、信連独自の資金計画に関する協定が結ばれ、闘争は終結した。この運動の成果は営農資金一六億円（県当局の当初予定一〇億円）、農業手形一三億五千万円（昨年八億二千万円）、煙草手形三億円（昨年四千八百万円）、農協事業資金四億一千五百万円（昨年二億五千万円）であり、営農資金要求の大半が実現された。

第四章　土地闘争・軍事基地反対闘争

第一節　土地をめぐる諸問題

本年度の土地をめぐる諸問題は、種々の面で農業と農民生活に深刻な脅威をあたえている。すなわち、第一に演習地、飛行場、ダム建設等にともなう土地の接収であり、第二に地主の土地取上げ、農民の土地売り等による農民の土地喪失であり、第三に、小作料改訂をもくろむ保守勢力、旧地主の抬頭、地主団体の結成とその動きである。第一の軍事目的のための土地取上げは、広大な山林原野耕地をうばい去るもので、その主体は占領軍、保安隊（自衛隊）、直接の執行者としての政府、日米合同委員会である（この土地接収の機構については本年鑑第二七集五六三ページ参照）。本年度も前年にひきつづき各地で接収がおこなわれ、またはおこなわれようとして、これに対しては接収反対の激しい闘争が行われた所もあり、あるいは容易に接収されたばあいもある。運動の結果を見ると、昨年度の内灘をはじめとする各地のはげしい国民的反対運動によつて、浅間、妙義のように遂に接収を断念せしめた所もあり、多くの箇所において、なお頑強な反対闘争が行われつつある。

第二の、農民の土地喪失については、問題がきわめて複雑である。地主の土地取上げは、地主の自家農業経営の拡大を理由とするものや、小作地の買取り強要に小作人が従わないこと、ヤミ小作料強要に小作人が従わないこと、その他種々の理由にもとずいているが、いづれも違法のものが少くなく、また旧地主勢力復活の勢に乗

じているものが多いことは否定できない。しかしこれらの増加しつつある土地取上げをもって、直ちに寄生地主化の進展と見ることはできない。なぜなら、これらの「地主」の多くは、実質的には二、三反あるいはせいぜい六、七反の貸付地をもつ農民であり、その貸付地より上る小作料収入はほとんど全部は固定資産税として国家の収納するところとなるからである。したがつて、土地取上げに対する斗争はきわめて微妙な問題をふくむわけであり、具体的事情をわきまえずに、土地取上げに対して、すべての「地主」を敵にまわして斗うだけでは農民相互を対立させ、農民戦線を分裂させることになる。この点は戦後の土地取上げについて一貫した事実なのであるが、たとえば日農などの農民組織はようやくこの問題を、苦しい実践を通じて認識しはじめた。日農統一派の本年度運動方針の中で、つぎのように規定されたことは、じつに大きな進歩である。

第七回大会でわれわれは貧農を主体とする反封建闘争を基礎とし、これを全農民的な反帝闘争とむすびつけてたたかいをすすめることを根本方針とし、いままでの闘いの経験を通してつぎの諸点が具体的にきめた。

いま地主とよばれる者のうちには二種類ある。一つは名実ともにアメリカに従属して利益をえている半封建的寄生地主で、完全に敵として扱うべきである。他の一つは保有小作地をもっているが、完全な寄生地主ではない。後者は小地主で、必らずしも敵としてあつかうべきではなく、前者の寄生地主は山林、未墾地等の大土地所有者、あるいは不当小作料をとるとか、高利貸をやるとか、小作人を安く働かせて農業を経営するなど、いろいろなかたちの半封建的搾取を主要な源泉として、寄生的生活をしているもので、その数は三、四万人とみられる。……農民の当然の権利をまもるために、小地主の土地取上げ、不当小作料等にたいしては、当然たたかうべきであるが、農業と生活を破壊し、農民を苦しめている根源は、アメリカと吉田であるから、そのために苦しめられている小地主の生活の要求をも支持し、共同の敵にたいして闘うべきであつた。この政策の不明確さは、より多数の農民を統一し団結させることをはばんだ。（日農統一派総本部「統一と団結の道」一九五四年度運動方針二〇―二一ページ）。

しかし農民の土地喪失について最大の問題は、税金、低米価、シェーレ、災害等により農民が窮乏化し、その結果としてやむなく土地を売り放すということである。したがつて、土地闘争は、たんに地主の土地取上げに対する反対にとどまらず、すすんで未墾地解放をもとめ、また地主の土地取上げを認めている農地法（第二〇条）やそれを認可する農業委員会に対する闘争にまで拡大されざるをえない。それはまた、農民を窮乏化さす低米価、シェーレに対する闘争につらなり、災害、営農資金をめぐる運動につらなるものである。

（注）　農地法の成立過程――国会本会議および農林委員会における討論の詳細については、農林省「昭和二七・二八年農地年報」（農地局農地課一九五〇年三月刊）二一七ページ以下を参照。なお国会において社会党左派議員は、農地法には「地主的土地所有制度への復元の余地が与えられている」点を強調し、また共産党議員はそれが「零細農民に対する露骨な圧迫」「買収済みの開墾可能地の旧地主に対する返還」「地主の土地取上げを可能にするような、あいまいな条項の採用」等の諸点を指摘し、同法に反対した（前掲資料二二四ページ）。

土地闘争は地主の土地取上げに対する闘争と同時に、水利を支配する部落のボス、地主、上層農家に対する闘争、山林原野の地主的独占に対する闘争である。今年度は、小作契約の改訂期に当り、激

増する土地取上げをめぐる闘争と同時に、この未墾地解放、部落ヒエラルヒーに対する闘争も行われた。

第三の、小作料改訂と地主団体の強化の問題は、寄生地主的土地所有の新たなる形成を目指すものとして本年度は特に重大化した。小作料は現在でもとくに山間の遅れた農村においてヤミ小作料として、公定の数倍におよぶもの、また現物、労働形態のものが、たとえ全体的にみれば僅少なものにしろ、すでに行われている。とくに固定資産税の釣上げを機に、公定小作料以上のヤミ小作が当然のこととして地主により要求されようとしている。近くまた農地法第二一条によつて最高小作料の決定が行われようとしており、農林省はその準備として全国的な土地等級調査を実施中で、機会をみて反当二千円前後の小作料を決定する意向のあることが、しだいに明らかとなつてきた。

この小作料改訂を企図する動きは、国会における保守系一部議員、山林大地主、ならびに彼らの団体たる全国農政連盟等々である。全国農政連盟は一九五二年四月、広島県世羅郡吉川村の地主古本滝夫氏を中心に結成された「日本地主連盟」の後身で「いまでは全国に六万人の正会員、四万人の予備会員をもち……二二県の代表四二名を常任理事として、機関紙『農政新聞』を発行している」（日農主体性派総本部「農民」一九五四・三・二〇第一七号三ページ）地主の全国的組織である。連盟の主張と要求は、後掲の「請願」にも明らかな通り、農地改革による地主の犠牲を国家は価格補償すべし、不在地主や神社仏閣の所有地の一部を原所有者に返還すべし、「適正」なる小作料を設定すべし等である。

つぎに全国農政連盟の「請願」全文をかかげる。

（農地改革による犠牲者救済と農村再建に関する請願）

万民平等と民主政治の確立という偉大な目的を以て遂行された農地改革は善良有為な多数農民を犠牲とし幾多の悲惨事と弊風を残したことは吾人のまことに遺憾に堪えないところである。故にこの過誤を是正する適策を樹立し、経済的精神的死線を彷徨する旧小地主を救済するにあらずんば、明朗にして堅実なる農村社会の建設は期しがたいと確信する。

左に要旨を披瀝して検討を仰ぎ、誠意を以て速かに公正妥当なる方途を講ぜられんことを、関係者連署して請願する次第である。

請願の要旨並びに理由

△価格の補償について

一、強制買収による農地の対価は不当であるから、之を再評価して適正価格とし其の差額を国家が補償することを要求する。

（理由）

1　当時の評価は農地売買の慣習と所有者の人権を無視して偏見と強制とによつて一方的に定めたもので妥当でない。

2　従来の習慣よりすれば中位田地一反歩の価格は中米十五石内外であるから、これを生産者価格で換算すべきである。

3　評価の基準を昭和二十年におき、対価の支払は二十三年乃至二十五年であつた。その間の諸物価の急騰を考慮していない。これは支払期日にスライドするのが当然である。

4　耕作者が離作する場合にはこれに対する補償がない。単に土地価格政府買収価格には所有権に対する補償がない。単に土地価格のみである。

5　以上の如く政府買収価格は解放者の生存権を全く考慮していない。

△農地法の改廃について

二、現行法は農地の零細且つ固定化を強制するものであるからこ

れを適正規模の範囲において自由且つ弾力ある如く改正すべきである。

（理由）

農民は常に適正規模の拡大を理想として勤勉貯蓄に精励するので、ここに真の増産ができ、又、堅実な自作農創設が可能となる。現行法はこの農民の理想を認めず、単に土地を与えたのみで発展の道を与えず農奴となることを強制している。いつたい、他の職業にかような例があり得るだろうか。総て能力に応じ努力にこたえ、発展向上の均等なる機会を与えているではないか。農民にのみこの権利を束縛することは不合理であり人権じゆうりんである。

三、創設農地の転売又は農地以外のものにすることは今後二十年間原則として出来ないこととし且つ、また、耕作不能に立ち至つた場合は原所有者に返還するよう改正すべきである。

（理由）

創設農地は自作農創設のために所有者の承諾有無に拘らず強制によつて買収し最低価格で売渡したもので、爾来僅か数年を経た今日、転売地目変更で反当数万乃至数十万円の利益を得しめる如き極めて不当であつて、道義的責任からも自作農創設の本義からも許すべからざる罪悪である。特に農地法第十条の価格差を政府の収入とするに至つては旧小作者と政府とは共謀して暴利を得るために奨励していると評されても弁明の余地はないと思う。斯様な一貫法のない勝手主義は農民に対する侮辱であり道義昂揚の所以でない。当局は速かに法の根本精神に立脚した法たらしめるべきである。

四、三反歩未満（北海道二町歩）の零細農民としての平等なる権利を与えるよう改正すべきである。

（理由）

零細農の多くは農地改革の所産であり、この中にも農業を専業とする又は将来専業を志す多数の有能者がいる。これを見捨て農政の対象としないのは言語道断というべきである。

五、未開墾地買収の適正を期し既に買収した該地も速かに調査し不適格地及び開拓の見込なきものは原所有者に返還するよう要求する。

（理由）

無計画に実施した未墾地買収が如何に国土を荒廃せしめたか一目瞭然である。この損失と国費投資の合計から現在挙げつつある収益乃至将来確実に見込まれる利益の合計を差引いた答は如何に馬鹿げた国家の施策であるかを了解するであろう。入植者の総ては無一物且つ農業には全くの無経験者が多い。これで成果を挙げ得ると考えたのは机上の空論である。入植者は日々の生存に汲々として開拓に従事する暇はない。僅かな餌にかりたてられた人こそ迷惑ではないか。無理に森林を伐採して開拓しなくても増産の方法は他にある。引揚者等職なき者のために職を与えるにも至難な開拓事業の外に適業がある。吾人は森林擁護、国費濫用防止、入植者庇護の諸点から、適策樹立を要求する。

六、適正なる小作料の設定を要求する。

（理由）

現行小作料が如何に不当なものであるかは、今さら説明を要しないほど周知の事実である。良識ある小作人はよく諒解するところであり、これが高すぎるとの主張をなす如きは常規を逸しているというも過言ではない。

△其の他について

七、不在地主の農地並びに施設を一物も余すところなく買収したことは適策でない。墳墓を守り郷土を表示するに足る農地及び施設の最小限度は速やかに原所有者に返還するよう要求する。
（理由）
不在地主は農地改革当時たまたま郷里を離れていたため常に心の糧としていたが家我が家敷さては農地等、総べて一瞬にして奪われるの憂目を見た。そもそも郷土の概念は前述の心の糧としての具体的要素によつて意味づけられ、且つそれは常に自己の生活内容のどこかに生きて居るもので物質以上である。これを奪われたことは結局、故郷を奪われたことになり、何物によつても償い得ない大犠牲である。この打撃によつて不在地主は今日まで生きて来たが、今後又如何に生きようとするか。その思想的動向を推察して憂慮に堪えないものがある。特にこれに該当する多くの者はあるいは教育者あるいは警官あるいは官公吏等有識有能の士であることを考えるとなお更であり、特に善処を要望する所以である。
八、神社寺院等苟もたことは適策でない。之は総て元に復すべきことを要求する。
（理由）
かような買収をしたことは日本の歴史を汚損し国民性を顧みない他国の政治であつて日本国民の忍び得ないことと考える。

昭和二十八年十二月十日

右請願代理人
東京都新宿区市ヶ谷甲良町四〇
全国農政連盟理事長　古本　滝夫

議院議長　殿

なお、その他の地主団体は次の如くである。

○国家基本確立期成会……北海道十勝の「失地回復期成同盟」と北見の「北海道開拓者連合会」が合同したもので、会員四、〇〇〇人と称する。
○富山県農地解放者更生連盟……会員約八、〇〇〇名と称する団体で、一九五三年一二月の大会に地主二五〇名参集。
○佐賀県解放農地国家補償期成同盟……五三年三月佐賀市公会堂に約八〇〇名の旧地主参集、目標は買収地価格の追加払い等公称会員三、〇〇〇名。
○滋賀県農地連盟……五三年八月大津市の地主大会において結成農地法の改正が目標。
○青森県地主団体連合
○茨城県山林協会……会員八〇名。
○愛知県宝飯親和会
○埼玉県民有同志会
（以上の地主団体については前掲「農民」第一七号による）
○大分県農村振興連盟……一九五四年五月末、県下の軍人恩給連盟、畜産協会等を足場に地主の結合をはかり成立、中心人物は元町村会長、山地主、酒屋等で、大会には一二〇名が参集した。大会には自由党元代議士、右社元県連会長等が列席、適正小作料、保有地価格補償、農民養老年金制の創設等を決議した。全国農政連盟に加盟。
（以上日農統一派総本部「農民運動資料」一九五四・八第六三

号による）

軍事目的のための土地接収　軍事目的のための土地接収は執拗に強行されようとしている。たとえば本年二月には農林省農地局は保安隊よりの新規要求として次の諸地区を指示している。

北海道旭川　近文台地区

九州吉松演習場用地（宮崎鹿児島県境で、吉松、真幸、加久藤等の開拓地が含まれる）

四国小野演習場用地（愛媛県温泉郡小野村、北吉井村）

北陸金沢市野々沢演習場用地

なおこの外、茨城県土浦地区、長野県有明原、岩手県岩木山麓、新潟県関山、佐渡、石川県三小牛、神奈川県不闘入、大分県大分市鶴崎市等各地が候補地としてあげられ、また現に折衝継続中であり現地農民、開拓民の動揺をよびおこした。

全国開拓者連盟常任委員会では二月一四日接収問題対策協議会をひらき、食糧増産を圧殺する土地接収には絶対反対する態度を決定また個々の現地折衝は行わず、主務官庁に対する中央折衝で接収拒否を貫徹するとの運動方針を再確認した。

しかし本年七月、軍機構の整備拡充があり、陸海空三軍を備えて防衛庁が出来ると共に、軍用地のための接収は更に一段と大きくなつた。すなはち同月一二日、防衛庁は農林省に対し岩手山麓地帯（二、六六七町歩）を演習場に、千葉市若松町下志津地区（一四万坪）を飛行学校敷地として、それぞれ接収したい旨正式に要求した。これに対し七月二一日千葉市において農民大会が開かれ、接収反対運動が展開された（詳細後記）

本年度における軍事目的のための土地接収は、保安隊（自衛隊）だけでなく、米軍によつても行われている。たとえば仙台キャンプ（川内）山の後方青葉山地区では、終戦後入植した開拓団が営農中米軍によつて開拓地の拡張を禁じられてきたのであるが、八月五日キャンプ司令官ニール・スポールセン大佐から宮城県知事にあてた同地区開拓民の立退き命令が伝達された。これに対し青葉山地区の農民は次の嘆願書をたずさえ上京、関係方面に陳情した。なおこの地区は、防衛庁より大蔵省に対し「米軍の使用解除後は自衛隊にひきつがれたし」と申出ている（「開拓農民新聞」五四・九・一第八四号）といわれ、営農継続、接収解除には大きな困難が予想されている。

（嘆願書）

私共三十二名は、昭和二十一年三月以来仙台市内青葉山開拓地に入植、今日に至つたものでありますが、入植当時の計画は耕地一町八反歩、附帯地二町歩を以つて、酪農を取り入れた都市近郊農業を目途としたものでありましたが、昭和二十二年進駐軍よりの指令で耕作は既耕地一戸平均六反歩余に限定されたのでやむなく農業収入により生活費の一部を補い、辛うじて最低の生活を続けなければならぬ窮状に陥つたので、しばしば当局にそのちゆう状を訴え、安んじて営農に従事できるよう適正規模の土地解放を要望し続けたのであります。

本春来この事に関し明るい情報等も入りましたので、更に県に通じ陳情致したところ、今回以外にも右解放は許可しないばかりでなく、開拓者の全部を現地より退去せしむる意向のあることを明らかにされたので、私共一同はがく然全く為す所を知らない有様であります。

私共の殆ど全部は戦争犠牲者で外地から追われ、終戦直後この地に安住の地を求め政府の指示により入植したのであります。そして厳しい社会情勢下に而も進駐軍よりの種々の制約を受けながら辛酸をなめいばらを拓いて漸く今日の基礎をきずいたのであり

ます。然るに今回又々この地を退去するよう要求されたことは私共百七十名が死の宣告を受けたと同様であります。

私共だけが何故かくまで国の犠牲を背負わねばならぬのでしょうか。私共は最早や新らしい土地を求めて開拓するには余りにも年を加えており、扶養家族も増え、生活は未だに安定しておりません。私共はこれからどうすればよいというのでしょうか。賢明なる御当局におかれては、私共の気持、立場を充分了解して頂けることと思います。

ついてはこれを契機として是非根本的な解決として私共が真に政府の期待する開拓者として営農に精進できるよう、この上とも御尽力をお願いする次第であります。

右全員連署の上嘆願いたします。

昭和二十九年八月十五日

三十二名連署

第二節　土地闘争・接収反対闘争の展開

日農統一派第八回大会における土地問題討議の中より、主要な土地闘争事例をひろいあげると次のようなものがある（以下「農民運動資料」一九五四・一〇第六四号による）

愛知……都市計画による一〇町歩の区画整理地の補償金要求闘争。坪一万円要求貫徹。

新潟……地主が反当一〇万円——二〇万円の売渡しを行おうとしているので、小作人組合を作ってこれを拒否している。

福島……学校敷地のための六、〇〇〇坪の土地取上げに対し、関係者自作五名、小作一名は、村当局の坪五〇〇円買上げ案を拒否、村長と交渉し、坪一、〇〇〇円反当三〇万円の補償を認めさせた。小作人は坪五〇〇円の離作料を要求し、六畝につき九万円を獲得した。

神奈川……昨年夏、日大が七四戸の小作農に貸していた一六町歩の土地取上げを強行せんとし、これに対し日農組織のある部落では半分確保、半分返還、組織のない部落では三〇％確保に終った。

元海軍飛行場で、現在保安隊米軍の演習地を五一年より約三町歩実力開墾したが、目下国より立退きを請求され闘争中。

茨城……住吉、勝田に飛行場のための土地取上げ（一、二〇〇町歩）問題が起つている。法廷闘争でたたかう方針である。自由労組の援助で出来た振興会は労農同盟の端緒的形態である。

群馬……浅間山米軍演習地接収問題では労働者と農民が反対して闘争中。

大体、以上が闘争事例として報告されたうち主要なものであるが地主の土地取上げが瀕発していても、それは一件毎にみると零細な二、三反の土地であり、関係小作人も二人または三人という少数であるため、土地をめぐる大衆闘争には発展していないのが実情であある。農民組織の態勢も十分にこれをとりあげるまでには至つていない。「全国的に重要な土地取り上げに対する闘争はどうして発展しないのか」との日農本部側の疑問提起に対しても、十分な解答はなされていない。

つぎに日農統一派の指導した土地闘争の中でも成功した事例とされる長野県南佐久郡の土地管理組合の運動をみよう（以下河合常任の報告から）。

長野南佐久の土地管理組合　長野県栄村では、一九四九年小作料一括納入、土地取上げ防止、耕地の共同管理、蔭樹切り等を目的とする土地管理組合を結成、参加者一二〇戸。土管は四件の土地取上

げを解決し、蔭樹切り委員会を作つて蔭樹切りを行い、また小作契約は二〇年期限の文書契約とし、小作料は一括納入している。一九五〇年には税務署と税金について団交し、また労務組合をつくつた。しかし欠陥としては組織小作農が現在七〇戸（全農家七〇〇戸）の少数で、ヤミ小作料は依然残つている。貧農の結集は不十分で土管の組織拡大は熱心にとり上げられてない。日農はつぶれたので土管は独立組織の形となつていた。現在旧日農組合員で日農支部を再建したが、土管と日農との関係は明確でない。なお労務組合は八〇名で五三年末組織、村の工事を請負い日当三百円を支払わせたが現在は解散状態。

桜井村では一五〇戸の農民組合があり、その下に土管部がある。一二〇戸の小作人全部が参加し、小作地の共同管理をなし、小作料一括払いを行つている。地主保有地は山寄りの悪い土地で、しかも土地取上げはできず、旧小作人が地主に頭が上らぬということはない（日農統一派「農民運動資料」一九五四・八第六三号一―四ページによる）。

つぎに日農主体性派の動きをみると、福島県三潴郡大溝村では地主組合が結成されて五四年一〇月二五日現在で一五〇件の土地取上げ申請が農委に提出されているので、これに対抗して一〇月二三日大溝村小作人組合がつくられ、一二月初め農業防衛、土地取上げ反対の農民大会が行われた。

南犬飼村の山林解放闘争　日農統一派栃木県連の南犬飼支部では五二年以来次三男同盟をつくつて山林解放闘争をつづけてきたが、その後同盟は解散状態となつた。三年前獲得した四〇町歩の山は日農組合員だけに分配したが現在村は日農と保守勢力の愛村同志会に二分されている。日農は同志会傘下の貧農をもふくめた全村的山林解放運動を起した。次にその経過をみよう。

三月三一日二五〇名（内日農二〇〇名、同志会五〇名）より提出された未墾地解放申請が村農委にかけられ次のようにきまつた。

(一)　三ヵ月以内に総合計画を立て、その中で未墾地解放申請を解決する。

(二)　三ヵ月以内にできない時は申請を承認する旨が報告され、

(三)　自家開墾に対しては警告を発する。

六月二四日村農委が開かれ、総合計画の立たない旨が報告され、農委の辞職か申請の承認かで日農、同志会両派の激論となり、意見の一致をみずに紛糾、七月四日農委の全員協議会が召集された。同志会側の農委の一部が辞任し、日農は農委の多数をにぎることに成功した。七月七日には未墾地解放農民大会が開かれ、日農の農委正副会長により問題を処理することが決議された。しかるに口頭による農委の辞任は無効なりとの県当局の意向表明により、先に辞任したものとされた委員は依然としてその職にあるものとの解釈が同志会側により主張されたが、この県当局の見解は日農の抗議により取消された。

かくて七月一一日、日農側委員四名による農委が開かれ、先の申請の認可、二〇〇町歩の未墾地解放を決定した。

しかし七月一六日の農委選挙には日農側は一、三六五票に対し同志会は一、六六五票と、日農の敗退に終つた。新農業委員会で同志会側より先に決定した未墾地解放は無効なり、との動議が提出されたが否定され、結局県農委で問題とされることになつた（前掲「農民運動資料」第六三号九ページ以下参照）。

茨城県勝田町未墾地解放闘争　勝田町は水戸市に隣接する町で、日立製作所が農村地帯につくつた小都市である。一九三九年に水戸工場設置のため農民は土地を取上げられ、戦後農地改革で耕地三〇町、山林五四〇町が解放された。日立製作所は戦後急激に経営を縮

少し、一時は一万名の労働者を数えた水戸工場は三千名に、七千六百を数えた傍系会社日立工機は千三百人に減少し、一時に一万人近い失業者が出た。朝鮮動乱後、町には保安隊が招致され、また戦前陸軍の水戸飛行場（現在占領軍使用中）に航空自衛隊を誘致しようとの計画が、町会議長を中心に町当局によつてすすめられている。以下日農統一派機関紙「農民運動資料」第六五号（一九五五年一月）によつて、この勝田町における未墾地解放闘争の経過を記述しよう。

戦後工場から排出された多数の失業者や農家の次三男は日立製作所や自衛隊または県町の都市計画にもとずく失対事業に雇われている。とくに日立は社外工として、土建業者を通じて彼らを多く使用しているので、何とかして安定した職業か土地を得たいとのぞんでいる。これらの失対事業日雇や社外工は日賃銀も就業日数も少ない一九五〇年七月レッド・パージで日立を整理された労働者を中心に失対事業現場に自由労組がつくられたが、五三年七月には自労の中で開墾入植希望者一三人が集り、四〇町歩の解放計画を作り、労働省に交渉したが失敗した。しかし八月下旬には土地を求める貧農の要求がこれに合流し、同九月には七支部八〇名の親交会が生れた。これが五四年初めには更に成長して一二〇名を越える会員を擁するに致つた。

九月二三日親交会は同町外野部落の山林一六〇町歩の解放指定を町農業委員会に申請した。この部落の山林は四〇町歩をもつ町会議長と、一三町歩をもつ山林地主のほかは、大部分二町以下の零細な農民的所有者によつて所有されていた。この親交会の解放申請に応じて他の二部落の農民も申請書を農委に提出した。

さて右の解放要求に対し町農委側は専門委員会による調査を始めることに決定したが、一向に進捗せず、五四年三月に至つて漸く七〇町歩解放案がまとまつた。しかしこれも地主側の圧力で公表されず、四月末に外野部落八二町歩中一〇町歩だけ、それも入植を許さずに増反だけ許可するとの決定が公表された。これに対し、この解放闘争の中心的働き手である自労の組合員は年末闘争、組合大会等のために計画的な未墾地解放闘争の体制が確立できず、他方親交会に対する警察の妨害（駐在の戸別訪問）によつて農民の結合がくずされて行つた。そしてこの間、町会議長を中心に外野部落の山林を自衛隊に売却する計画がすすめられた。「本年一月一五日、木村保安庁長官が勝田町に来たとき自由党の塚原代議士や永井県議のとりもちでこの話がもち出されたのであつた。彼等は下からの農民運動の昂揚に対し、再軍備の勢力吉田政府の売国政策に身をまかせ、町を軍都にし、地価をつり上げ、土地を売りにげすることによつてのみわずかに自分の利益を守ろうとしたのである。」（同上二九ページ）。かくて七月一五日には自衛隊との仮調印がおわつた。この時日立労組、日本工機労組、国鉄労組、全専売、茨城交通労組等を中心とする演習地反対期成同盟や河北農民同盟、親交会等の反対闘争が始まり、又他方、小地主達は換地に関する町会議長の態度に不満を感じ、対立が表面化した。親交会は日農第八回大会で決定された方針にもとずき、大山林地主＝買弁勢力と小地主とを区別し、前者を主要な敵として攻撃した。この闘争と日立労組を中心とする反対期成同盟の活動等で、小地主が町会議長と対立しはじめたのである。

ところが、六月頃親交会の一支部一四名より「組合長が共産党員だから取れるものもとれない」との理由で脱退を申込んできた。さらに河北農民同盟支部を作ろうとする農民達の動きと合流して親交会員中八〇名の農民が脱会して勝田農民組合がつくられ、ここに一時は一二四名を数えた親交会は僅か一四、五名に減少した。前掲「資料」はこの未墾地解放闘争の失敗、組織分裂の原因をつぎのよ

うにのべている。

一、農民の気持は農民でなければ分らないといつたおくれた農民の感情を、そのままの形で受け入れて農民だけの組織をつくろうとした河北農民同盟の農民活動家にみられる古い農民主義の残りカスである。

二、日製労組や日立工機労組などの労働組合との共同闘争が、きわめて不充分にしか展開しなかつたこと。このことは再軍備反対闘争――軍事基地反対闘争が、失業者の職よこせ、貧農の土地よこせという具体的な生活を守る闘争として結びつく要素をたくさんもち、さらに、米日反動の戦争経済に対する国民の生活を守り、生活を向上させていく平和経済闘争の具体的な展開という方向に闘争の芽を発展させていくことができなかつたことである。

三、親交会自身、アカの団体という印象を町民に与え、農民の中に系統的にその組織を拡大していく方向に活動がおこなわれなかつたこと。

四、未墾地解放闘争が親交会の内部の労働者たちの請負う形でおこなわれ、しかも営農資金よこせとか、その他色々な農民の要求を一、二回だけはとりあげて討議して要求をだすが、それつきりになつてしまい、農民自身が闘う方向に指導しなかつたということと、労働者自身が親身になつて農民の要求を聞いて、手のとどくような世話役活動がなされなかつたことである。

五、敵を孤立化させる方向に闘争をもつていくことができなかつたこと。

六、闘争をくむ前に全然調査活動がされていなかつたこと。

このように分裂によつて闘争は極度の困難におち入つたが、その後演習地反対期成同盟の農村工作も少しづつ進み、親交会と勝田農民組合の共同行動による演習地反対署名運動も千百票の署名を得るなど、わずかながら前進している。他方また、外野部落八二町歩中五一町を自衛隊にとられ、残る三一町歩を小地主と親交会、農民組合と争うことになれば未墾地解放闘争は完敗になるわけである。いずれにしろ、勝田町の闘争は労農同盟の進め方について「貴重な教訓」をなすものである。

茨城県野田奈川千拓地解放闘争　茨城県稲敷郡浮島村野田奈川千拓地一七〇町歩の解放について、二四〇名の千拓農民は買収期成同盟をつくり、五四年六月より県および農林省当局と交渉をはじめた。七月一日の現地協議会では売渡し価格について結論が得られず同盟委員長、常東総協書記らは上京、農林、建設両省、会計検査院当局と折衝を重ねた。七月六日の協議会では、村長私案として反当三、五〇〇円が提示されたのに対し、免許権者は当初二―三万円を引下げたが一万円案を主張して譲らず遂に物決れとなつた。一一日の第二回協議会では同盟側二、〇〇〇円に対し業者側五、〇〇〇円の意見が対立したまま容易に妥結せず、二〇日の第三回交渉でも免許権者側は五、〇〇〇円案を譲らず、激しい論議が行われた。八月一日村役場における交渉でも容易に業者側は譲歩の色をみせなかつたが、夜に至り遂に、野田奈川の機場、耕地一切をふくめて、反当四、〇〇〇円で農民側に売渡すことに妥結した。なお千拓に要した費用一切は免許権者たる土建業者の負担となり、当初の業者側の提案反当二―三万円が大巾に引き下げられて、千拓同盟の勝利に終つた（「常東農民新聞」一九五四・八・一〇第三号）。

鹿児島県志布志の接収反対運動　鹿児島県噌唹郡志布志町外四ヵ町村にまたがる保安隊演習場一、〇〇〇町歩設置のための土地接収は一九五三年より保安隊と現地農民との間に折衝が行われてきた

が、農民、地元村民は一致してこれに反対し、一〇月には接収反対大会が開かれ、ついに保安隊は本年接収要求を撤回することになつた。(「開拓農民新聞」一九五四・二・一第七七号)。

茨城県土浦地区接収反対運動　茨城県土浦市右籾町第一開拓農協、稲敷郡阿見町阿見開拓農協、東茨城県山根村開拓農協の三地区を、一九五三年一一月より保安隊の演習場、射撃場、飛行場用地として接収するため、隊による意向打診が行われていたが、一二月一二日県開拓者同盟と前記三組合は接収問題打合会を開き、絶対反対の意向を固め対外折衝は全て同盟が行うことに決めた。同盟は現地農民の委任状をとり、県段階と全国段階で接収反対運動を展開することになつた。(同上紙)

千葉市下志津防空学校開設反対闘争　終戦前の下志津飛行学校跡は、戦後国有財産として大蔵省の管理下にあつたが、全面積八五町歩のうち三〇町歩は、一九四六年以来、若松開拓農協、キリスト開拓農協、三愛開拓農協等が開墾営農して来たものである。防衛庁は防空学校敷地としてこの地区一四万坪に建設計画をすすめ、高射砲の操作訓練を行うといわれているが、地元民はこれに対し絶対反対の強硬態度を表明、社会党両派県連、県開拓連、全農県連等はこれを支持、統一行動をもつて、「第二の妙義山事件」になつても反対すると、七月二一日千葉市における防空学校開設反対農民大会のあと地元民各団体代表者は県当局、農林大臣外関係当局に陳情した。

長野有明原接収反対闘争　長野県南安曇郡有明村の開拓地を保安隊の演習場として使用するため、保安庁は本年一月二〇日安達南原開拓組合長を松本部隊に招致し、買収交渉を始めた。村農地委員会は、開拓用地として払下げた土地を農地以外に使うと自作農創設特別措置法に違反するとの見解をとり、買収賛成者に通達を出して警告した。郡青年団連合会も開拓地の接収に反対し、郡婦人団体連合会も同様反対の意思表示をした。同時に日農、国鉄、その他労組も一致して反対運動を展開した。

第五章　農村青年運動

第一節　国際農村青年集会をめぐる動き

国際的反響　一九五三年一二月六日イタリアのセントアルベルト・ラベナ地方の農村青年が発表したアッピール「国際農村青年会議のための全世界の青年諸君に訴える」については、本年鑑(第二七集六三四―五ページ)で記述したが、この訴えは全世界の農村に大きな反響をよびおこした。たとえばイタリアでは同年末、農村青年農業技術者、教育者、スポーツ団体、文化団体等の代表者によつて国際農村青年集会世話人会が構成され、この世話人会は五四年四月デンマークで開かれた国際青年会議第一回国際準備会のために大な努力を払つた。イタリア国内では全国十数ヵ所で農村青年の集会が開かれ、四月には全国的な集会が持たれた。

またインドでは全インド農民組合書記長プラヤダラス氏とアンドラ地方農業労働者連盟委員長モハマダラス氏の連名で青年会議支持の声明が発せられ、カラチ民主学生連合会も同一趣旨の声明を出した。南米グァテマラの労働総連合農民部や、国連学生連盟書記長A・ラウフカン氏等も賛意を表明した。

つぎに四月四日のデンマークにおける準備会の模様を略記しよう。当日ウェンディング・ヴィレジの農業大学に各国農村青年代表が国際青年会議の準備打合せのため集合した。わが国からは全日本

青年婦人会議の山口健二氏、日本文化人会議の芳野圭氏が出席した。この準備会では正式の国際会議を本年一二月に開くことに決定、また「土地、仕事と適当な賃銀の保証、税金、地代の減額、農業労働条件の改善、職業教育の達成、充分な休息、スポーツへの参加、民主的権利の確保、および平和とみなさんの国の独立のために、国際農村青年集会の準備のために団結しよう」との声明書を発表した。この声明はまた、各国農村青年が代表をえらび、集会に代表を送るよう努力されたいと訴えた。

日本における準備活動　わが国の第一回打合会は、五四年三月一八日衆議院議員会館で開かれた。参加団体は、日本青年団協議会（日青協、日農両派青年部、日教組青年部婦人部、電産、社会党左派青年部、日本民主青年団、世界民主青年連盟日本支部、日本文化人会議、全日本青年婦人会議、日中友好協会等で、オブザーバーとして全購連労組、新生活協会等が出席した。この第一回打合会で決定された主要な事項は、㈠　青年集会の趣旨を各組織を通じて徹底させ、自主的な運動としてもりあげること、㈡　五月の日青協全国大会後に全国的な準備会を開くこと等である。

第二回打合会は六月九日衆議院議員会館にひらかれ、出席団体は日青協、日農統一派青年部、日教組青年部、総評、農林省全改良労組、全電線、日本民主青年団、社会主義青年連盟、東京農大自治会等、このほか日農主体性派がオブザーバーとして出席した。ここでは、㈠　現在各地で動いている集会への動きを更に拡大し、七月より三カ月間各地で農村青年の集合をひらくこと、㈡　各地方の動きを全国的に結集し、農村青年の諸要求とそれを実現する団結の方向を導きだす日本農村青年集会を開くこと、等が決定された。

その後青年集会をめぐる各地方農村青年の活動は活潑となり、特に東北、北関東、山陰のような後進的な地方でさかんに集会が開かれ、そこには日農両派の青年活動家や青年団員、婦人会員とが統一的な目標のもとに共同的に活動し、都市農村の労働者もこれを援助した。

第三回準備会は九月二四日衆議院会議室で開かれ、前記諸団体より更に広い組織、階層を代表して七〇数名が出席し、各地の模様が報告された。その報告によると、この運動が各地各部落で種々な形で発展しつつあること、とくに青年婦人の文化的要求をとりあげてゆくと、広汎な青年がこの運動に参加してくること、またこの中で労農学青年の結びつきが強まつてきたこと、労働青年の積極的援助が大きな貢献をしていること等が明らかにされた。以下各地の準備活動の主要なものを摘記しよう。

㈠　宮城　東北大会を前にして、国鉄、全建労、全統計、社会党両派青年部、日農両派青年部などで準備会をひらき、県内九カ所で地区準備会をひらいた。県大会は八月二六日仙台市で四〇〇名の参加者を得て開かれた。

㈡　山形　六月県教組中心に会合がひらかれ、ついで八月一九、二〇日県集会がもたれた。県労働組合評議会も積極的にこの運動を援助した。村では青年団、4Hクラブ、婦人会、青年学級、教組代表などが集まり、託児所、嫁と姑の問題、農作業の問題等日常卑近の諸問題につき話し合いが行われた。

㈢　茨城　東茨城郡では零細農の次三男が土地を求めて集会をひらき、未墾地解放、開拓につき協議し、郡南一町三カ村の未墾地開墾に成功した。

㈣　東北地方　八月二八、九日青森県弘前市で各県代表六百数名出席のもとに東北農村青年集会が開かれた。これには東北以外の北海道、九州の農村労働青年も出席した。会議は、生活改善、平和問題、農村文化問題、次三男対策、再軍備、教育問題から恋愛ス

ポーツの問題まで提出されて自由に討論が交わされた。当日の結論は、(1)　農村青年の苦しみは共通したもので、ラヴェンナの青年の要求は東北青年の要求と一致している。(2)　さらに農村青年の力を結集せねばならぬ。

(五)　長野　一一月八日北安曇郡では第二回準備会を開き、青年団、農協青年部、日農青年部などのほかに、昭電、国鉄、市職、東電等の労組青年も出席し話し合い、下伊那郡では一一月九日飯田公民館の集会に四百人が出席、農民の日常経済問題や青年婦人問題をとりあげ活溌に論議され、日本農村青年集会には三〇名以上の代表を送ることを決議した（「農民新聞」一三二号）。

(六)　茨城　一一月一四日水戸市において「農村青年男女の集い」がひらかれ、各町村青年団、常東総協議会、日農常総同盟、河北農民同盟、未墾地解放同盟などの外、日立製作所、国鉄、教組、全専売等の労組青年約三四〇名が出席し、六つの分科会で未墾地解放、農協民主化、農業技術等について話し合い、今後は各農民団体、労組が統一行動をとつて国際農村青年集会への代表派遣、日常闘争等に努力しようと申合わせた。

第二節　日本農村青年集会と国際農村青年集会

長期間の準備の後、日本農村青年集会は一一月二二日から三日間東京芝公会堂において開催された。参加者は全国各地の農村青年婦人約四百人、まず準備委員長無着成恭氏のあいさつがあつて後報告話し合いに入つた。第二日には、生活をよくするために、農業技術と経営、教育・文化・スポーツ、農村と都市の青年の友情と理解のために等七分科会がひらかれ討論が行われた。第三日には、前日の各分科会の討論の結果をとりまとめ、また国際農村青年集会へ送る代表のために歓送会を開き、たのしい雰囲気のうちに幕をとじた。なお集会できめられた「日本農村青年憲章」をつぎにかかげる。

（日本農村青年憲章草案）

すべての青年は、幸福な生活をきずこうとしています。その要求は仕事と、仕事にたいする正当な賃金です。

土地をまつたくもたない農家の青年や、ほんのわずかしかもたない農村青年男女には、仕事を与え、国有地または未墾地をただでわけ与えるようにすること。国費でひらく開墾、干拓をおこない、分家する青年には十分な土地を与え、生産を上げるに十分な開墾助成金と営農資金資材を与えること。

あらゆる農村青年のために水利および水利の設備が自由に使えるようにすること。農機具を買い、農業施設をあらたにもうける農村青年にたいし、やすい利子で長期の貸付をおこなうこと。そして肥料や種子、家畜、農薬、農機具、電気料金、運賃、および生活必需品のねだんを安くすること。はんたいに、働いても働いても生活することができないような低い農産物価格を再生産を保証する価格にすること。税金を引下げ、所得の少い農家、分家する青年には、自立できるまで税金を免除すること。さしおさえ、公売による強制とりたてはおこなわないこと。部落の賦課金、賦役、あらゆるかたちの強制寄付の廃止、強権供出をやめ、農村青年が食べる米に困らないようにすること。不当な高利の借金、不当な債務の棒びき、または割びき。

風水害、病虫害、その他の災害にたいし、政府や地方財政によつてギセイ者に保護手段をこうじ、一日も早く復旧できるようなあらゆる援助をすること。農業を災害からまもるための治山、治水工事、病害の予防策を完全におこなうこと。

さらに国や大土地所有者の負担によつて、近代的な機具の使用とかんがい、土地改良の施設、新しい農業技術をとりいれ、土地をこやすこと。農村に電気、道路、橋などの建設と修理などの近代化事業をおこない、野良仕事にべんぎをはかること。労災保険と無料の医療保護をうけられるようにするとともに、事故を前もつてふせぐための設備をそなえること。無医村、無灯火村をなくし、村に衛生設備、下水などをつくる。

家や部屋を保障すること。あらゆる農村青年が十分に休息できるようにし、クラブ、図書館、運動場、映画館などの文化、スポーツの施設を農村につくり、農村青年がひろくこれらをたのしめるような時間と金を保障すること。郷土と民族の文化をほりおこし、まもること。だれでもが学校にいき、勉強できるようにすること。そして農業についての学問と技術を身につけられるようにすること。一さいの戦争のための教育と宣伝を禁止すること。

農村青年に市民としての権利と民主的自由を保障すること。封建的な雇傭関係や、身分による差別待遇をなくすこと。青年の自主的な活動への、官僚的な統制と圧迫を排すること。

恋愛や結婚の自由。

部落青年への土地と仕事。結婚と勉学。その他一切の封建的差別をなくすこと。

朝鮮青年への人種的差別をなくすこと。

△小作人の農村青年は、つぎのことを要求します。

土地とりあげ、土地のさしおさえ、売り買いをやめ、政府や農業委員会は、小作人の財産をまもるようにすること。小作料の引上げ、不当な小作料、現物小作料、馬小作、牛小作などの封建的なさくしゆの禁止。災害のときは小作料をへらすこと。農地をとりあげられない長期で確実な小作契約をおこなうこと。小作人は自分のすきな作物を自由に作づけし、とりいれを思うままに処分する権利をもつこと。

△出かせぎ、作男、炭焼き、日やとい、常やとい、季節労働者土木労働者、山林労働者などの農業労働青年は、つぎのことを要求します。

安心して働くことのできる仕事を保障すること。同一労働に同一賃金、最低賃金制度の確立、平均八時間労働にし、時間外労働については、労働青年の自由意志にまかせ、その時間にたいし、特別の賃金をはらうという原則をやとい主に認めさせること。危険作業をやめ、もつと近代的な設備をほどこし、労災保険を必ずつけ、やとい主にまもらせること。

やとい主と平等の立場で、契約と団体協約をむすぶこと。毎年十五日以上の有給休暇、週一回の定休日。

農業労働組合をつくれるようにし、そのための権利を保障すること。手頃な下宿と家を保障すること。同一労働、同一賃金。

△農村の若い婦人は要求します。

婦人におもい労働をさせないこと。家事労働をかるくし、若い婦人にやすむひまを与えること。産婦が産前、産後最低二ケ月休めるような保護の方策と施設、農業労働者の婦人には、最低二ケ月の有給休暇。婦人に男子と同じ人間としての権利と自由。封建的ないつさいの差別をなくすこと。

医療保護と必要な衛生設備、産院、託児所、こどもの遊び場をつくること。

あらゆる強制結婚の廃止。強制労働や人身売買の禁止。

△これらののぞみをかなえるために、農村青年は平和と友情を求めます。

農村青年は平和と友情のなかでのみ、自分たちの生活をよくしてゆくことができることを知つています。それゆえに、幸福というるわしい未来のために、農村青年は国際間の緊張をゆるめるために努力しています。いま、すすめられている原水爆の製造と実験に反対し、その禁止のための国際協定がむすばれることをのぞんでいます。

日本の再軍備と徴兵制度の復活に反対し、軍事基地をてつきよし、平和憲法をまもることをのぞんでいます。

正常な国際関係を一日も早く回復し、アジアをはじめ、どこの国とも仲良くなり農産物をはじめとしたいろいろなものの貿易と交換をさかんにしたいとのぞんでいます。

そして、戦争の準備のためにつかわれているいつさいの富と力を、農業を発展させ、農村青年に土地と仕事としあわせなくらしのためにふりかえるように、のぞんでいることを高らかに宣言します。

国際農村青年集会は一二月九日から一週間、ウィーンにおいて、世界各国の代表三五六名が出席して開かれた。この種の農村青年の世界的会議としては世界で初めてのことである。集会には日本代表一三名が参加した。会議には、各国農業労働者・農民の青年婦人の諸要求が提出され、その実現のための方法、国際的連繋について討論され、つぎのような「憲章」を採択した。

（国際農村青年憲章草案）

△農村青年は幸福な生活を建設しようとしている。その要求は仕事と正当な報酬である。

土地を全然もたないか、土地が小さ過ぎる農村青年男女には国有地または未墾地を分与すること。税金を引下げ自作地を創設すること。

自分のすきな作物を自由に作付すること。

小自作農の息子が自分自身の家をもつことができるよう最低の利子または無利子の融資を行うこと。

△若い刈り分け小作人と小作人および小自作農の息子たちは次のことを要求する。

地代および収穫のうち、地主にわたす分の割当をへらすとともに農機具を分配すること。

土地所有者のために行うすべての労働に報酬を出すこと。

政府は刈り分け小作人や、小作人の財産を、掠奪や強制売渡しされないようにまもること。

自分のすきな作物を自由に作付する権利、刈り分け小作人と小作人は収穫を思うままに処分する権利をもたなければならない。

地主は借地契約をかたく守ること。これには農民が現在耕作し

ている土地を引きつづき所有することもふくまれる。
若い刈り分け小作人は、土地および農具の使用契約を延長する権利をもつべきである。凶作または災害の場合は、刈り分け小作人の要求にしたがつて支払期限のきた地代の支払を無利子で猶予すること。
家屋や農場の建物の建設用資材を配分することについて便宜を与えること。
△青年農業労働者は要求する。
一年を通じて恒常的な仕事を保障すること。成人と同じ労働をする場合は、同一労働に同一賃金、最低賃金の保障、十六歳以上の労働者には平均八時間労働日。
労働保護立法、雇主は時間外労働時間については労働者の自由意志にまかせ、その時間にたいして特別賃金を支払うという原則を認めること。雇主と平等な立場で契約と団体協約を結ぶこと。雇主は労働契約の諸条項を守ること。毎年十五日以上の有給休暇、日曜は必ず休暇とすること。若い夫婦に自分たちのぞむ良い下宿や部屋を保証すること。
農業労働組合をつくれるようにし、またそのための権利を保証すること。
△農村の女子と若い婦人の要求。
重労働の廃止、医療保護と必要な衛生設備、産院、託児所、子供の遊び場、女子病院を必要なだけ開設すること。
産婦に最低二カ月以上の有給休暇、強制結婚の廃止。
子供の人身売買と親の負債をかえすために、児童を強制労働に使うことを無条件に禁止すること。男子と同じ市民的権利と民主的自由。
△植民地、後進国の農村青年は他の諸国の仲間たちの諸要求に加えてつぎのように主張する。
人種と国籍にかかわりなく、青年に同一賃金と同一労働条件。あらゆる形の人種的民族的差別の完全な廃止と、強制労働と休暇の無条件禁止。自由に職業をえらぶ権利、生産物の値段は協定できめ、生産者が自分の収入でたべられるようにきめること。
水田、綿農園、ゴム農園、茶園などのように困難な条件のもとでおこなわれる労働に高い賃金、民族文化の発展、文盲の一掃、および民族語による教育を促進する方策をこうずること。流行病と高い死亡率、とくに児童と青年の高い死亡率に対する予防対策をとりいれること。農村青年は平和なふんい気のなかでのみ、生産条件をよくしてゆくことが可能であるということをしつており、それ故に若い世代の幸福とかがやかしい未来の名において、農村青年は国際緊張の緩和に賛成しているということ。また現在つづいているすべての戦争と新しい戦争を準備するためのすべての行動を終らせるようのぞんでおり、農業の発展とできるだけ広い経済上の国際関係の発展――とくに農産物のもつとひんぱんな交換――を望み、平和のために軍事費をふりむけるように望んでいるということを宣言する。

第三節　日農青年部結成全国大会

一九五四年三月二、三日東京において統一派日農青年部結成の全国大会が開催された。青年部結成は昨年の大会で決議され、その後中央地方で準備をつづけてきたものであるが、本大会には北海道、東北、北陸、中国、九州等各地方代表九九名が参集し、本部一般報告とその討議、行動綱領の決定等を行い、正式に青年部を結成した。大会には日本共産党松本三益氏ほか多数の人から祝辞、祝電が

寄せられた。一般報告、行動綱領、活動方針は次の通りである。

（一般報告）

いま日本の農村では、耕作したくても土地がなく、働こうとしても職のない青年があふれている。この青年たちは、心の中で平和をのぞみながらも口べらしと、いくらかでも金をとるために保安隊や、電源開発、基地建設にひきだされていく。福島県のある郡では一昨年の秋には、保安隊の志願者が六倍にふえ、鳥取県船岡町の青年団の世論調査では、警官、保安隊の志願者が第四位を占め、約一七パーセントにおよんだ。この志願者のうち、九八パーセントは地主、富農の子弟であつた。佐久間ダムなどの電源開発には、産業開発青年隊の名であつめられた青年が三百円にみたない低賃金で命を危険にさらしながら働いている。大分では青年の活動家さえ、二十名の青年と共に軍事基地の建設にでかけた。ここには労災保険もなければ満足な休日もない。

東北六県では、昨年の冷害によつて五割以上減収になつたところは、二〇三五ケ町村にもなり、長欠児童は三万名にのぼつている。福島では四百戸が、青森では二六五戸が職を求めて一家で移住していつた。

この中でさいきん急速に地主による土地とり上げがふえてきた。軍事基地もへるどころかふえる一方である。

半封建的土地制度の強化と共に、青年の自由を求める要求はおさえつけられ、希望を失なつた青年には、アメリカ製の植民地向けエロ、グロ文化がおしつけられ〔青年はヒロポンなどに毒され、婦人は売淫をよぎなくされている――このカツコ内は討論で追加された部分、以下同様〕投げ出されているのは次、三男ばかりではない。営農資金も借りられない貧農は飯米まで売つて当面を米をつくつている農村でも粉食をよぎなくされている。

こうした状態は日本の一部の状態であろうか、そうではない。多かれ少かれ日本の全農村をおそつている問題であり中農層も転落の一途をたどつている。このような農村の苦しみはどこからおこつているのだろうか。それはアメリカ帝国主義者と吉田売国政府がおしすすめている戦争政策の結果である。アメリカ帝国主義者は、日本の半封建的土地制度を維持し、農村の反動勢力の力を温存し、これを強化してきた。

いま吉田政府はMSAをうけいれ、ぼう大な軍事予算をくみ、農林予算をへらし、アメリカのあり余つた小麦輸入によつて、国民の食生活から米をうばい、農民の食糧増産、土地改良をなげすてて、農民から土地と米をうばいとる政策を強行している。半封建的地主勢力は基地をさそいこみ、不況のドン底においこまれた青年を保安隊や、産業開発青年隊、軍需工場などに安い賃金でかりたて、アメリカの御用にたてる二十五万の軍隊をつくろうとしている。これはまた労働者階級の植民地的な低賃金と職場のファッショ支配を独占資本家にゆるす最大のよりどころである。

目にあまる汚職はまつたく国民の生活と平和と民主々義をふみにじり、アメリカの戦争政策に奉仕する吉田自由党政府と占領制度の底しれないフハイをバクロしたものである。

しかしながらこのようなアメリカ帝国主義者と吉田売国政府の児暴な政策は、決してかれらが強いことを証拠だてるものではない。話し合いで国際間の争いを解決しようという全世界の平和愛好する国民の力は、ついに朝鮮戦争をやめさせ、ひきつづいて平和的解決を主とするジュネーブ会議をひらくようにした。また七月にひらかれる世界平和大集会をめざして全世界の平和愛好民

主勢力はふたたび戦争と原爆、水爆による惨禍がおこらないようにしようと国際的な力の結集をつよめている。

平和がくることをなによりもおそれるアメリカ帝国主義者は、中華人民共和国がジュネーブ会議の成功をさまたげているように宣伝しているが、ちょうどそのころ、ビキニでおこなわれた水爆の実験で日本は三度目の惨禍をうけた。この事件は、日本の国民に限りない憤激をまきおこした。そして原水爆禁止を要求する声は日本のすみずみにまで高まつた。

このようにアメリカの戦争挑発と戦争政策は平和をのぞむ諸国民からつよい反撃をくつている。この反撃をおさえ、各民族を支配するため、アメリカ帝国主義者と吉田売国政府は、ひとにぎりの独占資本、反動勢力、地主勢力と手をつなぎ、あらゆる手段で国民をごまかし、「一粒でも多くの米を」と努力する農民の運動にまでスパイの目を光らせ、合意とみせかけた土地とり上げを援助し、国会は国民をうらぎつて秘密保護法、教員政治活動禁止法の制定、警察法の改悪などを強行し、MSA再軍備のための地固めをしようとしている。

アメリカと吉田政府の政策をうち破るための国民の力はまだ充分とはいえないが、一歩一歩力づよく前進している。農村青年、とくに戦争と窮乏の一番のぎせいになる貧農半プロは、圧迫をうち破つて各地でたち上りつつある。国鉄、炭労、その他の労働者のたたかいは大きく前進し、家族も一緒になつたねばりづよい長期の闘いがつづけられている。こうした労働者諸君と手をむすんで農民のたたかいも、昨年から今年にかけて非常に前進した。

内灘、浅間、妙義の軍事基地反対の闘い、山林解放、土地とり上げ反対の闘い、仕事よこせのたたかい、産業開発青年隊の奴れい的労働条件改善のたたかい、民主的文化を守るたたかい、青年の自由と権利を戦争とファシズムから守るたたかいなどのなかで農村青年は労働者諸君と統一行動をふかめた。

昨年十一月長野でひらかれた凶作突破青年平和大会での話し合いは、農村青年、労働青年、学生諸君の間に、共通な悩みや、くるしみがあることをあきらかにした「これら労、農、学青年の結びつきはその後、さらに発展している」。

昨年八月の日農大会の決定によつてうまれた青年部準備会の活動の中でこの経験はひろめられ、北海道、「秋田、岩手」、宮城、「群馬」栃木、茨城、神奈川、長野、福井、静岡、「新潟、京都」大阪、「鳥取」、大分、「福岡、宮崎」の各県ではすでに闘いの中から組織が生れでている。

「地方からのいくつかの報告によれば」群馬では村の青年がひらいた基地報告会を警察が弾圧しようとしたが国鉄労働者諸君が先頭に立つて抗議した。大分では広汎なサークル活動を通じて婦人労働者諸君との結びつきや地域青年団との行動の統一をつよめ、鳥取では自労のたたかいの中で農民組合がつくられていつた。三重では青年を先頭とする自労の人たちが農村青年の組織を考え、経済研究会がもたれている。労働者階級の指導のあるところではこの農村青村のたたかいも強固に組織されつつある。

われわれの苦しみの根源であるアメリカ占領制度と半封建的土地所有制度をうち破ることができるかどうかは労働者階級と提携した、われわれ農村青年の肩にかかつている。ここに農村青年の統一行動の推進体となり、労働者階級とガッチリ手をむすび、貧農、半プロを中心とした、まじめなあらゆる農村青年団結の推進力として、日農青年部がはたす尊い使命がある。

たんに労働者、学生だけでなく、中央、地方を通じて地域青年

団、農協青年部の諸君との統一行動も発展した。地域青年団の中央組織である日青協は、憲法にもとずく政治教育、軍事基地の実態調査、世界の平和は話し合いで解決しろ、官僚的青年学級法制化反対、国際農村青年会議準備会への代表派遣などをきめている。農協青年部も凶作対策の中で飯米確保、なつとくできる供出、営農資金よこせ、肥料、種子をただで配給せよ、共済金をすぐ払え、農薬の全額国庫助成、次三男対策として恩賜林を払い下げろなどを要求して闘つている。またイタリヤの兄弟たちのよびかけにはじまつた国際農村青年会議の準備のために、各地で青年団、農協青年、さらに労働青年と協力して〔日農青年部は〕その先頭に立つている。

われわれが国内外のたたかいからけんきよにまなび、その同志的団結をかためてたち上りつつあることは、戦争とファシズムの嵐にたちむかい、ゆたかな生活と平和と民主主義をめざしてたたかう日本国民の力を飛躍的におしすすめるいしずえとなるであろう。

（行動綱領）

一、平和のための要求

再軍備徴兵に反対し、憲法の改悪に反対する

アメリカの軍事基地をとりのけ、両条約、行政協定を破棄せよ。

すべての外国軍隊は日本から引あげよ。

保安隊の即時解散。軍国主義的宣伝をやめよ。

原水爆の禁止。国際的紛争は各国政府の話し合いで解決せよ。

海外のあらゆる民主団体、青年団体との交流をつよめよう。

自由な平等互恵の貿易をさせよ。

二、民主的権利の要求

あらゆる青年団体の自主的、民主的活動の抑圧をやめよ。

集会、結社、言論、思想の自由を保証せよ。右翼的暴力団体の解散。

消防団、青年団、婦人会の御用化、軍国主義化反対。

青年、婦人に対する差別待遇のテツパイ、恋愛と結婚の自由。

労働者、学生、市民在村青年団体とのテイケイをつよめよう。

二、経済的要求

十分な土地と仕事の獲得、とくに、二、三男の独立に必要な土地住居、資材、結婚資金などの便宜をあたえよ。

農漁村日雇労働者、農村労働者の団結権、団体交渉権、労働三法の完全適用。最低賃金の保障。青年婦人の差別賃金をなくせ。同一労働、同一賃金。

農漁村日雇労働者、農林労働者に失業保険、健康保険、労災保険を適用せよ。

農漁村日雇労働者、農林労働者にたいする課税反対。

青年婦人にたいするあらゆるからたちの封建的搾取（賦役労働、強制労働、徒弟制度、人身売買、体罰など）の廃止。

青少年の重労働、有害作業、危険作業を禁止せよ。

農村婦人の労働を軽くするために託児所、洗濯場、裁縫場などの施設をつくれ。

病院、予防衛生施設、保健所の完備、国民健康保険費の全額国庫負担、農業労働者に医療保護、生活保護を無条件に適用せよ。

青年の自主的文化活動、農業技術活動への課税反対、文化施設、映画会の課税を廃止せよ。農業協同組合の民主化。

四、文化的要求

青年婦人の農業技術、職業教育のための施設の増設と資金、資材の国費による援助。
図書館、図書室、公民館、青年学級の自主的運営と管理。農村の迷信の打破。
あらゆる国との文化の交流をつよめよう。

行動綱領に関する討論では、殉国青年隊、右翼ファッショ団体の解散要求をいれること、消防団の警察化反対、山林原野の解放要求等をいれよとの主張が各県代表者より出され、改正文案を執行部に一任して、原案を決定した。

つぎに、活動方針の討論に移り、各種青年サークル、青年団等と日農青年部との関係、次三男の組織、統一行動等について報告、質疑応答があり、次のような活動方針を決定した。なお青年部規約はじめ、原子兵器禁止に関する決議、教育二法案反対決議、妙義基地反対斗争に対する支持決議、徴兵反対の決議その他を可決した。

（活動方針）

土地、仕事、肥料、米価、災害復旧、その他農民の闘いとその方針は日農の活動方針にのべられている。われわれはこの方針に従い、農村青年の団結のために闘いの先頭に立たねばならない。これらのすべての闘いめていく闘いの中で、われわれは、労働者階級と固く同盟して、生活と平和と民主主義をうちかためることに一切の努力を払わねばならない。貧農半プロの力を土台として各階層の切実な要求を正しく知り、これらの要求と共に多くの青年を結集し、のびのびと発展させる中にこそ生活と平和と民主々義をうちかためる最大の力の源泉がある。兵庫県のある村での自発的な闘いであるが、林道工事の残金六万円が余つた。そこで山地主と一部のボスたちは、この六万円をさらに奥地に（地主の山）林道をつける運動費に使う。そうしたら地主の山から木を運ぶ仕事ができてみんなにもよいといつてはかつたが、半プロの数名は六万円をすぐわけろといつて反対した。

もちろんこの農民たちは、今すぐわずかな金を分けたところでどうしようもないことを知つている。しかし同時にたとえ二年間位、山仕事で食いつないでも、永年来の地主の圧迫に甘んじていては、生活がよくならないことを身をもつて知つているのである。したがつて、この貧農は本能的に地主勢力をうち倒すためにはどう力を結集するかを求めているのではなかろうか。

近江絹糸の女工さんはたまり場で「窓の門限のため『君の名は』の最後までみられない」と云つた不まんを話し合つていたが「君の名は」を最後までみたいといつた彼女たちの切実な要求の統一行動は門限の九時制をうち破る契機となつたのである。この統一行動の拡大こそ、ファッショ政策をうちやぶり、民主々義的自由をかちとつた重要な教訓を示している。〔この二つの例は一般報告の中でものべられている如く一層強力な闘いを必要としている。〕

日農青年部の闘いの第一は農村青年の生活と平和と民主々義と権利を守る闘いである。〔青年の切実な日常要求すらみたされないほど農業と農村青年の生活は破かいされている。青年はゆたかで明るい生活を心から願つている。このような青年の要求を正しくとりあげることによつて、闘いの巾はひろがり、すなおに発展するだろう。〕

青年の苦しみはアメリカの占領制度と吉田政府のMSA再軍備による軍国主義、ファッシズムの暴力支配に深く根ざしている。これをくりかえし、くりかえし、経験の中で説明し、平和擁護、再軍備反対、徴兵反対の闘いに高めることが重要であり、国民経

済の平和的建設を明らかにすることにより確信をつよめさせ、平和の統一行動を無限に発展させることに力をそそがなければならない。

ビキニ水爆問題は国民的運動にまで高まつてきた。この運動は青年が中心になつて積極的に平和の闘いとして農村において禁止運動を強めることが重要である。又、平和の闘いにおいては国際農村青年会議の呼びかけにこたえて、日本の農村青年と諸外国農村青年との国際的なむすびつきをつよめることにますます努力しなければならない。

〔第二に〕これらの闘いを前進させるために欠くことのできないものは、平和の集り〔生活を守るための集り〕技術の集り、サークル〔活動〕、映画会、スポーツなどの、集会、結社の自由、恋愛結婚の自由、など青年にあたえられた一切の権利の擁護である。

日農青年部はこの闘いの前進の強力な推進体となり、労働者階級との同盟を一層つめよることに日常ふだんに努力しなければならない。余裕のある地主、富農の息子でも、戦争に反対する立場の人、自衛隊に賛成でも自由のそくばくに反対する人など決して一様ではないがこれらの兄弟たちを結集し、アメリカ占領者と吉田政府のファッショ的抑圧に対し、強力な反ファッショ統一行動を強化しなければならない。平和の闘いもこの反ファッショの闘いなしには前進しない。たとえば教員の政治活動等に対してもただちに闘わなければならない。なぜなら農村に基礎をもつ重要な労働者である教員と農民がむすびつくことをアメリカと吉田政府はおそれている。またミチューリン運動に対する弾圧、税滞納者に対する警察による脅迫等々、無数のファッショ的弾圧に反対する闘いをつよめなければならない。

第三は、日農の組織を全国の村々にひろめるための行動隊にならなければならない。労働者階級と固く団結し、貧農、半プロを結集する日農組織をひろめてゆく闘いなくして、農村青年の幸福を保証できると考えてはならない。なぜなら日農への参加によつてバラバラの農民が団結することは、農民が反動勢力とその手先の兇暴とギマンと搾取から立ち上るために必要であり、労働者階級と組織的に同盟する条件を作り出すからである。又われわれ青年はおやじ組合の尊い経験とわれわれへの理解、協力をカクトクしなければ前進しない。

第四に農村における貧農、半プロを解放することは全農民を解放することでもあり、その基礎の上に立つて、日農青年部は農村青年のあらゆる団体、地域青年団、婦人会、農協青年部平和の集り、ミチューリン会の青年活動家等々、あらゆる農村青年団体と共同して闘うことを怠つてはならない。政治的信条の如何をとわず、みとめ合つてこそ、強力な青年の共同行動が可能である。これらの闘いこそアメリカと吉田のよりどころの崩かいを促進する闘いであり、日農青年部の行動綱領の目的を達する道であろう。

日農主体性派では青年部設置までには至らないが、五月三一日の第三回中央常任委員会で、総本部に青年対策部を設置し、組織的な青年活動の推進をはかることになつた。地方組織では、たとえば新潟、山形県連などでは青年部が活潑な動きを示しており、なかでも新潟の青年部は、次二男の職業問題を上あげ、雇用先の拡大、出稼労賃の値上げ等のために斗い、成果をあげた。

全国開拓者連盟でも岐阜、広島、鹿児島等の地方支部には青年部があり、文化活動、営農改善運動、啓蒙活動等を行つている。一般に全開連の青年運動は政治的色彩が薄く、開拓技術改善運動の性格が強い。

農村青年運動として無視しえないのは、全国青年団協議会の活動

であるが、これについては第一節の農村青年集会の項を参照されたい。

第六章　日農両派全國大会と運動方針

第一節　日農統一派第二回中央委員会

第二回中央委員会は一九五四年二月六日より三日間東京で開催され、第七回大会以来の活動報告とその検討、第八回大会までの活動方針等につき協議が行われた。まず佐藤書記長より過去半年の米価斗争、水害斗争、土地斗争、農林インター大会、青年部創立準備、ミチューリン農法、農民学校開設計画、労農提携、予算斗争等の各項目につき一般報告が行われた。

ついで久保田委員長より、世界農林労働者・農民大会への出席報告がなされた。その要点は次の通りである（「農民運動資料」第六二号による）。

㈠　ほとんど全ての国で農林労働者と農民の闘争が行われ、その特徴は、しだいに運動が恒常的に組織化され、土地所有に対する闘争が基本となり、労農同盟が全てのラインとなつている。また農民要求の内容は「生活条件の要求と民主的権利、社会保障など非常に具体的で政治的色彩はないこと、そうしてこれらが土地改革に通じ、平和と独立につながつていることが重要である」（同資料五ページ）。

㈡　労農同盟については特に農林労働者が重要である。また農林インターによる統一が大切だが、「現在必要なことは統一行動である。統一行動とは統一をいやがる人達と行為を共にすることである。統一行動をかちとるためには、自己のセクトを精算することが第一条件である」（同六ページ）。大衆自らが下から選んだ共同要求のための統一の組織をもつことが根本である。

㈢　農民の組織は「大衆的な経済要求を闘う経済団体」であり一定のイデオロギーをもつた団体ではない。政党の指導はよいが「支配」をうけてはならない。

㈣　日農の綱領は右の諸教訓を基礎にかえる必要がないか。封建勢力と帝国主義勢力との結びつき、地主、富農層、貧農半プロ層の具体的分析を通じ、農民の要求を明らかにし、また農村の自由労働者組織とその対策を立てる必要がある。労農同盟の在り方にも再検討の要がある。

日農の従来の活動は、抽象的に過ぎ、また政治過剰があつたのではないか、「レッテル主義」が多すぎた。大衆闘争はやはり物とりである、ある程度物をとらなくては広汎な大衆はつかめない。要求の押しつけと引きまわしはいけない。

中央委員会第二日目は、各地方支部の活動報告がなされ、長野南佐久の土地闘争、ミチューリン運動、営農資金獲得闘争はじめ、とくに供出、米価闘争については詳細な報告が各地代表からなされた。供出・米価闘争報告について注目される点は、一万二千円米価要求は主として中富農層の運動であつたこと、しかし貧農、労働者も米価問題を支持して闘つたところが多かつたこと（秋田）、一般に米価闘争は農協、農業委員会など農業団体の運動であり、日農はヘゲモニーを握つていないこと（茨城、佐賀）等である。議長より報告を総括して次の諸点につき発言があつた。

㈠　一万二千円要求は現在のところ正しい。この要求は中富農の要求ではあろうが、それだけに止めるのは正しくない。

(二)　貧農の要求を飯米だけにしぼるのは不十分である。村の具体的要求として闘う政策の基礎は土地問題である。

(三)　米価問題の統一行動の相手について認識が不十分であった。下から大衆闘争を組むという観点からみると、長野の部落全体会議は参考になる。

(四)　農民協議会、大会に重きをおきすぎた。農民の独自の組織をつくる着意がなかつた。

(五)　労農同盟は空気としては進んでいるが、具体的には不十分だつた。（同一五―一六ページ参照）

土地闘争について大要次の諸点が報告された。

(一)　小作地とりあげが増大している。土地管理組合をつくつて取上げ反対運動をし、また未解放の土地まで解放させることができよう。しかし共同戦線で闘つてきたが、組織はのびていないばあい（新潟市の通船川）もある。

(二)　宮城県田尻町の換地計画による土地取上げ事件では、貧農が日農の応援下に土地の耕作を行い、地主宅の前に火をたき団体交渉をして遂に換地計画変更を認めさした。

(三)　茨城では山林解放同盟が六つあり五〇〇町歩を要求して五三一名が参加している。自由労組との提携も始まろうとしている。

(四)　長野県では松本で保安隊演習地のための土地取上げが問題となり群馬では相馬ケ原でも接収反対闘争が起つた。

これに対し佐藤書記長より、群馬の基地闘争で社会党への白紙委任状で法廷闘争にもちこむやり方は、広く運動を拡げる上では意味があるが、献身的工作者の実力行動が大切である、また地主と小作の土地をめぐる紛糾（例長野）は、元耕作権のあつた小作地は返してもよいと思われる等と指摘された。また耕作権はあくまで守るのが基本である、とのべられた。中国からの帰国者の開拓問題はじめ当面の重要問題は二月における成功検査をきつかけとする未墾地取上げの問題である。これに対しては中国帰国開拓者代表より日農、開拓連、全農等共同して闘い、日農はとくに指導権を強化すべきである、との意見がだされた。また久保田委員長より、常東総協の本新島五〇〇町歩解放闘争の例が紹介され、法律を十分に利用し、政府の不正を追求しつつ大衆動員をかける戦術をとり、土地の事情をつかみ小作、中農の納得のいく様にやるべきだと意見がのべられた。最後に浜野副委員長より未墾地解放闘争の重要性についてのべられ一村二村だけでなく、下からの圧力で政治問題化する必要があるとして、金田、南犬飼村等の実例が紹介された（「資料」一六―二三ページ参照）。

第三日目も、前日にひきつづき土地、小作料問題につき討議がおこなわれ、佐藤書記長より次の指摘があつた。

(一)　土地闘争には悩みが多い。たとえば村一番の地主の手許に残された一反歩の土地は小作に返さすべきであるが、自小作の大百姓の元小作に対して、零細地主の土地を返すことはない。要するに、地主制を復活する方向で取上げを許してはならぬ。

(二)　零細地主、小作人の問題はこれから増加するが、農民の力をつける様な態度で解決すべきだ。

また河合常任は「反帝、反封建闘争は先進分子を日農に組織する」とのべた。つぎに京都、長野より水災闘争の報告がなされ、議長より

常東の農民大衆を結集した営農資金闘争から学ばねばならぬこと、「農民新聞」配布活動の重要なこと等について指摘がなされた。ついで長野代表は、「南佐久はかつて六百戸のうち五百戸が組織されていたが、今では五、六戸のこつているだけである。農民はかつての日農を批判して、土地問題しかとりあげていない、もつと沢山の問題がある、といつている。一闘争一組織主義で営農資金貸付審議会をつくつて闘つている……このほか開田、温水ダム問題などをとりあげ闘つている」旨の報告がなされた。秋田代表は、村で重要問題となつている出稼ぎの実情と、貧農・半プロの生活資金要求の重要性を強調し、議長は村の貧農・半プロ、次三男を具体的につかまえてゆくべきだとのべた。最後に日農綱領改正の問題を討議し、次期大会で執行部案を提出して討議決定することにきめ、また農林インターには仮加盟の形でゆき、次期大会までに日農の組織拡大に努力すべきことを決定して閉会した。

第二節　日農統一派第八回大会

統一派日農第八回大会は八月二一日から三日間、東京芝中労委会館で開催され、代議員総数三三三名中一八四名出席、中央委員八九名中四四名出席で大会は成立した。

大会は田上副委員長の司会に始まり、議長団に菊地（茨城）鈴木（秋田）豊田（岡山）喜多（北海道、病欠のため新谷交替）の四名を選出、久保田委員長の挨拶、日本ミチューリン会、総評、共産党婦人民主クラブ、労農党等各組織代表のあいさつがあり、また農林インターはじめ一五国際団体のメッセージ、国内各団体よりの祝電が紹介された。

午後は佐藤書記長による今年度活動報告がなされ、つづいて北海道、東北、関東、北陸、東海各地方委員より地方状勢、活動報告がおこなわれた。

大会第二日は前日にひきつづき中国、四国、九州地方委員の報告が行われた。ついで全農林、全食糧、社会党左派、全農、日農主体性派、全農連、各代表のあいさつがあり、またラテン・アメリカ労働総同盟、ドイツ農林労働組合、ルーマニア農業労働組合等よりのメッセージの紹介があつたのち、久保田委員長より本年度運動方針案、斎藤常任より綱領案、本部提出議案が上程され、総括質問が行われた。またこの日、各県代表は農林大臣と面会、基本米価一二五〇〇円等を陳情した。

第三日は運動方針、綱領、土地問題、米価災害問題、平和婦人の五分科会が開かれた。討議の結果は午後の本会議に報告され、いずれも採択された。なおこの日、松川事件、田口村事件、金田村事件等の被告に対する救援資金の募集、国際農林青年集会の募金等がおこなわれた。

大会三日間を通じて、日農主体性派、全農、全農連等の農民団体代表は統一と団結による農民要求の貫徹を強調し、農民戦線統一への気運が高まりつつあることが示された。

第八回大会の大きな成果は、「日本農民組合の要求綱領草案」をきめたこと、「運動方針」において従来の欠陥を自己批判し、具体的な農民の日常的経済的要求にもとづき広汎な統一闘争、労農提携の方針を明確に決定したことであろう。すなわち、「運動方針」の中では、昨年度の成果と欠陥として諸点が指摘されている。

㈠　敵のつかみ方が具体的でなかつた。すなわち、地主と呼ばれるものには「名実ともにアメリカに従属して利益をえている半封建的寄生地主」と、「保有小作地をもつているが、完全な寄生地主ではなく必ずしも敵としてあつかうべきではない」小地主の

二種類がある。前者の寄生地主は全国で三―四万人で農民の敵であるが、「農民を苦しめている根源はアメリカと吉田であるから」そのために苦しめられている小地主の生活要求をも支持して共同の敵に対し闘うべきであつた。この点が不明確なため、多数の農民の統一団結が阻止された。

(二)　セクト的傾向が克服されていない。「昨年度においては、まだ幹部の一人ぎめで高い政治目標をかかげ、一般農民はもちろん組合員の統一と団結を強めることに役立たないセクト的傾向があつた。」

(三)　平和運動の立遅れを克服することができなかつた。

(四)　諸団体の統一の中において、日農はある程度の主導力を発揮することができた。米価闘争の統一行動に日農は参加し、農林労働者、貧農の立場からの要求と方針を強調し、これを闘争に反映させた。この中で農民諸団体との統一行動を強めた。しかしその任務の一端を遂行した。しかしその統一行動の一層の前進を確保する点で不十分であつた。

(五)　労農提携についても日農は大きな役割を果した。労農協議会や労農懇談会、国鉄労組におけるモデル地区（新潟）、基地反対闘争における労組の指導援助等。しかしまだ労組幹部と日農活動家の話し合いが多く、労農大衆の組織的であつた。

(六)　日農組織の重要性を痛感した。茨城の常総同盟、群馬県連東北地協、岩手、高知等の県連準備会等が結成され、日農再建と組織拡大は進んでいるが、まだ大衆諸組織を恒常的なものとし、農村労働者、貧農を中心とする日農組織に高める努分は不十分でない。

組織財政は中央地方ともほとんど未確立である。しかし「農民新聞」を通じての組織の拡大、通信の増大等がみられる。青年部は平和運動統一行動の中核として行動している。

(七)　国際連帯性の強化は「最大の成果」であつた。世界農林労働者・農民大会への代表派遣、国際農村青年会議参加の運動など成果をあげ、「この運動は、労働、学生、日農、青年団、民主的青年組織の広い統一行動で進められ、世界民主青年の統一と団結の主要な一環となりつつある。」

次に「農林インターからのメッセージ」はじめ、大会で決定された「日本農民組合の要求綱領草案」、「一九四五年度運動方針」をかかげよう。

（農林インターからのメッセージ）

日農第八回大会議長団へ

親愛な同志のみなさん

日本農民組合第八回大会の代議員のみなさんにたいし、わが農林労働組合インタナショナル数百万のあたたかい挨拶をおつたえください。

貴大会は、農村情勢を検討し、さらに経済的社会的諸権利の擁護、平和と民族独立のために日本農民がたたかつてきた諸闘争とその成果を検討して、一そう大きな成功をかちとるためにたたかう決意をつよめられることでしよう。

ウィーンにおける偉大な世界農林労働者農民大会で表明された全世界の農民の諸経験によつて、農民が成功をかちとるためにも つとも重要な武器は、統一であることが確証されました。農民の切実な利益を精力的に擁護するための、全農民とその組織の行動の統一、平和と民族独立と経済的社会的進歩のためのたたかいにおける、全農業勤労者の行動の統一、および農民と都市労働者の同盟こそ、そのもつとも重要な武器であります。

われわれは本大会において貴組合が、全日本の偉大な、強力な単一の組織となるためにすすむべき道をさししめすことを確信いたします。この組織によつて、封建制の残存物と独占資本とに反対し、平和と幸福と民族独立をかちとることができるでありましょう。

全世界農民の兄弟的団結万才

一九五四年七月二十一日

農林労働者・農民組合インタナショナル
書記長　イリオ・ボッシ

（日本農民組合の要求綱領草案）

国民のなかばをしめる四千万の農民のほとんどは、安い米の値段で供出をしいられ、重い税金や、人頭割的な諸がかりをかけられ、わずかの土地にしばられている。そのうえ軍事基地や国土総合開発、軍用道路などによつて土地をとりあげられ、おまけに肥料、農機具、運賃などのつりあげで、なお一そう貧乏につきおとされ生活のためには、地主、ボスらのいいなりになるよりほかなくされている。再軍備のための経済の軍事化、平和産業の破かい、貿易の制限などのために、いまでは養蚕農家も酪農農家もやつてゆけなくなる状態に追いこまれている。

こうして多くの農民はれいらくさせられ、土地から追いたてられ、失業・半失業のうき目にあわされている。

これらの事情が一そう農村の反動勢力をつよめ、農民を圧迫とさく取のくびきにしばりつけている。

このような日本農民の状態に反して、民主的農業改革を実施したソヴエト同盟、中国、人民民主主義諸国では、農業のすばらしい発展によつて、生産がふえ、全勤労者の生活水準と文化水準がますます向上している。かかる実例は日本の農民をはげまし勇気づける。

われわれは日本農業を民主的に改革し、農業生産を発展させ、豊かな農民生活をきずきあげるため、当面つぎの要求をかかげてたたかう。

一、不当小作料、現物小作料、労働地代、馬小作、牛小作、義務人足等の半封建的さく取の廃止。

二、小作料のひきあげはゆるさない。災害のときの小作料は減免すること。

三、耕作権の確立―農地をとりあげられぬ長期で確実な小作契約。農民が離作するときは十分の補償を支払うこと。

農用林、薪炭林、採草地の使用権を確立すること。

四、税金は所得にたいする高度累進課税とし、所得のすくない農民は免税とすること。農民の支払う固定資産税、リヤカー税、自転車税、荷馬車税、事業税、町村民税、生活必需物資にたいする間接税の廃止、またはひきさげ。よゆうのすくない農民の滞納税金の棒びき、または割びき。差しおさえ公売による強制とりたてはおこなわないこと。

部落の賦課金の廃止、あらゆるかたちの強制寄付はやめること。

五、国家はすべての農民にたいし、長期ならびに短期の低利資金を十分貸付けること。不当な高利の借金、不当な債務の棒びきまたは割びき。

六、国家は農民にたいし長期貸付けによる安い価格で、農業機械器具、電化施設、改良種子、種苗、肥料、農薬、農業用家畜そのほか農業生産をあげ、労働をかるくするために必要なあらゆる援助をすること。

七、国費でひろく開こん、干拓をおこない、農民に土地をあたえ

開拓者ならびに増反農民に生産をあげるに十分な開こん助成金と営農資金、資材をあたえること。

八、排水（はいすい）潅漑（かんがい）区画整理、客土（きゃくど）農道、交換分合等の土地改良はこれを国費でおこない、また農民のおこなう土地改良には十分の補助をあたえること。

九、強制供出制度を廃止し、米麦は「生産費をつぐなう価格」で保障し、日本農業を圧迫する外国食糧を輸入しないこと。

一〇、繭、茶等の特産品、ならびに薪炭、畜産品、農産加工品の価格の安定と販路の保障。

一一、農業を災害から守るために治山、治水、災害復旧、病虫害等の予防策を国で完全におこない、農民のおこなうものには助成すること。

一二、農作物、家畜、土地、建物等にたいする農民の力のおよばない災害は国で補償し、そのほかの災害にたいしては民主的共済保険制度を確立して、やすいかけ金で完全に損害を補償するため国が財政援助をあたえること。

一三、農民に社会保険（健康保険、厚生年金保険等）を労働者と同じように適用すること。

社会保障制度（生活保護、医療保護等）の適用範囲を拡大し保障費を増額すること。

一四、ソ同盟、中国その他あらゆる国との自由な平等互恵の貿易、農業技術、文化の交流。

一五、全額国庫負担で義務教育と給食を完全に実施し、軍国主義と植民地的な教育をやめて、平和と自由を愛する健全な民族的教育をおこなうこと。農業技術教育の普及。

一六、年少者を農業労働につかわないようにし、農村青年に土地と仕事を保障し、文化施設、スポーツ施設を完備すること。

一七、農村婦人の封建的家族制度と慣習からの解放。婦人の仕事を軽くするため、託児所、共同炊事設備、共同洗たく場の設置、台所の改善等に国と地方公共団体が便宜を与えること。

一八、家屋の改善、無医村、無灯火村の解消、衛生施設、下水等の完備のために国、地方公共団体は助成をおこなうこと。

一九、農産物（穀物およびくさりやすい果実、野菜、けい卵等）の貯蔵と加工、輸送の設備、資材をととのえるため国、地方公共団体が助成すること。

二〇、農協事業（購売、販売、信用、利用、加工等）の民主的運営と官僚統制の廃止。農協事業に国家の財政的、技術的援助を無条件にあたえ、これを発展させること。

二一、肥料、電力電灯料、運賃、農業機械器具、農薬その他の農業用品、および生活必需品の価格をひきさげること。

二二、すべての軍事基地をとり払い、新設をしないこと。接収した土地、漁場は農漁民にかえし損害を完全に補償すること。

二三、軍事目的のための総合開発、ダム、道路の建設をおこなわないこと。ダム等による被害の予防施設を完備し、損害を完全に補償すること。

二四、農村労働者（年雇、日雇、季節労働者、自由労働者、林業労働者、漁業労働者）に一般労働法規と社会保障制度を適用し生活できる賃金を保障すること。

二五、漁民に漁業権を解放し、長期低利の資金、資材を十分にあたえること。

漁業労働者の歩合制度を廃止し、生活できる固定給を確立すること。

二六、独占資本、大船主、網元をよう護する官僚の許可制を廃止すること。

二七、一切の封建的抑圧と慣習を排除し、農民の組織と活動の自由、言論、出版、結社の自由を保障する民主的諸権利をよう護し拡大すること。

二八、山林、原野、未こん地の解放を中心とする民主的土地改革。

（イ）大山林地主の山林原野を解放し、それと国、公有の山林原野の開こん可能地、農用林野（薪炭林、採草地）は土地のたりない農民と農村労働者にただであたえること。

保安林、水源涵養林は、農民のためになるように管理し、用材林は全国民のためになるように民主的に管理すること。

（ロ）小さな山持の開こん可能地は、代替地をやつて解放すること。

（ハ）大山林地主、寄生地主の小作地、および一定面積以上の自作地は解放することがわが日農組合員だけのものでなく、すべての働く農民のもとめてやまないものである。これをかちとるためには、部落、村を基礎に、こうした要求をもつすべての農民が一しよにたたかい、かたく団結し、農民戦線の統一をはからなければならない。さらに、農民とおなじような苦しみにあわされている労働者と、かたく手をむすび、労働者階級との同盟の精神にもとづいて、たがいに助けあうなら、土地を農民のものとする民主的土地改革は達成されるだろう。

このような諸要求の実現は、平和と土地と自由と繁栄をもたらす民族独立の道である。

（一九五四年度運動方針）

一、内外の情勢について（略）

（注）ここでは、朝鮮休戦の直後ひらかれた第七回大会から、国際国内情勢は大きく変化したこと、「アメリカは吉田カイライ政府を支柱として国内の独占資本家、大山林地主、寄生地主、保守政党、旧軍閥、特権官僚等の反動勢力、行政機関、反動団体を動員して、アメリカに従属するMSA戦争体制をつくりあげ占領制度をさらに強めようとしている」ことをのべ、この情勢下に農業の破壊が深刻化し、支配階級は「MSA協定による支配と収奪を強化するために封建的地主勢力をつよめている」とし、農民の生活を農村労働者、貧農、中農、富農、小地主の別に分析している。

そして最後に吉田反動政治に対する農民の不満と不信が高まつていること、水害、米価、凶作闘争における農民の統一行動が発展し、また妙義、浅間等における基地反対闘争の中で労農提携が前進したこと、土地闘争、ミチューリン運動等が発展し、農民運動の国際的連繋もまた強まつたことなど、農民の動向をのべている。

二、昨年度の成果と欠陥（略）

三、活動方針（以下全文）

《当面の任務》

今年度の闘争を進めるにあたつて、誰を敵とし、誰を味方として闘いをすすめるか。現在アメリカ帝国主義と吉田政府は一本になつて国民を支配し搾取している。かれらは独占資本、特権官僚と一本になつた半封建的地主勢力を主要な支柱とし農村を支配している。しかも敵は一部の小地主、富農を味方につけ、町村、農委、農協などをつかつて農民を搾つている。われわれはこの複雑

なからみあいのなかで、真の敵をあきらかにし、孤立させて、味方をふやすことが大切である。

われわれのこの闘いは政策、行動、組織の上で、つねに農村労働者と貧農を主力とし、中農と固く同盟し、さらに富農や小地主を農民の側に立たせるという根本的態度をつらぬかねばならぬ。

だからわが日農の各級機関と活動家は、もつと積極的に農村労働者貧農の闘いと組織化のために活動しなければならない。この闘いがもり上り、またその日農内部での力が大きくならないかぎり、貧農と中農の固い同盟も、富農、小地主を農民の側につけるということも困難となり、わが日農の闘いも強大にはなり得ない。

ただし、いわゆる貧農セクトになつて、農村労働者や貧農の利益だけにこだわつて、中農の利益や要求を無視したり、富農や小地主を敵にまわすことのないように、十分注意すること、とくに貧農と中農とが一緒に闘えるように、細心の注意を払うことが大切である。

富農や小地主が不当な重い供米割当や土地取上げやヤミ小作料などで、貧農や中農を苦しめるような場合、また地主勢力の復活強化のもとに供米割当、土地取上げを行う農業委、水利支配の末端機構に協力し、貧中農を直接間接搾取する場合には、妥協なく闘わねばならないが、同時に低米価や土地改良などの闘いでは、わが日農は富農や小地主とも一緒に闘うことがだいじである。

(一)　農民生活をまもり一切の闘いを平和経済復興闘争へ

(1)　以上のような敵と味方の関係の中でわれわれの闘いにとつて第一に大切なことは、各階層の多種多様の農民の諸要求のうち農民の日常生活に最も身近な切実な要求を取上げて、その実現のないし解決のために農民を組織化しその先頭に立つて闘うことである。この闘いのなかで次第に成長し、より高い闘いにすすむようになるのである。

(2)　第二にMSAによる敵の攻撃は複雑ではあるが、統一された仕組みと力と意図でつらぬかれている。われわれの反撃も、当然多種多様な闘いを一つに統一された目標と方向に進めてゆくことが必要である。われわれのすべての闘いは、アメリカ帝国主義と独占資本、特権官僚、寄生地主による国民経済の全面的軍事化に対抗して、労働者階級を先頭とする全国民による国民経済全体の平和的再建の闘いの一環として、わが国農業の平和的発展、全農民の生活の安定と向上、農民解放を実現するための統一的な闘いに高めてゆかねばならない。これについてはつぎの二点を明らかにすることが肝要である。

(3)　農業と農民生活の平和的再建闘争はわが日農の綱領＝日本農民の要求綱領草案を全農民大衆のものとし、その実現を進める闘いである。綱領草案を真に農民大衆のものとするには、たんにこれを全農民に広く宣伝し、啓蒙するだけでなく、農民大衆がそれぞれの切実な日常要求のたたかいをすすめるなかで、この綱領草案を体得するよう、すべての各級組織、活動家、機関紙をこの立場から運用し指導しなければならない。

(4)　この平和農業再建闘争は農民だけの力ではなく、労働者階級の指導のもとに、全国民的な提けい協力の闘いとして進めなければならない。われわれは労働者階級の最大の統一体である総評が現にすすめている平和経済国民会議運動のなかに農民の要求綱領をもちこみ、これに対する全労働者と国民の理解を深めその支持と援助のもとに平和経済再建の基礎となる農業の民主的改革の闘いを推進しなければならない。

(5)　農業の民主改革―要求綱領実現のための闘いは当然アメリカ

帝国主義の占領制度と、その支柱たる吉田政府ならびに地主的土地制度に反対する闘いである。

われわれの闘争は現在の反動的な政策の変更を要求し、アメリカ占領制度と地主的土地制度の撤廃を求めることを本来の目的とし、任務とするもので、直接政権を目的としない。

しかし民主的政党の政権のための闘いを支持し、その指導をうけることはもちろんである。

(6)　この闘いのため当面重要なものをあげれば

(一)　土地に関する闘い

すでに明らかなように地主の攻勢はいちじるしく積極的になつてきた。小作関係文書契約の更新を機に寄生地主および追いつめられた小地主の不当小作料や土地とりあげがふえている。また貧農の土地売放し、土地の差押え公売が急増している。反面農村労働者や貧農による未墾地の要求は、極度に困難になり開墾干拓事業も大巾に圧縮され、ために全国約五百五十万町歩の可耕未墾地は放置されている。農村の失業、半失業状態、農村労働者、貧農の土地飢饉はいよいよ深刻になつてきた。われわれは土地を守り土地を求める闘いをさらにおおきく前進させねばならない。

(イ)　土地取上げ、ヤミ小作料、土地差押え公売に対する闘い

長野県南佐久における先進的経験から十分に学びながら、各地の具体条件にそくして土地管理組合、小作人組合運動―土地を守る運動を積極的に推進する。

(ロ)　未墾地開放の闘い

農村労働者、貧農、二、三男失業青年などが、それぞれ組織的に土地解放の要求をかかげ闘いはじめている。また各地で日農活動家を中心に未墾地解放の闘争と組織のまわりに、日農活動家を中心に未墾地解放の闘争と組織が発展している。これらの経験に学び、他の日常闘争のつみあげにより味方の力をたくわえ組織的発展を確保すること、広範な農民の支持の下に小地主の土地は除外する等、売国的地主勢力を孤立させる具体的方針をうちたて、土地解放の統一行動を巾ひろくつくりあげる。

(ハ)　開墾干拓事業にかんする闘い

府県、農林省はかなり詳細な調査と計画をもつているが、再軍備政策の下では、これは具体化されないばかりでなく、開拓地はとりあげられ、つぶされている。各地方地域の実態をつかみながら貧農、二三男、農村労働者、開墾要求者等を中心として下からの促進運動をおこし、関係町村長等をもまきこむ広汎かつ長期の闘いをもりあげる。

(二)　軍事基地にたいする闘い

ビキニ事件いらいの国内情勢の変化から、基地にたいする民族的反感はいよいよ高まつている。

(イ)　この闘いの方針は第七回大会の方針をもととし、その後の情勢の変化に即応して、それぞれの現地で具体化する。

(ロ)　自衛隊用の基地や軍事道路の新設または拡張改修等については絶対反対の立場から、その意図、計画を早くつかみ労組、民主勢力と共同し、現地の関係農民と提けいして全県的な先制反対運動をおこすこと。

(ハ)　既設の基地などについては、補償料、借上料などの支払い値上げ闘争と風紀問題その他基地に随伴しておこる広範な国民の日常要求、平和を守る闘いと結合して進める。また現地の農村労働者、貧農などの生活を守る闘いと基地労働者の失業反対賃金値上げ、労働条件改善の闘いなどとを結びつけ、これらを広範な基地とりはらい、土地をかえせの闘いに高める。

(ニ)　岡山県湯原ダムの実例にみるごとく現在施工中の電源開発

はそのほとんどが、ダムの上流下流にたいして気象、水温などに大変化をおこし、農業に大被害をあたえる。湯原ダムでは下流の水温は一〇度近く低下し、上流においては二倍以上も霧が深くなつて農業に一大悪えいきようをあたえている。これらの事情を正確に調査把握して、関係農民および技術者、建設省労組の広範な反対および補償要求の闘いを組むことに努力する。

（三）治山治水災害復旧の闘い

九州、関西などではすでに新しい災害がおこつている。そのうえビキニ実験による悪天候、災害、凶作は必至の状態にある。災害凶作復旧の要求の闘いは前年度以上に広く鋭くもりあがることは必至である。

（イ）闘う方針は第七回大会の決定をより破壊の深まつた各現地の実情にあわせてすすめる。

（ロ）日農はとくに各現地で農民がもつている日常生活上ならびに復旧事業にたいする事業おこせ、仕事よこせ、賃金あげろの要求や不平不満をとらえ、そのための闘う組織をつくりこれを土台とする闘いを組むことである。

（ハ）民水対その他前年度この闘いに参加した各労組と協力し前年度の経験をいかし、そのなかから闘うための新しい方法と体制を準備する。とくに大切なことは、村、部落における災害対策委員会の再建、民主的運営の強化による統一行動の発展をめざすことである。

（四）土地改良のための闘い

日本の水田約三百万町歩に総合的な土地改良を実施し、約六十万町歩の畑に畑かんがいを実施すれば国内産米の総収量を少くとも現在の二、三割ふやし、他の農産物も増収となつて食糧自給の基礎が確立する。これこそ民主的農業政策の道である。

だが吉田政府はアメリカの過剰小麦を輸入すれば、増産は不必要だとし、土地改良費を大巾に削つて、軍事費に廻し二十町歩以下の小規模土地改良はもちろん、それ以上の新規事業もだめになり、継続中の事業も完成はのぞめない状況である。軍事費を土地改良費にまわせ、小規模土地改良をはじめ全土地改良事業をおこせの要求と闘争を、仕事を切実に求める貧農から小地主にいたるまでの統一要求の闘いとして、発展させることである。

（イ）再軍備による土地改良の打ち切り、圧縮の関係を徹底的にバクロし、官僚とボスと土建資本家との食いものになつている土地改良区の民主化を推進し、彼等の不正を徹底的に追及する。

（ロ）不当換地に反対し、余剰地に反対し、余剰地を貧農にあたえ、負担金を全額町村国庫に負担させることをめざして、当面国府県町村の負担分をふやし、受益農民の負担を少くするよう努力し、事業費強制とその滞納による土地差押えに反対してたたかう。

（ハ）予算削減、事業停滞によつて苦しむ施業地、新規施業地、新規施業を希望する地区、その他の土地改良区等の農民代表者会議をもち、広はんな下からの統一的な推進運動を起し、関係町村長等をまきこんで府県中央にむけて闘いをおこす。

（五）米価供米の闘い

吉田政府は既に二十九年度生産者米価を低く抑え、供米の反別割当制または予約出荷制のギマンによつて一層重い供出を農民におしつけ、しかも消費者米価の値上げのたくらみを進めている。

（イ）生産費をつぐなう米価、自主供出、消費者価格引上げ反対の三点を実質上闘いとることを最低の目標とする。さらに貧農の保有米絶対確保、米価算定中の雇傭労賃および自家労賃は都

市労働者なみとすることを付加して闘う。

（ロ）早場米奨励金をかちとることは実質的には地域によつて多くかかつている生産必要費を獲得することであるから、現在の基本米価獲得の闘いとともに全農民の統一行動によつて闘うこと。

（ハ）中央では総評はじめ各単産、府県において県評と各労組との間に前年より以上に強固にして巾の広い食糧対策連絡会議をもち、低米価、低賃金をうち破るために二重米価制のための労農共闘を進める。

（ニ）部落を土台として実行委員会を広はんに組織し、この部落実行委を主体とする町村実行委を作つて闘争を有効に発展させるため日農はその中核として推進力の役割りを果すことが必要である。その際農協、農委、町市長を巻込むよう努力する。

（六）営農資金かく得の闘い

吉田内閣の金融引締政策は農村の金詰りをひきおこし、営農資金を著しく枯渇させ、凶作災害地の中貧農を極度に苦しめている。このなかでわれわれは、農手の返済その他農協関係の借入金の返済延期、必要なだけの農手その他の短期融資、畜産導入、機械導入その他の中期低利の政府融資のワクの大巾増額、長期低利の農地金融制度の確立、凶作災害地には特別の長期低利の融資の実施を要求して闘う。

（七）経営技術改善の闘い

新技術、機械を導入し経営を改善して、増収を図ることは、すべての農民の強い要望であり農業生産を高める一つである。

（イ）酪農、新しい機械などの導入のための中期低利の政策資金の増額かく得のために努力する。とくに中貧農の協同購入、協同使用の実現に留意する。

（ロ）ミチューリンなど農民の自主的な技術の普及を一そう促進するとともに、改良種子など、予算を多く獲得して、農民の役に立つよう規模を拡大してゆく。

（八）農協民主化のたたかい

農民の経済生活は農協の購買、販売、信用事業とかたくむすびついており、農協は農民の大衆的経済団体として組織されている。米日反動はこの農協を農民の収穫と支配の道具にし、低米価強権供出の下請機関にしている。しかし、農協と、農民の生活がはなれがたく結びついているから、農業と農民生活を守る闘いは農協を民主化し、敵の道具にさせず、農民に役立つものにする闘いなしにはすまされない。

（イ）あらゆる経済的要求を農協にもちこみ、これを実行させ、農協を収奪と支配の道具とする敵政策を統一行動によつてはねかえすこと。この際とくに農協を利用することが少く、かつ農協にしばりつけられている貧農層の要求を重視し、この層が積極的に統一行動に参加するようにすること。

（ロ）農民の窮乏にもとづく農協経営の危機と、これに便乗する官僚支配の強化（再建整備、農業団体再編成によるしめつけ）にたいしては、農協役職員をふくめた統一行動で、長短期低利資金の獲得、下に厚い手数料の獲得などの闘いを組み、県連、中央へとつきあげ、農協の自主制を守る闘いを展開すること。

そのために、あらゆる農業、農民団体、および良心的分子の結集と統一行動をはかること。

（ハ）農協に巣くう買弁的地主勢力の不正腐敗を追及し、彼等を孤立させて追放するとともに、不正利得を完全につぐなわせる闘いをくむこと。

（ニ）農協従業員の要求の獲得と組織化を援助すること。

（九）仕事と生活保障の闘い
（イ）農村労農者、貧農を中心として農村自由労働組合、雇傭人組合、職人組合その他を組織し主として市町村当局を相手として仕事と生活保護などの社会保障のかくとくのために闘う。
（ロ）災害復旧、土地改良などの要求、仕事よこせの要求として統一して闘いをすすめる。
（十）住民税のたたかい
吉田政府の緊縮予算（とくに農林予算の削減）は各種補助金の打切り、平衡交付金の削減となり、職員、吏員の給料さえ遅配する自治体が続出している。このために市町村民税、固定資産税、遊飲税の引下げ、独立税の設置による税収入の増加の負担を住民におしつけ、生活必需品、農地の差押えが強行されている。これにたいし、すでに各地では労働組合が問題をとりげ、労、農、商、市民が共闘にたつており、成功的にたたかわれている。
（イ）郡連、支部は、税金差押え反対、納入延期闘争を土台に労働者とともにたたかいの規模をひろげ、民主的議員を動かし、税率引下げ、差押え禁止、平衡交付金増額の闘争をすすめる。
（ロ）市町村内に労働者を中心とした広範な各階層を、住民税民主化協議会に結集してたたかう。
（十一）軍国主義反対、反ファッショのたたかい
暴力的土地取上げ、土地公買、強権発動、合法的諸権利の圧迫、思想調査、人権じゅうりんなどは激増している。日農その他の民主団体の運動にたいする圧迫と干渉は、いよいよ強くなつている。また農村における消防団、防犯協会などを利用し、これを足場とするボスの軍国主義、ファッショ組織の活動も活発になつてきた。
（イ）日農、在村労働者、その他の村内民主勢力、青年婦人組織と共同し、軍国主義思想の普及活動、催しなどに反対する話しあいをねばりづよくつづけ、反戦平和の統一の拡大と、宣伝活動、催しを多様に発展させる。
（ロ）ファッショ的暴力、民主的権利の抑圧に反対して、農村労働者、貧農、二三男を中心とした自覚と統制ある自衛行動の組織をかためてゆくこと。
（ハ）各機関団体をにぎる官僚、ボス、地主らの不正フハイをどんな小さいものでも、徹底的にバクロして大衆闘争を展開し、これを孤立させる。
（十二）平和をまもる闘い
ビキニ事件以来農村における反戦平和の風潮は高まつている。農村における平和運動を強めることは全日本の平和運動を強めるための重要な仕事である。
（イ）当面の運動の目標は　①原水爆禁止　②国際緊張緩和の二つであり、さらに同提案五原則にもとづくアジア集団安全保障の確立である。
（ロ）原水爆の破壊的威力、アメリカの反共原水爆報復戦略と日本との関係、ビキニ水爆実験による日本の被害状況、放射能の灰と雨と日本の農業とくに今年の悪天候と凶作との関係、世界における平和運動の実情などについての正しい知識とともに原水爆戦争が「戦争か平和か」ではなく「平和か人類滅亡か」であることの理解を普及徹底させることに努めること。
（ハ）宗派、政党、政派、人種のいかんにこだわらず、たえずねばり強く広はんな人々によびかけることが大切であるが特に青年団、婦人会、仏教会、学校教師、在村工場労働者および農村労働者の組織などに重点をおくとともに、そこに多くの平和活

動家、平和の集会、サークルをつくり出すようにする。
（ニ）十分な話しあいに裏づけられた署名運動を行い、それをもととして町村議会、その他の機関、団体の原水爆禁止決議を成立させ、これをさらにひろめることに努め、決議を県、中央政府に要請させるように努める。
（ホ）憲法ヨーゴ国民連合に各級日農組織は積極的に参加し農民の間に憲法ヨーゴの思想と運動を普及することに努め、これをたえず国際緊張緩和の要求と運動に高めることを目ざすことである。
（ヘ）平和運動を強めるなかで、平和なくして、農民の日常要求の実現もできないとの考え方をひろめ、大衆の身近かな日常的諸要求をつかみ、これを発展させねばならない。
（十三）国際連帯の強化
われわれの敵アメリカ帝国主義は世界各国の労働者、農民の共通の敵であり、その力と戦争政策は世界的な大きさと強さをもつている。その支配をうち倒すためには、日本の農民や労働者の力だけでは困難である。どうしても全世界の平和愛好勢力とくに民主的な農民団体や農林労働者団体とかたく手をにぎることが絶対に必要である。
昨年われわれは久保田委員長以下四名を農林インター大会に送つて多くの教訓を得たが、これからはもつと積極的に全世界の農民団体、農林労働者団体などと緊密に手をにぎる仕事をやらねばならない。
（イ）われわれは日農組合員をはじめ、すべての農民に国際連帯の必要なことと重要なことを理解させねばならない。それも単に話すだけでなく、これから開かれるいろいろの民主的な国際会議に日本の農民代表を真に下部からの民主的選出によつて送るための運動を通じて理解を深めることである。
（ロ）近く開かれる国際農村青年会議、アジア社会保障会議、アジア平和大集会、ソ同盟農業博覧会には是非とも日本の農民代表を送るように闘いをすすめる必要がある。それも日農だけでなく広く農民諸団体その他との統一行動でやらねばならない。
（ハ）国際的諸決定、アピールなどの普及活動ならびに日本のわれわれの闘いを世界の兄弟に知らせる運動をより広範に大衆的基礎の上に立つておこなうことが必要である。特に世界農林労働者農民大会の諸決定を日農新綱領普及活動と結合して普及することが重要である。

二、統一行動の強化
ＭＳＡによる農業破カイがますますひどくなり本年は昨年以上の凶作不安がせまつている。これは階層、組織の差をこえた全農民の統一行動を必要としており、そのための条件もましてきた。
（1）諸団体間の統一行動を真に強く発展させるためには、組合員大衆の中に統一の思想をひろげ、日農の全組織が、一切の利己心をすすて、全農民の利益と権利をまもる闘いに卒先奮闘することであることである。わが組合員が組織外の農民大衆の利益のために献身的にたたかい、またわれわれが団体のワクにとられることなく、統一に献身したときは、組織は例外なく拡大し、団体間の統一がすすみ、敵に打撃を与えた。原則として、組織のない統一行動は強力なものになりえず、統一行動の中で真に大衆的統一を怠つたときは、統一行動は発展していない。これが昨年度の教訓である。わが日農は、諸団体の幹部との統一行動を拡大するとともに、農民大衆の要求と行動をもりあげ、これを幹部、団体間の統一に持ちこみ、共同の敵にたいする統一行動の拡大につとめな

ければならない。

（2）団体間の統一行動のキソは、階層間の統一行動である。貧農、富農、中農、それぞれの要求にしたがつて組織化し、これを貧農を主体として共通の敵にたいする統一行動に組むことが重要である。昨年の米価、供米の統一行動の経験に学び、こんごはこうした大統一行動の中で、各階層それぞれの独自の要求を統一要求に従属させて解決し、発展させる指導と配慮が必要である。このような統一行動を組織化するために、実際に適合した闘争の組織を名称や形式にこだわることなく、大衆の討議のなかからきずきあげてゆかなければならない。このような統一行動への献身こそが日農の任務であつて、このなかでこそ組織を拡大強化することができる。

三、労農提携

本年は昨年にもまして労農提携を大きく前進させる条件が一段と成熟している。われわれは農林インターの教えに学び、労農同盟の基本である農村労働者の組織を強力にすすめねばならない。

(1) 政策の上では、わが日農の行うすべての闘いは、総評、および他の各大単産地方組織とたえずその行動、組織上の連絡共闘の体制を固めることに格段の努力と工夫を注ぐことが大切である。

(2) 日農は本年度において各労働団体と協力して在村工場労組者の居住地組織、たとえば、〇〇村工場労働者協議会等の結成を援助し、さらにこの工場労働者の居住地組織と協力して同じ村内の農村労働者及び失業者、二三男をたとえば〇〇村勤労者自由労働組合等に組織し、それぞれの要求についての共同闘争を組みこれをかけ橋として全労働者と全農民、実際には労働組合と農民団体、とくにわが日農組織との恒常的組織的提携を実現することを基本方針として活動しなければならない。

(3) 強い実際的な労農提携を実現し発展させるためには、わが日農自体が、ほんとうの大衆的農民組織となることが重要である。これなくしては労農提携の効果はあがらない。一歩進めて労働組合が農民を組織し、農民の闘いを指導し援助するよう働きかける必要があろう。そのためには次のことが当面必要である。

（イ）各労組の幹部並びに在村労働者の積極分子を主な対象としてわが国の農業農民問題、並びに農民運動の理論と実践とを習得するように積極的に協力すること。

（ロ）各労組が所属の在村組合員を中心として、在村工場労働者を組織化するよう援助すること。

（ハ）各級の労農協議会等の活動をさらに強化するとともに各種の労組組織に、農民対策部または農民係をおくように要望し、これとわが日農活動家とが常時きん密に協力提携するようにすること。

（ニ）在村工場労働者組織と所在の農民組織との話し合いを定期化し、その相互の理解を深めることに努めるとともに、ここから実際の労農提携の実践化を促進すること。

《二、組織の基本方向》

第七回大会以来、わが日農の組織は青年部の再建をはじめ、群馬、高知、宮崎、鹿児島、岩手等の県連や準備会の発足等大きく発展をはじめている。本大会が再登録の実施と、農民の民主的にえらばれたオブザーバーとによつて、名実ともに「組織の大会」としてもたれたこともその成果の一つである。また昨一カ年間の闘いの諸経験は組織なくしては有効な統一行動も労農提携もできないこと、わが日農組織の実情が、約六百万の全農家戸数からくらべればきわめてわずかであることを教えている。しかも組織発展のための条件は前年度と比較にならないほど大きく成熟してい

る。われわれは本大会において第一に農林インターの教えるごとく、組織こそすべての農民闘争のための決定的条件であること、第二にこれから一カ年のわが日農の闘いの最大の重点を日農組織の確立と拡大におくことの二つを再確認したい。

(1)第七回大会で決定された組織原則を堅持する。この決定には農村労働者組織と日農との組織関係等について、未解決の問題はあるが、それらはこれからの一カ年間の実践のなかで解決したい。

(2)第一に大事なこと　第七回大会の決定にしたがつて、それぞれの具体的要求を中心とする闘う農民組織をつくることである。現在各地でつくられつつあり、またどこでもできるのは

(イ)土地取上げ、ヤミ小作料を防ぐための小作貧農を中心とする小作人組合または土地管理組合

(ロ)未墾地の解放を闘いとるための貧農、農村労働者、二三男を中心とする未墾地解放同盟

(ハ)仕事や賃金や各種の社会保障を闘いとるための貧農、農村労働者、二三男を中心とする農村労務者組合または農村自由労働組合

(ニ)新しい農業技術を習得し普及するためのミチューリン会などであるが、その他地域階層によつて多種多様な切実な要求を、直接にたたかう農民の一時的・半恒久的・または恒常的な組織をもつとたくさんつくらなければならない。

(3)これらの農民組織を恒常的組織とし、さらに日農に発展させるためには、つぎのことを精力的に実践することが大切である。

(イ)単に直接の要求を闘うだけに止らず、他の要求のために闘い、そのなかで組織を巾ひろくすること。

(ロ)積極分子に対して必ず日農の機関紙「農新」を購読させるようにし、また活動家が接触を密にして不断の教育をやること。

(ハ)近くにある同種の組織または日農その他の民主団体との統一行動を、くりかえし行うこと。

(4)日農組織を拡大強化する上で第二に大切なことは、組織の自主性と民主的運営を強化することである。

(イ)なかの政党員が政党の便宜のために組織を勝手に利用したり、政党員としての仕事や意見をおしつけたりはしないこと。

(ロ)組織としての決定や活動は、必ず組織の正規の役員組織で、自由な討論の上で行い組織自体が責任をもつて行うこと。

(5)組織の拡大とくに広はんな未組織地域に日農の組織をのばすために農村に関係の深い国鉄、日教組、全農林その他の労組と協力し援助を求めること。

(6)組織を拡大強化するためには拠点を定めそこの日農組織の確立に努力を集中し、その周辺の町村にちくじ闘争と組織をのばしてゆく方針を堅持することが第三に大切なことである。日農の組織がよわく、活動家も資金も不足な実情こそ急速に克服し、広大な地域にポツンポツンと組織をつくり、活動家が一年に二、三度しかまわつてゆけないというような弱さをなくすることが大切である。

(7)活動家とくに現地活動家を多数つくることは、農民のたたかいと、日農組織を拡大強化するために、現在ひじように重要である。今日、経済的困難にたえ、とぼしい活動費のなかで組織活動をつづけている活動家にたいして、各級機関がこのための組織的計画的な、系統的指導をおこなわなければならない。

（イ）県連などの機関は、活動家、幹部にわたる組合員を掌握し、家庭問題から大きな闘争にいたるまでの個々の実情に耳を傾け、その悩みを明らかにし、障害を克服する道を具体的にたて、協力すること。

（ロ）農村の実情、闘争の意義をただしくとらえ、農民大衆との結合をふかめるために、学習運動をひろげること、とくに実務講習、研究会などの併用は大切である。

（ハ）現地活動家としては、たんに支部などの幹部役員だけでなくとくに青年や労働運動に経験をもつ帰村労働者、在村労働者のなかからえらびだすことがいい。

(8) 機関紙活動をさらに積極的にすることが緊急の任務である。

（イ）日農の正式組合員は、必らず本部機関紙「農新」を購読するようにすること。

（ロ）日農参加団体には独自の機関紙またはニュースを発行し「農新」を配布すること。

（ハ）県連、支部などは、「農新」と結合して配布、集金、通信を担当している分局と日農支部との関係をより密接にすること。機関紙については「農新活動家会議」の諸決定を実践することが重要である。

(9) 組合財政の確立に数段の努力を集中する必要がある。

（イ）日農財政の基礎は、中央、地方を通じて組合費におくことの原則を実際に実現するために各級組織は特別に努力する。

（ロ）日農支部ならびに参加団体には必ず組合費徴収責任者をおき、支部機関で正式に決定された時期と方法で必ず組合費を徴収し、それを上級機関に納入すること。イタリーの農林労働者同盟が三万余名の組合費徴収責任者をもち、その活動と徴収組合費が全組織の強い背骨となっている事実は十分学びとるべきである。

(10) 民主政党との関係

（イ）日農は農民の経済的大衆団体としての自主性を守り、民主的運営を強めることに努力しなければならない。

（ロ）同時に、政党支持自由の原則にもとづき、いかなる政党を支持していても、農民であり、日農の綱領規約をみとめ正式決定に服従する義務を負う限り、日農に加入し役員に選任され、また日農の綱領規約決定にもとづいて自由に活動ができる。あらゆる政党所属の農民、活動家が以上の原則のもとにどしどし日農に参加するよう努力する。

（ハ）日農当面の闘いが農民と農民生活をまもるにあり、日農の新綱領実現の闘いが、現在の反民族的政策の根本的変更をおうなしに吉田反動政府打倒にむかわざるをえない。この当面の切実な政治的要求を実現するために、また個々の具体的闘争目的を実現するために、現在より以上に吉田政府に反対する民主的諸政党の援助と指導を求める必要があり、またこれら民主的諸政党しその闘いに参加することを必要とする。

（ニ）さらに日農は吉田打倒、ＭＳＡ戦争政策に対決して平和と生活と民主主義を守る全国民の統一戦線を結成するうえでの最大の緊急事たるこれら民主的諸政党（左右社会党、労農党、共産党）の統一行動を推進する。（運動方針おわり）

第三節　日農主体性派第七回大会

日農主体性派の第七回全国大会は四月二、三両日東京において開催された。総本部は「大会準備に関する日農総本部通達」において、「今回の大会はカケ声だけの、人を集めるだけの大会にはしない……そのため各連合会は大会出席代議員の資格をげん密に審査してほんとうに日農の運動に身を捧げる活動家を大会へ送りこまなければならない」とのべ、準備活動に努力してきた。また昨年度の大会では組織方針について見解の統一に至らず、中央集権的全国単一組織、地方分権的組織、連合体組織の何れをとるべきかは運動方針に成文化されないまま本年度に持こされたのであるが、この点は中央集権的な全国単一組織とすることに決定した。

さて出席代議員は、新潟、大阪各一七、山形、群馬各一二、宮城静岡各一〇、長野、福島各九、埼玉六その他合計一四三名（割当二〇六名）で大会は成立した。

（注）大会出席代議員に左社農村連絡員が多いため、政党の組合に対する不当支配があつたとする批判（「社会主義新聞」情報一九五四年四月五日号その他）について、本部側の弁明がされている（日農総本部「農民」五月二〇日第一九号）

大会は、運営委員の選出、各団体来賓の祝辞、メッセージの朗読があつたのちに、一般活動報告、会計報告が行われ、ついで議事に入つた。

議事は、㈠一九五四年度運動方針、ならびに綱領改正に関する件㈡一九五四年度予算に関する件、㈢土地闘争に関する件　㈣農業用生産資材確保に関する件、㈤農業技術の改善ならびに文化闘争に関する件、㈥食糧対策に関する件、㈦農業金融対策に関する件、㈧農民課税対策に関する件、㈨地方提出議案に関する件、㈩規約改正については、「第二条　本組合はわが国の耕作農民または農業労働者その他本組合が承認した者をもつて組織する。ただし必要ある場合は、本組合の綱領規約を承認する農民組織を加入させることができる」（傍点、引用者）として、団体加入をみとめた。団体加入の問題は一九五二年の統一派日農大会で執行部と代議員間に激しく争われ、昨年度大会で団体加入が認められたもので主体性派も本大会でこれを規約で明記するに至つた。

次に本大会において決議された議案のうち、宣言、「一九五四年度運動方針」の一部、および改正規約を次にかかげる。また大会で決定された新役員氏名は「農民団体の現状」にかかげる。

（宣言）

ながい間の朝鮮戦争は終り、全世界の平和を求め平和を守る勢力は日増しに強くひろく前進している。わが日本農民組合は、いま第七回全国大会をもつて新しい第一歩をふみ出そうとするにあつて、平和をねがうすべての国の国民とともに世界を、そしてわが日本を戦争製造屋の手から守る決意をあらためて新にする。

しかるに、アメリカとその手先吉田政府は、MSAの受入れ、再軍備予算の強行とによつて、原爆、水爆の危機と国民の生活を破かいする軍事経済とを、わが国民の上にいつそうおしひろげ、これに抵抗する国民を弾圧する体制をますます固めようとしている。

この吉田政府のアメリカに隷属する軍国主義政策は、いまや一方においては農民を土地から追い出そうとする地主勢力の復活強化を促進し、他方においては食糧増産を投げ捨てMSA恐慌小麦の輸入でわが農業を破滅におとしいれ、かくて、農業生産の荒廃と農村の半封建的支配とを土台にしてその軍事目的を達成しよう

とするのである。

わが日本農民組合は、かかる吉田政府の戦争政策に対して全力をあげて闘い、平和と自由と独立の政府をのぞむ全国民とともに吉田政府を打ち倒す闘いにまい進する。このために、われわれは吉田政府の農民支配の土台になつている農村の半封建的な勢力および独占資本の収奪と闘い、農業の自由な発展をかちとることを目ざして広汎な農民を結集し、農民戦線を統一し、労働者と提携して村々部落々々で、全国で、勇気と決意をもつて闘い進むであろう。この道こそ、アメリカと吉田がたくらむ戦争政策を打ち破る全農民の闘いの道であり、わが日本農民組合は、伝統に輝く旗をかざしてこの道の先頭を断乎として進み、この光栄ある闘いをつうじてわが国のすべての農民およびすべての全勤労者に奉仕することを誓う。

右宣言する

一九五四年四月三日

日本農民組合第七回全国大会

〔一九五四年度運動方針〕

〔農業情勢、運動の成果と欠陥について、は略す〕

六　当面の任務と闘争の目標

(一)　組合の当面の任務

1　アメリカ帝国主義の強い要請によつて、反動政府はわが国の再軍備を急速に進めている。そして、平和憲法の改悪も必至の情勢になつてきた。このような情勢に対応して本年度における再軍備予算は平和産業と国民生活の犠牲の上に組み立てられているのであるが、この軍事予算の圧迫で、日本経済は甚しい混乱におとしいれられるとともに、その一切の矛盾が、わが国経済の最も弱い一環である農業経済にしわ寄せされて、農家の破壊と農民生活の破綻は避けえられない状況にある。その上に、昨年度における凶作、風水害等に対し、政府は何ら適切な政策も実施せず、却つて農業予算の極度の削減で、その影響は本年度において最も深刻にあらわれるであろう。従つてわれわれは農業防衛と農民生活の安定のために、アメリカと結ぶ反動政府と闘わなければならない。

2　しかし、農民闘争を強め、農民の諸要求を貫徹するためには単に中央における政治的闘争にわれらの努力を集中するだけでなく、農民の当面している切実な諸要求をとらえ、現地闘争にとくに重点をおいて、闘争を下から強力に盛りあげてゆかなければならない。

3　また、本年度においては、当面の農業経営の破綻を切り抜けまた、将来の農業経営の安定を期するために、広汎な農民大衆が切実に求めている生産ならびに経営技術の改善の問題を大きく取りあげなければならない。われわれは、科学的な農法を積極的に取り入れ、その普及宣伝に努めると共に、農民の集団的創意のもとに技術改善、経営改善の推進に必要なあらゆる施策を政府ならびに各級機関に要求する。だが、技術改善をのぞむ農民大衆の要求の中には、独占資本の収奪によつて現在農民生活が破綻に瀕しているのであるという事実に目をおおい、農業技術の改善によつて、現在の苦境を切り抜けることができるというような幻想を多分にもつているのであるからこれらの誤つた観念を是正しながら、農業改革の正しい意識を与えてゆかなければならない。生産ならびに経営の技術的な改善には、一定の限界があるのであつて資本主義社会制度のもとにおいては、農民は解放されることはできないということを、現実のいろいろな問題を解決してゆくあいだに啓蒙していくことが必要であ

る。

4　封建的遺制を温存しながら、むしろ、それを手掛りとして、反動的攻勢を続けている反動的政権の動向に対応して、われわれは農村内部の封建性を一掃するために、文化闘争を強力におし進めなければならない。

5　以上のような諸闘争は、わが日農の組織が、直ちに闘う農民組織としての実体を確立することを前提としてのみ、その目的を果し得るのであるから、組織の拡充とその主体制の確立が特に緊要な課題であることをここに指摘しておかなければならない。諸要求に基いて夫々の運動を進めるに当りその根本目標は全農民の統一の達成におく。そして農民の統一の土台に又は中心に貧農がいることを忘れてはならない。

(二)　闘争の目標

本年度における諸情勢に対応し、われわれの当面の闘争目標を次の諸点におくべきである。

(1)　封建的残存勢力との闘争

A　土地闘争を強力に展開し、土地改革を徹底させることによつて、封建的残存勢力の経済的政治的基盤を崩壊させる。

1土地取上げ反対　2小作料引上げ、闇小作料反対、組合による小作料の共同管理　3軍事基地、保安隊の演習地反対　4公共事業による犠牲地の完全補償　5農地の売買反対　6可耕未墾地の徹底的解決とその合理的配分　7山林原野の農民管理とその解決　8軍用道路、弾丸道路反対　9開拓助成費の増額

B　文化闘争を強化し、封建的遺制の排除に努めると共に、封建性を利用し、独占資本の農村支配を確立しようとする

(2)

A　食糧政策を通じて

1食糧管理制度の民主的再建、統制撤廃反対　2MSA小麦輸入反対　3食糧検査制度の改善

B　価格政策を通じて

1再生産を償う米価、消費者米価のすえおき　2低米価低賃銀政策絶対反対　3農産物価格の安定方策の樹立　4一般農産物の中間搾取反対、市場制度の合理化　5蚕繭価格の安定方策の樹立と価格の適正化

C　食糧増産政策を通じて

1食糧自給増産政策の樹立　2食糧増産費削減反対　3農業土木費、公共事業費の増額　4土地改良費の全額国庫負担

D　凶作、風水害対策を通じて

1災害地の復旧促進　2災害予防予算の増額　3堤防、道路、橋梁の補修ならびに管理の徹底　4災害農家に対する農業外収入の保証、雇傭労賃の引上げ　5救農土木に対する地元請負制の確立、地元負担金の軽減ならびに賦役労務反対　6転落農家の飯米確保　7病害、冷害等の予防方策

の推進　8農業災害補償の全額国庫負担

E　肥料政策その他費用資材対策を通じて

1肥料国営を目指す、民主的肥料統制の実現　2肥料資本のトラスト、カルテル化反対　3肥料価格の引下げ　4重要農機具、新農機具に対する国庫助成　5温床紙の補助打切反対、農薬の無償交付　6電気料値上げ反対　7家畜貸付制度の実現

F　金融政策を通じて

1営農資金の確保　2農業手形の支払延期　3長期金融機関の設置と低利率の実現

G　租税政策を通じて

1間接税、地方税の増徴反対、固定資産税の軽減　2平衡交付金制度の復活、新税創設反対　3農業所得の査定の民主的改善　4強制寄附反対

H　農民生活確保のための政策を通じて

1生活保護法の拡大　2農村の医療施設の拡充　3社会保障制度の農村への拡充　4兼業農家の仕事の安定と賃銀収入の適正化

(三)　農業近代化のための闘争

1生産技術、経営技術の改善　2機械力の導入、町村農協等による無償貸与と農業経営協同化の促進　3酪農の導入と農業の多角経営の促進　4国営による開拓団農場の創設

(四)　平和確保と民族独立のための闘争

1弾圧諸法令の廃止　2再軍備反対、平和憲法の擁護　3アメリカ帝国主義の支配排除　4反動吉田内閣の打倒　5世界平和の確保と民族の独立

七　われわれはどのように闘うか

(一)　闘争の基本的な方法とその形態

1　闘争方法と闘争の形態については、従来の諸傾向を是正して次のような諸点に重点をおくべきである。

2　闘争の方法は次のような原則的な立場に立つて、個々の闘争の性質と各種の条件に応じて考えられなければならない。

(1)　中央闘争と地方闘争には、それぞれの性質によつても必ずしも同じような形態なり、方法なりがとられるものでないことはいうまでもない。それぞれの特殊な条件と客観的な情勢に応じた方法と闘争の形態がとらるべきである。

だが中央闘争と地方闘争がばらばらに闘われるのではなくその主要な闘争目標が一貫的に結合されて闘われなければならない。

(2)　最近の農民闘争が政治的性格をおび、議会ならびに中央闘争に集中する傾向をもつことは止むを得ないところであるが中央闘争には限界があり、現地における本来の農民闘争の盛り上りの上に立つてこそ、すなわち地方闘争の集約として、はじめて充分な闘争力がもたれるのである。しかるに、支配階級のめまぐるしい政策の転換、無軌道的な思いつき政策に対する闘いにおわれ、地方闘争と遊離して、テンポの早い中央闘争を余儀なくされる。そのために、大衆的実力闘争を組織するに至らず、要請運動に終始する誤りは是正されなければならない。

(3)　従つて、諸闘争を一律的に闘うのではなく、諸闘争のなかでも、そのときの情勢に応じ、重点的闘争を選定し、これを中心として、中央、地方を通ずる全国的規模における闘争を組織するように、主要努力の方向を定めて闘わなければならない。

(4)　地方闘争から、直ちに中央に対する要請運動に、機械的にまた安易に、闘争を発展さすのでなく、現地闘争を重点的に考慮し、まず、一切の闘争を窓口闘争の形で組織すべきである。窓口闘争の形をとつた現地闘争と中央闘争が有機的に結合して、はじめて全国的規模における大衆闘争に発展されるのである。

(5)　県連ならびに総本部は、現地闘争の指導を重視し、その強化に努むべきである。

3　闘争の形態については次の諸点を注意すべきである。

(1)　単純な要請運動は、農協、農委その他のボス組織の要請運動にまきこまれ、本来的な農民闘争を展開できないので、現地闘争は、農民闘争を展開できないので、現地闘争における勤労農民の直接の対立物を明確につかんで、これとの大衆的闘争を展開すべきである。

(2)　従つて、闘争の基本的な形態はその闘争がどのようなものであつても、大衆闘争、実力闘争の形に発展するような方向で取りあげなければならない。大衆行動を別にして、大衆から遊離したボス的要請運動へ請負主義的運動に堕することを警戒しなければならない。

(3)　これらの闘争の過程に、労農提携の形における闘争への方向をとらしめるように運動を展開すべきである。労働組合あるいは地域内の労働大衆との連繋を重視し、農民だけの孤立的な闘争になることを避くべきである。

(二)　個々の闘争のあり方

個々の闘争も前述のような原則的な立場に結びつけて闘わなければならないが、次のような諸点を考慮すべきである。

(1)　米価闘争のような一般的闘争でも、これを単純に一万二千円米価獲得を呼号するだけでなく、現地における転落農家の飯米闘争、供米の部落割当の公平化の要求闘争、農業手形の支払延期の闘争など、諸闘争を、町村役場、地方事務所、農協等への窓口闘争として具体的に展開し、それに結合して米価の要求闘争を発展させ、これを全国闘争の一環として有機的に結合して闘うべきである。

(2)　このような角度から各闘争を捉えるべきで、所得税闘争と税務当局との闘争にのみ終始することなく、強制寄附反対、村税闘争などと結合し、所得税の課税対象外の農民をも動員し、更に、総合所得課税反対闘争、間接税反対の要求をかかげ労働者をもこの闘争に参加せしめて闘うような、広汎な闘争へ発展さすべきである。

(3)　このような闘争の過程に反動化しつつある農業委員会、農業協同組合、町村役場などの不正暴露、ボス支配反対闘争を展開し広汎な村政刷新、農協、農委等の民主化闘争をおし進めなければならない。

(4)　現地闘争は、飽くまで、農民の自発的闘争を中心にして闘うべきで、幹部の個人的折衝等で問題を解決すべきものでなく、絶えず問題を大衆討議に附しながら、大衆と共に、あるいは折衝によりあるいは大衆の実力闘争の圧力で、勝利へ導かなければならない。

八　日農の組織をどのように確立するか、農民闘争をどのように組織するか、他団体との関係および政党との関係をどうするか。

(一)　日農組織の確立

1　日農組織の確立については、次のような諸点について、全力をあげて闘わなければならない。

2　日農の組織形態は前大会決定通り、全国単一農民組合としての組織のかたちを保ちこれを拡大強化する。なぜ中央集権的な

全国単一組織が必要であるかといえば、次のような諸点を指摘することができる。

(1)　農民を現在のような状態においこんでいるところの、農民の搾取者としての共通の敵がある。端的にこれをいえば、独占資本である。この独占資本と闘うために、日農の中央組織を強化し、独占資本と政治的に対決しなければならない。このような農民の諸要求の全国的に統一した段階での闘いは、地方の分散隊形をとつたのでは困難である。

(2)　農民闘争は究極的には国家権力との闘いになるので、全国的な単一組織で闘わなければならない。

(3)　最近の農民闘争は地域性が強くあらわれているし、地方的闘争の段階では、地域性をもつた闘争を展開するのは当然であるが、しかし、このような地域的闘争のみに集中にすると固定化する傾向をもち全国的な力に結集できない。

3

現在の農民闘争が複雑な形をとつているし、闘争目標も多岐にわたつているので、組織活動の上にもいろいろな偏向をみられるがそれらの偏向を是正して闘う組織としての日農組織を確立することが必要である。

(1)　農地改革後の農民の動きと運動の沈滞状態の表面にあらわれた姿のみをとらえその原因を深く考えないで、直ちに、日農の組織形態に対する否定的な考えから新たな組織形態を暗中模索したり、あるいは、組合組織を拡大強化することが困難なところから、どんな形でもかまわないから、安易な方法で農民の集りを作つたり、一時的な組織カンパ組織だけにたよつたりするような偏向もみられる。しかし、それは組織が闘いのなかから、闘いのために作られるという組織の原則を忘れたものである。

(2)　農協や農業委員会の役職などについた組合員によくみられる傾向であるが、農協又は農委の組織と活動を過重評価し、基本的な組織である日農組織を軽視し、これを弱体化せしめる傾向が可成り広くみられる。これは農民運動をボス化せしめる最も大きい原因であり、徹底的に克服されねばならない。

(3)　日農組織が選挙のための組織となるような傾向とは強く闘わなければならない。日農組織が確立して、日常生活が活発に行われてこそ、選挙闘争にも勝利し得るのであることはいうまでもない。従つて日農所属議員は、未組織農民にも大きな支持層をもつているし、また、その直接の影響下にあるいろいろな農民の団体をもつているのであるから、これらの農民を日農組織に組織化するように、不断の努力がはらわれなければならない。

4

日農の基本組織が全国単一農民組合の組織形態をとり、その確立と拡大強化が当面の課題であり、また、そのような形において日農組織は闘う組織として確立されてゆかなければならないが、再建過程における組織戦術として、いろいろな形態の組織を過渡的に作り、これを日農の組織に統合してゆくということも、当面の情勢上考慮すべきである。

(1)　組織の実体からいえば、日農の支部、あるいは県連の内容をもつているが、いろいろな運動経過とその地方の情勢から直接日農の支部あるいは県連の名称を用いることに障害がある場合には名称に拘泥することなく、何々町村農民組合、あるいは何々県農民組合その他適宜の名称で組織し、形式上は日農へ団体加盟の形をとるべきである。

(2)　最近における農民闘争が極めて複雑な形をとり、また、地

域的にもいろいろな条件が異つたものがあるので、直ちに、日農の基本組織に組織することが困難である場合や、あるいは闘争に応じた組織形態をとる方が自然でもあり、組織もしやすいといつたような場合には、それぞれの形態において一応組織する。すなわち、山林解放同盟ができたり、水利問題税金闘争を中心に独自な組織ができる場合が多いが、これらの組織を、当面する闘争と、土地の事情に適合した形で組織し、これを単にカンパ組織にとどめることなく、恒常化し、そのまま日農組織に団体加盟せしめ、漸次、日農の基本組織に同化せしめるような発展方向をとらしむべきである。

(二)　いろいろな農民組織との統一行動のすすめ方

1　いろいろな農民組織との間に統一行動をおしすすめるには、次のような原則的な態度でのぞむことが必要である。

(1)　農民の共通の目的を達成するためには、勿論一党一派の見解にとらわれることなく、あらゆる農民団体、その他の団体との統一行動をおし進める。

(2)　あらゆる場合に、日農の主体性を確保しながら運動を展開するが、同時に各団体の自主性を尊重し、広汎な統一戦線を保ちながら、運動を進める。

(3)　統一行動の際には各団体の特殊事情を考慮しながら、最大公約数で、一致した目標で闘争を進めるのであるから、一面では、農民の統一した力が発揮できるが、他面では、その闘争には一定の限界のあることも止むを得ない。従つて、われわれは、これらの統一行動と常に併行して日農の独自的な闘争を展開する必要がある。

2　農民戦線が今日のように分裂状態にあることは、それでなくても弱い農民の組織力をさらにも弱いものにしているし、アメリカと結ぶ反動政府の攻勢の強化されてゆく現在の情勢のもとにおいては農民戦線の統一はもつとも重要な課題である。だが戦線統一については、次のような発展方向をとるべきである。

(1)　農民戦線の統一は、全国組織の機械的な統合で実現するものでなく、広汎な闘争題目に対する統一行動をつみ重ねることによつて、大衆の間から盛りあがつてくる戦線統一への要求に従つて作りあげなければならない。

(2)　統一行動を活潑に、また情勢に応じて運動を恒常化するために可能な地区、あるいは府県においては、農民団体協議会等を作り、統一行動の強化と戦線統一への発展を目指して運動を進める。

(三)　労農提携

1　総評を中心とする労働組合と日農を中心とする農民組織を中核として、広汎な勤労大衆を結合した労農提携は現に食糧対策、風水害、凶作対策を通じて全国的に展開されつつあるが、これらの運動を促進する。

2　労農提携は決して画一的な組織や、やり方で進むべきでなく地方地方の実情にあつたやり方でおし進めることが必要である。

3　地方における労農提携は、地評参加の労組や単独組合、日農県連を中心とする農民組合の各地方組織及び地方的農民組織の実情に応じ、市民団体や婦人団体を糾合してそれぞれの闘争目標に従つて統一的組織を作つておし進める。

4　また、労農提携は全国段階や県段階でその目的が達成されるものではないので、直接の闘争の場である町村段階の闘争にまで発展させる。

5　日農の組織を拡充するためにも、農民闘争や労働者の闘争を

強化するためにも個々の闘争を対象とした一般的な労農提携だけではなく、更に進んで農村内部の労働者農民のオルグ集団を結成し、あらゆる闘争に労農の共闘態勢を発展させる。

(四)　政党と組合との関係

農民闘争の発展と当面している政治経済情勢の上から農民組合と社会主義政党との協力態勢を一層強化してゆくことは絶対に必要であるが、いろいろな偏向が生じつつあるので、次のような原則的な立場に立つて、政党と組合との関係を調整しながら、協力態勢を確立する。

(1)　政党が組合の組織に依存して、組合に政党的な活動を負わせることも誤りであるし、また組合が政党の組織に依存して組合の組織の確立を怠ることも誤りであるし、それは、政党や組合の組織と活動を弱める結果になるので、政党の行う政治活動と組合の行う政治活動を一応明確に区分して両者の調整をはかる。

(2)　組合組織が特定個人の選挙地盤化する偏向に対しては、これを克服する。

(3)　組合はどのような場合にもその自主性を保ちながら、政党との正しい協力態勢の確立をはかる。

九　組合活動実践

1　中央地方を通じて形式にとらわれることなく、闘う組織として日農の組織を確立することが、組織活動における中心課題である。

2　中央組織の確立については、次の諸点に重点がおかれる。

(1)　執行部の統一的な活動

(2)　中央組織と地方組織との有機的な運営の強化

(3)　総本部直属のオルグ団の結成とその機動的活動

3　都道府県連は組織の強弱、県連本部機構の整備状況等一様ではないが、次の諸点に留意すべきである。

(1)　県連本部機構の整備と専従者の配属

(2)　町村支部の確立

(3)　選挙組織的な組織上の偏向の是正

(4)　オルグの養成と支部活動の指導の強化

4　各支部は部落活動を強化して末端から組織と闘争を盛りあげるように努力を集中すべきであり、未組織地帯への組織活動をも同時にとりあげる。全体を通じて青年活動分子を重視し、青年層の進出を促進すべきである。

5　中央、地方を通じて、日農の運動の最大の欠陥は財政の確立していないことである。組合員の会費によつて維持されない組織は階級的な組織ではない。財政の確立なくしては、日農の運動は一歩も前進しない。財政の確立こそが日農再建の鍵であり、すべての方針を実践する基礎であることを強調しておかなければならない。

6　組合機関紙はそれ自体が組織者である。総本部は機関紙を再刊すべきであり、また県連および支部はどのような形態であるにしても、ニュースを発刊すべきである。機関紙活動とともに調査活動が強化されなければならない。

十　結語

1　MSA軍事予算の実施とアメリカと結合した国内独占資本の反動的支配体制の確立につれて、わが国の経済の混乱と国民大衆の生活破綻は本年度において深刻な様相を呈することとなるであろう。このような情勢は、また必然に国民大衆の反抗闘争を激化し、労働者農民を中核とする平和的国民の広汎な抵抗組織を結成せしめずにはおかない。わが日農はこの抵抗組織の農村におけ

る中核組織としての使命を課せられている。

2　農村における階層分化はさらに本年度において促進され、反動攻勢と相俟つて農村内部の階級闘争は激化する。戦争の精神的支柱として、また戦争の人的、物的給源としての農村における独占資本の反動的支配体制は特に強められるであろうし、一時的風潮としてのまた反動政府の諸政策を通じて進められている逆コースの急激な進展、それに呼応する地元、旧地主、反動勢力の抬頭はますます顕著にあらわれるであろう。このような情勢に対応して、農民闘争は激しく闘われなければならない。われわれは農村内部における敵を明確にして闘うとともに、われわれの身辺にその触手を拡げてきた反動権力と闘争を通じて対決すべき段階にきていることを痛感する。われわれは社会主義政党の協力のもとに労働者階級と手をにぎり、共同の敵に向つて、われわれの闘争を強力に組織しなければならない。

3、農村内部の階級闘争の激化する反面においては、農民各層は独占資本の激しい収奪のもとに、利害の共通する部面もまた拡げられてきているので、われわれは階級的見地にたちながらも、農民各層を広くわれわれの戦線に動員し、農村における平和的国民の抵抗組織を拡大強化してゆかなければならない。

4、当面する農民闘争は極めて多岐に亘つているが、われわれは階級的見地に立つた日農独自の闘争を展開しながら、そのすべての闘いを日本農業のあるべき姿、農業改革実現の展望の上に立つておし進めなければならない。

従つて、われわれの闘争の中心的な目標は農地改革の逆行に反対し、独占資本の農民収奪を排除し、農業の近代化と平和な明るい農村を建設することにある。

（日農主体性派組合規約――第七回大会改正）

第一章

第一条　本組合は日本農民組合と称し、総本部を東京都に置く。

第二条　本組合はわが国の耕作農民または農業労働者その他本組合が承認した者をもつて組織する。ただし、必要ある場合は、本組合の綱領規約を承認する農民組織を加入させることができる。

第三条　本組合は宣言綱領の実現を期することを目的とする。

第二章　機関

第一節　大会

第四条　大会は本組合の最高決議機関であつて、大会代議員および第十四条に定められた役員をもつて構成する。

第五条　大会は毎年一回中央執行委員長が召集する。

ただし、中央執行委員会が必要と認めたときは臨時大会を開催することができる。

第六条　大会代議員は原則として支部連合会を選挙区として選出し、その方法ならびに第二条による加盟組織の代議員数は中央執行委員会が決定する。

第七条　大会の議長および副議長は大会において選出する。

第八条　大会は大会代議員の半数以上の出席によつて成立し、議事は出席代議員の過半数をもつてきめる。可否同数のときは議長がこれをきめる。

第九条　大会は中央執行委員、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、財務委員長、統制委員長、会計監査および統制委員を選出する。

第二節　中央執行委員会

第十条　中央執行委員会は大会の決定を執行する機関である。

第十一条　中央執行委員会は中央執行委員、中央執行委員長、副

中央執行委員長、書記長、および財務委員長をもつて構成する。

第三節　中央常任執行委員会

第十二条　中央常任執行委員会は、中央常任執行委員、中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長および財務委員長をもつて構成する。

第十三条　中央常任執行委員会は中央執行委員会の決定にもとずき組合の常務を執行する。

第三章　役員

第十四条　本組合に左の役員を置く。

一、中央執行委員長　一名
二、副中央執行委員長　若干名
三、中央執行委員　若干名
四、中央常任執行委員　若干名
五、書記長　一名
六、財務委員長　一名
七、統制委員長　一名
八、会計監査　若干名

第十五条　中央執行委員長は本組合を代表し、これを統轄する。副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長が事故あるときは、その任務を代行する。

第十六条　書記長は中央執行委員長を補佐し、本組合の一切の事務を管掌する。

第十七条　財務委員長は本組合の会計事務を管掌する。

第十八条　統制委員長は本組合の統制に関する事項を管掌し、中央常任執行委員会に出席して意見を述べることができる。

第十九条　中央常任執行委員は中央執行委員の互選とし、本組合の常務を執行する。

第二十条　本組合の役員の任期は大会から次期大会までとする。

第四章　総本部

第二十一条　総本部は中央常任執行委員会、中央執行委員会ならびに必要に応じてつくられる局、部および財務委員長をもつて構成する。

第二十二条　総本部は中央常任執行委員会がその責任を負い、中央執行委員長が代表する。

総本部規定は、中央執行委員会の承認を得て中央執行委員長が別にこれを定める。

第二十三条　財務委員会に委員若干名を置き、委員は中央常任執行委員会が任免する。

第二十四条　総本部は中央執行委員会が推せんした顧問若干名および中央執行委員会が推せんした法律顧問ならびに参与若干名を置くことができる。

第二十五条　顧問は本組合の各級機関において、法律顧問は中央常任執行委員会において意見を述べることが出来る。参与はその専門的立場から本組合の運動全般に対して協力する。

第五章　組織

第一節　支部

第二十六条　支部は規約準則に従つて市町村単位にこれを組織する。

第二十七条　支部を設立するときは、組合員ならびに第二条但し書きによる加入組織名簿、役職員住所氏名および支部規約、組合費一カ年分を添えて連合会に届出で、その承認を得なければならない。

第二節　連合会

第二十八条　連合会は規約準則に従つて都道府県単位にこれを組織する。

ただし、地理的条件、組織の事情その他止むを得ざる事情ある場合は中央執行委員会の議を経て、一定地区を単位として連合会を組織する特例を認めることができる。かかる特例を認めた場合は中央執行委員会は大会の承認を得なければならない。

第二十九条　連合会を設立するときは、所属支部ならびに加入組織役員の住所氏名および事務所々在地を中央執行委員会に届出でその承認を得なければならない。

第六章　会計

第三十条　本組合の経費は組合員の負担とし、組合員から徴収する。

第三十一条　総本部費は組合員一名につき年額五十円とし、支部費、連合会費は支部連合会においてこれをきめる。加盟組織の負担金は実情に応じて中央執行委員会がこれをきめる。

第三十二条　本組合の予算の決定、決算の承認は大会の審議を経なければならない。

第三十三条　本組合の会計年度は大会から次期大会までとする。

第七章　規律

第三十四条　本組合員ならびに加盟組織であつて、左の各号の一に該当する行為のあつたものは中央執行委員会で除名する。

一、本組合の宣言綱領に違反する行為
二、本組合の面目を汚損する行為
三、本組合の統制をみだす行為

第八章　日本農民組合国会議員団

第三十五条　本組合所属国家議員をもつて日本農民組合国会議員団を組織する。

議員団規約は別にこれを定める。

第九章　附則

第三十六条　本規約は大会で出席代議員三分の二以上の賛成がなければ修正変更することができない。

第三十七条　本規約の施行について中央執行委員長は中央執行委員会の承認を得て細則を設けることができる。

第七章　全開連総会と全日本開拓者大会

第一節　全開連総会

一九五四年度の全日本開拓者連盟通常総会は四月二一日農林中金大会議室において開催された。本総会において採択された運動基本方針は、㈠綜合食糧増産対策としての開拓政策の強化推進、㈡農地改革――農業改革――新農村建設、開拓国策の確立、㈢開拓実績の昂揚と組織の強化、であり、当面の活動方針は次の通りである。

㈠　後進地区とくに山間高冷地帯開拓地営農確立に関する根本対策の樹立
㈡　早期入植者の助成等の一挙実現
㈢　開拓地区計画の再検討
㈣　営農類型の改訂
㈤　畜産政策の開拓への重点指向
㈥　畑地潅漑事業の促進
㈦　農業機械化の促進

(八)　住宅問題等懸案事項の解決
(九)　開拓地厚生施設の拡充
また土地接収問題については、次のような要求事項を決定した。
(一)　農地の転用は法的措置により厳重に制限すること。
(二)　農地担当者の身分を国家保証して農地法遵法者として公正なる立場を保持せしむること。
(三)　保安隊その他の用地接収審議機関を中央に設けること。
(四)　農地の一時使用は耕作者の同意を前提とすること。
(五)　大蔵財産の農地は速に移管し耕作者に売渡すこと。
(六)　現在使用中の駐留軍関係の飛行場予備地は之を全部農民に解放すること。

また新役員選挙の結果、中央委員長には飯島久氏が再選され、副委員長清水圭太郎氏、常勤常任委員として下地正臣、古月政謙氏を選出した（役員氏名は、農民団体の現状の項参照。なお全開連元委員長村山藤四郎氏は本年一月一四日、常任委員押切武志氏は二月二四日死去した）。

第二節　全日本開拓者大会

九月三〇日全開連主催の災害危機突破・政策転換要求全国開拓者大会が東京教育会館で開催された。議長団に凌、水口、山下三氏を選出後、飯島委員長より挨拶があり、全農平野力三氏、農民組合総同盟日野義男氏、中央農業会議中村吉次郎氏、日農統一派佐藤佐藤治氏、日農主体性派八百板正氏外多数の来賓祝辞がのべられた。

大会は「開拓基本政策確立に関する件」、「災害危機突破に関する件」その他を審議したが、緊急動議として（静岡県提出）「人為災害に対する対策確立の件」を上程、

毎年の様に季節台風が来るが、それに乗つて放射能の雨が降る静岡県では世界最初の犠牲者が出た。折角の家畜を導入しても放射能の水をくれては死んでしまう。人間がのんだばあいも甚大な被害をうけるとされているが原水爆使用禁止のみが防止の方法である。この大会で禁止運動の提案をしたい。

と提案理由を説明、全員異議なく可決された。また接収問題に関する件については、長野代表より説明があり、

全国六百三十余カ所、一三万町歩の開拓財産が演習地になつている。我々同志の築いた開拓地が一夜にして自衛隊に取られるということはどうしても防がねばならぬ。防衛庁の三〇年度予算は二〇〇億増になつているのに、開拓の要求は簡単にいかぬ。現地折衝は許さず、接収解除地は開拓財産として開拓者に売り渡せと提案する。

とのべ、代議員は平川農地局長の意見を求めて騒然となり、結局接収絶対反対を決定した。同大会にて可決された開拓基本政策確立方針は次の通り。

（開拓基本政策確立に関する方針）

日本の自立経済確立の基礎として食糧を増産し、その自給度の向上を期すべきことは論を俟たない。

而して食糧の増産にあたつては綜合食糧の増産対策が確立されなければならないことは、多年にわたつて、われわれ開拓者が主張し、国の開拓政策もこの見地から再検討さるべきことを要望して来たところである。

即ち我国の食糧問題の解決については、米麦をはなれては考えられないが、同時に、米麦偏重を脱却して、畑地農業、草地農業を拡大強化して畜産食品等の積極的増産施策を講ぜざる限り真の解決策はあり得ないことは既に自明の理である。そしてこの事は単

に食糧問題解決の手段であるばかりでなく、我国における農業経営が穀しゆくに偏重し、単純零細な規模を脱し得なかつた日本農業の宿命的欠陥とされて来たものを打破し、適正な形態に匡正して真に安定した農家経済の確立を図るとともに、合理的食生活改善の実現にも寄与するものである。このような意味で開拓事業は国の綜合食糧の増産対策として且又農業改革の方途としてもその重要性と緊急度は益々高まりつつあるが、更に重要な問題は農村二、三男対策である。現下我国における農村二、三男問題は次第に深刻の度を加え、祖国再建上憂慮すべき事態を招来しつつありこれが対策については緊急且つ強力な措置を要するところである。而して農村二、三男問題の眼目である二、三男の自立安定のための施策として開拓事業のもつ意義と性格は改めて、その重要性が認識されなければならない。

しかるに従来の開拓政策は開拓事業の意義と効果を単に米麦の増産のみにおいた結果、その施策も貧困を極め、徒らに開拓者に過度の犠牲を強いるのみで、その成果を充分に挙げ得なかつたばかりでなく、農村二、三男の自立安定の場として、青年の夢をつなぐに足りなかつた憾みがある。

しかしながら現在、尚、数百万町歩以上に上る未墾の山野が全国至るところに残されており、その施策のよろしきをさえ得るならば綜合食糧増産のための農業適地であり、更に農村二、三男をしてその理想を達成させ豊かで快適な農民生活を実現させ得るところでもある。このことは全国開拓者が多年にわたり、その血と汗によつて体験し実証しつつあるばかりでなく、この度、来朝した世界銀行調査団によつて指摘された通り国際的批判の対象とさえなりつつある。

以上の見地からこの際左の如き新施策が急速に講ぜられ、国内開拓事業の刷新強化が図られるよう、茲にわれわれの従来の主張を繰返し表明するとともに配慮方を要望するものである。

〔記〕

一、従来の穀しゆく中心より有畜草地農業の振興を中心とする開拓政策を確立すること。

二、未墾地の解放を合理的且つ徹底的に推進するため必要な法的（農地法の改正等）並びに財政的措置を講ずること。

三、毎年農村二、三男を二万戸以上入植せしむる財政的措置を講ずること。

四、従来の開拓事業実施方式を改め、次のような段階と方式により事業を行うこと。

(1) 周到なる基礎調査に基く綜合的未開発地利用計画により未墾地の取得並に地区計画を策定すること。

(2) 開拓地の開墾、土壌改良、建設工事、住宅等の基本工事並に施設は、国家事業として入植前に急速に実施すること。これがために機械力と農村建設隊を活用すること。

(3) 入植者の訓練を行うこと、これが実施は農村建設隊を活用すること。

(4) 家畜の導入、其の他営農資金等の確保及びこれが効果的運用策を講ずること。

五、以上の実施を円滑容易ならしむるため行政機構の調整並びに整備を図ること。

(1) 農地、畜産、改良、林野行政に関連する諸問題を円滑に処理するため省内に連絡機構を設けること。

(2) 更に事業を積極的に推進するため省内に関係官民代表を網らする綜合開発審議会（仮称）を設置すること。

第八章　農民團体の現状

日本農民組合（日農主体性派）
本部事務所　東京都港区芝西久保桜川町七（電　芝三一〇一、五三一九）
機関紙　「農民」
役員
中央執行委員長　野溝　勝
副中央執行委員長　八百板　正
〃　上林与一郎
〃　石田　宥全
〃　足鹿　覚
書記長　小川　豊明
財務委員長　武藤運十郎
統制委員長　岩渕謙次郎
会計監査　大林千太郎
〃　増山直太郎
〃　染谷　信次
常任中央執行委員　淡谷悠蔵、佐々木更三、池田恒雄、田中清逸、大森真一郎、原茂、古屋貞雄、山本幸一、斉木重一、亀田得治、井手以誠、赤路友蔵
綱領
一、農地改革の根本的改革を期す
一、新農民組織の確立と発達を期す
一、民主的農村生活と文化の建設を期す

日本農民組合（日農統一派）
本部事務所　東京都千代田区大手町一の五（電丸ノ内五六三九）
機関紙　「農民新聞」「農民運動資料」
役員
委員長　久保田　豊
副委員長　浜野　清
〃　喜田　幸章
書記長　佐藤佐藤治
会計　福島　義一
会計監査　足立　梅市
〃　城戸　亀雄
顧問　大沢　久明（青森）
〃　小原　嘉（長野）
〃　菊地　重作（茨城）
〃　田上　開治（兵庫）
常任委員　五十嵐久弥（北海道）、鈴木清（東北）、片桐広志（〃）、斉藤初太郎（関東）、池田峯雄（〃）、堤源寿（〃）、河合悦三（〃）、羽毛田正直（北陸）、藤田常次（〃）、古森茂（近畿）、平葦信行（〃）、都留忠久（九州）、川口政吉（〃）、豊田秀男（中国）
綱領
一、日本農業の植民地的編成に反対し、民族の独立を期す
一、土地制度から生活慣習にいたるあらゆる半封建的しくみの廃絶を期す
一、独占資本の支配と収奪とをたちきり、農業と生活文化の発展と向上を期す

（ただし、右の綱領は「抽象的政治的」であるとされ、第八回大会では、別の「要求綱領草案」が採択された。日農統一派第八回大会の項参照）

全国農民組合（全農）

本部事務所　東京都港区芝琴平町虎の門会館（電芝八三九）
機関紙　「全農新聞」
役員
会長　平野力三
副会長　稲富稜人
〃　永井健
〃
書記長　細田綱吉
会計財務委員長　吉川兼光
会計監査　天田勝正
〃　中世古清継
〃　水野実郎
〃　本藤恒松
〃　松永義雄
顧問　佐竹晴記
〃　賀川豊彦
〃
〃　中世古清継
常任中央委員・総務部長・機関紙部長　今里勝雄
常任中央委員・農政部長　伊瀬幸太郎
常任中央委員・組織部長　加藤鐐造
常任中央委員・政治部長　小林進
常任中央委員・情報宣伝部長　矢尾喜三郎
常任中央委員・調査部長・青年部長　横山健吉
常任中央委員・婦人部長　外崎千代吉
常任中央委員・統制委員長　栗田久男
常任中央委員　田中健吉、金野定吉、平工喜市、飯田薩男、新村勝男、丸山忠太郎、功力昌雄、大木喜八郎、八木太郎、国方好市
常任中央委員　内山正盛、野村茂
綱領
一、搾取と圧迫なき農村社会を建設し、民主日本の基盤たらんことを期す
一、協同の組織と科学的経営により農業の近代化を図り、生産収益の増大を期す
一、農民生活の安定と福祉のため農地制度の根本的改革を期す
一、平和的民主国家建設のため、反共、反ファッショ、反資本主義の健全なる社会民主主義組合の発達を期す
一、組織農民の国際的連絡を図り、農民の地位の向上と農業生産の世界的安全を期す

全国農民連盟（全農連）

本部事務所　東京都千代田区有楽町一ノ一一（電話和田倉二二一一）
機関紙　「盟友」
役員
中央委員長　小林慧文
副委員長　石川清一（北海道）
〃　柴本嘉明（長野）
〃　佐野久雄（和歌山）
中央常任委員　高橋雄之助、富塚敏信、金子与重郎、佐伯宗義、長谷部貞義、薬師寺章男、宮富角次郎、千石虎二、平尾卯二郎
綱領
中村吉次郎

一、農村における一切の封建性を打破し、個性の尊厳を基調とする農民の人間的解放を期す
一、土地改革を完遂し、科学的農業と文化の創造による新農村の建設を期す
一、農民の自主的組織を確立し、都市勤労者と相携え民主日本の実現を期す

全日本開拓者連盟（全開連）
本部事務所　東京都千代田区大手町一の五　（電話丸の内二九四六）
機関紙　「開拓農民新聞」
役員
委員長　飯島　久（茨城）
副委員長　清水圭太郎（全開連）
中央常任委員　下地　正臣（三重）古月　政謙（青森）
〃（非常勤）　松本　勲（全開連）、国枝益二（開拓協会）、吉崎千秋（開拓自興会）、益満四郎（保証協会）、井上徹雄（北海道）、凌時正（東北）、近藤安雄（関東）、水口上金（北陸）、山下勘治（近東）、岩崎康徳（中・四国）、武居直（九州）、田島貞良（埼玉）
会計監事　藤塚　順治（新潟）、清水市太郎（愛媛）、本多政勝（大分）
綱領
（一九五四年度通常総会で綱領を作成することが決定されたが未だ作成されず）

農民組合総同盟
本部事務所　東京都港区芝虎の門会館（電芝八三九）
役員
議長　稲富　稜人（全農）
副議長　小平　忠（農民同盟）
〃　石井　繁丸（日農）
〃　吉田　賢一（兵庫新農村建設協議会）
事務局長　日野　吉夫（日農）
顧問　杉山元次郎
常任中央委員　永井健、細田綱吉、天鏡造、小林進、金野定吉、伊瀬幸太郎、功力正雄、国方好市

第四編　その他の社会運動

第一章　平和運動

「憲法擁護国民連合」結成大会　一月一五日、「憲法擁護国民連合」の結成大会が、東京でひらかれ、日本労働組合総評議会、日本社会党（両派）、労働者農民党などのほか、招請団体として、総評加盟各労働組合、平和憲法擁護の会、婦人団体連合、日本子供を守る会、全日本学生自治会総連合、ＹＷＣＡ、日本基督教団、日本山妙法寺、日本文芸家協会、日本ペンクラブ、日本美術家連盟、自由人権協会、日本農民組合、日本中小企業団体連盟など一三六団体の代表者が集った。

（「憲法擁護国民連合」運動方針）

一、実践目標

保守反動勢力の憲法改悪計画に対応し、党派、主義、主張を超越し、平和憲法を守ろうとする広汎な国民的世論を喚起結集し、第一段階においては、その世論の圧力によつて改悪計画を封ずる。第二段階においては議会提案を不可能ならしむる議会勢力を確保する。第三段階においては、最後の国民投票によつて改悪案を葬ることを目標とする。

二、組織並に運営方針

(1)　平和を愛する凡ての団体は之を加えないこととする。

共産党系の団体は之を加えないこととする。

特に地方における支部組織については、全国組織をもつ本部の常任団体の下部組織を中心に、組織並に事務局編成及び運営について積極的に責任をもつべきである。

(2)　参加団体は、本連合の運動に積極的に協力し、統一行動をとるが、各団体独自の活動の自主性は之を尊重する。

三、実践方法

(1)　平和憲法擁護のための理論的研究。

(2)　政府の立法措置、行政措置の違憲行為が累積しつつあるが、之に対する合法的闘いを積極的に行う。

(3)　国民大会、講演会、研究会の開催。

(4)　パンフレット、リーフレットの発刊。

(5)　現存言論機関の協力要請。

(6)　署名運動。

(7)　参加団体の全会員はあらゆる通信物に「平和憲法をまもりましよう」のスローガンを必ず入れること。

三月の世界平和評議会執行局会議　一月二五日から二月一九日までベルリンでひらかれた四国外相会議は、国際緊張の緩和に新しい転機をもたらした。その一カ月後、ジュネーヴ会議を目前にひかえて、世界平和評議会執行局は会議をひらいた。会議最終日の三月三〇日に採択されたつぎの決議は、当時の国際情勢の見透しを、鋭く分析している。

（世界平和評議会執行局の決議）

長年にわたる冷い戦争ののち、世論にうごかされて諸国政府の間で話しあいがはじめられた。世論は、これらの話しあいがうまくいくようにのぞんでいるし、またうまくいかせることができる。

ベルリン四国外相会議は、諸国民の平和をもとめる意志の成功であつた。この会議は話しあいが可能であることを明かにした。軍縮問題がふたたび討議にのぼされた。五大国および他の関係諸国が参加して極東問題を討議するジュネーヴ会議を開くことに、意見の一致がえられた。

このようにして、世界を分裂させている紛争問題について、うけいれることのできる解決をあらためて見出すための条件がつくられた。こんご世論は、まず第一に、西ドイツを「ヨーロッパ防衛共同体」のわく内で再軍備せよという要求が平和をはばむ妨害であり、平和にたいする重大な脅威であることをはつきりみてとるであろう。「ヨーロッパ防衛共同体」がつくられ、ヨーロッパがひきつづき相対立する二つの部分に分裂したままにのこり、それのために戦争の危険が増大するか、それとも全ヨーロッパ諸国がそれぞれの安全を保障し、全ヨーロッパの平和を確保するために団結し、相手方を支配しようとくわだてないか、そのどちらかをえらばなければならないことは明かである。

このような情勢のもとで、ビキニの水素爆弾のばくはつ、原子力戦争をはじめるという一部政治家たちのおどし、ヴェトナムの戦争の強化、中・南アメリカ、近・中東諸国にくわえられている圧力は、諸国民をおどしつけることを目的としている。日本の再軍備、さいきんスペインにアメリカの基地がつくられたこと、パキスタンの国家主権とインドの安全をやぶる対パキスタン軍事協定案は、諸国民に既成事実をつきつけようとするくわだてである。

世論は、自分たちの要求する話しあいの結果が、こういう種類の行動でおびやかされるのをゆるさないであろう。世論は、フランスやイタリアで「ヨーロッパ防衛共同体」を拒否させ、こうしてあらためてベルリンの話しあいをドイツ問題が平和的に調整されるまでつづけさせることができる。世論は、原子兵器の禁止を要求し、かちとることができる。世論は、民族独立の尊重、全般的繁栄へのために必要なすべての国々の間の経済的・文化的交流の回復を要求しかちとることができる。世論は、ジュネーヴ会議の進行に決定的影響をあたえることができる。

はじめて一堂に会する五大国は、他の関係諸国とともに、極東の全般的安全保障について意見の一致にたつすることができる。アジアのすべての国々の独立がみとめられ、安全が保障されて、それらの国々の関係が正常なものになれば、極東の全般的安全は保障されうる。朝鮮は平和的な方法で統一されなければならないし、外国軍隊撤退後に自分の運命を自由にきめなければならない。インドシナで即時停戦がなされれば、フランスとヴェトナム民主共和国との話しあいをはじめることができるようになろう。

ジュネーヴ会議は、国際緊張の緩和と軍縮への重要段階となりうるし、またならなければならない。

このような事情のもとで、世界平和評議会の臨時総会を、五月末にひらく必要があると考える。総会

はベルリンで開かれる予定である。

同執行局会議はまた、三月一日、アメリカ合衆国がビキニ環礁で開始した水素爆弾の実験と、その恐ろしい被害が報ぜられた直後であつたので、とくに、つぎのような「原子兵器にかんする宣言」を発した。

（原子兵器にかんする世界平和評議会執行局の宣言）

ビキニにおける水爆の爆発、人類にたいする水爆のおそろしい作用、その作用の範囲を制御できないこと、水爆使用の脅威は、全世界に憤激をまきおこした。

数億の人々から支持されたストックホルム・アピールのなかで要求されている原子兵器の禁止は、いまではすべての国民の要求となつている。

無限の力が科学によつてかくとくされたのは、人間を絶滅するためでなく、数千年にわたる人間の労働の結実を一瞬にして破壊しさるためではなく、人間の現在の苦悩をやわらげ、より安定した生活ができるよう援助する手段を発見するためである。

原子戦争の禁止を宣言することは、必要であるばかりでなく、可能でもある。この宣言は、すべての種類の放射能兵器および放射能毒を禁止する国際協定によつて達成することができる。国際的監視および管理の制度は、樹立しなければならないし、樹立することができる。

諸国民は、自国政府にたいして、すべての種類の大量絶滅兵器を禁止する協定をむすぶよう、ただちに要求しなければならない。

原子兵器禁止にかんする世界労連のアピール　四月二九日、世界労連書記長ルイ・サイヤンは、原子兵器禁止にかんするアピールを発表した。

アメリカ合衆国政府によつて命令された「水素」爆弾の実験は、爆発中心地からはるかはなれた太平洋上の日本漁夫をその最初の犠牲者とした。放射能は人類をみなごろしにしつつある。これらの事件は全世界のいきどおりをまきおこしている。水素爆弾の恐るべき力が地球の広大な地域を砂漠にかえ、大地上のあらゆる生命をおわらせることさえできることは、すべての人びとにますます明らかとなつている。太平洋における実験は、人類の存亡そのものがかけられていることを意味する。これはあいまいな遠い脅威ではない。アメリカの指導者はインドシナ戦争に干渉する決意をはつきりと示す声明をくりかえしおこなつている。この政策は、かれらが極東でふたたびこの大量破壊兵器を使用するようにする可能性をもつている。このようにしてかれらは全面的紛争にのりだすおどしをますますかけている。

それゆえ、世界のすべての労働者はその国籍、政治、イデオロギー、宗教のちがいのいかんをとわず、人類をまもる偉大な責任をもつている。新しい科学的発見が進歩と平和をすすめるために利用されるようだんこ闘わねばならないのである。惨禍への道をふせぐのはかかつて労働者にある。

世界労連は原子ならびに熱原子核兵器を禁止する厳粛な保障をすることがすべての国にとつて絶対に必要であり、緊急にもとめられていることを再確認する。この目的を支持する偉大な運動が発展している。すでに多くの労働組合組織――たとえば日本、イギリス、ソ同盟、中国、フランス、イタリア、インド、ドイツ、スカンジナヴィア諸国、ラテン・アメリカの各組合がこの運動にくわわつている。世界労連は、世界のすべての国民の上にのしかかつているこのゆるすことのできぬ脅威をおわらせる決意をかため、すべての労働組合組織と、すべての人びとは誰であろうとも

協力する用意があることを厳粛に宣言する。

世界労連はどこからでたものであろうともこの方向をめざしてとられたすべての措置を支持する用意がある。世界労連は、その声明が労働者のあいだで広く支持され、加盟、未加盟を問わず労働組合組織と労働者のあいだで好意をもつてむかえられることを確信する。太平洋上における惨禍をきわめた実験のなかから、この真理――労働者は一致団結して闘うことによつてはじめて文明と平和を救うのに決定的な役割をはたしうるという真理は、いまはつきりとあらわれている。

世界平和評議会緊急総会　三月の執行局会議が提唱した世界平和評議会の緊急総会が、五月二四日から二八日まで、ベルリンでひらかれた。会議は、㈠原子および熱原子核兵器禁止、㈡諸民族の安全、について討議した。

会議は、原子兵器と、諸民族の安全についての決議と文化委員会の勧告を採択した。日本からは、平野義太郎、柳田謙十郎、伊井弥四郎の三人が出席した。

（原子兵器についての決議）

あらゆるものをほろぼしつくす盲目的な手段が、すべての国民をおびやかしている。世界の良心は目ざめつつある。議会や政治家や、宗教界、道徳界の最高の権威者が抗議にたちあがつている。

私たちは、諸国民にかわつて、非常緊急の措置として、もうこれ以上、原子および水素爆弾の実験をおこなわず、これらの兵器を使わないという公約をふくむ国際協定を結ぶように要求する。

このような協定は、これらの兵器の完全な禁止を確保する有効な措置を準備し、容易にするであろう。それはちかい将来に、国際緊張の緩和をうながし、全般的軍備縮少にみちびき、原子力を平和的目的に利用するための協力に道をひらくであろう。

私たちは、平和を愛するすべての団体とすべての個人によびかける。私たちは、つぎのことを基礎とした協定を、各国政府のあいだにむすぶための手段を、国内的また国際的な規模で、協力してさがしだすことを、すべての政治団体、労働組合、宗教および文化団体、あらゆる国の男女にうながす。その基礎とは、あらゆる大量殺人兵器の生産・貯蔵・利用を禁止し、完全に実行のできる厳重な国際管理を確立することである。

（安全についての決議）

戦争の拡大にみちびくおそれのあるアメリカ合衆国のインドシナ紛争への軍事干渉の脅威、ドイツの再軍備を合法化しようとする「ヨーロッパ防衛共同体」をうちたてるための圧力、軍事条約の政策によるヨーロッパとアジアの分割、威かくと脅迫の目的でしたことはすべて、話し合いの最初の希望が生まれたあとに、また諸国民にあたえている。

朝鮮の休戦とヨーロッパとアジアの再軍備された熱核兵器の実験――こうもや不安をいだく根拠をの開始を確保した各国の世論の運動は、諸問題についての話し合いることができる。今日つぎのことを達成す

ジュネーヴ会議を成功のうちに終結させること、すなわちインドシナの休戦と朝鮮およびインドシナの紛争の平和的解決。

ボン・パリ条約を廃棄し、ドイツ問題の平和的解決のための話し合いを再開すること。

原子兵器実験を中止しこれらの兵器の使用禁止について政府間に協定をむすぶこと。

すべての国民は政治的・社会的体制のちがいにかかわらず、共通の利益をもつている。原子力をおどかしにつかい、世界を軍事ブロックに分割することによつては、この共通の利益をまもるこ

とはできないし、各個人の安全と諸国民の独立を保障することもできない。これらの共通の利益は、民族解放運動の抑圧と、他国の国内問題への干渉によつておびやかされている。

他のものの安全を保障することなしに、自分自身の安全を確保することはできない。共同の安全は社会的・政治的制度のちがいにかかわりなく、すべての関係国によつて、まずアジアとヨーロッパにうちたてられねばならない。

（文化委員会の勧告）

一、さいきん数カ月、文化交流の分野で心をはげますような進歩が見うけられた。いくたの知識人の会議、芸術および映画の催しもの、代表団の訪問、偉大な人物と有名な作品の記念祭、教員・科学者・学生・スポーツマンなどの集会――これらはすべてその労働の成果、すなわち技術の進歩と科学と芸術の成果を交流したいという諸国民のねがいを立証するものである。

二、同時に、各国独自の文化を発展させ、広はんな人民大衆のあいだに知識をひろめることを目的とした、はばのひろい国民的運動が生れ、成長してきた。民族文化をしめころそうとするどんなくわだてにも反抗して――というのは、このようなくわだては、その国の主権を侵害することになるからである――この運動は各国民の文化の宝庫を富ませ、国際交流をゆたかにするような作品の創造を容易にしようとつとめている。

三、文化の交流と民族文化の発展のうえで、人を勇気づけるような成果が達成されたとはいえ、この成果は、現実にある可能性につりあつていない。あまりにも多くの障害がのこつていて、諸国民が人間の精神の達成を十分に利用するのをさまたげている。思想の自由な表現に、また個人の来往や作品の普及に、いまなお行政上または政治上の障害がくわえられることがあるのは、想像もおよばないほどである。これらの障害はとり去られなければならない。

文化を尊重する一人一人が自己の責任を自覚するならば、そして、これらの障害をとりのぞき、民族的文化の活動をいつそう発展させ、相互の交流をひろげることを目的としたイニシアティヴを、だれがいいだしたものであれ、すべてしつかりと支持するなら、これらの障害はとりはらわれるであろう。

諸国民の願いは文化が諸国民間の友好と平和に役立つことである。

日本平和大集会　六月一九日にひらかれるストックホルムの「国際緊張緩和のための集り」を前にして、日本国民の平和への意志を結集するため、六月七日より三日間、一「日本平和大集会」がおこなわれた。この集会においては、つぎの四点が討論された。

第一議題　原水爆禁止問題

第二議題　アジアの安全保障について

第三議題　国際緊張の緩和と経済文化の交流について

第四議題　今後の平和運動をどう進めるべきか

そして、会議最終日の六月九日、日本平和大集会宣言「国民への訴え」を発表した。

（国民への訴え）

私たち日本人は三たび原子兵器の実験に供されました。これらの恐ろしい経験によつてわかつたことは、原子兵器はなかんづく水素爆弾は幾十かが使用されることによつて、人類は絶滅されうるということであります。原水爆使用禁止の要求が全世界の声となりました。しかしこの声に耳を傾けようとしない少数の人びとがあります。これらの人びとによれば、これらの兵器の恐怖が大きければ大きいほど侵略者の戦争計画を思いとどまらせるうえに

有効である、原水爆の製造や実験を大規模に進めることこそが、平和擁護の道であるというのであります。

しかし力による威かくの政策が国際関係をますます緊張させ、国民生活を破壊する以外に何も戦争の危機をいよいよ増大させ、過去八年の冷い戦争の歴史が十分以上のをもたらさないことは、緊張の緩和こそが平和と繁栄への道であります。

日本国民が進むべき道は力による威かくの政策に追随することではなくて、なによりもまず今日なお厚くはりめぐらされているソ同盟、中国、朝鮮、その他の人民民主主義諸国との間の鉄の障壁を破壊し、これらの国々との間に自由な経済的・文化的交流を発展させ、それらの国との国交関係を回復することであります。それらの国々からも話し合いですべての問題を解決しようとする態度を示しています。

私たちはこれに応ずべきであります。私たちは三日間の討論によつて到達したこの結論を全国民の世論とすることによつて全人類にとつて危険な力の政策の思想を孤立させ、無力ならしめることができることを確信しています。なぜならば、私たちは私たちが一人ではないことを知つているからです。アメリカ国民もソヴエト国民もイギリス国民も中国国民もその他の世界中のすべての国民が私たちと同じように原水爆の恐怖からの人類の解放、あらゆる制度の国々の平和的共存、あらゆる国民が他国の干渉なくみずから自分の国を治める権利のために力をあわせて立ち上つているのであります。

全日本国民の皆さん、自信をもつて平和の道を進みましょう！

「**国際緊張緩和のための集り**」　六月一九日から二三日まで、スエーデンの首都ストックホルムでひらかれた「国際緊張緩和のための集り」には、四〇カ国から二五〇人の代表が出席し、平和の問題について討議をおこなつた。日本代表は、左に掲げた四一人で、かつてみられなかつたほど広汎な層をふくんでいる。

石黒清（総評組織部長）、我妻勇（夕張炭鉱労組委員長）、富樫衛（根室地方平和経済推進同盟会長）、林秀憲（北海道農民同盟事務局長）、国井周作（東京都商工協同組合連合会副理事長）、志村寛（山梨県郡内産業振興会会長）、土門幸一（国鉄労組副委員長）、平野義太郎（平和擁護日本委員会）、添田良信（神奈川県会議長）、松浦一（北大教授）、坂田昌一（名大教授）、佐藤良（金沢大助教授）、清水幾太郎（学習院大教授）、山之内一郎（東大教授）、福島要一（学術会議会員）、柳田謙十郎（わだつみ会）、佐竹五三九（全国金属）、鈴木力（日教組）、田尻貴（同上）、大野幸一（憲法擁護国民連合）、伊井弥四郎（平和擁護日本委員会）、白水実（実業家）、椎尾弁匡（住職）

西村直己（自由党国会議員）、宇都宮徳馬（同上）、長島銀蔵（同上）、池田正之輔（日本自由党国会議員）、桜内義雄（改進党国会議員）、松浦周太郎（同上）、園田直（同上）、中曾根康弘（同上）、井手一太郎（同上）、今澄勇（日本社会党右派国会議員）、松前重義（同上）、堂森芳夫（同上）、田中稔男（日本社会党左派国会議員）、黒田寿男（労働者農民党国会議員）、堀真琴（同上）、須藤五郎（日本共産党国会議員）、小林信一（国会議員）、鈴木一（同上）

「国際緊張緩和のための集り」で発表された文書と勧告は、つぎのとおりである。

（I）　一九五四年六月二三日の総会で採択された諸文書

これらの文書のうち、第一のものは教授であり作家であるジャック・マドウール（フランス）、第二のものは国会議員、国民会議派、

国際連合朝鮮委員会前議長、博士アヌップ・シング（インド）、第三のものは国会議員、労働党員エウゼビオ・ロチャ（ブラジル）が、それぞれ提出した。

（一般決議）

強国がたがいの意図を信頼せず、これまで多数の紛争を生んだ疑惑と恐怖がいまなお優勢である今日の不安な世界で、東西三十カ国の社会的活動家が、国際緊張緩和に寄与するため自由な集りをもつた。この集りの経験は、理性的で偏見をもたぬ人々は、たがいにあつまることによつてすみやかに相互理解にたつしうること、現在世界を分裂させている争点の大部分について一致が可能であることを証明した。

社会的・政治的体制のちがいはそれ自体不可避的に戦争をもたらす原因ではない。平和共存は、大小をとわず、すべての国民の権利が法律的にも実際にもみとめられるならば、まつたく可能である。国際連合の存在は、平和のために欠くことができないのであるが、その国連は国際関係の正確な評価を基礎としなければならず、すべてを包括するものでなければならない。したがつて中華人民共和国および、加盟を申しいれたか、または加盟を申しいれるであろうすべての国は、国連に参加することを承認されなければならない。すべての国は、紛争問題の解決にあたり力にうつたえることを拒否しなければならない。すべての紛争は、話しあいで解決されなければならなず、たとえ当初の困難が大きくても、話しあいはしんぼうづよくつづけられなければならない。

これらの原則はなによりもまずジュネーヴ会議に適用しなければならない。この話し合いの成功は、世界の平和にとつてこのうえなく重要である。

この集りでおこなわれた接触の結果、全参加者はジュネーヴ会議はとくにインドシナ問題解決にかんするかぎり、成功できるし、またしなければならないことを確信した。

朝鮮問題については、うちきられた話しあいはできるだけすみやかに再開することが必要である。

平和はきりはなせないものである。アジアが平和を回復するだけでは十分でない。ヨーロッパにも平和がなければならない以上、ドイツ問題の平和的解決はかくことができない。したがつてドイツ問題にかんする話しあいはできるだけはやく再開しなければならず、同時に、話し合いをあやうくするおそれのあることはなにひとつなすべきでない。

原子兵器は全人類にとつておそるべき脅威である。したがつてつぎのことが必要である。それ自体、諸国民にたいする危険である実験はやめるべきである。現在大量殺人兵器をもつている国ぐには、それらを使わないことを誓約すべきであり、それらの製造と貯蔵は（国際的）管理のもとで禁止されなければならない。そうすれば、平利目的に使用される原子力は人類に大きな利益をもたらすであろう。

同様に、軍備の制限と管理にかんする話しあいも、本気になつて成功させるつもりでおこなわれなければならない。もしこれが成功すれば、その話し合いは全般的繁栄に有利となるように多大の生産力を解放するであろう。

緊張の緩和を助成するもうひとつの重要な要素は、東西貿易の発展であろう。それは、現在の制限がとりのぞかれさえすれば、いちじるしく増大するであろう。文化交流が増大、発展しなければならないという全員の希望もまた表明された。

×　×　×

この集りの参加者は、数日間の接触によつてよい結果が得られ

たことを、満足の念をもつて附言する。集りの参加者は、いくつかの国のある層では、発起人のだした招請がもつと広くとりあげられなかつたことを遺憾に思つている。集りの参加者は、この集りが到達した結論をそれぞれの国でしれわたらせることをちかうとともに、一九五五年はじめにもう一回、今回よりもさらにひろい規模であつまりを招集することを決定した。集りは、その事務局と書記局に、この目的のために必要なあらゆる措置をとるよう指示する。

（ジュネーヴ会議へのよびかけ）

一九五四年六月一九日から二三日まで、ストックホルムでひらかれた「国際緊張緩和のための集り」に参加したものは、インドシナ問題の平和的解決を達成し、アジアに平和を回復し、こうして国際緊張の緩和に寄与して、現在ジュネーヴに集つている諸国民の代表者にあいさつをおくつて、現在ジュネーヴに代表をおくつている各政府に、つぎのことをもとめます。

一、交戦者間のとりきめにより、できるだけはやく、インドシナ三国の休戦を達成するため、その努力を統一すること。

二、世界戦争の危機を、このうえもつと増大させるようなインドシナの紛争を、継続または拡大させることになりそうなあらゆる動きと行動をさけること。

三、主権と民族独立とインドシナ三民族のそれぞれの統一を尊重し、その民主的自由と、その政治的・社会的体制を自由にえらぶ権利とを尊重することを基礎として、フランスとインドシナ三国間でできるだけはやく平和条約を調印するように保証すること。

集りは、さらに、ジュネーヴ会議に代表をおくつた強国が、朝鮮人民のくるしみをなくし、世界のこの部分で敵対行為が再開されるゆゆしい危険を防止するという緊急事に注意するようにうながします。朝鮮問題の平和的解決を確保し、朝鮮人民に安全と完全な独立と統一をあたえ、全国にわたる自由な民主的選挙により、かれらの社会的・政治的体制をえらぶ権利をあたえるために、即時話しあいを再開するようにもとめます。

朝鮮人民に、かれらの希望を自由に表現する可能性を保証するために、あらゆる外国軍の撤退を条件とするとりきめが必要なことは明らかであります。

朝鮮問題の解決に有利な空気をつくりだすために、休戦条件、とくに交戦者に武器を送らないという条件が、双方により厳重に適用されるように保証されなければなりません。

（グァテマラ事件についての国際連合へのよびかけ）

一九五四年六月一九日から二三日までのストックホルムでひらかれた「国際緊張緩和のための集り」に参加したものは、グァテマラ侵略とその首都の爆撃をふかく心配して、侵略者にたいするいかなる国のいかなる援助をも非難するとともに、国際連合安全保障理事会が敵対行動を停止させ、侵略軍を撤退させ、国内にふたたび以前のような平和状態を確立するためあらゆる措置をとるよう、緊急な訴えを提出します。この集りは、すべての国の人々がこの懇願を支持することをもとめます。

（II）　集りの各活動グループで採択された諸勧告

これらの文書は、一九五四年六月二三日の全員会議で、満場一致承認された。

（政治部門でまとまつたドイツ問題にかんする勧告）――内容省略

（政治部門でまとまつた軍縮と大量破壊兵器にかんする勧告）

国際緊張を緩和するための集りの参加者は、国際的争いを解決する手段としての戦争をしりぞける国際連合憲章に体現された原則を固守する。われわれは、さらに、過度で重荷となる軍備の累積、なかでも原子爆弾と水素爆弾の急激な発展と貯蔵、すでに多くの災害と、ひろくゆきわたつたおどろきをかもしだした実験的爆発――すべてこうしたことが、戦争になるかもしれないような国際緊張をつよめているものとみとめる。

それゆえ、参加者は、原子および水素爆弾を製造することのできるあらゆる国の政府にたいして、こうした兵器をこれ以上試験することを中止し、これを戦争につかわないという同時的宣言をだすことに同意するようにもとめる。

参加者は、国際連合軍縮委員会で現在おこなわれている話しあいを推進し、これ以上おくらせないで、こうしたすべての兵器の永久廃止を確保するとりきめをむすびそれに必要な、妨げられることのない継続的な監視の保証をつけるように、各国政府にうながすものである。

参加者は、さらに、あらゆる国の政府にたいして、軍縮を軍隊およびあらゆる型の兵器におしおよぼすための実質的な公正な措置を実現するとりきめをむすぶようにもとめる。

いくつかの国家だけが原子兵器の製造に従事しているにすぎないとはいえ、世界の一つ一つの国がその影響をうけるであろう。だから、集りの参加者は、世界のすべての国民が、「その関心を表明し、それぞれ発言し、できるだけ有効なやりかたで、万人を一様におびやかしているこの破壊力の進展をはばむように力をかえる」べきであるというインド首相ネール氏の訴えを支持する。

公衆の行動の有効性は、いたるところで諸国民がどの程度に原子戦の危険と、それを排除するのに必要な手段に気づいているかによつてはかることができる。だから、集りの参加者は、各国の政府、あらゆる種類の団体、とりわけ科学者の団体に、ありのままの知識にもとづいて、この問題にかんする世論をつくりだすために、あらゆる努力をつくすように懇請する。

参加者は、原子力の建設的利用にかんするどんな提案でも歓迎するが、それが軍事的利用を禁止するとりきめのあとでなければ、さほどうけいれられるものでなく、また有効でないとみとめる。これが達成されてからはじめて、科学と技術の資源を人類の緊急な必要事をみたすため完全に利用することが可能となるであろう。

（政治部門でまとまつた安全保障と民族独立について
の国際連合にたいする勧告）

国際緊張を緩和するための集りの参加者は、つぎのようにかんがえる。

国際連合憲章は、諸国民の熱望にこたえるため、文字どおり精神どおりに適用されなければならない。

中華人民共和国は、これ以上おくらせられることなく、国際連合内の正当な地位を占めなければならない。

その社会的・政治的体制がどうであろうと、国際連合に加入を申しでたあらゆる国家は連合に普遍的性格をもたせることができるように、加入がゆるされなければならない。

こうして、国際連合は、国際緊張を緩和するうえで、この上なく重要な役割をはたすことができよう。

集りは、世界が二つの敵対するブロックに分裂していることと、それがひきおこす軍事的措置とが、平和にとつてゆゆしい脅威であるとみとめる。集りは、このような事態をひきのばし、または悪化させることを目的としたり、または結果としてそのようになるいかなる軍事条約または軍事連合にも反対する。

集りは、不侵略と安全保障の条約が、平等と国際連合憲章に一致することという原則にもとづいて、政治的・社会的体制のいかんをとわず、すべての関係国をうけいれるものであるならば、このような条約に賛成であることを宣言する。

この手段によつて、冷戦は終らせられ、世界のすべての国の協力という精神が発展するであろう。

集りは、自決と独立の生存という諸民族の譲渡することのできない権利も、誠実に履行されないかぎり、なんの価値もないと声明する。

したがつて、いまなお従属している諸民族は、その自由をかちとり、自分のことがらを自分ののぞみどおりにいとなみ、自分の労働の生産物と自分の資源を自由に自分で処理しなければならない。

集りは、現在いろいろの地域の民族の熱望にくわえられている暴力行為がやめられ、あらゆる人種的差別待遇が廃止されなければならないと宣言する。

あらゆる民族の民族的独立と、その民族的主権の自由な行使は、世界平和のなくてはならぬ条件であるとともに、もつとも確実な保障である。

（経済部門でまとまつた勧告）――内容省略

（文化部門でまとまつた勧告）

1　今日、世界の諸国民は、国際緊張の軽減を心からのぞんでいる。一九五四年六月一九日から二三日までのストックホルムの集りは、平和の確立と維持に必要な信頼と理解の空気を全世界にわたつてつくりだすうえで、文化的交流のはたす役割が、なによりも重要であることを強調した。

科学者、芸術家、あらゆる種類の活動家、学生、スポーツマン、その他のものが外国に滞在すると、各国民をたがいに直接に接触させることが可能になる。それは、かれらに正確な知識を得る機会をあたえ、自分たちとちがつた生活様式をくわしく知り、それを尊重することを可能にする。

国際的なこの集りは、このような交流の数をふやし、それをもつと実り多くするために、文化の分野で活動している全世界のすべての団体によびかける。集りは、かれらが、自国の政府から、必要な便宜と認可をうけるため、あらゆる権威を行使するようにもとめる。

創造的思想の伝達と作品の交換は、人々を近づけ、すべての人が擁護し、ゆたかにしなければならない文化の宝庫を、これまで以上にはつきりと理解させることをたすけるであろう。

2　集りの参加者は、あらゆる創造的活動家、研究に従事するすべての人、教育に従事するすべての人に訴える。集りは、かれらにむかつて、人間をもつと近づけあうすべてのもの、すなわち人間の統一、自国民と自国の文化ならびにこれと同様にあらゆる国民とあらゆる文化を尊重し愛するという観念を十分に重んずるように、そのあらゆる努力とあらゆる才能を、ますます献身の念をつよめつつ、創造と研究と教育の活動で行使するようにもとめる。

だから、参加者は、かれらにむかつて、これらの思想と感情に反するすべてのもの、諸国民間の不信と憎悪を助長するすべてのものの宣伝に反対するようにうながすものである。

こうしてかれらは、人類のために文化の発展にとつてなくてはならぬ条件である平和をつよめようとして、有効に活動することができるであろう。

（集りに参加した各派教会員から世界のあらゆる宗教の信者

にたいするよびかけ」――内容省略

原水爆禁止署名運動　五月九日、東京都杉並区に住む同区公民館長、法政大学教授安井郁の名で招請された同区内の労働組合、婦人団体、医師会、社会事業団体および区議会などの代表者は、原水爆禁止署名運動杉並協議会を結成した。ただちに一六〇人の実行委員がえらばれ、六月一日から、二〇〇〇人以上の活動家が参加して、杉並区内の署名運動が開始された。

やがて、この運動が全国的な規模にひろがり、八月八日、「原水爆禁止署名運動全国協議会」の結成大会がひらかれた。同協議会事務局の文書「八〇〇〇万署名のために」（雑誌「平和」一九五四年一〇月号）は、つぎのように述べている。

国民の総意を代表して国会は満場一致原水爆禁止の決議をなした。学術、文化、芸術、政治、経済、宗教、労働、農民、青年、婦人等あらゆる分野にわたる最も権威ある全国的組織も競つて原水爆禁止の決議や声明を行つた。加えてほとんどすべての都道府県議会及び無数の市町村議会が同様の決議を行つた。

われわれは今までにもいろいろな署名運動を経験して来た。そのうち特に全国集計の行われたものとして一九五〇年の「原爆禁止署名」（ストックホルム・アピール）と一九五一年の「五大国協定署名」（ベルリン・アピール）をあげることが出来るが、これらはいずれも所謂「上から」よびかけられた運動であつた。今度の原水爆禁止署名運動はそれとは丁度逆に、各地域や各団体でむしろ自然発生的というに近い程自発的に始められた。従つて例えば署名簿の形式にしても、そこにかかげられたスローガンにしても、署名のアピールさきにしても、それぞれ思い思いの創意が生かされた。

署名をほぼ完了したという団体がふえて来るにつれて、全国の集計センターに対する要求もまた熾烈になつた。憲法擁護国民連合、平和擁護日本委員会などの全国的な平和団体が一応集計事務を行つているにしても、国民の間の運動の拡がりは、到底これらの既存の団体のワクの中に原水爆禁止署名運動をおさめきれるものではない。こうして全く下からの要求によつて、言うならば大衆自身の手によつて、一切のセクトを打ち破つて作り出された全国センターこそ「原水爆禁止署名運動全国協議会」なのである。

全国センターは「原水爆禁止運動全国協議会」として先ず発足した。

全国協議会の目的はかくして、全国各地各団体の原水爆禁止署名運動と連絡し、推進し、集計すること、署名に示された国民の総意を日本政府及び全世界に訴えること、科学的な知識の普及をはかることの三点に要約された。

全国協議会の中心スローガンとしては、杉並協議会が細心の配慮をもつて決定した三つの訴え

原水爆禁止のために全国民が署名しましょう
世界各国の政府と国民に訴えましょう
人類の生命と幸福を守りましょう

がそのまま採用された。

「全国協議会の」代表世話人には有田八郎、植村環、大内兵衛、奥むめお、賀川豊彦、片山哲、北村徳太郎、椎尾辨匡、羽仁もと子、山田三良、湯川秀樹、村田省蔵の十二氏が選ばれた。他に常任世話人約三十名、事務局長には法政大学教授安井郁氏が選任された。

各地の報告をきくと、いずれも生命と幸福を守る国民運動にふさわしく周到な用意と規模をもつて署名運動が進められているこ

とが分る。北海道の代表が「参加していないのはたつた二つ、警察とCICだけで誰もいないほどである。」と述べても、それを誇張とうけとるものはいない。

原水爆禁止署名全国集計

一九五四年一二月一四日現在

全国総数	一〇、〇八四、二三二				
北海道	一九四、九三六	滋賀県	八、六八八	九、〇三八、九六二	
青森県	一一九、八七七	京都府	二七七、三五九	五、五四〇、一二三	
岩手県	三〇、九六三	和歌山県	六、三八四	一、四九九、九〇三	
山形県	四〇、九九六	奈良県	一〇六、〇四六	一、五八一、六四一	
宮城県	二六、五四九	大阪府	四三三、九四三	五六、九三三	
福島県	一一三、五五五	兵庫県	一八三、二七九	三五、二三三	
群馬県	一三〇、五九九	岡山県	二九、二四六	二、四三五	
栃木県	四三、二一〇	鳥取県	一七、八四七	一、四六一	
茨城県	一七三、六一五	島根県	三六〇、一六六	五、二八一	
埼玉県	五、四一〇	広島県	一、〇三一、六五六	二一、六四三	
千葉県	二一、八六四	山口県	七〇八、三九三	二一八、二〇八	
東京都	二、七九四、九四四	高知県	一九三、五六三	五〇、一二六	
神奈川県	四一七、九六二	徳島県	五七、九五五	一、二四六	
静岡県	二四八、五〇一	香川県	—	一〇七	
愛知県	七五、一八三	愛媛県	一五六、六七五	一五、六六四	
岐阜県	五一、六七五	福岡県	一六一、七五二	八、九二九	
三重県	九六、九〇四	熊本県	二〇八、七六三	六〇	
山梨県	八、五六四	佐賀県	一一四、四七二		
長野県	七六一、三八〇	大分県	二六六、四二〇		
新潟県	二四五、九九六	宮崎県	六五、四〇三		
富山県	二三三、九五八	鹿児島県	九三、七一三		
石川県	二、三八四	長崎県	一四八、八四七		
福井県	二〇一、一一三				

〔全国団体別〕

憲法擁護国民連合（総評四八二、人類愛善会（大本教）	三五四を含む）
平和擁護日本委員会	
アカハタ本局扱	
日本看護協会	
全国看護労組	
国際友和会日本支部	
日本YMCA	
キリスト者平和の会	
日本炭鉱主婦協議会	
全国友の会	
共同通信原水爆禁止署名運動協議会	
時事通信社有志	
アジア太平洋地域日本平和連絡会	
日ソ親善協会	
スバル社	

九月の世界平和評議会執行局会議

ーンで世界平和評議会執行局会議がひらかれた。この会議は、さる三月の執行局会議の国際情勢にかんする見透しが、その後の運動の発展に照して正しかつたことを確認するとともに、きたる一一月、世界平和評議会定例総会を招集することを決定した。

（世界平和評議会執行局の宣言）

いくつかの大きな出来事が世界に新しい希望をもたらし、平和のために活動しているすべての人びとの努力がむくいられた。朝鮮とインドシナで休戦が調印され、フランス議会は、ドイツ軍国主義の復活をもたらすヨーロッパ軍条約を拒否した。世界平和評

議会がおこなつた提案と運動は、諸国民に行動をとらせ、その努力を組織することを可能にさせた。今日、すべての国の多数の人たちが、この偉大な勝利をかちとるために自分たちが貢献したことにほこりを感じているのは当然である。

それにもかかわらず、世界には、なお危険がのこつており、このことはいまなお平和の諸勢力の警戒心を要求している。ヨーロッパには切迫した脅威がのしかかつており、すでにえられた成果を破壊してしまうおそれがある。

ドイツ軍を再建して軍事同盟にふくめることは、いまなおいくつかの政府の目的になつており、それはドイツの分裂を永久化し、ほしいままに分裂させられているヨーロッパの二つの部分の対立をするどくし、軍備競争を刺激することになるであろう。

世界平和評議会執行局は、どのような形式にせよ、またどのような口実によつてであろうと、ドイツが再軍備されることに反対することを各国の国民にうつたえる。執行局はアメリカ、ソ同盟、イギリスおよびフランスの政府にたいし、早急に話しあいをはじめるように要求するように各国の国民によびかける。いかなる政府も逆方向の行動や前提条件をおしつけることで話しあいをさまたげるべきではない。

ドイツ問題の平和的解決は、関係諸国およびドイツ国民自身によつてうけいれられることのできるものでなければならない。それはドイツの分割をおわらせドイツがどの隣国にたいしても脅威する道具にならないようにし、同時にヨーロッパの安全保障の組織をゆるすものでなければならない。

安全保障は、敵対するブロックに分裂された世界では確保することはできないし、また軍事同盟の方法によつて確保することはできない。安全保障のためには、政治制度や社会構造がどうであろうとすべての国が平和的に共存すること、すべての国が協力しあうこと、および全般的軍備縮小と大量殺人兵器禁止の協定をむすぶことが必要である。これらの大きな目的の達成をめざして平和のすべての勢力を結集するために世界平和評議会執行局は一九五四年一一月一八日に世界平和評議会総会を招集することを決定した。執行局はつぎの諸点を議題として提出する。

一、ヨーロッパのすべての国が共同の安全保障体制のために協力すること

二、外国の干渉ならびに軍事ブロックと軍事同盟の体制によつてアジアの各地で生じている情勢について

三、国内問題にたいする外国の干渉によつてラテン・アメリカに生じた情勢について

四、軍備縮小と大量殺人兵器の禁止のための平和諸勢力の行動について

五、一九五五年前半にすべての国々の平和諸勢力の代表の集会を準備することについて

また、同執行局会議で検討された世界平和運動の組織問題が、九月三〇日、書記局から発表された。

（世界平和評議会の組織問題にかんする勧告）

世界平和評議会執行局は九月一三、一四、一五日の会議をつうじて、世界平和運動の活動と組織を検討した。それは諸国民がさいきんかちえた平和をめざすかずかずの勝利にたいして世界平和運動があたえた重要な寄与を指摘し、会議のおわりに採択された声明のなかで、この寄与を強調した。

世界平和運動のかかげる思想とカンパニアはひじょうに広はんな各階層におよんでいる。これらの思想とカンパニアは、国際紛争の平和的解決を要求して世界に発展している巨大な世論のなが

れの重要な源泉であり、新らしい諸勢力がますますこの運動を支持するようになつているために、この運動の影響力と権威はきわだつて増大している。

かちとられた成果の重要性、ならびに国際情勢が現在われわれに提起しているかずかずの任務からみて、全平和運動は、いまやその活動と工作方法をたえず改善していくという義務に直面している。この事実から出発して、執行局はまず第一に、運動の成長と強化を強調した。多くの国々で、全国的規模での平和運動は国民のすべての層をひきいれ、平和諸勢力のできるだけ広はんな統一をうちたてるような行動をとりあげ指導する能力をしめした。このようにして、各国の平和運動は権威と影響力を獲得したが、その権威と影響力は運動が平和をもとめる国民の願望に合致しているために、各国のもつとも重要な各政治勢力の態度や声明のなかに反映されているのである。

同時に、世界平和運動はいうものの、だからといつて運動にはいまなお弱点があるという事実をかくすことはできない。執行局会議ではこれらの弱点はつぎのように要約された。

一般に、世界平和運動は、その思想と諸活動がおよぼした影響力にくらべて、その組織はかならずしも拡大したとはいえない――世界カンパニアを、各国の独自のカンパニアをつうじて各国それぞれの特殊な条件に適応させなかつた若干の国々では活動の規模がかぎられ、あるいは中絶の状態にたちいたつたが、それは一般的にいえば、せまい目標、とどのつまり「平和は戦争よりもよい」といつたような抽象的な公式にそつて現在の平和のたたかいをすすめるせまい目標から生ずるものにほかならない。

――平和運動を解消させるような傾向、また抽象的なまたは混乱した目標をたてて平和闘争をせばめるような傾向があらわれている。若干の国々における運動は、自国の平和戦線を拡大しようとかんがえて、自分たちの独自な行動の綱領を放棄して、他の諸勢力と共同で結成した機関に解消してしまつた。ただ全国委員会というかたちだけで平和運動をやつている国もある。その活動は、地方の平和委員会をつうじて、国民全体との接触をたもつというようにはすすめられていない。

したがつて運動は、その決定を大衆行動によつて実現することができないのである。同時に平和運動の影響力は、本質的には運動の外にある著名人や組織の支持があるかどうかにかかつていると信じこむような一部の傾向は、普通の大衆のあいだでの説得啓蒙活動を軽視するようになるので、結局のところ、平和運動は著名人の支持も、大衆の支持も両方ともえられないことになつてしまうのである。

――いまなお、いくつかの国の平和運動は、共同で一致した目標を中心として、もつともひろく統一することなどは全然無視して、社会的背景や政治上、思想上の見解などにかかわりなく国民のすべての層の関心をひきつけるにはあまりにもせまくるしすぎるようなスローガンをふりまわしている。こういうたぐいの運動は、その組織原則、その活動形態、その論議のやりかたなどからみて、政党または政治団体と直接むすびつく傾向があり、ときには、たとえば選挙にさいしては、たんに反対派グループとしてだけ国民のまえにあらわれるといつた傾向を示しているが、それは一んがみ、執行局はなによりもまず必要なことは、これらの弱点があらわれたら、ただちに直してゆくことであると強調した。この点で執行局は、世界平和運動がいままでの五ケ年間の経験をつうじてその基礎としてきた諸原則の適用の中に組織問題の解決を求

めなければならないと指摘した。平和運動は平和勢力のもつともひろい統一をもたらし、その統一を促進することのできる運動である。それはたえず差別や限定をしないで、国内的にも国際的にも、平和的共存と話し合いによる国際紛争の解決という原則をみとめるすべての人々を結集しようとつとめている。平和運動は自由な討議をつうじてあらゆる人々にうけいれられる目標と活動形態とをきめるのである。

世界平和評議会は平和闘争を独占しようなどとは毛頭思つていない。世界平和評議会は平和の諸勢力を代表するすべての個人と組織にむかつて世界平和評議会の運動がとなえる行動が、成功するように協力してほしいとよびかけている。しかし同時にまた、この運動はその動機はなんであるにせよ、おおよそ、国際緊張を緩和するための努力のいつそう大きな統一に役立つような、いつさいの動きを支持する用意があると宣言するものである。その目標の巾ひろさ、そしてすべての国ぐにに波及する諸活動を促進するその力量とが、世界平和評議会の運動を、およそ平和を維持するために働きたいとねがつているすべての人たちをひきつける存在としているのである。だから、世界平和運動が存在し、しかも成長しているという事実は、平和のために働いているすべての人たちの活動と統一を発展させるための不可欠の条件にほかならないのである。

平和運動は、行動からうまれ、行動をつうじて形成されるものである。どこの国でも、この運動の存在と力は、たえず更新される活動、すなわち、国際情勢からくる要求と、各国それぞれの特殊な利害関係との両方にもとづいた正確で、実際的な諸目的を達成するためにすべての善意の人々を結集する活動に依存するのである。

その諸活動を発展させるためには、平和運動は地域および職場における平和委員会の存在に依存しなければならない。世論をかたちづくつているあらゆる層にたえずよびかけることのできる運動で行動のもつともひろい統一と、最大の効果とを保障するものにはかならない。

各国の全国的な運動の諸経験を分析したのち、執行局は、以上の原則をもととして、各国平和委員会にむかつて、全国的な平和運動の強化にもつともよく寄与しうる方法をみつけだすために、つぎのような諸提案を考究するよう要請するのが有効であるとかんがえた。

―国際緊張緩和になんらかの関係のある、全国的、および国際的事件にたいして各国委員会の名前で、または、そのもつとも著名な個人による声明といつたかたちをとおして、平和運動のとるべき態度を、あらゆるばあいに明確にしていくこと。こういうやりかたによつて、平和運動の独自の性格をはつきりさせることができる。これに関連して平和運動は、たとえば特定国にたいする武力発動のよびかけとか、すべての国ぐにとの経済的、文化的発展を阻害する差別待遇とかのような、国際関係に緊張のふん囲気をつくりだすのをあおるすべての行為に反対する立場をはつきり表明する必要がある。

知名人や名の知られた各種団体と協力しておこなわれた共同行動のゆたかな経験を活用して、この協力をつよめ、拡大すべきこと。要は、特定の個人や組織の代表者だけでなく、かれらの代表するグループとの協力をも確保することである。というわけは、これが平和闘争ぜんたいの利益になるからである。この目標を達成するには共同して発展させることのできる行動を提唱、または支持することが必要であり、さらに、とくに世界平和運動が国際的規模で参加している行動を広はんに支持することが必要であ

る。

―平和運動の巾のひろい、民主主義的な性格を維持するよう、たえず配慮すること。各級段階で、さまざまな見解や傾向をもつている人たちが、できるかぎり完全に代表できるような委員会を結成し、また、そのように改組すること。すべての委員が決定の作成と実施に責任をもつように、目標および活動形態を共同で決定すること。委員会幹部を集会や大会で選出するときには、平和活動家全員が参加できるようにすること。

―地域および地方の平和委員会による恒久的活動を援助するのにもつともふさわしい活動形態を採用すること。一つの活動は他の活動に結びつき、他の活動に発展するものである。たとえば、署名あつめや請願や国民投票は、各種議員にたいする代表はけんのカンパニアに発展するし、地域集会や工場集会はつぎのもつと大きな集会の準備となるし、地域、地方の集りは、全国会議を招来するし、行動デーは行動週間、行動月間となつていくのである。

経験のしめしたところでは、各委員会にとつて、つぎのことが必要であることは、もはや議論の余地がない。すなわち世界的な規模ではじまつたカンパニアのわく内での共同行動のために各地域、地方の万般の事情にもつともよく適合した方法をみつけだすこと。平和闘争の目標を国民の地方的、全国的利害関係ときんみつに結合させることによつて、その闘争の目標をなお一そう現実的なものにしていく理論を明確にすること、日常の啓蒙活動をおこなつていくためのいろいろの理論や事実をみつけだすことである。

―平和運動の諸活動をよく発展させるのに必要な資金をつくることは、各委員会の不断の任務であるとかんがえること。平和運動の性格からして、そのために一人一人の支持者から固定会費をとりたてることは不可能である。したがつて財政を確立するには、政治活動をむすびつけて発展させることのできる特殊な活動をおしすすめるという労をおしんではならない。多くの国ぐにで採用されているつぎの諸方法をここで推奨しておきたい。すなわち、代表団の旅行、ポスター印刷のような特別の活動の費用を捻出するための資金募集、デモンストレーションやカンパニアの組織に関連して、支持者カードや奉加帳の配布、集会、大会、会議の席上での品物（バッジ、スカーフ、美術品など）の販売、署名あつめにちなんでの出版物の販売などである。

―平和の諸活動を世界的規模でいつそう大きく協力させ、いつそうよく調整するために、世界平和評議会書記局と他のそれぞれの全国平和運動との連携をなおいつそうきんみつにすること。この連携は世界平和評議会または大会への代表はけんの交換などによつても「書記局公報」および機関誌「平和ようご」によつても、さらに代表団の訪問や交流、出版物、映画、文書の交換などによつてもできるのである。

この点で、世界平和評議会書記局は各国委員会に、もとめられるいつさいの援助をおこなう用意がある。

おわりに執行部は平和運動の活動と組織にかんするこれらの問題の検討は、執行局の声明にかかげられている諸目標をどう達成するかという見地にむすびついているとかんがえた。この検討は、世界平和評議会のつぎの会議で討論されるはずになつている。万国の平和勢力の代表によるきたるべき集会にかんがみ特別な価値をもつている。

世界平和評議会定例総会　一一月一八日、ストックホルムで世界平和評議会定例（第七回）総会がひらかれた。日本代表として、松本治一郎が、第一日の会議で演説した。

一一月二三日、会議の最終日に、満場一致でつぎの決議を採択した。

一、「全般的安全保障を確立する目的で全ヨーロッパ諸国の協力を保証するため」の諸国民にたいする世界平和評議会のよびかけ。

二、アジア諸地域で、外国の圧力および軍事ブロック・軍事連合の体制によつてつくりだされた情勢にかんする決議。

三、諸民族の内政問題にたいする外国の干渉の結果、ラテン・アメリカでひきおこされた情勢にかんする決議。

四、軍備縮小と大量殺人兵器の禁止とをめざす平和愛好勢力の闘争にかんする決議。

五、外国の圧力および軍事ブロック、軍事連合の体制によつてつくりだされた情勢にかんする決議。

六、平和勢力の代表者の世界集会を招集する世界平和評議会のよびかけ。

七、世界平和運動の組織についての勧告（組織委員会提出）。

八、大文化祭をおこなうよびかけ。

九、世界平和運動の文化活動についての勧告（文化委員会提出）。

総会の結語を、ロムバルディ議長がおこなつた。議長は、世界平和運動の諸成果を指摘し、平和運動が今日行動の段階にうつつていること、すなわち、その成果は、インドシナおよび朝鮮における休戦であり、ヨーロッパ防衛共同体設立計画の失敗であつたことを確認した。

（全般的安全保障の確立を目的とする全ヨーロッパ諸国の協力を保障するために）

――諸国民にたいする世界平和評議会のよびかけ――

朝鮮、インドシナの休戦、ヨーロッパ防衛共同体（ＥＤＣ）拒否が諸国民をきりはなすあらそいをなくすという希望を世界にあたえたとき、ロンドン・パリ協定がとつぜんたちあらわれ、ナチ国防軍復活にすべての人びとをまきこむ危険が諸国民をおびやかしている。ドイツの統一を可能にする諸提案が出されているとき、ロンドン・パリ諸協定が実行されるならば、ドイツ国民の民主的、愛国的勢力に重大な打撃をあたえ、ドイツ軍国主義の野心をかきたて、ドイツおよびヨーロッパの分裂を確定的なものにするであろう。

軍縮、大量殺人兵器禁止の死活的問題について国連で進展がみられ、平和の希望が強まつているとき、ロンドン・パリ諸協定が実行されるならば、それは、急速にあたらしい軍備競争をひきおこし、すべての人びとに破めつ的な重荷としてのしかかるであろう。

これらの協定の批准は話しあいの可能性を維持しないどころかヨーロッパと全世界の平和にあたらしい危険をもたらす情勢をつくりだすであろう。

諸国民はこうして二つのうちどちらをえらぶかのわかれ道のまえにたつている。ひとつは公明正大な協定にたつすることのできる話しあいの道であり、もう一つは世界の緊張の緩和にむかつてなされた進歩を無にする自分勝手な行為――主として西ドイツの再軍備と軍事ブロックへの加入――である。

諸国民はロンドン・パリ諸協定批准に反対しなければならない。諸国民は自由選挙によるドイツの統一、オーストリア国家条約の締結のための四大国の話し合いを即時ひらくことを要求しなければならない。

諸国民はすべての国の協力をつうじてその安全と共同の繁栄を確保するために、政治制度にかかわりなく、全ヨーロッパ諸国をふくむ話しあいを即時ひらくことを要求しなければならない。どの政府、どの議会もこの意志に反して国民の運命をきめる力をもたない。

諸国民はとりかえしのつかない事態がおこることをゆるさないであろう。かれらはドイツ再軍備をゆるさず、共同の行動によつて、ヨーロッパの安全と世界の平和への道をひらくであろう。

（外国の圧力および軍事ブロック、軍事連合の体制によつてアジアの諸地域で生じている情勢について）

世界平和評議会総会は、アジアの情勢を検討し、おおくの重要で価値のたかい諸事件がおこつたことにふかい満足を表明する。これらの事件は、朝鮮とインドシナの戦争を停止させ、アジアの平和の諸条件をつくりだすのに貢献し、国際緊張緩和を促進した。ジュネーブ会議は平和勢力の勝利であつた。インドシナで停戦がおこなわれ、ながい年月をつうじてはじめてこの地域で大きな戦争がおこなわれていない。インドと中国の首相の共同宣言はつぎの五原則にもとづく平和的共存の理想に実際的な希望をあたえた。

一、相互の領土主権の尊重
二、相互不可侵
三、相互の内政不干渉
四、平等互恵
五、平和共存

これらの原則はアジアと世界の諸国民によつて熱烈に歓迎され、ビルマ、ヴェトナム民主共和国、ソ同盟の政府によつて、またインドネシア政府の指導者たちによつて承認された。この五原則は、アジアの集団的平和と安全の土台をすえたばかりでなく、これらの原則の承認はすべての国の平和的共存と友好関係の基礎をつくるであろう。これらのできごとは「アジア人同士をたたかわせる」ことをのぞむものたちの努力をくじき、アジアの統一と団結をつよめた。しかしながら、戦争製造人たちは、軍事同盟や軍事条約をむすんだり挑発的な軍事冒険をやつたり、アジア諸国への内政干渉を強化したり、また諸国民にたいする暴虐を強めたりすることによつて、アジアを支配しようとするかれらの計画を発展させるのにやつきになつている。これらの意図をうちやぶり、アジアの平和と安全を保障するために、世界平和評議会はアジアと世界の諸国民にたいしつぎのことをうつたえる。

一、アジアの平和地域を拡大強化し、五原則にもとづく集団的平和と安全をうちたてること。

二、SEATOおよびアメリカ・パキスタン条約のような、アジア人とアジア人を対立させ世界平和に脅威をもたらすあらゆる軍事ブロック計画に反対しこれをうちやぶること。

三、マレー、西イリアン（西ニューギニア）およびゴアをふくむアジアのあらゆる部分における外国の支配と干渉の停止、アジアの土地からのあらゆる外国軍隊の撤退、アジアのすべての外国軍事基地の除去、すでに太平洋地域に致命的影響をあたえ生命を破かいする成分でアジアの空気と水をけがした危険な原水爆実験の即時中止を要求すること。

四、中国領土台湾にたいする外国の干渉停止を要求し、中華人民共和国が国連で合法的地位をしめることを主張すること。

五、朝鮮人民の熱望にそつた朝鮮の平和的統一のため、アジアの中立諸国の参加した関係諸国会議のすみやかな再開を要求しインドシナ休戦協定の厳格な遵守を要求すること。

六、アジアと世界の平和をおびやかす日本再軍備化に反対すること。

このようにしてはじめて、アジア諸国民は、平和と自由とみずからの進歩のための機会を確保し、また世界平和をつよめる自分たちの役割をはたすことができる。

（軍備縮小と大量殺人兵器禁止とをめざす平和愛好勢力の闘争にかんする決議）

四年前、原子兵器の無条件禁止をよびかけたアピールがストックホルムでおこなわれた。すべての国の国民が、このアピールのためにおこなつた運動は、朝鮮とインドシナで原子爆弾を使用することをくいとめた。また、諸国民の決然たる行動は、各国の政府をして朝鮮とインドシナにおける戦闘をやめることを余儀なくさせた。

それにもかかわらず、軍備競争の強化と一そう破かい的な大量絶滅兵器の発展によつて、今日われわれはふたたび戦争の危険に直面している。

諸国民の意志は、この危険をいま一度ふせぐことができるし、またふせがなければならない。

世界平和評議会は、国連において、軍縮と原子兵器禁止にかんする討議が進展していることをよろこぶものである。世界平和評議会は、この成果が話しあいによつてたつせられたものであり、それは和解を基礎として協定をむすぶことが可能であることを証明していると強調する。

国連総会が、これらの問題解決の道をきりひらく決議を満場一致で通過させることができたのはまさにこの方法によつてである。

しかし、西方諸大国がロンドン・パリ諸協定によつて西ドイツを再軍備させ、これを軍事ブロックにひきいれる希望を表明していることは、いま軍縮のためにはらわれている努力をくつがえし、すでにたつせられた成果をあやうくするものである。世界平和評議会は、いますすめられている原子力の平和的利用にかんする討議を歓迎する。しかし世界平和評議会は、核エネルギーが軍事目的に使用されるのが禁止されるまでは、人類は核エネルギーを平和産業のために完全に利用することはできないと宣言する。世界平和評議会はこの分野での協定はまつたく可能であり、厳格な監視と管理の十分な機構をうちたてることはまつたく可能だと確信する。

世界平和評議会は、諸大国が、いま討議されている諸提案を基礎としてこれらの重大問題にかんする協定をすみやかにむすぶために、その努力を倍加するようよびかける。世界平和評議会は、諸大国がさしあたり、原子水素爆弾のあらゆる爆発実験を禁止する協定をただちにむすび現在の科学知識の状態で、たやすくしかも直接にそれを管理できるような措置をとることを要求する。世界平和評議会は同様に、すべての政府が例外なしにいかなる口実にせよ、核兵器を決して使用しない義務をただちにおうことを緊急に要求する。それにもかかわらず、これらの措置は緊急な臨時措置にすぎない。それは、あらゆる大量破かい兵器――原子、細菌および化学兵器――の除去と全般的軍縮という基本問題に着手することをけつしてさまたげるものではない。反対に、これらの措置はそれ自体として、全般的軍備縮小、大量破かい兵器の禁止と、あらゆる国にたいする監査団の派遣をふくむ国際管理機構の樹立についての、より広はんで重要な協定にむかう大きな一歩なのである。

世界平和評議会は、いま軍事目的につかわれているが全般的軍

縮がおこなわれれば利用できるようになるはずのクレジットは、諸国民、とくに経済的におくれた国の人民の生活水準をたかめるために使用されるべきだ、とつよく要求する。

世界平和評議会は、全世界の諸国民にたいし、大量殺人兵器の禁止と全般的軍縮――それなしには平和政策は不可能である――を、たえず、いたるところで要求するようよびかける。もし諸国民がこの神聖なたたかいに団結するならば、もしすべての諸国民が平和と相互理解と人類の団結への熱烈な要求を表明するただひとつの努力に結集して諸国政府と国連にせまるならば、諸国民の意志はこれらの目的をたつすることができるし、また、たつすることであろう。

（外国の圧力、および軍事ブロック、軍事連合の体制によつて従属諸国および半従属国につくりだされた情勢にかんする決議）

世界平和運動の参加者たちは、諸国民を植民地的従属と抑圧の状態におさえつけるために暴力をもちいることは平和の事業にたいする重大な脅威であるとつねに考えてきた。世界平和運動の参加者たちは、外国が半植民地諸国民の内政問題に干渉し、これらの諸国を侵略的条約にひきいれその領土に外国の戦略基地を設けることは国際関係における緊張をつよめるものであると、つねに考えてきた。ロンドン・パリ諸協定は、ヨーロッパ諸国民の安全と全世界の平和にたいする脅威であるばかりでなく、それが実施されることは、ただでさえくるしい、ときには悲劇的な生活をおくつている植民地・半植民地人民の生活に直接重大な影響をおよぼすであろう。

世界平和評議会は世界の世論にたいし、さまざまな従属・半従属国につくりだされた情勢が平和の事業にあたえている危険を強調する。マレー、ケニア、北アフリカでおこつている軍事的対立は、公然たる戦争に転化し、全世界の平和をおびやかす可能性がある。インドシナ戦争がおこなわれていた当時、全世界の平和運動は、このような紛争は平和的方法で停止しなければならず、また、停止することができると宣言した。事態は、この方法の指摘がどんなにただしかつたかをしめした。

世界平和評議会は今日発生しているその他の紛争をもつともみやかに平和的に解決することを要求する。中近東では諸国民に、トルコ・パキスタン条約、近東条約その他の軍事条約、軍事ブロックをおしつけることを目的とした、さまざまな形の外国の内政干渉が平和への脅威となつている。

世界平和評議会は、大小すべての国家間の関係は、インド、中国、ビルマの共同宣言で表明され、国連憲章に合致している五原則を土台としなければならないと宣言する。

世界平和評議会は、今日うまれている軍事的諸紛争を停止し、すべての国民の独立を尊重し、民族的・民主的諸要求をみたすことは、国際緊張を緩和する本質的要因であると考える。世界平和評議会は全世界の世論にたいし、全般的安全にとつてもつとも重要な意議をもつこれらの原則が採択され、実施されることを要求するようよびかける。

（世界平和運動の文化活動についての勧告）

文化の交流は、人類文化発展のもつとも重要な要因のひとつであります。この交流のおかげで国々はそれぞれのもつともよきものを交換することができ、その民族文化をたがいにゆたかにすることができます。

こうした交流の発展には好ましい環境、平和の環境が必要です。同時にこの交流は国際情勢に影響をあたえ、社会体制がどのよう

なものであろうと、すべての国々がいつそう理解しあい、平和的共存をうちたてることをたやすくします。それぞれの分野での経験、知識、発見の交流が彼らの仕事に基本的に必要であるだけに、文化交流をつよめることにとくに関心をもつています。彼らはまた平和と安全のためのたたかいのなかで、その才能を諸国民に役立てるという特別な責任をおつています。

多くの作家、芸術家、科学者、宗教家はこの数年、戦争ヒステリー、人種的憎悪、戦争の煽動に抗議してきました。また平和的協力を支持していきます。しかし知識人を自分たちのもつとも教養ある代表と考えている諸国民は、かれらからもつと大きな積極的な寄与を期待しており他のグループも文化協力を密接にする共同の活動に参加することを望んでいます。世界平和運動の任務は知識人と人民大衆のこうした努力をはげまし、支持することです。

世界平和運動はさいきんの文化交流の発展を可能にした活動に重要な役割をはたしました。世界平和運動は発足のときから戦争宣伝とたたかい、民族文化を守り、育成し、文化交流を発展させるための明確で具体的な提案をおこなつてきました。

国際緊張を緩和し冷い戦争を終らせ、力の行使ではなくて相互安全のための真の話し合いのための話し合いのたたかいで、諸国民は彼らの間に人為的につくられている障害をなくすことがぜひ必要と考えています。

この数年、諸国民はこの闘争に大きな成功をなしとげました。世界平和運動はいろいろな政治的・社会的制度のもとで生活している諸国民の間で、文化協力が発展していることを歓迎します。この発展は、たとえば、大きな劇団、管絃楽団、舞踊団の国外公演、スポーツ・チーム、映画、飜訳、美術・児童芸術展の交換の増大、国際科学・学術会議への代表派遣、平和の問題につながるそれぞれの専門分野の問題を研究する専門家会議にあらわれています。

多くの国で平和運動は暴力、戦争、人種的憎悪を宣伝する映画、漫画、種々な出版物を外国からいれて民族文化をけがそうとするくわだてに反対する各国での民族文化の擁護と発展のための行動を助け、はげましてきました。これらの行動のあるものはその国の世論にまで発展し、積極的な成果をもたらしています。同時に民衆芸術、民間芸術のようなさまざまな文化形式の発展にたいする関心が大きくなつています。

このような発展にもかかわらず、真の文化協力の道には大きな障害がたえず起つています。交流をさまたげたり、ある国ぐにのグループだけに制限する試みがいろいろおこなわれ、たとえば人種的優越の宣伝に、あるいは戦争と憎悪の宣伝をばらまき、歴史を偽造し、教科書と学校に有害な思想を流すためにこれらの交流を利用しています。

また、多くの国の平和運動はこれらすべての問題が平和のためのたたかいの切りはなせない一部であることを、十分はつきりと意識していません。ある国ぐにではこれらの問題は専門家のすることだと考え、平和運動をつよめる思想に関係のない個人や組織にまかせきりにする傾向があらわれています。

平和運動の全活動は諸国民の友好関係と相互理解のためのたたかい、文化の擁護と発展のためのたたかいはこの運動が各国で国民の死活の利益に結びつくときはじめて成功することができるのです。

文化交流の急速な発展のために世界平和評議会は各国の平和運動につぎの勧告をします。

――国民のもつとも広い層の間でできるだけ広い規模で、交流

の発展をさまたげるあらゆる妨害に反対する行動を発展させる。これらの妨害は査証の発行、国際会議・集会の開催の拒否、文化的性質の定期刊行物の禁止等々であります。

――公然であるかどうか、直接であるかどうかをとわず、新聞、書籍、放送、映画、漫画その他の表現手段による暴力、戦争、人種的憎悪の宣伝に、一そうひろい反対行動をうながし、発展させること。

――科学を非人間的で有害な目的に利用し、科学研究をもつぱら破壊的な目的にきりかえることにたいしてできるだけひろい反対活動を発展させること。

――平和的共存と協力の事業に役だつあらゆるかたちの文化交流に協力し、これを支持すること。

――民族文化の擁護と発展のためのあらゆる動き、民衆芸術・民間芸術やスポーツの分野での連けいの改善と、交流のあらゆる動きを支持すること。

――作家、映画人、音楽家、画家、教師、学者たちが平和の事業と結びつくいろいろな問題を討議する会合や集会を、あらゆる方法で支持すること。

――国民のすべての階層、とくに教師たちの間で、戦争政策や不健康な思想・感情が学校内に入れられることに反対し、残虐性や暴力や人種的憎悪に根ざした思想に反対して、他国民にたいする理解と友情の精神をそだてる行動をうながし、支持すること。

経験によれば、世界平和評議会が提唱した二つの特殊な活動、大文化記念祭と国際平和賞は、以上の諸目的に重要な貢けんをしました。過去三年間、評議会が提唱した大記念祭は、諸国民が他国の文化的成果を尊重し、彼らの共通の遺産をまもるために団結することをたすけました。これらの記念祭はひろい規模で、あらゆる社会階層のなかでおこなわれました。

世界平和評議会はこれらの記念祭がきわめて重要な意味をもつものであることを強調します。それは、作家、芸術家、科学者、専門家たちと、ひろい一般人との間で、ひじょうにさまざまな活動を可能にしています。評議会はこの大記念祭が、より大規模にもつとも各種各様の方法で、とくに学術団体、科学団体、専門団体、大衆団体が参加するのをはげます方法で、国際的同胞精神のなかですすめられることを各国の平和運動に勧告します。世界平和評議会によつてもうけられた国際平和賞は、平和の事業に役だつふかい人間的価値のある仕事をした作家、芸術家、科学者たちを、諸国民がたたえることを可能にしました。

世界平和評議会は、国際平和賞を国民に知らせ、受賞者とその作品にたいする受賞記念祭を組織し、これらの賞の重要さと意義をあきらかにすることを、各国の平和運動に勧告します。

国際平和賞は、諸国民と、かれらの平和へのねがいを忠実に表現した人びとをむすびつける生きたきずなであります。諸国民はおたがいに知り合い、自分たちの文化のなかでもつともねうちのあるものを交換し、平和的共存に役だつ相互理解の環境をつくりたいという要求を、ますますハツキリとあらわしています。

世界平和評議会は、すべての平和の友にむかつて、この目的を達成するために努力するよう、もう一度よびかけます。見通しはかぎりなくひらけています。この見通しを現実のものとするために、たゆみなくはたらきましよう。

（平和勢力の代表者の世界集会を招集する世界平和評議会のよびかけ）

平和の大きな機会がまだ存在している世界に、いま、これらの機会をぜんぶぶちこわしてしまうようなあたらしい危険がやつて

きている。

諸国民の巨大な運動だけが、世界を敵対するブロックに分裂させるのをふせぎ、あれほどの大きなくるしみとなげきのみなもとであつた軍隊の復活をふせぎ、人類を破滅的な軍事予算の負担から解放することができる。そのような巨大な運動だけが、その福祉と独立と全体の安全のためのすべての国の協力を保障することができる。世界平和評議会は、平和のために活動するすべての人びと、他国民にたいする恐怖、不信、にくしみから解放されて生活することをねがつているあらゆる男女によびかける。

世界平和評議会は、このような人びとがおそすぎないうちに団結するようよびかける。世界平和評議会は、平和のために努力するあらゆる勢力と傾向の代表者をふくむ大きな世界集会を、一九五五年五月の後半にひらくことを決議する。

第二章　人権擁護運動

松川事件　（一）五四年一二月に仙台高等裁判所の宣告した有罪判決の概要と、その直後における抗議・救援運動は、前年度本年鑑に収録した通りであるが、判決後、日がたつにつれて、松川事件をめぐる人権擁護運動は次第に広汎に国民の各層をとらえ、漸く問題は全国的、全国民的な問題になつていつた。

第二審判決後、炭労全国大会を皮切りに、国鉄、東芝、日農、全駐労、全専売、日教組、全電通、自治労組、全印総連の各中央委員会や全国大会で「松川裁判やりなおせ」の決議が行われた。とくに五四年五月一五日からの国鉄労組一三回定期大会では、一、最高裁に対して原審差もどしをさせる運動を展開する。二、被告家族を恒常的に救援する対策をたてることを万場一致をもつて決議し、更に七月一二日から開かれた総評五回定期大会では、「松川裁判やりなおせ、被告家族へ物心両面からの援助、機関紙誌にとりあげて全国民に真実を知らせる」の三項目を決議し、七月二三日には傘下単組と共に自ら東京で「松川裁判やりなおせ、労働組合の諸権利と国民の自由を守る全国大会」を主催した。この大会では大会の趣旨をもりこんだ決議を発表したが、その決議はとくに「松川裁判やり直せ、労働組合の諸権利と国民の自由と人権を守る全国大会は、生活と民主主義、平和と独立を守るために国民が一致団結して、けつ起することの必要を強調し、松川裁判がすべての問題の根源をなしていることを指摘する」として、松川事件の重要性を訴えた。

その後私鉄総連の大会も北陸鉄道労組の提案で松川事件をとりあげ、朝日新聞労組も独自に署名とカンパ運動をすすめた。国鉄名古屋地本も各職場毎に松川懇談会を開催し、一一月二六日には年末闘争のさなかに松川事件を中心とした大衆集会を組織した。

松川事件対策委員会、被告団、国民救援会はこれらの運動の推進役の活動を続けたが、就中、国民救援会群馬県本部が二カ月間に全県下に展開した松川事件の真相発表会は、その地元の労組等の主催、後援をえて、集会数六九、職場訪問四〇、動員数一万四〇〇〇名、カンパ一万八〇〇〇円に上る大きな成果をあげた。

（二）国際的にも第二審判決は大きな反響をまきおこした。

五四年二月四日付で自由ドイツ労働組合同盟金属労組ロストツク地区委員長が佐藤検事総長に、同年一月六日着で世界労連アジア・オーストラリア地域連絡会が国民救援会気付で、同年五月二四日着でブダペスト鉄道労働者が国民救援会気付で、同年三月二日着でハンガリーランドラー工場労働者が国民救援会気付で、同年一月二三日付でギネア運転手労働組合が国民救援会気付で、同年一月二一日

付でアムステルダム運輸労働組合議長、D・クラインスマ氏が国民救援会気付で、同年三月一一日付で朝鮮民主主義人民共和国交通省平壌機関区従業員一同並びに新安州機関区労働者一同がそれぞれ吉田総理大臣に宛てて、同年一月三一日付でルクセンブルグ鉄道労働組合委員長ジョセフ・ミシェル氏が国民救援会気付で、同年一月二四日付でストックホルムタクシー運転手コムニストクラブが対策委員会気付で、同年一月二九日付でパリの国内港湾ドック労働者連盟が国民救援会気付並びに吉田首相宛に、同年二月十二日付でフランス・C・G・T書記長アラン・ル・リープ氏が国民救援会気付で、同年一月二三日付でロンドン港湾労働者代表W・J・ブルックス氏が吉田首相と最高裁判所に宛てて、同年二月一六日付で平壌紡織従業員抗議大会並びに平壌ゴム工場従業員抗議大会が国民救援会気付で、その他フィンランド運輸労働組合、パリ地下鉄バス従業員、フランス・シャルルヴィーユ鉄道従業員、世界労連運輸・港湾・漁業インターのアンドレ・フレッサン書記長、世界民主青年連盟、プラーグ第二列車区工場委員会、中国人民救済総会、全インド労組会議、セイロン港湾労組、アイスランド労働総同盟、チェコ電気労組等がそれぞれ抗議或は激励の文を送つてきた。

六月五日から三日間、ライプチヒで開かれた国際民主法律家協会の評議員会においても、国民主権の問題やマッカーシズムの問題とならんで、日本代表からは松川事件の報告が行われ、同会の名義で日本の最高裁に対して要請文が送られた。

なお、松川事件に関する国際的交換文書として、鈴木被告と世界労連運輸インターの間のものを紹介する。

（御挨拶）

世界の運輸労働者の皆様、平和と労働を愛する日本運輸労働者の一人として真実を愛するが故に無実の罪で死刑を宣告された松川事件の被害者の一人として獄中から熱烈な兄弟の挨拶を送ります。

運輸インターの皆様。皆様が世界の平和擁護運動の推進力となつて人類の滅亡を意味する水爆戦争を防ぎ、喜びと希望にみちあふれた社会を建設するために献身しておられることに対し心から感謝します。

日本は世界での最初の原爆被害国であり、現在又、日本全土に放射能をもつた雨や死の灰がふり、国をあげて水爆禁止をアメリカ帝国主義者に要求して闘つておりますす。この闘いの中核となつているのは労働者であり、その先頭に立つて闘つているのは運輸労働者であります。

米日反動はこれらの平和運動を押しつぶし、日本を水爆基地化するために次々と反動諸法案を作り、言論・集会・出版の自由を奪い軍国主義の復活を図り、ファシズム権力の確立を急いで居ります。このようなファシズムえの道に反対する真剣な闘いがすすめられておりますがその中心的なものとして松川事件が闘われております。松川事件というのは日本の首都東京から三〇〇粁ほど東北にある松川という小さな駅の附近で一九四九年八月一七日旅客列車がてんぷくし、機関車乗務員が即死するという陰謀事件が発生し、当時赤首に反対して闘つていた国鉄労組と東芝電気労組の役員が次々と二〇名逮捕されました。それから今日まで四年半に亘り国際的支援と労働者と真実を愛するすべての人々によつてねばりづよい闘いが続けられて来ましたが、昨年の一二月二二日、米日反動は正義と真実をふみにじり、戒厳令と同じような武装包囲の下に無実のわれわれに対して死刑四名無期二名、一一名に対し合計百余年に及ぶ極刑を宣告しました。この不当極まる判決に対し国鉄労組や日本教員組合を始め各労働組合が次々と「裁判や

りなおせ」と決議し、抗議にたちました。われわれや弁護団はこの判決の不当をつき直ちに上告しました。

このような次第で真実を守り、ファシズムに反対する松川事件の闘いはいよいよ最後の段階に突入しました。しかるに現状はこの暴虐な国際帝国主義者の陰謀との闘いにおいて決して楽観できない状況にあります。今われわれは国際的な真実を愛する人々の力と国際的な抗議とを熱願して居ります。われわれは世界の労働者の力を信じ、運輸労働者としての誇りをもつて最後まで平和と真実のために闘うと共に絶大な御指導と物心両面の御援助をお願いいたします。

一九五四年六月一九日

松川事件被告団代表　鈴木信

（元国鉄労組福島分会委員長）

運輸インター御中

（その返信）

われわれは一九五三年一二月二二日仙台高等裁判所が日本及び世界の世論の決定的な抗議にも拘らず、松川事件四名の被告に死刑を、他の被告に懲役を宣告されたことを怒りをもつて知りました。どうぞ犠牲者諸君にわれわれの心からの同情と兄弟の連帯をお伝え下さい。われわれは日本の政府と最高裁判所に対して再び被告諸君の即時釈放を要求する強い抗議を行いつつあることをお知らせします。われわれは運輸労働者の全組織が彼等の連帯を表明し、日本の最高裁判所に要求を出すことを求めています。

一九五四年一月一九日

労働組合の挨拶を以て、

世界労連加盟運輸港湾漁業インター

書記長　アンドレ・フレッサン

（三）第二審判決前に商業ジャーナリズムが一斉に松川事件をとりあげて注目をひいたが、判決後、この動きは次第に退潮を示した。この間にあつて広津和郎氏が中央公論に五四年四月号から「真実を阻むもの」として連載し続けた文章は、松川事件の訴訟記録と本格的にとりくんだもので、同氏は二審判決の誤謬を明確にえぐりだし、説得力の高い文章で一号も欠かさずに書き続け、五五年にもちこした。この文章は多数の読者をつかみ、世評が高まるにつれて、後に最高裁側から裁判批判禁圧の声がきかれるようになつた。

雑誌世界もまた五四年三月号、同年五月号で松川事件に関連する特集記事をとりあげた。

進歩的な映画人は松川事件記録映画製作委員会を作り、松川事件対策委員会の企画で映画製作にのりだし、五四年三月に記録映画「松川事件――真実は壁を透して――」（六巻）を完成し、四月から北星配給として全国の配給網に流すと共に、各種の会合で上映して成果をあげた。

五四年には単行本としては青木書店「真実は壁を透して」、宝文館「松川詩集」、新日本歌人協会「松川歌集」が出版された。

（注）訴訟書類の出版としては、「松川事件資料集」ＮＯ１、（松川事件対策委員会刊行、控訴審判決理由要旨、解説）「松川事件の核心をつく」（松川事件資料刊行会・松川事件対策委員会刊行、国際民法協日本支部準備会の松川事件報告書、事件受理申立理由書）「松川事件控訴審判決全文」（判例時報社刊）「松川事件資料集」ＮＯ２、（松川事件資料刊行会刊行、赤間被告の自白）「松川事件資料集」ＮＯ３（松川事件資料刊行会刊行、第二

審判決全文）

「松川事件資料集」NO4の上（松川事件資料刊行会刊行、無実の論証、岡林弁護人弁論要旨）

「松川事件資料集」NO5（松川事件資料刊行会刊行、太田被告の自白、弁論要旨、検事論告等）

自白とその解剖、太田被告の自白、弁論要旨、検事論告等）

（四）第二審判決全文が完成して正式に訴訟記録に編綴されたのは五四年二月二三日であつた。その後、記録は最高裁に送付され、弁護人、被告人は上告理田を憲法違反、判例違反に限局せず、一般法令違反に拡張するために事件受理申立理由書を最高裁に提出したが、最高裁は期限の六月三〇日迄に受理決定をしなかつたので、結局受理申立は却下されたことになつた。その間、最高裁が申立理由書を印刷して各裁判官が閲読できるような措置をとらなかつたことが明らかにされ、簡単に不受理を決定したことが攻撃された。

また第二審判決直後に、広島高裁、石坂長官が鈴木裁判長に送つた書簡が訴訟記録の雑記録に綴ぢこまれていたことからその内容が公表され、広津和郎氏がとくに中央公論誌上にその書簡をとりあげ、「俗論や感情論をけとばして今日の判決にいたつたことを感謝もし、又敬意を払う次第であります、判決が客観的事実に符合するや否やに心を煩す勿れ」とある部分を批評したことから、この石坂書簡問題も大きな波紋を呼んだ。

弁護人は二審以来の一三四名が引続いて上告審において弁護を引受け、新たに上告になつてから五〇名が加わつて計一八四名の多数にのぼつたが、これらのうち、在京弁護人が中心となつて全国各地からの代表も加え、最高裁に対して上告趣意書提出期限を出来るだけ長く決めるように折衝を重ねたが、遂に三〇年九月末日迄ということに決定した。

三鷹事件　一九四九年七月一五日、三鷹駅構内で無人電車が暴走して通行人六人を轢殺した、いわゆる三鷹事件については国鉄三鷹電車区を中心に一〇名の労働者が電車てん覆致死罪容疑で起訴され、その一審裁判の公判過程で二人の労働者が偽証容疑で起訴された。五〇年八月一一日に東京地裁は竹内景助被告に無期懲役、他の一一名被告に全部無罪の判決を宣告し、共同謀議は空中楼閣であるに、一審無罪の被告については一審判決をそのまま維持したが、竹内被告に対しては何らの実事審理を行うことなく、書面審理だけで検事控訴を容れ死刑の判決を下した。

かくて事件は最高裁にもちこまれ、その後三年半にわたつて最高裁は弁論を開いて弁護人の主張を直接にきこうとせず、秘密裡に審理を続けて来たが、突如として五四年一二月一四日に、判決宣告を同月二二日に行う旨を通知し、ここに三鷹事件は再び大きく世間の耳目をあつめることになつた。

この通知に接した弁護団、自由法曹団、国民救援会、その他の民主団体は、一せいに宣告期日の取消と弁論開始を要求して立上り、抗議、要請を行う民主団体は最高裁につめかけた。弁護団もまた各裁判官を歴訪して要求し、一二月二二日を迎えたのであるが、開廷冒頭、弁護団は宣告期日の取消と弁論をひらくことを請求して最高裁に迫つたところ、全裁判官は長時間の合議の末、遂に当日の裁判宣告を取止め、追つて期日を指定する旨を宣して閉廷した。問題は五五年にもちこされたわけである。判決延期は救援にたちあがつた人たちを勇気づけ、闘いに確信をもたせる結果となつた。

団体等規正令関係　日本共産党幹部に対する団規令違反を理由とする逮捕状は、その後も引続いて発付され続け、徳田球一氏を始めとする幹部に対する警察当局の追求の手は、緩められるどころか、むしろ最近の政治情勢を反映して一層強化される傾向にある。このよ

うな情勢のなかで松本三益氏に対する公判は、広汎な弁護団を動員して活溌に続けられて来たが、東京地方裁判所は五四年五月一九日に、法務総裁の出頭要求が憲法違反であるとして、無罪の判決を行つた。その理由の要旨は次の通りである。

憲法三三条の逮捕されない権利は、一面現行犯人を除き裁判官の令状の存しない場合は出頭拒否権として、又他面現行犯又は裁判官の令状の存する場合でも法律の定める逮捕、拘引、拘留以外の自由拘束をうけない権利として、それぞれ憲法三一条により保障され、はじめて犯罪容疑者の人権の保障を全うし得るものである。

犯罪容疑者に対し出頭を要求しこれに応じないと刑罰に処することは、前記憲法三三条、及び一一条を母体とする犯罪検査に関する現行法体系に於て容認しえないのである。

そこで本件出頭要求が団体等規正令の定める行政目的のためになされたものであるかどうかを考えるに、被告人に対して団体等規正令第一〇条の規定に基く出頭要求をなした法務総裁及びその監督下に団体等規正令の運用面を主管した法務府特別審査局が犯罪捜査を担当する国家機関でなく、又同令第一〇条の調査権が一般の犯罪捜査権とその本質、目的を異にすることも明らかである。併しながら被告人に対する本件出頭要求が昭和二一年勅令第一号違反及び団体等規正令違反の罪を犯した疑があるものとして右違反の事実調査究明のためなされたものであることは前記認定の通りである。

かくの如く右調査権の行使はその実質において被疑者に対する犯罪捜査のためにする捜査権の行使となんら変るところがないものというべきである。随つてこのような出頭要求をなすにあたり、刑罰による間接強制力を附することは憲法三三条、三一条の規定に反するものといわねばならない。

この判決は団規令による出頭要求違反を理由として全国的に強権をふるつていた警察権力に大きな動揺を与えた。然し乍ら検察側はこの敗北をみとめず、更に控訴申立をして最高裁判所迄も争う態勢を示し、団規令違反による逮捕は依然として続行してゆく趣旨であることを明らかにした。

共産党中央指導部はこの判決について次のような声明を発表した。

きよう東京地方裁判所は、松本三益同志の団体等規正令違反事件にたいし、無罪の判決をおこなつた。もともと団体等規正令は憲法に違反し、六・六追放もまたポツダム宣言と極東委員会の決定にも反する不法な占領法規である。そして追放令が無効なることはすでに明白である。したがつてこの無罪判決はきわめて当然である。しかし本質的に反民族的反国民的である裁判所が、当然を当然としてこのような措置に出たのはあきらかに国民各層の無罪要求のたたかいの結果である。

われわれはこの勝利を基礎に、反ファッショの統一行動を進め、すべての占領法規の撤廃と国民の民主的諸権利と、平和と独立をまもり、わが党の合法性拡大のために一そう奮闘するであろう。

東大ポポロ座事件の判決　五二年二月二〇日、東大で行われた劇団ポポロの公演中に、観覧席に本富士警察署員が潜入し、これを学生が摘発して、警察手帳をとりあげ、その手帳の内容が一部に公表されて、当時、大学と自治と警察権の限界に関する問題として広汎に論ぜられた事件は、その後、関係者として学生が暴力行為等処罰に関する法律違反事件の容疑で起訴され、東京地方裁判所で裁判が続けられていたが、五四年五月一一日、同地裁は学生、弁護人側の

主張を認めて無罪判決を言渡した。この判決は大学の自治の問題と抵抗の権利について真正面からとりくんだものとして広く注目されたので、その要旨を紹介する。

前掲警察手帳三冊、証人……の各証言を総合すれば、東京警視庁管下本富士警察署警備係員は久しき以前より、その管内にある東京大学の構内において、警備情報収集のための警察活動を続けて来たものであつて、その警察活動たるや、私服の警備係員数名が殆ど連日の如く大学構内に立入つて、張込、尾行、密行、盗聴等の方法によつて学内の情勢を視察し、学生、教職員の思想動向や背後関係の調査をなし、学内諸団体並びに団体役員の動向、学内集合の模様、状況等について常時広汎、刻明な査察と監視を続けて来たものであり、昭和二七年二月二〇日当日劇団ポポロの演劇発表会に入場したのも右の如く長期間に亘り恒常的に行われて来た学内内偵活動の一部をなすものであり、その一環として行われたものであることが明らかである。

大学は元来、学問の研究及び教育の場であつて、学問の自由は、思想、言論、集会等の自由と共に憲法上保障されている。これらの自由が保障されるのは、それらが外部からの干渉を排して自由であることによつてのみ、真理の探究が可能となり、学問に委せられた諸種の課題の正しい解明の道が開かれるのである。しかるに他からの干渉は、主として警察権力乃至政治勢力の介入乃至抑圧という形で行われやすいことはむしろ歴史的な経験ですらある。警察権力乃至政治勢力の意図するところはもとより正しいこともあるであろう。しかし、そのことの故に直ちに警察権力乃至政治勢力が学問の自由に干渉してよいということにはならない。それは大学並びに学問の自律に任すべきことである。かくの如く、少くとも学問以外の外部権力から開放された学問の自由を確保することによつてのみ、学問的真理への道が塞息されることを免れるのである。学問の自由は思想・言論・集会等の自由と共に、単なる個人的な価値であるに止まらず、社会的・国家的にも最大の尊重を払わねばならぬ貴重な価値であると云わねばならないのである。

本富士警察署警備係員の学内立入については前示の如き恒常的警備活動の必要性を肯認させるに足るだけの緊急・不穏な学内情勢の存したことはこれを認めるに由ないところであるから、警官内の学立入りの行為は、憲法的秩序の内で警備活動の要請に不当に重い重点をもたせ、学問の自由に対する憲法上の要請を看過し、前記文部事務次官通達の趣旨を無視したものであつて、大学内における公共の秩序は警察権力の不当介入のために、本来の姿を歪められていたものと認めなければならない。すなわち、反面より云えば警官の本件における学内立入りの行為は、その職務権限の範囲を逸脱して行われた違法な行為であると云わなければならないのである。

かかる行動は（被告人の行動）、それ自体としては一見、逮捕・監禁・暴行等の可罰的違法類型に該当するかの如くに見える。しかし、被告人の右の行動は、憲法二三条を中心として形成される重大な国家的・国民的法益の侵害に対し、徒らにこれを黙過することなく、将来再び違法な警察活動が学内において繰返されざらんことを期し、これを実効的に防止する手段の一として、逃げ去ろうとする警察官をその場において捕え、氏名・官職・所属警察署等を確かめ、警官の違法な学内立入の事実を明らかならしめようとしたものと云えるのである。

官憲の違法行為を目前に見て徒らに坐視し、これに対する適切な反抗と抗議の手段を尽さないことは自ら自由を廃棄することに

もなるであろう。自由はこれに対する侵害に対して絶えず一定の防衛の態勢をとつて護つて行かなくては侵され易いものである。被告人が官憲の職務行為の違法性を明らかにして自由の権利をまもろうと考え、法定の手続による救済を求めるに先立ち、まづ自らの手で違法行為を摘発し、憲法上の原理を蹂躙するが如き不法な行動を問責することは、その間に、違法行為に対する感情の激発と昂奮を伴い、集団的群衆心理に陥ることを免れないため、その行動に粗暴の度が加わつたとしても、その行動自体は、少くとも前段(一)認定の如き範囲内に止まるものである限り、それを機として官憲の違法な自由侵害行為を排除し、阻止するという意味をもつ行為であると認めなければならない。

破防法関係　破防法を適用した刑事々件は、釧路、津、京都、岐阜の四地方裁判所に係属して注目されていたが、釧路地方裁判所は全国にさきがけて、五四年九月一五日に破防法第一号事件の判決を行つた。この判決は被告人二名について全部無罪の言渡をしたものであつて、検察官の黒星に終つたため、なお検察側はこの判決に服せず、控訴して争つている。

この事件は「総選挙に際し日本国民に告ぐ、自由日本放送」と題する文書二〇部を頒布したというものであるが、判決はこの文書が破防法に該当しないとして大要次の通りの判断をしている。

言論の自由はたとい多少の行過があると認められても、これを刑罰法規によつて制限することは慎重に考慮しなければならないところであつて、これを制限するには社会公共の安全福祉に対し、明白且つ現在の危険の生じている時に限定すべきものであつて、かりに将来において社会公共の全福祉の害される可能性が論理的に肯定しうるというが如き程度ではこれを制限することができないものと解すべきである。

鑑定人海野普吉、同中村哲、同羽仁五郎の正当に指摘するごとく、本件文書は選挙に関する宣伝文書であり、とくにその随所において日本共産党の主張を支持し、又これを礼讃する文言の記載ある事実に徴すれば、日本共産党又はこれに同調する候補者を支持し、これらの候補者に投票すべきことの正当性、必要性を主張したものであることは疑もなく明らかであり、検察官主張の如く、その内容が全体的にも部分的にも内乱の正当性、必要性を主張しているものとは到底認めることができない。

検察官は本件文書は所謂革命的議会主義をもととして内乱の正当性、必要性を主張しているものであるというけれども、その所謂革命的議会主義なるものは検察官主張の如く公知のものとはみとめがたく、仮りに明白なものであるとしても、それは少くとも現在の政治機構における国会の必要及び存在理由を充分に認めるものと解すべきであつて、本件文書がその本旨において昭和二七年十月施行の選挙に当り専らその選挙に全力を注ぐべき旨を強調した選挙のための宣伝文書であることは前記認定の通りであるから、これを目して直ちに内乱の正当性、必要性を主張するものと断ずることはできない。

沖縄問題　(一)日本復帰直前の奄美大島における人権問題については東北大学教授中川善之助氏を団長とする学術調査団が同島の実地調査を行つてから注目されるようになつたが、沖縄の人権問題は時々アカハタ等に報道されたり、在内地沖縄出身者の折にふれての発言等によつて紹介されるに止まつていた。ところが五四年三月、国際人権連盟議長ローヂャ・N・ボールドウィン氏が自由人権協会理事長海野晋吉氏にあて、つぎの書信をよせ、同協会がこの問題の調査にのりだすようになつてから、他の民主団体も積極的にこれをとりあげ、沖縄からも多数の書信、刊行物等が送られて来て、米

軍沖縄基地における人権問題はひろく国民の視聴を集めるようになつた。

拝啓、私は只今アメリカで定期的に刊行されている速報により、次のような報告をうけました。それによると沖縄で合衆国軍当局が一方的にきめた非常に低額の代価で土地の強制的買収をし、非常に高い使用料をとつて貸付けて土着の地主達を虐待しているということです。これに対して沖縄人達は抗議をしたが、米軍当局はそれを共産主義者だと応酬している。私達は沖縄に通信員をもちませんが、貴協会には連絡の方法があることと存じますので右調査方をお願します。又日本の新聞等で多分報導されたと思いますが、その事実及び貴下のこれに対する見解をお知らせ下されば幸甚です。そうして下されば、私達はアメリカ当局とこの問題について交渉します。なお沖縄は東京の極東軍司令部の統轄下にあるものと思いますので、貴下が東京にあるアメリカ極東軍司令部に有力な抗議をすることは結構と存じます。

一九五四年二月二三日

国際人権連盟議長

ロージャ・N・ボールドウィン

海野晋吉様

（二）自由人権協会が調査を開始するや、次第に平和擁護日本委員会、日本弁護士連合会、沖縄日本復帰促進協議会、沖縄学生会等も活発な活動を始め、サンデー毎日、朝日新聞等もこれをとりあげるようになつたが、自由人権協会は五四年五月一日号の人権新聞紙上に大要次の様な調査決果を発表している。

沖縄の可耕地総面積は四万一〇〇〇町歩であるが、その四分の一にあたる一万一〇〇〇町歩が軍事基地となつたため耕作不能となり、その他山林、原野を含めると三八〇〇万坪が軍事基地となつている。このために多数の農民が土地を追われ、沖縄における軍作業員の八割はこれら離農した農民であつて日本内地人やフィリピン人労務者に比べて安い給料で働いている。合衆国軍はこれらの土地の収用に対し、借地料を支払うたてまえであつたが実際は土地台帳作成や側量未了を理由としてなかなか支払わなかつた。五三年九月に講和条約発効後の地代として真先に支払われた第一号の地代は一カ年坪当り一五円三〇銭であつて月割りにすると一円二七銭余であつた。農民は土地借上げに反対して五三年一二月、那覇郊外の航空隊施設工事に伴う整地作業に対しては部落民が警鐘を乱打して学童を含めた一〇〇〇名の農民がブルトーザーの前に立塞がり、米軍の包囲と武器の威嚇によつて辛うじて撤退させられた事件が起つている。一方米軍は旧国有、県有、市町村有、不在地主の土地を管理し、これを島民に貸付け、五二年一〇月の資料によると、当時未だ軍用地地代が島民に支払われていなかつたにも拘らず、島民からはこれらの土地を貸付けた地代として那覇市では一月坪当り店舗敷地で五円乃至一二円、住宅敷地で三円乃至五円、田については二円乃至五〇銭、畑一〇銭乃至二五銭を徴収していた。

（三）協会は地味な調査を続け、琉球政府法務局沖縄土地事務所勤務の尚詮氏や沖縄から派遣された教員が上京の折をとらえて詳細な事情を聴取し、また沖縄在住の宣教師、オーティス・W・ベル氏が米軍に抗議してクリスチャン・センチュリー紙に発表した文章を紹介し、また琉球列島米国民政府令たる土地収用法、地代支払法や、その他の米軍命令等も調査して発表し、沖縄との交通も頻繁に行つて資料の入手につとめた。これらの調査の結果は五五年一月のアジア法律家会議にもたらされ、問題は一層広汎な国際的人権問題として発展していつた。

自由人権協会は五四年一二月一四日、五五年一月一四日の再度に

わたつて最終的な調査の結果をとりまとめ、五五年一月二九日の理事会でその報告書を承認して発表した。

（四）沖縄基地の強化は島民の貧困を一層はげしいものにし、このために島民の抵抗も強められているが、これに対する米軍の弾圧もまたきびしいものがあつた。米軍の退去命令を拒んだ畠義基氏の逃走事件に端を発して人民党書記長瀬長亀次郎氏、豊見城村長又吉一郎氏らを始めとして五四年一〇月には人民党、労働組合の活動家三二名が反米文書の配布等を理由として逮捕され、約半数が不起訴になつたが、瀬長氏、又吉氏らは一〇月二一日それぞれ懲役二年、一年の実刑が宣告された。この事件の弁護のために自由法曹団は弁護士派遣の努力をしたが米軍の妨害のために成功しなかつた。日本復帰と土地防衛のための闘争は一層はげしい様相を呈して五五年にもちこされた。

占領被害賠償運動

（一）広島県呉市内における進駐軍による事故犠牲者の損害賠償運動は、東京の犠牲者遺族にも波及し、在京遺家族は五四年始めから被害者連盟結成の準備を進めていたが、一月二一日に結成大会をひらいて進駐軍被害者連盟の名の下に正式に発足した。連盟は結成後も未加入の遺族に訴えて、組織の拡大をはかり、他方自由法発団の弁護士に依頼して、国を相手とする損害賠償請求訴訟の準備に当つた。犠牲者の過半数は自動車による轢殺であるが、その他に射殺、撲殺、水中に放り込む溺殺等もあり、政府はその損害補償として講和条約発効後に最高額を六万三〇〇〇円として見舞金を贈つたが、それ迄は僅か五〇〇円か千円程度の金額を貰うに止まつていた者が多い実情であつた。政府は最高六万三〇〇〇円の金額についてはあくまで見舞金のたてまえをとり、損害賠償はしない方針をとつており、平和条約では占領に伴う損害賠償請求権を放棄する旨を定めた。遺家族はこれらの措置に憤慨して、国に対する損害賠償を要求する運動に立上つたわけである。

（二）その後、五四年一〇月二九日、一応の調査と検討を終えたので、第一次の訴訟として、二五名の犠牲者の遺族が原告となつて国に対する損害賠償請求訴訟を提起し、同日、原告代理人団の名前で左の通り声明を発表した。

なお、その後、二次、三次の訴訟を引続いて提起し、他方国会方面にも訴えて、立法的解決の努力も続けている。

（声明書）

昭和二十年九月二日連合国占領軍が日本を占領してから昭和二七年四月二七日平和条約が発効する迄の約七年間に、連合国軍将兵により日本国民が不法に射殺、撲殺、轢殺、水中に投げこむことにより溺死させられた者等々は約三万人に及ぶのではないかと云われているが、之等の遺家族に対しては日本政府より僅かな見舞金が贈られたのみで適正な補償がされないままに放任されている。遺家族は平和条約の締結に際して、日本政府が連合国より賠償をとるか或は日本政府の責任に於て損害が補償されるものと期待していたのであるが、案に相違して日本政府は連合国に対する右の賠償請求権を放棄したのみならず、日本政府としても何等の補償措置をとろうとしていない。この日本政府の態度に憤激した呉市在住の遺家族の有志は昭和二八年十月政府に対して損害賠償請求訴訟を提起した。これに呼応して東京在住の遺家族も政府に対して賠償を求める運動を進めるため昭和二九年二月東京進駐軍被害者連盟を結成し、活動を開始したのであるが、本日とりあえず二五名の死亡者の遺家族より日本政府に対する損害賠償請求訴訟を提起した。これら二五名の大部分は連合国軍将兵より轢殺されたものである。東京進駐軍被害者連盟では第二次、第三次と右同様の訴訟を提起するため着々準備中である。われわれは不当な

る人権無視に対して警告を発し、かかる人権蹂躙の根絶を期待するために、この訴訟には必ず勝訴するであろうことを確信する。

昭和二九年十月二九日

進駐軍被害訴訟原告代理人団

国民救援会　(一)国民救援会は第八回全国大会を東京で二月二七日から三日間に亘つて開催し、四六名の全国代議員を始め、労組、政党、借家人組合、学生等が多数参加して、活動報告、新方針の決定、役員の改選、規約の改正等を行つた。新規約第二条は会の目的を次の様に定めた。

この会は、人種、信条、性別または職業の如何を問わず、会員同志互いに助け合うことを基本とし、人としての生活と権利を守り、大衆のために犠牲となつた人や、その家族、ならびにあらゆる災害による被害者の救援を目的とします。

また会長には松本治一郎氏を推すことを定め、大会後、交渉委員が同氏に就任方を懇請したが同氏は就任を固辞した。

(二)二五回メーデーにあたつては、中央本部としてのスローガンを、(イ)、全国民の助け合い運動で人権と生活を守ろう、(ロ)、水爆の犠牲者とその家族を救おう、(ハ)、水爆による損害を賠償させよう、の三項目に定め、中央メーデー実行委員会に参加を申入れてその承諾を得、会場、沿道に湯茶接待等の給水施設を設けてメーデー行事に奉仕した。

(三)ビキニ水爆被災については、三月一九日に、新医協、民医連等の団体と協議した結果難波副会長を焼津に派遣して患者、家族を見舞い、更に原水爆禁止、署名運動にも積極的に協力した。東京、千葉、神奈川、大阪等では街頭署名運動に合わせて救援資金カンパ運動を行い、救援会が他団体とも協力して集めた救援金額は二四万円余に達して注目された。

(四)国立療養所に対する結核患者の入退所基準や患者心得の強制に対して日本患者同盟を中心とする反対闘争についても、緊急通達を各地方本部支部に出して、全国各地でこの闘いを支援した。とくに東京においては七月二七日に約千数百名の患者が都庁に座込みで陳情を行つたが、救援会では医師の団体と協力して患者たちの救護、世話にあたり、この闘争の中で死亡した患者米津氏の合同葬にも実行委員として参加し、遺児の養育費募集等の世話を行つた。

(五)休山、廃山等になつた中小炭鉱労働者の窮乏が訴えられて、総評、炭労等が中心になつて全国的に救援運動が起されたが、救援会は七月二四日の第四回理事会でこれが救援を決議し、数度にわたり、機関紙を通じて窮状を報じてこれらの運動に協力し、中央本部には救援物資が全国から送られて来た。これらの物資は炭労本部を通じて山元に贈られた。この運動はひきつづいて洞爺丸事件、岩内町大火、十五号台風等の被災者、日鋼室蘭の労働者の救援を含んで、五四年歳末助け合い運動に発展し、中央では各民主団体に訴えて救援会主催による対策懇談会を組織し、救援袋を各団体、個人に広く配布して成果をあげた。

(六)第九回全国大会は一一月二六日から三日間に亘つて東京で開催され、九八名の全国代議員が参集した。大会には中国人民救済総会、国際民主法律家協会からメッセージが寄せられた。法律家協会からのメーセージは次の通りである。

貴会の第九回大会が東京で二六日から二八日までひらかれるという知らせをうけました。この機会に私どもは日本国民への友情と日本国民救援会を中心として人民の権利擁護のために献身しておられる法律家の方々に対するわれわれの連携を改めて表明いたします。

当会は一九四六年創立以来大量破壊兵器の禁止運動に努力を傾

けてきました。また当会は松川事件の推移にも注目しています。この事件は法律的テロによつて強力な労働運動を阻止するため企てられたもので、われわれは法に適つた判決を日本の最高裁判所が下すことを切に望んでいます。

国鉄、炭労、全商工等の有力労組から祝辞が寄せられ、救援運動の幅が広くなつたことを思わせたが、この情勢を反映して団体代表の代議員の発言が目立つた。対論の結果は本部提案運動方針案を承認すると共に、労組を中心とする各団体間の助け合い運動を進めることの必要性が強調された。また結核患者の付添婦廃止反対の件、三鷹事件竹内被告の救援と全員無罪釈放の件、中小炭鉱救援カンパの件、イラン共産党及びイラン人民に対する激励の件、松川裁判やりなおしと保釈要請の件、他一七件の決議を採択した。

なお、同大会で改正された規約の重要な部分は次の通りである。

第二条　この会は生活と権利を守るために人種、信条、性別または職業の如何を問わず、個人の間や団体の間の助け合い運動を行うことを目的とします。

第三条　この会は会の目的を達成するために諸団体とていけいしてつぎのような事業を行います。

一、職場や町や村などあらゆるところにおこる人権の無視やじゆうりんに対して、広く訴え解決をはかります。

二、貧困者や身体障害者、未亡人、孤児、身寄りのない老人、職業病、結核患者などを苦しみから救うために、社会福祉法や社会保障制度の改善と完全な実施を要求する運動をすすめます。

三、借地借家税金問題などに対しては、弁護士、計理士らと協力し、またそれぞれの組合や団体と助け合つて解決をはかります。

四、風水害、旱ばつ、地震、火事などの被害に対しては、広く国民の救援運動をおこします。その補償を自治体や政府に要求します。

五、無実の罪や、不当の刑罰に苦しんでいる人たちおよびその家族に対しては、実情を調査し、広く訴えて救援します。

六、労働運動、農民運動、その他社会運動に対する弾圧に反対して、その犠牲者を救援し、警察、検察庁、裁判所、刑務所その他官公吏の職権濫用に対しては広く抗議運動をおこしてやめさせます。

七、診療所、托児所、保育所などの施設をつくり、助け合い運動をひろめます。

八、機関紙その他宣伝物を印刷発行し、幻灯、映画などの製作や配給、講習会、講演会、展示会、映画会、バザーなどをひらき、救援運動の宣伝をし、また資金を集めます。

九、国際的な情報の交換と連絡および相互の助け合いなどをします。

十、その他この会の目的達成に必要なことをします。

自由法曹団　自由法曹団は進駐軍被害者連盟の結成とその法律的指導に全面的に協力し、国に対する損害賠償請求の法律的根拠についての研究を進め、団長上村進弁護士を始め多数を原告代理人に送り、漸く五四年十月に第一回訴訟を東京地方裁判所に提起した。

近江絹糸、日鋼室蘭の労働争議にも要請に応じて弁護士を派遣し、その他、松川事件、三鷹事件、メーデー事件等の懸案の訴訟事件にも多数の団員弁護士をあたらせた。

学生選挙権問題についても静岡、千葉等で学生と協力して法廷闘争を行い、その法律問題について研究会を開く等の活動に、静岡地裁では六月一一日に勝訴判決をかちとつた。

また五四年秋、沖縄の人民党弾圧事件の軍事裁判について現地で

弁護に当る弁護士がいないので、応援を要請する旨の依頼をうけたので団員二名を派遣する方針を定め、渡航手続を進めたが、五四年一一月二四日に至り沖縄米軍がこれを拒否したために、遂に実現不能に終つた。

五〇年六月一二日の春季総会ではとくに原水爆禁止に関する諸方策と、国際民主主義法律家協会との連絡強化、同協会日本支部準備会との協力、当面する人権問題に関する決議等が論ぜられ、就中、水原爆禁止に関する決議は国際法と人道の見地から詳細に禁止すべき理由を訴えて、法曹界からも注目された。

同年一一月二〇日の秋季総会では、松川事件、近江絹糸、平事件、青梅線事件、日鋼室蘭、沖縄人民党事件に対する対策に並んで、国際民主主義法律家協会日本支部の結成促進、並びにアジア法律家会議その参加との組織方針等が討議された。

五〇年度における自由法曹団の活動の特色は、漸く労働組合等との連携を恢復し始めて、広く労働争議等に法律的援助を与え、また国際民主主義法律家協会、並びにアジア法律家会議の準備等に関連して法律家の国際交流につとめ、これを契機として平和と人権擁護の旗の下に広汎な法律家の結集を計る方向に進んだ点にあろう。また死刑、無期などの極刑に処せられた殺人、強盗殺人等の被告人からその救援を自由法曹団に求めてくる傾向が次第に増えて来たことも見逃せない。広島県下の強盗殺人事件（いわゆる八海事件）などもその一つである。

学生選挙権問題は、青年法律家協会、自由人権協会等でもとりあげて、学生の運動の後援を行つたが、最高裁判所は五四年一〇月二〇日に学生側勝訴の判決を行い、学生の選挙権は修学地にある旨を判示したので、この問題は学生側の勝利に解決した。

（原爆並に水爆の禁止に関する決議）

今次戦において、われわれ日本国民は人類最初の原子爆弾の犠牲者たるの運命をになつた。広島、長崎の惨害の記憶はいまなお新しい。ところが本年三月以来太平洋上で行われた水爆実験により、わが同胞の漁夫二十数名がその災害を蒙り、日本国民はここにまた、平時において水爆の惨害を蒙る最初の人類となるに至つた。この実験は又実験地住民の故郷と生活とを破壊しただけでなく、わが数十万の漁民と魚屋の生業をおびやかしている。日毎に何十万貫の魚が有毒物として廃棄せられ、わが国土に降る雨の中にも「死の灰」が含まれており、飲料水や野菜にも危険信号が発せられるまでになつた。日本の全国民は、かくしてその生存を直接・間接におびやかされ、たとえようのない不安におののいている、いまや原子兵器、とくに水爆はその想像力を絶するような巨大なエネルギーの故に単なる実験の段階においてさえ、予想もしなかつた惨害を与えるものであることが、あまねく世界に知られる所となつた。

もはや原水爆の製造及実験は人類にとつて平時においてさえ現実且明白な恐怖となつたのである。

人類の多年にわたる自由獲得の努力の結果うちたてられたこの文明社会において日々の生活をかかる不安と恐怖のうちに送らなければならないとするならば、一切の自由と人権は無意味になるであろう。

人間は今や全人類的規模において地球上より抹殺される脅威をうけている。これこそは人権に対する最大の侵害である。人権擁護の光栄ある伝統を担うわが団としては、かかる人権に対する最大の脅威を断じて黙視することはできない。

われわれは何よりも其が人道と国際法の精神をむざんにじうりんするものであることを指摘する。即ち一八六八年に調印された

セント・ペテルブルグ宣言に始まつた残虐な兵器の使用禁止は、一八九九年に調印された第一回ヘーグ平和会議最終議定書においては、いわゆるダムダム弾の禁止を規定するに至り、一九〇七年に調印された「陸戦の法規慣例に関する条約」においては「毒又は毒を施した兵器の使用」「不必要の苦痛を与うべき兵器発射物其他の物質の使用」を禁止し、一九一二年にはいわゆる毒ガス並びに細菌戦の禁止を規定したジュネーブ議定書が調印せられ、更に今次大戦後には一九四八年に至つて集団殺害行為は禁止されることになつたのである。又同年国連第三回総会で採択された世界人権宣言は「人権の無視と軽悔とは人類の良心をふみにじつた野蛮行為を生ぜしめ」るものであることを述べている。

原水爆の使用は、正に実定国際法の禁止するところであると解釈するのが妥当であり、其使用は、以上の実定国際法に現れた人道的精神に真向から背反するものといわなければならない。

われわれは、このような非人道極まる兵器の実験が即時中止せられ且つかかる大量殺りく兵器の製造及び使用が、いつさい全面的に禁止されることを要求する。

更にアメリカは今回の水爆実験に際し、公海において一方的に「危険区域」なるものを設定し、他国の船舶の航行の自由や他国民の漁業の自由を著しく制限している。之は明らかに国際法上認められた「公海の自由」の原則に対する重大な侵犯行為である。われわれは、かかる明白な国際法違反の行為に対して強く抗議するものである。

いまや、世界の平和を愛する人類が、地球上のすみずみから凡ての国において原水爆禁止の声を高らかにあげているとき、わが国も亦平和を愛し、基本的人権を守る光栄ある責務を有するものとしての責任を、いまこそ全力をあげて果さなければならない。われわれは原水爆兵器の使用、製造、実験の禁止を一点の疑いもなく保証する成文の国際法規の立法を促進し、効果的に之が実施されるに至るよう不断の努力を続けることを誓うものである。われわれは右の目的を達成する為、志を同じくする如何なる団体及び個人に対しても協力を惜しまず、国内的には勿論、ひろく国際的にも相提携協力する用意を有するものである。

一九五四年六月十二日

自由人権協会　五四年における自由人権協会の活動は主として沖縄の基地をめぐる人権問題に関する抗議運動と、表現・思想の自由の擁護運動にその重点があつた（沖縄問題については別項参照）。協会は五三年七月一七日、とくに出版社の後援をえて、言論・出版の自由に関する特別委員会を設けてその第一回総会をひらき、同年八月には軍機保護法と放送法改正問題をとりあげて会報第一号を発行し、更に同年一〇月に第二号を発行する等の活動を続けて来たが、五四年三月四日の第五回例会では、機密保護法案、教育二法案、警察法改正案、教員の思想調査事件をとりあげて、それぞれ自由と人権を確保する立場から反対声明を発表した。三月一九日の一八回理事会ではこれらの他にビキニ環礁における水爆被災事件について、原子力と平和的管理と水爆実験について米当局の善処を要求する声明を発表した。七月一二日、前記特別委員会第六回例会は三木トリロー氏を招いてＮＨＫにおけるユーモア劇場廃止にいたる顛末を聴取

自由法曹団春季総会

してその対策を協議し、当面これらの問題について広く啓蒙活動に主力をおくことが申合わされた。特別委員会会報の発行とその主要な内容は次の通りである。

一巻一号　五三年八月、軍機保護法の再現を憂う、情報局復活の前ぶれか

一巻二号　五三年一〇月、図書館の中立性維持の努力、知る権利を守るために、税関と輸出入図書検閲

二巻一号　五四年四月、破防法実施一年を顧みて、防衛機密保持立法化の動きをみて、盗聴器事件

二巻二号　五四年五月、特別委員会第五回例会、教育関係法、警察法改正について、防衛機密保護法案、警察法改正、教育関係二法案に対する声明

二巻三号　五四年六月、信書の秘密、信書秘密侵犯に関する資料、教職員思想調査の具体例

二巻四号　本号より「表現の自由」と題す。五四年七月、放送による表現の自由侵害事件に関する資料、警察官等による学園の自治干渉事件

二巻五号　五四年八月、「冗談の腹切り」カットされた国民の声、放送法改正の動き

二巻六号　五四年九月、放送法改正について、防衛機密保護法と事前検閲

二巻七号　五四年一一月、言論出版の自由と機密保護、反民主主義活動対策協議会と中央調査社

青年法律家協会　東京を中心とした青年法律家が平和と民主主義を標ぼうとして団結しようという動きは、五四年初から漸く具体化して、準備委員会を重ねた結果、広く学者、弁護士、判検事に訴えをひらき、正式に発足することになつた。

発会当時の会員は約二〇〇名で、その発会宣言は次の通りである。

（発会宣見）

「平和」それはつねに人類の渇望してやまないものであります。もつとも重要な青春の数年間を太平洋戦争の渦中にすごし、この戦争で多くのすぐれた先輩・友人をうしなつたわたくしたちはとくに平和に対して強い関心をもつております。

「民主主義」これこそ平和をまもるとりでであります。民主的諸制度の否定されるところに自由もなければ人権もなく、自由と人権のないところに戦争のくらいかげのさしこむことをわたくしたちは身をもつて体験しました。

戦争から敗戦の過程をへてわたくしたちは余りにも多くのものを失いましたが、その高価な代償を払つて、ようやく平和と民主主義の原則を獲得しました。平和と民主主義を標ぼうする日本国憲法はこのようにして制定されたものであると考えます。

ところがその後何年もたたないうちに、再軍備が現実の課題となり、それと関連して思想・言論・集会・結社の自由や団体行動の自由が再び否定し去られようとしています。

もしもこのまま自由と人権が否定されていくならばまたあの暗い時代がくることはだれがみても明らかでありましょう。

わたくしたちは、おなじ時代にそだつた人間として、すべての政治的立場をはなれて、なお共通の考えと立場をもつことが多く、また法律家としてはその職能を通じて憲法を擁護する権利と義務と責任をもつております。

青年法律家協会はこのような趣旨で全国の若い法律家が集つて平和と民主主義と憲法をまもる会であります。

一九五四年四月

青年法律家協会

発会式は、尾高朝雄、戒能通孝、有田八郎、海野晋吉、大浜信泉、

鵜飼信成、長野国助氏らのあいさつをうけ、規約・発会宣言を可決し、憲法、学問思想の自由、国際関係法、刑事法、労働法、地方自治、家族法、の七つの専門委員会を設けた。協会は発足後、直ちに活発な活動を行い、労働法委員会は近江絹糸争議をとりあげて三班の調査班を派遣して実態調査にあたり、その調査結果をとりまとめ、国際関係法委員会は水爆実験問題と軍事基地をめぐる法律問題をとりあげ、講演会、研究会、署名運動等を行い、水爆問題については「原水爆禁止及損害賠償に対する声明」を発表した。家族法委員会は婦人法律家協会等と提携して家族制度復活反対を主張し、労組婦人部や地域婦人団体との研究会、討論会等に参加し、また「家族制度の復活を防ごう」と題するパンフレットを作成して販布した。

憲法委員会は再軍備の憲法問題についての研究会を行い、長野県有明原演習地の調査などにあたつた。学問思想の自由委員会は横浜国立大学事件、信書開披事件、東大ポポロ座事件無罪判決などをとりあげ、とくに東大事件の判決についてはその意義を重視し、これを控訴審においてまもるために会員弁護士の多数がこれに弁護人として参加することになつた。一一月一三日第二回総会を開催し、法律家の国際交流について、軍事基地問題について、憲法改正について、民法改正について、等の決議を行い、これらの問題をめぐる平和と人権に対する侵犯について反対の態度を表明した。

全国被告団協議会　全国被告団協議会は、階級的弾圧事件で全国各地に公判闘争を行つている各事件毎の被告団が、全国的に結集して相互に経験、知識を交流し合い、反ファッショ・人権擁護のために運動を展開する、という趣旨の下に、五四年七月六日、東京において結成された。同日行われた第一回総会には、秋田、福島、群馬、茨城、東京、千葉、静岡、長野、山梨、愛知、大阪、大分の各地から各被告団の代表者が参集し、長崎、香川、岐阜、三重等からも報告書が寄せられた。二日間にわたる報告と討議ののちに、獄中被告の激励、黙秘権について、松川裁判のやりなおし、他二件について決議を行い、次の様な声明書を発表した。

（声明書）

われわれはこの二日間の会議でお互に今日までに経験して来た沢山のことを出し合つて討議した。その中には誤りも出された。欠陥も出された。貴重な経験も出された。そしてこれらのことはこれからの闘いの中で新しい全体の力となつて生かされるであろう。われわれはその中でわれわれの闘いが法廷の内外において米国ファシズムの正体と正義の主張とを具体的に明らかにし、全国民の生活と権利、自由と民主主義を守る闘いを積極的に発展させる原動力となるべきことを確認した。われわれの闘いはたしかに困難である。われわれの生活は一段と苦しみを加えている。然し労働組合を中心とする生活と権利、自由と民主主義をまもる反ファシズムの闘いは明らかに強く大きくなつている。その闘いのなかで全国の兄弟はわれわれの闘いに対し直接・間接に援助を与えている。われわれの家族は歯をくいしばつて、われわれはこの中からこの苦しみと闘つている。ファシズムは明らかに孤立しつつある。われわれはこの中からわれわれの闘いが必ず勝利するであろうことを確信する。われわれはこの会議において結成された全国被告団協議会を中心に全国的、地方的な共同闘争の統一組織を結成し、これを強化して、米日ファシズム打倒のために、国民の生活と権利、自由と民主主義を守るために、そしてわれわれの無罪獲得のために力を合わせて闘いぬくことを誓うものである。右声明する。

一九五四年七月六日

全国被告団会議

第五編　労農政党

第一章　日本社会党（右派）

第一二回全国大会　右派社会党は一月一七日から三日間東京都浅草公会堂において第一二回全国大会を開催した。この大会で採択された大会スローガン、大会宣言および「一九五四年度運動方針」中第一、基本方針、第四、具体的方針㈠平和安全保障及自衛に関する方針は次の通りである。なお、「運動方針」の全体の構成は、第一基本方針、第二国際情勢の分析、第三国内情勢の分析、第四具体的方針　第五党の主体性確立の方針からなつている。

（大会宣言）

日本社会党第十二回全国大会に当り、われらは、中外に向つて次の如く宣明する。

一九五四年は新しき国際情勢の出発点たらんとしている。平和への人類的悲願は、遂に原子力管理問題を外交交渉の課題たらしめんとしたが、国際政局はこれによつて大いなる変化を見るものと期待される。

二大陣営間の冷戦はもとより一朝にして解消するものではないが、前途に光明を認め得るに至つたことは、われらの欣快とするところである。この緊張緩和への傾向を助長して、待望の恒久平和を確立することこそわれらの貴き使命でなければならぬ。新しき年は新しき平和運動をもつてはじまるであろう。

国際政治の動向に逆行して、吉田内閣は再軍備とMSA協定に狂奔している。世界が明るい窓を開くときに、自らカーテンを閉ざさんとするが如き逆コース政治は、外は国際的な支持を失い内は国民大衆の憤激をかうに過ぎない。見よ、昭和二十九年度予算に表明された矛盾を。生産と文化と社会保障を犠牲にして、ただ防衛力の増強のみを企図せる財政政策は経済の安定を妨げ国民生活を破壊に導くことは必然である。吉田内閣五ケ年に及ぶ悪政は唯われらの打倒を待つのみである。

われらは本大会を通じて『再軍備より国民生活の安定』という基本的立場を再確認した。また違憲行為を糾弾し平和憲法を護り国民外交を展開すべきことを決定した。社会主義インター及びアジア社会党会議を通じて、新しき国際関係の樹立に邁進すべき決意をより強固にした。

民主社会主義の理念を宣明し、理想と人道に基ずく社会秩序の建設に向つて進まんとするのがわれらの念願である。

本大会こそは、混迷せる内外情勢に対して指針を与え、惑う国民大衆に方向を示し、国際的に大なる反響をよぶことを自負するものである。切に全党員の奮起を望む。

自由と平和の一つの世界を
平和憲法の擁護、再軍備反対
吉田内閣即時打倒

一九五四年一月一九日

日本社会党第十二回全国大会

（大会スローガン）

民主社会主義の旗の下に
1、自由と平和の一つの世界
2、再軍備より国民生活の安定
3、MSA反対、経済自立は平和産業の振興から
4、月二万円まで免税、大衆負担の大巾軽減
5、働き甲斐ある賃金、働けるものに仕事を
6、「物価引下げ」わが党の手で
7、安い肥料で引合う米価
8、減税と融資で中小企業を守れ
9、長生きできる社会保障、われらの一生は国家で守れ
10、住宅不足の解決はわが党の十ケ年計画で
11、青年に希望と仕事とそして未来を
12、婦人の解放は社会施設の完備から
13、文化の普及と教育の機会均等
14、科学と政治を結ぶ社会党
15、アジアを含む社会主義インターの強化
16、憲法と民主主義の擁護、吉田内閣の打倒
17、わが党の躍進、百万党員の獲得
18、日本社会党第十二回大会万才

（一九五四年度運動方針案）

基本的方針

一九五三年度を回顧するに、先づ四月の総選挙において、党は衆議院において若干の躍進を遂げたものの左社に一歩を譲つた許りでなく、参議院においては既存勢力を確保し得ない不成績に終つた。

一方外にあつては、一月のアジア社会党会議、七月の社会主義インター大会、八月のアジア社会党会議第二回幹事会等において、わが党の主張である東西民主社会主義勢力の融合の一歩を画したことは喜ばしい。

不幸なる分裂以来二年有余の苦難な闘争においてわれらの痛感したことは、民主社会主義を信条とするわが党の使命の重大性である。マルクス主義、或はマルクス・レーニン主義の根強さ、それが伝統の深さ、わが国の大衆運動が、日本共産党の悲劇を目のあたり見た今日においても、なお思想としてそれから離れ得ないでいることは驚くべきである。従つて現実の事態がありのままの姿において把握されず、観念的に歪曲され、知らず知らずの間にコミンフォルムの大なる謀略の中に躍つているという事例はあげて数うべくもない。日本共産党がマルクス・レーニン主義に立つことはもとより当然である。しかし、それと一線を画すると称しそれと対決すると称しつつ、実践においてマルクス主義若しくはマルクス・レーニン主義を受容しているものの多いのは、悲しむべきことと言わざるを得ない。この迷妄と過誤を打破することこそわが党に課せられた任務ではなかろうか。

一九五二年以来、党内的な陣容整備と、思想の純化につとめたわれわれは、一九五四年を期して一大躍進を遂げんとするもので

ある。思想の闘い、組織の闘いを通じて、わが党が国民大衆の与望に応える日の遠くないことを信ずる。

かかる重大な意義を有する一九五四年度の運動方針においてわが党は次のことを明かにせんとする。

一、民主社会主義の世界観を宣明して、人道主義を否定し理想を蔑視する唯物的な世界観と対決しなければならぬ。（本文略以上同じ）

二、以上の様な世界観に立つて二つの世界と日本の立場とを如何に見るか。

三、当面の最大の案件は、独立の完成と安全保障の問題である。

四、内政面における基本問題は、まず保守反動との闘いである。

五、次に重要な点は労働戦線、知識層における人民戦線的傾向と闘うことである。

六、党の拡大強化と青年、婦人層の獲得。

七、最後に民主社会主義勢力の結集について党の態度を明確に示すことが必要である。

具体的方針

（一）　平和安全保障及び自衛に関する方針

一九五四年度の平和、安全保障及び自衛に関する方針は一九五二、五三両年度の方針に準拠して左の如く定める。

一、平和に対する努力

(1)　自由、平等及び正義に基く恒久的な国際平和の実現はわが党の基本方針である。

これがためには、民主社会主義が単に国内的に許りでなく、国際的にも実現され、各国、各民族の間に政治的平等と経済的均衡が斎らされ、国際緊張の原因が除去されることが根本条件である。

(2)　従つてわが党は基本的に国際連合の世界性の強化、国連監督下における各国軍備の撤廃を主張する一方、国際緊張の原因である植民地主義の払拭と先進国後進地域間の経済的不均衡の是正のために社会主義インターナショナル、アジア社会党会議及び国際自由労連と連けいして闘うものである。

(3)　国際緊張の最大の様相である二つの世界の対立に対しても、基本的には前記の理想主義的平和の見地から、その対立の解消に努めるべきは言う迄もない。

我々は此の世界不安の原因が資本主義の矛盾と行き詰りにあることを知るものであるが、他方において之に藉口する国際共産陣営の膨張政策と国際平和に対する非協力的態度にありという、社会主義インターナショナルの客観的情勢分析をも認めざるを得ない。従つてインターのいう如く、共産圏に対し専ら力をもつて強圧する態度ではなくて、これとの緊張緩和へのあらゆる機会を積極的に捉えるに吝かであつてはならないと同時に自由世界、民主陣営の団結と協力とによつて、共産陣営の脅威に対処する必要のある事を忘れてはならない。

(4)　原子力の国際管理に対しては、世界における唯一国の犠牲者として、これが実現を積極的に支持推進するものである。

(5)　要するに我が党の平和に対する立場は、社会主義インター並びにアジア社会党会議の平和に関する諸決議の精神に一致するものであつて、単に観念的な平和主義ではなくて、国際情勢を考慮に容れた現実的平和主義であり、自由世界への帰属を肯定し、之れとの協力を行いつつ、而も民主社会主義第三の途による恒久平和を探究しようとするものであつて、平和勢力論、中立論、第三勢力論と立場を異にするものである。また向米一辺倒と対決するものである。

二、安全保障

以上の様な平和を確保するための具体的方法が安全保障である。

(1)　現存する最大の安全保障機構は国連である。党は立党以来国際連帯主義に則つて、国際連合による国際平和と安全の保障を支持してきた。このことは集団保障制度を安全保障の基本とすることであつて、中立主義を排するものである。

我が国の安全保障も窮極においては国際連合の国際平和と安全を保障する能力に依存するのであるから、党は国連の強化による第三次世界戦争防止を以つて、安全保障の基本と考え、このために全力をあげて闘うものである。我々は理想としては、我が国の国連加入の即時実現及び一切の独立国の国連加入による国連の世界性の強化と持続、国連監督下に行われる各国軍備の縮少並にその撤廃、之れに伴つて誕生するであろう常設的な国連警察軍の創設等によつて国連自体の安全保障能力の完備が実現されることを目標とする。

(2)　しかし右の様な国連自体の世界的集団保障能力が完備する迄の過渡期においては、国連の集団保障能力の補足として、国連憲章第五十一条の個別的及び集団的自衛権と、第五十二条の地域集団保障制度の必要は之れを拒否し得ない。

之れは社会主義インターナショナルが平和は集団保障によつてのみ維持されるという主張と完全に一致するものである。

(3)　現実の問題として我が国は日米安保条約という一種の変態的な地域集団保障制度を強制されているが、党は同条約についてはその締結の当初からその不平等な形式及び内容に反対しその根本的改定を主張している。

太平洋同盟の方式には反対である。

三、自衛権及び自衛力

(1)　党は独立国日本には当然に自衛権が存在することを主張して来た。日本の自衛権は平和条約と国連憲章とによつて、個別的自衛権と集団的自衛権との双方を備えていることは言を俟たない。

(2)　自衛権の裏付としての自衛力は、独立国たる以上は当然に保有すべきである。

そこで自衛力の内容が重要であるが、我が党は自衛力を単なる武力的要素とは解しない。否寧ろ自衛力の根本は国民が国を守ろうという意欲であり精神力であると考える。

更にこの意欲の支柱となるべきものは、間接侵略を寄せ付けない様な、強固な経済基盤と公正と平等な社会秩序であると考える。従つて党は自衛力を培養すべしという立場に立つものであるが、それには先ず国民経済を再建し、勤労大衆生活を安定し、以つて自衛力の基礎条件を確立することを主張するものである。

しかし自衛力の中には通常の警察力もあり、間接侵略に対抗する治安力もあるし、理論上は直接侵略に対する防衛力もあり得るが、わが党としては一切の戦力の保持を禁じている現行憲法を遵守し、専ら間接侵略に対処する治安力（旧警察予備隊程度のもの）を国民生活の圧迫に至らない範囲において是認する。

吉田内閣及び保守政党の保安隊及びこれが自衛隊への拡充は明らかに憲法の空文化による民主主義の破壊であると共に、武力偏重の結果自衛力の基盤を破壊するものであるから、党はかかる再軍備に反対し、民主主義と国民生活擁護のために闘う。

他面我が党の安全保障と自衛の考え方は、間接侵略への保障たる国内治安力を差当つての限度とし、直接侵略に対処するた

めには地域的集団保障制度の必要を認めるものであるから、無抵抗主義とは異なる。

一九五四年度の内外の情勢の推移は、保守三党をして保安隊を自衛隊に増強せしめ、間接侵略のみならず直接侵略にも対抗する我が国の防衛力を年次計画の下に創設せしめんとしている。

党は前述の理由に基いてかかる反動的再軍備に断固反対するとともに、従来の基本的立場に準拠しつつ、社会主義政党の観点から、平和と安全保障の問題に対する慎重な検討を怠らないであろう。

(二)　政治方針

一、本年度における政治方針を樹てるに当つて先ずわれわれの基本的立場を明らかにする。

(イ)　民主社会主義の理念を政治方針の基本とする。

(ロ)　政治と科学の結合を政治的な基本とする。

(ハ)　保守政党との連立政権は絶対にやらない。

(ニ)　革新陣営、特に社会党の統一には反対する。

(ホ)　人民戦線運動には反対する。

(ヘ)　MSA援助反対、再軍備反対の方針を変えない。

(ト)　憲法の空文化と闘い、その改正には反対する。

この基本的態度に立脚して、国会及国会外において強力に闘う。

二、政局安定の名の下に保守合同もしくは保守連携が推進せられるであろう。われわれは保守革新二大政党対立への一歩前進として、むしろこれを歓迎する。しかし個々の反動政策を撃破するためには、保守陣営の分解を策し、あるいは野党連合的な形体を採用する場合もあり得る。けれどもこの場合といえども国会内における共闘が限度であつて、連立政権とか政策協定とかは絶対やらない。

三、保守陣営が統一されれば、革新陣営の統一も必然的に促進される。われわれは社会党両派の統一を中核とする革新勢力の結集を念願し、これがために最大の努力を捧げる。(統一に関する具体的の方針に関しては別項を参照)

四、日本共産党の運動方針は、ソ連の平和攻勢以来太きく転換し来り、一九三五年当時の人民戦線的戦術を採用しつつある。このため、日本共産党が表面に立つて活動することを避け、広く同調者の組織を作り、これを前面に押し出す戦術をとろうとしている。われわれは、この人民戦線的傾向に反対する。

五、わが党の防衛に関する方針は前年度と変らない。従つて、具体的にはMSA援助に反対であり当面の再軍備に反対である。また、これを強行するために考えられている憲法の空文化と闘いその改正に反対である。

六、以上のような基本方針に立つて、吉田内閣打倒に向つて具体的の闘争を展開する。第十九回国会に於ては、恐らく吉田内閣と対決する場面が現出するであろうことを予想する。

また、同大会において決定をみた「組織活動方針」中の労働対策ならびに「民主社会主義勢力統一」に関する決議は次の通りである。

(一九五四年度組織活動方針)

労働対策

一、産業別企業別党員協議会の設置(全国的及地方ブロック別)

主要単産の党員で、産業別、企業別にそれぞれ党員協議会を設け協議会の任務は次の如きものとする。

イ　生活安定のための大衆組織としての労働組合のもつ独自の機能と自主性を尊重し、党の組織と明確に区別をつけて活動し、

民主的労働組合の強化に協力する。

ロ　労働組合活動の中に党の方針を生かし浸透させることによつて、労働組合自体が民主的労働組合としての政治的方針を確立するように努力し、これによつて、労働組合の政治的無関心、中立又は政党への従属（特定の幹部やグループによつて労働組合の政治活動が左右されるような状態）から自立させる。

ハ　労働組合の民主化の徹底、政治方針の確立などの段階に即応して、その組合の政治部、政治委員会などの充実をはかり、組合と党（本部、地方連合会または地域支部）との間に密接な連絡関係を確立する。

ニ　協議会は、党員の訓練、党の組織宣伝、新党員の獲得、職場支部の設置促進などにあたり、更に地域的に、また、産業と業種と企業などの線にそうて党の拡大強化をはかる。

ホ　労働者の政治的要求を積極的にとりあげて、政治的関心を高めると共に、これを地方自治体と政府に対する闘争として組織し、地域的産業別、企業別の線にそうて推進する。

ヘ　職場の行う日常闘争に積極的に協力し、有効な政治的援助を行う。

二、労働組合党員代表者会議の設置（全国及地方ブロック別）

党員たる労働組合員、労働組合出身議員と本部員を以て構成し党の政策浸透、並に全国的な重要闘争の展開に当つて随時開催し、闘争目的の完遂を期する。

三、労働組合との連絡懇談会の設置

連絡懇談会は党と民主的労働組合がそれぞれ自主的立場において互に協力し、その目的を達成するための連絡協議機関であつて次の如き事項に賛同する民主的労働組合の総てに開放される。

イ　連絡懇談会及び分科委員会の開催。

ロ　党と民主的労働組合との共同闘争についての協議並に推進。

組織局に設置されるオルグにより、支部連合会労働対策、産業別、企業別党員協議会の指導並びにオルグ活動を行う。

四、支部連合会

支部も同様趣旨によりこれを設置する。

五、職場支部の設置

民主労働組合の確立とこれを基盤とする労働者の党活動への積極的参加は、わが党の民主社会主義の原動力であり、職場支部はその拠点であることを認め、上記各級機関の活動と相俟つて支部連合会は職場支部の設置に全力を傾注すべきである。

職場支部の任務及び地域支部との協力は次の通り。

(1)　任　務

イ、党員に対する教育活動の充実、党の運動方針、戦略、戦術を徹底するためのオルグ講習会、研究会、講演会、出版、情報などの諸活動を職場党員の必要に適合するように計画実施する。

ロ、職場党員の獲得並に職場支部(班)の組織運動の積極的展開、党本部並に地方連合会の指導機関において組織運動の目標職場と計画を樹てて、これを党の全組織を挙げて実行する。

ハ、民主的労働組合確立のための闘争に対する協力、極左偏向による労働組合の独裁支配を排して、民主的組合を確立するための闘争の大衆的規模における職場支部の積極的活動を促す。

ニ、民主的労働組合に対する政治方針確立のための協力、職場支部に限られた党活動に止らず、労働組合の大衆的規模における党との協力を実現するために闘う。

ホ、労働組合の闘争と表裏一体をなす闘争計画の樹立と遂行、民主的労働組合が労働運動の指導権をとり、これが政治闘争へ進

出する段階にあたつて、党は政治情勢の的確な見透しの上に、この闘争に計画性をもつて協力し職場党員の活動を促す。

(2)　党の地域支部との協力

イ、職場支部は所在の地域との間に連絡機関を常設し、組織宣伝日常闘争について協力をはかる。

ロ、職場支部の他に地域支部が自立する見込みのない特殊な地域では職場支部はなるべく地域支部として発展的に再編する。

ハ、選挙闘争に於ては、職場支部は地域支部または地方連合会の統制の下に活動する。

ニ、職場支部所属の党員は居住地域の支部との間に密接な連絡を保ち、その居住地域の党の活動に協力する。

六、教育宣伝活動の強化

以上の党各級機関の労働組織の確立強化は党の教育宣伝活動と相俟つて行われるものであつて、党本部は、この為万遺憾なきを期す。

〔民主社会主義勢力統一決議〕

我党は昨年度大会において、民主社会主義勢力統一に関する方針を決定し、党の主体性を確立しつつその実現に努力して来たが特に昨年九月の中央執行委員会において社会主義勢力結集の中核たる両派社会党の統一のため、統一問題研究委員会を設置して、その努力を続けて来たことは報告書記載の通りである。

本年度の運動方針においては、その政治方針において「革新陣営特に社会党の統一を促進する」旨を明記し、その実現のため最大の努力を捧げることを確認した。

吉田自由党内閣を中心とする保守勢力が、その陣営を再編統一してMSA受入、再軍備の強行、勤労者の犠牲による産業合理化の貫徹、言論、集会結社等国民自由権の制限による民主主義の圧殺、憲法改正等の反動施策を向米一辺倒の世界政策の上に意図しつつあるとき、われ等は、社会党両派の統一を中核とする、革新勢力結集を念願して、有効に、保守反動勢力と闘い、平和と民主主義と国民の生活を守り得る力を集結しなければならない。

而して共産党が、平和、独立の名のもとに勤労大衆を中心として広汎なる国民各層を反米反吉田戦線に動員編成せんとする所謂「民主国民戦線」より、勤労大衆を防衛するがためには、さきに我党が統一七原則に規定せる「共産主義勢力及び右翼全体主義と明確に対決するとともに、思想的にも行動的にもそれ等への同調的な態度を排撃する」という一項こそは、両社統一に対する基本的信条でなければならない。

本大会は、新執行部がその監督の下に「民主社会主義勢力結集委員会」を設置し、右の基本的信条を確守しつつ共同闘争等を通じて両党の友愛信頼感を増進し、政策の調整に努力し目的達成に邁進する。

なお、党は主体性を確保しつつ果敢に日常闘争を闘うことにより広汎なる未組織大衆を党に吸引して、民主社会主義勢力結集拡大の為に努力すべきは言う迄もない。

第一二回全国大会で選出された右派社会党の新役員は次の通りである。

中央執行委員長	河上丈太郎
書記長	浅沼稲次郎
会計	伊藤卯四郎
最高顧問	片山　哲
顧問	松岡駒吉、賀川豊彦、杉山元治郎、菊地養之輔、波多野鼎、八木秀次、松永義雄、三木治朗、富吉栄二、平野力三、西尾末広

中央執行委員
加藤勘十、三輪寿壮、河野密、松前重義、水谷長三郎、曾禰益、加藤シズエ、堤ツルヨ、山下義信、大矢省三、小平忠、鈴木義男、竹谷源太郎、川俣清音、熊本虎三、中村高一、川端文夫、土井直作、細田綱吉、戸叶武、原虎一、三宅正一、下条恭平、棚橋小虎、春日一幸、加藤鐐造、西村栄一、松沢兼人、矢尾喜三郎、今澄勇、中崎敏、佐竹新市、佐竹晴記、稲富稜人、木下郁
統制委員
橋本正誉、田中利勝、石井繁丸、茅野直好、堂森芳夫、山崎常吉、中ノ瀬幸吉、福間定朝、辻文雄、大石ヨシエ
会計監査
平賀信一、守本又雄、山下栄二、受田新吉、山口シズエ

大会における主要論議は運動方針修正案が提出された。すなわち平和と安全保障外交方針で、「憲法の精神を護り再軍備をしないという主旨が国民に誤解されるから、地域集団保障は認めるべきでない」とする「修正案」側と、「漁民の被害、安心して行える漁場の確保、軍事基地撤廃を叫ぶ党が米軍撤退後の国防方式を明らかにしていないのは理解に苦しむ」との「修正意見書」側とが本部原案をはさんで見解を異にした。結局、原案賛成、反対各三名の代表者によつて討論され、修正案は提出七県連一三票で否決された。また、熊本から提出された労働方針修正案は総評を認め、民労連を批判したもので、民労連側代議員と激突するかに思われたが、菊川労働部長は「各地方の実情によつて労働情勢はきわめて困難であり総評内部にあつて党のために闘つている人達の立場も十分理解できる。総評一部主脳部は左派一辺倒でも大衆はそうでないことも知つているが、総評の運動方針は認めることができない。各地区の実情を理解した対策は考えている」と答弁し、この修正案もまた二名賛成者のみで否決されてしまつた。

一方、規約ならびに組織活動方針委員会は「民主社会主義勢力統一」に関する件を執行部原案通り可決、次いで両社統一決議案（愛知県連外二八県連提出）について活潑な討論が行われた結果、新執行部は「社会党統一達成に関する特別委員会を設置する」との原案を「新に設置される民主社会主義勢力結集委員会は両社統一に対し国民大衆の要望に応えるよう努力」し積極的行動をとるよう要望すると訂正、採決決定した。同決議次の通り。

（両社統一達成に関する決議）

保守反動政権による逆政は国民生活の窮乏とともに経済不安、労働不安、社会不安となつて次第に共産党が待望凝視する政治不安を激化しつつある。今やわれわれは立党の本旨に徹し、今こそ身を挺し祖国と民族が当面する破壊を防止するために革新勢力を結集して民主主義体制の確立と社会主義社会の実現を図らなければならない。もとより党分裂の諸要因が既に解消したものではないが、われらは更に共闘を通じ両党間の同志的信頼感が再燃増大しつつある事実を重視するものである。

およそ政権によらずんば政策を実現することはできえない。国民大衆の社会党内閣実現の要望は両派社会党統一の声となつて高まり、これが焦眉達成の鞭となつて加わりつつある。これこそ両社統一の条件の成熟と機運の到来を示すものであつて慎重に過ぎ

て機を逸するは革命家の選ぶ途ではないであろう。

ここに本大会は以上の理解と信条に立つて新に設置される民主社会主義勢力結集委員会は両社統一に対し国民大衆の要望に応えるよう努力されんことを要望し、速かに両派社会党の統一を実現するために必要なる措置を講ずる任務を負うものであることを決議する。

英国労働党使節団の来日と右派社会党　英国労働党全国執行委員会議長W・バーグ氏を団長とする、同副議長E・サマスキール、元保健相・労働相A・ベヴァン、書記長モルガン・フィリップス、全国執行委員H・アーンショー、同S・ワトソン、同H・H・フランクリン氏の一行はソ連、中国視察の後来日した。両派社会党は九月二日同使節団一行を迎えるにあたり、次のような共同声明を発表した。

（共同声明）

われわれはこの度、英国労働党使節団が、両派社会党の要請を容れわれわが国に来訪されたことを心から喜ぶものである。日英両国の社会主義運動にとつて初めてのこの画期的な訪問が、両国社会主義運動の理解を増進し、相互の経験を豊富にするのに役立つことを切に望んでいる。われは世界平和維持のために国際的に重大な発言力を有する英国労働党が、今回のソ連、中国視察によつて得た経験にもとずいて、世界平和確立のために如何なる外交方針を打出すかを注目している。またわれわれは、使節団諸君が短日時の滞在にもかかわらず、わが国の実情を出来る限りつぶさに観察し、わが国の社会主義運動の現状を一層深く理解し今後の運動の発展に多大の援助と支援を与えられんことを切望するものである。

同使節団の日本滞在は九月一日から四日間の短日時ではあつたが両社ならびに労働組合と種々意見を交換した。一行は来日に際して「わたしたちは英国政府の代表としてやつて来たのではなく、英国の大多数を占める勤労者大衆を代表して日本の大多数を占める勤労大衆と親しく交かんしたい」とのべ、「わたしたちが諸君の役に立つならば、最大の努力をしたい」ともいつた。

全世界の社会主義運動を指導している幹部だけに、日本の両派社会党に浴びせかけた質問は鋭く、一行のすべては両派社会党の統一を強く要望した。「両派社会党のカケ橋になりたい」念願が一行の心を占めていたといつてよく、統一が必要なことの理由としては、社会主義運動の国際的連帯性の立場からと、意見が違つても共同の反対者には結束すべきだとの二つを挙げていた。この要望に対し、右派社会党は統一を積極的に押し進め、共同闘争をより巾広く進める答えた。

四日右派社会党と使節団とのこん談会が参議院議長サロンで開かれた。それには河上委員長、片山最高顧問をはじめ浅沼書記長、伊藤会計、水谷政審会長、曽弥国際局長、三宅組織局長、中村総務局長、松岡、西尾、富吉の各顧問ら四五名が出席し、両社の統一問題外交政策のあり方について大要次のような質疑応答が行われた。

バーグ　両社が分裂した原因、統一の困難な点はどこか。

浅沼　分裂の動機は対日平和条約をめぐる論争であるが、原因は共産主義に対する考え方にあつた。

三宅　歴史的に見て日本の社会主義政党は分裂と統一の連続である。これは日本の社会運動の後進性のためで観念的反対政党としての役割の意義を出なかつたからである。われわれは民主社会主義の線での統一のために努力している。

ワトソン　現在主張している政策以外で妥協の余地はないか。

浅沼　党内民主主義が確立され多数の意見にしたがう方式が確

立しさえすれば最大公約数で妥協出来ると考えるが、力による無理押しでは解決出来ない。

ベヴァン　われわれもかつてこうした危険をおかして来た。しかしあやまちはおかさなかつた。民主主義を手段としても目的として対立していることは誤つている。右社の云うごとく政治的、政治的だけでものたりない。大衆の支援を獲得する唯一の道は民衆の求める要求を卒直に取り上げ実行することだ。結局成熟せる民主主義がちやんと実行されれば社会主義になることがわかつたからだ。

浅沼　日本の社会主義も理論から現実に変らなければならないと考える。両社の対立が現実政策で別れているのが実情である。

ベヴァン　理論の問題で協調をはかろうとすれば和解は不可能だ人間の歴史は理論のためには命をすてている。統一のためにはプログラムはあるか。

バーグ　政策は目的であつて手段ではない。目的のために手段をえらばない方式であつてはならない。

水谷　両社の政策面での相異が誤解があるといけないので一言してをくがわが党は結党以来再軍備に賛成したことはない。ただ国内治安を維持するために旧警察予備隊程度の治安力は必要だというのである。これは統一時代の決定である。左社はこれに対し無防備無抵抗主義を主張、ソ連との不可侵条約を考えているが不可侵条約は侵略されないための保障を考えなくてはならないと考える。私見ではあるが平等な形での暫定的日米協定、米国、ソ連中共、英国、インド、日本各国の集団保障を期待している。

フィリップス　右社は平等になれば日米安保条約を承認するのか。この上部機関として新ロカルノ方式を考えているのか。何らかの地域集団保障は必要だがそれではどこと結ぶのか。

水谷　地域集団保障は認めているがSEATO、東南アジア同盟には反対だ。安保条約は出来た動機、時期、内容が向米一辺倒であるので反対している。日米対等となり自動的に大戦に巻き込まれない保障があれば日本の安全保障のために日米問題は十分考慮する必要があろう。ベヴァン氏に聞きたいが平和を護る力は何だと考えるか。

ベヴァン　国内治安問題が統一の障害だと考えていない。統一を阻害している基本問題は対外的安全保障についてではないか。右社は日米安保条約には反対だが米国の影響下にとどまりこれの援助を期待している。これでは最後の目的である新ロカルノ方式の障害になりはしないか（この時英使節団内でノーノーと反対の声があつた）。米国が駐留軍を撤退させ自らの軍事力を弱める方式に賛成する理由がないではないか。右社が実際に米国をどう考えているかは知らないが、対米問題のために攻撃の矢おもてにさらされるのではないか。米ソ両陣営に属さないという立場を取るのが良いのではないか。

サマスキール　ベヴァン氏の意見に賛成出来ない。平和主義と云つているが、実際は米国の駐留をいつまでも認める結果となろう（ベヴァン氏ノーと応える）。これ以上の同盟国というのは他にはない。第二の点は上部機構について左社と同一意見に到達したということは明りようではないが感情によつて取り上げるのではなく、具体的に話合うことを期待したい。第三の点はかつて西独に行つた時社会民主党は東西の統一問題のみに熱中して国内問題をわすれていたところが総選挙では家庭の人々はより以上に国内問題に関心をもつていたその結果敗亡した。日本の場合もこれにかよつているような気がする。第二回訪独した時には具体的政策で私の意見をもとめられたほどだつた。日本においてもこう

したあやまりをおかすことなく現実的な外交政策、経済政策等国民の要望する政策を立案して次の選挙で勝利することを期待する。

西尾　イギリス人は経験を尊ぶ、ドイツ人、日本人は理論闘争を行い最後に走り出す。これは総評大会等すべてに現われている。ただ残された政党労働者の間でも統一はすべて意見が一致している。これは総評大会でも統一はすべて意見が一致している。ただ残されたものは二度と分裂しない政権担当に耐え得る社会主義政党をどうして作るかの問題だけである。

共同政権のための政策調整　右派社会党第一二回全国大会は、その運動方針、民主社会主義勢力統一に関する決議において党の主体性を確立すると共に民社勢力の拡大をはかり、左派社会党との統一実現のため努力することとした。そして、右派社会党はその統一七原則に規定した「共産主義勢力及び右翼全体主義と対決すると共に、思想的にも行動的にもそれへの同調的な態度を排撃する」の一項こそ両社統一の基本信条であるとして、社会主義勢力結集委員会を組織し、政策の調整その他目的達成に邁進するという方針の下に、第一九国会においては、㈠汚職、疑獄吉田内閣打倒、㈡保守党の政権タライ廻し反対、㈢両社共同政権樹立を目標に強力なる共同斗争を展開、を目標として、左派社会党との統一活動の推進を計つた。年初における国会再開に当り日本社会新聞「主張」（一九五五年一月三〇日、第四六四号）は、「再開国会と両社共斗」と題し、次のごとく述べた。

（再開国会と両社共闘）

各党の大会に引きつづいて国会が再開し施政方針演説とこれに対する野党の質疑を皮切りに、四カ月間にわたる国政審議が始まつている。こんどの国会は一兆円予算案をはじめ、ＭＳＡ協定とそれに密接に関連する保安庁法改正ないし防衛計画の問題、警察法の改正や教職員の政治活動制限に関する法律案、さらに予想される公共企業体労働関係法の改正等をめぐつて論議が沸騰するであろう。たまたま時を同じうして、外には朝鮮の捕虜釈放問題を契機とする新たな難局があり、遠くヨーロッパでは世界注視の中に四国外相会議が開かれている。まことに問題多かるべき一九五四年の初頭らしい内外政局のすべりだしであるが果して良くわが国会は国民の期待に応えてくれるだろうか。再開国会にのぞむ吉田内閣の態度は相変らずのその日暮らし、政策らしい政策もなくただ会期を切抜けさえすれば良いという風である。自画自賛の一兆円予算案もただ単にＭＳＡ受入れのために数字の辻褄を合わしたに過ぎず、そこには一貫した経済自立政策は無く、真実の意味のデフレないし緊縮政策さえもない。有るものは防衛費をふやすための社会保障費の圧縮だけである。防衛計画は米国の顔色に応じて千変万化し、保安庁法を改正して「自衛隊」化する問題は保守三党連携工作の道具になつている。腰の強いのは、警察法改正、教職員の政治活動制限、公企労法改正の企図などにみられる逆コース的反民主化政策だけである。いかにも一つＭＳＡ待ち」一本の意気地のない財界を代弁するにふさわしい自由党内閣の態度であるが、これではこの緊迫した国際情勢に対処して独立を完成し、国民生活を安定することなど思いも寄らないのである。かくて、われわれ勤労大衆の期待は必然に野党特に両社会党に向わざるを得ない。両社会党はともに過般の大会に於て、院内の共闘をますます強化して反動吉田内閣に当てることを決定している。われわれは吉田内閣に対する国民の失望を十分補うて余りある活動を両社に期待したい。特に、一兆円予算の中味を明らかにするとともに明日からでも実行し得る予算の組替案を国民の前に示すこと、またＭＳＡを受入れずとも当面の国際収支を改善し、経済自立を

達成し得る具体的方策を示すことを望みたい。さらに今国会の主要課題である防衛問題に関して「再軍備よりも国民生活安定」というわれわれの基本的態度が何故に正しいかを現在の国際情勢との関連に於て具体的に説明し、これを国民に納得させる努力をすることが必要である。要は、吉田内閣に代つて直ちに政権を託するに足る政党であることを、今国会に於ける両社の共闘を通じて十二分に国民の前に示さなければならない。かくしてのみ「吉田内閣打倒」のスローガンは生きてくるのである。

国会が開かれている間にも「戦力なき軍隊」は着々として増大し「物価引下のための電気料金値上」が実現しようとしている。このゴマカシやウソが、相変らず「数」の力でまかり通るとすれば、議会政治に対する国民の信頼はますます減退するであろう。民主主義議会政治を守るためにも、両社会党の果敢かつ堅実な院内共闘を期待したいのである。その成功のためには両社が互に小異を棄てて大同に就く心掛を必要とするが、特に左社に対して、余りに現実離れした理想論や革命論に拘泥しないよう要望したい。土俵の外での理論闘争にうき身をやつしていたのでは現実政治に対する闘いにならないし、これを喜ぶのは誰よりも吉田内閣であることを考えておく必要があるのである。

京都府知事選挙応援のため西下した両派社会党主脳部は、四月一日保守新党の見透し、吉田内閣不信任案提出の時期、共同政権問題について話し合い、次のような共同声明を発表した。

（共同声明）

一、わが国内外の情勢きわめて非常のときにあたり、吉田反動内閣は政策の完全な行詰りを来し、その必然の結果として空前の疑獄事件を引起し、ついに国の威信を失墜し、国家再建の基礎を破たんせしめつつあることはきわめて遺憾である。

一、民主政治は責任を明らかにするにある。しかるに吉田内閣は保守合同に名をかりて自らの責任を回避、内閣の延命を策し、政界を重大なる混迷に陥れつつあることは断じて承認し得ざるところである。すべからく吉田内閣は一切に先んじて総辞職すべきである。

一、よつて両社は広く有志によびかけ「日本の独立と平和を犠牲にして憲法に違反する再軍備を強行し、国家経済を危機にひんせしめて労働者、農民並びに中小企業者など広範な勤労階級を塗炭の苦しみに陥れ道義のへんりんさえわきまえぬ吉田内閣の退陣を要求する」ため来る二〇日吉田内閣不信任案を提出する

一、両社はこの重大な時局収拾のために、あらゆる困難な条件を克服して共同政権担当の決意と用意のあることを声明する。

更にわれわれはMSA受入れによる再軍備、憲法改正の反動逆コースの政治に反対し、憲法と民主主義を守り、国民生活安定のために共産党と明確に一線を画する。一切の社会主義政治勢力をすみやかに結集して保守反動と戦うことを確認する。

なお、四月一四日社会党本部で開かれた第一一回中央執行委員会において、浅沼書記長は両社委員長の京都における共同声明について特に発言し、

「共産党と明確に一線を画するとあるのは労農党も含んでおり、結集は必ずしも統一を意味しない。両社は吉田内閣を倒したら、共同して政権を担当するという意味を示したものである」とのべた。

第二〇臨時国会における不信任案の成立は必至であり、その結果吉田内閣の総辞職か解散となり、一二月早々政局は大きく転換することが見越された。そこで、両派社会党の院内における共闘は緊密化し、一一月一五日から五日間両社政策協定委員会を開き、両社共同政権樹立に備えて共同政権で実施する当面の諸施政に対する政策

調整を行つた。政策調整は、一、外交防衛　二、政治　三、経済一般　四、財政金融　五、労働　六、農林、漁業　七、中小企業　八社会保障　九、文教科学技術振興　一〇、婦人青年の一〇政策について実行可能な具体的問題に限定話合いが進められ、特に問題とみられた外交問題も「中ソとの間に戦争の終了と平和国交の回復を趣旨とする条約を締結、賠償問題を速かに解決し東南アジア諸国との正式国交を回復する」ことで一致をみた。防衛問題も当面自衛隊の増強を喰い止め、国際情勢をにらみ合せ逐次その縮少をはかるとの意味で意見が一致した。両社共同政権の新政策大綱次の通り。

（新政策大綱）

第一　外交防衛

一、外交。1、国際緊張は力による解決を排し、話合いによつて緩和する。2、MSA援助に反対し不平等条約を改廃して完全独立の達成を期する。3、中ソとの間に戦争の終了と平和国交の回復を趣旨とする条約を締結する。4、賠償問題を速やかに解決し東南アジア諸国との正式国交を回復する。5、小笠原、琉球諸島の完全復帰とハポマイ、シコタン、千島、南樺太の返還をはかる。6、原子力の国際管理、原子兵器の製造、実験保持、使用の禁止を実現し、原子力は専ら平利利用に当てる。7、国際管理の下にすべての国、特に大国の軍備を大幅に縮小し、軍備撤廃の方途を確立する。

二、防衛。国民生活の安定、公平な社会の実現並びに平利自立経済の確立をはかつて、自衛の基礎をきずく。

1、MSA再軍備と徴兵制に反対する。2、当面、自衛隊の増強をくいとめ逐次その縮少をはかる。3、国内治安については民主的な機動力ある警備組織を整える。

第二　政治

一、民主憲法を擁護する。二、公明選挙と政官界の革新浄化を実施する。三、民主主義の擁護、教育二法、スト規正法、破防法等の反動立法の改廃と労働三法の改正により基本的人権を確立する。

第三　経済一般

円レートは堅持する。金融引きしめによる産業破壊を排して綜合的な計画経済による産業振興をはかる。

一、産業。1、重要基幹産業については当面、石炭、鉄鋼に対して積極的な財政投融資を行うとともに国家的規制を加え、コスト引下げをはかる。2、治山治水、電源開発、食糧増産、鉱工業の増産施設、産業道路網の整備等を中心とす綜合的な国土開発計画を推進する。3、企業内部に経営者、従業員の両代表より構成される経営協議会を設置する。

二、貿易。1、自由通商を促進し、貿易規模を拡大し、国際収支の均衡をはかる。2、各国特に米英に対して関税引下げを交渉し、その実現を期す。3、中ソとの間に貿易協定を結び、同時に、純然たる戦略物資を除いてココムリストの全面廃止を要望する。4、東南アジア及び南アジア諸国との経済技術文化協力を確立する。5、輸出入を商品別地域別に計画化かつ組織化し金融課税上の特別措置を講ずる。6、重要物資の輸入は直接統制を行わず、現行の米に対する輸入管理程度の管理貿易を実施する。

社会党統一問題をめぐる西尾・河野論争　左右両派社会党の〝統一の機運〟は、この両委員長声明を頂点として内閣不信任案が衆議院で否決される前後まで、かつてない高まりをみせた。統一促進の動きは右社にあつては河上委員長、三輪寿壮、河野密氏らの旧日労

系の支援を期待する社会主義研究グループ（旧中間派）と加藤勘十氏系の人達が推進し、左社にあつては両社分裂前に加藤派といわれた安平組織局長、武藤運十郎、佐藤観次郎氏らの〝統一派グループ〟がその空気を盛りあげ、鈴木委員長、佐々木統制委員長らの〝官僚派〟もそれぞれの動きを見守つている態勢だつたといわれる。従つて右社内部の一勢力である西尾末広、富吉栄二、曽弥益、土井直作、加藤鐐造、西村栄一、池田禎治氏らのいわゆる西尾系は、党主脳部がこうした動きを黙認していることに強い不満を感ずるとともに、自分達が世間から〝統一反対派〟と呼ばれることに反発する気分を強くしていつた。こういう情勢の中で、西尾末広氏は五月八日に「社会党統一問題への考察」という一文を党内外に配布したのに対し、同党教育宣伝局長河野密氏はこれを批判する文章を同党機関紙「情報通信」の一五日号に掲載し、党の下部機関に配布した。左社との統一問題をめぐつて右社内に底流していた二つの考え方が、この論文で公然化したわけである。

西尾論文は、東宝の馬渕威雄、新経済の宮内勇両氏を幹事とし、党人ばかりでなく財界、言論界の人達も参加している西尾氏の主宰する時局研究会で印刷された。以下その要旨を紹介しよう。

西尾氏はまず終戦以来の社会党の歩みをふりかえり、片山内閣の失敗は連立という方式の誤りではなくて、社会党の未成熟さのゆえだと断じ、「私は連立内閣というものを次善策として肯定し、今後も必要な時が来ると信じている」という。ついで社会州義政党が批判政党の域を脱して政局担当の党となるためには「国民政党」でなければならないと主張し、「私も曽弥君や西村君も統一に反対したことは一度もない。ただわれわれが反対しているのは無原理、無原則の統一だ」という。そして左右両社の世界観の相違、外交、防衛問題についての政策の相違をあげ「世間ではただ単に統一を口にする者が統一派と呼ばれ、われわれのように具体的な統一論を主張するものを反対派だという。これはまことに心外な話だ」と憤慨する。こうして具体的、現実的な立場で四月の「両社政策協定」を批判し「自衛隊を再軍備、憲法違反であると断じておいて、朝にたつたら一時的にもせよこれを黙認するということは責任ある政党としていかことが解る」という。

そして、「この際、党は政局担当の用意がなかつたことを率直に告白し、今後政局担当の党となるよう努力することを誓うべきだ」として次のように結論する。

一、統一問題は政局担当にたえる政党になるにはどうするか、ということに焦点をしぼつて現実政策の発見に努力すべきだ。

一、次には共同闘争を行いつつ過渡的には連立内閣も必要だとの弾力性を持つた統一運動をつづけるべきだ。「かりそめにも統一というニシキの御旗をふりかざして反対論を圧倒するごとき封建的または全体主義的態度をとつてはならない。

一方、西尾論文に対する河野密氏は次のように反論して行く。

一、社会党が吉田内閣と対決するためには、両社が一本の姿にならなければだめである。統一したからといつて社会党政権が可能になるとは断言できないが、統一すらできない状態で社会党政権が可能だとはなおさらいい得ない。

一、内閣不信任案の否決されるまで、両社は少くとも共同政権から統一へのコースをたどろうとする姿勢にあつた。これは単に表面的な政策協定の動きや首脳者会談からばかりでなく、内部的な要望によつてそうなつたのである。

一、政界の動乱に対処する社会党のなすべき第一歩は両社の統一

でなければならない。

一、世間では両社間における思想の調整、従つて綱領や重要政策の一致点を見出すことは不可能だとみている向が多いようだ。しかし、現実の具体的課題から出発し、どうしたら現実の処理をわれわれの理想に近ずけて行くことができるかという観点から検討するならば、調整できないほど距離のあるものとは思われない。最も難しいといわれる外交、防衛問題にしても、現実の事態を前提として対米関係に急激な変化を生じないようにしながら処理して行くとすれば、選び得る道はそういくつもあるわけではない。

一、西尾君の論文の中で〝安易な統一論や無条件合同論を主張している人々の多くは一種の日和見主義である〟ということをいっている。これは大なる誤解であろう。

さて、西尾論文の結論が「統一をニシキの御旗として反対論を圧倒することは封建的であり全体主義的である」と切りつければ、河野論文は「統一論の決意のほどを見損うな」と反撃している。まさに両者の感情的な面が、文字となつて現れた形だが、そのために日労、社民という戦前の〝政敵〟関係ばかりでなく、西尾・河野両氏の間には、個人的にも反発する面があるものとみられている。

西尾・河野論争では、ともに〝現実の具体策〟を足がかりに統一を進めようといいながらも、西尾氏らは「憲法改正は必至だ」という見方に立ち、「保守党が憲法改正を行つた後で両社の統一を行えば右社に有利な統一ができる」と考えて「連立政権で十分だ」というのに対し、河野氏らはまず「憲法改正を阻止しよう。そのためには統一しなければだめだ」とみているのである。従つて、この論争は折にふれてくり返されており、左社ではこの論争において「だれが統一をはばむかが明らかになる」とみている。

第二章　日本社会党（左派）

第一二回党大会　日本社会党（左派）は一九五四年の初頭一月二一日から、第一二回全国大会を開催した。この大会は、同党の三本の柱である「綱領」、「外交方針」、「平和経済建設五カ年計画」を決定するものであり、ＭＳＡ援助をテコとして再軍備体制をおしすすめようとする客観情勢のなかで人々の注目をひくところとなつた。なかんずく「綱領」は、同党の政治路線を決定する重要な意義をもつていたため、党内外の論争のまととなつた。そこで大会の決定を紹介する前に、綱領論議の経過を明らかにしておこう。

一九五三年一月の定期大会の決定にもとずいて、四月に和田博雄氏を委員長とする起草委員会が選任され、それ以後六月まで綱領作成についての研究会がひらかれた。ついで日本における社会主義革命の方式、日本社会党の当面の任務についての検討に入り、綱領を第一部原則部分、第二部政策の部分の二つに分類して大体の骨組みとなる要綱が稲村順三氏の手によつて作成された。九月上旬にいたつてようやく委員会によつて第一次案がつくられ、下旬に委員会案として中央執行委員会に提出する運びとなつたが、この途上においていわゆる清水私案が対案として出された。

この清水私案にたいする取扱いとしては次のような点が決定された。すなわち、綱領委員会では、私案が絶対多数で否決され、さきに審議されてきた案が原案として採用されたことを確認し、綱領委員会としてはこの原案のみを委員会として中央執行委員会に提出する。但しそのさい対案の形をとつた少数反対意見のあつたことを報告する、というのであつた。

ところで清水私案の内容は次のようなものであつた。まず、原案は第二インター系の綱領形式の伝統を継いで社会主義理論のワクをつくり、理論的教科書としてとりまとめその中に党員大衆を入れてゆくやり方であるが、それでは実践的価値がない。社会主義を実現するものは大衆とその組織であるから、社会主義政党の行動基準は社会主義の原則論ではなくて客観的条件に適応した大衆組織の行動、未組織大衆の意欲と感情から出発しなければならない。原案は日本の独占資本を目前の政治権力としているが、実際はアメリカ帝国主義の一翼にすぎない、アメリカ帝国主義のワクの中でのみ日本独占資本は権力を保つている。だから綱領は「アメリカ帝国主義下の行動綱領」でなければならない、というのであつた。

このような清水私案にたいする綱領委員会の見解は、大衆組織の行動だの、未組織大衆の意欲などに出発する行動基準は、全く自然発生的なものとなり、かつ社会主義とはおよそかけはなれた行当りばつたり式のものとなつて行動の基準にならない。また日本が資本主義であることを許されているかぎり、日本の独占資本はアメリカの資本そのものではない、という点が中心であつた。

綱領についての論争は、清水私案、中央公論新年号の坪井正氏の批判、社会党青年部近畿ブロック会議機関紙「抵抗」に掲載された代案、労農党の批判など、かなり活発に行われたが、一二回党大会においてついに結着をみるにいたつた。

第一二大会で決定した労働組合対策、運動方針、外交方針、綱領のなかで主要な部分はつぎの通りである。

（労働組合対策）

(イ)　総評を中心とした労組の産業別統一強化を擁護推進する。

A　そのためには、全党員は、総評を分断または分解せしめる各種の策動や、産業別統一をかくらんする企業組合主義または民労連や第二組合による分裂主義、およびいたずらに大衆の統一行動を混乱におとし入れるような、共産党のいわゆるだれこみ戦術等を克服する。

B　同時にまた、党および府県連、支部協などは総評、地評との間に、正規の恒常的にして緊密なる協力関係をきずきあげること。

(ロ)　さらにまた、全党員は自らのイニシアのもとに組合員大衆の先頭にたち、その大衆行動の中で、労組内職場班を確立すると同時に、中央地方にわたり、党は労組内党員に対して、党の立場からする指導性を断固として確立すること。

A　労組内党員は、政党と組合の各々の任務を明確に把握し、その自主性を尊重し固有の使命である組合としての闘争組織の確立につとめ、その政治的諸要求は党の立場においてこれをとらえ、党員として活発な行動を行うことによつて労組内における党組織の確立につとめなければならない。

B　そのため、労組内党員は勿論、地域党員もすべて、当該地区闘争、大衆行動の先頭にたつこと。

C　新綱領、平和経済五ヵ年計画、新外交方針の樹立を機会に党の理論活動の強化しん透と理論と行動の統一をはかること。

D　確固たるかつ機動的な組合対策の樹立および、そのためにも中央、地方にわたる職場党員会議の常設、この会議を通じて重要問題を機敏に分析し討議し迅速な党としての活動方針の決定、それの地方組織への伝達しん透の体制を確立すること。

(ハ)　党のイニシアによる労農提携、国民的抵抗組織体の結成、これは平和憲法擁護国民カンパニヤの中心組織へ成長する。

特に最低の要求として今年一年間のうちに全地域にわたり全支部はすべての労農懇談会をもれなく結成する。つづいて高い

水準のところは、正式の共闘組織へと結集すること。

(二)　労働オルグを特に重要な問題、特に重要な拠点に対して、遺し、闘争の調査報告とオルグ指導工作を常時行い得る体制をつくること。

（運動方針）

主要な闘争目標

再軍備反対、平和確保―民族独立の闘争

すでにのべたように、MSAの再軍備日程はすでに明白な現実となつて、われわれの頭上におしかぶさつてきた。傭兵軍隊の実体もいわゆるMSA援助の負担の真相も、すべて国民の前に明らかになつてきた。これらを現実の大衆の利害に即してバクロし、宣伝することはわれわれの当面の任務である。したがつて、われわれはこの眼前のMSA、再軍備、そのための憲法改正にたいして現実に則した徹底的な攻撃を集中する。

しかしながら講和安保両条約以後、MSAにいたるアメリカ帝国主義に従属せしめられた日本の独占金融資本とその代表者吉田内閣は巧妙にして複雑多岐な謀略をもつてわれわれに対抗してきている。それは、五三年の基地闘争や全駐労特需工場労働者の闘争にも示されているし、さらに年度の後半以後李承晩漁業水域問題のデッチ上げなどに現われている。

したがつて自主中立外交政策の具体的な発展をはかることによつてこれについての明確な回答を与え国民大衆に再軍備反対の現実的な根拠と強固な確信を与えなければならない。

1、MSA、再軍備反対、平和憲法擁護、徴兵反対の一大国民運動の展開

(イ)　その組織化、宗教、文化、婦人その他あらゆる団体との提携

(ロ)　幻燈、映画、出版活動、ポスター、まんが、宣伝工作隊、はがきの利用、その他一切の創意ある宣伝啓蒙活動の動員

(ハ)　良心的な学者、文化人、宗教家その他著名人の総動員

2、違憲訴訟、軍事費部分の税金不払闘争

3、「平和の家」を徹底普及するための国民運動

4、徴兵反対国民同盟、青年同盟の組織化闘争

5、日本の国土、海域の軍事基地化反対、そのために起る土地取上げ、水域立入禁止等に対する反対闘争

6、軍事基地に起る一切の不祥事件のバクロの闘争

7、太平洋軍事同盟その他一切の軍事同盟反対の闘争

8、李水域その他一切の漁場紛争の平和的解決、あらゆる国との親善、国際連合をはじめ世界の世論喚起の闘争

9、再軍備費の削除闘争、保安隊の海外派遣反対、保安隊解体後のその厚生策の国家保障に関する宣伝闘争

10、アジア経済会議の開催を具体化し、中共を含むアジア諸国との友好関係を確立する要求闘争

11、東南アジア諸国、中国等との賠償問題を政治的かつ経済的に解決するための要求闘争

12、アジア社会党大会を通じ、アジア、アラブ諸国と提携して、アジア諸民族を貧困から解放し、米ソの対立を緩和する自主中立勢力の拡大をはかるための闘争

13、朝鮮休戦政治会議の成立、それの発展によるアジアの平和確立、紛争解決を国連その他に要求する闘争

14、わが国の北辺、北洋、南方における軍事施設の撤収をソ連とアメリカに要求する闘争

15、沖縄、アマミ大島の領土権復活、軍政撤去のための闘争

16、一切の治外法権反対のための闘争

17、中ソとの中立不可侵条約締結、日米安保条約を廃棄する為の闘争

（外交方針）

平和への方向

三カ年余におよんだ朝鮮事変は、ともかくも、休戦が成立し、政治会議へ進みつつある。これは、両陣営がその対立の解決を武力に訴えることは、いたずらに破壊と荒廃をもたらすだけで、なんらの成果もおさめず、解決は平和的交渉による以外にないことを身をもつて体験したためである。同時に、この局地戦争が第三次世界大戦へ爆発することを憂えた世界各国の平和を希い勤労大衆の熱願と有識者たちが圧力をかけてこの休戦を成立せしめたといえる。ことにこの休戦の成立にたいして演じたインド、スエーデン、スイス等の中立諸国の役割を大きく評価せねばならぬ。われわれは来るべき政治会議における中立諸国の働きに期待するとともに、関係諸国の間に事変の終局的解決方式として朝鮮中立化案が浮び出つつあることを大いに歓迎する。

インドシナにおいても、戦争はこの地に荒廃をもたらしつつあるが同時にフランス国民も非常な困難に直面しつつある。両者から表明された交渉による休戦の希望は早く結実さすべきである。

ヨーロッパでは「より強力な軍備による平和」を望むアメリカ外交政策は各国を引きずり欧州軍、なかでもドイツの再軍備を急いでいる。しかしながら原子兵器が米ソ両陣営に貯蔵され、水素爆弾がソ連にも保有されるようになつた現在では、軍拡競争をはてしなく続けて、その結果第三次世界大戦が勃発するならば、文字通り人類の破滅を来すとの認識ないし恐怖は、全世界に、アメリカにさえ浸潤し国際外交正常化への希望と努力は、すでに冷戦の継続に逆らう大きな底流となつている。

一九五三年になつてから兆ざしはじめた平和への動きは、時には停頓し後退しながら、ジグザグの進行ではあるが、その平和への方向を次第に強め、今年はそれが一層進展し、決定的となるであろう。年初におけるベルリンの四カ国外相会議はその第一歩である。

アイゼンハワー元帥が原子力の管理を提唱し、ソ連もこれに応えたことは、全面的な軍縮に進む端緒となりうるものとして大いに歓迎するところである。

独立の達成

世界は冷戦の危機をはらみつつも、平和の方向に進行しつつある。にも拘わらず、アメリカ共利党政府は依然としてソ連を凌ぐ軍事体制の確立に全力をあげている。ソ連が水爆をもつようになつたことに直面して、その戦略体制を原子兵器中心に切替えながら欧州軍の創設、西独の再軍備をなお執ように促進せんとし、同時に、中東欧の軍事体制強化、スペイン、北アフリカ、パキスタンの軍事基地獲得、韓国、台湾、仏印、タイなど、アジア各国の軍拡を強行し、とくに日本の再軍備に対して強烈な拍車をかけている。

占領いらい引続き、さらに安保条約によつて確立したアメリカの対日軍事政策は、朝鮮休戦とともに日本を太平洋の第一線基地とする意図を明確にし、本年はMSA援助によつていよいよ完全な再軍備によつて結実しようとしている。これはただちに平和憲法改悪、太平洋軍事同盟へ連なり、わが国の独立と平和をまた大衆の生活をふみにじるものであることは明白である。

したがつて当面、われわれの外交上の実践目標は、なにはおいてもまず第一にこのMSA援助受入れ日米相互防衛協定、太平洋同盟を阻止し、再軍備に反対し、それを軍事基地の撤去、全駐留

軍の撤退、日米安保条約と行政協定の廃棄の運動へたかめることである。また領土については小笠原、沖縄の返還を要求する。

同時に、経済的にドルへの依存を深めつつある今日、この方向を大きく切かえて経済自立の固い決意をしなければならぬ。経済的自立なくしては政治的独立もありえないからである。わが党は別に定める平和経済建設五カ年計画の一環として貿易を全面的に振興し、とくに中ソ両国、東南アジア諸国との貿易を拡大するなどの措置によつて、ドルへのレイ属から脱却する道を決然と進むべきである。

（日本社会党綱領）

社会主義革命の諸条件

われわれの日常闘争の集積は、一定の条件のもとで、社会主義革命に転化される。しかし、このような社会的変革は、いついかなるところでも起しうるものではない。

社会主義革命は、労働者、農民などの組織的成長と、その先頭にたつ指導力である社会主義政党の成熟なくして行われることはない。日本社会党は、社会変革の理論をもつて十分に武装され、民主的に形成され、統一された意志によつて指導される行動の党たるにふさわしい組織と党内規律とを確立しなければならぬ。そして労働組合、農民組合その他働く人々のあらゆる組織の中に党員が増加し、その精神的影響力は、働く人間のあらゆる組織を、党の運動に有機的に結びつけうる程度に成長しなければならぬ。このことなくして、一切の権力機構をもつ支配階級の手から政治権力を平和的民主的な方法によつてかちとることはできない。

また新たな政治権力が確立されるためには、労働組合、農民組合その他一切の勤労大衆組織が、新たな社会主義権力の活動を積極的に支持し、その政治機構と経済機構とを組織的に掌握しさらに建設的に行動するほどに成熟していなければならない。

社会主義革命は、人々の欲するままに行われるものではない。資本主義は、それ自身の矛盾を、その枠内で解決することはできない。このような資本主義の自己矛盾が爆発して、経済的な混乱と激しい政治的な不安が醸成され勤労大衆の窮乏化と中間社会層の生活不安は拡大されつつあるにも拘らず、支配階級とその政治的指導者とがこの混乱と不安とを収拾する能力を失い、彼らの支配そのものに自信を喪失しているような状態が起る。それはたとえば戦争によつてもたらされた社会不安やはげしい恐慌の混乱等の場合に生じる。そのとき、これを救済しうる力が社会主義以外にないことを示す。

このような客観的な条件とわれわれ自身の成熟とは、われわれを社会主義革命に直面させる。この場合、平和的な社会主義権力はつぎのような過程を経て成立する。

一、日本社会党が中央地方を通じ、とくに中央において議会に絶対多数をしめる。

二、この絶対多数は、日本社会党が国民大衆の利害を真実に追求しその信頼を獲得するとともに、労働組合、農民組合、その他一切の大衆組織を党へ有機的に結びつけ協力させることによつて安定化し、恒久化する。

三、中央議会では安定した絶対多数の上にたつて、社会主義の原則に従つて憲法を改正し、基本的な産業の国有化または、公有化を確立し、行政司法の諸機関や教育、新聞、出版、放送などの諸機構を社会主義の方向に適応させる。

四、社会主義建設を妨害する一切の暴力組織を解体する。

吉田内閣打倒運動　吉田内閣は造船汚職事件によつて動揺をみせつつあつたが、社会党は選挙管理内閣から過渡的な社会党政権樹立

という構想のもとに、まず予算の組替え案は両派社会党の折衝を通じて生まれたものであり、これについて左派社会党は「あくまでも戦術的なものから生れたものであり、わが党政策本来の要求から出たものでない」と主張している。また選挙管理内閣でなすべき最少限の具体策として、一、MSA協定打切り、二、国際収支の改善（日中貿易の完全な開始）、三、選挙法の改正の三点を決定している。組替え案の大綱はつぎの通りである。

（組替え案大綱）

1、予算規模を政府案よりも一三二億円圧縮し、九八六三億円とする。これによつて物価引下げをさらに二%促進して、もつて国際収支の改善に資する。

2、最大のインフレ要因であり、かつ非生産的な経費であるMSA受け入れのための防衛関係費の削除によつて、生産的支出、国民生活の安定および治安確保のための経費に充当する。

3、国民生活安定のために、低額所得者の減税に重点をおいた大衆課税の大巾減税、繊維税新設廃止等の間接税引上げ反対、社会保険、失業対策など社会保障諸費の増額、義務教育国庫負担の完全実施をはじめとする文教諸費その他の増額、実質給与所得の充実などをはかる。

4、国家管理を前提とした単独事業法の制定のもとにおける基礎産業の近代化および一万二千円二重米価に基礎をおいた農業経営の安定、ならびに中小企業の安定をはかるため、財政投融資の増加を行う。

5、警察法改正その他の民主主義に逆行する法制改悪の費用を組みかえる。

その後ビキニ水爆〝死の灰〟にたいする国民的世論の昂揚、MSA協定にたいする労働組合の攻勢などのもとにあり、汚職事件などによつて動揺をみせた吉田内閣は、保守新党を結成して居座り工作をつづけたが、これにたいして左派社会党は右派社会党との共闘を強化して、吉田政権の打倒に直進することになつた。かくして四月一〇日の中央執行委員会は、政局の見透しと、党の態度についてつぎのような決定を行つた。

（吉田内閣を打倒しなければならぬ）

1、吉田少数、反動内閣は、内外諸政策が完全な行詰りを来たしこれと必然的に結びついて発生した汚職問題は今や吉田内閣にとつて致命的な段階にまで発展した。

2、吉田内閣の背景をなしているアメリカの共和党政府は、対外的には、欧州軍建設の停頓、ジュネーブ会議の見透難、インドネシヤ動乱の急迫化と共同宣言問題、さらにビキニ水爆実験に対して厳しい国際的批判を受ける等、困難な外交問題を控え対内的には、五四―五五年度予算編成、中間選挙、経済的不安等の諸課題に当面しながら、共和党内における圧れきが増大し、マ政府樹立以来の最大の危機に見舞われている。

3、経済危機はまた、重大段階に立ちいたつた。貿易の不振、国際収支の赤字、三六〇円レートの危機は日本経済を根本からおびやかすものであるが、再軍備するためのデフレ政策はさらに平和産業や中小企業をとたんの苦みに追込みつつある。

4、大衆圧迫のための政策が、自由と民主主義擁護の闘争となり生活の急迫が不当首切り反対、賃金値上げの闘争となつている国鉄および民間産業を中心として、四月中旬から、教職員、

5、よつてわが党は、ここに吉田内閣を打倒するために、院内外の勢力を結集して、つぎの闘争を行う。

強く盛り上りつつある。

A、重要法案、就中、教育二法案、防衛関係法案、警察法改正法案などの通過を阻止するとともに汚職問題を徹底的に追及する。

B、院外における、水爆実験反対闘争、吉田内閣打倒闘争などを院内闘争と併行的に押しすすめる。

C、内閣不信任案を四月中旬に提出する。

保守陣営の結集と政権タライ回しを粉砕し、左右両社の共同政権樹立のために闘う

1、保守陣営は、緒方構想のもとに結集されようとしているが、日自、改進党一部の参加による自由党多数派工作になるか、吉田総理棚上げによる保守新党結成になるかは別として、なんらかの成果をみるかもしれない。

2、しかしながら、保守陣営の結集は、汚職や政策行詰りの責任をあくまでも回避し、政権の延命またはタライ回しをはかるとともに、MSA受入れ、再軍備の促進、やがて憲法改正を期するための政治勢力結集であることを見逃してはならない。

3、よつてわれわれは、国民の不満や要求を背景として、これら保守陣営の政権タライ回しを強力に阻止するとともに、限られた主体的条件と極めて困難な客観的条件ではあるが、敢えて政権受入れの体制を整えねばならない。しかしてこの場合の形は左右両社の共同政権である。

4、左右両社による共同政権の採るべき政策は、あらゆる条件を考慮し、目標を見失はず、確信あるものでなければならぬが、それはおよそ次の四点である。

A、綱紀粛正と民主主義の擁護。

B、MSA受入れと再軍備に反対するために吉田政府の二九年度計画の阻止。

C、経済危機克服対策、特に三六〇円為替レートの維持、健全なる金融財政政策の確立ならびに貿易危機を救済する東南アジア、中国、ソ連および英連邦諸国との貿易再開あるいは拡大。

D、生活防衛、特に農民、労働者ならびに中小企業者の救済と社会保障に必要な予算の編成。

吉田内閣打倒運動において重要な役割を果すのはいうまでもなく左右社会党の共同闘争であり、その闘争の目標となる政策協定である。その原則と、政策の具体的内容はつぎのようなものであつた。

（右社、労農に対する態度）

一、共同闘争と合同とは区別して考える。

二、当面の政局に処する共同政権の問題は、当面の主要なる共同闘争として推進する。

三、右社との合同については基本的政策や綱領について話しあいを進め、その経過を下部に浸透させつつ積極的におし進める。

四、労農党に対しては四月十日の中執委の決定に従い、懇談会を開いて最終的態度を決定する。

五、選挙協定などは個々の共同闘争は別として基本的政策や綱領の一致しない限りこれを行わない。

（現政局に対する両社会党の政策）

一、緊急政治対策

1、綱紀粛正、政界浄化

イ、公職選挙法、国会関係法、政治資金規制法の改正

ロ、政府国会の高官の私企業関与禁止の強化

ハ、あつせん収賄の処罰

ニ、国家資金投下企業の監査、規制の強化

ホ、会計検査院の拡充強化

2、民主主義擁護

イ、教育二法案、破防法等の悪法の廃止
ロ、公企業体労組のスト権の恢復
3、平和憲法擁護
二、緊急外交政策
1、MSAと再軍備に反対するため政府の二十九年度計画を阻止する。
2、原子力兵器の平和的利用を目途とし、原子力の国際管理、原子兵器の禁止、さし当り実験の禁止を国連に提訴する。
三、緊急経済政策
1、円為替レートを維持すること。
2、地域別の輸出振興政策については、
イ、アジア経済会議の開催による東南アジア貿易の振興。
ロ、中国貿易の拡大のために政府間の貿易協定締結に努力すること。
ハ、対ソ貿易の積極化――当面特に船舶の輸出修理と交換に、木材、パルプおよび石炭などのリンク貿易を拡大すること、これがためココム・リストの緩和に努力すること。
二、ポンド地域貿易の拡大――日英通商会談のとりきめ一億八千万ポンド輸出の実現をはかるとともにさらにこれが拡大に努力すること。
3、輸入の抑制対策については、
イ、金融引きしめによつて一切の思惑を抑制する。
――ガソリン、重油、砂糖の輸入を削減し、不要不急品の輸入は禁止すること――
ロ、外貨予算については国会の審議を経ること。
ハ、重要物資の輸入については政府管理を強化すること。
4、重要産業対策
イ、財政投融資をうけている重要産業については法的措置を講じて監査制度を強化すること。
ロ、第十次計画造船はこの線に沿うて推進すること。
5、第三次資産再評価を強制実施すること。
四、国民生活対策
1、独占資本のみに有利な金融引きしめデフレ政策をやめて経済の計画的な総合対策のもとに平和産業、中小企業に対する金融措置を講ずること。
2、社会保障、農漁民対策、中小企業対策、住宅対策を中心とする補正予算を編成する。
五、以上の政策を実行しつつ保守勢力と対決し、衆議院を解散する。

以上のような両派社会党の政策協定の性格は、当面特に船舶の輸出修理と交換に、崩壊寸前にある吉田内閣が延命策としてとつた保守政権のたらい回し工作を阻止するため、両社会党は議会で少数党であつても、衆議院解散を通じ、選挙の間の一時的な共同政権を担当しうるものであり、またその用意もあることを明らかにするための政策の協定であつた。

第二回中央委員会　第二回中央委員会は六月二六、二七の両日ひらかれたが、本部役員国会議員及各都道県連から中央委員二〇〇名が参集した。次のような宣言を採択したのち、当面の政局と左派社会党の態度などを決定した。

（宣　言）

世界は平和への傾向を強めつつあるにかかわらず、独りわが日本ではM・S・A、再軍備が強行されてその為のデフレ政策のもとに国民大衆は塗炭の苦しみにあえぎながら、激しい吉田内閣の退陣国会解散要求の一大渦巻を起している。

わが党第二回中央委員会は、こうした内外情勢のうちにあつて熱烈な大衆討議の中から、ここに

一、当面の経済破綻を打開するための諸政策と要求闘争を策定し

二、自主中立政策の正しさを確認し、これを推進発展させると共に、原・水爆禁止の一大国民運動を展開せんとし、

三、組織綱領の完成によつてゆるぎなき党の基礎をうちたてた。

四、さらにわれわれは当面の重大時局に直面して、ファッショ化しつつある吉田反動内閣を打倒し、解散総選挙によつて国民大衆の広汎な支持の下に我党陣営の飛躍的な強化と拡大をはかるべき基本的態度を確定し、全党一致団結、中央、地方議会の内外に於て迫力ある徹底的な諸闘争を展開し、もつて我党の重大な歴史的使命を果さんとするものである。

昭和二九年六月二七日

日本社会党中央委員会

（党の態度）

1、基本方針

院内外の強力なる闘争によつて吉田内閣の退陣、国会解散、総選挙の断行を通じ、保守政権を打倒する。

2、院内闘争

早急に臨時国会を開かせ、その目的を次の点におく。

イ、臨時国会の最終目的を吉田内閣の退陣と国会解散におく。

これがために右社などひろく社会主義政治勢力を結集し、ときには反自由党あるいは反吉田保守勢力との共同闘争をも考慮して内閣不信任案または国会解散決議案を提出する。

ロ、政府および自由党は、疑獄および汚職の汚名を社会党の暴力とすりかえようとしているが、われわれは疑獄および汚職をさらに追及するとともに政府および自由党の疑獄政治の正体を民主主義の重大なる危機として国民に正確に理解せしめる。

ハ、ややもすれば国会の表面的現象に国民の眼は集中しているが、われわれは国際関係の急変とわが党外交方針の正当性や経済危機に対するわが党の政策を広く国民に徹底せしめなければならぬ。

ニ、国会粛清と政界浄化のため、国会法、公職選挙法並に政治資金規正法等の改革を期す。

ホ、当面の緊急対策として、中小企業危機対策並に災害対策を闘いとると共に賃金遅払い、不払い失業対策の万全を期す。

ヘ、六月四日以降の諸法律の不存在したがつて無効であるとの態度を堅持し、これによつて生ずる院外の諸紛争を国会に反映せしめる。

3、院外方針

イ、第三次遊説計画を樹立し、宣伝活動を徹底する。

ロ、労働者、農民ならびに中小企業者などの民主組織と協力しあるいは署名運動を起して、吉田内閣打倒、国会解散の国民運動を発展させる。

ハ、しかして以上の闘争を臨時国会に集約する。

ニ、警察法、定員法並に農業団体法等の改正法の不存在、無効闘争を起す。県会、市町村会等においては、予算、条令、身分の変更等の審議につき、これら諸法律の不存在無効の態度を堅持しつつ、しかも一面積極的に参加し、その否決を図り、あるいは自治体および職員等の利益を擁護する。

○農業委員の選挙には、不存在の立場に立ちつつも積極的に立候補して闘う。

○不存在の諸法律によつて損害を受ける者を擁護するため、法廷

闘争を行う。

左派社会党の組織問題　第一二回大会の決議にもとずいて綱領委員会は、大会提出の組織綱領の原案について審重な検討を加えた結果、五月一一日委員会草案を作り、地方オルグ会議その他の意見をきき、さらに五月三〇日の中央執行委員会において検討された。中執委はさらにこれをブロック会議におろして大衆討議にかけ、第二回中央委員会に提出するにいたつた。そして中央委において「党の階級性堅持と党内民主主義の確立」「党組織の活動分野」「労農提携は党組職を中心に」「党と大衆団体との関係」「他政党との共同闘争について」「党の民族闘争組織との関係」「党組織の本隊強化」などにわたる内容の組織綱領を決定した。

五四年における左派社会党の第一の目標は党の主体勢力の確立におき、組織目標を衆議院一人につき一〇〇名、五万名においた。すなはち郡五七五、市三九〇、区七二に党員五〇名以上の支部をつくることによつてこの目標は達せられることになる。ところでこの目標を達成するためには、党務に専念するオルグがなくてはならない。かくして全国オルグ六名、地方オルグ二五名が決定された。

さらに第九回中央執行委員会では、九月一〇日から一一月一〇日の二カ月間を組織強化拡大月間とし、中央、地方の党組織の拡大と強化のために全勢力を集中することになつた。組織拡大月間の目標はつぎの通りである。

（組織拡大月間の目標）

(1)　全党員は党員一名、党友二名を増加させる。このことは困難なことのようであるが、決意すれば容易なことである。支部および班は明確に日を限つて全党員に任務を遂行させることが大切である。党友も単に党を支持しているということではなく支部に党友名簿を作り一定額を毎月納入させるよう、準党員の形をとるようにする。

(2)　未登録党員の解消
党員が党の周辺には沢山いる。未登録の党員を完全に登録し積極的に党活動に参加させる。

(3)　新市、拠点に支部をつくる。地方自治体行政区の改変により新しく市が二百数十出来た。この新市は大体農村地帯の中心地点であり、全新市に支部ができれば、党は農村地区にも大きい影響力を持つことに成功する。現在まで設定された拠点とともに、新市に必らず支部を作るよう全努力をつくす。

以上の目標を達成するため党本部は宣伝活動として、

(1)　組織拡大月間の目標を明らかにしたポスターをつくり、各県連と支部協議会に送る。

(2)　情宣部は遊説計画をたてて弁士の派遣をする。

(3)　労働部、農民部、中小企業部、青婦人部等も夫々オルグの派遣と情報を発行する。

(4)　党の政調会の書記局も綱領政策の解説のために、各地の実情にそつて派遣する。

(5)　各労農団体と連絡をとり、秋季闘争と米価供出闘争のプログラムを、各地区の懇談会の中心議題とする。

両派社会党の政策協定　両派の政策審議会は、一一月二〇日に新な政策協定を発表するにいたつた。この政策協定は、外交、防衛、産業、貿易、金融、労働、中小企業、社会保障などの広汎な項目にわたつており、「内外情勢の急迫に対していま社会党両派が共同闘争を推進し、共同政権をうち立て、われわれの政策を展開していくことは、支配階級に対する重大な打撃を意味するものであり、大衆への圧迫を排除することにもなる」という意図のもとに作成されたものであつた。この政策協定と両派社会党の統一ということは別個の

ものであることに注意しなければならない。すなわち「社会主義政党が統一するには、単に再軍備反対とか平和憲法の擁護という条件が一致するだけでは足りない。これは共同戦線の条件にはなりえても統一の条件にはなりえない」（政策審議会解説）と主張されている。以下に政策協定の主要な部分を紹介しよう。

（両者共同政権の新政策大綱）

第一　外交防衛

一、外　交

わが国の完全な独立を達成し、すべての国との友好関係を樹立するために吉田内閣の米国一辺倒秘密外交を清算し、中国、ソ連との国交を調整し、東南および南アジア諸国との協力提携を確立する。

1、国際緊張は力による解決を排し話合いによつて緩和する。

2、MSA援助に反対し、不平等条約を改廃して完全独立の達成を期する。

3、中ソとの間に戦争の終了と平和国交の回復を趣旨とする条約を締結する。

4、賠償問題を速やかに解決し東南アジア諸国との正式国交を回復する。

5、小笠原、琉球諸島の完全復帰とハボマイ、シコタン、千島、南樺太の返還をはかる。

6、原子力の国際管理、原子兵器の製造、実験保持、使用の禁止を実現し、原子力は専ら平和的利用に当てる。

7、国際管理の下にすべての国、特に大国の軍備を大巾に縮小し軍備撤廃の方途を確立する。

二、防　衛

国民生活の安定、公平な社会の実現並びに平和自立経済の確立をはかつて、自衛の基礎をきずく。

1、MSA再軍備と徴兵制に反対する。

2、当面、自衛隊の増強をくいとめ逐次その縮小をはかる。

3、国内治安については、民主的な機動力ある警備組織を整える。

第二　政　治

汚職を一掃して清潔な政治を確立する。

一、民主憲法を擁護する。

二、公明選挙と政官界の革新浄化を実施する。

1、公職選挙法、国会関係法、政治資金規正法の改正。

2、あつせん収賄の処罰。

3、財政資金投融資企業に対する監督規制を厳重にする。このために行政監察制度と会計検査院の拡充強化を計る。

三、民主主義の擁護。

教育二法、スト規正法、破防法等の反動立法の改廃と労働二法の改正により基本的人権を確立する。

第三　経済一般

円レートは堅持する。金融引しめによる産業破壊を排して、総合的な計画による産業振興をはかる。

一、産　業

1、重要基幹産業については当面、石炭、鉄鋼に対して積極的な財政投融資を行うとともに国家的規制を加えコスト引下げをはかる。

2、治山治水、電源開発、食糧増産、鉱工業の増産施設、産業道路網の整備等を中心とする総合的な国土開発計画を推進する。

3、企業内部に、経営者、従業員の両代表より構成される経営協議会を設置する。

社会党再建派の動き　社会党再建派は五四年度においては、ほと

んど政党としての機能を失つたといつてよい。しかし「社会主義新聞」を発行し、もつぱら批判活動を行いつつある。社会党の綱領についてはつぎのような批判を行つている。

（社党の危機はどこからきたか）

いま社会党は新な危機に立つているといえるようだ。これをもたらしたものは綱領草案の本三の危機といえるだろう。これは反対する批判であり、これはかつてない部の一方的なおしつけに程の力で全国各地の党員ともに盛り拡つている。がどこにあるかを知ることが大切な問題となろう。

昨年の大会での焦点は「植民地論争」にあつた。本部の運動方針は「日本の現状は植民地でない」と規定してあつたが「植民地である」とする下部党員の意志は強く「とくにアジア太平洋平和会議になぜ参加しない」というアジア不戦をもとめる声の激しさを反映させ終始執行部にせまつた。あれから一年日本国民は労働者階級を先頭に内灘妙義をはじめ全国各地の基地反対闘争を勇敢に闘つた。これはアメリカ帝国主義者の基地化政策に国民を真正面から対決させ全国民をふるい立たせるだけでなく吉田の上にのさばるアメリカに対し「反米」で統一していつた。六月からの風水害では生きるか死ぬかの問題として、またも労働者階級は各政党民主団体、市民と手を結び「民水対」を作り広範な国民戦線の巾を拡げ、かつかためることに成功した。これらの基礎の上にたつて第四回総評大会の「平和国民戦線」は圧倒的に国民の支持を得たことは当然であろう。そして「第三勢力論」はその影をうすめた。

秋になつて風水害につづいて凶作は「食対連」の発足となり労農の提携は各地で創意ある活動を展開した。年末の国鉄の闘争は労働者階級の威力がいかに強いものであるかを示した。何よりもこれらの闘いは、MSAうけ入れによる日本経済のテコ入れという反動どもの計画――これは休戦による痛手を日本の再軍備の強行によつて国民の犠牲で行おうとするアメリカ帝国主義者と日本反動とに痛撃をあたえてきた。また左派社会党の中央委員会にたいしてつぎのような提案を行つている。

（いますぐ国民を結集する共同綱領を提案します）

国民戦線の結集のためには、当面広はんな国民を統一行動に組織することのできる明確な目標をもつ共同綱領が必要であります

この共同綱領にもりたい若干の要求項目を提案します。

一、賃金ストップと米麦価のすえ置き反対。

一、中小工業の金詰り打開。日中、日ソ貿易促進と国内市場の拡大。

一、首切り合理化反対。失業者の生活保証。

一、災害復旧と災害対策の促進。

一、原水爆禁止の国際運動推進。

MSA再軍備態勢の労働者と農民への直接的なあらわれは、賃金ストップと米麦価格の据置きであります。低賃金と低米価の不可分の結びつきは、賃金ストップと米麦価格の据置きに明白であります。今日、労働者階級の賃上げ闘争は農民の利益と結びつき米麦価格の据置き反対の農民の闘いは労農提携の闘いでなければ成功しません。このことを労働者と農民のあいだで宣伝し、労働組合と農民組合の闘いを意識的に労農提携の闘いとして取組むことがとくに重要であります。これが国民の統一行動の基本であり他の諸要求とも密接に結びついています。中小商工業の金詰り打開と、日中、日ソ貿易促進も賃金ストップ反対の労働者階級の闘

いが推進力となるものであり賃金ストップと米麦価格の据置きの打破なくしては国内市場の拡大も望むことはできません。労働者にとつて首切りをだすことは、事実上賃下げであつて、労農、労商提携の闘いの発展によつてのみ深刻な失業問題の解決をおしすすめられるのであります。

とくに平和経済再建のための統一行動としての労働プランは災害復旧と災害対策の促進を一つの突破口とするでありましょう。これは国内市場拡大にとつても重要な関連をもつております。原水爆禁止運動はわが国の平和運動を躍進させましたが、真にこれを実現するためには一大国際運動として発展させる努力がなければなりません。二度までも原水爆の被害をうけたわが国民は、アメリカの戦争政策にしたがつていくかぎり、原水爆の雨をうけることを身をもつて感じており、この運動の必要を痛切に理解しています。この平和運動こそ、広範な国民各階層に統一行動の体験をかさねさせて国民戦線の基礎をきずくでありましょう。

わが社会党がこれらの共同綱領をもつて労農諸団体の統一行動の先頭に闘つてこそ、変則国会の無効を非妥協的につらぬき、内閣打倒、国会解散の国民運動を展開し、これを闘いとることができると確信します。このように「国民の国会」をかちとる道がまたわが社会党を日常闘争の党、革命的大衆政党に躍進する道なのであります。

第三章　労働者農民党

黒田主席の帰国とその後の党活動　黒田主席、堀中央執行委員は五月ベルリンに開催された世界世和評議会特別総会に招かれてこれに出席、つづいて両氏は土門中執と共にストックホルムの「国際緊張緩和のための集会」に出席した。なお黒田主席は明年ひらかれる「アジアの緊張緩和のための集り」の準備書記局の一員に選ばれた。黒田主席、堀中執はソ同盟、中国、朝鮮を視察し九月七日帰朝したが、岡山外各地で世界における平和運動、新中国建設状況等につき講演した。

労農党北海道地方本部は日鋼室蘭の長期ストに全力をあげて指導支援にあたり、七月から八月にかけて、党本部より黒田中執、木村中執、塚田中委らが道オルグと共にスト団に働きかけた。右の指導オルグ活動によつて労働者の労農党への信頼が深まり、党組織は拡大したが、さらに党は総評本部員の現地派遣や資金カンパについて積極的な努力を行つた。

また憲法擁護国民連合主催の奈良における講演会に木村中執が参加、この講演を機に党奈良地方本部の結成準備会がつくられ、その他福岡、佐賀においても新支部結成への動きが見られた。

三島市においては、数年前労農党共産党を主とした平和懇談会がつくられ、平和活動をしてきたが、地区労協の主流にうけ入れられず、懇談会も自然消滅の形となつていた。しかしビキニ実験以来市民の平和への情熱は高まり、労農党支部もこれを考慮して自由党、左社、文化界代表等を加え広く市民を集めて八月二三日、平和懇談会を招集した。この集合に約百名が参集し、全市民的な原爆反対の組織を持つべきことが決定され、九月三日にはその第一回準備会が開かれ、平和運動は大きく市民の間に広まつた。労農党はこの運動の中核として活動した（「労農週報」九・一三第三号）。

九月一九日には党と総評との懇談会が開かれ、黒田主席、岡田、久保田両中執と藤田総評議長、高野事務局長、井藤総務部長らとの間に、党と総評との密接な連絡をとる方法等につき、協議が行われ

た。話し合いで明らかにされた主要な点は次の通りである。

一、吉田内閣打倒、国会解散の当面する闘いをさらに推進すること、予想される総選挙に際して選挙総額（当面の緊急要求）をどうするか。

二、急速にファッショ化しつつある吉田政権とその政策の背景、それとどう闘うか。

三、労働者階級の秋季闘争方針。

なお右に関し正式に党より総評に協議方を申入れ、一そう具体的に話し合うことに決定した。

党綱領改正起草の準備活動　第四回党大会は党綱領と規約改正を決定したが、この決定にもとずき黒田主席は次の起草委員を指名した。

委員長　木村禧八郎（政調部長）同久保田豊（農対部長）　同堀真琴
委員　岡田春夫（労対部長）同中原省一（政調部書記）
（財政・青婦部長）同
第一回綱領起草委員会は一一月四日衆院会館において開かれ、つぎの起草方針がきめられた。
（作成時期）　一二月一杯を目途に委員会草案をまとめ、中執の承認をうけて、ついで全党的討議に付し、その成果を来年度全国大会（一月か二月予定）に提出する。
（構成）　基本綱領の二本建てを改めて一本とし、行動綱領の二本建てを改めて一本とし、そのまま当面する闘いの指標として役立つような明確な方針をうちだす。
（基本論点）　党の現実の闘いの中で新しい綱領が要求されてきた経緯にかんがみ、㈠民族独立の闘いの基本戦略規定、および㈡この闘における党の基本任務、従つて又党の基本性格の規定、以上二点の解明に重点をおき歴史的な党の旗印を形成して行く。

反吉田各党青年部共同声明　改進党青年部の提唱によつて、日自両社、労農各党青年部の懇談会が開かれていたが、九月二七日次のような共同声明書を発表した。

（声明書）

吉田内閣の多年にわたる独善政治は、まさにわが国の民主政治を破壊せんとする、しかも無計画なるデフレ政策は今日国民を路頭に迷わしめ、明日への希望を失わしめると共に久保山さんの死により生命への恐怖をも負うに至つた。

民族の独立も国民大衆の生活は今や完全に危機である。この重大なる秋に当り、われわれは広く青年の力を結集して吉田内閣を打倒し、民主政治の確立と平和日本の建設に邁進せんとするものである。

昭和二九年九月二七日

改進、両社、労農、日自、各党青年部

また吉田首相帰朝をむかえて各党青年部は一一月八日、読売ホールにおいて五党青年部反吉田共同演説会を開き、吉田内閣打倒の気勢をあげた。

第一五回中央委員会と政策大綱の決定　一一月一四、一五の両日衆院第一会館で労農党第一五回中委が開催された。第一日は黒田主席のあいさつに始まり、地方情勢報告、書記長の一般報告の後、主選挙斗争方針案を討議、原案のまま決定し、中央委員会声明を発表した。この声明の中で中央委員会は、「敵に不利、味方に圧倒的に有利な今日の情勢のなかで、当面の年末斗争を中心に広汎な国民の統一行動を徹底的に強化し、国会即時解散、吉田内閣打倒を実現させ、自立と平和共存の政府をうちたてるために積極的に政局転換の主導権をにぎるべきときである」とし、「この統一行動の目標は当

面、自立平和共存、反ファッショ、生活安定に集中される。すなわち来るべき総選挙は、この目標のもとに結集される国民と、従属、ファッショ、生活破壊の売国勢力との対決である。……なかんずく民主的諸政党間の統一戦線は国民統一の軸である」との べ、とくに社会党両派がこの国民統一を実現するため共に斗わんことを望む、と結んでいる。

つぎに第一五中央委員会で採択された「自立・平和共存・反ファッショ及び生活安定のための政策大綱」をかかげる。

（政策大綱の分析）――略

A　前提（情勢分析）

B　基本方針

一、今日の一切の苦しみ、一切の問題の根が、アメリカ帝国主義の支配と吉田を代弁とする国内独占資本の従属政策、金融独占強下（軍事化と植民地化）にあることを具体的に訴える。

二、ゆえに、この現状を改めないかぎり、また改めるために努力しないかぎり問題は少しも解決しないことを明かにする、（苦しみと破たんの根源をそのままにして、問題をほかにそらそうとする今日の保守新党運動、その他一切のうごきを徹底的に批判する）

三、したがつて、国民が大きく行動を統一して、この力で、政策転換＝自立と平和共存の政府を闘いとることが必要であり、これ以外に道がないことを主張する。

政策転換の眼目は、アメリカ一辺倒（従属化、軍事化）を廃する。中ソをふくむ凡ての国との平和共存（五原則）の立場に立つ現存の憲法をさえ無視する如き逆コースをやめる。国民生活を守る、の四つとする。

C　自立・平和共存・反ファッショ及び生活安定のための政策大綱

以下の政策は、国民の当面の苦しみ、日本の独立と平和の当面の危機を解決し、克服せんとするものであり、また、以下の政策は、わが党の従来の政策に代るものではなく、その基礎の上に、国民各層の今日の具体的な緊急要求にこたえ、その大統一行動を促進せんとする立場から起案されたものである。

一、対外関係

1、力による平和でなく話し合いによる平和を主張し、周・ネール共同声明の五原則を基調とする。

2、ソ同盟、中国との国交回復をはかるため、その呼びかけに応じ、直ちに無条件で交渉を開始する。

3、中国の台湾解放を支持し、沖縄の軍事基地化に反対、その返還を要求する。

4、朝鮮問題の平和解決を支持し、東南アジア及び東北アジア防衛機構等一切の軍事同盟とその企図に反対する。

5、アジアとヨーロッパの全般的安全保障体制を支持し、その実現に努力する。

6、原水爆製造、使用の禁止、とくに実験の即時停止を強硬に主張する。

7、在日米軍の撤退、在日米軍基地の撤去につき努力すると共にアメリカの一切の圧迫、干渉政策を排除する。

二、民主主義の擁護

ファシズムと軍国主義復活、憲法改悪をはじめ一切の逆コース政策反対。思想、言論、学問、信教の自由、集会、デモ、ストライキその他団体行動の権利を確保すし、公職選挙法を改正する（大選挙区）

三、MSA再軍備反対、警察の縮小

1、MSA再軍備に反対し、自衛隊を廃止、解体する。
2、警察機構の民主化と警察力の縮減、警察官の重武装廃止
国警中心の警察力十六万七千人を半減し、自治体警察を強化す
る。当面府県警察を完全な自治体警察とし、かつ都市自治体警
察を存置する。国家及び都道府県公安委員会を民主化する。警
察庁長官、府県警察隊長は公安委員会が任命する。
四、経済政策
次の四項に基き日本経済の自立をはかる。
1、特需依存からの脱却。
2、通常貿易、通常貿易外収入をもつて国際収支のバランス
を保つ。
3、完全雇傭の達成、生活水準の向上。
4、経済の拡大均衡をはかる。
イ、貿易、国際収支
1、民間の対中国、ソ同盟通商貿易交渉を積極的に支持援助
し、アメリカの圧迫を排して、対中ソ貿易を極力拡大する。
当面、米、大豆、鉄鉱石、粘結炭（以上二八年約一億六千万
ドル）等の対米輸入を中国に切りかえる。
見返りに鉄鉱、機械、肥料その他化学薬品、船舶、漁網等をはじ
めとして対中・ソ輸出品目及び数量を全面的に拡大する（対中
国輸出二億五千万ドル、対ソ往復五千万ドルは可能である）。
2、市場転換を広汎に行い、中ソ、東南アジアをはじめアジ
ア地域に重点をおく。
このため例えばキューバよりの砂糖輸入五千万ドルをイン
ネシアに転換、米棉一億六千万ドル（五二～五三年平均）の三
ないし四分の一をインド、パキスタン、中国、ソ同盟等に転換
3、対米貿易、ドル圏貿易の不均衡を是正する。そのため
メリカに関税引下げを要求し、また一切の形式による過剰物資
のおしつけ輸入を停止する。
4、国内の食糧自給努力に期待し、米国食糧輸入（年間四億
ドル）を漸減（当面三ないし四分の一削減）、合成繊維の増産
により綿花、羊毛輸入三千万～四千万ドル削減。
5、輸出入における日本船積取率の増大をはかる。外資法を
改正し外貨流出をふせぐ、ぜい沢品、不急物資の輸入（対米高
級車輸入額二千六百万ドル）制限を行う。
6、出血輸出、ダンピング反対、各国に対し一切の差別待遇
停止を交渉する。ガット加入（関税、貿易一般協定）を推進す
る。
7、以上により特需依存状態を克服し、自立への基礎をきず
く。
特需六～七億ドル解消に対応し、対中、ソ貿易二億八千万ド
ル、その他輸入先転換一億五千万ドル、輸入削減二億ドル計六
億三千万ドル。
ロ、財政・金融
1、MSA〃デフレ〃政策の停止。独占企業への集中金融に
反対し、中小企業に対する救済融資を行う。
2、財政投融資の基本方針を、重化学工業と農業発展を重点
とする平和的産業構造確立の方向に切りかえる。過剰投資、二
重投資をさけ、国家資金の効率的運用を行う。世銀借款受入に
反対する。
3、金融制度の民主化をはかる。
4、平和予算の編成
軍事費の廃止（防衛支出金、保安庁費、その他間接軍事費）、
警察費等の削減及び予算未使用分をふくむ財政蓄積をもつて減

税と社会保障費にあてる。

5、税制改革

基礎控除、扶養控除、勤労控除の大巾引上げ、年所得百万円以上高度累進課税、免税点標準家族で年三十万円、農民、小企業者の個人事業所得に勤労控除を実施する。中小法人の法人税率引下げ（三五％）、年所得五千万円以上の法人とくに軍需独占所得に対し、高度累進課税、外資、外商への特別高率課税、一切の大衆課税（間接税、独占料金等）の引下げ。

ハ、産業

1、貿易拡大を起動力とし、これと並行して国内市場を拡張し、国民生活物資の供給と輸出を支えうる産業構造（重化学工業と農業発展を重点とする）を目標とする。

2、商品コスト引下げを実現するため、原材料輸入地域の転換と並んで最新化学技術の自主的導入を促進し（現在の掠奪と干渉を伴う外資、技術導入反対）財政資金の効果的な投入を行う。

3、鉄鋼、石炭、造船、電力、肥料等の基幹生産部門は、財政投融資の重点対象とし、同時に民主的統制を行う。

当面の危機克服のため、鉄鋼製品（年間可能推定額四千万ドル）、船舶（同三千万ドル）、鉄道車両（同四千万ドル）、自動車（同千五百万ドル）、諸機械（同三千万ドル）、発電機及び電機材料（同三千五百万ドル）、化学薬品（同二千万ドル）、人絹、化繊（同千五百万ドル）等の対中国輸出に努力する、中小炭坑一般炭の対中国輸出も可能である。

4、中小企業の倒産を阻止し、積極的な保護、育成をはかる。

中小企業金融公庫、国民金融公庫に対し、財政投融資を大巾に増加し、商工中金への貸付金を増加する。信用保証協会等の融資枠の拡大、市中銀行への政府予託金の増額。

賃金遅欠配、貸倒れ、こげつき資産に対する特別緊急融資。

地方産業の振興。

企業組合に対する干渉、圧迫の排除。

下請価格の切下げ反対、下請代金の遅払い解消。

事業税の徹廃、滞納税金の棚上げ。

購入原材料、動力及び仕入商品等独占価格の引下げ。

軍事系列化反対、独占禁止法の強化、財閥復活反対。

協同組合化への指導、助成。

二、農林・水産

1、生産費をつぐなう米価（石一万二千五百円）、肥料その他工業製品の価格引下げにより農業生産を軌道にのせる。同時に内地米配給量の増加を行う。生産者米価を一万二千五百円に引上げ、ヤミ米の大部分を配給ルートにのせ、最低三千三百万石の集荷を確保し、現在の内地米配給日数―生産地一五日、消費地七日をそれぞれ二一日、一二日（消費地だけをふやせば一五日）とする。

2、職階制米価を廃止し、基本価格一本に統一する。米の統制廃止に反対すると共に、自主申告、無制限買上げを内容とする新たな民主的食糧管理を行う。

3、MSA過剰農産物受入反対、農業生産計画を樹立し、農業投資の大巾増額によつて食糧自給体制を確立する。

a　農地の拡張改良事業を全額国庫負担で行い、五ケ年計画で年五百万石（人口増加分を差引く）、耕種改善（病虫害防除、土壌改善、苗代種子対策等）により三百万石計八百万石を増産する。

b　総合的治山、治水計画を樹立し、災害復旧を推進する。当面農地関係二七年以前災残事業量二百二十九億円、二八

年災残事業量四百二十三億円、二九年災二百十九億円、河川関係二七年以前災残事業量五百八十六億円、二八年災八百六十一億円、二九年災四百九十八億円を全額国庫負担で即時復旧に着手し、事業の民主的監査制度を確立する。

以上によつてファッショ的国土建設青年隊に反対し、農家二三男及び都市を通じる大規模な失業を解決し、また鉄鋼その他生産資材の大巾な需要を喚起する。

c　駐留米軍保安隊の土地接収に反対し、既接収地の解除に努力する。

4、ファッショ的農業団体の再編反対、農業、農民団体、自治体の民主化、地主勢力の復活強化政策反対、山林・原野未墾地の解放、公定小作料の引上反対、ヤミ小作料、土地とりあげ、土地差押、公売の廃止。

5、農業金融の確立、農業共済制度の充実。

系統農林金融機関を民主化し、反農民的支配をたちきる。土地金融、営農資金（農牛、酪農、農機具等）を増加し借金苦から農民を守る。農林漁業金融公庫への政府出資の大巾増加。共済掛金の全額国庫負担。

6、中ソとの間に漁業交渉を行い、北洋、以西漁業を再開する。アメリカに対し漁場取り上げを拒否し、沿岸漁区返還に努力する。三国漁業条約による漁場制限を打破するため米加と、南方漁業進出のためオーストラリヤ政府と交渉する。

7、中小漁民協同化の推進、漁業労働の保護

中小漁民の協同化、経営近代化のため財政資金の増加（当面農林漁業金融公庫を整備充実する）。

五、労働及び失業対策

1、賃金ストップ、賃下げ、労働強化、首切り政策反対、定時間で食える賃金の保証、賃金遅欠配の解消、完全雇傭政策の積極的推進。

3、一切の労働者弾圧、組織破壊政策の即時停止、労働諸法の民主的改正とその完全実施、スト規制法、公務員法、公労法の撤廃。

3、失業対策事業の充実と拡大

日雇い労務費単価四百円に引上げ一本化する。アブレの完全解消、登録制限の停止、体力検定による重労働強制反対、一日当り就労者数の増加月当り労働日数を二六日、労力費、事務費資材費の全額国庫負担、日雇労働者健康保険の拡大と保険料、給付費の全額国庫負担。

以上のための予算約八百四十億円。

4、失業保険の充実と拡大

一般失業保険―保険金支給額を離職前賃金の八〇％に引上げ、給付期間を一カ年に延長する、保険料の三分の二を国庫負担とする。以上の経費約四百四十億円（失業保険特別会計の積立金約二百億円の活用を除く）

日雇労働者失業保険―待期期間を排し、支給日額三百二十円、給付期限三カ月とする。給付人員五十万人、給付費負担を一般分と同様とする。

以上の経費約六百八十億円。

5、働く者を尊重する企業体制と社会体性の確立。

六、教育・文化

1、軍国主義教育、宣伝の禁止、平和、民主教育の推進。

2、植民地的タイハイ文化、風習の取締り、健康な民族・民主文化の擁護。

3、すべての国との文化・学術交流の促進。

4、義務教育制度の充実（当面六三制の完全実施）と拡張、その完全実施、教育と教育機構の民主化（府県教育委の公選制堅持、市町村教育委の廃止反対）及び教育機会均等の実現。

教育施設の整備充実―国立文教施設を大学設置審議会の第一期計画にもとずき行う（本年度八十億円）

公立文教施設―全額国庫負担で、義務教育学校建設、公立学校戦災復旧、危険校舎改築、二部授業解消のための建物設備、積寒地帯屋内体操場及び定時制高校整備、僻地教育施設及び図書館、公民館等社会教育施設整備等を行う。

以上の経費約四百五十億円。

義務教育費の国庫負担を増加し、父兄の負担を排除する。当面教材費の国庫負担五分の四（七十億円）、教科書の無償配布（百二十億円）

5、試験、研究機関の充実と拡大、学者、教育者の生活保証。

七、地方行政

1、知事官選、道州制等中央集権化反対、地方自治の擁護と拡張民主化。

旧内務省の復活反対とくに警察行政の民主化、地方行政簡素化の名による中央の地方支配、府県の出先機関化反対。地方議会の定員数削減。常任委員会制度の廃止反対。

2、地方財政赤字（二十九年度五百三十億円―知事会推計）を解消させる。そのため地方交付金を増額。起債のワク拡大をはかり、国政委任事務費を整理縮少する。

地方財政規模を拡大し、国庫補助金負担金を大巾に増加（災害、社会保障、教育等）し、かつ地方交付税率を引上げる（二十八年度末までの赤字四百七十億円の解消）。府県への支出繰りのべの早急解決、以上により住民のための単独事業を拡大実施し、また地方公務員の首切り、賃下げ、給与の遅欠配を解消する。

3、事業税、人頭割、強制寄附を廃止し、固定資産税を軽減すると共に独立の地方財源を付与する。

八、社会保障

1、生活保護、児童保護、母子福祉制度の充実と拡張。

生活保護：適用戸数を現在の七十万世帯から二百万世帯へ引上げる。保護基準額の現在平均六千円を一万円に引上げる。保護費の全額国庫負担。

児童保護―全額国庫負担で保護施設を整備し、すべての未収容児童（二十八万人）を収容、対象児童七十五万人とする。季節保育所、一時保育所の整備。

母子福祉―貸出対象人員の増加、一戸当り貸出額の大巾引上げ（現行生業資金貸出額五万円を十万円にする）府県による特別会計への積立、以上の経費約千七百七十億円。

2、社会保険の充実、強化

国民健康保険―療養給付費の国庫負担五割、保険料の引下げ、保険婦補助率三分の二、直営診療所の整備充実、再建整備資金の増額。

健康保険―傷病手当金を賃金額の八〇%、保険料の被保険者負担の引下げ、政府と資本家負担の増額。

厚生年金―事務費の全額及び給付費の三分の一を国庫負担、年金勘定の積立金で保険料の大巾引下げと年金給付額の引上げ直営病院、厚生住宅建設の増加（厚生年金勘定の積立金を利用）以上の経費約二百六十七億円。

3、結核対策

一般予防対策として、対象人員を全患者に拡大、健康診断、

予防接種費の増額、特に療養補助金の増額（国庫四分の二、県四分の一、本人四分の一、補助単価の引上げ）

公私立結核療養所の整備（ベッド増加当面二万床）

国立結核療養所の増床並に整備（ベッド増床八万床、不足数三十万床）三ヶ年で解消、国立療養所整備充実

以上の経費約六百二十三億円。

4、住宅対策

住宅不足数三百万戸を五ヶ年で解消、そのため年間六十万戸を建設する。

うち、公営住宅は五十万戸、国庫補助三分の二とする。住宅金融公庫によるもの十万戸（一般分八万戸、産業労務者住宅二万戸）とし、その標準建設費を引上げ、貸出利率を引下げる。償還期限を延長する。

以上の経費約二千二百九十億円。

年末闘争と三党統一問題　一一月二九日総評では両派社会党、労農党に対し三党統一の申入れをしたが、労農党は中央委員会で確認された大統一方針により、基本的には賛成の意を表明、総評と年末闘争はじめ、国会解散、総選挙に向つて努力すべく種々協議を行つた。

年末闘争としては、官公労の年末手当闘争の支援を中心に、闘争の焦点となつた国鉄東京地区新鶴見・田端両現場、新潟、門司等へ黒田主席はじめ中執、書記局全員が派遣され大衆抗議等を行つた。同月二六日には労農党、両派社会党の官公労闘争激励の共同声明を発し、また一二月四日に三党共同で衆議院に補正予算組替動議を提出するなど、革新三党の共同行動はしだいに軌道にのつてきた。

吉田内閣総辞職、鳩山内閣成立後は、党は総選挙闘争に全力をあげて闘うことに決定、また三党統一問題については、一二月一一日の中央執行委員会で次の基本態度を決定した。

（三党統一問題に対する態度）

一九五二年一月の大統一方針に立つ党は、原則的に三党統一に賛成であり、その実現を熱望しているが、当時とくらべ情勢は非常に進んでいるが、しかし現実にはまだ三党の政策の間には重要な相違があり、綱領の場合も同様である。このような諸障害を積極的に解決してゆくため、三党間の統一行動をもつと強め、拡大してゆくこと、同時に党の独自的活動を強化して当面の基本政策である平和共存、反ファッショの思想と行動を広めてゆき、党とその影響力の拡大をはからねばならぬ。

第四章　日本共産党

一・一方針、一九五四年一月一日付の日本共産党中央機関紙アカハタは、朝鮮休戦後の新しい国際国内情勢における党の基本政策について画期的な左の政治方針を発表した。

平和と民主主義と生活を守る

国民の大統一行動をめざして

――一九五四年をむかえる――

われわれはここに一九五四年を迎える。

一、一九五三年は闘いにあけ闘いにくれた。内外の情勢の変化もわれわれの闘いの諸経験も、はげしい歴史の転回を反映したきびしいものであつた。

二、国際情勢についていうと、ソヴェト同盟を中心とする平和と民主主義の勢力が着実な発展をとげ、アメリカを先頭とする侵略的な反民主主義勢力が、次第に孤立化して行つたことが、そ

の特徴である。

三、この事実は、平和と民主主義陣営の側からいうと、ソヴェト同盟を中心とする人民民主主義諸国のあいだの、なにものによってもたちきることのできない友好関係がますます緊密になりこの基礎の上に、ソヴェト同盟では社会主義から共産主義への偉大な建設事業が発展し、また、中国では五ケ年計画による大工業建設の大事業が着手され、その他の人民民主主義諸国の建設事業も大きな成功をかちとつていることにあらわれている。

これらの事業は、平和を守ることこそが人類の幸福を発展させる正しい道であることを証明している。このように平和の政策が発展している事実は全世界の人民の支持をうけ、アメリカを先頭とする戦争屋どもの冒険政策に大きな打撃をあたえ、かれらの挑発的行為を封じこめつつある。

朝鮮休戦協定の実現は、このことの偉大な証明の金字塔であり、ヴェトナムにおけるホー・チミン大統領の和平提案は、戦争屋どもの陣営内におおきな衝撃をあたえている。こうして戦争の火柱は、つぎからつぎへと世界からうち消されて行く可能性が増大してきた。平和を要求する声と力は、資本主義諸国、植民地従属諸国の人民大衆のあいだでますます発展している。

フランスやイタリアでは、平和を要求する人民の力は、反動政権にたいする民主的勢力のたえまない政治的攻勢として発展するまでに成長してきている。

ねばり強い平和を守る闘いと、人民の生活を改善するためのうむことのない統一行動の前進が、このような大きな政治的成長をかちとるまでに成長しているのである。

ラテンアメリカや近東、中東、東南アジアにおける、植民地従属諸国の解放運動も、アメリカを先頭とする帝国主義勢力の戦争政策にたいする平和運動とむすびついて、大きな発展を示している。

四、このような平和と民主主義勢力の発展に反して、アメリカを先頭とする侵略的な反民主主義の陣営は、内外の平和と民主主義が発展し、彼らの陣営における矛盾と対立が深まつてきたために孤立化する形勢が増大してきた。

アメリカ自身が、その世界支配の野望は決して平和的手段で達成できないことを、もつともよく知つている。そのため、彼らは一面では、その仲間、各国の反動勢力どもを誘つて、ソヴェト同盟、中国をはじめとする人民民主主義諸国にたいする戦争の挑発に立ちむかわせ、他面では、彼らの仲間どもを、政治的にも経済的にも、その支配下におき、植民地と世界市場を独占しようとしている。

しかし、このようなアメリカの野望は、どのような挑発にも屈せず、断固として、ねばりづよく平和の政策を守り抜くソヴェト同盟を中心とする人民民主主義諸国の固い団結と、諸国民の平和と民主主義を守る闘いの発展のまえに、大きな動揺と破綻をみせはじめている。

バーミューダにおける米英仏の三国会談は、帝国主義的反動陣営内の苦悩と矛盾の内幕が、もはや、かくしおおせなくなつたことを証明している。それは、米仏、米英間の矛盾の深さをバクロした。

最近の北大西洋理事会におけるダレスの発言は、欧州におけるアメリカ戦争政策のゆき悩みにたいするアメリカの態度をもつとも露骨に表明したものである。彼らはいまやその忠実な仲

間すら公然と脅迫しているのである。

五、アジア太平洋地域において、アメリカはその手下どもの吉田、蔣介石、李承晩、マグサイサイ、バオダイなどを脅迫して、その独占的支配を強化し、侵略的な大平洋軍事同盟をきづきあげようとしている。

アメリカは、日本の完全な再軍備化がこの同盟の支柱であることをよく知っている。だからこそ、彼らはいま、わが国の再軍備に大きな努力を注いでいるのである。

六、以上のような国際情勢の特徴を一口にいえばつぎのとおりである。アメリカを先頭とする侵略的な反民主主義の陣営では、アメリカがその世界支配の野望を強行するため、その仲間や手下どものもっている支配地盤のたががゆるんできて、その結果その内部矛盾はますます深まりすすんでいるが、これに反してソヴェト同盟を中心とする全世界の平和を守る勢力は、諸国民の民主的権利を守る闘いと結びついて、着実に発展している。

このことは、侵略的な反民主主義勢力の戦争とファシズムにたいして、平和と民主主義勢力が一切の挑発をおさえ、ねばりづよい長期の闘いを闘い抜くならば、心ず勝利する見とおしを与えているものである。

七、国内情勢についていえば、わが国はアメリカの独占的な占領支配のもとで、アジアと太平洋の憲兵に仕立てあげられようとしている。それは、世界でアメリカの立場が次第に不利になつてくるとともに、露骨になつてきている。

いま、これは、わが国の再軍備化、軍国主義復活の強行として行われている。

わが国民を戦争にかりたてるための再軍備の強化は、同時にアメリカによる占領支配のファッショ化とかたく結びついて行われている。これはわが国の政治、経済に支配をますます独裁的にし、わが国を奴隷化するための手段である。

八、国内の反動勢力は、このようなアメリカの再軍備政策に追従して、ますます軍国主義復活の方向へと売国的な反動化をつよめている。国内反動勢力の代弁者、吉田政府は、またアメリカの忠実な行政官として、再軍備とファッショ化、軍国主義政策を露骨におしすすめている。

アメリカは、このような政策を有効に、かつ長期にわたつて強行するために、自由党、改進党の保守反動政党をたくみに操縦している。改進党は吉田自由党内閣にたいし、再軍備政策を促進する鞭の役割を課せられている。

他方、わが党にたいして攻撃を集中するとともに、民主的諸政党にたいして、右翼社会民主主義者どもを通じて、分裂と反動化の役割、策動を行わせている。

九、このような米日反動どもの策動にもかかわらず、労働者階級を中心とする国民大衆の闘いは、たえまなく前進をつづけている。そしてその統一行動の範囲は、拡大と発展の方向をとつて大きく進展している。

十、だが労働者階級を中心とする国民大衆の大きな前進にもかかわらず、これを米日反動どもとの勢力関係においてみれば、依然として彼らの力が、相対的に強大であることは否定できない。

それは次の事実を冷静に判断すれば明らかである。

政治戦線においては、われわれは、まだすべての民主的党派とのあいだにおける行動の統一を実現していない。しかも、この民主的諸党派の政治勢力は、自由党、改進党の反動的政治勢力にくらべて、なお相対的に弱体である。すなわち、味方の政

治勢力が、反動勢力にくらべて弱く、しかもその統一が実現されていないのに反して、強い反動の方が、その行動を統一している。

また、労働戦線の統一も、まだ実現されておらず、しかも頑固な分裂主義者に、その勢力を拡大する余地を与えている。さらに重要な弱さは、いまだ多数の労働者を未組織の状態においていることである。

農民戦線での闘いは、最近急速に発展してきているとはいえ反動勢力の影響下にある層の勢力の方がなお強大である。

平和運動の戦線においても、米日反動どもの再軍備、戦争政策の影響下にある国民大衆の大多数は、彼らの戦争政策へ誘導されている危険にさらされている。

このような事実は、労働者階級を中心とする国民の力が米日反動勢力の力よりも、なお劣勢であることを証明している。

われわれは、この事実を率直に認め、この事実を出発点として、米日反動にたいする国民の力を強めることに、全力を傾けて闘わねばならないのである。

十一、敵と味方の以上のような力関係を変化させて、味方の力を強くして敵にうちかつだけの力にすること、これが今日のわれわれのもつとも光栄ある任務である。

この任務は、必らず実現しなければならないし、またわれわれの努力が正しければ必らず実現できるものである。

それは、われわれには新綱領の偉大な武器があり、疲れることを知らず闘いを前進させている労働者を中心とする国民の先進部隊が存在しており、同様に米日反動どものもとで、苦しめられている広範な国民大衆が、その要求をもつて先進的な部隊に参加する具体的な条件があり、さらに、わが国民の闘いに支持を惜しまない全世界の平和と民主主義の偉大な勢力が存在しているからである。

しかも米日反動どもの内部には深刻な矛盾が存在している。

このような条件は、米日反動どもにたいして国民の勢力が打ちかつことのできる基本的な条件である。

十二、われわれが労働者階級の力をつよめ、労働者と農民の同盟を実現し、広範な国民諸階層の統一を闘いとつて行くために、一瞬のあいだも忘れてはならないことは新綱領である。

新綱領は米日反動にたいする国民の基本的要求を明示している。

われわれはどのような情勢の変化があろうとも、新綱領を実現する民族解放民主革命の達成にいたるまでは、つねに新綱領に示されている米日反動どもと国民の要求との関係を、その時時の情勢のもとで、正確に判断して行動しなければならない。

どのよう場合でも、われわれは、つねに米日反動どもと国民の要求との関係を具体的に理解して行動するならば、国民の勝利をめざしてわれわれの闘争と活動は、系統的に発展しつづけるであろう。

十三、今日、わが国民は、占領制度のもとで米日反動どもの再軍備政策のために苦しめられている。

その結果、わが国の植民地化の様相はますます深まり、わが国民の平和はおびやかされ、わが国土は軍事基地化され、傭兵的、侵略的軍隊が再建され、わが国の工業、農業、商業の平和的発展の基礎は破壊されている。

わが国民は、苛酷な搾取と収奪とファシズムのために、その生活と自由は耐えがたいまでにおしつぶされている。

このような状態は、どのような考えをもつている国民でも、

平和と民主主義と生活を守るためにアメリカと吉田政府の再軍備政策に反対して、統一できる条件をつくり出している。

われわれが「反米・反吉田・反再軍備の統一戦線を強化しよう」と呼びかけている根拠は、以上の点にある。

それはアメリカと吉田政府にたいする、国民大衆の平和と民主主義と生活を守るための国民の統一戦線である。

十四、すでにのべたように、わが国民の力量には、疲れをみせずに前進をつづけている労働者を中心とした先進部隊と、なお米日反動勢力の影響のもとにある広い層とが存在している。

このような条件のもとにおいて、反米・反吉田・反再軍備の平和と民主主義の統一戦線を強化してゆく道は、労働者を中心とした先進部隊に依拠して、平和と民主主義と生活を守るための一切の要求をもつて、広範な各階層の国民のあいだに統一行動を拡大してゆくことである。

くり返し、くり返し、ねばりづよく、この行動の統一を拡大してゆくことの中にこそ、統一戦線を成功的に築きあげる基礎がある。

国民大衆は、すべて、その日常の生活において米日反動どもと直接に対決している。このことを理解するならば、われわれは、国民の平和と民主主義と生活を守るための日常的諸要求を徹底的にとりあげ、国民を、米日反動どもの影響から切りはなさねばならない。このような要求にもとずく行動の統一を拡大させずして、米日反動どもにうちかつ統一戦線をうち立てることは、絶対に成功しないであろう。

このような統一行動のための努力を軽視することは、この努力の重大な内容を真に理解できないところから生れている。なぜなら国民の力量を強くすることは、いついかなる場合においても、その大多数の要求にもとずいて行動しないかぎり不可能であり、かつ、これを統一するという努力のなかにこそ、共通の敵にたいする味方の連帯性をうちたてる意識的努力の結果があるからである。

十五、民族解放民主革命の達成をめざす党と、党に同調している勢力は、いま、全力をあげて平和と民主主義と生活を守るための国民の要求をひろげ、その行動を統一するために奮闘しなければならない。

われわれがいま、平和と民主主義と生活を守る国民の要求をひろげる努力を軽視し、この行動を統一するための、ねばりづよい活動を軽視するならば、決して党の勢力の強化もはかれず民族解放民主統一戦線の発展も期待できないであろう。

革命の力、民族解放民主統一戦線を発展させるものは、すべて米日反動どもにたいする国民の要求のなかにある。国民の米日反動どもにたいする要求の内容は、その時々の情勢に応じて発展し、変化する。それは当面する段階では、新綱領に統一されている。今日の情勢は、その発展の途上にあり、それは米日反動どもの再軍備政策に反対する要求に統一される。

このなかにおいて一貫しているものは、米日反動の要求との対立の関係である。

それゆえ、こんにちの民族解放民主統一戦線を発展させる具体的条件は、反米・反吉田・反再軍備統一戦線の勝利をめざしてすすむ、平和と民主主義と生活をまもる国民の諸要求の行動の統一のなかにこそある。

このような行動の統一のための、われわれの日常的、政治的活動によつてのみ、党と民族解放民主勢力は強化され、反米・反吉田・反再軍備統一戦線の成功をかちとることができるであ

ろう。このような統一戦線の力はさらに政治的にたたかい国民の統一行動の発展を促進し、それは民族解放民主統一戦線の実現、成功の可能な条件をつくりだすであろう。

われわれの活動のすべては、新綱領の勝利をめざして、それぞれの情勢と条件におうじて、一貫して国民の要求に根ざした統一行動と統一戦線の発展のためにささげられるものである。

将来の発展をめざすわれわれの今日の努力の力点は、以上のべた統一行動と統一戦線の発展のための努力のなかで、とくに民主的諸勢力の統一と強化にむけられねばならない。

社会党、とくに左派社会党との行動の統一についての努力はもちろん、労働者、農民、その他各大衆団体の統一と強化のために、セクト的傾向の一切を克服して、努力を強化する必要がある。

十六、情勢は、以上のように、困難であるが、輝かしい発展の見通しをあたえている。このような時期は、わが党に重大な試練を課しているものである。それは党活動の強化こそが、国民の期待にこたえるもつとも大きな条件となつているからである。

われわれが今日の党活動において、断固として克服しなければならない病気は、何といつてもセクト主義である。わが党におけるこの病根には久しいものがある。このセクト主義の根源は、大体において観念的な傾向と、経験主義的傾向とから生まれている。

われわれは、マルクス・レーニン主義の原則と、大衆活動の諸経験に、さらに深く学ばねばならない。

今日の情勢と大衆の行動をみるとき、次の事実が特長的である。それは、困難な条件にもかかはらず、労働者をはじめ、国民各層のあいだでは疲れを知らぬ行動が、くりひろげられている反面、その闘いがまだ十分に国民的なものになつていないという事実である。

このことは、次のことを、われわれに教えている。すなわち第一には、大衆は戦後あたえられた民主的活動の自由の条件を自分の生活を守る闘いの武器として運用していること。ひとたびこれを自からの要求を闘いとる武器として運用すると、よしてこの武器をはなすことはないことを教えている。

第二に、これらの民主的武器の運用が、まだ経済主義的経験主義的運用の段階より、多くでていないことである。

われわれの立ちおくれは、このような大衆と、十分政治的にも、組織的にも結びついていないところにもある。そればかりか、逆に若干の遊離する傾向すらある。その原因は、このような大衆から、かけ離れた政治スローガン（観念的）あるいは、自分の経験から大衆の動きを判断したり（経験主義）するところから生まれている。

われわれのあいだにあるこのような小ブル・インテリ的な傾向と職人的傾向とは党のセクト性を生みだしている久しい病根である。

このような傾向が党を真に大衆的な前衛党として鍛えることをはばんでいる主な原因である。

このような傾向が大衆を内部から変革し、成長させるための地道な努力を軽視させ、うわついた活動に走らせている原因である。

このような傾向から、労働組合や大衆団体を下から、内部から、強化することを軽視し、外部から、あるいは、上から強引

に政治的にひきずり回そうとして分裂を招き、党勢力を大衆から浮きあがらせる結果も生れている。

今日、統一行動と統一戦線の発展にとつて重要な時期にあるとき、われわれは、このようなセクト的傾向を断固として克服しなければならない。

われわれの活動は、大衆との結びつきにはじまり、大衆との結びつきに終る。終始一貫大衆との結合を強めることをわれわれの活動の基本にしなければならない。

大衆と大衆の生活と密着してその要求を惜しみなくとりあげこれを統一行動に発展させるねばりずよい政治的、階級的説得の活動を強化しよう。

この活動の中で、セクト的党風を刷新するため、不断にマルクス・レーニン主義の原則と、大衆の行動から学ぼう。

われわれはこのため、党内における集団主義的指導を徹底的に強め、さらに、党と大衆との集団的結びつきを徹底的につよめよう。

十七、すでに明らかなように、われわれと国民の解放の大事業は早急にたやすくは実現できない。われわれは、広範な国民大衆を、日常要求にもとずく統一行動に組織するだけでも、ばく大な努力と精力を費やさねばならないだろう。まして米日反動どもにたいして国民を民族解放民主統一戦線に統一する事業にはさらにばく大な努力と精力が要求されている。

まさに、われわれの前進は、長期かつ困難である。しかも、われわれの勝利の確信は、この長期かつ困難な条件を、正確に理解することによつてこそ不動のものとなる。

一九五四年は、われわれに偉大な成功の道を約束している。

全国民大衆とともに、われわれは新たな確信と闘志をもつて、きたる一カ年の闘いに立ちむかおう。

統一行動申入れ　右の方針に則つて、党中央指導部は一月三〇日再開国会を前にして、両社会党、社会党再建連絡会、労農党、総評炭労、日教組などの各政党、および民主団体にたいし、統一行動を組織して米日反動のたくらみを粉砕しようと左のような申入れをおこなつた。

（申入書要旨）

再開国会は米日反動による露骨な再軍備の強化と、軍国主義の全面的復活のために利用されようとしています。MSA軍事協定はじめ、予算案、行政整理案、その他多くの法案は国民の平和と民主主義の要求、生活を守る要求と完全に対立しています。

これらのことは、現実には数年来すでに吉田政府が実行してきたところであり、ことに講和両条約と行政協定の締結以来、占領政策の継続として、米日反動の強行してきたところでありますが、いまやこれらの事実をこの国において公然と合法化しようとしているところに重大な意味があります。

労働階級を中心とする国民の力はまだバラバラで統一されておらず、米日反動の力より劣勢ではありますが、ここでわれわれ真剣に力の統一をはかり、過去のいきがかりをすてて、統一の要求のために統一した行動を組織するならば、吉田政府の意図を阻止することは決して不可能ではありません。

われわれはいまこそ一切の国民の要求を惜しみなくとりあげ、平和と民主主義と生活をまもるための統一した一大国民運動に発展させ米日反動の策動を粉砕すべきことだと考えます。その中心的な要求はつぎの諸点でありましょう。

一、MSA協定反対。再軍備反対。平和憲法擁護。

二、「緊縮」予算反対。行政整理反対。
三、軍国主義復活の反動立法反対。
四、国民生活と平和産業の擁護。
五、ソヴエト、中国との即時国交調整。

わが党は右の中心的諸要求を実現するため、貴党（貴団体）と懇談し、協定してともに闘うことこそ国民への最大の奉仕と考えここに申入れを行う次第であります。

右の申入れにたいして、労農党中央執行委員会は賛成の回答をよせたので、二月二三日、共産党中央指導部田中松次郎、岩間正男、米原昶の三氏は、労農党中原書記長、池田、牧之内両中央執行委員と会見し、(1)統一行動をすすめる課題として、さしあたり問題になっている汚職の根源となるMSA協定などの反対闘争をとりあげたい、(2)国会外での統一行動、国会共闘、平和戦線統一などの問題について懇談したいと申し入れた。

（申入書）

当面の統一行動にかんするわが党の前回の申入れにたいし、ただちに受諾のご回答をよせられたことを深く感謝します。わが党はご回答にもとづき、討議の結果、つぎのごとき諸点につき具体的な統一行動を進めたく考えます。

等一に、現在の政局をゆるがせている汚職の徹底的追及についてであります。造船、保全、日殖等々の汚職事件の根源は、たんなる政治道徳の低下に帰せられるものではなく、占領制度と売国政府のもとにおける政治の腐敗から起つていることは明らかであります。しかるに、現在の汚職追及の状況では、まだこの根源がつかれず、反動派の政治家たちは、その被害を最少限にくいとめることと、政権の争奪にこれを利用することに熱中し、むしろ汚職にたいする「潔白」をカンバンにして、よりファッショ的な右翼的な政権の樹立にさえむかおうとしております。このさい、わが党は貴党と共同して汚職の徹底的追及をおこないたいのであります。

第二に、この汚職追及と結びつけて、こうした汚職の根源となるところのMSA協定、軍備予算、反動的教育法案その他にたいする徹底的反対闘争を共同ですすめたいのであります。

これらの闘争は、たんに国会内における統一行動のみならず、国会外における広はんな大衆の生活と民主主義と平和を守る統一闘争とむすびついてこそ効果をあげうるものと信じますので、その具体的な方法についても、貴党と懇談し共同の立場を明らかにしたいのであります。

その他、国会共闘および平和戦線の統一問題についてもとくに懇談し、今後の統一戦線にかんする貴党の立場を明らかにしていただきたいのであります。

なおこの会談で共産党がわは申入れの趣旨にそつてさらにつぎの点を提案した。

一、両党の連絡委員会をつくつて資料の交換、共同戦術の検討共同声明の発表などをおこなうこと。

一、平和戦線統一の問題として国際的な平和運動の諸会議の決定にたいする態度を検討すること。

一、中央でつくるような共同闘争の機関を全国各地につくること。

アカハタ日刊実現　徒来三日刊をつづけてきた中央機関紙アカハタを日刊にすることについては、前年一二月以来、積極的な努力がつづけられていたが、初めから目標とされていた予定通り、三月一日からふたたび日刊制が実現した。左は同日付の同紙の主張である。

なお同紙は一一月一五日号で一九四五年一〇月二〇日の再刊いらい一五〇〇号を迎えた。

（「日刊アカハタ」を全国民の中へ）

（一）

日刊アカハタの第一号をおくる。

平和をのぞみ、祖国を愛する日本民族の最良の人々の支持と、全党員の努力とによつて、ついにアカハタの日刊を実現できた。

日本民族の幸福な将来をになつている労働者階級の党、日本共産党の中央機関紙アカハタがまた、日刊になつた。

共産党の新聞アカハタの運命は、日本国民の運命、とくに日本労働者階級の運命とかたくむすびついている。

反動的な支配階級は、アカハタをつぶすためになんどとなくおそいかかつてきた。

ときには、はげしい打撃を加えた。

しかし、アカハタは共産党が不死身であるように、労働者階級を決してほろぼすことができないように、いくど、だんあつしても、かならず、国民の前にふたたび、三たび、姿をあらわしてくる。

しかし、前より一そう生き生きと、健康な姿となつて、世界平和のために、日本国民の利益のために、その大たん不敵な叫び声をあげるのである。

かつて、天皇制の軍国主義時代に、アカハタは平和と民主主義のおそれることを知らない守り手であつた。アカハタは、共産党中央委員会の政策を、国民の中に系統的につたえる力づよい武器であつた。

帝国主義戦争に反対し、ソ同盟との友好をあくことなく宣伝し中国、朝鮮の英雄的民族の植民地的奴レイ制のくびきをはねのける闘いを全面的に支持してたたかつたのは共産党とその中央機関紙アカハタであつた。

（二）

日刊アカハタが、ふたたび、読者のみなさんの手もとにとどく今日は、日本国民にとつて、とくにわすれることのできない三月一日である。

一九一九年の三月、日本帝国主義のたえがたい、圧迫のもとにおさえつけられていた英雄的な朝鮮民族は、いわゆる、「万才事件」として知られる独立のためのほう起にたちあがつた。

そのころ、日本の労働者階級は弱く、まだ共産党をつくつてはいなかつた。

共産党の輝ける指導者、同志市川正一はのべている。

「当時、日本のプロレタリアートは、この朝鮮の民族ほう起にたいして積極的な援助をあたえることはできなかつた。これはプロレタリアートの朝鮮民族にたいする一つの恥辱である。しかしながら、今日においては、日本のプロレタリアートも成長して朝鮮、台湾の植民地民衆、中国労働農民大衆の最もよき信頼すべき忠実なる革命的盟友となりつつある」（「日本共産党闘争小史」）と。

このことは、一九五〇年、アメリカ帝国主義者が、日本を基地として、生れかわつた独立民主主義朝鮮をたたきつぶす侵略戦争をはじめたとき明らかとなつた。マッカーサーが第一に手をつけたのは共産党とアカハタであつた。

徳田書記長はのべている。

「アメリカの占領軍司令部と日本の吉田反動政府は、占領制度を乱用して党中央委員、『アカハタ』編集員、労働組合および国会における活動的分子を追放し同時に党中央機関紙『アカハタ』をはじめとして二千種におよぶ進歩的新聞、雑誌の発行を停止しその印刷所を封鎖し、さらに殺人その他の犯罪的けん疑を名とし

て、数万の活動分子を殺傷し、また投獄した。それをのりこえて
ますます革命勢力が成長しつつあることは、わが党が敵の弾圧政
策にもうちかつことを立証している」（「日本共産党創立三十周
年にさいして」）と。

（三）

一九五二年のあの忘れることのできない英雄的メーデーの当日
アカハタはまたもや、革命的労働者諸君のつよい要求と支持のも
とに発行された。それから二年しかたたない今日、ついにアカハ
タは、ふたたび日本全国にくばられているのである。

これは、米日反動にたいする日本国民のねばりづよい抵抗運動
の勝利であり、日本民族の勝利にかがやく将来を暗示している。

日刊アカハタは、日本国民の平和と独立の闘い、反ファッショ
闘争の強力な民族的武器となるであろう。

日刊アカハタは、日本共産党の中央機関紙として、全世界の共
産主義者と目ざめた労働者階級の共通の任務である偉大な任務―
―平和擁護の任務にはげまされている。

全人類を新しい世界戦争からすくうために、われわれの祖国を
平和な独立した民主主義の国としなければならない。

いま、われわれの祖国は、国をあげて、アメリカの占領支配の
もとに、アジアと太平洋の憲兵にしたてあげられようとしている。

アメリカの国内法―ＭＳＡ―にしばられた再軍備と反動化。
国をあげての政治的腐敗――汚職のうずまき。

その腐敗と汚職の原因が占領のもとで米日反動どもの再軍備政策のために
民が占りよう制度にあること、今日わが国
苦しんでいること、この苦しみからの解ほうの道は、アメリカと
吉田政府にたいする国民大衆の平和と民主主義と生活を守る国民
の統一行動と統一戦線の発展の中から生れてくることを、新綱領
にもとづいて全国民にうつたえた共産党の一九五四年の年頭の辞
は、いま、ますます多くの国民大衆の実践のなかで、理解されつ
つある。

国際的にも、国内的にも、ソヴェト同盟を中心とする平和と民
主主義の勢力は、着実な発展をとげ、アメリカを先頭とする侵略
的な反民主主義勢力は、次第に孤立化している。

このことこそ、米日反動がＭＳＡ協定をいそぎ、日本国民の民
主主義的自由をうばいとるために、教員の政治活動の禁止、警察
法の改悪、軍機保護法制定の陰謀をいそいでいる理由である。

しかし、人類の歴史がしめしているように、平和と民主主義と
幸福な国民の生活をいつまでもおさえつけていくことのできる力
は何もない。

過去百年の世界の民主主義運動の歴史は、マルクス・レーニン
主義の理論が必ず勝利すること、労働者階級の党の指導のもとに
平和と諸国民の友好と祖国愛とが一つにむすびつき、すべての民
族が幸福な将来に前進することをはつきりと証明している。

日本国民の解放の大事業は、早急には実現できない。広範な国
民大衆が、平和と独立の統一戦線へ結集する道は、長期かつ困難
である。

しかし、勝利の日はかならずくることを共産主義者と労働者階
級は確信している。

日刊アカハタは、その勝利の旗じるしとして、全国民大衆の支
持のもと、祖国の上に自由な民主主義的な叫びをひびきわたらせ
るであろう。

日刊アカハタ万才！
反米・反吉田・反再軍備の統一戦線を強化しよう！
戦争放火者を打倒しよう！

MSA反対声明　MSA協定の調印の翌九日、中央指導部は左のごとき反対声明を発表した。

（反対声明）

三月八日、米日帝国主義者の手によつて米日MSA四協定の調印が外務省でおこなわれた。この協定は、日本をアメリカの従属国として一歩深めたばかりでなく、軍事的ドレイ国としての地位を固めた。この協定によつて日本が得たものは、アメリカの政治的支配の悪化ということ、アメリカ製の中古武器のおしつけ、アメリカ士官の日本産軍隊への大量就任ということ以外になんの利益もない。輸入小麦の売上げ代金一千万ドルを吉田政府がもらうという農産物購入協定にいたつては、汚職吉田政府の性格を丸出しにした汚職協定であるといえる。

この協定の調印により米日反動は、ソ同盟、中国を中心とする世界各国の平和勢力に挑戦したものである。同時に国内の労働者階級、知識層を中心とする平和勢力に打撃を加えることをねらつたものである。

吉田政府は国内的にもいままでより一そう李承晩政府の地位に近づいた。反共、反民主主義政策はますます露骨化し、ファッショ化が進むに相違ない。アメリカの大軍事顧問団の行動がこれを助ける。軍事機密保持規定がこの行動に拍車をかけることは明白である。これは日本の経済をますます窮迫させ、国民の生活をますますはたんさせるばかりでなく、国民生活をアメリカの軍事監獄内におしこむことを意味する。

独立、自由、国民の基本的人権生活を守る権利をもつたわれわれ国民は、道義的にも法律的にもこのようなMSA協定にたいしてなんの義務を負うものではない。日本民族の独立と平和と自由を愛するわれわれ国民には、この売国協定はなんの関係もないことを、あらゆる機会、集会示威運動で証明すべきであり、証明せねばならない。進んでこの奴れい協定を粉砕するために反米、反吉田、反再軍備のための国民統一を強化するために全力をつくすべきときである。

中央指導部議長春日氏就任　中央指導部は三月二三日、指導部議長に春日正一氏が就任したむね発表した。これまで中央指導部の責任者には田中松次郎氏がなつていたが、当面の政治情勢からくる党の重要任務にかんがみ、活動を強化するため、従来の陣容に加えて春日氏が正式に議長に就任することになつたものである。

党中央理論機関誌「前衛」の五月号には「平和・独立・生活防衛の反ファッショ統一行動を強化せよ――労働運動当面の重点――」という標題の論文（決定）が発表された。これは一月一日に発表された党中央の政治方針（前出）を労働運動の分野で具体化し、労働運動の当面の基本方向を示したもので、労働関係の全国会議における中央の報告、それにもとづく全体の討論、結語をまとめたものである。同論文は、現在の労働運動が客観的にどういう状態にあるかを明らかにしつつ、「国民のあらゆる要求をかちとる闘争のなかで一貫して反ファッショ闘争の内容をもつて闘い、国民の統一と団結をかため、敵の支配の手段をまひ、粉砕することがげんざいの労働運動の最大の任務である」と述べている。

なお、五月一九日、東京地方裁判所は、先に逮捕された松本三益氏にたいして無罪の判決を下した。

吉田政府打倒統一行動申入れ　六月三日におこなわれた国会乱闘事件のあと、政府と自由党はこの事件を逆用し、国民にたいするファッショ的な攻撃を強めようとしたので、中央指導部は同一日、各政党および民主団体にたいして申入れをおこない、労働者階級を先頭とする吉田政府打倒の反ファッショ国民的大統一行動を

展開して米日反動のファッショ的攻撃を粉砕するよう訴えた。政党にたいする申入れは中央指導部員松本三益氏が、両社、労農、日自の四党幹部と国会内で会見して口頭で伝え、総評、総同盟、新産別では産別には同米原昶氏が次の申入書を持参しておこなつた。この他、国鉄、日教組、全官労、電通、私鉄、全公労、全自、鉄鋼、炭労その他約二〇〇の民主団体にたいしても同様の申入れをおこなつた。

（申　入　書）

六月二日の国会乱闘事件は、その経緯からみて、吉田政府がMSA・戦争政策を強行するためにファッショ的攻撃に出たものであることは明らかであります。今国会はMSA国会とよばれているように、MSAを受けいれて、わが国を軍国主義化し、ファッショ化するための国会であり、予算をはじめ重要法と称せられるものはすべてMSA政策をささえ、国民の利益と鋭く対立するものでありました。このような法案を強引に通過させ、その基礎のうえにわが国をアメリカの極東戦略にますます従属させようとして吉田の外遊がくわだてられていたことは世間周知のことであります。それゆえ吉田政府と自由党は国民の世論を一切ふみにじり議院の運営もまつたく野党を無視して強引に一切の議事をおしきつてきたのであります。これは労働者階級にたいする賃金ストップ組合活動の抑圧労働強化、国民の生活を圧迫する重税、社会保障費、農業振興費の削減など労働運動、民主的運動にたいするすべてのファッショ的弾圧とその根源をひとしくするものであります。

したがつてわれわれは今回の事件における両派社会党の行動が国民の生活と自由を守り、国民の利益に合致する反ファッショの闘争であるとして、これを高く評価するものであります。しかしながら、同時に、院内だけの奮闘では、いかに闘つても敵のファッショ政治を打ちやぶることはできません。こんどの事件はその限界をしめしたものと考えます。

政府、自由党はこの事件を契機として、いつそうファッショ的攻撃を強めようとしております。すでに自由、改進両党は国会周辺でのデモ、集会禁止、国会見学の禁止、委員会の傍聴の禁止など国会をまつたく国民から切りはなす決定をおこない、さらに乱闘事件の責任追及と称して社会党議員の懲罰あるいは事件関係者の告発などによつて社会党に攻撃を加える意図を明らかにしております。

これは社会党だけの問題ではありません。国民全体の問題であります。とくに労働者階級の直接利害に関する問題であると考えます。もし社会党が打撃をうけ後退するようなことになれば、攻勢が労働運動、民主運動全体の上に直接かかつてくることは火をみるよりも明らかであります。したがつて現在おこなわれており、また今後に予想されるファシスト的攻撃を粉砕するために、労働者階級がまず立ちあがることこそ刻下の急務であると考えます。

社、共、労三党が、この闘争の勝利のために、行動を統一することが勝利のカギであると考えます。

以上の理由にもとづき、わが党は貴組合（団体）が、このさい指導階級たる労働者の独創的戦闘力を発揮され、日本国民の先頭に立つて、独立、平和、民主、生活を防衛する闘いに立ちあがり、社会党を激励し、民主政党がなんらかの方法で提携して、吉田政府打倒の反ファッショ国民的大統一行動を展開し得るよう、組合内はもとより、ひろく各方面にうつたえ、はたらきかけられることを希望します。

日本共産党中央指導部

これにたいし、総評、総同盟、新産別、産別等はそれぞれ「申入れの趣旨に全く賛成である」と回答した。

各種の弾圧にたいする抗議　アカハタ日刊実現の前後から、同紙の読者や配布者にたいする警察の尾行、張込み、スパイ等の事実がしきりに指摘されるようになつたが、同紙五月六日号は「弾圧とスパイ挑発政策とたたかうことを訴える」という左のごとき主張を掲げた。

最近わが党と労働組合、民主団体にたいする敵のスパイ、挑発弾圧政策はますますはげしく悪質になつてきた。

アカハタ配布者の尾行、張込みや読者の身許調査、脅迫による読者網の破壊、党内へのスパイの送り込み、腐敗分子の買収による情報集めと党内こう乱。スパイがばくろされ放逐された場合、査問した党員を不法監禁、脅迫などの名の下に逮捕投獄して党組織を破壊するやり方、また公安調査庁では四月一日から全届出党員の活動調査をやるなど警察、検察庁、裁判所など米日反動の暴力機関が一体となつて公然と国民にたいする攻撃を行つている。

東京都淀橋では、メーデーのビラまきを不当逮捕し、黙秘権を行使している同志の氏名を確認するという口実で捜査令状を出しアカハタ分局その他を家宅捜索して、原爆禁止の署名簿を持ち去つている。

山形県では米軍のCICが直接日本警察官を指揮してスパイ活動を行つている事実がばくろされ、党県委員会は公開質問状によつて県民にその不当を訴えたたかつている。これらすべては明らかに現行の憲法および諸法規に違反する人権じゆうりんである。

このような気ちがいじみた弾圧の強化は、米日反動の戦争政策の矛盾の深まりにたいする敵のあせりのあらわれである。

ジュネーヴ会議におけるアメリカ帝国主義の孤立化、水爆事件と汚職にたいするわが国民の怒りの爆発はその端的なあらわれであり、佐藤自由党幹事長逮捕にたいする法相の検察指揮権の発動、改進党切りくずし政策はこのような事態の中でMSA再軍備政策をあくまで強行しようとする敵のあがきをしめすものであつて弾圧、挑発、スパイ政策と表裏一体をなすものである。

最近、敵のスパイ挑発、弾圧政策が労働組合その他の大衆団体、ミチューリン運動、文化サークルなど一切の民主的運動にたいしてろこつに行われ、国民の信書の秘密の侵害をあえてするにいたつている。

このことは、敵の強さを示すものではなく、MSA戦争政策の強行が米日反動の地盤を自ら掘りくずし、国民の反抗と闘争を拡大させていることの反映である。したがつて弾圧の強化はさらに大きな反撃の条件をそれ自体の中に持つている。

全逓従組は信書侵害事件にたいして抗議と闘争にたちあがつており、全農林も新潟におけるスパイ強要事件にたいするたたかいをはじめている。

このような闘争や抵抗は全国に無数にたたかわれている。

ファシズムが現実に国民生活の破壊と戦争への手段として国民の上におそいかかつている現在、このような闘争は全国民的な意義をもつている。

今日、民主的諸権利を守るたたかいは国民と生活と平和を守るたたかいと直結している。

したがつて、米日反動のスパイ、挑発、弾圧がいかなる形でだれの上に加えられようとも、これを全国民にたいする攻撃としてうけとめ、断固としてこれとたたかうことが必要である。そのような弾圧の意図と国民の利害との関係をばくろし、たたかいを国

議長　春日正一

民のたたかいとしておしひろげ、敵を包囲し粉砕することが必要である。

われわれは、わが党員および先進的労働者、農民、知識人諸君がこのたたかいの先頭にたつことを訴える。

またアカハタ本局員六名は七月七日、公安調査庁、警視庁にゆきアカハタその他民主的な出版物にたいする不法調査の一部として左のような事実をあげ、抗議文を手渡すとともに、該当者の処分を要求した。

▽一月のはじめ関東公安調査局調査室調査第一課長、山田文勝が東京新橋駅小荷物係主任に「アカハタを持ってくる車はどこの車か、番号は」と調査を依頼。▽一月十一日新橋駅員は駅長の命令と称して車の番号を記録。▽一月二十二日警官が新橋駅で部数を調べてくれと駅員に依頼。▽同二十三日本局―東大―上野―両国と発送三輪車を尾行。▽同二十八日警視庁警備第二部第一課巡査部長北原正人は新橋駅でアカハタの送り先をきき託送書をかきうつした。▽二月三日荒川区三河島駅で下谷分局の活動家が不審尋問された。▽同十三日山梨県韮崎駅では包装紙が破られた。▽秋田県能代市の市警はハタ読者のききこみをやっている。▽千葉県千倉駅では警官が駅員に「受取人、受取りに来る時間、部数」などをききこんだ。▽三月二日群馬県室田局の郵便配達人をよびとめ警官は部数と配布先きを尋問。▽同十二日渋谷駅東横線私鉄労働者に警官が「車で持ってくるのか」と調査。▽三月中旬山形でハタつみおろし中ぬすまれた。▽同下旬東急渋谷駅の小荷物係に警官が部数を聞く。△同下旬池袋駅小荷物係に警官は送先と部数を調査▽二月末前橋―高崎街道で通行人の弁当包みのアカハタを交通巡査が調査▽九州八幡で二月に警官が二回、公安が一回、四月は警官が一回、ハタ部数、荷受人を調査▽長野上田局、高知三原局で部数、配達先のききこみ▽群馬駒形局で四月七日私服一名の部数配達先をききこみ▽埼玉県北足立郡工場主の一ハタ読者に警官は「ハタをよんでると損をしないか」といやがらせをやっている▽神奈川西秦野局にききこみ▽四月十二日香川県では九カ所の家宅捜査を行い支局長ほか八名を逮捕▽愛媛県新居浜市内で十一カ所家宅捜査▽新前橋駅で四月中旬から五月十五日まで前橋市浅見公安係、東村古市巡査らが小荷物で受取時間、部数を調査▽五月五日東京北区赤羽町のハタ活動家を草野巡査がおそい名簿をうばった。六月七日和歌山湯浅駅でハタ包装紙が破られた▽徳島麻植郡三山局で駐在警官が郵便物を検査▽高知県幡多郡中村局▽六月初め浅草付近でパトロールカーはハタ発送三輪車を検問した▽六月中旬四谷四丁目付近のハタ活動家宅を常時はりこんでいる▽六月十四日午後十時ごろ、都電赤羽橋停留所付近で制服二名にハタ発送三輪車運転手が呼び止められ免許証、車輪検査証を調べられた。この付近は党南部地区委があり、常時はりこんでいる。

神山茂夫氏除名　九月二七日付アカハタは中央指導部が同二〇日神山茂夫氏以下を除名に決定したむね、左のように発表した。

党中央指導部は、審議の結果、次の反党的分子の除名を決定した。

林　久男
神山茂夫
神山利夫
栗原幸二

また、これらの分子と協力し、党を内外から破壊しようとした次の分子と全党が断固として闘うべきことを決定した。

渡部徹
川島優

一九五四年九月二十日

（神山茂夫の除名について）

小山弘健
寺尾五郎
浅田光輝
新井吉生
茂木六郎

一、一九五一年十月、統制委員会は、ある同志から神山茂夫が児玉機関と関係のある西銀座の高級レストラン「アラスカ」へしばしば出入しているという報告をうけた。その後、一九五二年に二回同様の報告をうけた。このころ彼は分派活動をやめ、党に復帰したいという意思表示をおこなつていた。

われわれは、党の統一のため彼の自己批判を援助するとともに彼を一切の組織から隔離して、彼と「アラスカ」の関係を調査することに決定した。この調査の結果、現在までに明らかになつたことは、次のとおりである。

「アラスカ」はその後八重州通りブリジストン・ビルに移転したが、このブリジストンの経営者、石橋正二郎氏は児玉機関と関係のある人物といわれている。「アラスカ」は社長遠山影久氏、監査役安城浩氏および遠山影光氏等、遠山氏の兄弟たちによつて経営されている。この遠山影一氏は元台湾の判事であり、義兄の安城浩氏は元憲兵大佐である。弟の影光氏は自由党員であり、児玉機関とも関係があるといわれている。

この兄弟にはこのほか戦前関西で活動し、死亡した同志があつた。この同志とともに活動した人々の報告では、彼は自分の家族は徹底的なファシスト一家であるとのべていたといわれる。

社長遠山影久氏は、党員とも称している。しかし、彼と交際して不可解なものが多い。それは、右翼の児玉機関の関係者からはじまつて、いわゆる左翼くずれといわれるものまでふくまれている。とくに、三田村四郎、山名正美等と関係のある川合貞吉氏らは特別の援助をうけている。

神山茂夫は、この遠山影久氏ときわめて深い関係をもつており彼は「アラスカ」や遠山影久氏の自宅で、遠山氏やその兄弟たちとしばしば会つており、きわめて多額な経済援助を、ほとんど定期的にうけている。しかも、彼は時折三万台の高級車でここに出入している。当時この三万台の高級車は外人の所有を意味した。彼は、この高級車で遠山氏兄弟やあるいは単身で熱海方面にまで出かけている。そのころ、統制委員会は彼が湯河原のＩＦ旅館に宿泊し、帳場に非常に多額の金を預けた、という報告や遠山氏たちと会つているという報告をうけている。これらのことも彼と遠山氏兄弟およびその背後との関係を裏付けていると思われる。

前衛六月号に同志小笠原の神山批判が発表されると、神山茂夫は、遠山影久氏とこれに対する対策や反バクについて協議しているが、この論文は前衛に送られる以前に遠山影久氏によつて他の人々に内容が紹介されている。

神山茂夫は、この「アラスカ」との関係だけでなく、日鋼赤羽で摘発された札つきのスパイ鳥海をまじえ、伊東温泉で会合をひらいたり、東大在学中特審のスパイとなつた鉄尾健一を関西でかれらの連絡者につかつている。それのみか、もつとも悪質な裏切者スパイ小林杜人とさえ会つて会食している。

われわれは、神山茂夫が党に報告することなく、このような不可解な人物と深い関係をもちしかも金をうけとつていることや彼

がスパイや裏切者として摘発されたり除名されたものと党に内密で会つていることにたいして疑いを抱くだけでなく、憤りを感ずるものである。またこれは、党の鉄の規律と一致しないものである。

二、神山茂夫は、党をあざむく二心的な態度をとり、一貫して分派活動をおこなつている。彼は、常に旧刷同系分子や新しく彼の影響をうけた分子を彼の周囲に組織し、反対派としての力を強めてきた。

すでに、一九四七年には、神山利夫を表面に立て静岡等における神山派分派を組織し県党に対する反対派活動を行なつた。国際派分派が発生した時も、彼は独自の分派組織をつくり、もつと悪質な活動をおこなつた。彼は党中央に対しては、パンフレット等を発行するための若干の機構以外に、分派といわれる何等の組織もつくらず、また、分派活動もおこなつていないと称していた。しかし、現在明らかになつているとおり、彼は指導部や各専門部をもつ分派組織をつくつていたし、その影響を拡げるための活動をおこなつていた。とくに神山理論によつて中心をかためるための教育集会を、五一年五月から八月までに三回開いている。しかも、彼自身は、分派の統一委員会に参加し、その指導者の一人になつていた。

分派の誤りがあきらかとなつた時、多くの同志は自己批判をおこなうとともに、分派組織の全活動を進んで党に報告した。ところが彼は、現在までこの分派組織の報告をおこなわないのみか、他の同志がこれをおこなうことを計画的に阻止している。もと神山分派に所属し、最近改めて自己批判をおこなつた諸同志の報告によると、彼は党に復帰するための会合で、自己批判は自己バクロであつてはならぬとのべ、分派の利益をきずつけたり、分派の組織や活動を党中央に知られていること以外は報告をしないよう固く指示している。この時、彼は事実を明らかにすれば、党への復帰がゆるされなくなるという卑劣な宣伝をおこなつている。とくに、神山分派のなかで指導的な活動おこなつた浅田、茂木、新井等の分派活動を秘とするために同志大金等特定の同志がその責任を背負うよう指示している。

こうして彼は、いつわりの自己批判といつわりの報告をもつて神山分派を党内に送りこんだのである。彼はこれらの分子からいろいろな情報をとり、分派活動をやめたと称しながら、相変らず反党的・挑発的分派活動を行つていた。彼の手先となつた分子のなかに、彼の行動に疑いをいだき、党の指導にまじめに服するものができると彼は悪質な分子を使つて脅迫し、これを影響下にしばりつけている。このためには、まじめな分子がかつて犯した誤りのなかで、いまだ党に報告していないような問題を利用している。

このほか彼は、党に内密にスパイや党から除名された分子や他の党に属する人と会つているが、これらもまた、彼の分派活動に役だてる目的が、ふくまれている。

このような個人や分派の利益のために党に秘密をもつ二心的な行動は、党の鉄の規律と一致しないものである。

三、神山分派の関係者の多くは、神山茂夫こそが書記長となるべきでそれ以外は不正常な誤つた状態であると信じていたとのべているが、これは決して偶然の思いつきではない。彼らの活動は、神山分派が指導部をのつとることによつて、党を分裂させ、破壊することを目的としている。

神山分派の党にたいする批判と攻撃は、この意図のもとに行われている。従つて、彼らの批判や攻撃は、党が革命的立場に立つ限り、納得させることのできない性質のものである。神山茂夫は

一貫してこの分派活動を指導してきた。

神山茂夫は、この分派活動によつて、党をのつとるために、サギ的手段によつて、彼の権威をたかめてきた。誰でも知つているように、彼ほど自分の非転向を宣伝していたものはない。彼が一九五一年十月に書いたある報告によると、彼自身のことを「一九二五年夏と四一年春の二度検挙投獄され、非転向者として終始してきたものである」とのべている。また、彼は「天皇制に関する理論的諸問題」という著書の中でこの著書を「文字どおり地下から掘り出した」文献を整理したものとして紹介し、これを非合法活動のなかでの労作と思いこませようとしている。しかし、司法省刑事局が発行していた「思想資料パンフレット特集」昭和十六年十一月号の神山茂夫手記「現下の諸情勢と日本労働階級の基本的任務」や、同じパンフレット昭和十七年六月号の「絶対君主制に関する理論的諸問題」をみれば彼の著書の原本は、敵の求めにより、敵の資料とするために書かれたものであることは明らかである。彼はわざわざこの著書のなかで、「この管理は厳重をきわめ、ために、一九四〇年の夏から、一九四三年までつづいた関係者の断続的な大量検挙にもかかわらず、警視庁はただの一部もあげることができなかつたのである」とのべているが、ほとんど同文の著書がかれの手記として発行されていることをみれば、これは自己宣伝のためのペテンである。彼は、このようなペテンによつて常に、自分の権威を高め、自分だけが党の最高の指導者としての資格をもつものだと売りこんでいたのである。これは、彼の著書や、活動の全般についていえることである。

彼はまた、自分の権威を高める策動とともに、他の指導的同志を傷つけるというカクラン工作をおこなつている。「アラスカ」の遠山影久氏は「いまの党中央はスパイで固められている。党をたてなおすには、いま冷飯をくつている連中、うばいかえすことが必要だ」とくりかえしふれまわつている。さらに茂木らは、同志野坂をスパイ視するひぼうをおこない、自分たちにたいする追及は党内スパイの仕業であるという宣伝を、彼ら一派の中にふりまいている。このようなカクラン工作は米日反動の党指導部に対する攻撃と無関係ではないし、また、神山茂夫の野心と切りはなしては理解できないものである。

彼に最も忠実な分子、党の決定よりも彼の意見を上位におく分子の間で、このような流言が生れているのは、彼の理論と行動の本質を示すものである。したがつて、これに対し彼は政治責任を負わなければならない。ところが彼は、このような流言が党の権威を傷つけ、党の団結を弱め党と革命に大きな損害を与えることを知つていながらしかもこの流言を彼に話したものがおり、また、それがひろがつていることを知りながら、これと全く闘つていない。むしろ彼はこれらの流言を、彼や彼を中心とする分派のために利用している。しかし、われわれは、このようなペテンを分派の策動をゆるさない。また、党の鉄の規律もこのような分派活動をゆるさないものである。

四、神山茂夫は、党の決定よりも自分の判断を上位において行動している。それゆえ党の決定が彼の利益と一致しない場合には、この決定を実践せず、決定を勝手にわい曲したり、無視したりしている。

彼は無原則的な態度で著書や論文を発表してきた。これにたいし、党は彼に執筆、講演のさいには、事前に党の許可をえておこなうようにとの決定をおこなつた。ところがかれはこの決定を忠実に守らず、しかも党の外部に決定にたいするひぼうをおこなつている。また、党と彼との間の往復文書は、当然、党の祕密に属

するものであり、党から要求された場合以外に公開してはならないものである。とくに彼の場合文書保管の責任をもつこと、および絶対に公表を禁ずる旨の指示を党からうけている。ところが、これらの文書を同志大金および水野、西山氏らによませている。報告によると彼はこれらの文書の秘密を守るために何らの積極的な処置をとつていない。彼が、保存にたいして配慮しているのはただこれを彼のために利用しようということだけである。

そのほか地方の党組織からの報告によると、彼は、五四年春旅行先で分派活動をおこなつたり、スパイ的分子と会合したりしている。党中央は地方からの報告にもとづき、この問題を明らかにするために、彼に詳細な報告を求めた。ところが彼は、この回答をおこなわず、今日に至るまで、納得できないうちは回答しないという態度ではてしない質問をくりかえしている。彼は、このかで党よりも自分を上位におき笑止にも彼の要求に党を屈伏させようとしている。

このような、彼の一貫した党の決定よりも自分の利益、自分の判断を上位におく行動は、わが党の鉄の規律と一致しないものである。

五、統制委員会には、機関や個人から彼に対する報告や上申書が数多くとどいている。これらの報告や上申書はいずれも、彼にたいし、スパイの疑いをかけたものや、彼が党の規律をみだしていること、彼が私行上の不道徳を犯していることを訴えたものである。党は、この彼にたいする訴えを明らかにするために彼の出席を求めて、これを調査することに決定した。このために

〇八月十日の事情聴取のための面談通告
〇八月二十日の第一回査問に出席通告
〇八月二十四日の第二回査問に出席通告
〇九月四日の第三回査問に出席通告

以上計四回にわたつて彼が査問に応ずるよう指定したのである。しかも八月二十二日付でこれに出席しなければ、除名申請に異議ないものとみとめ、最後の決定を下す旨も通告した。それにもかかわらず、彼は言を左右にして出席をこばみ、質問と要求のくりかえしによつて引きのばしを策す一方、このやりとりの中から、党攻撃にいささかでも役に立つ材料を蓄積しようとする意図をろこつにしめした。ここでも彼は納得がいくまで党の決定に服する必要はないという分派の本質をバクロしたのである。

しかも彼は、党本部春日議長あて「査問云々」の長文の手紙を八月二十日付「即日速達、書留郵便」で送つてきたのをはじめ、第二回査問当日には、出席しないむねを電報で回答するという挑発的なやり方をおこなつている。公安調査庁が神山茂夫の除名をとりあげ、商業新聞がこれを発表したのは、彼が電報で回答して三日目のことである。こうして彼は、党の呼び出しには出席しないにもかかわらず、敵の権力機関には自発的に出かけているのである。

彼は一方ではこのような挑発的な行動をとりながら、商業新聞に彼の除名がとりあげられたことをもつて、党中央にスパイがいる証拠であるという新らしいひぼうを展開している。彼はこうして敵の機関の援助によつて、党の断固たる決定に反撃しようとしているのである。

六、中央指導部は、統制委員会の報告にもとずき慎重に検討した結果、以上の事実を確認し全員一致、神山茂夫の除名を決定した。

一九五四年九月二十日

選挙綱領　総選挙を控えて一二月七日、共産党は、当面の行動綱領としての選挙綱領を発表した。

（日本共産党選挙綱領）

一、サンフランシスコ条約、日米行政協定協定、ＭＳＡなどのいっさいの戦争と従属の条約反対。

二、アメリカに指揮される再軍備、軍国主義の復活反対。
ポツダム宣言にもとずく公正な全面講和の実現。

東南アジア軍事同盟その他の侵略的軍事同盟反対。

日本人はアジアをはじめどの国民ともたたかわない。

三、すべての国ぐにとの平和的共存の実現。

はなしあいで国際緊張をやわらげよう。

四、中国、ソ同盟との国交回復。すべての国ぐにとの平等互恵の貿易、漁業、交通、文化交流の実現。

五、原水爆その他の大量殺人兵器の実験、製造、使用の禁止。
軍事基地のとりはらい、占領軍のひきあげ。

六、憲法の改悪反対。国民の民主主義的諸権利をまもる。いっさいの反民主主義法令のてっぱい。

言論、出版、集会、結社の自由。労働組合その他民主主義的運動の自由。

七、経済の軍事化に反対し、平和的転換をはかる。
産業の軍事化に反対し、平和産業の発展を保障する。
貿易の人為的制限をとりのぞき、平等互恵の原則によつて発展させる。

大資本家本位の政策に反対し、中小企業を保護する。

八、国家財政のやりかたを根本から、平和経済、国民生活安定の財政にきりかえる。

☆再軍備費、共同防衛費などの軍事費と警察費をけずり、軍需産業、軍事施設、軍事土木費への投資、補償をやめる。

☆国の財政は、平和産業の育成発展、農業開発、災害復旧、社会保障、住宅建設、教育その他、国民生活の向上、文化の発展のために重点的につかう。

☆税制を改革し、累進所得税の原則にもとづいて、合理的な税制を確立する。

☆国家資本、国家事業の独占収奪をあらため、国民の利益のために経営を改革する。貿易や交通の自由をひろげて、国の収入を改善する。こうして、国民の負担をかるくする。

☆中央財政による集中的な収奪と支配をあらため、国民の生活安定をもとにして、地方財政を健全にする。

☆金融にたいする外国の制約をとりのけ、外国資本の特別保護をやめて平和産業への投資と合理的な融資をおこなう。

☆農業の発展のために、農地、水利の開発災害の復旧、および大規模な未耕地の開拓を政府の手でおこない、また農民の努力をたすける。農業生産への融資と税の減免をおこない、その発展をたすける。

九、首切り、合理化に反対。賃金引上げ、完全雇傭の実施。

十、アメリカのあまつた農産物のおしつけ輸入反対。
低米価強権供出制度反対。ひきあう米価の保障。
土地を農民へ。

十一、失業者に仕事と生活を保障する。
失業、健康、生活保護など社会保障を政府と資本家の負担で実施する。

十二、政党と官僚の汚職、腐敗のてっていした粛清。

十三、平和で健康な民族文化の発展。芸術の創造と科学の研究の自由。芸術、科学にたずさわるすべての人の活動と生活をまも

る。

十四、教育費の国庫全額負担。子供と婦人の権利と地位をまもる。

十五、朝鮮人その他の在日他民族の生活と民主的権利の保障。

十六、再軍備と軍国主義復活の吉田内閣打倒。

民族をうらぎる自由党と民主党を倒せ。

十七、独立・平和・民主・自由の日本のために、すべての愛国者は団結しよう。

（選挙綱領の発表にあたつて国民のみなさんにうつたえる）

全国の労働者、農民、中小企業家、知識人、青年、婦人のみなさん！

いま、日本民族の独立と繁栄は、きわめて重大な危機に面しています。

吉田政府と、自由党、民主党は、国民の幸福をアメリカにうりわたし、戦争の準備をすすめています。このために、日本の経済と産業は破壊され自由はうばわれ、国民の生活は窮乏の度を深めています。

自由党や民主党の、このような民族的うらぎりをうちやぶらねば、日本民族の独立と平和をかちとることはできません。

このような祖国の危機にさいして、すべての愛国者が、独立・平和・民主主義と自由の旗じるしのもとに、かたく総団結することが、祖国解放のただ一つの道であります。このたたかいに勝利することなしには生活の安定も望めません。きたるべき重大な総選挙にあたつて、日本共産党はつぎの選挙綱領を発表します。

この選挙綱領は、祖国の危機を救う道であり、世界の平和、日本民族の幸福をたたかいとる方向をしめすものであると確信します。

日本共産党は、この綱領に全国の愛国者が団結されんことを期待します。

総選挙戦をまえにして全党の同志諸君にうつたう

一九五四年十二月七日　日本共産党中央指導部

全党の同志諸君！

こんどの総選挙戦は世界の平和と、日本民族の独立・平和・民主主義・自由にとつて、きわめて重大な闘いであります。

総選挙におけるわが党の奮闘こそ、世界の平和愛好の勢力とわが国の労働者農民はじめ、すべての愛国者の期待するところであります。

当面の行動綱領として選挙綱領が発表された。この綱領こそ米日反動の再軍備と軍国主義復活を粉砕するために、国民の当面の要求と行動を統一するものである。これによつて、国民の統一と団結は、いつそうひろげられ、つよめることができます。

全党はこの綱領を実現するために、国民とともに、全力をあげてたたかわねばならない。

このためには、選挙戦における米・日反動の弾圧、妨害その他のファシズムから、国民の民主主義と自由を守るたたかいの先頭に立つことが必要であります。

全党は、アメリカ党である自由党や民主党と、てつてい的にたたかつて、かれらの反民族の正体をあばき、かれらの再軍備と軍国主義復活をふんさいするたたかいに、すべての愛国者を結集し国民とともにたたかわねばならない。（以下略）